

静岡市地域防災計画

資料編

令和5年4月修正

静岡市防災会議

目 次

資料 番号	内 容	頁
1 条例・要綱・要領		
1-1	静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例	1
1-2	静岡市防災会議条例	4
1-3	静岡市災害対策本部条例	7
1-4	静岡市災害対策本部運営要綱	8
1-5	静岡市災害対策本部 区本部運営要綱	14
1-6	静岡市地震災害警戒本部条例	18
1-7	静岡市地震災害警戒本部運営要綱	19
1-8	静岡市地震災害警戒本部 区本部運営要綱	25
1-9	静岡市オフロードバイク隊運営要領	28
1-10	静岡市自主防災組織防災倉庫設置費補助金交付要綱	30
1-11	静岡市自主防災組織防災倉庫用地借地料補助金交付要綱	33
1-12	静岡市自主防災組織防災資機材等購入費補助金交付要綱	36
1-13	静岡市自主防災組織可搬消防ポンプ等購入費補助金交付要綱	40
1-14	静岡市自主防災組織避難路等整備事業費補助金交付要綱	43
1-15	静岡市防災技能者の養成研修に関する実施要綱	47
1-16	静岡市地域防災計画の実効性確保に係る庁内連絡会議設置要綱	50
2 組織・体制		
2-1	災害対策本部室配置図	52
2-2	平常の勤務時間内における動員指令	53
2-3	休日又は勤務時間外における指示・情報の伝達系統	53
2-4	災害対策本部開設前、勤務時間内における予警報等の受領と伝達系統図	54
2-5	災害対策本部開設前、休日又は勤務時間外における予警報等の受領と伝達系統図	54
2-6	災害対策本部が開設されている場合における予警報等の受領と伝達系統図	55
2-7	気象等の予報（注意報）及び警報伝達系統図	55
2-8	台風の接近時等における危機警戒本部の設置について	56
2-9	非常配備の伝達方法	57
2-10	災害時における職員参集状況報告手順	58
2-11	防災情報通信系統	59
2-12	静岡市災害対策本部組織機構図	60
2-13	地区支部の活動イメージ	61
2-14	災害時医療救護体制	62
2-15	静岡市災害対策本部設置時における各部各班・区本部各班の事務分掌	63
2-16	消防局・消防団組織図及び消防車両等現況表	75
2-17	災害時職員配備基準	78

資料 番号	内 容		頁
3 通信設備			
3-1		同報無線（子局）設置場所一覧表	81
3-2		災害対策本部・区本部・地区支部通信設備一覧表	93
3-3		地域防災無線局一覧表	96
3-4		防災相互無線一覧表	102
3-5		携帯電話設置場所一覧表	103
3-6		衛星携帯電話設置場所一覧表	106
3-7		特設公衆電話設置場所一覧表	108
3-8		災害時優先電話設置場所一覧表	114
3-9		静岡市役所災害対策本部 アマチュア無線配備図	124
4 防災施設・資機材			
4-1	避難所等	地震・大規模火災等緊急避難場所（広域避難地）一覧表	125
4-2		地震緊急避難場所（一次避難地）一覧表	128
4-3		津波緊急避難場所一覧表	139
4-4		津波避難ビル一覧表	141
4-5		風水害緊急避難場所一覧表	144
4-6		指定避難所一覧表	146
4-7		指定避難所等（福祉避難所）一覧表	168
4-8		帰宅困難者等一時滞在施設一覧表	171
4-9		緊急物資集積所一覧表	171
4-10		大規模災害時における遺体収容施設	171
4-11	医療救護	救護所一覧表	172
4-12		救護病院一覧表	176
4-13		災害時医療用救護セット（標準）	177
4-14	水防法・ 土砂法	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等一覧	184
4-15		洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧表	185
4-16		洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある地下街等・要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達系統図	198
4-17	輸送	幹線避難路	199
4-18		緊急輸送路一覧表	200
4-19		緊急通行車両以外の車両通行止標示	209
4-20		緊急通行車両標章	210
4-21		緊急通行車両確認証明書	211

資料 番号	内 容		頁
4 防災施設・資機材			
4-22	支援	支援受入施設	212
4-23		災害ボランティアセンター等の設置場所	212
4-24		災害多言語支援センターの設置場所	212
4-25		自衛隊災害派遣集結候補地	213
4-26		応援部隊の集結場所及び野営場所の指定 (緊急消防援助隊)	213
4-27		航空部隊の活動拠点場所の指定 (緊急消防援助隊)	213
4-28		防災ヘリポート一覧表	214
4-29		ヘリポートの具備すべき事項	216
4-30		ヘリコプター活動拠点・救援表示シート配備先一覧表	219
4-31		給水・貯水	耐震性貯水槽設置場所一覧表
4-32	受水槽給水栓設置箇所一覧表		228
4-33	給水拠点一覧表		229
4-34	防災倉庫・ 資機材	防災倉庫設置場所一覧表	232
4-35		防災用資機材備蓄一覧表	235
4-36		生活必需品の分散備蓄数	241
4-37		マンホールトイレ等設置場所一覧表	244
4-38		用宗漁港海岸及び用宗漁港「陸開」施設一覧	245
4-39	その他	津波避難ビル標識等標識一覧	248
4-40		海拔表示板	248
4-41		建物番号標示方法	250
4-42		公共建物番号標示一覧表	251
4-43		静岡鉄道株式会社の運転停止基準	253
5 協力協定・相互応援協定			
5-1	他都市との相互応援協定一覧		255
5-2	消防相互応援協定		257
5-3	民間事業者との協力協定一覧		258
5-4	広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画		263
5-5	21 大都市災害時相互応援に関する協定		269
5-6	情報に関する協定		271
5-7	情報（郵便）に関する協定		276
5-8	輸送に関する協定		277
5-9	物資調達に関する協定		279
5-10	医療救護に関する協定		289
5-11	ライフラインに関する協定		292
5-12	相談に関する協定		294

資料 番号	内 容	頁
6 災害救助法関係		
6-1	災害救助法の適用	300
6-2	災害罹災者調査原票	307
6-3	罹災証明書	308
7 災害危険区域関係		
7-1	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数総括表 国土交通省所管地すべり防止区域指定箇所数総括表 危険箇所整備表	309
7-2	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表	310
7-3	地すべり防止区域指定一覧表	317
7-4	土砂災害危険箇所数 土砂災害（特別）警戒区域 指定箇所数	318
7-5	土砂災害（特別）警戒区域一覧	319
7-6	風水害への備え	358
8 その他		
8-1	気象等の予報及び警報の種類と発表基準	364
8-2	過去に静岡市で発生した主な風水害・土砂災害	366
8-3	過去に静岡県に被害を与えた大地震分布図	369
8-4	過去に静岡市に被害を与えた地震	370
8-5	安政東海地震の被害の概要	373
8-6	静岡市津波避難計画	377
9 被害想定		
9-1	静岡県第4次地震被害想定（地震・津波対策編 記載内容の補足）	389
9-2	表層地盤分類図	390
9-3	推定震度分布図	391
9-4	推定全壊焼失率図	392
9-5	推定焼失率図	393
9-6	推定液状化危険度図	394
9-7	富士山火山ハザードマップ	395
9-8	推定津波浸水深・到達時間	396

静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例

平成28年3月18日

条例第73号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、防災・減災の推進に関する基本理念並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにすることにより、市民、事業者及び市が強固に連携して災害に備える体制の構築を図り、もって災害に強く誰もが安心して暮らすことのできるまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

(2) 防災・減災 災害を未然に防止すること、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐこと、及び災害による被害を最小限にとどめることをいう。

(3) 自主防災組織 法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。

(基本理念)

第3条 防災・減災は、次に掲げる事項を基本理念として、市民、事業者及び市が連携し、その強化及び充実に努めなければならない。

(1) 市民、事業者が自らのことは自らが守るという防災・減災の基礎となる自助の理念

(2) 自助を支え、市民及び事業者が地域において互いに助け合うという共助の理念

(3) 自助及び共助を支え、行政が市民及び事業者の安全を確保するという公助の理念

(静岡市地域防災計画におけるこの条例の尊重)

第4条 静岡市防災会議（法第16条第1項により市に設置された防災会議をいう。）は、法第42条第1項の規定により静岡市地域防災計画を策定し、又は修正するときは、前条の基本理念を尊重し、反映させなければならない。

第2章 自助

(市民の自助)

第5条 市民は、次に掲げる事項を実施することにより災害に備え、自らの安全の確保に努めなければならない。

(1) 居住する地域の危険性をハザードマップ（災害の範囲、程度の予測を示す地図で市が作成したものをいう。以下同じ。）その他の手段により把握すること。

(2) 居住し、又は使用する建築物の耐震化（地震に対する安全性の向上を目的とする整備をいう。以下同じ。）を講ずるとともに、家具等に転倒を防止する措置を施す等により、生活空間の安全を確保すること。

(3) 災害時における出火の防止のため火気使用設備に転倒を防止する措置を施す等の措置を講ずること。

(4) 防災訓練及び防災に関する講習会等に積極的に参加し、防災・減災に関する知識を日頃から習得すること。

(5) 災害時の避難経路、避難場所、家族との連絡方法等の避難行動に必要な情報を日頃から収集し、実地に確認すること。

(6) 災害時に必要となる飲料水、食料、燃料等その他生活を維持するための物資を備蓄しておくこと。

(7) 災害時に必要となる資機材及び非常持出品等を準備しておくこと。

資料編 1 - 1

(事業者の自助)

第6条 事業者は、その社会的責任を自覚し、次に掲げる事項を実施することにより、従業員及び施設利用者の安全の確保に努めなければならない。

- (1) その管理する建築物の耐震化を講ずるとともに、設備、資機材等に転倒を防止する措置を施す等により、事業所内における災害時の安全を確保すること。
- (2) 災害時に必要となる資機材等を備蓄すること。
- (3) 事業所内に防災組織を編成し、従業員に対する防災訓練、防災教育を実施すること。
- (4) 避難経路、避難場所、避難マニュアルその他の災害時における避難行動に必要な事項を定めておくこと。
- (5) 従業員又は施設利用者の帰宅が困難となった場合の滞在場所の確保及び滞在者のために必要となる飲料水、食料、燃料等の物資を備蓄しておくこと。
- (6) 事業所内の危険物について、災害時における安全な管理方法を検討し、整備しておくこと。

(自主避難等)

第7条 市民及び事業者は、災害による被害の発生が予想される状況にあつては、情報の収集に努め、早期に自主的に避難する等自らの安全の確保のため必要な行動をとらなければならない。

- 2 市民及び事業者は、市その他の行政機関から高齢者等の避難及びそれ以外の者の避難の準備に関する情報の発表又は避難の指示があつた場合は、自らの安全の確保に配慮しつつ、速やかにこれに基づき行動するものとする。

第3章 共助

(市民の共助)

第8条 市民は、避難、負傷者の救護、被害拡大の防止等について相互に協力するよう努めなければならない。

- 2 市民は、前項の規定による協力のため、その居住する地域に自主防災組織があるときは、当該自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(事業者の共助)

第9条 事業者は、その存する地域の自主防災組織が行う活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、災害時においては、地域の自主防災組織、住民、事業者等と連携し、被災者に対する物資や施設の提供その他必要な支援・協力を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織)

第10条 自主防災組織は、地域における共助を担う基本的な組織として、その地域の住民、事業者等との協働による防災・減災のための活動の実施に努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、防災・減災のため、ハザードマップその他の手段によりその地域で発生する可能性のある災害の種類、規模、被害等を把握するとともに、これに基づき資機材の準備及び訓練の実施に努めるものとする。
- 3 自主防災組織は、平時からその地域に居住する避難行動要支援者（法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。以下同じ。）を把握するよう努めるとともに、災害時においては、避難行動要支援者の安全の確保、円滑な避難等のため必要な支援に努めるものとする。
- 4 自主防災組織は、市が実施する防災・減災に関する施策及び災害発生後の活動に協力するよう努めるものとする。

第4章 公助

(市の責務)

第11条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため総合的な防災・減災対策を立案する責務を有する。

資料編 1 - 1

- 2 市は、防災・減災に関する施策の立案及び実施に当たっては、市民、事業者、自主防災組織及び国、他の地方公共団体その他の防災に関する機関と連携し、協力する体制を構築しなければならない。
- 3 市は、職員の防災・減災に関する能力の向上を図るため、職員に対する訓練、研修等を行わなければならない。
- 4 市は、災害が発生した場合における市民生活の安定を図るため、業務継続計画（災害が発生した場合において優先されるべき業務の継続及び通常業務の早期の再開を図るために必要な手段、体制等を定める計画をいう。以下同じ。）を作成するとともに、当該業務継続計画に係る訓練等を実施し、その実施状況を検証し、及び必要に応じ当該業務継続計画の見直しを行うよう努めなければならない。
- 5 市は、市民及び事業者が防災・減災への理解と関心を深め、自発的な活動につなげることができるよう、防災・減災に関する知識の普及及び啓発を行うとともに、市民、事業者及び自主防災組織の活動への支援に努めなければならない。
- 6 市は、災害の発生の予測又は発生した災害の状況に関する情報を収集し、市民及び事業者が災害に備え、又は対応するために必要な情報を適時適切に発信しなければならない。
(議会の責務)

第12条 議会は、防災・減災に関する調査及び研究を継続して行い、市民及び事業者にとって必要な施策の検討に努め、必要に応じ、市の執行機関に対して提言を行うものとする。

- 2 議会は、防災・減災に関して、国、静岡県等に対する働きかけを積極的に行い、防災・減災の推進に努めるものとする。
(職員の責務)

第13条 職員は、平時から防災・減災に関する知識及び技術の習得に努めるとともに、その居住する地域における防災・減災に関する活動に積極的に参加するものとする。

- 2 職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、あらかじめ定められた体制により、速やかに、防災・減災のための業務に従事するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年10月14日条例第71号)

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市防災会議条例

平成 15 年 4 月 1 日
条例第 293 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、静岡市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 静岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 47 人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 市を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者
- (3) 静岡県の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 市の職員のうちから市長が任命する者
- (8) 水防団員のうちから市長が委嘱する者
- (9) 市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
- (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

6 前項第 9 号から第 11 号までの委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 第 5 項第 9 号から第 11 号までの委員は、再任されることができる。

(平 18 条例 26・平 20 条例 137・一部改正)

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、指定地方行政機関の職員、静岡県の職員、市の職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

(平 18 条例 26・平 20 条例 137・一部改正)

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

資料編 1-2

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 2 月 24 日条例第 26 号)

この条例は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 3 日条例第 137 号)

この条例は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 16 日条例第 73 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例による改正後の静岡市防災会議条例第 3 条第 6 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に市長が委嘱する同条第 5 項第 10 号の委員の任期は、平成 25 年 8 月 26 日までとする。

(別記) 静岡市防災会議委員構成

令和5年4月現在

区 分	団 体 ・ 役 職 名
1 会長	静岡市長
2 1号委員【指定地方行政機関の職員】	農林水産省関東農政局静岡県拠点地方参事官
3	国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長
4	海上保安庁第三管区海上保安本部清水海上保安部長
5	気象庁東京管区气象台静岡地方气象台長
6	国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所長
7	国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所長
8	国土交通省中部地方整備局清水港湾事務所長
9 2号委員【陸上自衛隊の自衛官】	陸上自衛隊第34普通科連隊長
10 3号委員【静岡県職員】	静岡県中部地域局中部危機管理監
11 4号委員【静岡県警察官】	静岡県警察本部警備部長
12 5号委員【教育長】	教育長
13 6号委員【消防長及び消防団長】	消防長（消防局長）
14	静岡市消防団長
15 7号委員【市職員】	副市長
16	副市長
17	公営企業管理者
18	危機管理監
19 8号委員【水防団員】	静岡市水防団 副団長
20 9号委員	東海旅客鉄道株式会社 静岡駅長
21 【指定公共、指定地方公共機関の役職員】	西日本電信電話株式会社 静岡支店長
22	日本赤十字社静岡県支部 事務局長
23	日本放送協会静岡放送局 放送部長
24	中日本高速道路株式会社 静岡保全・サービスセンター所長
25	一般社団法人静岡県トラック協会 静岡支部長
26	中部電力パワーグリッド株式会社 静岡営業所長
27	静岡ガス株式会社 静岡支社長
28	一般社団法人静岡県LPガス協会 静岡地区長
29	静岡鉄道株式会社 常務取締役
30	しずてつジャストライン株式会社 総務部長
31	静岡放送株式会社 報道部長
32 10号委員	静岡市自治会連合会 生活安全対策委員長
33 【自主防災組織を構成する者または学識経験のある者】	しずおか女性の会 会員
34	しみず女性の会 会長
35	静岡市民生委員児童委員協議会 常任理事
36	特定非営利法人男女共同参画フォーラムしずおか 副代表理事
37 11号委員	静岡市議会 総務委員長
38 【市長が特に必要があると認める者】	一般社団法人静岡市静岡医師会 副会長
39	一般社団法人静岡市清水医師会 会長
40	一般社団法人静岡市静岡歯科医師会 理事
41	一般社団法人静岡市清水歯科医師会 理事
42	一般社団法人静岡市薬剤師会 副会長
43	清水薬剤師会 副会長
44	静岡市自治会連合会長
45	公益社団法人静岡県看護協会 地区理事

静岡市災害対策本部条例

平成 15 年 4 月 1 日
条例第 294 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、静岡市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(本部長等の職務)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

4 副本部長及び本部員以外の災害対策本部の職員(以下「本部職員」という。)は、災害対策本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(区本部)

第 4 条 本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に区本部を置くことができる。

2 区本部に属すべき本部職員(以下「区本部職員」という。)は、本部長が指名する。

3 区本部に区本部長を置き、本部長が指名する区本部職員をもって充てる。

4 区本部長は、区本部の事務を掌理する。

(平 16 条例 124・一部改正)

(現地災害対策本部)

第 5 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員、本部職員及び区本部職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平 16 条例 124・一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 22 日条例第 124 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

静岡市災害対策本部運営要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2及び静岡市災害対策本部条例（平成15年静岡市条例第294号）第6条の規定に基づき、静岡市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 本 部

(組織及び分掌事務)

第2条 本部を設置するときは、その事務を処理するため本部対策室及び部を置き、別に定める事務を分掌する。

2 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部対策室に「静岡市災害対策本部」の表示をする。

3 本部長は、応急対策及び応急救助活動の実施にあたり、本部の地域組織として必要があると認めるときは、区本部及び地区支部を置くものとし、必要な事項は別に定める。

4 本部長は、災害地にあつて本部の事務の一部を行う現地災害対策本部を置くことができる。

(副本部長)

第3条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副市長によりその職務を代理する。

(本部総括部長)

第4条 本部に本部総括部長を置き、静岡市危機管理監の職にある者をもって充てる。

2 本部総括部長は、本部長、副本部長を補佐し、本部員を指揮監督する。

(本部員)

第5条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、表1に掲げる者をもって充てる。

(部及び班)

第6条 本部に本部長が別に定める部及び班を置く。

2 部及び班が分掌する事務は本部長が別に定める。

3 部長は、本部長が指名するものをもって充て、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 班長は、本部長が指名するものをもって充て、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 各部各班の職員は、原則として前項に定める班長が所属する課の職員をもって充てる。

(配備態勢)

第7条 災害応急対策を実施するための配備態勢は、別に定める。

2 勤務時間外並びに勤務を要しない日及び休日における連絡体制は別に定める。

(本部対策室)

第8条 本部が設置されたときは、本部対策室を静岡庁舎災害対策本部室に開設する。ただし、状況により準備室を危機管理総室に置くことができる。

2 本部長は、必要に応じ本部対策室に防災関係機関等関係者の参集を求めることができる。

3 本部長は、本部対策室を主掌し、重要な災害応急対策について協議する。

(本部会)

第9条 本部会は、災害応急対策について協議するため、必要に応じ本部会を招集する。

2 本部会は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する者をもって構成する。

3 本部会の招集場所は別に定める。

(本部の廃止)

第10条 本部長は、災害による危険がなくなったと判断したとき、又は、災害発生後における応急措置が概ね完了したときは、本部を廃止する。

(通知及び公表)

第11条 本部の設置及び廃止の通知先等は、表2による。

(標 識 等)

第12条 本部の活動に使用する標識等は、次の各号に定めるところによるものとする。

資料編 1 - 4

- (1) 災害対策本部に属する職員は、図 1 による腕章等を着用する。
- (2) 災害応急対策活動に使用する車両には、図 2 による標旗を装着する。
- (3) 大規模地震対策特別措置法第 27 条第 9 項、災害対策基本法第 83 条第 2 項及び災害救助法第 6 条第 4 項に基づく職員の身分証明書は、図 3 による。

第 3 章 現地災害対策本部

(組 織)

第 13 条 本部長は、災害地において人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するため必要と認められた場合には、現地災害対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。

2 現地対策本部は、災害地を所管する区本部、地区支部又は災害地に設置する。

3 現地災害対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）は、現地対策本部の設置場所に「静岡市災害対策本部現地災害対策本部」の表示をする。

第 14 条 現地対策本部に現地対策本部長、現地災害対策副本部長（以下「現地対策副本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現地対策本部員」という。）を置く。

2 現地対策本部長は、副本部長、本部員又は区本部長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

3 現地対策副本部長は、本部員、区本部長又は区副本部長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。現地対策副本部長は、現地対策本部長を補佐し、現地対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 現地対策本部員は、本部員、本部職員、区本部長、区副本部長、及び地区支部長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

5 現地対策本部の職員は、本部職員、区本部職員及び地区支部職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(現地対策本部長の権限)

第 15 条 本部長は、現地対策本部を置いたときは、人命の救助その他の応急対策を迅速に実施するために必要な権限を現地対策本部長に委任することができる。

(現地対策本部の廃止)

第 16 条 本部長は、現地における応急対策が概ね終了したと判断した場合に、現地対策本部を廃止する。

(通知及び公表)

第 17 条 第 11 条の規定は、本部長が現地対策本部を設置し、又は廃止したときに準用する。

第 4 章 服 務 等

(心 構 え)

第 18 条 災害対策本部に属する職員は、災害応急対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し誠実に対応しなければならない。

2 災害対策本部に属する職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招くことがないように注意しなければならない。

3 災害対策本部に属する職員は、その内容が軽易な場合を除き記録を励行し、受理及び伝達の確実を期さなければならない。

第 5 章 雑 則

第 19 条 前各条に定めるもののほか、本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

資料編 1 - 4

- 附 則
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 24 年 8 月 31 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

表 1 本部員

No.	職 名
1	静岡市総務局長
2	静岡市企画局長
3	静岡市財政局長
4	静岡市市民局長
5	静岡市葵区長
6	静岡市駿河区長
7	静岡市清水区長
8	静岡市観光交流文化局長
9	静岡市環境局長
10	静岡市保健福祉長寿局長
11	静岡市子ども未来局長
12	静岡市経済局長
13	静岡市都市局長
14	静岡市建設局長
15	静岡市消防局長
16	静岡市上下水道局長
17	静岡市教育局長

資料編 1-4

表 2 災害対策本部の設置及び廃止公表先

通知先及び公共先	通知及び公表の方法
各 部 班 各 区 本 部 各 地 区 支 部	有線電話等
県 災 害 対 策 本 部 防 災 関 係 機 関	有線電話、ふじのくに防災情報共有システム等
一 般 住 民	報道関係機関等を通じて公表
報 道 機 関	口頭又は文書

図 1 腕章（標準仕様）

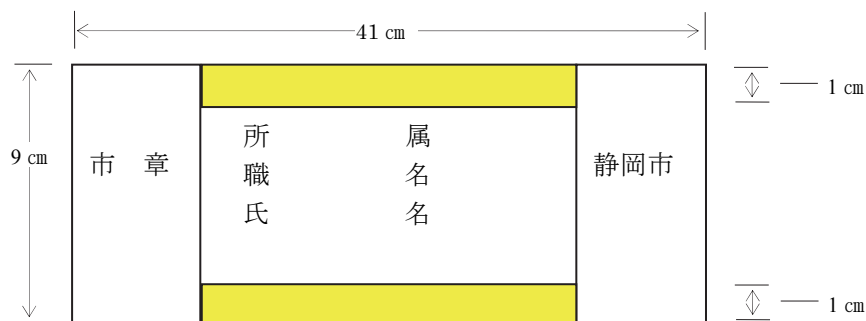
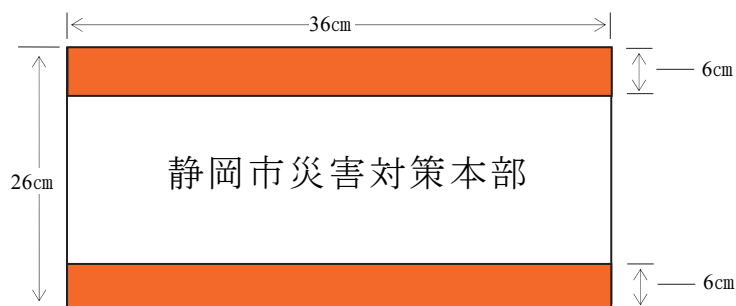


図 2 車両標旗



- 1 上下の帯の部分はオレンジ色とする。
- 2 印字の部分は白地に黒色とする

図 3 身分証明書

(表)

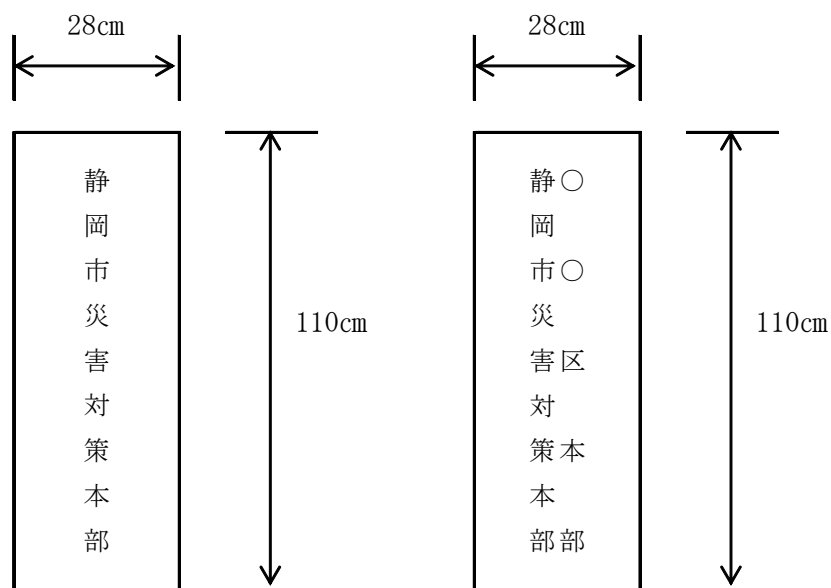
身分証明書		第		号	
所	属				
職	名				
氏	名				
生年月日	大昭平令	年	月	日	
有効期間					
令和	年	月	日から		
令和	年	月	日まで		
上記の者は、大規模地震対策特別措置法第 27 条第 9 項、災害対策基本法第 83 条第 2 項及び災害救助法第 6 条第 4 項の規定による立入検査員であることを証明する。					
令和 年 月 日					
静岡市長名印					

(裏)

大規模地震対策特別措置法
第 27 条第 9 項 災害対策基本法第八十三条の規定は、第三項の規定により都道府県の職員が立ち入る場合及び第五項の規定により指定行政機関又は指定地方行政機関の職員が立ち入る場合に準用する。
災害対策基本法
第 83 条第 2 項 前項の場合においては、その職員は、その身分を示す票を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
災害救助法
第 6 条第 4 項 当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
(注意)
1 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 この証明書は、有効期間が経過したり、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。

資料編 1 - 4

参考 災害対策本部標識(静岡市災害対策本部運営要綱第2条第2項関係)



- (注) 1 生地は木製とする。
2 文字は墨書とする。

静岡市災害対策本部 区本部運営要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項、静岡市災害対策本部条例（平成15年静岡市条例第294号）第6条及び静岡市災害対策本部運営要綱（平成16年4月1日施行）第2条第3項の規定に基づき、静岡市災害対策本部（以下「本部」という。）の区本部及び地区支部の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 区本部

(区本部の組織及び分掌事務)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、応急対策及び応急救助活動の実施にあたり、地域活動拠点として必要があると認めるときは、区本部を設置することができる。

- 2 区本部は、葵区本部、駿河区本部及び清水区本部とし表1に掲げる場所に設置する。
- 3 区本部の所管区域及び事務分掌は、本部長が別に定める。
- 4 区本部の事務を処理するため班を置く。
- 5 区本部長は、区本部対策室に、「静岡市災害対策本部〇〇区本部」の表示をする。

(区本部長、区本部員、班長及び副班長)

第3条 区本部に区本部長、区副本部長、班長及び副班長を置く。

- 2 区本部長、区副本部長、班長及び副班長は、本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 区本部長は、区本部の災害応急対策を総轄し、区本部の職員を指揮監督する。
- 4 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故あるときは、区本部長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。
- 5 班長は、班の事務を掌理し、班に属する職員を指揮監督する。
- 6 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、班長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。
- 7 班員は、本部長の指名する者をもって充てる。
- 8 区本部長は、区本部職員の代替要員について本部総括部庶務班と協議するものとする。

(配備体制)

第4条 災害応急対策を実施するための配備体制は、別に定める。

- 2 勤務時間外並びに勤務を要しない日及び休日における連絡体制は別に定める。

(区本部の廃止)

第5条 区本部は、本部が廃止されたとき、又は、本部長が廃止を指示したときに廃止する。

第3章 地区支部

(地区支部の組織及び分掌事務)

第6条 本部長は応急対策及び応急救助の実施にあたり、区本部の地区における活動拠点として必要があると認めるときは、地区支部を設置するものとする。

- 2 地区支部は、本部長が別に定める事務を分掌する。
- 3 地区支部は、表2から表4までに掲げる場所に設置する。

(地区支部長、副地区支部長)

第7条 地区支部には地区支部長、副地区支部長を置く。

- 2 地区支部長、副地区支部長及び地区支部の職員は、本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 地区支部長は、所属区本部長の指揮の下に、地区支部の災害応急対応を総括し地区支部の職員を指揮監督する。
- 4 副地区支部長は、地区支部長を補佐し、地区支部長に事故あるときは、地区支部長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。
- 5 要員は、本部長の指名する者をもって充てる。

(配備体制)

第8条 災害応急対策を実施するための配備体制は、別に定める。

資料編1-5

2 勤務時間外並びに勤務を要しない日及び休日における連絡体制は別に定める。

(地区支部の廃止)

第9条 地区支部は、区本部が廃止されたとき、又は、区本部長が廃止を指示したときに廃止する。

第4章 服務等

(心構え)

第10条 区本部及び地区支部に属する職員は、災害応急対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し誠実に対応しなければならない。

2 区本部及び地区支部に属する職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招くことがないように注意しなければならない。

3 区本部及び地区支部に属する職員は、その内容が軽易な場合を除き記録を励行し、受理及び伝達の確実を期さなければならない。

第5章 雑則

第11条 前各条に定めるもののほか、区本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

資料編1-5

表1 区本部

No.	区本部名	施設名	所在地
1	葵区本部	葵区役所	葵区追手町5番1号
2	駿河区本部	駿河区役所	駿河区南八幡町10番40号
3	清水区本部	清水区役所	清水区旭町6番8号
		清水消防署(※1)	清水区東大曲町6番8号

(※1)津波被害の恐れがある場合

表2 地区支部(葵区)

No.	地区支部名	施設名	所在地
1	葵地区支部	葵小学校	葵区城内町7番9号
2	新通地区支部	新通小学校	〃 駒形通二丁目4番47号
3	駒形地区支部	駒形小学校	〃 南安倍二丁目1番1号
4	番町地区支部	番町小学校	〃 新富町一丁目23番地の1
5	田町地区支部	田町小学校	〃 田町五丁目70番地
6	安西地区支部	安西小学校	〃 安西一丁目96番地の3
7	伝馬町地区支部	伝馬町小学校	〃 伝馬町14番地の2
8	井宮地区支部	井宮小学校	〃 平和一丁目7番1号
9	井宮北地区支部	井宮北小学校	〃 上伝馬2番1号
10	賤機南地区支部	賤機南小学校	〃 松富三丁目1番46号
11	賤機中地区支部	賤機中小学校	〃 牛妻2095番地の2
12	賤機北地区支部	賤機北小学校	〃 俵沢234番地の1
13	安倍口地区支部	安倍口小学校	〃 安倍口新田50番地
14	美和地区支部	美和小学校	〃 遠藤新田69番地の1
15	足久保地区支部	美和中学校	〃 足久保口組3276番地の2
16	松野地区支部	松野小学校	〃 松野598番地の2
17	井川地区支部	井川支所	〃 井川656番地の2
18	梅ヶ島地区支部	梅ヶ島生涯学習交流館	〃 梅ヶ島1309番地
19	大河内地区支部	大河内生涯学習交流館	〃 平野1097番地の38
20	玉川地区支部	玉川生涯学習交流館	〃 落合126番地の1
21	横内地区支部	横内小学校	〃 緑町1番1号
22	安東地区支部	安東小学校	〃 安東三丁目16番1号
23	城北地区支部	城北小学校	〃 北安東四丁目27番3号
24	竜南地区支部	竜南小学校	〃 竜南一丁目23番1号
25	千代田地区支部	千代田小学校	〃 杓谷五丁目47番地の1
26	千代田東地区支部	千代田東小学校	〃 川合三丁目4番1号
27	西奈地区支部	西奈小学校	〃 瀬名三丁目23番1号
28	西奈南地区支部	西奈南小学校	〃 南瀬名町1番20号
29	北沼上地区支部	北沼上小学校	〃 北沼上1020番地
30	麻機地区支部	麻機小学校	〃 有永町2番43号
31	服織地区支部	服織小学校	〃 羽鳥六丁目9番1号
32	服織西地区支部	服織西小学校	〃 新聞759番地の1の1
33	南藁科地区支部	南藁科小学校	〃 吉津400番地
34	中藁科地区支部	中藁科小学校	〃 大原942番地の1
35	清沢地区支部	清沢生涯学習交流館	〃 昼居渡66番地の2
36	大川地区支部	大川小中学校	〃 日向876番地

資料編1-5

表3 地区支部（駿河区）

No.	地区支部名	施設名	所在地
1	森下地区支部	森下小学校	駿河区森下町2番1号
2	中田地区支部	中田小学校	〃 中田二丁目14番1号
3	南部地区支部	南部小学校	〃 南八幡町11番1号
4	大里西地区支部	大里西小学校	〃 中原400番地
5	大里東地区支部	大里東小学校	〃 高松2310番地
6	中島地区支部	中島小学校	〃 中島2992番地の1
7	宮竹地区支部	宮竹小学校	〃 宮竹二丁目12番1号
8	富士見地区支部	富士見小学校	〃 登呂一丁目1番1号
9	西豊田地区支部	西豊田小学校	〃 曲金二丁目8番80号
10	東源台地区支部	東源台小学校	〃 国吉田六丁目7番45号
11	東豊田地区支部	東豊田小学校	〃 池田491番地の2
12	大谷地区支部	大谷小学校	〃 大谷3683番地の2
13	久能地区支部	久能小学校	〃 古宿213番地の2
14	長田北地区支部	長田北小学校	〃 向敷地890番地
15	長田東地区支部	長田東小学校	〃 東新田三丁目10番1号
16	長田西地区支部	長田西小学校	〃 丸子六丁目15番65号
17	川原地区支部	川原小学校	〃 下川原四丁目14番1号
18	長田南地区支部	長田南小学校	〃 広野四丁目7番1号

表4 地区支部（清水区）

No.	地区支部名	施設名	所在地
1	辻地区支部	辻生涯学習交流館	清水区宮代町5番75号
2	江尻地区支部	江尻生涯学習交流館	〃 小芝町3番35号
3	入江地区支部	入江生涯学習交流館	〃 入江三丁目8番12号
4	浜田地区支部	浜田生涯学習交流館	〃 浜田町4番4号
5	岡地区支部	岡生涯学習交流館	〃 桜が丘町7番1号
6	船越地区支部	清水船越小学校	〃 船越三丁目15番1号
7	清水地区支部	清水生涯学習交流館	〃 松井町7番22号
		清水第三中学校(※1)	〃 三光町3番57号
8	不二見地区支部	不二見生涯学習交流館	〃 村松534番地の2
9	駒越地区支部	駒越生涯学習交流館	〃 迎山町1番7号
10	折戸地区支部	折戸生涯学習交流館	〃 折戸四丁目8番60号
11	三保地区支部	三保生涯学習交流館	〃 三保松原町39番地の5
12	飯田地区支部	飯田生涯学習交流館	〃 下野東9番1号
13	高部地区支部	高部生涯学習交流館	〃 押切1086番地の2
14	有度地区支部	有度生涯学習交流館	〃 草薙一里山3番1号
15	袖師地区支部	袖師生涯学習交流館	〃 袖師町1092番地の1
16	庵原地区支部	庵原生涯学習交流館	〃 庵原町68番地の1
17	興津地区支部	興津生涯学習交流館	〃 興津本町829番地
18	小島地区支部	小島生涯学習交流館	〃 但沼町284番地の1
19	両河内地区支部	両河内生涯学習交流館	〃 和田島171番地の1
20	蒲原地区支部	蒲原市民センター (蒲原生涯学習交流館)	〃 蒲原新田一丁目21番1号
21	由比地区支部	由比生涯学習交流館	〃 由比北田457番地の1

(※1)津波被害の恐れがある場合

静岡市地震災害警戒本部条例

平成15年4月1日

条例第295号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、静岡市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置く。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 静岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 教育長

(3) 消防長及び消防団長

(4) 市の職員のうちから市長が任命する者

(5) 市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちから市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 警戒本部に部を置く。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、部に属する本部職員のうちから部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(区本部)

第4条 警戒本部に区本部を置く。

2 区本部に属すべき本部職員(以下「区本部職員」という。)は、本部長が指名する。

3 区本部に区本部長を置き、本部長が指名する区本部職員をもって充てる。

4 区本部長に事故があるとき、又は区本部長が欠けたときは、区本部に属する区本部職員のうちから区本部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(平16条例125・一部改正)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月22日条例第125号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

静岡市地震災害警戒本部運営要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号以下「法」という。）第18条第4項及び静岡市地震災害警戒本部条例（平成15年静岡市条例第295号）第5条の規定に基づき、静岡市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定め、地震防災応急対策等の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

第2章 本 部

(組織及び分掌事務)

第2条 警戒本部には、その事務を処理するため災害対策本部室及び部を置き、静岡市地震災害警戒本部条例第2条に規定する本部長（以下「本部長」という。）が別に定める事務を分掌する。

2 本部長は、災害対策本部に「静岡市地震災害警戒本部」の表示をする。

3 本部長は、応急対策及び応急救助活動の実施にあたり、本部の地域組織として必要があると認めるときは、区本部及び地区支部を置くものとし、必要な事項は別に定める。

(副本部長)

第3条 静岡市地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副市長によりその職務を代理する。

(本部総括部長)

第4条 警戒本部に本部総括部長を置き、静岡市危機管理監の職にある者をもって充てる。

2 本部総括部長は、本部長、副本部長を補佐し、本部員を指揮監督する。

(本部員)

第5条 警戒本部の本部員（以下「本部員」という。）は、表1に掲げる者をもって充てる。

(部及び班)

第6条 警戒本部に、本部長が別に定める部及び班を置く。

2 部及び班が分掌する事務は本部長が別に定める。

3 部長は、本部長が指名するものをもって充て、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 班長は、本部長が指名するものをもって充て、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 各部各班の職員は、原則として前項に定める班長が所属する課の職員をもって充てる。

(配備態勢)

第7条 地震防災応急対策を実施するための配備態勢は、別に定める。

2 勤務時間外並びに勤務を要しない日及び休日における連絡体制は別に定める。

(本部対策室)

第8条 警戒本部が設置されたときは、本部対策室を静岡庁舎災害対策本部室に開設する。

2 本部長は、必要に応じ本部対策室に防災関係機関等関係者の参集を求めることができる。

3 本部長は、本部対策室を主掌し、重要な地震防災応急対策について協議する。

(本部会)

第9条 本部長は、地震防災応急対策について協議するため、必要に応じ本部会を招集し、地震防災応急対策の実施について協議する。

2 本部会は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する者をもって構成する。

3 本部会の招集場所は、別に定める。

(警戒本部の廃止)

第10条 本部長は、法第19条第2項の規定により、警戒宣言が解除されたときは速やかに地震防災応急対策の事後処理を行ったうえ、警戒本部を廃止する。

資料編 1-7

(災害対策本部への引継)

第 11 条 警戒本部は地震が発生し、静岡市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が配置されたときは、法第 19 条第 1 項の規定に基づき、廃止する。

2 前項の場合において、警戒本部が実施した地震防災応急対策の状況、その他災害応急対策の参考となる事項を、災害対策本部に引継ぐ。

3 第 1 項の規定による警戒本部の廃止については、次条の規定にかかわらず、警戒本部の廃止の通知は行わないものとする。

(通知及び公表)

第 12 条 本部の設置及び廃止の通知先等は、表 2 による。

(標識等)

第 13 条 警戒本部の活動に使用する標識等は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 災害対策に従事する職員は、図 1 による腕章等を着用する。

(2) 地震防災応急対策活動に使用する車輛には、図 2 による標旗を装着する。

(3) 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 27 条第 9 項の規定により準用される災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 83 条第 2 項に基づく職員の身分証明書は図 3 による。

(職員の措置)

第 14 条 職員は、警戒宣言が発せられたときは、あらかじめ本部長が職員ごとに指定した場所に参集し、防災業務を行うものとする。

(心構え)

第 15 条 警戒本部に属する職員は、地震防災応急対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し誠実に対応しなければならない。

2 警戒本部に属する職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招くことがないように注意しなければならない。

3 災害対策業務に従事する職員は、その内容が軽易な場合を除き記録を励行し、受理及び伝達の確実を期さなければならない。

第 3 章 雑則

第 16 条 前各条に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

資料編 1-7

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

表 1 本部員

No.	職 名
1	静岡市総務局長
2	静岡市企画局長
3	静岡市財政局長
4	静岡市市民局長
5	静岡市葵区長
6	静岡市駿河区長
7	静岡市清水区長
8	静岡市観光交流文化局長
9	静岡市環境局長
10	静岡市保健福祉長寿局長
11	静岡市子ども未来局長
12	静岡市経済局長
13	静岡市都市局長
14	静岡市建設局長
15	静岡市消防局長
16	静岡市上下水道局長
17	静岡市教育局長

資料編 1-7

表 2 地震災害警戒本部の設置及び廃止公表先

通知先及び公共先	通知及び公表の方法
各部 各区本部 各地区支部	有線電話等
県災害対策本部 防災関係機関	有線電話、ふじのくに防災情報共有システム等
一般住民	報道関係機関等を通じて公表
報道機関	口頭又は文書

図 1 腕章（標準仕様）

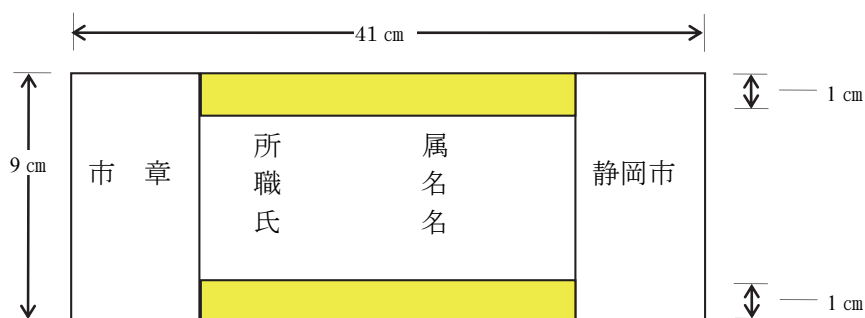


図 2 車両標旗



- 1 上下の帯の部分はオレンジ色とする。
- 2 印字の部分は白地に黒色とする

図 3 身分証明書

(表)

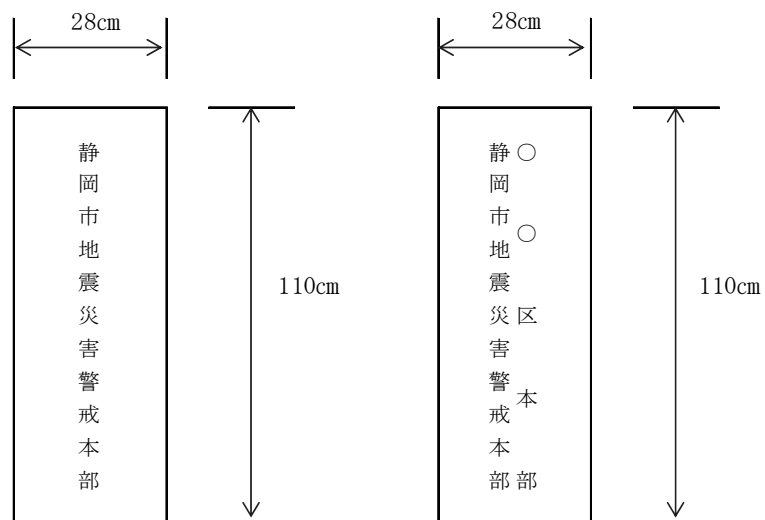
		第		号	
身分証明書					
		所	属		
		職	名		
		氏	名		
		生年月日	大昭平令	年	月 日
有効期間					
令和	年	月	日から		
令和	年	月	日まで		
上記の者は、大規模地震対策特別措置法第 27 条第 9 項、災害対策基本法第 83 条第 2 項及び災害救助法第 6 条第 4 項の規定による立入検査員であることを証明する。					
令和 年 月 日					
静岡市長名印					

(裏)

大規模地震対策特別措置法
第 27 条第 9 項 災害対策基本法第八十三条の規定は、第三項の規定により都道府県の職員が立ち入る場合及び第五項の規定により指定行政機関又は指定地方行政機関の職員が立ち入る場合に準用する。
災害対策基本法
第 83 条第 2 項 前項の場合においては、その職員は、その身分を示す票を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
災害救助法
第 6 条第 4 項 当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。
(注意)
1 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
2 この証明書は、有効期間が経過したり、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。

資料編 1-7

参考 地震災害警戒本部標識(静岡市地震災害警戒本部運営要綱第2条第2項関係)



- (注) 1 生地は木製とする。
2 文字は墨書とする。

静岡市地震災害警戒本部 区本部運営要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項、静岡市地震災害警戒本部条例（平成15年静岡市条例第295号）第5条及び静岡市地震災害警戒本部運営要綱（平成16年4月1日施行）第2条第3項の規定に基づき、静岡市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の区本部及び地区支部の組織及び運営に関し必要な事項を定め、地震防災応急対策等の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

第2章 区 本 部

(組織及び分掌事務)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、応急対策及び応急救助の実施にあたり、地域の活動拠点として必要があると認めるときは、区本部を設置するものとする。

- 2 区本部は、葵区本部、駿河区本部及び清水区本部とし表1に掲げる場所に設置する。
- 3 区本部の事務分掌及び所管区域は、本部長が別に定める。
- 4 区本部の事務を処理するため班を置く。
- 5 区本部長は、区本部対策室に「静岡市地震災害警戒本部〇〇区本部」の表示をする。

(区本部長、区副本部長、班長及び副班長)

第3条 区本部に区本部長、副本部長、班長及び副班長を置く。

- 2 区本部長、区副本部長、班長及び副班長は、本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 区本部長は、区本部の災害応急対策を総轄し、区本部の職員を指揮監督する。
- 4 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故あるときは、区本部長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。
- 5 班長は、班の事務を掌理し、班に属する職員を指揮監督する。
- 6 副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、班長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。
- 7 班員は、本部長の指名する者をもって充てる。
- 8 区本部長は、区本部職員の代替要員について警戒本部総括部庶務班と協議するものとする。

(配備態勢)

第4条 災害応急対策を実施するための配備体制は、別に定める。

- 2 勤務時間外並びに勤務を要しない日及び休日における連絡体制は別に定める。

(区本部の廃止)

第5条 区本部は、本部が廃止されたとき、又は本部長が廃止を指示したときに廃止する。

第3章 地区支部

(組織及び事務分掌)

第6条 本部長は、応急対策及び応急救助の実施にあたり、区本部の地区における活動拠点として、必要があると認めるときは、地区支部を設置するものとする。

- 2 地区支部は、本部長が別に定める事務を分掌する。
- 3 地区支部は、表2から表4までに掲げる場所に設置する。

(地区支部長、副地区支部長)

第7条 地区支部に地区支部長、副地区支部長を置く。

- 2 地区支部長、副地区支部長及び地区支部の職員は、本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 地区支部長は、所属区本部長の指揮の下に、地区支部の災害応急対策を総轄し、地区支部の職員を指揮監督する。
- 4 副地区支部長は、地区支部長を補佐し、地区支部長に事故あるときは、地区支部長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理する。

資料編 1 - 8

5 要員は、本部長の指名する者をもって充てる。

(配備体制)

第8条 災害応急対策を実施するための配備体制は、別に定める。

2 勤務時間外並びに勤務を要しない日及び休日における連絡体制は別に定める。

(地区支部の廃止)

第9条 地区支部は、区本部が廃止されたとき、又は、区本部長が廃止を指示したときに廃止する。

第4章 服 務 等

(心 構 え)

第10条 区本部及び地区支部に属する職員は、災害応急対策を支援する自衛隊、防災関係機関及び自主防災活動を実施する住民その他の者に対し誠実に対応しなければならない。

2 区本部及び地区支部に属する職員は、自らの言動によって、住民に不安を与え、若しくは住民の誤解を招くことがないように注意しなければならない。

3 区本部及び地区支部に属する職員は、その内容が軽易な場合を除き記録を励行し、受理及び伝達の確実を期さなければならない。

第5章 雑 則

第11条 前各条に定めるもののほか、区本部の運営に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

資料編 1－8

表 1 区本部
略（静岡市災害対策本部 区本部運営要綱 表 1 と同じ）

表 2 地区支部（葵区）
略（静岡市災害対策本部 区本部運営要綱 表 2 と同じ）

表 3 地区支部（駿河区）
略（静岡市災害対策本部 区本部運営要綱 表 3 と同じ）

表 4 地区支部（清水区）
略（静岡市災害対策本部 区本部運営要綱 表 4 と同じ）

静岡県オフロードバイク隊運営要領

(目 的)

第 1 この運営要領は、静岡県オフロードバイク隊（以下「バイク隊」という。）の活動について必要な事項を定め、災害応急活動又は災害防止活動に資することを目的とする。

(任 務)

第 2 バイク隊は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の初期情報の収集及び伝達等を任務する。

(編 成)

第 3 バイク隊は、次の各号に掲げるバイク隊員（以下「バイク隊員」という。）をもって構成する。

- (1) 隊 長
- (2) 副 隊 長 2 名とする
- (3) 小 隊 長 7 名とする
- (4) 隊 員 隊長以下 50 人以内とする

(任 命)

第 4 バイク隊員は、危機管理総室兼務又は併任職員とし、危機管理総室次長の任命する者とする。

(活動区域)

第 5 バイク隊員の活動区域は別に定めるもののほか、危機管理総室次長の指令するところとする。

(情報収集要領)

第 6 バイク隊員の情報収集要領は、別に定める。

(服装及び装備)

第 7 バイク隊員の服装及び装備は、別に定める。

(隊長及び、副隊長の任務)

第 8 隊長は、バイク隊員を指揮監督し、所要の活動を行う。

2 副隊長は、隊長が出動することができないときは、バイク隊員を指揮監督し、所要の活動を行う。

(心 得)

第 9 バイク隊員は、被災地等の特殊な環境下で活動することに鑑み、バイク操作等の慣熟に努め、走行技術の向上を図るものとする。

(出 動)

第 10 バイク隊の全部又は一部は、次の各号に掲げる場合に出動するものとする。

- (1) 東海地震注意情報が発表されたとき。
- (2) 大規模地震が予想されるまたは発生したとき。
- (3) 前 2 号以外の災害が発生したとき。
- (4) 他の地方公共団体からの応援要請があったとき。
- (5) 前各号以外で必要があったとき。

2 バイク隊は、原則として危機管理総室次長の出動指令により出動するものとする。

(解 散)

第 11 バイク隊は活動終了後、危機管理総室次長の解散指令により、解散するものとする。

(訓 練)

第 12 バイク隊は、別に定める訓練計画に従って、次の各号に掲げる訓練を実施するものとする。

資料編 1-9

- (1) バイク走行訓練
 - (2) 通信確保訓練
 - (3) 応急手当訓練
 - (4) その他活動上必要な訓練
- (簿 冊)

第 13 バイク隊に、次の各号に掲げる簿冊を備える。

- (1) バイク隊員名簿
 - (2) バイク・装備品等台帳
 - (3) 活動記録簿
 - (4) その他必要な簿冊
- (報 告)

第 14 バイク隊長は、活動終了後その都度、次の各号に掲げる様式により、危機管理総室次長に報告しなければならない。

- (1) 様式第 1 号 (災害等出動記録)
 - (2) 様式第 2 号 (訓練記録)
 - (3) 様式第 3 号 (バイク点検表)
- (安全管理)

第 15 静岡市車両管理規程によるほか、静岡市オフロードバイク隊安全管理要領に基づき、安全管理を実施するものとする。

静岡市自主防災組織防災倉庫設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、自主防災組織を育成し、及びその活動を支援するため、防災倉庫の設置を行う自主防災組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地域の防災活動を行う町内会及び自治会並びにこれらが連合したものをいう。
- (2) 防災倉庫 自主防災組織が防災資機材を備えるために設置し、維持管理する倉庫をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、防災倉庫を設置する事業とする。

(補助金の額及び採択基準)

第4条 前条に規定する事業に対する補助金額及び採択基準は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする自主防災組織の代表者は、防災倉庫設置費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災倉庫設置事業計画書兼予算書（様式第1号の2）
- (2) 見積書の写し
- (3) 防災倉庫設置予定箇所の写真
- (4) 土地使用貸借契約書の写し又は土地賃貸借契約書の写し（防災倉庫用地を借り受けている場合に限る。）
- (5) 自主防災組織規約
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、内容が適当であると認めるときは、防災倉庫設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条の2 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業の遂行に当たっては規則及びこの要綱を遵守すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

資料編 1-10

(補助事業の計画変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定後、第5条第1号及び第2号の記載事項に変更が生じたときは、防災倉庫設置費補助金交付変更申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更防災倉庫設置事業計画書兼予算書（様式第1号の2）

(2) 変更後の見積書の写し

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更がやむを得ないと認めるときは、防災倉庫設置費補助金交付決定内容変更通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、防災倉庫設置事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、30日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 決算書（様式第5号の2）

(2) 納品書の写し（完了届出書の写し）

(3) 領収書の写し

(4) 防災倉庫の設置状況を証する写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、内容が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防災倉庫設置費補助金交付確定通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付申請の限度)

第11条 補助金の交付は、原則として一の自主防災組織につき一会計年度1回とする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

資料編 1-10

別表（第4条関係）

補助金額	補助金額は、事業費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。）とし、30万円を限度とする。
事業費のうち補助対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> （1）倉庫購入費及び運搬費、組立費 （2）倉庫設置に伴う土地整地に係る経費 （3）名入れ料
採択基準	<p>次の（1）から（4）までのすべてに該当する場合において、市長が適切と判断した場合に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）防災倉庫の床面積は、防災資機材が収納できる面積とし、原則として3㎡以上のものであること。 （2）防災倉庫を設置するための用地が確保されていること。防災倉庫設置用地が借地の場合は、自主防災組織の責任において、すべての事務手続きを行うこと。 （3）防災倉庫に収納する防災用資機材の備えがあること、又は整備計画があること。 （4）倉庫には、自主防災組織名及び防災倉庫であることが明記されていること。

静岡市自主防災組織防災倉庫用地借地料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、自主防災組織を育成し、及びその活動を支援するため、防災倉庫に係る用地の借地料を支払う自主防災組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 地域の防災活動を行う町内会及び自治会並びにこれらが連合したものをいう。
- (2) 防災倉庫 自主防災組織が防災資機材を備えるために維持管理する倉庫をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という）は、次に掲げる要件の全てに該当し、かつ、市長が防災上必要と認めるものとする。

- (1) 当該用地は、防災倉庫の設置以外の用に供しないものであること。
- (2) 当該用地の面積は、防災倉庫を設置するに必要、かつ、最小限度のものであること。
- (3) 当該用地の借地に関し、自主防災組織と土地所有者の間で、賃貸借契約がとり交わされているものであること。
- (4) 前号に規定する賃貸借契約に関し、静岡市が一切関与しないものであること。
- (5) 借地期間は、防災倉庫の設置期間と同じであること。
- (6) 自主防災組織が、当該用地の借地料の支払を確実にできること。
- (7) 倉庫には、自主防災組織名及び防災倉庫である旨が明記されていること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、防災倉庫の借地料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）とし、1会計年度につき5万円を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする自主防災組織の代表者は、防災倉庫用地借地料補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災倉庫用地借地事業計画書兼予算書（様式第1号の2）
- (2) 土地賃貸借契約書
- (3) 防災倉庫の設置状況を証する写真
- (4) 自主防災組織規約
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、内容が適当であると認めるときは、防災倉庫用地借地料補助金交付決定

資料編 1-11

通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条の2 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- （1）補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を保管しなければならないこと。
- （2）補助事業の遂行に当たっては規則及びこの要綱を遵守すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

（申請内容の変更）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定後、第6条第1号及び第2号の記載事項に変更が生じたときは、防災倉庫用地借地料補助金交付変更申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）変更防災倉庫用地借地事業計画書兼予算書（様式第1号の2）
- （2）変更後の土地賃貸借契約書
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、変更がやむを得ないものと認めるときは、防災倉庫用地借地料補助金交付決定内容変更通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

3 前項の規定により、補助金申請額が増額となった場合、市長は差額を補助し、また減額となった場合において既に補助金の交付を受けているときは、決定通知を受けた者は差額を返還するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに防災倉庫用地借地事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）決算書（様式第5号の2）
- （2）領収書の写し

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、内容が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防災倉庫用地借地料補助金交付確定通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 交付決定者は、補助金交付確定後、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理した日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付の限度）

第12条 補助金の交付は、一の自主防災組織につき1会計年度1回とする。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

資料編 1-11

附 則

この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

静岡市自主防災組織防災資機材等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、自主防災組織を育成し、及びその活動を支援するため、防災資機材等を購入する自主防災組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域の防災活動を行う町内会及び自治会並びにこれらが連合したものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、消火活動、救出活動、避難誘導、情報活動及び避難地運営上必要とされる防災資機材（以下「資機材」という。）で、別表1又は2に掲げるものを購入する事業とする。

2 資機材には、原則として、自主防災組織名が明記されていなければならない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、資機材の購入費用及び名入れ費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

別表1に掲げるものを購入	別表2に掲げるものを購入
補助対象経費の2分の1に相当する額の範囲内で市長が定める額とし、20万円を限度とする（1,000円未満の端数切り捨て）。	補助対象経費の2分の1に相当する額の範囲内で市長が定める額とし、10万円を限度とする（1,000円未満の端数切り捨て）。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする自主防災組織の代表者は、防災資機材等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災資機材等購入事業計画書兼予算書（様式第1号の2）
- (2) 見積書の写し
- (3) 自主防災組織規約
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定等)

第7条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、内容が適当であると認めるときは、防災資機材等購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条の2 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を保

資料編 1-12

管しなければならないこと。

(2) 補助事業により取得した資機材は、常に良好な状態で使用できるよう維持管理に努めること

(3) 補助事業の遂行に当たっては規則及びこの要綱を遵守すること。

(4) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(補助事業の計画変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定後、第6条第1号及び第2号の記載事項に変更が生じたときは、防災資機材等購入費補助金交付変更申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更防災資機材等購入事業計画書兼予算書（様式第1号の2）

(2) 変更後の見積書の写し

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更がやむを得ないと認めるときは、防災資機材等購入費補助金交付決定内容変更通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、防災資機材等購入事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、30日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 決算書（様式第5号の2）

(2) 納品書の写し

(3) 領収書の写し

(4) 購入した資機材の写真

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、内容が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防災資機材等購入費補助金交付確定通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付申請の限度)

第12条 補助金の交付は、原則として一の自主防災組織につき1会計年度1回とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

資料編 1-12

附 則

この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

応急資機材	消火器 (消火器薬剤を含む。)		消火器格納庫 (取付費を含む。)	
	バケツ	小型動力ポンプ	ホース	放水補助器具
	砂袋	水消火器	バール	ハンマー
	ウインチ	リヤカー	チェンソー	担架
	一輪車・台車	エンジンカッター	ジャッキ	組織用救急セット
	無線機器	車椅子	AED (自動体外式除細動器)	
	ヘルメット	スコップ	のこぎり	はしご・脚立
	ロープ	ライフジャケット	掛矢	チェーンブロック
	ゴムボート	おの	水中ポンプ	つるはし
	とび口	鉄線ばさみ	もっこ	丸太
	ペンチ	なた	石み	くわ・すき
	土のう袋	雨衣	ゴム長靴 (踏抜き防止加工)	
	ビブス	防じんマスク	革手袋	ケブラー手袋
	標旗	腕章		
	避難生活用資機材	仮設トイレ (トイレ用消耗品を含む。)		浄水機 (ろ水機)
防災用簡易ベッド		鍋・やかん	拡声器	寝袋
間仕切り用板		カセットコンロ	コードリール	組立水槽
ビニールシート		ポリタンク	携行缶	ラジオ
釜・かまど		燃料缶詰・乾電池	ホワイトボード	机・椅子
防災用毛布		防災テント	防災用マット	発動発電機
強力ライト				
感染防護資機材	マスク	ニトリル手袋	防じんゴーグル	感染防護服
	消毒液	消毒噴霧器	大型送風機	空気清浄機
	非接触型体温計	フェイスシールド		

(注)

- 1 可搬消防ポンプ (C-1 級以上) に係る資機材は除く。
- 2 名入れ費用を含む。

別表 2 (第 3 条関係)

断水対策用資機材 避難生活用資機材	モバイルバッテリー	Wi-Fi ルーター	避難所運営用パソコン端末
	避難所運営用タブレット端末	蓄電池	手押し井戸ポンプ

(注)

名入れ費用を含む。

静岡市自主防災組織可搬消防ポンプ等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、自主防災組織を育成し、及びその活動を支援し、大規模災害時等における広範囲の火災又は延焼を防ぐため、可搬消防ポンプ（以下「ポンプ」という。）及びポンプ用資機材を購入する自主防災組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域の防災活動を行う町内会及び自治会並びにこれらが連合したものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）に規定するC-1級以上の性能を有し、かつ、日本消防検定協会が行う試験に合格した製品で消火活動上

必要とされるポンプの購入及び当該ポンプに係る資機材の購入に要する事業とする。

2 補助の対象となるポンプ用資機材の種類は、別表に掲げるとおりとする。

3 原則として、前項のポンプには、自主防災組織名が明記されていなければならない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、ポンプ及びポンプ用資機材の購入費用（文字入れ費用を含む。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表に掲げるとおりとする。

ポンプ本体購入	ポンプ用資機材購入
一の自主防災組織につき40万円を限度とする（1,000円未満の端数切捨て）。	ポンプに係る資機材で、補助対象経費の1/2以内の額で20万円を限度とする（1,000円未満の端数切捨て）。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする自主防災組織の代表者は、可搬消防ポンプ等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 可搬消防ポンプ等購入事業計画書兼予算書（様式第1号の2）

(2) 見積書の写し

(3) 自主防災組織規約（消火班名簿を含む。）

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、内容が適当であると認めるときは、可搬消防ポンプ等購入費補助金交付決定

資料編 1-13

通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第7条の2 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- （1）補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を保管しなければならないこと。
- （2）補助事業の遂行に当たっては規則及びこの要綱を遵守すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

（補助事業の計画変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付決定後、第6条第1号及び第2号の記載事項に変更が生じたときは、可搬消防ポンプ等購入計画変更申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）変更可搬消防ポンプ等購入事業計画書兼予算書（様式第1号の2）
- （2）変更後の見積書の写し

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更がやむを得ないものと認めるときは、可搬消防ポンプ等購入費補助金交付決定内容変更通知書（様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、可搬消防ポンプ等購入事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、30日以内に市長に提出しなければならない。

- （1）決算書（様式第5号の2）
- （2）納品書の写し
- （3）領収書の写し
- （4）日本消防検定協会合格証の写し
- （5）購入したポンプ等の写真
- （6）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、内容等が適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、可搬消防ポンプ等購入費補助金交付確定通知書（様式第6号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付の限度）

第12条 ポンプの購入に係る補助金の交付は、一の自主防災組織につき1回とする。ただし、やむを得な

資料編 1-13

い事由により市長が必要と認めたときは、この限りでない。

2 ポンプ用資機材の購入に係る補助金の交付は、一の自主防災組織につき1会計年度1回とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

ポンプ用資機材	吸水管 吸水管ロープ ストレーナー ちりよけ籠 消火栓媒介金具 消火栓蓋開閉金具 消火栓操作器具 管鎗 噴射ノズル ホース（65mm） 台車 その他、特に市長が必要と認める資機材
---------	--

(注) オイル、燃料等の消耗品は除く。

静岡市自主防災組織避難路等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、避難路及び避難場所（以下「避難路等」という。）の整備を推進し、災害時等における住民等の安全を確保するため、避難路等を自ら整備する自主防災組織に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難路 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民等が安全に避難場所へ避難するための通路（公道を除く。）であって、平時の通行を目的とせず、1メートル以上の幅員を有するものをいう。
- (2) 避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、住民等が一時的に避難することができる場所（公共施設を除く。）をいう。
- (3) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の災害をいう。
- (4) 自主防災組織 地域の防災活動を行う町内会及び自治会並びにこれらが連合したものをいう。

(補助事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）の範囲内において市長が定める額とし、30万円を限度とする。

(事前協議)

第5条 補助金の交付を希望する自主防災組織は、補助事業に着手する前に、次に掲げる書類を提出した上で市長に協議しなければならない。

- (1) 事業概要書
- (2) 工事見積書の写し

(交付の申請)

第6条 自主防災組織は、補助金の交付の申請をしようとするときは、自主防災組織避難路等整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書兼予算書（様式第2号）
- (2) 工事見積書の写し
- (3) 施工場所の位置図及び施工前の写真

- (4) 工事の概要を確認できる書類
 - (5) 施工承諾書又は土地使用同意書等
 - (6) 自主防災組織の規約
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、自主防災組織避難路等整備事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該自主防災組織に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合において、規則第6条第1項から第3項までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 交付の決定の通知を受けた日の属する年度内に補助事業を完了すること。
- (2) 補助金の交付を受けて整備した避難路等は、自己の責任と費用をもって適正に維持管理すること。
- (3) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、規則及びこの要綱を遵守すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた自主防災組織は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ自主防災組織避難路等整備事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書兼予算書（様式第2号）
- (2) 変更後の見積書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第10条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、自主防災組織避難路等整備事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により当該自主防災組織に通知するものとする。

資料編 1-14

(実績報告)

第11条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた自主防災組織は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、自主防災組織避難路等整備事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 決算書（様式第7号）
- (2) 補助事業に係る工事請負契約書の写し
- (3) 工事完了後の写真
- (4) 領収書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、自主防災組織避難路等整備事業費補助金交付確定通知書（様式第8号）により当該自主防災組織に通知するものとする。

(請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた自主防災組織は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

(交付回数 of 限度)

第14条 補助事業に係る一の自主防災組織に対する補助金の交付は、原則として1会計年度につき1回を限度とする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助事業	事業内容	補助対象経費
階段設置等事業	避難路において階段を設置し、又は段差を解消する事業	材料費及び工事請負費
舗装・整地事業	避難路等の舗装又は整地を行う事業	材料費及び工事請負費
手すり・防護柵設置事業	避難路等に手すり又は防護柵を設置する事業	材料費及び工事請負費
標識設置事業	設置する自主防災組織の名称を記載した、避難場所の方向を表示する看板又は避難場所の案内板等の標識を設置する事業	材料費及び工事請負費
障害物撤去事業	避難路等において、避難の支障となる障害物を撤去する事業	工事請負費

静岡市防災技能者の養成研修に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、地域住民が協力し、相互に助け合い、「自らの命は自らで守る、自らの地域は皆で守る」という地域防災の基本にのっとり防災体制の確立を目指して、災害応急活動等に関し必要な知識及び技術を修得することにより、防災意識の高揚及び地域における災害対応力の向上を図るため、防災技能者の養成研修（以下「研修」という。）を広く市民に対し実施するものとし、その実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるところによる。

(研修の要領)

第2条 研修の内容は、別表に定めるとおりとする。

- 2 市長は、地域の特殊性により別表に定める研修の内容を変更する必要がある場合は、当該研修の内容を変更することができるものとする。
- 3 研修は、実習を主体とし、次に掲げる事項を到達目標とする。
 - (1) 各種資機材の操作及び取扱いを安全に行うことができること。
 - (2) 二次災害防止のため、周囲の警戒、安全確認等の指示を行うことができること。
 - (3) 静岡市の防災体制を十分理解すること。
- 4 研修の1回当たりの定員は、原則として100人から120人までの範囲内とする。
- 5 研修の1回当たりの指導者の数は、原則として受講者10人につき1人とする。ただし、受講者数及び受講者の知識又は技術の習得の程度によって、指導者の数を適宜増減することができる。

(研修の合同実施)

第3条 研修は、静岡市消防局応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成15年4月1日施行）に基づく救命講習と合同で行うものとする。

(対象)

第4条 研修は、原則として自治会・町内会、法人等の団体を対象として行うものとする。

(申込み)

- 第5条 研修の受講を希望する団体の代表者（以下「団体代表者」という。）は、あらかじめ市長と打合わせをした上、受講希望日の30日前までに防災技能者研修申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当と認めるときは、研修の開催を決定するものとする。
 - 3 市長は、前項の決定をしたときは、団体代表者に対して防災技能者研修計画書（様式第2号）を送付するものとする。
 - 4 市長は、研修の受講希望者が定員に満たない申込みが複数あるときは、これらに対し合同で研修を行うことができる。
 - 5 研修の受講希望者は、研修当日受付までに防災技能者研修調書（様式第3号）を提出しなければならない。

(遵守事項)

第6条 研修の受講者は、講師の指示に従うとともに、研修の妨げとなるような行為をしてはならない。

- 2 団体の代表者は、やむを得ない理由により研修を中止せざるを得なくなった場合又は参加者の人数が増減があった場合は、研修実施日の1週間前までに市長にその旨を連絡しなければならない。

資料編 1-15

(修了証の交付)

第7条 市長は、研修を終了した受講者に対し、防災技能者研修修了証（様式第4号）を交付するものとする。

(研修の中止)

第8条 市長は、震度4以上の地震、火災又は救助・救急事故等の災害が発生した場合、津波注意報、津波警報又は気象警報が発令された場合その他市長が研修の実施を不相当と認める場合は、研修を中止することができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに合併前の静岡市防災技能者の養成に関する実施要綱（平成11年4月1日施行）の規定により防災技能者研修修了証の交付を受けた者は、この要綱の相当規定により防災技能者研修修了証の交付を受けた者とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

資料編 1-15

別表 (第2条関係)

防災技能者研修実施基準

項目	実施細目	使用資機材	時間(分)
1 救出救助	破壊・救助器具の取扱要領 ①建物(構造)別の救出方法 ②各種資機材を使用した救出方法 (倒壊家屋等からの救出方法) (安全管理と要救助者の算出方法) ロープ結索法(ロープの使い方) ①ロープ結索の種類 (もやい結び・まき結び等) ②ロープ結索の種類 (落下防止等安全管理/身体もやい) (その他応用)	チェンソー 丸太 ジャッキ バール 30mロープ 4mロープ 30mロープ 結索用資機材	45
2 応急手当技術	普通救命講習 ①心肺蘇生法 (心停止、呼吸停止状態の傷病者を救命するために行われる応急手当) ②大出血時の止血法	レサシアン (心肺蘇生 訓練用人形) 三角巾	180
3 消火技術	消火器の種類及び取扱要領 ①消火器の種類と消火能力 (火源の種類による消火器の選定) ②消火器の使用法とその応用 (消火方法と安全管理)	粉末消火器 水消火器 ガソリン類 消火訓練用資機材	30
4 避難生活 資機材取扱技術	避難生活資機材取扱要領 ①浄水機取扱要領(水源の選定と浄水機の使い方) ②仮設トイレ取扱要領(仮設トイレ組立・分解要領)	浄水機 仮設トイレ	75
5 静岡市 地域防災計画	静岡市の防災体制 ①防災体制(静岡市の防災計画について) ②第4次被害想定(想定される地震の規模と被害想定) ③自主防災組織(その役割と必要性)	第4次被害想定 パンフレット等	30

静岡市地域防災計画の実効性確保に係る庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、静岡市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき実施される災害応急対策の実効性の確保を図るため、静岡市地域防災計画の実効性確保に係る庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域防災計画に定める災害応急対策の見直し、修正に係る調査及び庁内調整に関すること。
- (2) 災害応急対策における静岡市災害対策本部の組織、事務分掌、職員の配備計画調整及び見直しのための検討に関すること。
- (3) 災害応急対策の個別計画及び対応マニュアルの作成のための検討に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、連絡会議が災害応急対策の実効性の確保に関し必要と認めた事項。

(組織等)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 会長は危機管理監の職にある者を、副会長は危機管理総室長の職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、連絡会議の事務を総括し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議にその他の関係者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 第2条に各号掲げる所掌事務についての情報の収集、調査及び整理をさせるため、作業部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、危機管理総室次長の職にある者を、部会員は、別表に掲げる職にある者が指名した職員をもって充てる。

4 第4条第1項及び前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第4条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、「連絡会議」とあるのは「部会」と読み替え、前条第1項中「連絡会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替え、同条第2項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

資料編 1 - 16

第7条 連絡会議及び部会の庶務は、危機管理総室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

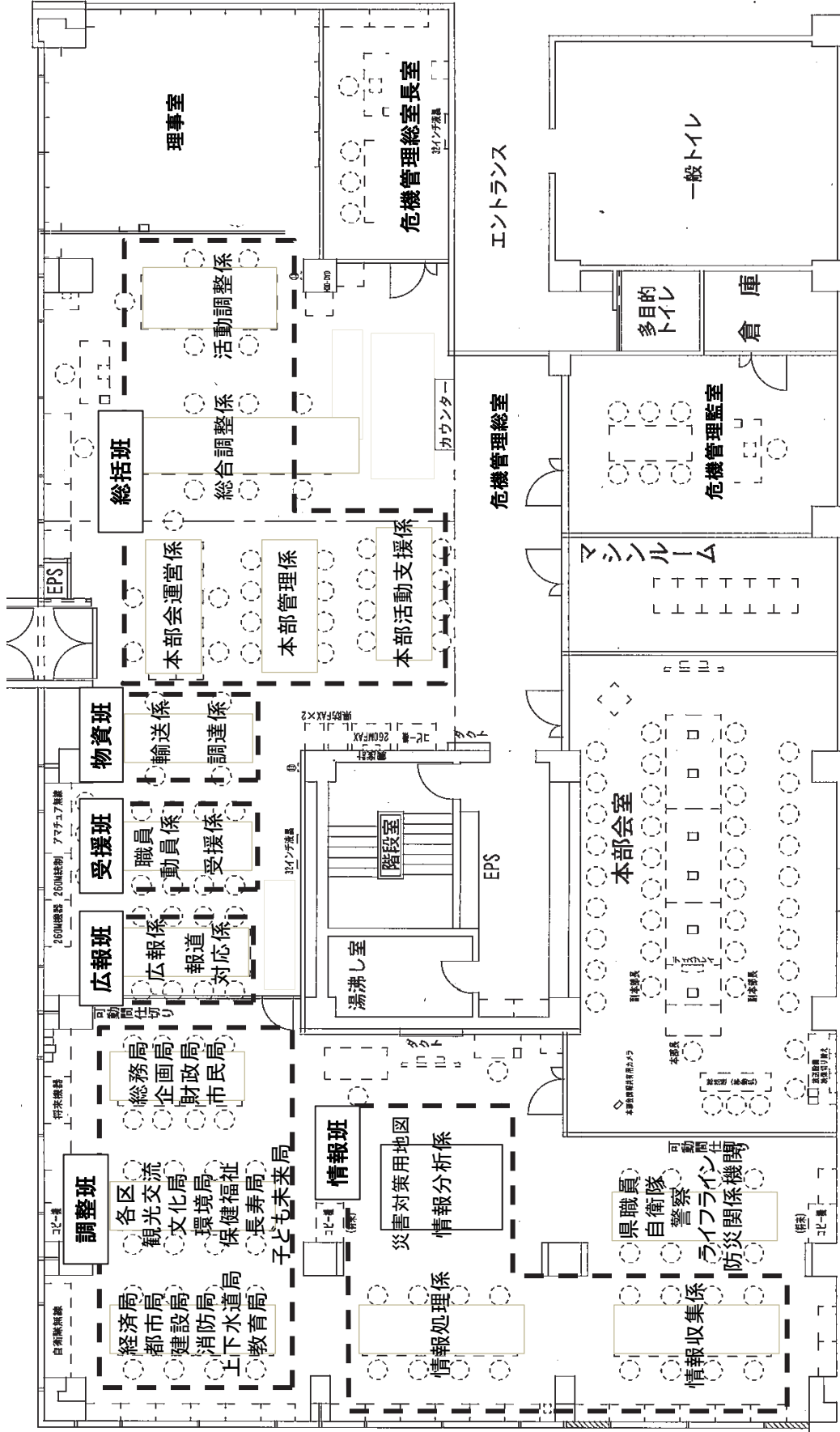
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

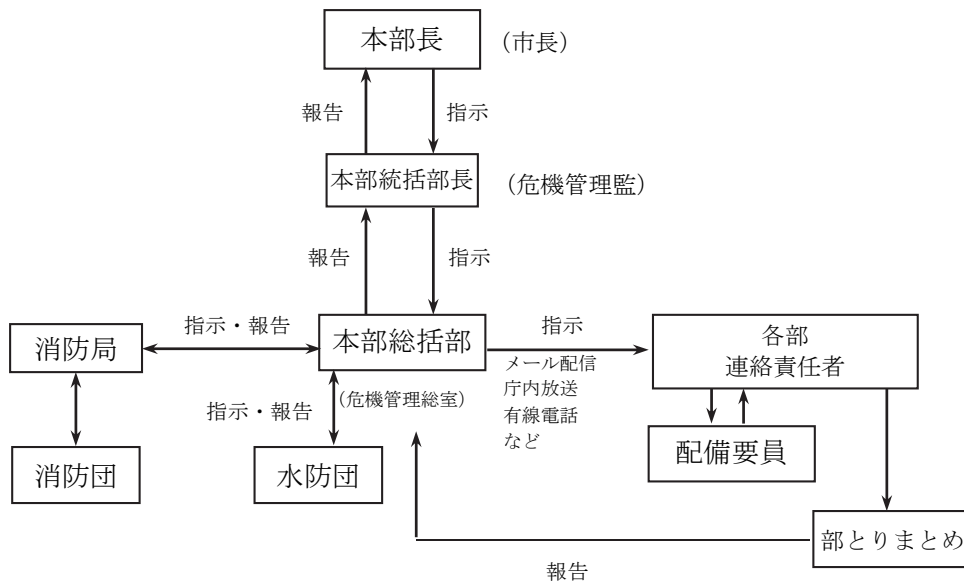
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第3条、第6条関係)

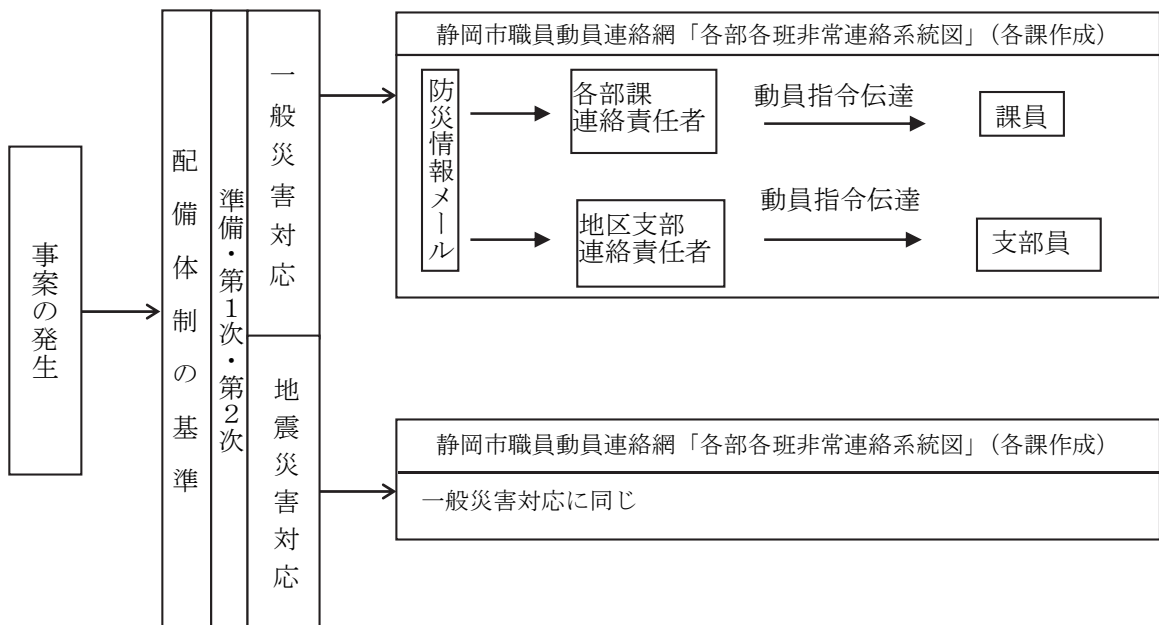
総務局市長公室広報課長	経済局農林水産部農業政策課長
総務局総務課長	都市局都市計画部都市計画課長
企画局企画課長	都市局建築部建築総務課長
財政局財政部財政課長	建設局土木部建設政策課長
財政局財政部管財課長	建設局土木部河川課長
財政局税務部税制課長	建設局道路部道路計画課長
市民局市民自治推進課長	建設局道路部道路保全課長
観光交流文化局観光・MICE 推進課長	葵区役所地域総務課長
環境局環境創造課長	駿河区役所地域総務課長
環境局ごみ減量推進課長	清水区役所地域総務課長
保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課長	消防局消防部消防総務課長
保健福祉長寿局保健衛生医療部保健衛生医療課長	消防局警防部警防課長
保健福祉長寿局保健所保健予防課長	上下水道局経営管理部上下水道総務課長
子ども未来局子ども未来課長	教育局教育総務課長
経済局商工部産業政策課長	



平常の勤務時間内における動員指令

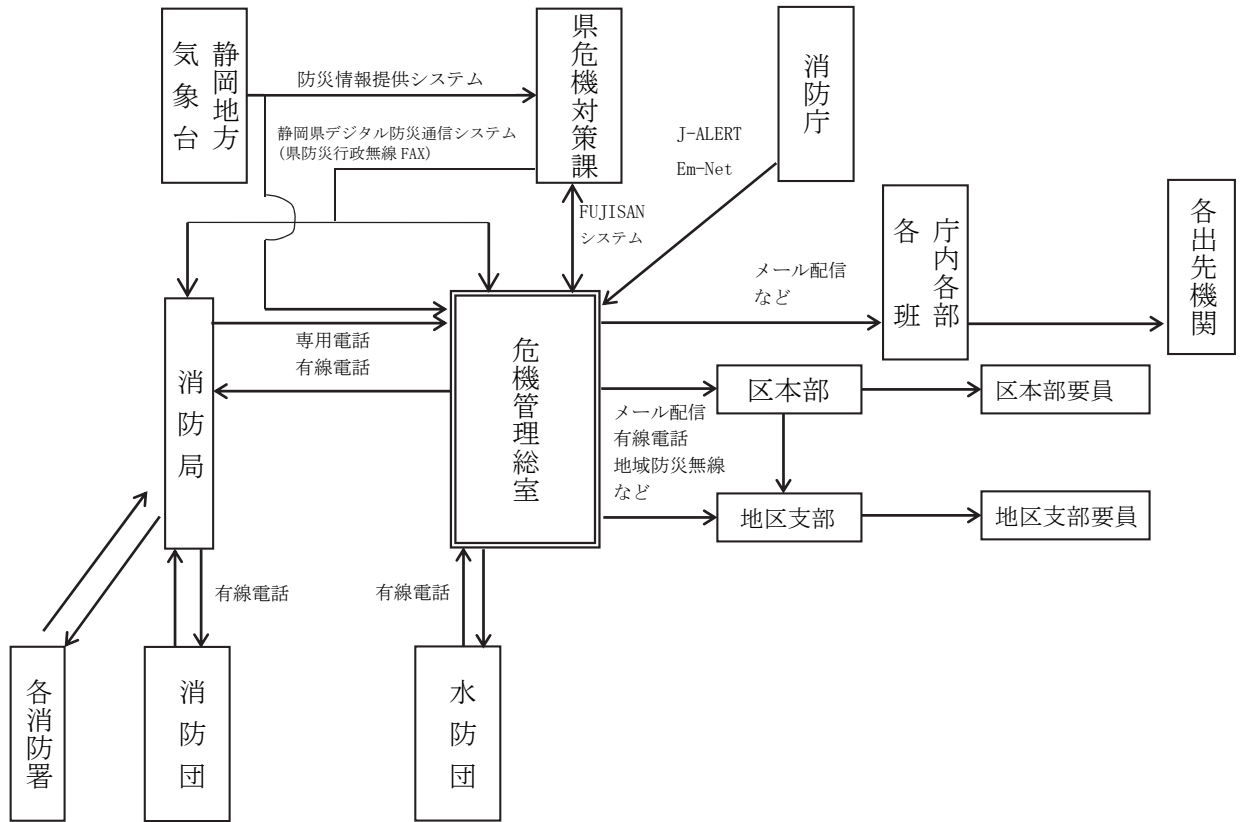


休日又は勤務時間外における指示・情報の伝達系統

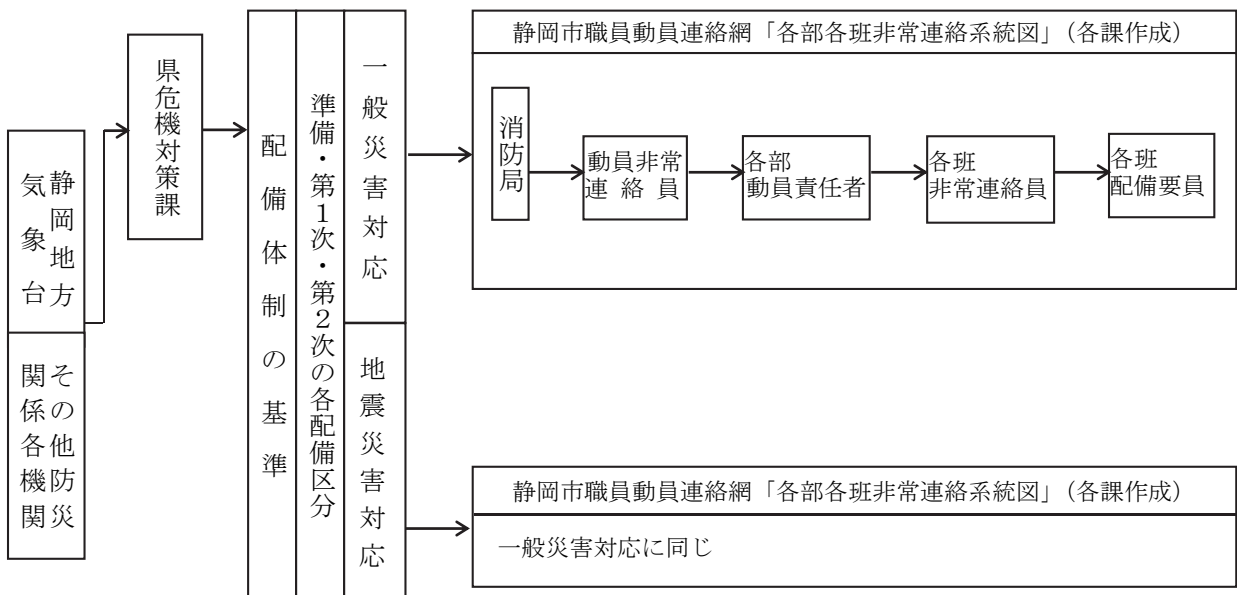


- ※1 動員指令の伝達方法については、不測の災害に備えて数種の経路を設定する。
- ※2 有線電話・携帯電話等が途絶し、職員に対する動員指令が困難となったときは、職員自身によって、ラジオ等から情報等入手し、災害時職員配備基準に基づき参集するものとする。

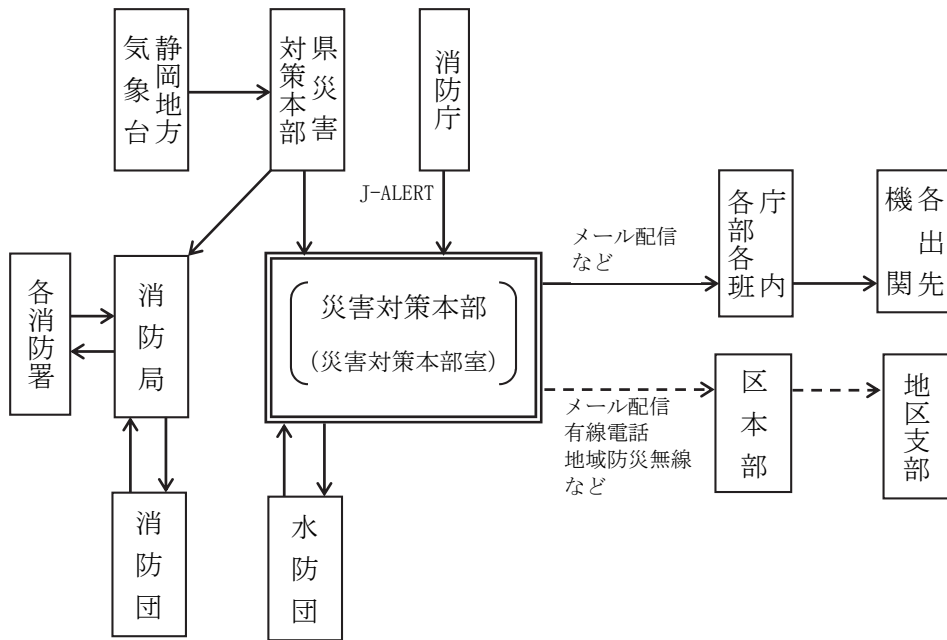
災害対策本部開設前、勤務時間内における予警報等の受領と伝達系統図



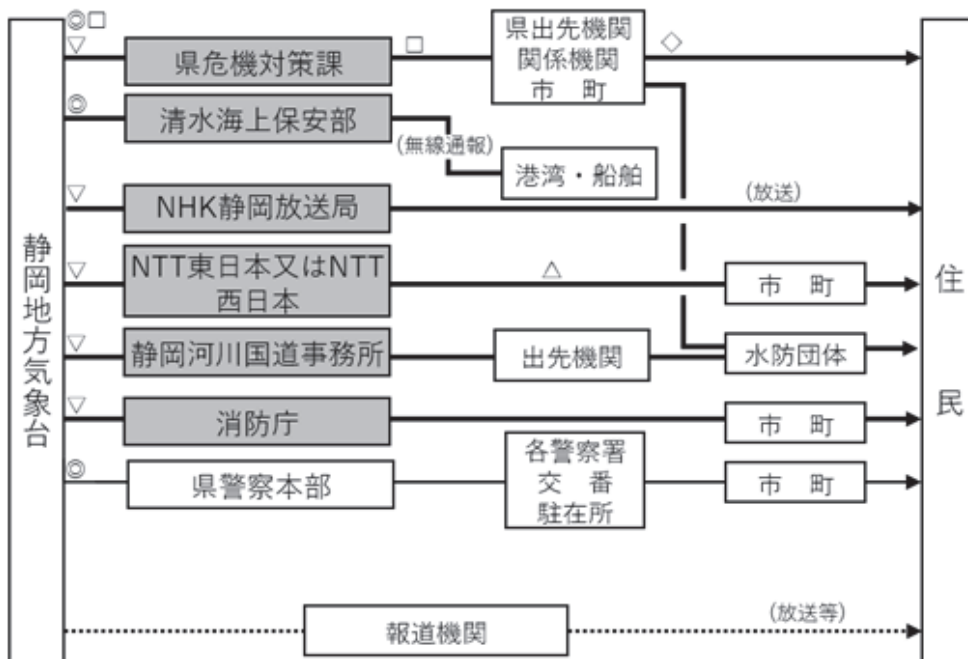
災害対策本部開設前、休日又は勤務時間外における予警報等の受領と伝達系統図



災害対策本部が開設されている場合における予警報等の受領と伝達系統図



気象等の予報(注意報)及び警報伝達系統図



- 法令(気象業務法等)による通知、周知の系統
- 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- 法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼及び周知の系統
- 法令により、気象官署から警報事項を通知する機関
- ◎防災情報提供システム
- 専用電話・FAX
- △加入電話・FAX
- ▽オンライン(アデス経由)
- 県防災行政無線
- ◇市町防災行政無線

注) 特別警報が発表された際に、県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務づけられている

台風の接近時等における危機警戒本部の設置について

- 1 台風などの自然災害により、本市に被害が発生する恐れがあると判断した場合、危機警戒本部を設置し事前の対応について協議する。
- 2 設置時期
静岡地方気象台が実施する台風説明会や大雨等に関する説明会、その他の自然現象により、本市に被害が発生する恐れがあるとする情報を入手した時
- 3 設置場所
災害対策本部室
- 4 協議内容
タイムラインの決定
事前配備の時期と体制、事後配備を強化する時期
避難場所の開設時期・開設場所
避難に関する情報の発表時期
災害対策本部の設置時期、設置条件
報道対応の要領（発表時期・内容）
- 5 危機警戒本部の構成員

部 長	危機管理監	
副 本 部 長	危機管理総室長	
本 部 員	総務局次長	動員に関する事項
	市長公室長	報道対応に関する事項
	市民局次長	地区支部（避難場所）開設に関する事項
	葵区副区長	
	駿河区副区長	
	清水区副区長	
	保健福祉長寿局次長	要配慮者に関する事項
	教育局次長	要配慮者・避難場所開設に関する事項
	建設局次長	道路・河川の巡視に関する事項
	下水道部長	内水氾濫の監視に関する事項
消防次長	河川・海岸巡視に関する事項	

非常配備の伝達方法

非常配備等の伝達は、次により行う。ただし、各職員は、勤務時間外において「災害時職員配備基準」に達する事態の発生を知ったときは、テレビやラジオ等で情報を確認後、連絡を待つことなく自主的に参集する。

区 分	伝 達 方 法
勤務時間内	職員防災情報メールシステム等
勤務時間外	職員防災情報メールシステム、非常連絡系統図（非常連絡網）等

※平時から勤務時間外の非常連絡網の周知を図っておく。

<職員防災情報メールシステムにより配信する情報>

- ① 南海トラフ地震臨時情報
- ② 市内で最大震度 4 以上の地震発生情報
- ③ 全国で最大震度 6 弱以上の地震発生情報 ※一部の職員のみ
- ④ 静岡県沿岸の津波注意報・津波警報・大津波警報の発表及び解除
- ⑤ 静岡市（北部・南部）の気象注意報の発表及び解除 ※一部の職員のみ
- ⑥ 静岡市（北部・南部）の気象警報・特別警報の発表及び解除
- ⑦ 静岡市（北部・南部）の土砂災害警戒情報の発表及び解除
- ⑧ 記録的短時間大雨情報
- ⑨ 指定河川洪水予報（安倍川・富士川）
- ⑩ 避難に関する情報
- ⑪ 職員配備に関する情報
- ⑫ その他情報発信が必要であると判断した事項

災害時における職員参集状況報告手順

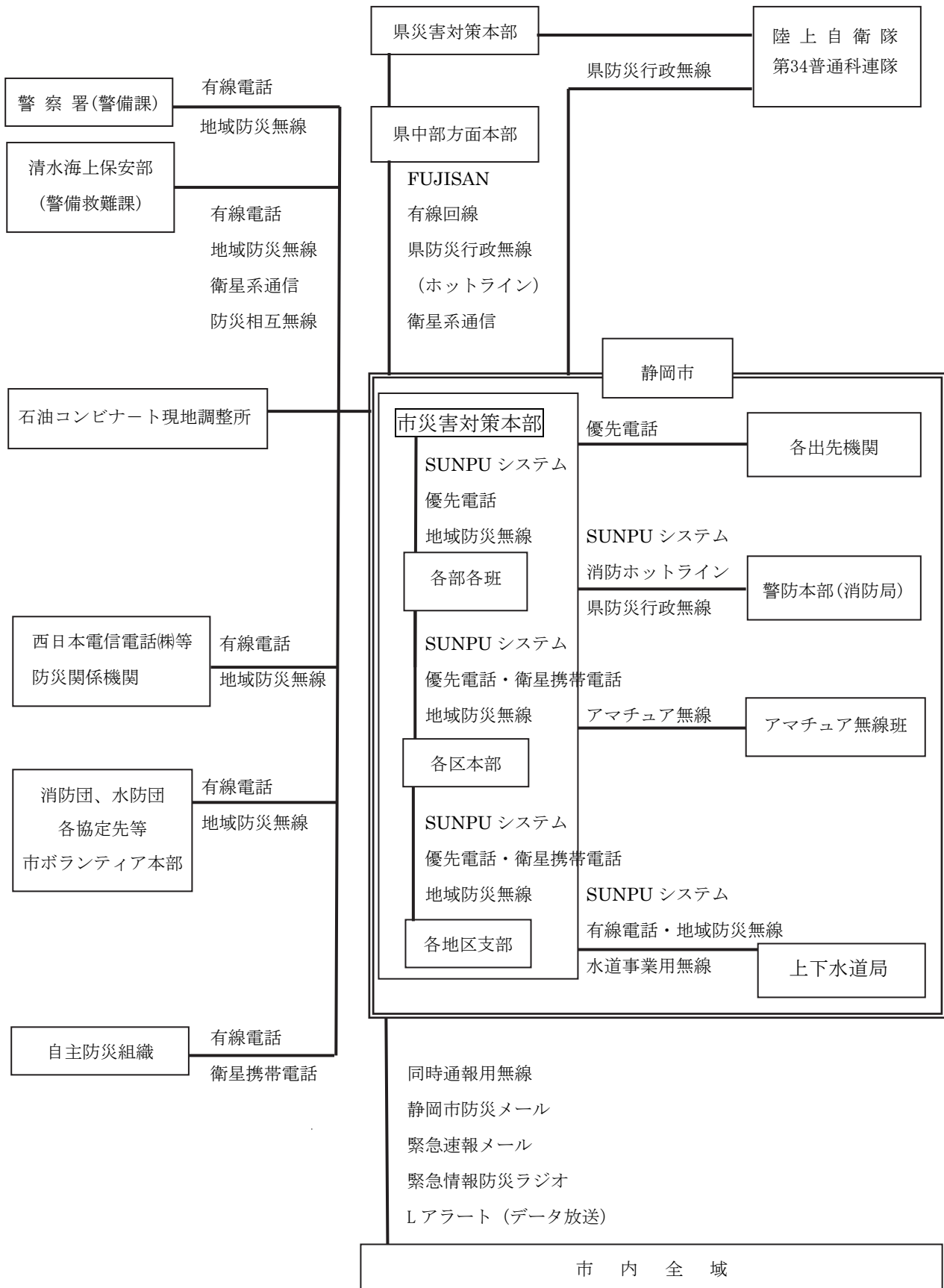
初動時の体制を確保するため、発災直後における職員の参集状況報告手順を定める。
 発災後 60 分・120 分時点の参集人数を報告、その後の報告は本部長からの指示による。
 なお、「職員防災情報メールシステム」の返信状況の集計も行うが、災害発生時は、携帯電話が不通になることも予測されることから、次の「報告概要」による報告を基本とする。

報告概要

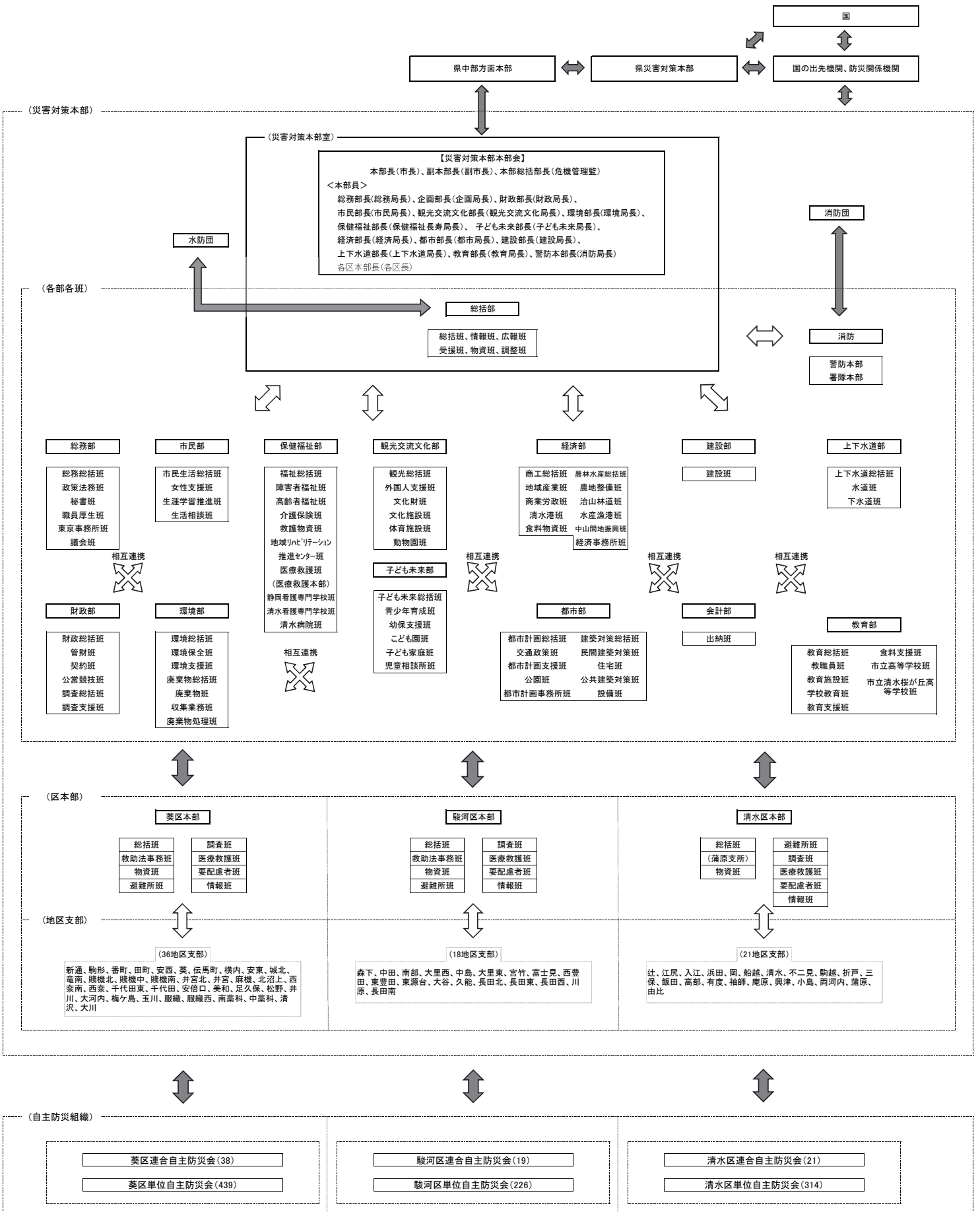
区分		参集状況の集計時点		
		60 分	120 分	120 分以降
集計目的	地区支部	・ 立上げ状況の確認 ・ 参集人数の確認	・ 支援の必要性について把握	同左 (災害規模による)
	区本部	・ 参集人数の確認	・ 体制の確認	
	本部各部			
報告体制	災害時職員配備基準の「第 1 次配備」及び「第 2 次配備」体制時 (原則として、職員防災情報メールシステムで参集を指示する)			
報告期限	時点から速やかに(15 分以内)		災害規模により 本部長から指示	
報告者及び 連絡経路	<p> 地区支部 区各班 区本部(情報班) → 区本部(総括班) → 本部(情報班) → 本部(受援班) → 本部会 ※ 本部各班(各部筆頭課がとりまとめて報告) → 本部室連絡員(各部・各区指定職員) → 本部(受援班) </p> <p> : 報告者 : 取りまとめ担当者 : 最終報告先 </p>			
報告内容	所属の参集対象人数と参集人数 (例：〇〇班の 60 分(120 分) 時点の参集状況について、対象人数□□人中、△△人が参集済み)			

※連絡員がない独立機関等は、本部(情報班)に報告する。

防災情報通信系統



静岡市災害対策本部組織機構図(令和5年4月1日現在)



地区支部の活動イメージ

地区支部エリア

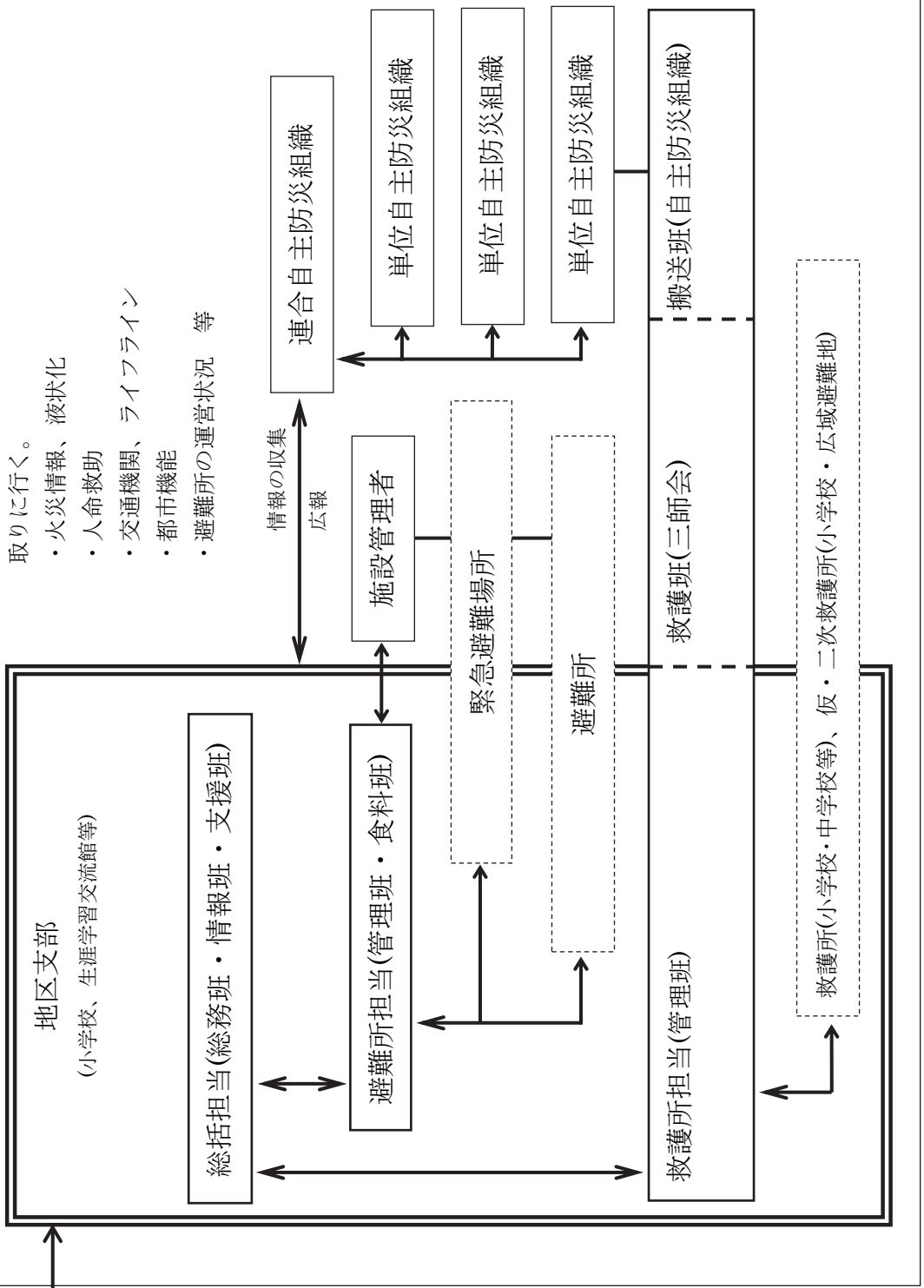
小学校、生涯学習交流館等を拠点としてエリア内の情報収集

地区支部長の指示により適宜、担当、班を編成する。必要に応じてエリア内の情報を取りに行く。

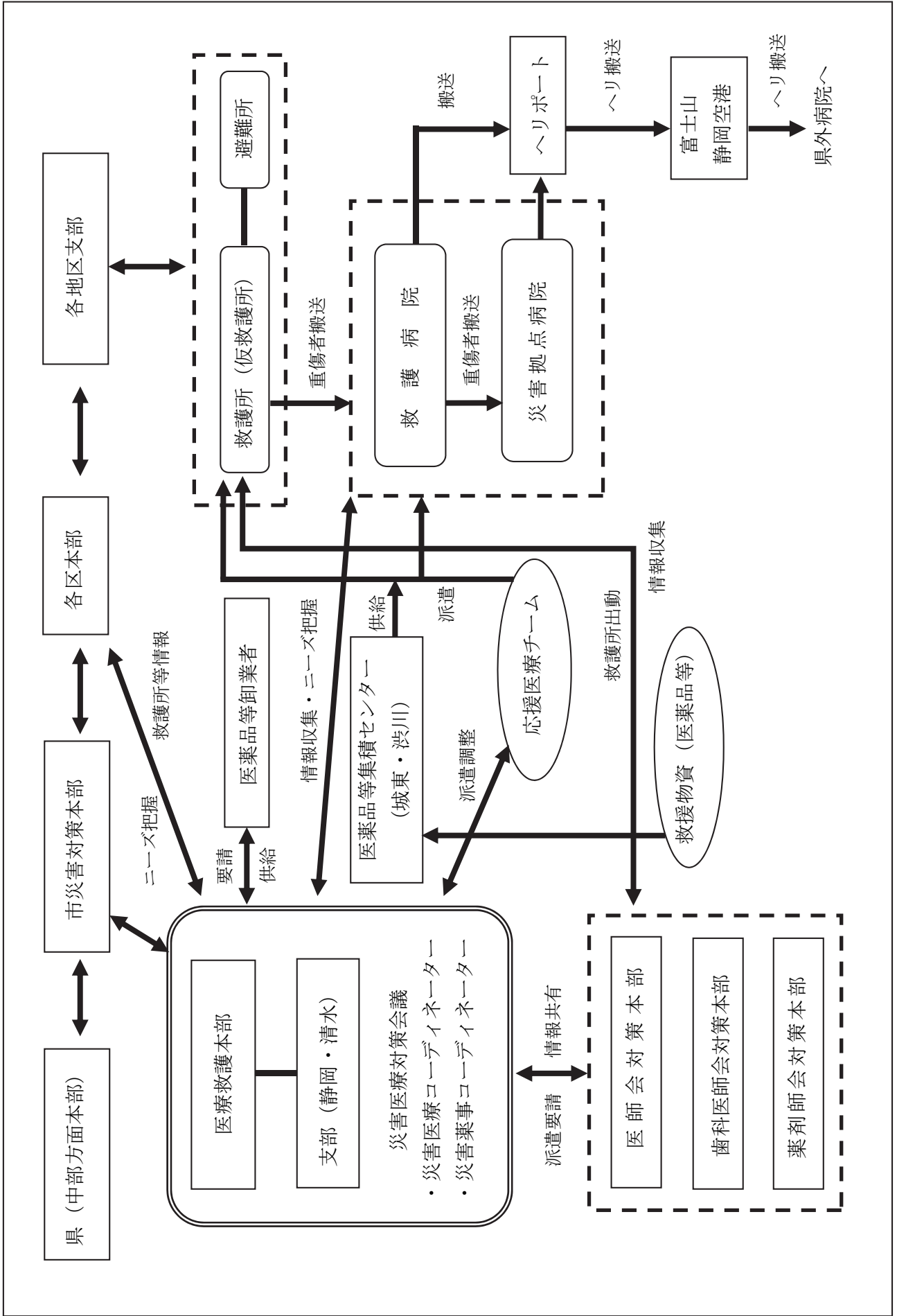
- ・ 火災情報、液状化
- ・ 人命救助
- ・ 交通機関、ライフライン
- ・ 都市機能
- ・ 避難所の運営状況 等

被害情報
支援要請
広報伝達

区本部	
総括班	調査班
物資班	避難所班
救助法事務班	情報班
医療救護班	要配慮者班



災害時医療救護体制



静岡市災害対策本部設置時における各部各班・区本部各班の事務分掌

令和5年4月現在

1 共通事項

区 分	事務分掌
組織運営に関する事務	所属職員の動員、安否確認及び報告に関すること。 各部各班、区本部各班の設置に関すること。 職員の地区支部等派遣に関すること。 職員の他部・班等への応援に関すること。
事務執行に係る事務	所管業務に係る施設、団体等の被害調査、報告、応急対策及び記録に関すること。 班別事務分掌に定める事項に関すること。 所管施設への避難者等の受入れ及び支援に関すること。 他地方公共団体等への応援職員の要望及び受入れに関すること。 災害復旧事業に関すること。 その他市長が特に必要と認めること。

2 班別事務分掌

部名	本部長	班名	担当課	事務分掌	備考
総括部	本部総括部長 (危機管理監)	総括班	危機管理総室 企画課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	災害警戒本部及び災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 災害応急対策活動の総括及び総合調整に関すること。 避難情報等の指示総括に関すること。 人員と資源の配分に関すること。 道路・橋梁等の状況確認を踏まえた孤立判断に関すること。 県災害対策本部との連絡調整に関すること。 警戒本部会議、災害対策本部会議の運営に関すること。 自衛隊・海上保安庁派遣等の応援要請ならびに活動調整に関すること。 防災関係機関との連絡調整の総括に関すること。 本部会の資料作成に関すること。 水防団及び水防対策全般の活動に関すること。 地震・気象情報等の収集・伝達に関すること。 災害救助法の適用判断に関すること。 各部のクロノロジーの総括に関すること。	
		情報班	企画課 総務課 アセットマネジメント推進課 デジタル化推進課 システム管理課 指定職員 (アマチュア無線、オフロードバイク、ドローン) 各局区選任職員	部内各班の動員及び総括に関すること。 災害情報の総括に関すること。 災害情報の受信・整理・加工・分析及び資料の作成に関すること。 復旧・復興基本計画の総合調整に関すること。 ICT部門の業務継続計画に基づくコンピュータ・システム及びネットワークの復旧に関すること。 他課が所管するコンピュータ・システムとの情報連携の回復に関すること。 市内の災害初期情報の収集及び伝達に関すること。	
		広報班	広報課 各局区選任職員	プレスルームの開設に関すること。 記者会見の開催及び運営に関すること。 報道機関に対する情報提供、協力要請その他連絡に関すること。 避難情報や防災情報等の市民への提供に関すること。 同報無線・防災ラジオ・広報車両・インターネット等による各種情報の発信に関すること。 広報のための情報収集(記録写真・動画等)に関すること。	
		受援班	人事課 総務課 各局区選任職員	人的受援業務の総括に関すること。 職員の動員・配備に関すること。(各部・班間の職員の支援調整含む。) 他自治体・関係機関等への応援要請に関すること。 他自治体・関係機関等からの応援職員の配備に関すること。 災害対応に係る人事異動に関すること。 他自治体・関係機関等の受入れ・連絡・後方支援に関すること。	
		物資班	人事委員会事務局 農業委員会事務局 各局区選任職員	物資の受入れ・調達及び配分等の総括に関すること。 輸送事業者への配送指示と調整に関すること。 物資集積場所の確保に関すること。 物資ニーズの集約・整理に関すること。 民間事業者との協力協定に関すること。	
		調整班	各局区選任職員	各部・各区における活動状況の総括に関すること。 各部との活動調整に関すること。 石油コンビナート等災害防止に係る消防局との連絡調整に関すること。 区本部との連絡調整に関すること。 孤立集落の支援・調整に関すること。 安否不明者等の確認・氏名公表に関すること。 宅内に流入した土砂への対応に関すること。	

部名	本部員	班名	担当課	事務分掌	備考
総務部	総務局長	総務総括班	総務課 コンプライアンス 推進課	本部員との連絡調整に関すること。 局内における災害応急対策の総括に関すること。 部内各班の動員及び総括に関すること。 災害対応業務の所管調整に関すること。	
		政策法務班	政策法務課	災害時における政策法務に関すること。 部内他班の支援に関すること。	
		職員厚生班	職員厚生課	職員の食糧、休息・仮眠及び厚生に関すること。 他の地方公共団体等からの応援職員の宿泊、厚生に関すること。	
		秘書班	秘書課 (市長公室)	本部長、副本部長の秘書に関すること。 本部長、副本部長の現地(災害地)視察に関すること。 儀礼に関すること。	
		東京事務所班	東京事務所	視察・災害調査等の渉外対応に関すること。 国会、各省庁、その他関係機関との復旧・復興実施対策等の連絡調整に関すること。 首都圏における帰宅困難となった市関係者への情報提供及び帰宅支援に関すること。	
		議会班	議会事務局 (議会総務課) (議事課) (調査法制課)	総務部の支援に関すること。 議員との連絡調整に関すること。 臨時議会に関すること。 国会議員等の災害視察受入れに関すること。	

部名	本部員	班名	担当課	事務分掌	備考
財政部	財政局長	財政総括班	財政課	本部員との連絡調整に関すること。 局内における災害応急対策の総括に関すること。 部内各班の動員及び総括に関すること。 災害応急対策予算の編成及び資金の運用計画に関すること。 災害応急対策経費の歳出歳入事務基準に関すること。 災害復旧予算に関する県及び政府機関との連絡調整に関すること。	
		管財班	管財課	公有財産の被害調査及び応急対策の総括に関すること。 庁舎の電気・通信・衛生設備の応急対策に関すること。 臨時優先電話の応急架設に関すること。 公有財産の緊急使用許可に関すること。 自衛隊・他都市等救援団体の駐車場確保に関すること。 災害応急対策のための土地の取用及び借上げ等に関すること。 公用車の集中管理に関すること。 公用車の燃料調達に関すること。 緊急輸送車両の許可申請及び配車計画に関すること。 災害協定民間車両の手配に関すること。	
		契約班	契約課	緊急物品等の調達契約、配送計画に関すること。 応急復旧及び復興工事担当課及び工事担当業者との連絡調整に関すること。 災害応急対策事務事業の業者契約に関すること。 所管分野における協定業者からの調達可能在庫量の把握に関すること。	
		公営競技班	公営競技事務所	他都市消防隊の受け入れに関すること。 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 部内各班の支援に関すること。	
		調査総括班	税制課 市民税課 固定資産税課	部内各班の動員及び総括に関すること。 各区被害調査の調整及び被害集計等に関すること。 災害罹災者調査原票の総括に関すること。 罹災証明発行業務の総括に関すること。(災害救助法適用時) 他の地方公共団体からの被災調査の支援に関すること。	
		調査支援班	納税課 滞納対策課	被害調査の支援に関すること。	

部名	本部員	班名	担当課	事務分掌	備考
市民部	市民局長	市民生活総括班	市民自治推進課 戸籍管理課	本部員との連絡調整に関すること。 局内における災害応急対策の総括に関すること。 部内各班の動員及び総括に関すること。 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金貸付金の総括に関すること。 応急救助経費の予算執行に関すること。 災害救助法に基づく求償事務に関すること。 被災者生活再建支援法に基づく実施対策に関すること。 日本赤十字社に関すること。 合同慰霊祭に関すること。 安否不明者等の確認・氏名公表に関すること。 犠牲者遺族への対応、火葬計画に関すること。 罹災証明発行業務の総括に関すること。(災害救助法適用外時) 被災届出証明書の総括に関すること。 災害ボランティア本部の設置及び運営支援に関すること。	

部名	本部員	班名	担当課	事務分掌	備考
市民部	市民局長	女性支援班	男女共同参画・人権政策課	女性に対する相談、情報提供及び援助に関すること。 所管施設利用者の安否確認に関すること。 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。	
		生涯学習推進班	生涯学習推進課	各種施設利用者の安否確認に関すること。(各種施設管理者) 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 被災者の収容及び支援業務に関すること。(避難所)	
		生活相談班	生活安全安心課	災害時の生活相談に関すること。 市民生活総括班の支援に関すること。 生活物資の価格、需給動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策に関すること。 市民相談所等への専門相談員の派遣要請に関すること。 臨時の消費生活相談の開設に関すること。	

部名	本部員	班名	担当課	事務分掌	備考
観光交流文化 部	観光交流文化 局長	観光総括班	観光・MICE推進課 まちは劇場推進課	部内各班の動員及び総括に関すること。 観光客の避難等に関すること。 所管施設及び市内主要観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 部内各班の支援に関すること。	
		外国人支援班	国際交流課	外国人に関する相談、情報提供及び支援に関すること。	
		文化財班	歴史文化課 文化財課	文化財の被害調査及び応急対策に関すること。 各種施設利用者の安否確認に関すること。(各種施設管理者)	
		文化施設班	文化振興課	各種施設利用者の安否確認に関すること。(各種施設管理者) 管理施設の被害調査及び応急対策に関すること。 義援物資の受入れ場所(市民文化会館)に関すること。	
		体育施設班	スポーツ振興課 スポーツ交流課	防災ヘリポート(指定スポーツ広場)の確保に関すること。(スポーツ振興課) 各種施設利用者の安否確認に関すること。(各種施設管理者) 管理施設の被害調査及び応急対策に関すること。	
		動物園班	日本平動物園	動物園施設の被害調査及び応急対策に関すること。	

部名	本部員	班名	担当課	事務分掌	備考
環境部	環境局長	環境総括班	環境創造課 環境共生課	本部員との連絡調整に関すること。 局内における災害応急対策の総括に関すること。 部内各班の動員及び連絡調整に関すること。 部内各施設の被害状況調査、応急復旧及び応急利用の総合調整に関すること。	
		環境保全班	環境保全課	災害環境対策の指導に関すること。 部内他班の支援に関すること。	
		環境支援班	環境保健研究所	理化学検査及び微生物検査に関すること。 部内他班の支援に関すること。	
		廃棄物総括班	ごみ減量推進課	部内廃棄物各班の動員及び連絡調整に関すること。 災害廃棄物(がれき・残骸物等)の一時集積場所の確保に関すること。 災害廃棄物(がれき・残骸物等)、生活ごみ及びし尿の処理の総合計画の企画立案に関すること。 清掃業者等関係団体との連絡調整に関すること。	
		廃棄物班	廃棄物対策課	産業廃棄物の適正処理指導に関すること。 特別管理産業廃棄物の取扱い施設の情報収集、提供及び指導に関すること。 災害廃棄物(がれき・残骸物等)の運搬について産業廃棄物処理業者との調整に関すること。 宅内に流入した土砂への対応に関すること。 災害廃棄物(がれき・残骸物等)の不法廃棄行為の監視及び不法処理対策に関すること。 廃棄物処理業者・し尿処理業者の施設の被害調査に関すること。 し尿の運搬について、し尿処理業者との調整に関すること。	
		収集業務班	収集業務課	所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 生活ごみ等の収集、運搬及び一時集積所の選定、決定に関すること。 所管車両の保全に関すること。	
		廃棄物処理班	廃棄物処理課	所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 災害廃棄物(がれき・残骸物等)及び生活ごみ等の処理に関すること。 し尿の処理に関すること。 最終処分場における災害廃棄物(がれき・残骸物等)の処理に関すること。	

部名	本部長	班名	担当課	事務分掌	備考
保健福祉部	保健福祉長寿局長	福祉総括班	地域包括ケア・誰もが活躍推進本部福祉総務課	<p>本部員との連絡調整に関すること。</p> <p>局内における災害応急対策の総括に関すること。</p> <p>部内各班の動員及び総括に関すること。</p> <p>社会福祉協議会、社会福祉事業団及び社会福祉法人等との連絡調整に関すること。</p> <p>所管する公の施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>義援金、見舞金等の申請受付、支給の総括に関すること。</p> <p>生活保護法対策の総括に関すること。</p> <p>各区の福祉事務所の支援に関すること。</p> <p>福祉避難所協定施設との連絡及び総合調整に関すること。</p>	
		障害者福祉班	障害福祉企画課 障害者支援推進課	<p>所管する公の施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>災害時の障害者への応急処置及び生活相談に関すること。</p> <p>障害者福祉施設の被害状況調査及び連絡調整に関すること。</p> <p>避難所等における心身障害者の相談の総括に関すること。(各種施設管理者)</p> <p>所管各種施設利用者の安否確認に関すること。(各種施設管理者)</p> <p>各区の福祉事務所の支援に関すること。</p> <p>福祉避難所協定施設との連絡及び総合調整に関すること。</p>	
		高齢者福祉班	高齢者福祉課	<p>所管する公の施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>災害時の高齢者への応急措置及び生活相談に関すること。</p> <p>高齢者福祉施設の被害状況調査及び連絡調整に関すること。</p> <p>所管各種施設利用者の安否確認に関すること。(各種施設管理者)</p> <p>各区の福祉事務所の支援に関すること。</p> <p>福祉避難所協定施設との連絡及び総合調整に関すること。</p>	
		介護保険班	介護保険課	<p>介護保険サービスに係る総合調整に関すること。</p> <p>介護保険料減免の総括に関すること。</p> <p>各区の福祉事務所の支援に関すること。</p> <p>福祉避難所協定施設との連絡及び総合調整に関すること。</p>	
		救護物資班	保険年金管理課 福祉債権収納対策課	<p>救護物資の受入れ・給付に関すること。</p> <p>区への物資の配布に関すること。</p>	
		地域リハビリテーション推進センター班	地域リハビリテーション推進センター	<p>所管施設の被災状況調査及び応急対策に関すること。</p> <p>避難所等における障害者及び高齢者等の相談支援に関すること。</p> <p>応援支援チーム等の受入れ及び連絡調整に関すること。</p>	
		医療救護班 (医療救護本部)	保健衛生医療課 新型コロナウイルス感染症対策課 健康づくり推進課 葵区健康支援課 駿河区健康支援課 清水区健康支援課 こころの健康センター 動物指導センター 保健予防課 生活衛生課 食品衛生課 精神保健福祉課 保健所清水支所	<p>部内各班の動員及び総括に関すること。</p> <p>医療救護本部の開設、運営に関すること。</p> <p>医療救護対策の総合調整及び総括に関すること。</p> <p>県、三師会、各医療機関との連絡調整に関すること。</p> <p>重症患者広域搬送の応急対策調整に関すること。</p> <p>応援医療チーム等の受入れ及び連絡調整に関すること。</p> <p>他の地方公共団体等との医療支援の連絡調整に関すること。</p> <p>医療機関の被害状況調査に関すること。</p> <p>医療ボランティアの受入、調整に関すること。</p> <p>保健所内の総括に関すること。</p> <p>救護所運営の支援に関すること。</p> <p>医療救護対策の実施及び支援に関すること。</p> <p>医療救護班編成に関すること。</p> <p>救急医薬品、衛生資機材等の確保及び配分に関すること。</p> <p>遺体処理対策に関すること。</p> <p>遺体収容施設の総括に関すること。</p> <p>被災者の保健対策・健康支援に関すること。</p> <p>感染症の予防に関すること。</p> <p>衛生指導に関すること。</p> <p>防疫活動に関すること。</p> <p>ねずみ及び衛生害虫の駆除に関すること。</p> <p>食品衛生の監視指導に関すること。</p> <p>災害時の心のケアに関すること。</p> <p>精神科病院に係る被害状況調査及び連絡調整に関すること。</p> <p>精神科要支援者への対応に関すること。</p> <p>精神障害者の医療保護業務に関すること。</p> <p>被災動物保護収容予定施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。</p> <p>ペット動物の保護・収容、救護活動に関すること。</p>	

部名	本部員	班名	担当課	事務分掌	備考
保健福祉部	保健福祉長寿局長	静岡看護専門学校班	静岡看護専門学校	所管施設の被災状況調査及び応急対策に関すること。 医療救護の支援に関すること。 所管施設への被災者の収容及び支援業務に関すること。	
		清水看護専門学校班	清水看護専門学校	所管施設の被災状況調査及び応急対策に関すること。 医療救護の支援に関すること。(仮設病棟含む。) 遺体収容所の開設に関すること。(清水病院)	
		清水病院班	清水病院 (病院総務課) (病院施設課) (医事課)	院内災害対策本部の設置に関すること。 入院患者への対応に関すること。 病院職員の安否確認、動員等に関すること。 病院施設の被害調査及び応急対策に関すること。 医療薬品・資器材の調達に関すること。 患者の受入に関すること。 医療ボランティア及びその他ボランティアの活動に関すること。 医療情報の収集及び提供に関すること。 病院間の患者受入れ調整に関すること。	

部名	本部員	班名	担当課	事務分掌	備考
子ども未来部	子ども未来局長	子ども未来総括班	子ども未来課	本部員との連絡調整に関すること。 局内における災害応急対策の総括に関すること。 部内各班の動員及び総括に関すること。 児童館等所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。	
		青少年育成班	青少年育成課	所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 所管施設利用者の安否確認に関すること。 相談者等の安全確保に関すること。 適応指導教室の被害調査及び応急対策に関すること。 避難所における児童等の相談の総括に関すること。 部内他班の支援に関すること。	
		幼保支援班	幼保支援課	保育園等の被害調査に関すること。 各区の福祉事務所の支援に関すること。 部内他班の支援に関すること。	
		こども園班	こども園課	所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 教育保育の一時休止及び再開に関すること。 園児の安否確認に関すること。 応急保育の実施に関すること。 要配慮者の所管施設での避難生活の支援に関すること。	各こども園、 各児童園
		子ども家庭班	子ども家庭課	児童福祉施設入所者及び利用者の安否確認に関すること。 児童福祉施設(他課所管分を除く。)の被害調査及び応急対策に関すること。 各区の福祉事務所の支援に関すること。 部内他班の支援に関すること。	
		児童相談所班	児童相談所	被災児童の相談に関すること。	

部名	本部員	班名	担当課	事務分掌	備考
経済部	経済局長	清水港班	海洋文化都市政策課	港湾利用者の応急対策の調整に関すること。 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 漂流物対策に関すること。 船舶による輸送の連絡調整に関すること。 部内各班の支援に関すること。	
		商工総括班	産業政策課	本部員との連絡調整に関すること。 局内における災害応急対策の総括に関すること。 部内各班の動員及び総括に関すること。 県、商工会議所及び商工業関係団体との連絡調整に関すること。 中小企業に対する金融支援及び相談に関すること。 産業復興計画に関すること。 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 部内各班の調整に関すること。	
		地域産業班	産業振興課	所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 地場産業の復旧支援に関すること。 部内各班の支援に関すること。	
		商業労政班	商業労政課	被災者の雇用対策に関すること。 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 部内各班の支援に関すること。	
		食料物資班	中央卸売市場	所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 生鮮食品の調達に関すること。 市場関係業者との物資調達についての連絡調整に関すること。	
		農林水産総括班	農業政策課	部内各班の動員及び総括に関すること。 農業協同組合等との連絡調整に関すること。 農作物及び家畜の被害調査及び応急対策の実施に関すること。 応急農作物の種苗及び家畜飼料の補給に関すること。 部内各班の支援に関すること。	

部名	本部員	班名	担当課	事務分掌	備考
経済部	経済局長	農地整備班	農地整備課 農地利用課	農地及び農業用施設の被害調査及び災害応急対策の実施に関する事。 農業集落排水処理施設の被害調査及び災害応急復旧に関する事。 土地改良区等との連絡調整に関する事。	
		治山林道班	治山林道課	山林及び治山・林道施設の被害調査及び災害応急対策の実施に関する事。 森林組合等との連絡調整に関する事。 道路・橋梁等の被害状況・迂回路等の調査・確認に関する事。	
		水産漁港班	水産漁港課	船舶による輸送の連絡調整に関する事。 漁港区域内における漂流物対策に関する事。 広野海岸公園施設及び漁業関係施設の被害調査及び応急対策の実施に関する事。 漁業協同組合との連絡調整に関する事。(清水・由比港)	
		中山間地振興班	中山間地振興課	所管施設及び林産物の被害調査及び災害応急対策の実施に関する事。 森林組合等との連絡調整に関する事。	
		経済事務所班	経済事務所	局内各班の支援に関する事。	

部名	本部員	班名	担当課	事務分掌	備考
都市部	都市局長	都市計画総括班	都市計画課	本部員との連絡調整に関する事。 局内における災害応急対策の総括に関する事。 部内各班の動員及び総括に関する事。 災害応急対策の総括に関する事。 都市・復興基本計画に関する事。 部内各班の支援に関する事。	
		交通政策班	交通政策課	緊急交通対策に関する事。 市営駐車場の維持管理に関する事。 市営自転車等駐車場の維持管理に関する事。 交通情報の収集及び情報提供に関する事。 静岡ヘリポートの被害調査及び災害応急対策の実施に関する事。 保管自転車の一時供用に関する事。 交通関係機関等との連絡調整に関する事。 部内他班の支援に関する事。	
		都市計画支援班	開発指導課 市街地整備課 大谷・小島まちづくり推進課 清水都市整備課	所管施設の被害調査及び応急対策の実施に関する事。(各課共通) 部内各班の支援に関する事。 被災地地の危険度判定の実施に関する事。 宅内に流入した土砂への対応に関する事。	
		公園班	緑地政策課 公園整備課 都市計画事務所	街路樹及び公園施設の被害調査及び応急対策の実施に関する事。 広域避難地(公園)の使用調整に関する事。 駿府城公園防災ヘリポートの管理に関する事。 公園施設の応急利用に関する事。	
		都市計画事務所班	都市計画事務所	都市計画事務所内の動員及び総括に関する事。 都市計画事務所内の支援に関する事。 街路樹及び公園施設の被害調査及び応急対策の実施に関する事。 広域避難地(公園)の使用調整に関する事。 公園施設の応急利用に関する事。	
		建築対策総括班	建築総務課	部内各班の動員及び総括に関する事。 建築物の被害状況調査及び応急対策の総括に関する事。 建築物の応急危険度判定の総括に関する事。 応急仮設住宅の建設工事及び住宅の応急修理の総括に関する事。 他の地方公共団体及び関係団体からの建築関係支援の総括に関する事。 建築関係業者との連絡調整に関する事。 応急仮設住宅の緊急入居の総括に関する事。	
		民間建築対策班	建築指導課	民間建築物の応急危険度判定に関する事。 民間建築物の被害状況の把握に関する事。 民間建築物の応急補強対策及び屋内安全対策の市民相談に関する事。 他の地方公共団体及び関係団体からの建築関係支援の受入れに関する事。 建築関係業者との連絡調整に関する事。 住宅の応急修理に関する事。	
		住宅班	住宅政策課	市営住宅の被害状況調査及び応急復旧工事に関する事。 市営住宅の応急危険度判定に関する事。 市営住宅の緊急入居計画に関する事。 市営住宅の入居者の相談に関する事。 市営住宅指定管理者への指示及び調整に関する事。 応急仮設住宅の入居・維持管理に関する事。	
		公共建築対策班	公共建築課	公有建築物(市営住宅を除く。)の被害状況調査及び応急対策工事に関する事。 公有建築物(市営住宅を除く。)の応急危険度判定に関する事。 応急仮設住宅の建設に関する事。 建築関係業者との連絡調整に関する事。	
		設備班	設備課	公有建築物の設備被害状況調査及び応急対策工事に関する事。 応急仮設住宅の建設に関する事。 建築関係業者との連絡調整に関する事。	

部名	本部長	班名	担当課	事務分掌	備考
建設部	建設局長	建設班	建設政策課 技術政策課 土木管理課 河川課 土木事務所 道路計画課 道路保全課 葵南道路整備課 葵北道路整備課 駿河道路整備課 清水道路整備課	建設局災害対策本部の設置に関する事。 職員の参集状況及び配置状況の確認に関する事。 被災情報の収集・整理に関する事。 応急資機材の確保・保管に関する事。 他の地方公共団体等所管の道路及び土木施設の情報収集に関する事。 (一社)静岡建設業協会・(一社)清水建設業協会・民間建設業者との連絡調整に関する事。 他の地方公共団体等及び関係団体からの土木関係支援状況の把握に関する事。 道路・橋梁等の被害状況・迂回路等の調査・確認に関する事。 道路・橋梁等の通行規制等の措置に関する事。 交通規制の実施状況の把握に関する事。 緊急輸送路及び優先確保ルートの確保に関する事。 緊急輸送路及び優先確保ルート以外の道路・橋梁等に通行確保に関する事。 土砂災害危険区域の情報収集に関する事。 崩壊危険区域の交通規制、立入制限の措置に関する事。 宅内に流入した土砂への対応に関する事。 復旧資機材の調査に関する事。 被災箇所の応急復旧に関する事。 河川、堤防の被害状況の調査に関する事。 被災現場への立入禁止措置に関する事。 河川施設及び水位の巡視に関する事。 河川被災箇所等の応急復旧に関する事。 災害査定申請(道路、河川及び下水道)に関する事。	

部名	本部長	班名	担当課	事務分掌	備考
会計部		出納班	会計室	本部員との連絡調整に関する事。 室内各班の動員及び総括に関する事。 災害応急対策に伴う出納の総括に関する事。 義援金の受付口座の開設及び一時保管の総括に関する事。 災害応急対策に伴う会計の収支に関する事。 義援金の受領及び一時保管に関する事。	

部名	本部長	班名	担当課	事務分掌	備考
警防本部	消防局長	総務班	消防総務課	職員の実働等の状況把握に関する事。 職員の参集状況の把握に関する事。 災害及び消防に関する情報の総括に関する事。 職員の支援に関する事。 その他本部長の特命事項に関する事。	
		情報班	予防課	署隊本部等からの災害情報等の収集に関する事。 災害状況等の調査及び写真記録に関する事。 被害集計及び整理に関する事。 その他本部長の特命事項に関する事。	
		対策班	警防課	警防本部の運営及び総合調整に関する事。 警防活動の運用及び方針に関する事。 警防本部の調整に関する事。 被害情報の把握に関する事。 関係機関への職員の派遣に関する事。 静岡市消防団との連絡調整に関する事。 その他本部長の特命事項に関する事。	
		活動班	安全対策課	部隊編成状況の把握に関する事。 広域応援に関する事。 その他本部長の特命事項に関する事。	
		救急班	救急課	救急活動支援に関する事。 受入病院等の情報収集に関する事。 その他本部長の特命事項に関する事。	
		指令班	指令課	119番通報受信に関する事。 通信施設の運用及び統制に関する事。 気象情報の収集・伝達に関する事。 通信施設の点検整備及び維持管理に関する事。	
		航空班	警防課	航空隊の偵察・救助・消火等に関する事。 警防本部との連絡調整に関する事。 航空情報に関する事。 その他本部長の特命事項に関する事。	

部名	本部員	班名	担当課	事務分掌	備考
警防本部		連絡調整班	査察課	消防情報の収集に関する事。 警防本部との連絡調整に関する事。 静岡市災対本部対策班との連携に関する事。 ライフライン、防災関係機関との調整に関する事。 その他本部長の特命事項に関する事。	
		管理班	財産管理課	庁舎施設の保全、応急復旧に関する事。 食料及び飲料水の確保に関する事。 消防機械器具の被害状況の把握に関する事。 消防ヘリ、消防車両等の燃料補給等に関する事。 その他本部長の特命事項に関する事。	
署隊本部	消防局長	庶務班	葵消防署 駿河消防署 千代田消防署 清水消防署 港北消防署 日本平消防署 島田消防署 吉田消防署 牧之原消防署	庁舎施設の保全及び応急復旧に関する事。 署所の人的及び物的被害の調査に関する事。 食糧及び飲料水の確保及び配分に関する事。 その他本部長の特命事項に関する事。	
		情報班		動員指令の伝達に関する事。 職員の参集状況の把握に関する事。 災害情報等の収集、集計及び整理に関する事。 災害対策本部等派遣職員との連絡調整に関する事。 その他本部長の特命事項に関する事。	
		活動班		署隊本部の設置に関する事。 参集職員の配置及び地上部隊の編成に関する事。 地上部隊の運用及び消防活動の指揮に関する事。 警防本部との連絡調整に関する事。 応援救護所の設置及び運営に関する事。 その他本部長の特命事項に関する事。	

部名	本部員	班名	担当課	事務分掌	備考
上下水道部	上下水道局長	上下水道総括班	上下水道危機管理課 上下水道総務課 上下水道経営課	上下水道部災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 本部員並びに国・県との連絡調整に関する事。 他の水道事業者等への応援要請及び受入れに関する事。 他の地方公共団体等への下水道支援の要請に関する事。 下水道関係機関との連絡調整に関する事。 関連行政部局及び民間企業等との連絡調整に関する事。(協力体制の確保等) 公益社団法人日本水道協会に関する事。 局内各班の動員及び総括に関する事。 他のライフラインの情報収集に関する事。 上下水道事業に係る災害広報の総括に関する事。 マスコミ対応に関する事。 局内各班の従事職員の支援調整に関する事。 コールセンターの設置に関する事。 緊急車両の許可申請に関する事。 給油所の確保に関する事。 災害査定審査に関する事。 食料・医薬品・救援物資の調達に関する事。	
		水道班	水道基盤整備課 水道管路課 水道施設課 水道事務所 水質管理課 お客様サービス課	応急給水計画の策定に関する事。 応急給水に関する事。 応急給水に係る周知に関する事。 耐震性貯水槽の使用に関する事。 部内各班の動員及び総括に関する事。 水道管路の被害調査に関する事。 応急復旧計画の策定に関する事。 水道管路の復旧に関する事。 給水装置の修繕に関する事。 資機材の調達に関する事。 水道の確保に関する事。 水道施設の被害調査に関する事。 水道施設の復旧に関する事。 災害査定審査に関する事。 原水・浄水の水質管理に関する事。	

部名	本部員	班名	担当課	事務分掌	備考
上下水道部	上下水道局長	下水道班	下水道計画課 下水道建設課 下水道維持課 下水道施設課 下水道事務所	部内各班の動員及び総括に関する事。 下水道施設の被害状況調査及び応急復旧工事の総括に関する事。 下水道普及地域における使用禁止等の広報に関する事。 下水道施設の復旧計画に関する事。 下水道管路と施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 下水道管路と施設の応急復旧資機材の調達に関する事。 下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 津波避難者への施設供用に関する事。 災害査定審査に関する事。	

部名	本部員	班名	担当課	事務分掌	備考
教育部	教育局長	教育総括班	教育総務課	本部員との連絡調整に関する事。 局内における災害応急対策の総括に関する事。 部内各班の動員及び総括に関する事。 各班の従事職員の支援調整に関する事。 教育委員との連絡調整に関する事。 他の地方公共団体への応援職員の要請、従事業務に関する事。	
		教職員班	教職員課	学校教職員の動員に関する事。 学校教職員の配備に関する事。 学校教職員の支援調整に関する事。 学校教職員及びその家族の安否確認に関する事。 学校教職員の生活支援に関する事。	各小学校、各中学校
		教育施設班	教育施設課	学校施設の被害調査及び応急対策の総括に関する事。 応急教育実施施設の確保に関する事。 学校施設の災害復旧計画に関する事。 教育備品の被害調査及び応急対策の総括に関する事。 被災児童及び生徒への学用品の調達給与に関する事。	
		学校教育班	学校教育課	児童、生徒の安否情報及び保護者への引渡しに関する事。 小・中学校の教育再開(応急教育計画)の総括に関する事。 学校の保健衛生に関する事。	
		教育支援班	児童生徒支援課 教育センター 中央図書館	児童及び生徒の安全対策の総括に関する事。 部内各班の支援に関する事。 施設の被害調査及び応急対策に関する事。 他の地方公共団体等からの応援者の宿泊支援に関する事。	各図書館、井川・清水和田島自然の家、登呂博物館、芹沢銈介美術館
		食料支援班	学校給食課	非常食糧の応急炊き出しに関する事。 応急食糧品の搬送に関する事。	各給食センター
		市立高等学校班	市立高等学校	学校施設の被害調査及び応急対策に関する事。 高校の教育再開(応急教育計画)の総括に関する事。	
		市立清水桜が丘高等学校班	市立清水桜が丘高等学校	学校施設の被害調査及び応急対策に関する事。 高校の教育再開(応急教育計画)の総括に関する事。	

区本部名	区本部長	班名	担当課	事務分掌	備考
葵区本部	葵区長	総括班	(葵区役所) 葵区地域総務課 葵区選挙管理委員会事務局	区本部の庶務及び各班間の調整に関する事 災害対策本部、地区支部との調整に関する事 区各担当の職員参集に関する事 応援部隊等の災害支援の受入れ等に関する事 区管内の被害情報等の取りまとめに関する事 区管内の災害対応の取りまとめに関する事 安否不明者等の確認・氏名公表に関する事 孤立集落の把握及び住民支援に係る各部との調整に関する事	
		救助法事務班	(葵区役所) 葵区地域総務課	市民相談所の開設、運営に関する事 連合町内会及び連合自治会との調整に関する事 被災者の災害救助対策及びその支援に関する事 罹災証明の発行に関する事。(災害救助法適用外時) 被災者への見舞金の給付に関する事	
		物資班	(葵区役所) 葵区戸籍住民課	地区支部で必要とする資機材・物品等の調達に関する事 食糧等の配給計画の策定及び配給に関する事 物資等の保管に関する事 義援物資の受入れ・給付に関する事	
		避難所班	(葵区役所) 葵区保険年金課	避難地・避難所の開設、運営に関する事 避難者の収容及び支援に関する事 避難所の衛生、健康管理に関する事	
		調査班	固定資産税課 市民税課	葵区本部との連絡調整に関する事 被災者家屋の被害調査に関する事 災害罹災者調査原票に関する事 災害による税の減免に関する事 罹災証明の発行に関する事。(災害救助法適用時)	
		医療救護班	(葵福祉事務所) 生活支援課	義援金、見舞金等の申請受付、支給に関する事 生活保護法対策に関する事 行旅病人及び身元不明病人の救護に関する事 行旅死亡人及び身元不明遺体の警察からの引取り並びに措置に関する事 死体処理に伴う遺族等関係者の相談に関する事 区管内の救護所開設・運営に関する事	
		要配慮者班	障害者支援課	区管内避難所における福祉避難所対象者の取りまとめ等に関する事 災害時の障害者への応急措置及び相談に関する事	
		情報班	(葵福祉事務所) 子育て支援課	保育所への避難者の収容及び支援に関する事 被災児童等の相談に関する事	
			(葵福祉事務所) 高齢介護課	災害時の高齢者への応急措置及び相談に関する事 避難所等における高齢者の相談に関する事 介護保険料減免の申請に関する事	
地区支部	指定職員	地区支部内災害応急対策に関する事 (地区支部内の住民避難に関する事) (地区支部内の避難所運営に関する事) (地区支部内の救護所運営に関する事) (地区支部内の救援物資等に関する事) 地区支部内の災害情報・被害情報等の収集・伝達に関する事 避難情報等の伝達に関する事 地域防災無線の地区支部運用に関する事 地区支部水防対策の活動に関する事 区本部との連絡調整に関する事 地域との連携に関する事	新通、駒形、番町、 田町、安西、葵、伝 馬町、横内、安東、 城北、竜南、賤機 北、賤機中、賤機 南、井宮北、井宮、 麻機、北沼上、西奈 南、西奈、千代田 東、千代田、安倍 口、美和、足久保、 松野、井川、夫河 内、梅ヶ島、玉川、 服織、服織西、南薬 科、中薬科、清沢、 大川		

区本部名	区本部長	班名	担当課	事務分掌	備考
駿河区本部	駿河区長	総括班	(駿河区役所) 駿河区地域総務課	区本部の庶務及び各班間の調整に関する事。 災害対策本部、地区支部との調整に関する事。 区各担当の職員参集に関する事。 応援部隊等の災害支援の受入れ等に関する事。 区管内の被害情報等の取りまとめに関する事。 区管内の災害対応の取りまとめに関する事。 安否不明者等の確認・氏名公表に関する事。 孤立集落の把握及び住民支援に係る各部との調整に関する事。	
			長田支所	所管施設の被害調査及び避難所の支援に関する事。	
		救助法事務班	(駿河区役所) 駿河区地域総務課 駿河区選挙管理委員会事務局	市民相談所の開設、運営に関する事。 連合町内会及び連合自治会との調整に関する事。 被災者の災害救助対策及びその支援に関する事。 罹災証明の発行に関する事。(災害救助法適用外時) 被災者への見舞金の給付に関する事。	
		物資班	(駿河区役所) 駿河区戸籍住民課	地区支部で必要とする資機材・物品等の調達に関する事。 食糧等の配給計画の策定及び配給に関する事。 物資等の保管に関する事。 義援物資の受入れ・給付に関する事。	
		避難所班	(駿河区役所) 駿河区保険年金課	避難地・避難所の開設、運営に関する事。 避難者の収容及び支援に関する事。 避難所の衛生、健康管理に関する事。	
		調査班	固定資産税課 市民税課 (駿河税務センター)	駿河区本部との連絡調整に関する事。 被災者家屋の被害調査に関する事。 災害罹災者調査原票に関する事。 災害による税の減免に関する事。 罹災証明の発行に関する事。(災害救助法適用時)	
		医療救護班	(駿河福祉事務所) 生活支援課	義援金、見舞金等の申請受付、支給に関する事。 生活保護法対策に関する事。 行旅病人及び身元不明病人の救護に関する事。 行旅死亡人及び身元不明遺体の警察からの引取り並びに措置に関する事。 死体処理に伴う遺族等関係者の相談に関する事。 区管内の救護所開設・運営に関する事。	
		要配慮者班	障害者支援課	区管内避難所における福祉避難所対象者の取りまとめ等に関する事。 災害時の障害者への応急措置及び相談に関する事。	
		情報班	(駿河福祉事務所) 子育て支援課	保育所への避難者の収容及び支援に関する事。 被災児童等の相談に関する事。	
			(駿河福祉事務所) 高齢介護課	災害時の高齢者への応急措置及び相談に関する事。 避難所等における高齢者の相談に関する事。 介護保険料減免の申請に関する事。	
(駿河福祉事務所) 子育て支援課 高齢介護課	区管内地区支部からの被害状況等の収集と整理に関する事。 区管内被害状況等の本部への伝達に関する事。 地域防災無線の運用に関する事。				
地区支部	指定職員	地区支部内災害応急対策に関する事。 (地区支部内の住民避難に関する事。) (地区支部内の避難所運営に関する事。) (地区支部内の救護所運営に関する事。) (地区支部内の救援物資等に関する事。) 地区支部内の災害情報・被害情報等の収集・伝達に関する事。 避難情報等の伝達に関する事。 地域防災無線の地区支部運用に関する事。 地区支部水防対策の活動に関する事。 区本部との連絡調整に関する事。 地域との連携に関する事。	森下、中田、南部、大里西、中島、大里東、宮竹、富士見、西豊田、東豊田、東源台、大谷、久能、長田北、長田東、長田西、川原、長田南		

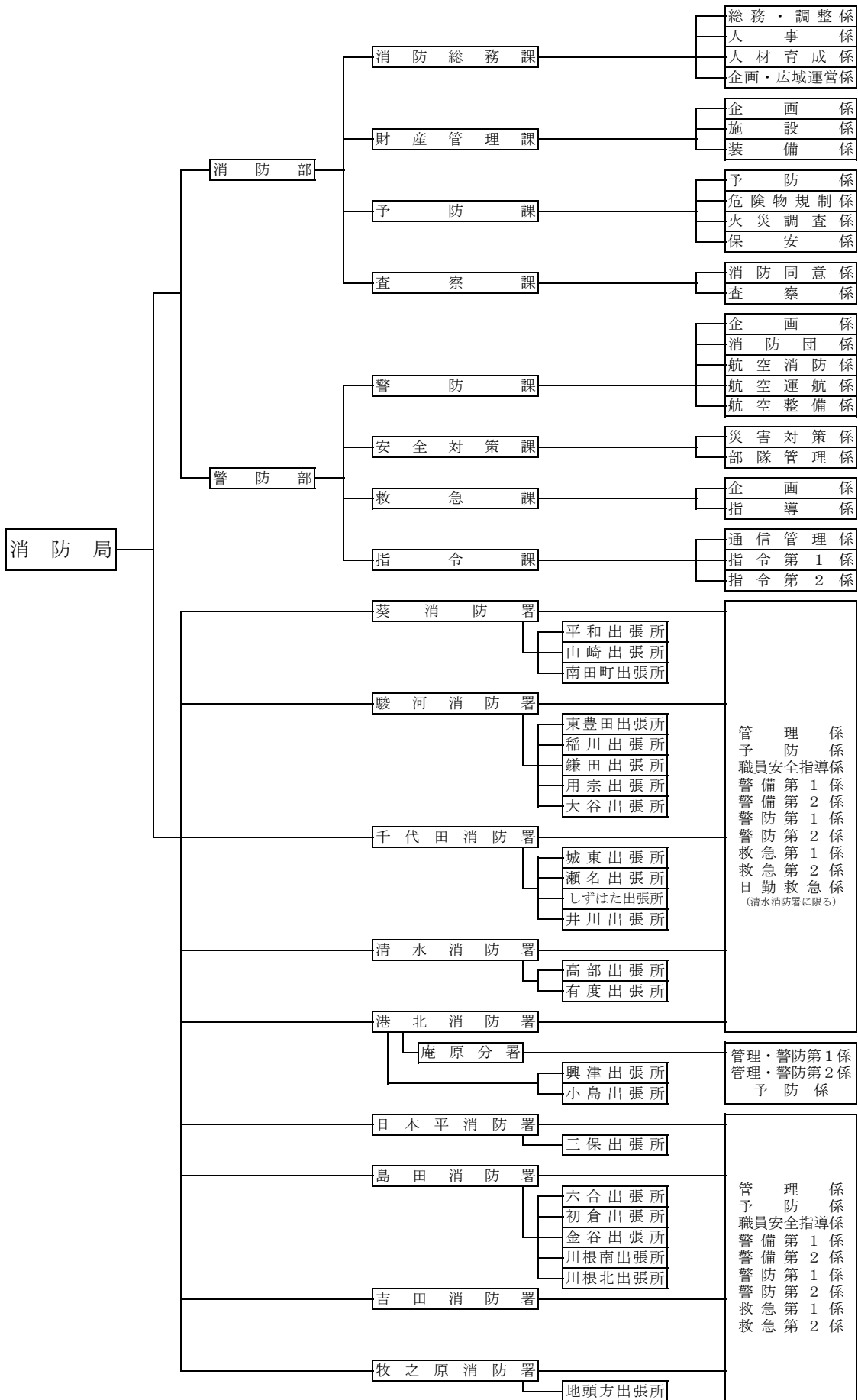
区本部名	区本部長	班名	担当課	事務分掌	備考
清水区本部	清水区長	※総括班	(清水区役所) 清水区地域総務課 清水区選挙管理委員会事務局	区本部の庶務及び各班間の調整に関する事。 災害対策本部、地区支部との調整に関する事。 区各担当の職員参集に関する事。 応援部隊等の災害支援の受入れ等に関する事。 区管内の被害情報等の取りまとめに関する事。 区管内の災害対応の取りまとめに関する事。 市民相談所の開設、運営に関する事。 連合町内会及び連合自治会との調整に関する事。 被災者の災害救助対策及びその支援に関する事。 罹災証明の発行に関する事。(災害救助法適用外時) 被災者への見舞金の給付に関する事。 安否不明者等の確認・氏名公表に関する事。 孤立集落の把握及び住民支援に係る各部との調整に関する事。	
			蒲原支所	蒲原・由比地区の災害対策に関する事。	
		物資班	(清水区役所) 清水区戸籍住民課	地区支部で必要とする資機材・物品等の調達に関する事。 食糧等の配給計画の策定及び配給に関する事。 物資等の保管に関する事。 義援物資の受入れ・給付に関する事。	
		避難所班	(清水区役所) 清水区保険年金課	避難地・避難所の開設、運営に関する事。 避難者の収容及び支援に関する事。 避難所の衛生、健康管理に関する事。	
		調査班	清水市税事務所	被害調査の支援に関する事。 被災者家屋の被害調査に関する事。 災害罹災者調査原票に関する事。 災害による税の減免に関する事。 罹災証明の発行に関する事。(災害救助法適用時)	
		医療救護班	(清水福祉事務所) 生活支援課	義援金、見舞金等の申請受付、支給に関する事。 生活保護法対策に関する事。 行旅病人及び身元不明病人の救護に関する事。 行旅死亡人及び身元不明遺体の警察からの引取り並びに措置に関する事。 死体処理に伴う遺族等関係者の相談に関する事。 区管内の救護所開設・運営に関する事。	
		要配慮者班	障害者支援課	区管内避難所における福祉避難所対象者の取りまとめ等に関する事。 災害時の障害者への応急措置及び相談に関する事。	
		情報班	(清水福祉事務所) 子育て支援課 (清水福祉事務所) 高齢介護課 (清水福祉事務所) 子育て支援課 高齢介護課	保育所への避難者の収容及び支援に関する事。 被災児童等の相談に関する事。 災害時の高齢者への応急措置及び相談に関する事。 避難所等における高齢者の相談に関する事。 介護保険料減免の申請に関する事。 区管内地区支部からの被害状況等の収集と整理に関する事。 区管内被害状況等の本部への伝達に関する事。 地域防災無線の運用に関する事。	
地区支部	指定職員	地区支部内災害応急対策に関する事。 (地区支部内の住民避難に関する事。) (地区支部内の避難所運営に関する事。) (地区支部内の救護所運営に関する事。) (地区支部内の救援物資等に関する事。) 地区支部内の被害情報・被害情報等の収集・伝達に関する事。 避難情報等の伝達に関する事。 地域防災無線の地区支部運用に関する事。 地区支部水防対策の活動に関する事。 区本部との連絡調整に関する事。 地域との連携に関する事。	辻、江尻、入江、浜田、岡、船越、清水、不二見、駒越、折戸、三保、飯田、高部、有度、袖師、庵原、興津、小島、両河内、蒲原、由比		

※清水区本部総括班は救助法事務班を含む

消防局・消防団組織図及び消防車両等現況表

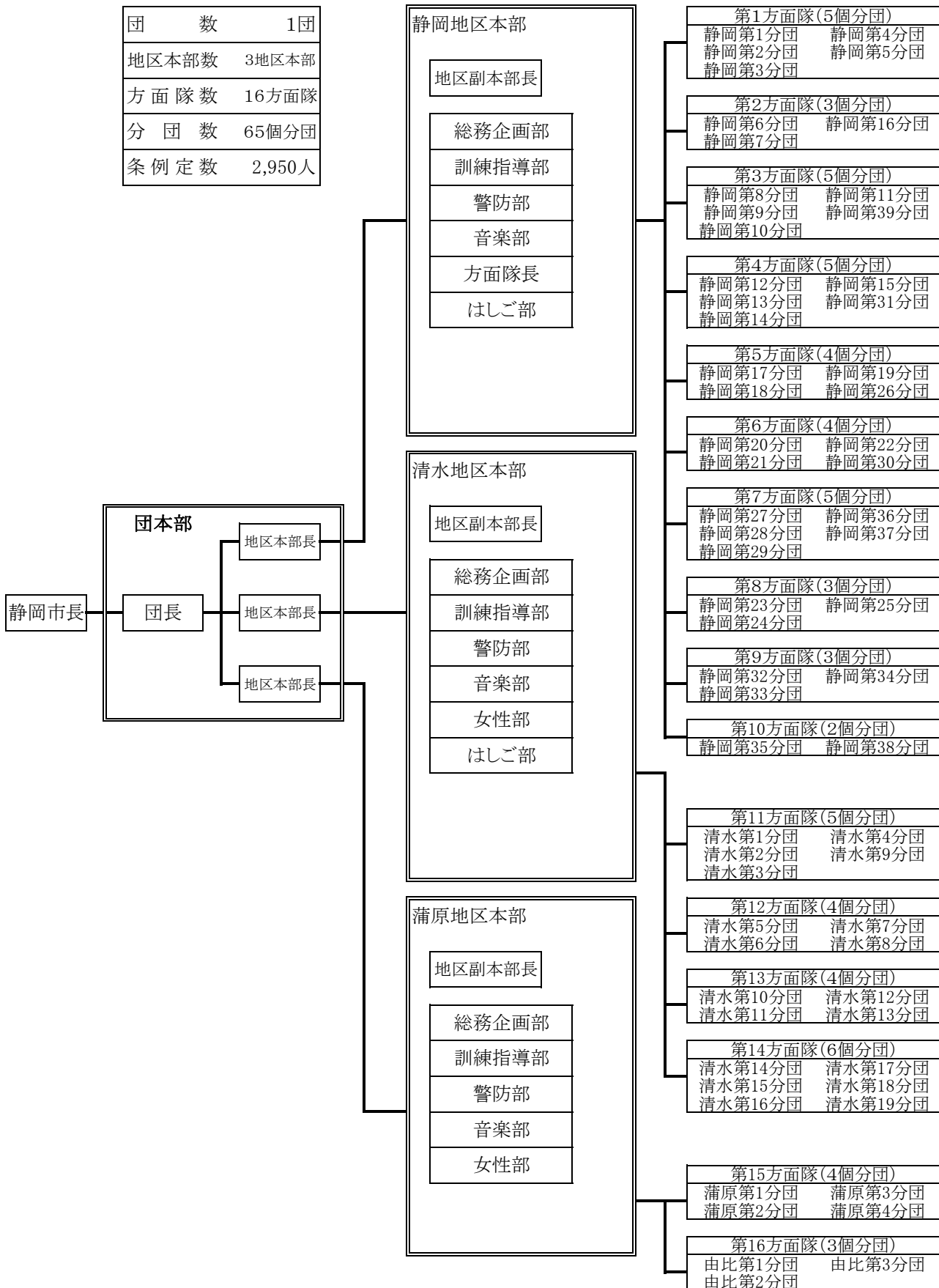
(消防総務課)

消防局組織図



静岡市消防団組織図

団 数	1団
地区本部数	3地区本部
方面隊数	16方面隊
分 団 数	65個分団
条 例 定 数	2,950人



消防局・消防団組織図及び消防車両等現況表

(警防課・財産管理課)

消防車両等現況表

消防局 (消防部・警防部・消防署)
自動車

(令和5年4月1日現在)

車種	消防部 警防部	葵 消防署	駿河 消防署	千代田 消防署	清水 消防署	港北 消防署	日本平 消防署	島田 消防署	吉田 消防署	牧之原 消防署	合計
指揮車	1	2	2	1	2	2		2	2		14
水槽付消防ポンプ自動車 (消防ポンプ車含む)		5 (1)	8 (3)	6 (2)	4 (1)	5 (2)	3 (1)	6 (1)	2 (1)	2 (1)	41 (13)
化学消防ポンプ自動車		1	2 (1)	1		2 (1)	1	1	1	1	10 (2)
はしご付消防自動車 (消防ポンプ付含む)		1	2	1	1			1			6
救助工作車		1	2 (1)	1	1	1		1	1	1	9 (1)
特別高度工作車			1								1
特殊災害対応自動車			1								1
大型除染システム搭載車			1								1
重機搬送車					1						1
支援車 (IV型)				1							1
拠点機能形成車	1										1
燃料補給車	1										1
大型放水砲搭載ホース延長車						1					1
大容量送水ポンプ車						1					1
大型高所放水車						1					1
大型化学消防ポンプ自動車						1					1
泡原液搬送車						1					1
大型水槽車		1	1	2	1			1	1	1	8
照明電源車				1							1
空気充填車				1							1
資機材搬送車		1	1		1			1	1	2	7
救急自動車		3 (1)	6 (1)	5 (1)	3	4 (1)	2 (1)	6	3 (1)	3 (1)	35 (7)
特殊災害支援車	1										1
特殊災害指揮支援車	1										1
指揮連絡車	7			1	1	1	1	6		4	21
地震体験車	1										1
広報車			1	1							2
連絡車 (普通車)	3							2	1	1	7
連絡車 (軽自動車)	3	1		1	1	1	1		1	1	10
合計	19	16 (2)	28 (6)	23 (3)	16 (1)	21 (4)	8 (2)	27 (1)	13 (2)	16 (2)	187 (23)

その他

種別	消防部 警防部	葵 消防署	駿河 消防署	千代田 消防署	清水 消防署	港北 消防署	日本平 消防署	島田 消防署	吉田 消防署	牧之原 消防署	合計
災害対策用二輪車		2	2	4	2	4	2				16
原動機付自転車等	1	13	18	13	7	8	4		2		66
小型動力ポンプ (B-2・3)	5	5	6	3	1	1	1	1	2	1	26
小型動力ポンプ (C-1)		4	8	9	2	7	2	12	3		47
救助艇			1		1	1	1	2	1	1	8
水上オートバイ			1							1	2
情報収集活動ドローン	2										2
合計	8	24	36	29	13	21	10	15	8	3	167

消防団
自動車

種別	静岡 地区本部	清水 地区本部	蒲原 地区本部	合計
指揮車	1			1
水槽付消防ポンプ自動車		5		5
消防ポンプ自動車	39	29	7	75
小型動力ポンプ積載車	67	41		108
合計	107	75	7	189

その他

種別	静岡 地区本部	清水 地区本部	蒲原 地区本部	合計
災害対策用二輪車			3	3
小型動力ポンプ (B-2・3)	110	44	3	157
小型動力ポンプ (C-1)			7	7
合計	110	44	13	167

自動車総台数

組織名称	台数	
消防局	187 (23)	
静岡市消防団	静岡地区本部	107
	清水地区本部	75
	蒲原地区本部	7
合計	376 (23)	

※()内の数字は、非常用の台数を表す。

災害時職員配備基準

区分	部名	班名	災害区分		共通		気象				地震		津波		東海地区に關連する情報			南海トラフ地区に關連する情報		突発災害			
			災害等区分	※1	大雨 洪水	高潮	警報		大雪	波浪	土砂災害 警戒情報・退 避情報発表	特別警報 災害対策 本部	震度4	震度5弱 以上	注意報 津波(1m 高さ) 津波(0.5m 高さ)	特別警報 津波(3m<高さ 5m)	気象情報 (即時)	注意情報	予知情報	臨時情報 (巨大地震注意)	臨時情報 (巨大地震注意)	災害の発生 が予想される 場合	突発災害 の発生が最大 である場合
							大雨 洪水	高潮															
		主任担当課	(1)基本参集基準 (消防部は別参集基準による)																				
			総務課 総務課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		主任担当課	(2)基本参集基準以上の配備を行う本部各班																				
			総務課 総務課	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

△：状況に応じて呼び上げ、当番、当番職員または各部署で指定する職員、○：管理職及び各部署で指定する職員（一次配備）、◎：所属員全員（二次配備）

(例)：静岡市消防部に警報が発表された場合のみ、(警報)：駿河区・清水区のみ、(夏)：夏季のプール、海水浴場閉鎖期間のみ、(一部)：一部の職員のみ

※1：災害救助法が適用される程度の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、または、本部長が必要と判断したとき。(災害の種類や規模、発生の時期により、参集対象部署や職員を限定することがある。)

※2：土砂災害警戒情報または避難情報は、各部署で指名する管理職員

※3：対象は各区役所・経済局・建設局・消防局・上下水道局

気象状況等を踏まえ、配備基準よりも早期に職員を参集させることがある。

2. 区本部

災害時職員配備基準

災害区分	共通	気象				地震		津波			東海地震に 関連する情報		南海トラフ地震に 関連する情報		突発災害				
		大雨 洪水 暴風 暴風雪	大潮	大雪 波浪	特別警報 土砂災害 警戒情報 警戒・避難 情報発表	震度4	震度5弱	震度5強 以上	注意報 津波 (0.2m≦ 予想高さ ≦1m)	警報 津波 (1m<予 想高さ≦ 3m)	特別警報 大津波 (3m<予 想高さ)	調査 情報 (臨時)	注意 情報	予知 情報	臨時情報 (調査中)	臨時情報 (巨大地震 震注意)	臨時情報 (巨大地震 震警戒)	災害の発生 が予想され る場合	局地的に 被害が重大 である場合
警報等区分	※1 災害対策本部																		
区本部長	○	△	△	△	○	△	○	△	○	○	△	○	○	△	○	△	○	△	○※2
区副本部長	○	△	△	△	○	△	○	△	○	○	△	○	○	△	○	△	○	△	○※2
総務班 情報班	○	当番 (駿・清)	△	当番 (2班体制)	○	当番 (2班体制)	○	当番 (駿・清)	○	○	当番 (駿・清)	○	○	当番	○	○	○	○	○※2
救助法事務班 物資班 避難所班 調査班 医療支援班 要援護者班	○	当番 (駿・清)	△	当番 (2班体制)	○	当番 (2班体制)	○	当番 (駿・清)	○	○	当番 (駿・清)	○	○	当番	○	○	○	△	○※2

△：状況に応じて呼び上げ、当番：当番職員または指定された職員、○：管理職及び各部署で指定された職員（一次配備）、◎：所属員全員（二次配備）
 (葵)：葵区、(駿)：駿河区、(清)：清水区

※1：災害救助法が適用される程度の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、または、本部長が必要と判断したとき。(災害の種類や規模、発生の時期により、対象部署や職員を限定することがある。)

※2：該当区のみ。
 気象状況等を踏まえ、配備基準よりも早期に職員を参集させることがある。

3. 地区支部 災害時職員配備基準

災害区分	共通	気象			地震		津波			東海地震 に関連する情報		南海トラフ地震 に関する情報		突発災害					
		警報		避難情報 発表	特別警報	震度4	震度5弱	震度5強 以上	注意報	警報	特別警報	調査情報 (臨時)	注意情報	予知 情報	臨時情報 (巨大地震 警戒)	臨時情報 (巨大地震 注意)	災害の 発生が 予想され る場合	局地的に 被害が 甚大であ る場合	
警報等区分	※1 災害対策本部	大雨 洪水 暴風 暴風雪	高潮 波浪	大雪	土砂災害 警戒情報	避難情報 発表	特別警報	震度4	震度5弱	震度5強 以上	注意報 津波 (0.2m ≤ 予想 高さ ≤ 1m)	警報 津波 (1m < 予想 高さ ≤ 3m)	特別警報 大津波 (3m < 予想 高さ)	調査情報 (臨時) <td>注意情報</td> <td>予知 情報</td> <td>臨時情報 (巨大地震 警戒)</td> <td>臨時情報 (巨大地震 注意)</td> <td>突発災害</td>	注意情報	予知 情報	臨時情報 (巨大地震 警戒)	臨時情報 (巨大地震 注意)	突発災害
		△	△沿岸	△	○土砂	○※2	○	△	○	◎	△沿岸	◎沿岸	◎沿岸	△	○	◎	△	◎	△
地区支部長 副地区支部長 地区支部員	○	△	△沿岸	△	○土砂	○※2	○	○	◎	△沿岸	◎沿岸	◎沿岸	◎沿岸	△	○	◎	◎	△	◎※2

△：状況に応じて呼び上げ、○：当番支部要員、◎：全地区支部要員(支部長・副支部長を含む)

沿岸：沿岸21地区支部

(駿河区(7)：大里東、中島、宮竹、大谷、久能、長田南、川原)

(清水区(14)：辻、江原、入江、浜田、岡、清水、不二見、駒越、折戸、三保、袖師、興津、蒲原、由比)

土砂：土砂災害警戒区域を含む53地区支部

(葵区北部(6)：井川、大河内、梅ヶ島、玉川、清沢、大川)

(葵区南部(24)：安西、葵、伝馬町、横内、安東、城北、千代田、千代田東、西奈、北沼上、麻機、井宮、井宮北、駿機南、駿機中、駿機北、安倍口、美和、足久保、松野、服織、服織西、南葦科、中葦科)

(駿河区(10)：森下、富士見、西豊田、東豊田、東源台、大谷、久能、長田北、長田西、長田南)

(清水区(13)：船越、不二見、駒越、飯田、高部、有度、袖師、庵原、興津、小島、両河内、蒲原、由比)

※1：災害救助法が適用される程度の災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、または、本部長が必要と判断したとき。(災害の種類や規模、発生の時期により、対象対象部局や職員を限定することがある。)

※2：該当区のみ。
気象状況等を踏まえ、配備基準よりも早期に職員を参集させることがある。

同報無線（子局）設置場所一覧表

[葵 区]

No.	子局No.	地 区・学 区	設置場所	所 在 地
1	26	葵	青葉緑地公園	葵区呉服町二丁目
2	27	葵	静岡病院	葵区追手町10-93
3	30	葵	市庁舎	葵区追手町5-1
4	152	葵	NTT電電ビル	葵区御幸町4-6
5	216	葵	レジデンスNAGAOビル	葵区両替町1-3-3
6	286	葵	昭和町S・I・Aビル	葵区昭和町二丁目2
7	24	新通	常磐公園	葵区常磐町三丁目1
8	25	新通	市道西門町新富町線	葵区西門町5-12
9	97	新通	新通小学校	葵区駒形通二丁目4-47
10	330	新通	伏見稲荷神社	葵区新通一丁目12-13
11	20	駒形	安倍川中学校	葵区弥勒二丁目11-1
12	21	駒形	弥勒緑地公園	葵区弥勒一丁目4
13	22	駒形	安倍川町公園	葵区川越町1-2
14	23	駒形	駒形第二公園	葵区駒形通四丁目12
15	141	駒形	駒形小学校	葵区南安倍二丁目1-1
16	17	一番町	住吉公園	葵区一番町34
17	215	一番町	神明宮	葵区屋形町12
18	18	三番町	田町こども園	葵区田町一丁目79
19	226	三番町	市営三番町第二アパート	葵区四番町1-14
20	227	三番町	市営四番町アパート	葵区四番町12-6
21	19	田町	田町公園	葵区田町三丁目46-5
22	143	田町	田町小学校	葵区田町五丁目70
23	224	田町	神明宮	葵区幸町37
24	12	安西	旧水道町用度駐車場	葵区水道町115-1
25	13	安西	静岡ホーム	葵区井宮町183-2
26	14	安西	八雲神社(北番町公園)	葵区北番町84
27	16	安西	安西5丁目町内会集会場	葵区安西五丁目223
28	130	安西	若松町公園	葵区若松町94
29	153	安西	末広中学校	葵区末広町41
30	15	城内	浅間神社入口	葵区西草深町27-6
31	28	城内	駿府城公園	葵区駿府城公園1-1
32	29	城内	城内中学校	葵区駿府町1-107
33	151	城内	水落公園	葵区水落町10
34	218	城内	静岡市中央福祉センター	葵区城内町1-1
35	220	城内	桜花幼稚園	葵区馬場町77
36	31	伝馬町	伝馬町公園	葵区伝馬町14-2
37	32	伝馬町	清水山公園	葵区音羽町27
38	33	伝馬町	いこいの家	葵区春日町三丁目7-8
39	34	伝馬町	柚木公園	葵区柚木336 護国神社内
40	35	横内	東中学校	葵区沓谷一丁目6-1
41	36	横内	青木の杜公園	葵区城東町54
42	37	横内	市立高等学校	葵区千代田三丁目1-1
43	98	横内	鷹匠公園	葵区東鷹匠町3-15
44	100	横内	上足洗一丁目 簡易児童会館	葵区上足洗一丁目8-26
45	193	横内	静岡学園中学校・高等学校	葵区太田町24
46	243	横内	横内小学校	葵区緑町1-1
47	302	横内	私有地(畑)	葵区瓦場町200
48	38	安東	城北公園	葵区大岩本町29
49	39	安東	大岩三丁目集会所	葵区大岩三丁目30-12
50	99	安東	安東熊野神社	葵区安東一丁目6
51	101	安東	安東中学校	葵区安東三丁目13-1
52	144	安東	静岡県立静岡高等学校	葵区長谷町66
53	242	安東	旧安東部長校舎	葵区安東二丁目110
54	103	城北	J Aあさはた支店	葵区岳美15-65
55	129	城北	市道大岩北安東6号線	葵区北安東四丁目
56	246	城北	静岡中央高等学校	葵区城北二丁目29-1
57	247	城北	城北体育館	葵区北安東三丁目13-1
58	285	城北	静岡城北高等学校	葵区北安東二丁目3-1
59	301	城北	遊水地会館	葵区唐瀬二丁目139-3
60	40	竜南	竜南小学校	葵区竜南一丁目459-2
61	102	竜南	柳新田三宮神社	葵区北安東五丁目36
62	248	竜南	県営十二双団地	葵区上足洗二丁目5-1
63	249	竜南	私有地	葵区上足洗三丁目6-18
64	43	千代田	長沼公園	葵区長沼二丁目13

同報無線（子局）設置場所一覧表

〔 葵 区 〕

No.	子局No.	地 区・学 区	設置場所	所 在 地
65	108	千代田	千代田小学校	葵区沓谷五丁目47-1
66	109	千代田	沓谷東公園	葵区沓谷六丁目23
67	110	千代田	古庄公園	葵区古庄二丁目5
68	145	千代田	法泉寺	葵区古庄三丁目22-35
69	250	千代田	水道局指定協同組合	葵区千代田五丁目13-12
70	251	千代田	静岡第17分団 上土貸付地	葵区古庄五丁目563-5
71	308	千代田	川合本田公園	葵区上土一丁目12
72	311	千代田	科学技術高等学校	葵区長沼500-1
73	42	千代田東	千代田消防署	葵区東千代田二丁目1-10
74	111	千代田東	川合公園	葵区川合字万海地内（長尾川）
75	117	千代田東	西瀬名町公民館	葵区西瀬名町4-1
76	118	千代田東	松下公園	葵区南沼上170
77	119	千代田東	南沼上公園	葵区瀬名字小瀬名地内（長尾川）
78	252	千代田東	千代田東小学校	葵区川合三丁目4-1
79	300	千代田東	多目的広場	葵区南沼上三丁目666-4
80	310	千代田東	旭町公会堂	葵区川合二丁目4-45
81	115	西奈	静岡消防 瀬名出張所	葵区瀬名一丁目552外
82	120	西奈	西奈小学校	葵区瀬名三丁目23-1
83	254	西奈	瀬名公民館	葵区瀬名三丁目18-58
84	255	西奈	竜爪中学校	葵区瀬名七丁目31-40
85	348	西奈	私有地	葵区瀬名六丁目1-4
86	114	西奈南	瀬名川公園	葵区瀬名川二丁目26-24
87	116	西奈南	瀬名第2公園	葵区瀬名中央三丁目
88	253	西奈南	西奈南小学校	葵区南瀬名町1-20
89	336	西奈南	瀬名川南公園	葵区瀬名川二丁目7地先
90	122	北沼上	北沼上こども園	葵区北沼上758-1
91	194	北沼上	静岡第26分団火の見	葵区北沼上965-21
92	195	北沼上	平山公民館	葵区平山381-1
93	244	北沼上	私有地（畑）	葵区則沢日影平1612
94	325	北沼上	私有地（畑）	葵区長尾743-1
95	328	北沼上	私有地（田）	葵区北沼上668-1
96	329	北沼上	足ヶ谷緑地公園	葵区北沼上字足ヶ谷98-5
97	41	麻機	南中谷久保公民館	葵区南828-3
98	104	麻機	麻機小学校	葵区有永町2-43
99	105	麻機	北大橋公園	葵区北408
100	106	麻機	北道谷津公園	葵区北1765
101	107	麻機	東内坪公園	葵区東222
102	228	麻機	河川敷	葵区北78-24地先
103	245	麻機	北大門公園	葵区北521-10
104	292	麻機	私有地	葵区南宇中村1534-22
105	322	麻機	私有地（畑）	葵区北1663
106	355	麻機	今宮公園	葵区北2621-1
107	11	井宮	籠上中学校	葵区平和二丁目2-1
108	128	井宮	いさみ保育園	葵区桜町二丁目4-51
109	222	井宮	美川町公園	葵区美川町本通8-3
110	223	井宮	危機管理課所有地	葵区桜町一丁目927-153
111	287	井宮	私有地	葵区平和三丁目16-5
112	154	井宮北	秋山町公民館	葵区秋山町1-20
113	221	井宮北	菖蒲南公園	葵区昭府町一丁目6地先
114	125	賤機南	賤機中学校	葵区下1353-1
115	126	賤機南	賤機南小学校	葵区松富上組三丁目1-46
116	127	賤機南	井宮北小学校	葵区上伝馬2-1
117	155	賤機南	与一村下公園	葵区与一五丁目13-13
118	156	賤機南	福田ヶ谷公民館西側	葵区福田ヶ谷379-8
119	157	賤機南	鯨ヶ池老人福祉センター	葵区下951-1
120	296	賤機南	松富水防倉庫敷地	葵区松富上組46-6
121	297	賤機南	与一取水場	葵区与一四丁目335-240
122	327	賤機南	私有地（配水池内）	葵区松富上組277-1
123	123	賤機中	賤機中小学校	葵区牛妻2095-2
124	124	賤機中	牛妻笹子公園	葵区牛妻947-15
125	158	賤機中	牛妻簡易水道用地	葵区牛妻2368
126	214	賤機中	私有地	葵区門屋422
127	318	賤機中	門屋学校給食センター	葵区門屋199
128	347	賤機中	私有地	葵区牛妻1484-1

同報無線（子局）設置場所一覧表

[葵 区]

No.	子局No.	地 区・学 区	設置場所	所 在 地
129	353	賤機中	安倍ごころ交流センター	葵区牛妻2352
130	159	賤機北	河川敷	葵区郷島字ママ下321番1地先
131	160	賤機北	賤機こども園	葵区俵沢109
132	161	賤機北	静岡第22分団火の見	葵区俵峰217
133	334	賤機北	私有地（畑）	葵区俵沢上村345
134	337	賤機北	私有地（畑）	葵区野田平字中村256-1
135	1	服織	服織中学校	葵区羽鳥一丁目8-1
136	137	服織	服織小学校	葵区羽鳥六丁目9-1
137	138	服織	安倍学園	葵区慈悲尾180
138	139	服織	山崎第一公園	葵区山崎一丁目17
139	140	服織	山崎第二公園	葵区山崎二丁目30
140	238	服織	静岡第28分団羽鳥	葵区羽鳥本町83-1
141	239	服織	私有地	葵区羽鳥七丁目3-25
142	240	服織	羽鳥公園	葵区羽鳥五丁目11
143	241	服織	千代公民館	葵区千代二丁目9-25
144	343	服織	私有地（茶畑）	葵区慈悲尾304-4
145	345	服織	私有地	葵区羽鳥本町7-13
146	131	服織西	服織西小学校	葵区新聞959-1-1
147	170	服織西	見性寺	葵区新聞字1089-132
148	171	服織西	服織西学区集会所	葵区新聞1946-2
149	172	服織西	中央公園	葵区新聞字新聞口260
150	173	服織西	私有地	葵区谷津原379-4
151	344	服織西	私有地（茶畑）	葵区新聞3001
152	132	南藁科	南藁科小学校	葵区吉津536
153	150	南藁科	静岡第27分団火の見	葵区牧ヶ谷8
154	179	南藁科	静岡第27分団火の見	葵区小瀬戸1420
155	180	南藁科	私有地	葵区飯間大カーブ367-1
156	181	南藁科	吉津公民館	葵区吉津781
157	182	南藁科	産女（警察駐在所）	葵区産女1106-6
158	235	南藁科	牧ヶ谷南公園	葵区牧ヶ谷2473
159	351	南藁科	牧ヶ谷第一公園	葵区牧ヶ谷2045
160	166	中藁科	私有地	葵区富沢450-2
161	174	中藁科	中藁科小学校	葵区大原942
162	175	中藁科	藁科中学校	葵区大原1398
163	176	中藁科	私有地	葵区水見色字西ノ谷443
164	177	中藁科	私有地	葵区水見色字中山1890-1
165	178	中藁科	富厚里公園	葵区富厚里字向原877-48
166	313	中藁科	私有地（畑）	葵区奈良間257-1
167	314	中藁科	私有地（田）	葵区大原582-1
168	339	中藁科	公会堂私有地（宅地）	葵区富沢369-2
169	354	中藁科	秀島集会場	葵区大原字秀島3064-80
170	134	安倍口	安倍口団地（公園内）	葵区安倍口団地635-10
171	135	安倍口	安倍口小学校	葵区安倍口新田50
172	136	安倍口	西ヶ谷総合運動場	葵区西ヶ谷345-4地内
173	167	安倍口	内宮団地集会所	葵区内牧86-8
174	168	安倍口	内牧公民館	葵区内牧1592
175	169	安倍口	駿府学園	葵区内牧118
176	237	安倍口	市農協内牧出張所	葵区安倍口新田330-4
177	165	美和	遠藤公民館	葵区遠藤新田32-7
178	236	美和	松森公園	葵区遠藤新田300-149
179	133	足久保	美原公園	葵区足久保口組818-7
180	164	足久保	谷口南公園	葵区足久保口組3276-79
181	298	足久保	諸川公園	葵区足久保口組2810-16
182	326	足久保	県有地（河川敷）	葵区足久保奥組2025-2
183	332	足久保	足久保奥組児童公園	葵区足久保奥組245
184	341	足久保	国有地（雑種地）	葵区足久保口組1689-2
185	162	松野	松野油山簡易水道	葵区油山927
186	163	松野	松源寺	葵区松野148
187	306	松野	松野会館	葵区松野1350-10
188	202	井川	井川支所	葵区井川656-2
189	203	井川	田代生涯学習交流館跡地	葵区田代481-1
190	204	井川	西山平集会所	葵区井川2765
191	205	井川	私有地	葵区口坂本448
192	290	井川	私有地	葵区田代75-3

同報無線（子局）設置場所一覧表

[葵 区]

No.	子局No.	地 区・学 区	設置場所	所 在 地
193	293	井川	小河内公民館	葵区小河内139
194	340	井川	中山公民館	葵区岩崎598-1
195	200	大河内	静岡第32分団火の見	葵区有東木750
196	201	大河内	平野公民館	葵区平野大西58
197	320	大河内	私有地（田）	葵区渡1448-66
198	321	大河内	私有地（田）	葵区渡199
199	196	梅ヶ島	私有地	葵区梅ヶ島5258-2
200	197	梅ヶ島	新田集合所	葵区梅ヶ島5598-2
201	198	梅ヶ島	私有地	葵区梅ヶ島4198
202	199	梅ヶ島	梅ヶ島小中学校	葵区梅ヶ島1309
203	294	梅ヶ島	私有地	葵区梅ヶ島2591
204	299	梅ヶ島	入島公民館	葵区入島291
205	206	玉川	忠魂碑	葵区桂山字丸山
206	207	玉川	私有地	葵区長妻田475-1
207	208	玉川	私有地	葵区内匠大和854
208	295	玉川	新玉機橋	葵区中沢字礼場686-2
209	319	玉川	私有地（田）	葵区長熊88
210	333	玉川	県道 井川湖御幸線	葵区落合277-2
211	211	清沢	静岡第36分団	葵区昼居渡253-2 地内
212	212	清沢	清沢避難所	葵区鍵穴723-1
213	213	清沢	上相俣公民館	葵区相俣580-1
214	338	清沢	私有地（宅地）	葵区黒俣字下島道上1113-1
215	342	清沢	私有地（茶畑）	葵区黒俣1870-1
216	209	大川	私有地	葵区日向780-11
217	210	大川	私有地	葵区坂ノ上1552
218	217	中田	静岡駅ビル（パルシェ）	葵区黒金町49

同報無線（子局）設置場所一覧表

[駿河区]

No.	子局No.	地区・学区	設置場所	所在地
1	48	森下	八幡山公園	駿河区八幡五丁目3 1
2	49	森下	八幡こども園	駿河区八幡二丁目1 5-2 0
3	51	森下	森下公園	駿河区森下町2-1
4	78	森下	私有地（駐車場）	駿河区八幡五丁目1 0-1
5	323	森下	静岡ガス株式会社東館	駿河区八幡一丁目5-3 8
6	52	中田	稲川公園	駿河区稲川一丁目4
7	146	中田	中田本町公民館	駿河区中田本町5 9 4番
8	191	中田	下水道敷地	駿河区中田三丁目3 6 5-2 地先
9	263	中田	N T T西日本八幡ビル	駿河区大坪町1 2-3 2
10	47	南部	南部ふれあい公園	駿河区南八幡町2
11	83	南部	高松浄化センター	駿河区登呂五丁目3-1
12	79	馬淵	大石公園	駿河区馬淵三丁目1 0
13	264	馬淵	馬淵市道緑地帯	駿河区馬淵一丁目道路敷
14	54	大里西	大里西小学校	駿河区中原4 0 0
15	55	大里西	新川一丁目簡易児童館	駿河区新川一丁目1 0-5
16	81	大里西	静岡市緑が丘倉庫	駿河区緑が丘町2 1-1 0
17	82	大里西	中村町こども園	駿河区中村町9 4
18	148	大里西	大里中学校	駿河区中野新田5 7-5
19	279	大里西	静岡聴覚特別支援学校	駿河区中村町2 5 1
20	284	大里西	私有地	駿河区西中原二丁目1-2 6
21	56	中島	中島浜公民館	駿河区中島1 4 5 7
22	57	中島	大浜公園	駿河区中島1 3 8 0
23	85	中島	江戸割公園	駿河区中島7 0 5
24	147	中島	西島学校給食センター	駿河区西島1 2 7-1
25	266	中島	中島取水場	駿河区中島1 6 7-2
26	267	中島	西脇ハイソ駐車場	駿河区西脇9 2 5 地先
27	268	中島	中島小学校	駿河区中島2 2 9 2
28	269	中島	光増寺跡地	駿河区西島字中瀬4 9 3
29	270	中島	中島浄化センター	駿河区中島1 7 1 1-1
30	280	中島	千野漆器駐車場	駿河区西脇字淵1 2 7 0
31	307	中島	私有地（駐車場）	駿河区中島7 7 5
32	359	中島	中島公園	駿河区中島3 2 4 1
33	363	中島	中島浜集会所駐車場	駿河区中島1 6 8 0-1
34	384	中島	静岡海岸4	駿河区西島1 3 8 1-1 8 7 地先
35	385	中島	静岡海岸5	駿河区中島2 5 8 6-2 1 地先
36	386	中島	静岡海岸6	駿河区中島2 5 8 9-1 6 9 地先
37	58	大里東	下島公園	駿河区下島5 9 0 白髭神社
38	59	大里東	大里東小学校	駿河区高松2 3 1 0
39	273	大里東	高松若宮公園	駿河区高松一丁目2 1
40	283	大里東	高松長寿公園	駿河区高松一丁目1 9 3 9
41	305	大里東	浜川公園	駿河区下島6 1 5-2 2 8
42	361	大里東	塩田公園	駿河区下島6 1 5-5 6
43	381	大里東	静岡海岸1	駿河区高松3 1 3 3
44	382	大里東	静岡海岸2	駿河区高松3 0 9 4-1 9 8
45	383	大里東	静岡海岸3	駿河区下島8 6 8-2 地先
46	68	宮竹	南中学校	駿河区宮竹二丁目1 1-1
47	271	宮竹	高松咲花公園	駿河区敷地一丁目2 3
48	272	宮竹	高松汐入公園	駿河区敷地二丁目1 2
49	46	富士見	静岡県立駿河総合高等学校	駿河区有東三丁目4-1 7
50	84	富士見	高松中学校	駿河区登呂四丁目6-1
51	262	富士見	有明公園	駿河区有明町1 0
52	277	富士見	ポリテクセンター静岡	駿河区登呂三丁目1-3 5
53	278	富士見	富士見台公民館	駿河区富士見台一丁目1 9-5 1
54	304	富士見	下島取水場	駿河区登呂六丁目2 8 4-1
55	44	西豊田	西豊田小学校	駿河区曲金二丁目8-8 0
56	45	西豊田	豊田中学校	駿河区豊田一丁目3-1
57	50	西豊田	小黒こども園	駿河区小黒一丁目7-6
58	76	西豊田	競輪場（選手官舎）	駿河区小鹿二丁目9-1
59	77	西豊田	小鹿一丁目遊園地	駿河区小鹿一丁目2 8
60	259	西豊田	J A静岡本店	駿河区曲金五丁目4-7 0
61	260	西豊田	県農業会館	駿河区曲金三丁目8-1
62	261	西豊田	天白児童館	駿河区小鹿三丁目1 5-3
63	303	西豊田	小黒神社	駿河区小黒二丁目7-1 1
64	316	西豊田	村田工業㈱	駿河区豊原町5-7
65	324	西豊田	私有地（駐車場）	駿河区曲金7 丁 目 8

同報無線（子局）設置場所一覧表

〔駿河区〕

No.	子局No.	地区・学区	設置場所	所在地
66	70	東豊田	桜ヶ丘公園	駿河区池田3875-43
67	73	東豊田	東豊田小学校	駿河区池田480-1
68	74	東豊田	池田神社	駿河区池田1207
69	75	東豊田	小鹿公園	駿河区小鹿903-1
70	225	東豊田	北原公園	駿河区小鹿1501-6
71	257	東豊田	池田島崎公園	駿河区池田819
72	274	東豊田	池田山公園	駿河区池田1769
73	71	東源台	東源台小学校	駿河区国吉田六丁目7-29
74	72	東源台	静岡第31分団火の見	駿河区谷田212-1
75	112	東源台	国吉田緑地公園	駿河区国吉田一丁目17
76	113	東源台	弥生公園	駿河区弥生町地内（巴川）
77	256	東源台	静岡第15分団国吉田	駿河区国吉田四丁目19
78	258	東源台	草薙総合運動場	駿河区栗原19-1地内
79	315	東源台	私有地（神社）	駿河区国吉田五丁目14-10
80	317	東源台	中吉田公園	駿河区中吉田43-13
81	60	大谷	静岡第12分団西大谷	駿河区大谷一丁目114
82	61	大谷	東大谷公園	駿河区大谷2642-22
83	69	大谷	駿河台公園	駿河区大谷300
84	275	大谷	片山公民館	駿河区大谷872
85	276	大谷	私有地	駿河区大谷1381-1
86	312	大谷	大谷北公園	駿河区大谷3000-1
87	358	大谷	大谷郵便局向かえ	駿河区大谷2154-8
88	62	久能	西平松公民館	駿河区西平松大井戸107
89	63	久能	中平松公園	駿河区中平松170
90	64	久能	久能こども園	駿河区青沢240
91	65	久能	久能小学校	駿河区古宿213-2
92	66	久能	安居公民館	駿河区安居193
93	67	久能	東照宮入口	駿河区根古屋35-1
94	2	長田北	向敷地公園	駿河区向敷地三丁目18番22号
95	90	長田北	手越公園	駿河区手越198
96	96	長田北	長田北小学校	駿河区向敷地一丁目10番28号
97	192	長田北	都市下水路	駿河区向敷地六丁目9-40地先
98	4	長田東	長田南中学校	駿河区みずほ三丁目9-1
99	88	長田東	みずほなかよし公園	駿河区みずほ一丁目5
100	89	長田東	静岡鏡台生産協同組合	駿河区東新田一丁目3-58
101	142	長田東	東新田公園	駿河区東新田四丁目4
102	149	長田東	長田東小学校	駿河区東新田三丁目10-1
103	230	長田東	市道	駿河区丸子新田242-3地先
104	231	長田東	鎌田八幡神社	駿河区鎌田382
105	349	長田東	宮西公園	駿河区上川原12-20
106	91	長田西	長田西中学校	駿河区丸子一丁目1-1
107	92	長田西	日垣公園	駿河区丸子二丁目15
108	93	長田西	丸子尻高公園	駿河区丸子三丁目7
109	94	長田西	戸斗前公園	駿河区北丸子二丁目14
110	95	長田西	宗小路公民館	駿河区北丸子一丁目26-20
111	183	長田西	泉ヶ谷公民館	駿河区丸子3247-3
112	184	長田西	静岡第24分団火の見	駿河区丸子5473-1
113	185	長田西	大鋸公民館	駿河区丸子5668-5
114	186	長田西	長源寺	駿河区丸子6850
115	187	長田西	赤目ヶ谷公園	駿河区丸子6271-42
116	188	長田西	市道	駿河区丸子733-2
117	229	大里西	津島神社	駿河区津島町6-10
118	232	長田西	寺田鎌田第一公園	駿河区寺田196-3
119	233	長田西	消防用水池	駿河区丸子七丁目2256地先
120	234	長田西	芹ヶ谷県有地	駿河区丸子芹ヶ谷町3966-1
121	291	長田西	私有地	駿河区丸子522-7
122	331	長田西	丸子ときわ町第二公民館	駿河区丸子五丁目8-59
123	350	長田西	佐渡公民館	駿河区丸子一丁目8-39
124	5	川原	かわはら会館	駿河区下川原六丁目1-9
125	6	川原	向島公園	駿河区桃園町19
126	86	川原	下川原天満宮公園	駿河区下川原二丁目31
127	219	川原	下川原公園	駿河区下川原六丁目24-6
128	281	川原	下川原東公園	駿河区下川原三丁目3-2
129	289	川原	静岡衛生センター南部研究所	駿河区下川原南3-1

同報無線（子局）設置場所一覧表

[駿河区]

No.	子局No.	地区・学区	設置場所	所在地
130	309	川原	下川原北公園	駿河区下川原三丁目3-2
131	3	長田南	青木巴川製紙住宅	駿河区青木450-4
132	7	長田南	長田南小学校	駿河区広野四丁目7-1
133	8	長田南	水産漁港課管理地	駿河区広野五丁目17
134	9	長田南	静岡第25分団用宗出張所	駿河区用宗二丁目76
135	10	長田南	用宗公園	駿河区用宗五丁目17
136	87	長田南	広野公園	駿河区広野二丁目9
137	121	長田南	用宗公民館	駿河区用宗四丁目1-6
138	189	長田南	河川土手（丸子川）	駿河区小坂1320地先
139	190	長田南	私有地	駿河区小坂2179-2
140	282	長田南	大和田公民館	駿河区大和田字家敷添202-3
141	288	長田南	用宗みなと温泉駐車場	駿河区用宗二丁目351-3
142	335	長田南	漁港区域内の公共空地	駿河区石部499-2
143	346	長田南	市有地	駿河区小坂1996-7
144	352	長田南	広野緑地公園	駿河区広野3丁目地内
145	356	長田南	私有地	駿河区石部282-2
146	357	長田南	用宗緑地	駿河区用宗4丁目地内
147	360	長田南	用宗漁港	駿河区広野5-13
148	362	長田南	広野東公園	駿河区広野六丁目12
149	80	駒形	南安倍公園	駿河区南安倍三丁目25
150	265	駒形	寿公園	駿河区寿町212-1

同報無線（子局）設置場所一覧表

[清水区]

No.	子局No.	地 区	設置場所	所 在 地
1	1	辻	清水第1分団辻	清水区辻二丁目37-2外
2	39	辻	静岡県立清水東高等学校	清水区秋吉町5-10
3	40	辻	愛染ポンプ場	清水区愛染町49-2
4	65	辻	辻五区公民館（自治会）	清水区辻3-4-27
5	2	江尻	清水第2分団江尻東	清水区江尻東二丁目638外
6	49	江尻	駅前銀座パーキング	清水区真砂町5-30
7	72	江尻	清水国際高等学校	清水区天神1-4-1
8	81	江尻	花の木雨水ポンプ所	清水区江尻台町22
9	174	江尻	清水江尻小学校	清水区江尻町14-63
10	3	入江	清水入江子ども園	清水区入江一丁目13-15
11	41	入江	渋川自治会館	清水区渋川2-5-6
12	78	入江	清水入江小学校	清水区追分2-3-1
13	79	入江	水之上神社	清水区北脇新田370-2
14	82	入江	淡島神社	清水区淡路町1-4
15	88	入江	川岸町自治会館	清水区高橋町673-18
16	91	入江	清水第八中学校	清水区追分4-2429
17	73	浜田	浜田ポンプ場	清水区千歳町1-1
18	8	岡	清水第8分団下清水町	清水区下清水町366-1
19	62	岡	清水第二中学校	清水区神田町4-17
20	74	岡	桜ヶ丘公園	清水区桜ヶ丘町300
21	103	岡	大沢公園	清水区大沢町243
22	26	船越	清水船越小学校	清水区船越3-15-1
23	32	船越	大坪公園	清水区大坪2-9
24	63	船越	有東坂片瀬山	清水区有東坂623-2
25	108	船越	木の下公園	清水区木の下町174
26	109	船越	八坂神社（南矢部自治会館）	清水区南矢部970
27	0	清水	清水庁舎	清水区旭町6-8
28	4	清水	清水みなとビジネスセンタービル屋上	清水区富士見町8-15
29	19	清水	清水小学校	清水区松井町15-1
30	31	清水	清水港湾博物館（フェルケール博物館）	清水区港町2-8-11
31	38	清水	北矢部町自治会館	清水区北矢部町2-5-23
32	48	清水	クリエイトエス・ディー清水梅田町店	清水区梅田町1-35
33	58	清水	老人憩の家きらく荘（幸町公園）	清水区清開二丁目1-1
34	59	清水	妙慶寺駐車場	清水区清水町11
35	60	清水	八雲神社	清水区上1丁目1-5
36	141	清水	港湾会館清水日の出センター（清水マリンビル）	清水区日の出町9-25
37	170	清水	やすらぎ広場（ドリプラ裏）	清水区入船町13-15地先
38	173	清水	松井町公園	清水区松井町161
39	5	不二見	清水第5分団村松	清水区村松一丁目1229-2
40	14	不二見	日本平消防署	清水区村松627外
41	23	不二見	宮加三公園（不二見1津波避難タワー）	清水区宮加三27-1
42	47	不二見	鈴与自動車	清水区清開3-117-7
43	57	不二見	沼田公園	清水区沼田町6
44	75	不二見	村松神社	清水区村松14
45	121	不二見	清水南部浄化センター	清水区清開三丁目10-1
46	123	不二見	天王山公園	清水区宮加三716-1
47	6	駒越	清水駒越小学校	清水区駒越東町2-20
48	20	駒越	旧JA増出張所前	清水区増180-2地先
49	25	駒越	忠霊塔	清水区迎山町1
50	30	駒越	蛇塚	清水区蛇塚字中組207-1
51	46	駒越	富士見台公園	清水区駒越南2-3
52	76	駒越	ベイドリーム清水	清水区駒越北町8-1
53	77	駒越	駒越中二丁目	清水区駒越中二丁目1620-2
54	92	駒越	殿沢一丁目	清水区殿沢1-16
55	122	駒越	駒越堤公園	清水区迎山町2585-60

同報無線（子局）設置場所一覧表

[清水区]

No.	子局No.	地 区	設置場所	所 在 地
56	167	駒越	駒越南	清水区駒越南町10-31地先
57	172	駒越	ベイドリーム清水	清水区駒越北町8-1
58	17	折戸	市営清水折戸西団地2	清水区折戸二丁目3-2
59	45	折戸	清水港線自転車歩行者専用道	清水区折戸四丁目236-4
60	56	折戸	静岡県立清水南高等学校	清水区折戸三丁目2-1
61	119	折戸	折戸土木部資材置場	清水区折戸318-68
62	120	折戸	清水三保第二小学校	清水区折戸5-8
63	169	折戸	市営清水折戸北団地2号棟	清水区折戸二丁目710-3
64	7	三保	清水第7分団三保出張所	清水区三保3503-10
65	22	三保	三保松原観光バス駐車場	清水区三保1076-1
66	29	三保	津波避難タワー（塚間）	清水区三保705-14
67	36	三保	三保佐久神社	清水区三保3051-1
68	37	三保	旧三保文化ランド	清水区三保2737
69	44	三保	マックスバリュ清水三保店	清水区三保133
70	54	三保	三井・ケマーズフロプロダクツ	清水区三保3600
71	55	三保	旧市営三保団地	清水区三保1961-8
72	80	三保	清水第五中学校	清水区三保1720
73	94	三保	旧松風荘	清水区三保2201
74	95	三保	羽衣南松原	清水区三保1283-2
75	101	三保	三保真崎広場	清水区三保2399
76	118	三保	市営羽衣団地6	清水区三保1550-1
77	171	三保	三保ふれあい広場	清水区三保（三保ふれあい広場内）3562地先
78	9	飯田	清水第10分団高橋	清水区高橋二丁目8-11
79	27	飯田	秋葉山公園	清水区八坂東1-16
80	64	飯田	清水飯田東小学校	清水区八坂北1-23-40
81	86	飯田	清水飯田小学校	清水区下野中2-40
82	97	飯田	向原公園	清水区天王東692
83	105	飯田	山原公園	清水区蜂ヶ谷308-71
84	125	飯田	蜂ヶ谷グラウンド 橘はちっこ公園	清水区蜂ヶ谷860
85	10	高部	清水第11分団押切	清水区押切985-4
86	34	高部	市営能島団地2号	清水区能島197-39
87	87	高部	J Aしみず中央柑橘共撰場	清水区梅ヶ谷203
88	90	高部	鳥坂浅間神社	清水区鳥坂555-1
89	102	高部	市営清水旭ヶ丘団地1号棟	清水区押切5-7
90	110	高部	柏尾自治会館	清水区柏尾120
91	111	高部	大内公園	清水区大内664-2
92	11	有度	清水第13分団草薙	清水区草薙一丁目249
93	13	有度	清水第12分団吉川有度出張所	清水区吉川505
94	33	有度	一里山北公園	清水区草薙一里山119
95	50	有度	四方沢公園	清水区馬走815-27
96	51	有度	西ノ谷公園	清水区草薙365-1
97	61	有度	首塚稲荷神社	清水区草薙1124
98	83	有度	清水第13分団楠新田	清水区楠新田252
99	89	有度	長崎神社	清水区長崎378
100	96	有度	堀込若宮八幡宮	清水区堀込617
101	104	有度	つつじが丘公園	清水区草薙220-67
102	124	有度	楠（興福寺）	清水区楠522
103	12	袖師	清水袖師小学校	清水区袖師町420
104	28	袖師	湾岸消防署跡地	清水区横砂408-13
105	66	袖師	清水酒販	清水区横砂1204-1
106	70	袖師	いほ崎神社	清水区横砂777
107	71	袖師	袖師一区（松永茶園北）	清水区袖師1432
108	85	袖師	清水袖師中学校	清水区西久保125-1
109	98	袖師	横砂子供広場	清水区横砂中町7
110	126	袖師	清水第14分団西久保	清水区西久保456-2

同報無線（子局）設置場所一覧表

[清水区]

No.	子局No.	地 区	設置場所	所 在 地
111	130	袖師	横砂東町横砂橋	清水区横砂東町1 1
112	138	袖師	袖師第一埠頭	清水区横砂4 0 8 - 1 7
113	139	袖師	袖師第二埠頭	清水区横砂2 2 5 2 - 1 1
114	140	袖師	袖師町飛鳥	清水区袖師町1 9 7 4 - 3 4
115	159	袖師	袖師町	清水区袖師町9 1 5 - 1 地先
116	16	庵原	清水第1 5 分団庵原町	清水区庵原1 7 8 4 - 1
117	52	庵原	伊佐布 宮下大橋付近	清水区伊佐布4 9 - 1 7
118	53	庵原	静岡マテリアル付近	清水区山切6 4 6 - 2 付近
119	67	庵原	庵原生涯学習交流館	清水区庵原町6 8 - 1
120	99	庵原	茂畑（中部電力変電所敷地内）	清水区茂畑2 5 4
121	107	庵原	吉原 吉原保育園付近	清水区吉原1 0 1 9
122	112	庵原	草ヶ谷大乗寺	清水区草ヶ谷1 1 4
123	127	庵原	清水原こども園	清水区原4 5 - 5
124	128	庵原	広瀬北野神社上	清水区広瀬5 8 4 地先 （字久保畑5 8 5 - 1 - 5）
125	129	庵原	伊佐布（下）	清水区伊佐布8 5 6 - 2 地先
126	142	庵原	戸倉	清水区戸倉1 4 4 0 地先
127	15	興津	清水興津小学校	清水区興津中町3 5 0 - 1
128	24	興津	興津宿公園	清水区興津本町2 1 8
129	35	興津	清見潟公園中町プール	清水区興津中町8 5 地先
130	42	興津	八木間町自治会館	清水区八木間町4 7 6 - 2
131	43	興津	興津東町	清水区興津東町1 4 5 2 - 5 地先
132	68	興津	清見潟公園	清水区興津清見寺町1 3 7 5 - 1 1
133	69	興津	清水興津中学校	清水区興津中町1 4 7 8 - 1 0
134	84	興津	谷津町自治会館	清水区谷津1 - 3 6 0
135	93	興津	興津北公園	清水区興津中町1 2 8 8
136	113	興津	興津井上町第1 6 分団	清水区興津井上町1 2 4
137	114	興津	承元寺町公民館	清水区承元寺町2 8 9 - 1
138	131	興津	市営清水興津東町西団地第一アパート	清水区興津東町1 2 1 0 - 8
139	136	興津	興津第二埠頭1	清水区興津清見寺町1 3 7 5 - 2 1
140	137	興津	興津第二埠頭2	清水区興津清見寺町1 3 7 5 - 1 1 0
141	144	興津	興津東町	清水区興津東町7 1 9 - 1
142	160	興津	県営興津団地	清水区興津中町6 2 5 - 1 県営興津団地内
143	161	興津	望月螺旋隣街	清水区興津中町1 4 2 8 - 1 地先
144	162	興津	興津井上町東名北	清水区興津井上町7 2 7 地先
145	163	興津	八木間六本松公園	清水区八木間2 0 2 2
146	166	興津	興津生涯学習交流館	清水区興津本町8 2 9
147	168	興津	清見潟公園第2	清水区横砂4 0 8 - 2 3
148	21	小島	清水第1 7 分団但沼	清水区但沼町8 3 2 地先
149	100	小島	清水小島小学校	清水区小島町6 1 9
150	106	小島	清水宍原小学校	清水区宍原9 1 9
151	115	小島	天神社	清水区小河内2 7 0 0
152	132	小島	小河内北部公民館付近	清水区小河内5 1 0 - 1
153	154	小島	上倉地境	清水区宍原字逢坂4 地先
154	155	小島	番古	清水区小河内3 6 7 7 地先
155	157	小島	J A小島営業所	清水区小島本町3 2 9 - 3 地先
156	158	小島	小島町	清水区小島町9 9 4 - 2 1 地先
157	164	小島	柏栄トランス但沼物流センター	清水区但沼町3 0 - 1
158	18	両河内	清水両河内小中学校	清水区和田島3 0 3
159	116	両河内	旧清水中河内小学校	清水区中河内2 5 8 3 - 1
160	117	両河内	河内自治会館	清水区小向4 5 7
161	133	両河内	清水第1 8 分団中河内・小川	清水区中河内7 1 2
162	134	両河内	茂野島自治会館火の見	清水区茂野島2 2 8
163	135	両河内	清水第1 9 分団大平付近	清水区大平1 8 9 - 1
164	143	両河内	高山	清水区高山4 3 2 地先
165	145	両河内	清地	清水区清地1 5 8 地先

同報無線（子局）設置場所一覧表

[清水区]

No.	子局No.	地 区	設置場所	所 在 地
166	146	両河内	中河内第18分団3部	清水区板井沢4244地先
167	147	両河内	土第19分団2部	清水区土73地先
168	148	両河内	西里	清水区西里1041地先
169	149	両河内	高瀬第18分団1部	清水区清地字高瀬橋西詰
170	150	両河内	J A神沢原出張所前	清水区中河内3078地先
171	151	両河内	葛沢污水处理場	清水区葛沢242-2
172	152	両河内	布沢	清水区布沢14地先
173	153	両河内	清水第19分団西里	清水区西里533地先
174	156	両河内	古屋敷	清水区高山地内
175	165	両河内	旧清水西河内小学校	清水区西里143
1	0	蒲原	蒲原新田公園	清水区蒲原新田二丁目2315-1
2	1	蒲原	私有地	清水区蒲原神沢443-8
3	2	蒲原	正八幡宮	清水区蒲原神沢403-1
4	3	蒲原	駐車場	清水区蒲原神沢348-1
5	4	蒲原	(株)サスイチ駐車場	清水区蒲原堰沢224
6	5	蒲原	蒲原駅前広場月極め有料駐車場	清水区蒲原堰沢290地先
7	6	蒲原	蒲原中郵便局	清水区蒲原中579-7地先
8	7	蒲原	駐車場	清水区蒲原中268-1
9	8	蒲原	大山祇神社付近	清水区蒲原中654-2地先
10	9	蒲原	駐車場	清水区蒲原小金170-6
11	10	蒲原	蒲原農産物加工場	清水区蒲原小金420-1地先
12	11	蒲原	私有地	清水区蒲原小金673-3
13	12	蒲原	蒲原西小学校	清水区蒲原新田2-25-1
14	13	蒲原	蒲原体育館	清水区蒲原新田1-21-1
15	14	蒲原	善福寺区会館	清水区蒲原3817-10
16	15	蒲原	柵区会館	清水区蒲原三丁目23-1
17	16	蒲原	大和モーターズ	清水区蒲原四丁目20-20地先
18	18	蒲原	駐車場	清水区蒲原二丁目8-3地先
19	20	蒲原	諏訪町広場	清水区蒲原二丁目1-33地先
20	21	蒲原	諏訪町第2公園	清水区蒲原一丁目15-9地先
21	22	蒲原	吉田明神丸ソーコ	清水区蒲原1-24-11
22	23	蒲原	蒲原中学校	清水区蒲原49
23	24	蒲原	居酒屋ちよっくら	清水区蒲原66-102地先
24	25	蒲原	日の出南部	清水区蒲原5285-1地先
25	26	蒲原	松本工業駐車場	清水区蒲原5365-1
26	27	蒲原	とめがしひがし公園	清水区蒲原新栄77
27	28	蒲原	日産前公園	清水区蒲原4863-22
28	29	蒲原	みはらし公園	清水区蒲原東32
29	30	蒲原	東部コミュニティセンター	清水区蒲原4980-10
30	31	蒲原	私有地	清水区蒲原神沢103-1
31	32	蒲原	私有地	清水区蒲原神沢895-2
32	33	蒲原	私有地	清水区蒲原中970
33	34	蒲原	町営墓地	清水区蒲原新田一丁目2089番地
34	35	蒲原	私有地	清水区蒲原4845-12地先
35	36	蒲原	埋蔵文化センター	清水区蒲原5300-5地先
36	37	蒲原	放水路	清水区蒲原字浜田627-48地先
37	38	蒲原	航空協会富士川滑空場格納庫横	清水区蒲原5206-1地先
38	39	蒲原	富士川第2	清水区蒲原5055-13地先
39	40	蒲原	西部コミュニティセンター駐車場付近	清水区蒲原堰沢455-4
40	41	蒲原	私有地	清水区蒲原二丁目10-15
41	42	蒲原	堀川会館前	清水区蒲原4-34-8
42	43	蒲原	私有地	清水区蒲原2526-77地先
43	44	蒲原	蒲原第4分団蒲原新栄	清水区蒲原新栄150
44	45	蒲原	中	清水区蒲原中419-1地先
45	47	蒲原	水神社	清水区蒲原四丁目11-1

同報無線（子局）設置場所一覽表

[清水区]

No.	子局No.	地 区	設置場所	所 在 地
1	0	由比	由比生涯学習交流館	清水区由比北田457-1
2	1	由比	由比松原地区	清水区由比174-25地先
3	2	由比	由比自治会公会堂	清水区由比673-6
4	3	由比	由比本町バイパス食堂さくら屋付近	清水区由比67-9
5	4	由比	鈴木工務店作業場	清水区由比656-12
6	5	由比	市道スクイ玉幹線	清水区由比456-167
7	6	由比	由比第1分団由比	清水区由比452-1
8	7	由比	由比中学校	清水区由比456
9	8	由比	市道豊積連絡線	清水区由比町屋原122地先
10	9	由比	コーケン工業付近（道路敷）	清水区由比町屋原573-3
11	10	由比	町屋原旧簡易水道配水池	清水区由比町屋原347-4
12	11	由比	三葉広場	清水区由比今宿363-3
13	12	由比	由比港漁業協同組合屋上	清水区由比今宿1127
14	13	由比	今宿西部会館	清水区由比今宿308-13地先
15	14	由比	富士由比線沿い	清水区由比今宿170-2
16	15	由比	駅前公園	清水区由比今宿164-12
17	16	由比	由比第2分団由比寺尾	清水区由比寺尾848-13外
18	17	由比	讚徳寺	清水区由比寺尾549
19	18	由比	市道寺尾循環線	清水区由比寺尾20-1地先
20	19	由比	東倉澤南地区	清水区由比東倉澤45地先
21	20	由比	西倉澤公会堂敷地	清水区由比西倉澤313-2
22	21	由比	西倉澤南地区	清水区由比西倉澤78
23	22	由比	お食事潮吹園	清水区由比西倉澤918-40地先
24	23	由比	西山神社境内	清水区由比西山寺174
25	24	由比	阿僧区公会堂	清水区由比阿僧95-1
26	25	由比	阿蘇宇神社境内	清水区由比阿僧64
27	26	由比	白井沢橋横	清水区由比阿僧407-2
28	27	由比	浜石野外センター	清水区由比阿僧934-6
29	28	由比	東山寺消防団	清水区由比東山寺582-2地先
30	29	由比	東山寺東内地区	清水区由比東山寺629
31	30	由比	東山神社境内	清水区由比東山寺1052-1
32	31	由比	市営住宅室野団地	清水区由比東山寺1269-3
33	32	由比	由比北小学校	清水区由比入山2158
34	33	由比	入山南山内地区	清水区由比入山2105
35	34	由比	奥田青果付近	清水区由比入山1880-1
36	35	由比	入山舟場地区	清水区由比入山458-1
37	36	由比	入山香木穴地区	清水区由比入山1141-2
38	37	由比	入山福沢地区	清水区由比入山1321-1
39	38	由比	入山大城地区	清水区由比入山1383-2
40	39	由比	桜野薬師堂境内	清水区由比入山2878-1
41	40	由比	檜野会館	清水区由比入山3495-1
42	41	由比	旧老人福祉センター由比城山公園	清水区由比778-1地先
43	42	由比	由比小学校	清水区由比町屋原329
44	43	由比	東山寺牛沢橋付近	清水区由比東山寺29-38

資料編3-2

災害対策本部・区本部・地区支部通信設備一覧表

〔葵区〕

No	施設名称	一般電話・FAX	携帯電話	インターネット 接続PC	デジタル 地域防災無線	防災相互無線	衛星携帯電話	ポータブル テレビ	簡易無線機
1	静岡庁舎 (災害対策本部)	○	○	○	○	○	○	—	○
2	葵区役所 (葵区本部)	○	○	○	○	—	○	—	○
3	葵小学校 (葵地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
4	城内中学校 (葵地区支部)	—	—	—	○	—	—	○	○
5	新通小学校 (新通地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
6	駒形小学校 (駒形地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
7	番町小学校 (番町地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
8	特別支援教育センター (番町地区支部)	—	—	—	○	—	—	○	○
9	田町小学校 (田町地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
10	安西小学校 (安西地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
11	伝馬町小学校 (伝馬町地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
12	井宮小学校 (井宮地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
13	井宮北小学校 (井宮北地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
14	賤機南小学校 (賤機南地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
15	賤機中小学校 (賤機中地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
16	賤機北小学校 (賤機北地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
17	安倍口小学校 (安倍口地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
18	美和小学校 (美和地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
19	美和中学校 (足久保地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
20	松野小学校 (松野地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
21	井川支所 (井川地区支部)	○	○	—	○	—	○	○	○
22	梅ヶ島生涯学習交流館 (梅ヶ島地区支部)	○	○	—	○	—	○	○	○
23	大河内生涯学習交流館 (大河内地区支部)	○	○	—	○	—	○	○	○
24	玉川生涯学習交流館 (玉川地区支部)	○	○	—	○	—	○	○	○
25	横内小学校 (横内地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
26	安東小学校 (安東地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
27	城北小学校 (城北地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
28	竜南小学校 (竜南地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
29	千代田小学校 (千代田地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
30	千代田東小学校 (千代田東地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
31	西奈小学校 (西奈地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
32	西奈南小学校 (西奈南地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
33	北沼上小学校 (北沼上地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
34	麻機小学校 (麻機地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
35	服織小学校 (服織地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
36	服織西小学校 (服織地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
37	南藁科小学校 (南藁科地区支部)	—	○	—	○	—	○	○	○
38	中藁科小学校 (中藁科地区支部)	—	○	—	○	—	○	○	○
39	清沢生涯学習交流館 (清沢地区支部)	○	○	—	○	—	○	○	○
40	大川小中学校 (大川地区支部)	—	○	—	○	—	○	○	○
〔葵区〕 設置箇所数		7	38	2	40	1	10	38	40

資料編3-2

災害対策本部・区本部・地区支部通信設備一覧表

〔駿河区〕

No	施設名称	一般電話・FAX	携帯電話	インターネット 接続PC	デジタル 地域防災無線	防災相互無線	衛星携帯電話	ポータブル テレビ	簡易無線機
1	駿河区役所 (駿河区本部)	○	○	○	○	—	○	—	○
2	森下小学校 (森下地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
3	中田小学校 (中田地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
4	南部小学校 (南部地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
5	大里西小学校 (大里西地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
6	大里東小学校 (大里東地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
7	中島小学校 (中島地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
8	宮竹小学校 (宮竹地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
9	富士見小学校 (富士見地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
10	西豊田小学校 (西豊田地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
11	東源台小学校 (東源台地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
12	東豊田小学校 (東豊田地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
13	大谷小学校 (大谷地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
14	久能小学校 (久能地区支部)	—	○	—	—	—	○	○	○
15	長田北小学校 (長田北地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
16	長田東小学校 (長田東地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
17	長田西小学校 (長田西地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
18	川原小学校 (川原地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
19	長田南小学校 (長田南地区支部)	—	○	—	○	—	—	○	○
〔駿河区〕設置箇所数		1	19	1	18	0	2	18	19

資料編3-2

災害対策本部・区本部・地区支部通信設備一覧表

〔清水区〕

No	施設名称	一般電話・FAX	携帯電話	インターネット 接続PC	デジタル 地域防災無線	防災相互無線	衛星携帯電話	ポータブル テレビ	簡易無線機
1	清水区役所 (清水区本部)	○	○	○	○	—	○	—	○
2	清水消防署 (清水区第二区本部)	○	—	○	○	—	○	—	○
3	清水区役所蒲原支所 (清水区本部蒲原支所)	○	○	○	○	—	○	—	○
4	辻生涯学習交流館 (辻地区支部)	○	○	—	○	—	—	○	○
5	江尻生涯学習交流館 (江尻地区支部)	○	○	—	○	—	—	○	○
6	入江生涯学習交流館 (入江地区支部)	○	○	—	○	—	—	○	○
7	浜田生涯学習交流館 (浜田地区支部)	○	○	—	○	—	—	○	○
8	岡生涯学習交流館 (岡地区支部)	○	○	—	○	—	—	○	○
9	船越小学校 (船越地区支部)	○	○	—	○	—	—	○	○
10	清水生涯学習交流館 (清水地区支部)	○	○	—	○	—	—	○	○
11	不二見生涯学習交流館 (不二見地区支部)	○	○	—	○	—	—	○	○
12	駒越生涯学習交流館 (駒越地区支部)	○	○	—	○	—	—	○	○
13	折戸生涯学習交流館 (折戸地区支部)	○	○	—	○	—	—	○	○
14	三保生涯学習交流館 (三保地区支部)	○	○	—	○	—	—	○	○
15	飯田生涯学習交流館 (飯田地区支部)	○	○	—	○	—	—	○	○
16	高部生涯学習交流館 (高部地区支部)	○	○	—	○	—	—	○	○
17	有度生涯学習交流館 (有度地区支部)	○	○	—	○	—	—	○	○
18	袖師生涯学習交流館 (袖師地区支部)	○	○	—	○	—	—	○	○
19	庵原生涯学習交流館 (庵原地区支部)	○	○	—	○	—	—	○	○
20	興津生涯学習交流館 (興津地区支部)	○	○	—	○	—	—	○	○
21	小島生涯学習交流館 (小島地区支部)	○	○	—	○	—	○	○	○
22	両河内生涯学習交流館 (両河内地区支部)	○	○	—	○	—	○	○	○
23	蒲原生涯学習交流館 (蒲原地区支部)	○	○	—	○	—	—	○	○
24	由比生涯学習交流館 (由比地区支部)	○	○	—	○	—	○	○	○
	〔清水区〕設置箇所数	24	23	3	24	0	6	21	24

箇所 番号	設置場所	無線機種別						
		遠隔制御	半固定	携帯型	車携帯型	内線電話	統制	簡易無線
葵 区								
1	市災害対策本部	4	1	5			2	6
2	葵・駿河 予備機	6	4	4				
3	葵区本部	3	1	3				4
4	葵区地域総務課	1		1		1		
5	オフロードバイク隊	2		35	1			
6	危機管理総室	1			2	1		
7	建築指導課	1						
8	建築総務課					1		
9	建設局災害対策本部	1		7		1		
10	道路保全課				2			
11	葵南道路整備課					1		
12	駿河道路整備課					1		
13	河川課					1		
14	広報課				1	1		
15	戸籍管理課					1		
16	公園整備課	1		1				
17	スポーツ振興課	1		1		1		
18	ごみ減量推進課			2		1		
19	収集業務課			1		1		
20	交通政策課					1		
21	保健衛生医療課	1		1		1		
22	水道部対策本部				4			
23	下水道総務課			1		1		
24	下水道維持課			4				
25	番町市民活動センター		1	1				2
26	中央コミュニティ防災センター(中央体育館)		1					
27	東部コミュニティ防災センター(東部体育館)		1					
28	藁科コミュニティ防災センター(藁科生涯学習センター)		1					
29	北部コミュニティ防災センター(北部体育館)		1					
30	防災備蓄倉庫		1					
31	与一配水場		1					
32	門屋浄水場		1	1				
33	城北浄化センター		1	1				
34	廃棄物処理課(沼上清掃工場)		1					
35	沼上収集センター			1				
36	西ヶ谷清掃工場		1					
37	旧西ヶ谷収集センター			1				
38	静岡衛生センター		1					
39	静岡ヘリポート		1					
40	保健予防課(城東保健福祉エリア 保健所)		2					
41	こころの健康センター			1				
42	中央卸売市場		1					
43	静岡市民文化会館		1					
44	葵生涯学習センター		1					
45	西部生涯学習センター		1					
46	東部生涯学習センター		1					
47	北部保健福祉センター		1					
48	西奈生涯学習センター		1					
49	静岡斎場		1					
50	井川支所		1	3				3
51	南アルプスユネスコエコパーク井川自然の家		1					
52	玉川生涯学習交流館		1	2				2
53	梅ヶ島生涯学習交流館		1	2				2
54	大河内生涯学習交流館		1	2				2
55	清沢生涯学習交流館		1	2				2
56	大川生涯学習交流館		1					
57	口坂本避難所		1					
58	清沢避難所		1					
59	藁科都市山村交流センター(わらびこ)		1					

箇所 番号	設置場所	無線機種別						
		遠隔制御	半固定	携帯型	車携帯型	内線電話	統制	簡易無線
60	葵北道路整備課(俵沢道路工事センター)		1	1				
61	中山間地振興課		1					
62	駿府城公園管理事務所		1					
63	千代田消防署 井川出張所			1				
64	消防団第32分団 平野		1					
65	消防団第32分団 下渡			1				
66	消防団第32分団 有東木			1				
67	消防団第33分団 湯の森		1					
68	消防団第33分団 大代			1				
69	消防団第33分団 新田			1				
70	消防団第33分団 戸持			1				
71	消防団第34分団 長妻田			1				
72	消防団第34分団 大沢			1				
73	消防団第34分団 内匠			1				
74	消防団第35分団 西山平			1				
75	消防団第36分団 久能尾			2				
76	消防団第36分団 蛇塚			1				
77	消防団第36分団 黒保							
78	消防団第37分団 坂の上		1					
79	消防団第37分団 湯の島			1				
80	消防団第37分団 諸小沢			1				
81	消防団第38分団 田代		1	1				
82	消防団第38分団 上坂本			1				
83	安倍川第1水防団		1		1			
84	安倍川第2水防団		1		1			
85	安倍川第4水防団		1		1			
86	長尾川水防団		1		1			
87	足久保水防団		1		1			
88	藁科川水防団		1		1			
駿 河 区								
89	消防局 警防本部室		1	2				
90	駿河区本部	2	3	4				3
91	オーク長田		1					
92	南部コミュニティ防災センター(南部保健福祉センター)		1					
93	長田コミュニティ防災センター(長田保健福祉センター)		1					
94	広野海岸公園		1					
95	南安倍配水場		1					
96	中島浄化センター		1					
97	高松浄化センター		1	1				
98	長田浄化センター		1	1				
99	用宗老人福祉センター		1					
100	南部生涯学習センター		1					
101	長田生涯学習センター		1					
102	大里生涯学習センター		1					
103	静岡土木センター		1					
104	安倍川第3水防団		1		1			
105	安倍川第5水防団		1		1			
106	丸子川水防団		1		1			
清 水 区								
107	清水区本部	2	2	3				2
108	清水区本部蒲原支所							1
109	清水道路整備課	1				1		
110	土木事務所			8		1		
111	農業政策課	1		1		1		
112	都市計画事務所			1		1		
113	水産漁港課					1		
114	治山林道課					1		
115	教育総務課	1		1				
116	教育施設課					1		
117	清水消防署(清水区本部)		3	2				2

箇所 番号	設置場所	無線機種別						
		遠隔制御	半固定	携帯型	車携帯型	内線電話	統制	簡易無線
118	蒲原市民センター		2	5				5
119	清水谷津浄水場		1					
120	水質管理課			1				
121	清水収集センター		1					
122	清水衛生センター		1					
123	清水浄化センター (清水北部浄化センター)		1	1				
124	清水保健福祉センター		2					
125	清水総合運動場		1					
126	清水日本平運動公園		1					
127	はーとびあ清水		1					
128	蒲原保健福祉センター		1					
129	清水清見潟公園スポーツセンター		1					
130	清水土木センター		1					
131	岡生涯学習交流館		1	3				4
132	辻生涯学習交流館		1	2				3
133	江尻生涯学習交流館		1	2				3
134	浜田生涯学習交流館		1	3				3
135	船越小学校		1	3				4
136	不二見生涯学習交流館		1	3				3
137	清水生涯学習交流館		1	3				3
138	駒越生涯学習交流館		1	3				2
139	折戸生涯学習交流館		1	2				2
140	三保生涯学習交流館		1	3				3
141	飯田生涯学習交流館		1	3				4
142	高部生涯学習交流館		1	3				4
143	有度生涯学習交流館		1	3				5
144	袖師生涯学習交流館		1	3				3
145	庵原生涯学習交流館		1	3				3
146	興津生涯学習交流館		1	3				3
147	小島生涯学習交流館		1	3				2
148	両河内生涯学習交流館		1	2				2
149	入江生涯学習交流館		1	3				4
150	由比生涯学習交流館		2	5				4
151	清水斎場		1					
152	由比体育館		1					
153	消防団第19分団 4部 河内							
防 災 関 係 機 関 (葵 区)								
154	国土交通省 静岡国道事務所		1					
155	国土交通省 静岡河川事務所		1					
156	静岡県 危機管理センター		1					
157	静岡中央警察署		1					
158	西日本電信電話(株) 静岡支店		1					
159	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海支社 静岡支店		1					
160	日本放送協会 静岡放送局		1					
161	(株)シティエフエム静岡		1					
162	東海旅客鉄道(株) 静岡駅		1					
163	静岡鉄道(株) 鉄道営業所		1					
164	しずてつジャストライン(株)		1					
165	日本通運(株) 静岡支店		1					
166	(一社)静岡建設業協会		1					
167	(一社)静岡県LPガス協会		1					
168	日本赤十字社 静岡県支部		1					
防 災 関 係 機 関 (駿 河 区)								
169	静岡県 静岡土木事務所		1					
170	静岡南警察署		1					
171	静岡県解体工事業協会		1					
172	(一社)静岡県トラック協会		1					
173	中日本高速道路(株) 静岡保全・サービスセンター		1					
174	郵便事業(株) 静岡南支店		1					

箇所 番号	設置場所	無線機種別						
		遠隔制御	半固定	携帯型	車携帯型	内線電話	統制	簡易無線
175	中部電力パワーグリッド(株) 静岡営業所		1					
176	静岡ガス(株) 静岡支社		1					
防 災 関 係 機 関 (清 水 区)								
177	国土交通省 清水港湾事務所		1					
178	海上保安庁 清水海上保安部		1					
179	清水警察署		1					
180	静岡県 清水港管理局		1					
181	清水地区共同防災センター (石油コンビナート防災センター)		1					
182	(株)東洋信号社 清水船舶情報センター		1					
183	(一社)清水建設業協会		1					
184	(株)エフエムしみず		1					
医 療 救 護 機 関 (葵 区)								
185	静岡赤十字病院		1					
186	静岡県赤十字血液センター		1					
187	静岡県立総合病院		1					
188	静岡県立こども病院		1					
189	市立静岡病院		1					
190	静岡厚生病院		1					
191	静岡瀬名病院		1					
192	静岡アオイ病院		1					
193	静岡富沢病院		1					
194	静岡リハビリテーション病院		1					
195	ケアセンター瀬名		1					
196	介護老人保健施設楽寿		1					
197	こみに		1					
198	(一社)静岡市静岡医師会		1					
医 療 救 護 機 関 (駿 河 区)								
199	静岡済生会総合病院		1					
200	静岡徳洲会病院		1					
201	サンライズ大浜		1					
202	(一社)静岡歯科医師会 救急歯科センター		1					
203	(一社)静岡市薬剤師会		1					
医 療 救 護 機 関 (清 水 区)								
204	市立清水病院		1					
205	清水厚生病院		1					
206	桜ヶ丘総合病院		1					
市 立 学 校 (葵 区)								
207	新通小学校		1	2				3
208	駒形小学校		1	2				3
209	番町小学校		1	2				1
210	田町小学校		1	3				3
211	安西小学校		1	3				3
212	葵小学校		1	2				2
213	伝馬町小学校		1	3				4
214	横内小学校		1	3				4
215	安東小学校		1	3				5
216	城北小学校		1	3				3
217	竜南小学校		1	3				4
218	千代田小学校		1	3				5
219	千代田東小学校		1	3				4
220	西奈小学校		1	3				3
221	西奈南小学校		1	3				4
222	北沼上小学校		1	2				2
223	麻機小学校		1	3				2
224	井宮小学校		1	3				3
225	井宮北小学校		1	3				3
226	賤機南小学校		1	3				3
227	賤機中小学校		1	3				2
228	賤機北小学校		1	2				2

簡所 番号	設置場所	無線機種別						
		遠隔制御	半固定	携帯型	車携帯型	内線電話	統制	簡易無線
229	服織小学校		1	3				3
230	服織西小学校		1	3				2
231	南藁科小学校		1	2				2
232	中藁科小学校		1	2				2
233	安倍口小学校		1	2				2
234	美和小学校		1					2
235	旧足久保小学校		1					
236	松野小学校		1	2				2
237	玉川小中学校		1					
238	大河内小中学校(旧大河内小学校)		1					
239	梅ヶ島小中学校(旧梅ヶ島小学校)		1					
240	旧井川小学校							
241	水見色小学校		1					
242	清沢小学校		1					
243	大川小中学校(旧大川小学校)		1	2				2
244	旧峰山小学校		1					
245	小布杉分校		1					
246	城内中学校		1	1				2
247	末広中学校		1					
248	安倍川中学校		1					
249	安東中学校		1					
250	東中学校		1					
251	西奈中学校		1					
252	竜爪中学校		1					
253	観山中学校		1					
254	服織中学校		1					
255	藁科中学校		1					
256	籠上中学校		1					
257	賤機中学校		1					
258	足久保小学校		1	2				2
259	旧玉川中学校		1					
260	大河内小中学校(旧大河内中学校)		1					
261	梅ヶ島小中学校(旧梅ヶ島中学校)		1					
262	井川小中学校		1					
263	大川小中学校(旧大川中学校)		1					
264	静岡市立高等学校		1					
市立学校(駿河区)								
265	森下小学校		1	3				4
266	中田小学校		1	3				4
267	南部小学校		1	3				3
268	大里西小学校		1	3				4
269	大里東小学校		1	2				3
270	中島小学校		1	3				2
271	宮竹小学校		1	2				3
272	富士見小学校		1	3				2
273	西豊田小学校		1	3				5
274	東豊田小学校		1	3				5
275	大谷小学校		1	2				3
276	久能小学校							2
277	長田北小学校		1	3				3
278	長田東小学校		1	3				5
279	長田西小学校		1	3				3
280	長田南小学校		1	3				4
281	川原小学校		1	3				2
282	東源台小学校		1	2				4
283	高松中学校		1					
284	大里中学校		1					
285	中島中学校		1					
286	豊田中学校		1					
287	東豊田中学校		1					

簡所 番号	設置場所	無線機種別						
		遠隔制御	半固定	携帯型	車携帯型	内線電話	統制	簡易無線
288	南中学校		1					
289	長田西中学校		1					
290	長田南中学校		1					
291	城山中学校		1					
市立学校(清水区)								
292	清水辻小学校		1					
293	清水江尻小学校		1					
294	清水入江小学校		1					
295	清水岡小学校		1					
296	清水浜田小学校		1					
297	清水小学校		1					
298	清水船越小学校		1					
299	清水不二見小学校		1					
300	清水駒越小学校		1					
301	清水三保第二小学校		1					
302	清水三保第一小学校		1					
303	清水飯田小学校		1					
304	清水飯田東小学校		1					
305	清水高部小学校		1					
306	清水高部東小学校		1					
307	清水有度第一小学校		1					
308	清水有度第二小学校		1					
309	清水袖師小学校		1					
310	清水庵原小学校		1					
311	清水興津小学校		1					
312	清水小島小学校		1					
313	清水小河内小学校		1					
314	清水宍原小学校		1					
315	旧清水和田島小学校		1					
316	旧清水中河内小学校		1					
317	旧清水西河内小学校		1					
318	蒲原東小学校		1					
319	蒲原西小学校		1					
320	由比小学校		1					
321	由比北小学校		1					
322	清水第一中学校		1					
323	清水第二中学校		1					
324	清水第三中学校		1					
325	清水第四中学校		1					
326	清水第五中学校		1					
327	清水飯田中学校		1					
328	清水第六中学校		1					
329	清水第七中学校		1					
330	清水第八中学校		1					
331	清水袖師中学校		1					
332	清水庵原中学校		1					
333	清水興津中学校		1					
334	清水小島中学校		1					
335	清水両河内小中学校(旧清水両河内中学校)		1					
336	蒲原中学校		1					
337	由比中学校		1					
338	静岡市立清水桜が丘高等学校		1					
計		29	297	316	19	22	2	250

防災相互無線一覧表

全国共通波 150MHz 帯 (158.35MHz) <近距離通信用>

呼出名称	通信相手先	出力	摘要
しずおかぼうたい100	静岡庁舎(3F)	10w	移動局(可搬型)
しずおかぼうたい101	静岡庁舎(18F)	5w	移動局(可搬型)
しずおかけんぼうたいちゆうぶほうめんほんぶ	県中部方面本部	10w	常設基地局(3Ch)
しずおかけんぼうたいしんたかね	県本部	10w	基地局
しずおか109	港北消防署	5w	移動局
しずおかけんぼうたい311	県本部	5w	移動局
しずおかけんぼうたい312	清水港管理局	5w	移動局
しずおかけんぼうたい313	清水海上保安部	5w	移動局
しずおかけんぼうたい314	清水警察署	5w	移動局
しずおかけんぼうたい315	鈴与(株)袖師埠頭事業部	5w	移動局
しずおかけんぼうたい316	清水地区共同防災センター	5w	移動局
しずおかけんぼうたい317	JXTG エネルギー(株)	5w	移動局
しずおかけんぼうたい318	静岡県漁連清水給油所	5w	移動局
しずおかけんぼうたい319	JXTG エネルギー(株) 海上出荷事務所	5w	移動局
しずおかけんぼうたい320	清水エル・エヌ・ジー(株)	5w	移動局
しずおかけんぼうたい321	合同酒精(株)清水工場	5w	移動局
しずおかけんぼうたい322	鈴与(株)ケミカルセンター	5w	移動局
しずおかけんぼうたい323	ジャパンオイルネットワーク(株) 清水油槽所	5w	移動局
しずおかけんへり2	県消防防災航空隊	1w	移動局
しずてつしずおか	東海旅客鉄道静岡支社	1w	移動局
しずちゆう2701	静岡中央警察署	10w	移動局
かいほいどう3538	清水海上保安部	10w	移動局
しずおかくこうたい1	県消防航空隊	10w	移動局

携帯電話設置場所一覧表

[葵区]

No	施設名称	所在地	設置場所	機種
1	静岡庁舎 (災害対策本部)	葵区追手町5-1	新館低層棟 3階 危機管理総室 (災害対策本部①)	SH-03E
2	静岡庁舎 (災害対策本部)	葵区追手町5-1	新館低層棟 3階 危機管理総室 (災害対策本部②)	SH-03E
3	静岡庁舎 (災害対策本部)	葵区追手町5-1	新館低層棟 3階 危機管理総室 (災害対策本部③)	SH-03E
4	葵区役所 (葵区本部)	葵区追手町5-1	新館低層棟 1階 葵区地域総務課(葵区本部①)	SH-03E
5	葵区役所 (葵区本部)	葵区追手町5-1	新館低層棟 1階 葵区地域総務課(葵区本部②)	SH-03E
6	葵小学校 (葵地区支部)	葵区城内町7-9	校舎棟 1階 会議室	P-01F
7	新通小学校 (新通地区支部)	葵区駒形通2-4-47	東校舎 1階 会議室	P-01F
8	駒形小学校 (駒形地区支部)	葵区南安倍2-1-1	体育館 2階 会議室	P-01F
9	番町小学校 (番町地区支部)	葵区新富町1-23-1	校舎棟 1階 会議室	P-01F
10	田町小学校 (田町地区支部)	葵区田町5-70	体育館 1階 集会室	P-01F
11	安西小学校 (安西地区支部)	葵区安西1-96-3	南校舎 1階 集会室	P-01F
12	伝馬町小学校 (伝馬町地区支部)	葵区伝馬町14-2	体育館 2階 ミーティングルーム 2	P-01F
13	井宮小学校 (井宮地区支部)	葵区平和1-7-1	体育館 2階 会議室	P-01F
14	井宮北小学校 (井宮北地区支部)	葵区上伝馬2-1	校舎棟 1階 職員室	P-01F
15	賤機南小学校 (賤機南地区支部)	葵区松富3-1-46	北校舎 1階 開放教室準備室	P-01F
16	賤機中小学校 (賤機中地区支部)	葵区牛妻2095-2	校舎棟 1階 会議室	P-01F
17	賤機北小学校 (賤機北地区支部)	葵区依沢234-1	校舎棟 1階 会議室	P-01F
18	安倍口小学校 (安倍口地区支部)	葵区安倍口新田50	北校舎 1階 地域集会室	P-01F
19	美和小学校 (美和地区支部)	葵区遠藤新田69-1	校舎棟 2階 会議室	P-01F
20	美和中学校 (足久保地区支部)	葵区足久保口組3276-2	本校舎 1階 会議室	P-01F
21	松野小学校 (松野地区支部)	葵区松野598-2	本校舎 1階 会議室	P-01F
22	井川支所 (井川地区支部)	葵区井川656-2	1階 事務室	P-01F
23	梅ヶ島生涯学習交流館 (梅ヶ島地区支部)	葵区梅ヶ島1309	1階 第一集会室	P-01F
24	大河内生涯学習交流館 (大河内地区支部)	葵区平野1097-38	1階 事務室	P-01F
25	玉川生涯学習交流館 (玉川地区支部)	葵区落合126	1階 事務室	P-01F
26	横内小学校 (横内地区支部)	葵区緑町1-1	体育館 2階 第2会議室	P-01F
27	安東小学校 (安東地区支部)	葵区安東3-16-1	北校舎 3階 多目的室	P-01F
28	城北小学校 (城北地区支部)	葵区北安東4-27-3	校舎棟 1階 家庭科準備室	P-01F
29	竜南小学校 (竜南地区支部)	葵区竜南1-23-1	北校舎 1階 地域集会室	P-01F
30	千代田小学校 (千代田地区支部)	葵区沓谷5-47-1	北校舎 2階 地域集会室	P-01F
31	千代田東小学校 (千代田東地区支部)	葵区川合3-4-1	西校舎 2階 教育相談室	P-01F

携帯電話設置場所一覧表

[葵区]

No	施設名称	所在地	設置場所	機種
32	西奈小学校 (西奈地区支部)	葵区瀬名3-23-1	校舎棟 1階 地域集会室	P-01F
33	西奈南小学校 (西奈南地区支部)	葵区南瀬名町1-20	体育館 2階 会議室	P-01F
34	北沼上小学校 (北沼上地区支部)	葵区北沼上1020	校舎棟 1階 スタジオ室	P-01F
35	麻機小学校 (麻機地区支部)	葵区有永町2-43	スマイル麻機 2階 事務室	P-01F
36	服織小学校 (服織地区支部)	葵区羽鳥6-9-1	西校舎 1階 会議室	P-01F
37	服織西小学校 (服織地区支部)	葵区新聞759-1-1	校舎棟 1階 小会議室	P-01F
38	南藁科小学校 (南藁科地区支部)	葵区吉津400	本校舎 1階 応接室	P-01F
39	中藁科小学校 (中藁科地区支部)	葵区大原942-1	本校舎 1階 小会議室	P-01F
40	清沢生涯学習交流館 (清沢地区支部)	葵区昼居渡66-2	1階 事務室	P-01F
41	大川小中学校 (大川地区支部)	葵区日向876	2階 教材室	P-01F

[駿河区]

No	施設名称	所在地	設置場所	機種
1	駿河区役所 (駿河区本部)	駿河区南八幡町10-40	3階 駿河区地域総務課 (駿河区本部①)	SH-03E
2	駿河区役所 (駿河区本部)	駿河区南八幡町10-40	3階 駿河区地域総務課 (駿河区本部②)	SH-03E
3	森下小学校 (森下地区支部)	駿河区森下町2-1	クラブハウス 1階 ミーティング室	P-01F
4	中田小学校 (中田地区支部)	駿河区中田2-14-1	北校舎 1階 地域集会室	P-01F
5	南部小学校 (南部地区支部)	駿河区南八幡町11-1	本校舎 1階 会議室	P-01F
6	大里西小学校 (大里西地区支部)	駿河区中原400	体育館 2階 会議室	P-01F
7	大里東小学校 (大里東地区支部)	駿河区高松2310	本校舎 1階 職員室	P-01F
8	中島小学校 (中島地区支部)	駿河区中島2992-1	校舎棟 4階 会議室	P-01F
9	宮竹小学校 (宮竹地区支部)	駿河区宮竹2-12-1	体育館 2階 クラブ室	P-01F
10	富士見小学校 (富士見地区支部)	駿河区登呂1-1-1	南校舎 1階 会議室	P-01F
11	西豊田小学校 (西豊田地区支部)	駿河区曲金2-8-80	東校舎 2階 相談室	P-01F
12	東源台小学校 (東源台地区支部)	駿河区国吉田6-7-45	体育館 2階 クラブハウス	P-01F
13	東豊田小学校 (東豊田地区支部)	駿河区池田491-2	南校舎 1階 教育相談室	P-01F
14	大谷小学校 (大谷地区支部)	駿河区大谷3683-2	校舎棟 1階 会議室	P-01F
15	久能小学校 (久能地区支部)	駿河区古宿213-2	体育館2階 ミーティングルーム	P-01F
16	長田北小学校 (長田北地区支部)	駿河区向敷地一丁目10番28号	北校舎 1階 会議室	P-01F
17	長田東小学校 (長田東地区支部)	駿河区東新田3-10-1	校舎棟 1階 小会議室	P-01F
18	長田西小学校 (長田西地区支部)	駿河区丸子6-15-65	体育館 1階 会議室	P-01F
19	川原小学校 (川原地区支部)	駿河区下川原4-14-1	校舎棟 1階 会議室	P-01F
20	長田南小学校 (長田南地区支部)	駿河区広野4-7-1	体育館 2階 クラブハウス	P-01F

携帯電話設置場所一覧表

[清水区]

No	施設名称	所在地	設置場所	機種
1	清水区役所 (清水区本部)	清水区旭町6-8	4階 清水区地域総務課 (清水区本部①)	SH-03E
2	清水区役所 (清水区本部)	清水区旭町6-8	4階 清水区地域総務課 (清水区本部②)	SH-03E
3	清水区役所 (清水区本部)	清水区旭町6-8	4階 清水区地域総務課 (清水区本部③)	SH-03E
4	清水区役所蒲原支所 (清水区本部蒲原支所)	清水区蒲原新田1-21-1	2階 蒲原支所 総務係 (清水区本部蒲原支所①)	SH-03E
5	辻生涯学習交流館 (辻地区支部)	清水区宮代町5-75	1階 事務室	P-01F
6	江尻生涯学習交流館 (江尻地区支部)	清水区小芝町3-35	1階 事務室	P-01F
7	入江生涯学習交流館 (入江地区支部)	清水区入江3-8-12	1階 事務室	P-01F
8	浜田生涯学習交流館 (浜田地区支部)	清水区浜田町4-4	1階 事務室	P-01F
9	岡生涯学習交流館 (岡地区支部)	清水区桜が丘町7-1	1階 事務室	P-01F
10	船越生涯学習交流館 (船越地区支部)	清水区船越3-12-74	1階 事務室	P-01F
11	清水生涯学習交流館 (清水地区支部)	清水区松井町7-22	2階 事務室	P-01F
12	不二見生涯学習交流館 (不二見地区支部)	清水区村松534-2	1階 事務室	P-01F
13	駒越生涯学習交流館 (駒越地区支部)	清水区迎山町1-7	1階 事務室	P-01F
14	折戸生涯学習交流館 (折戸地区支部)	清水区折戸4-8-60	1階 事務室	P-01F
15	三保生涯学習交流館 (三保地区支部)	清水区三保松原町39-5	1階 事務室	P-01F
16	飯田生涯学習交流館 (飯田地区支部)	清水区下野東9-1	1階 事務室	P-01F
17	高部生涯学習交流館 (高部地区支部)	清水区押切1086-2	1階 事務室	P-01F
18	有度生涯学習交流館 (有度地区支部)	清水区草薙一里山3-1	2階 工作室	P-01F
19	袖師生涯学習交流館 (袖師地区支部)	清水区袖師町1092-1	2階 講義室2	P-01F
20	庵原生涯学習交流館 (庵原地区支部)	清水区庵原町68-1	1階 事務室	P-01F
21	興津生涯学習交流館 (興津地区支部)	清水区興津本町829	1階 事務室	P-01F
22	小島生涯学習交流館 (小島地区支部)	清水区但沼町284-1	1階 事務室	P-01F
23	両河内生涯学習交流館 (両河内地区支部)	清水区和田島171-1	1階 事務室	P-01F
24	蒲原生涯学習交流館 (蒲原地区支部)	清水区蒲原新田1-21-1	2階 災害対策室	P-01F
25	由比生涯学習交流館 (由比地区支部)	清水区由比北田457-1	1階 団体会議室1	P-01F

衛星携帯電話設置場所一覧表

[葵区]

No	施設名称	所在地	設置場所	機種
1	静岡庁舎 (災害対策本部)	葵区追手町5-1	新館低層棟 3階 危機管理課 (災害対策本部①)	ワイドスターⅡ 専用アンテナ固定式
2	静岡庁舎 (災害対策本部)	葵区追手町5-1	新館低層棟 3階 危機管理課 (ハイク隊①)	ワイドスターⅡ 移動式
3	葵区役所 (葵区本部)	葵区追手町5-1	新館低層棟 1階 葵区地域総務課(葵区本部①)	ワイドスターⅡ 専用アンテナ固定式
4	井川支所 (井川地区支部)	葵区井川656-2	1階 事務室	201TH 専用アンテナ半固定式
5	梅ヶ島生涯学習交流館 (梅ヶ島地区支部)	葵区梅ヶ島1309	1階 第一集会室	201TH 専用アンテナ半固定式
6	大河内生涯学習交流館 (大河内地区支部)	葵区平野1097-38	1階 事務室	201TH 専用アンテナ半固定式
7	玉川生涯学習交流館 (玉川地区支部)	葵区落合126	1階 事務室	201TH 専用アンテナ半固定式
8	清沢生涯学習交流館 (清沢地区支部)	葵区昼居渡66-2	1階 事務室	201TH 専用アンテナ半固定式
9	大川小中学校 (大川地区支部)	葵区日向876	2階 教材室	201TH 専用アンテナ半固定式
10	南藁科小学校 (南藁科地区支部)	葵区吉津400	本校舎1階 応接室	ワイドスターⅡ 移動式
11	中藁科小学校 (中藁科地区支部)	葵区大原942-1	本校舎1階 小会議室	ワイドスターⅡ 移動式

[駿河区]

No	施設名称	所在地	設置場所	機種
1	駿河区役所 (駿河区本部)	駿河区南八幡町10-40	3階 駿河区地域総務課 (駿河区本部①)	ワイドスターⅡ 専用アンテナ固定式
2	駿河区役所 (駿河区本部)	駿河区南八幡町10-40	3階 駿河区地域総務課 (駿河区本部②)	201TH 専用アンテナ半固定式
3	久能小学校 (久能地区支部)	駿河区古宿213-2	体育館2階 ミーティングルーム	201TH 専用アンテナ半固定式

[清水区]

No	施設名称	所在地	設置場所	機種
1	清水区役所 (清水区本部)	清水区旭町6-8	4階 清水区地域総務課 (清水区本部①)	ワイドスターⅡ 専用アンテナ固定式
2	清水区役所 (清水区本部)	清水区旭町6-8	4階 清水区地域総務課 (清水区本部②)	201TH
3	清水消防署(第二清水区本部)	清水区東大曲町6-8	3階 無線室	201TH 専用アンテナ半固定式
4	清水区役所蒲原支所 (清水区本部蒲原支所)	清水区蒲原新田1-21-1	2階 蒲原支所 総務係 (清水区本部蒲原支所①)	201TH 専用アンテナ半固定式
5	小島生涯学習交流館 (小島地区支部)	清水区但沼町303	1階 事務室	201TH 専用アンテナ半固定式
6	両河内生涯学習交流館 (両河内地区支部)	清水区和田島171-1	1階 事務室	201TH 専用アンテナ半固定式
7	由比生涯学習交流館 (由比地区支部)	清水区由比北田457-1	1階 団体会議室1	201TH 専用アンテナ半固定式
8	清水中河内小学校	清水区中河内2583-1	3階 多目的室	201TH
9	清水西河内小学校	清水区西里143	1階 会議室	201TH

衛星携帯電話設置場所一覧表(孤立予想集落用)

[葵区]

No	地区名	集落名	機種
1	賤機北	俵峰	ワイドスターⅡ移動式
2	足久保	相沢	ワイドスターⅡ移動式
3	足久保	谷沢	ワイドスターⅡ移動式
4	足久保	口長島	ワイドスターⅡ移動式
5	足久保	奥長島	ワイドスターⅡ移動式
6	松野	油山上	ワイドスターⅡ移動式
7	服織	羽島第4上	ワイドスターⅡ移動式
8	服織西	一色	ワイドスターⅡ移動式
9	大河内	中平	ワイドスターⅡ移動式
10	大河内	横山	ワイドスターⅡ移動式
11	大河内	蕨野	ワイドスターⅡ移動式
12	大河内	相淵	ワイドスターⅡ移動式
13	梅ヶ島	藤代	ワイドスターⅡ移動式
14	梅ヶ島	関の沢	ワイドスターⅡ移動式
15	玉川	上助	ワイドスターⅡ移動式
16	玉川	森腰	ワイドスターⅡ移動式
17	玉川	長熊	ワイドスターⅡ移動式
18	玉川	柿島	ワイドスターⅡ移動式
19	玉川	油野	ワイドスターⅡ移動式
20	玉川	口仙俣	ワイドスターⅡ移動式
21	玉川	奥仙俣	ワイドスターⅡ移動式
22	玉川	下平瀬	ワイドスターⅡ移動式
23	玉川	川島	ワイドスターⅡ移動式
24	玉川	大和	ワイドスターⅡ移動式
25	玉川	内匠	ワイドスターⅡ移動式
26	玉川	腰越	ワイドスターⅡ移動式
27	玉川	横沢	ワイドスターⅡ移動式
28	北沼上	則沢	ワイドスターⅡ移動式
29	井川	閑蔵	ワイドスターⅡ移動式
30	井川	小河内	ワイドスターⅡ移動式
31	井川	大島	ワイドスターⅡ移動式
32	井川	中山	ワイドスターⅡ移動式
33	清沢	小島	ワイドスターⅡ移動式
34	清沢	寺島	ワイドスターⅡ移動式
35	清沢	坂本	ワイドスターⅡ移動式
36	清沢	赤沢	ワイドスターⅡ移動式
37	清沢	上相俣	ワイドスターⅡ移動式
38	清沢	中村	201TH移動式
39	中藁科	三ツ野	ワイドスターⅡ移動式
40	清沢	中塚	ワイドスターⅡ移動式
41	清沢	杉尾	ワイドスターⅡ移動式
42	大川	栃沢	ワイドスターⅡ移動式
43	大川	畑色	ワイドスターⅡ移動式
44	大川	諸子沢	ワイドスターⅡ移動式
45	大川	崩野	ワイドスターⅡ移動式

[駿河区]

No	地区名	集落名	機種
1	長田西	宇津ノ谷	ワイドスターⅡ移動式
2	長田西	逆川	ワイドスターⅡ移動式

[清水区]

No	地区名	集落名	機種
1	小島地区宍原	後山	ワイドスターⅡ移動式
2	小島地区宍原	古住田	ワイドスターⅡ移動式
3	小島地区小河内	瀬戸	ワイドスターⅡ移動式
4	両河内地区中河内2区	神沢原	ワイドスターⅡ移動式
5	両河内地区中河内3区	板井沢	ワイドスターⅡ移動式
6	両河内地区中河内3区	樽	ワイドスターⅡ移動式
7	両河内地区中河内3区	湯沢	ワイドスターⅡ移動式
8	両河内地区大平	大平	ワイドスターⅡ移動式
9	由比地区室野	室野	ワイドスターⅡ移動式
10	由比地区入山	入山香木穴	ワイドスターⅡ移動式
11	由比地区入山	入山桜野	ワイドスターⅡ移動式
12	由比地区入山	入山舟場	ワイドスターⅡ移動式
13	由比地区入山	入山槍野	ワイドスターⅡ移動式
14	由比地区入山	入山福沢	ワイドスターⅡ移動式

特設公衆電話設置場所一覧表

【葵 区】

No	地区支部	名 称	所在地	回線数	NTTビル
1	葵	葵小学校	葵区城内町7-9	3	静岡
2	葵	城内中学校	葵区駿府町1-107	1	静岡
3	葵	西草深公園	葵区西草深町27-9	1	城北
4	葵	静岡浅間神社	葵区宮ヶ崎町102-1	3	城北
5	新通	新通公園	葵区駒形通2丁目4	4	静岡
6	新通	常磐公園	葵区常磐町3丁目1	1	静岡
7	駒形	安倍川中学校	葵区弥勒2丁目11-1	1	静岡
8	駒形	駒形第二公園	葵区駒形通4丁目12	1	静岡
9	駒形	駒形小学校	葵区南安倍2丁目1-1	3	静岡
10	駒形	弥勒スポーツ広場	葵区南安倍2丁目地先安倍川河川敷	12	静岡
11	番町	番町小学校	葵区新富町1丁目23-1	2	静岡
12	番町	住吉公園	葵区住吉町2丁目53	2	静岡
13	田町	静岡県立静岡商業高等学校	葵区田町7丁目90	3	静岡
14	田町	西部生涯学習センター	葵区田町3丁目46-5	2	静岡
15	田町	田町小学校	葵区田町5丁目70	2	静岡
16	田町	田町安倍中、田町、田町緑地スポーツ広場	葵区田町2丁目地先	19	静岡
17	安西	安西小学校	葵区安西1丁目96-3	1	静岡
18	安西	末広中学校	葵区末広町41	3	静岡
19	伝馬町	東海大学短期大学部	葵区宮前町101	1	長沼
20	伝馬町	静岡大成中学・高等学校	葵区鷹匠2丁目4-18	1	静岡
21	伝馬町	伝馬町小学校	葵区伝馬町14-2	1	静岡
22	伝馬町	清水山公園	葵区音羽町27-25	4	城北
23	伝馬町	鷹匠公園	葵区鷹匠3丁目15	1	城北
24	伝馬町	静岡県護国神社	葵区柚木366	3	長沼
25	井宮	井宮小学校	葵区平和1丁目7-1	5	静岡
26	井宮	籠上中学校	葵区平和2丁目2-1	5	静岡
27	井宮	伝馬町新田スポーツ広場	葵区美川町地先	12	静岡
28	井宮	辰起町スポーツ広場	葵区辰起町地先安倍川河川敷	11	静岡
29	井宮北	井宮北小学校	葵区上伝馬2-1	1	静岡
30	井宮北	秋山町、堤町緑地スポーツ広場	葵区秋山町335-411地先	4	静岡
31	賤機南	賤機中学校	葵区下1353-1	2	賤機
32	賤機南	賤機南小学校	葵区松富3丁目1-46	3	静岡
33	賤機南	下スポーツ広場	葵区下地先	1	賤機
34	賤機南	与一スポーツ広場	葵区与一4丁目335-727地先	3	静岡
35	賤機南	福田ヶ谷スポーツ広場	葵区福田ヶ谷地先	1	賤機
36	賤機中	賤機中小学校	葵区牛妻2095-2	2	賤機
37	賤機中	門屋スポーツ広場	葵区門屋地先	1	賤機
38	賤機中	牛妻スポーツ広場	葵区牛妻地先安倍川河川敷	1	賤機
39	賤機北	賤機北小学校	葵区依沢234-1	1	賤機
40	賤機北	郷島スポーツ広場	葵区郷島地先安倍川河川敷	1	賤機
41	安倍口	安倍口小学校	葵区安倍口新田50	5	美和

特設公衆電話設置場所一覧表

【葵 区】

No	地区支部	名 称	所在地	回線数	NTTビル
42	安倍口	安倍口スポーツ広場	葵区安倍口地先安倍川河川敷	6	美和
43	美和	美和小学校	葵区遠藤新田69-1	1	美和
44	足久保	旧足久保小学校	葵区足久保奥組741-1	1	美和
45	足久保	足久保公民館	葵区足久保口組	1	美和
46	足久保	美和中学校	葵区足久保口組3276-2	3	美和
47	松野	松野小学校	葵区松野598-2	1	賤機
48	井川	旧井川小学校	葵区井川708-1	1	井川
49	井川	井川小中学校	葵区井川1561-3	1	井川
50	井川	口坂本避難所	葵区口坂本544	1	上落合
51	梅ヶ島	梅ヶ島新田集会所	葵区梅ヶ島5615	1	梅ヶ島
52	梅ヶ島	梅ヶ島小中学校	葵区梅ヶ島1309-1	1	梅ヶ島
53	大河内	大河内小中学校(旧大河内中学校)	葵区平野1850-66	1	大河内
54	大河内	横山スポーツ広場	葵区横山地先安倍川河川敷	1	大河内
55	大河内	大河内北小学校跡地	葵区渡(下)515-2	1	渡
56	玉川	玉川キャンプセンター	葵区長妻田755	1	上落合
57	玉川	玉川小中学校	葵区落合103-3	1	落合
58	玉川	旧玉川中学校	葵区落合840	1	落合
59	横内	青木の杜公園	葵区城東町54	1	城北
60	横内	城東公園	葵区城東町11	1	城北
61	横内	東中学校	葵区沓谷1丁目6-1	3	城北
62	横内	横内小学校	葵区緑町1-1	5	城北
63	安東	安東公園	葵区安東1丁目6	1	城北
64	安東	安東小学校	葵区安東3丁目16-1	1	城北
65	安東	安東中学校	葵区安東3丁目13-1	3	城北
66	安東	静岡県立静岡高等学校	葵区長谷町66	3	城北
67	安東	静岡県立静岡城北高等学校	葵区北安東2丁目3-1	6	城北
68	安東	城北公園	葵区大岩本町29	16	城北
69	城北	観山中学校	葵区観山8-2	5	城北
70	城北	城北小学校	葵区北安東4丁目27-3	4	城北
71	竜南	市立高等学校	葵区千代田3丁目1-1	6	城北
72	竜南	竜南小学校	葵区竜南1丁目23-1	2	城北
73	千代田	静岡県立科学技術高等学校	葵区長沼500-1	2	長沼
74	千代田	旧陸軍墓地	葵区沓谷2丁目7地先	1	城北
75	千代田	沓谷第一公園	葵区沓谷6丁目4	1	長沼
76	千代田	沓谷東公園	葵区沓谷6丁目23	1	長沼
77	千代田	静岡県立静岡農業高等学校	葵区古庄3丁目1-1	5	長沼
78	千代田	千代田小学校	葵区沓谷5丁目47-1	4	長沼
79	千代田東	川合本田公園	葵区川合1297-1	1	長沼
80	千代田東	静岡県立静岡東高等学校	葵区川合3丁目24-1	3	長沼
81	千代田東	千代田東小学校	葵区川合3丁目4-1	3	長沼
82	千代田東	東部体育館	葵区東千代田2丁目3-1	4	長沼

特設公衆電話設置場所一覧表

【葵 区】

No	地区支部	名 称	所在地	回線数	NTTビル
83	西奈	静岡北高等学校	葵区瀬名5丁目14-1	1	長沼
84	西奈	瀬名水梨スポーツ広場	葵区瀬名4丁目地先長尾川河川敷	1	長沼
85	西奈	常葉学園橘高等学校	葵区瀬名2丁目1-1	3	長沼
86	西奈	西奈小学校	葵区瀬名3丁目23-1	5	長沼
87	西奈	竜爪中学校	葵区瀬名7丁目31-40	5	長沼
88	西奈南	西奈中学校	葵区東瀬名町14-1	7	長沼
89	西奈南	西奈南小学校	葵区南瀬名町1-20	2	長沼
90	北沼上	北沼上小学校	葵区北沼上1020	1	北沼上
91	麻機	麻機小学校	葵区有永町2-43	7	城北
92	麻機	北大門公園	葵区北521-10	1	城北
93	麻機	北浅間神社	葵区北1763	1	城北
94	服織	静岡市静岡斎場	葵区慈悲尾472-1	1	服織
95	服織	千代スポーツ広場	葵区千代地先安倍川河川敷	2	服織
96	服織	服織小学校	葵区羽鳥6丁目9-1	4	服織
97	服織	服織中学校	葵区羽鳥1丁目8-1	3	服織
98	服織	藁科生涯学習センター	葵区羽鳥本町5-9	4	服織
99	服織	山崎スポーツ広場	葵区山崎1丁目地先安倍川河川敷	2	服織
100	服織西	新聞スポーツ広場	葵区新聞宮嶋地先新聞谷川河川敷	3	服織
101	服織西	服織西小学校	葵区新聞759-1-1	1	服織
102	南藁科	静岡県立静岡西高等学校	葵区牧ヶ谷680-1	1	服織
103	南藁科	南藁科小学校	葵区吉津400	1	服織
104	中藁科	中藁科小学校	葵区大原942-1	1	中藁科
105	中藁科	中藁科小学校小布杉分校	葵区小布杉1756-1	1	中藁科
106	中藁科	水見色小学校	葵区水見色1040-3	1	中藁科
107	中藁科	藁科中学校	葵区大原1398-1	1	中藁科
108	清沢	清沢小学校	葵区相俣99-1	1	清沢
109	清沢	旧峰山小学校	葵区黒俣2741-16	1	清沢
110	清沢	清沢東小学校跡地	葵区鍵穴72	1	清沢
111	清沢	黒俣中村公民館(黒俣分校跡地)	葵区黒俣1590	1	清沢
112	大川	大川小中学校(旧大川小学校)	葵区日向853	1	日向
113	大川	大川小中学校(旧大川中学校)	葵区日向876	1	日向
114	大川	樽尾小学校跡地(旧クリエイターズビレッジ)	葵区樽尾329	1	日向

特設公衆電話設置場所一覧表

【駿河区】

No	地区支部	名称	所在地	回線数	NTTビル
1	森下	森下公園	駿河区八幡2丁目1	2	八幡
2	森下	森下小学校	駿河区森下町2-1	2	八幡
3	森下	八幡山公園	駿河区八幡5 外	4	八幡
4	中田	中田小学校	駿河区中田2丁目14-1	3	八幡
5	南部	登呂公園	駿河区登呂5丁目10	1	八幡
6	南部	南部小学校	駿河区南八幡町11-1	5	八幡
7	大里西	大里中学校	駿河区中野新田57-5	6	八幡
8	大里西	大里西小学校	駿河区中原400	2	八幡
9	大里西	静岡聴覚特別支援学校	駿河区中村町251	1	八幡
10	大里西	新川(馬淵)公園	駿河区新川2丁目3	1	八幡
11	大里西	中原スポーツ広場	駿河区西中原2丁目地先安倍川河川敷	17	八幡
12	大里東	大里東小学校	駿河区高松2310	3	大谷
13	中島	中島小学校	駿河区中島2992-1	3	八幡
14	中島	中島中学校	駿河区中島3303番地	3	八幡
15	宮竹	南中学校	駿河区宮竹2丁目11-1	3	大谷
16	宮竹	宮竹小学校	駿河区宮竹2丁目12-1	1	大谷
17	宮竹	高松公園	駿河区宮竹1丁目6	2	大谷
18	富士見	静岡県立駿河総合高等学校	駿河区有東3丁目4-17	1	八幡
19	富士見	高松中学校	駿河区登呂4丁目6-1	1	八幡
20	富士見	富士見小学校	駿河区登呂1丁目1-1	1	八幡
21	西豊田	静岡視覚特別支援学校	駿河区曲金6丁目1-5	1	八幡
22	西豊田	豊田中学校	駿河区豊田1丁目3-1	7	八幡
23	西豊田	西豊田小学校	駿河区曲金2丁目8-80	1	八幡
24	西豊田	南部保健福祉センター	駿河区曲金3丁目1-30	6	八幡
25	東源台	静岡英和学院大学	駿河区池田1769	1	長沼
26	東源台	東豊田中学校	駿河区国吉田5丁目23-1	1	長沼
27	東源台	静岡県立大学芝生園	駿河区谷田52-1	1	長沼
28	東豊田	静岡聖光学院中学校・高等学校	駿河区小鹿1440	1	八幡
29	東豊田	東豊田小学校	駿河区池田491-2	3	長沼
30	東豊田	草薙総合運動場	駿河区栗原19-1	12	長沼
31	東豊田	池田公園	駿河区池田605	1	長沼
32	東豊田	池田島崎公園	駿河区池田819	4	長沼
33	大谷	大谷小学校	駿河区大谷3683-2	1	大谷
34	久能	久能小学校	駿河区古宿213-2	2	大谷
35	久能	久能こども園	駿河区青沢240	1	大谷
36	長田北	長田北小学校	駿河区向敷地一丁目10番28号	1	用宗
37	長田北	向敷地スポーツ広場	駿河区向敷地一丁目地先安倍川河川敷	6	用宗
38	長田東	長田南中学校	駿河区みずほ3丁目9-1	1	用宗
39	長田東	長田東小学校	駿河区東新田3丁目10-1	1	用宗
40	長田東	長田コミュニティ防災センター	駿河区鎌田574-1	5	用宗
41	長田東	東新田公園	駿河区東新田4丁目	4	用宗
42	長田東	丸子新田スポーツ広場	駿河区東新田地先安倍川河川敷	1	用宗
43	長田東	みずほなかよし公園	駿河区みずほ1丁目8	1	用宗
44	長田西	長田西小学校	駿河区丸子6丁目15-65	2	用宗
45	長田西	長田西中学校	駿河区丸子1丁目1-1	8	用宗
46	長田西	戸斗前公園	駿河区北丸子2丁目14	1	用宗
47	長田西	丸子川スポーツ広場	駿河区丸子7丁目地先丸子川河川敷	1	用宗
48	長田西	赤目ヶ谷スポーツ広場	駿河区丸子地先(新赤目ヶ谷)	1	用宗
49	川原	川原小学校	駿河区下川原4丁目14-1	5	用宗
50	川原	下川原公園	駿河区下川原6丁目24	2	用宗
51	長田南	長田南小学校	駿河区広野4丁目7-1	2	用宗
52	長田南	城山中学校	駿河区小坂2丁目33	1	用宗
53	長田南	広野公園	駿河区広野2丁目9	1	用宗
54	長田南	広野東公園	駿河区広野6丁目12	2	用宗
55	長田南	用宗公園	駿河区用宗5丁目17	5	用宗

特設公衆電話設置場所一覽表

【清水区】

No	地区支部	名称	所在地	回線数	NTTビル
1	辻	清水第一中学校	清水区宮代町5-55	8	江尻
2	辻	清水辻小学校	清水区辻4丁目3-40	4	江尻
3	辻	静岡県立清水東高等学校	清水区秋吉町5-10	9	江尻
4	江尻	清水江尻小学校	清水区江尻町14-63	6	江尻
5	入江	清水入江小学校	清水区追分2丁目3-1	5	江尻
6	入江	清水第八中学校	清水区追分4丁目2429	8	有度
7	浜田	清水浜田小学校	清水区浜田町11-1	4	清水
8	岡	清水岡小学校	清水区神田町4-3	5	清水
9	岡	清水第二中学校	清水区神田町4-57	5	清水
10	岡	静岡県立清水西高等学校	清水区青葉町5-1	9	清水
11	岡	岡地区防災センター	清水区神田町4-3	5	清水
12	岡	清水桜ヶ丘公園	清水区桜が丘町300	4	清水
13	岡	清水月見公園	清水区月見町155	3	清水
14	船越	清水船越小学校	清水区船越三丁目15-1	7	清水
15	船越	清水船越堤公園	清水区船越497	5	清水
16	船越	船越東自治会館	清水区船越東町726-11	2	清水
17	清水	清水小学校	清水区松井町15-1	7	清水
18	清水	清水総合運動場	清水区清開2丁目1-1	6	三保
19	清水	清水第三中学校	清水区三光町3-57	6	清水
20	不二見	清水不二見小学校	清水区新緑町2-21	5	三保
21	不二見	清水第四中学校	清水区村松683-1	8	三保
22	不二見	清水日本平運動公園	清水区村松3880-1	9	三保
23	駒越	清水駒越小学校	清水区駒越東町2-20	5	三保
24	駒越	忠霊塔公園	清水区迎山町2081-1	3	三保
25	折戸	清水三保第二小学校	清水区折戸5丁目8-2	5	三保
26	折戸	国立清水海上技術短期大学校	清水区折戸3丁目18-1	8	三保
27	三保	清水第五中学校	清水区三保1720	8	三保
28	三保	清水三保第一小学校	清水区三保1069-1	6	三保
29	三保	東海大学総合資料センター	清水区三保2068	5	三保
30	飯田	清水飯田小学校	清水区下野中2-40	6	江尻
31	飯田	清水飯田東小学校	清水区八坂北1丁目23-40	5	江尻
32	高部	清水高部小学校	清水区押切1115-2	4	有度
33	有度	静岡県立大学周辺	清水区谷田52-1	4	有度
34	有度	静岡サレジオ高等学校	清水区中之郷3丁目2-1	8	有度
35	有度	清水有度第一小学校	清水区有度本町3-1	8	有度
36	有度	清水有度第二小学校	清水区草薙杉道3丁目19-1	4	有度
37	有度	清水第七中学校	清水区草薙3丁目9-20	7	有度
38	袖師	清水袖師小学校	清水区袖師町420	4	江尻
39	袖師	清水袖師中学校	清水区西久保125-1	7	江尻
40	袖師	いを崎神社周辺	清水区横砂本町29	3	江尻
41	庵原	清水庵原小学校	清水区庵原町1723	5	江尻
42	興津	清水興津小学校	清水区興津中町350-1	9	興津
43	興津	清水興津中学校	清水区興津中町1478-10	7	興津
44	興津	独立行政法人果樹研究所	清水区興津中町485-6	3	興津
45	興津	宗像神社	清水区興津中町554	2	興津

特設公衆電話設置場所一覽表

【清水区】

No	地区支部	名称	所在地	回線数	NTTビル
46	小島	清水小河内小学校	清水区小河内2723	2	小島
47	小島	清水小島小学校	清水区小島町619	2	小島
48	小島	清水穴原小学校	清水区穴原919	2	穴原
49	両河内	旧清水中河内小学校	清水区中河内2583-1	1	和田島
50	両河内	清水両河内小中学校	清水区和田島303	1	和田島
51	両河内	旧清水和田島小学校	清水区和田島611	2	和田島
52	両河内	旧清水西河内小学校	清水区西里143	2	和田島
53	蒲原	蒲原市民センター(蒲原生涯学習交流館)	清水区蒲原新田1丁目21-1	2	蒲原
54	蒲原	蒲原中学校	清水区蒲原49	2	蒲原
55	蒲原	蒲原西小学校	清水区蒲原新田2丁目25-1	2	蒲原
56	蒲原	蒲原東小学校	清水区蒲原666	2	蒲原
57	由比	由比北小学校	清水区由比入山2158	2	由比
58	由比	由比小学校	清水区由比町屋原329	2	由比
59	由比	由比中学校	清水区由比456	2	由比

災害時優先電話設置場所一覧表

【葵区】

No	地区支部	名称	所在地	回線数
1	葵	静岡庁舎 災害対策本部	葵区追手町5-1	12
2	葵	静岡庁舎・葵区役所	葵区追手町5-1	22
3	葵	葵生涯学習センター「アイセル21」	葵区東草深町3-18	1
4	葵	中央体育館	葵区駿府町2-80	1
5	葵	静岡病院 東館・西館	葵区追手町10-93	3
6	葵	駿府城公園管理事務所	葵区駿府城公園1	1
7	葵	葵消防署	葵区追手町6-2	2
8	葵	城内中学校	葵区駿府町1-107	1
9	葵	葵小学校	葵区城内町7-9	1
10	駒形	葵消防署 南田町出張所	葵区南田町1-1	1
11	新通	新通小学校	葵区駒形通2丁目4-47	1
12	駒形	安倍川中学校	葵区弥勒2丁目11-1	1
13	駒形	駒形小学校	葵区南安倍2丁目1-1	1
14	番町	番町小学校	葵区新富町1丁目23-1	1
15	田町	西部生涯学習センター	葵区田町3丁目46-5	1
16	田町	田町小学校	葵区田町5丁目70	1
17	安西	末広中学校	葵区末広町41	1
18	安西	安西小学校	葵区安西1丁目96-3	1
19	伝馬町	伝馬町小学校	葵区伝馬町14-2	1
20	井宮	葵消防署 平和出張所	葵区平和1丁目3-58	1
21	井宮	籠上中学校	葵区平和2丁目2-1	1
22	井宮	井宮小学校	葵区平和1丁目7-1	1
23	井宮北	井宮北小学校	葵区上伝馬2-1	1
24	賤機南	千代田消防署 しずはた出張所	葵区下94-1	1
25	賤機南	与一配水場	葵区与一4丁目1-81	1
26	賤機南	門屋浄水場	葵区門屋99	1
27	賤機南	賤機中学校	葵区下1353-1	1
28	賤機南	賤機南小学校	葵区松富3丁目1-46	1
29	賤機中	賤機中小学校	葵区牛妻2095-2	1
30	賤機北	賤機北小学校	葵区俵沢234-1	1

災害時優先電話設置場所一覧表

【葵区】

No	地区支部	名 称	所在地	回線数
31	安倍口	安倍口中央こども園	葵区安倍口団地3-1	1
32	安倍口	安倍口小学校	葵区安倍口新田50	1
33	安倍口	安倍口こども園	葵区安倍口新田43	1
34	美和	美和小学校	葵区遠藤新田69-1	1
35	足久保	足久保学園	葵区足久保口組901	1
36	足久保	美和中学校	葵区足久保口組3276-2	1
37	足久保	足久保小学校	葵区足久保奥組741-1	1
38	松野	松野小学校	葵区松野598-2	1
39	井川	井川高齢者生活福祉センター	葵区井川1133-2	1
40	井川	井川支所	葵区井川656-2	1
41	井川	千代田消防署 井川出張所	葵区井川990-2	1
42	井川	井川小中学校	葵区井川1561-3	1
43	井川	旧井川小学校	葵区井川708-1	1
44	井川	井川こども園	葵区井川548-2	1
45	梅ヶ島	梅ヶ島生涯学習交流館	葵区梅ヶ島1309	1
46	梅ヶ島	梅ヶ島診療所	葵区梅ヶ島1326	1
47	梅ヶ島	梅ヶ島こども園	葵区梅ヶ島544-4	1
48	梅ヶ島	梅ヶ島小中学校(旧梅ヶ島中学校)	葵区梅ヶ島1309-1	1
49	梅ヶ島	梅ヶ島小中学校(旧梅ヶ島小学校)	葵区梅ヶ島1309-1	1
50	大河内	大河内生涯学習交流館	葵区平野1097-38	1
51	大河内	大河内診療所	葵区平野1097-39	1
52	大河内	大河内小中学校(旧大河内中学校)	葵区平野1850-66	1
53	大河内	大河内小中学校(旧大河内小学校)	葵区平野1850-3	1
54	玉川	玉川生涯学習交流館	葵区落合126	1
55	玉川	玉川診療所	葵区落合243-6	1
56	玉川	旧玉川中学校	葵区落合840	1
57	玉川	玉川小中学校	葵区落合103-3	1
58	横内	水落保育園	葵区水落町19-16	1
59	横内	千代田消防署 城東出張所	葵区城東町55-10	1
60	横内	東中学校	葵区沓谷1丁目6-1	1

災害時優先電話設置場所一覧表

【葵区】

No	地区支部	名称	所在地	回線数
61	横内	横内小学校	葵区緑町1-1	1
62	安東	安東小学校	葵区安東3丁目16-1	1
63	安東	安東こども園	葵区安東3丁目11-17	1
64	城北	観山中学校	葵区観山8-2	1
65	城北	城北小学校	葵区北安東4丁目27-3	1
66	竜南	静岡市立高等学校	葵区千代田3丁目1-1	1
67	竜南	竜南小学校	葵区竜南1丁目23-1	1
68	千代田	東部生涯学習センター	葵区千代田7丁目8-15	1
69	千代田	上土こども園	葵区古庄4丁目2-11	1
70	千代田	長沼こども園	葵区長沼2丁目18-31	1
71	千代田	東部保健福祉センター	葵区千代田7丁目8-15	1
72	千代田	千代田小学校	葵区沓谷5丁目47-1	1
73	千代田東	静岡衛生センター	葵区東千代田3丁目5-1	1
74	千代田東	千代田消防署	葵区東千代田2丁目1-10	2
75	千代田東	千代田東小学校	葵区川合3丁目4-1	1
76	西奈	千代田消防署 瀬名出張所	葵区瀬名1丁目19-11	1
77	西奈	竜爪中学校	葵区瀬名7丁目31-40	1
78	西奈	西奈小学校	葵区瀬名3丁目23-1	1
79	西奈	西奈こども園	葵区瀬名3丁目24-25	1
80	西奈南	瀬名川こども園	葵区瀬名川1丁目21-40	1
81	西奈南	西奈中学校	葵区東瀬名町14-1	1
82	西奈南	西奈南小学校	葵区南瀬名町1-20	1
83	北沼上	北沼上小学校	葵区北沼上1020	1
84	麻機	中央卸売市場	葵区流通センター1-1	1
85	麻機	静岡ヘリポート	葵区諏訪8-10	1
86	麻機	麻機小学校	葵区有永町2-43	1
87	服織	服織こども園	葵区山崎1丁目17-1	1
88	服織	服織中央こども園	葵区羽鳥本町25-33	1
89	服織	葵消防署 山崎出張所	葵区山崎2丁目3-8	1
90	服織	服織中学校	葵区羽鳥1丁目8-1	1

災害時優先電話設置場所一覧表

【葵区】

No	地区支部	名称	所在地	回線数
91	服織	服織小学校	葵区羽鳥6丁目9-1	1
92	服織西	服織西小学校	葵区新聞759-1-1	1
93	南藁科	静岡市救護所	葵区吉津1905	1
94	南藁科	南藁科小学校	葵区吉津400	1
95	南藁科	藁科こども園	葵区吉津1	1
96	中藁科	藁科中学校	葵区大原1398-1	1
97	中藁科	中藁科小学校	葵区大原942-1	1
98	中藁科	中藁科小学校小布杉分校(休校中)	葵区小布杉1756-1	1
99	中藁科	水見色小学校	葵区水見色1040-3	1
100	中藁科	中藁科こども園	葵区大原1237	1
101	清沢	清沢生涯学習交流館	葵区昼居渡66-2	1
102	清沢	清沢小学校	葵区相俣99-1	1
103	清沢	旧峰山小学校	葵区黒俣2741-16	1
104	清沢	清沢こども園	葵区昼居渡66-2	1
105	大川	大川生涯学習交流館	葵区日向10	1
106	大川	大川こども園	葵区坂ノ上1286	1
107	大川	大川小中学校(旧大川中学校)	葵区日向876	1
108	大川	大川小中学校(旧大川小学校)	葵区日向853	1

※災害優先電話は災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、電気通信事業法に基づき、防災関係等各種機関等に対し、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者が提供しているサービスです。

※災害優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については一般の電話と同じです。緊急時には発信用として使用してください。

災害時優先電話設置場所一覧表

【駿河区】

No	地区支部	名称	所在地	回線数
1	森下	八幡こども園	駿河区八幡2丁目15-20	1
2	森下	森下小学校	駿河区森下町2-1	1
3	中田	中田こども園	駿河区馬淵4丁目2-29	1
4	中田	駿河消防署 稲川出張所	駿河区稲川1丁目5-12	1
5	中田	中田小学校	駿河区中田2丁目14-1	1
6	南部	駿河区役所 駿河区本部	駿河区南八幡町10-40	10
7	南部	駿河区役所	駿河区南八幡町10-40	4
8	南部	南部生涯学習センター	駿河区南八幡町25-21	1
9	南部	静岡市消防局・駿河消防署	駿河区南八幡町10-30	8
10	南部	南部小学校	駿河区南八幡町11-1	1
11	大里西	中村町こども園	駿河区中村町94	1
12	大里西	南安倍取水場	駿河区西中原2丁目7-55	4
13	大里西	大里西小学校	駿河区中原400	1
14	大里西	大里中学校	駿河区中野新田57-5	1
15	大里東	大里東小学校	駿河区高松2310	1
16	中島	中島浄化センター	駿河区中島1711-1	1
17	中島	中島中学校	駿河区中島3303	1
18	中島	中島小学校	駿河区中島2992-1	1
19	宮竹	高松こども園	駿河区敷地2丁目7-14	1
20	宮竹	南中学校	駿河区宮竹2丁目11-1	1
21	宮竹	宮竹小学校	駿河区宮竹2丁目12-1	1
22	富士見	登呂こども園	駿河区登呂3丁目19-1	1
23	富士見	富士見台こども園	駿河区富士見台2丁目11-44	1
24	富士見	高松浄化センター	駿河区登呂5丁目3-1	1
25	富士見	登呂博物館	駿河区登呂5丁目10-5	1
26	富士見	静岡県立駿河総合高等学校	駿河区有東3丁目4-17	1
27	富士見	高松中学校	駿河区登呂4丁目6-1	1
28	富士見	富士見小学校	駿河区登呂1丁目1-1	1
29	西豊田	南部体育館(南部コミュニティ防災センター)	駿河区曲金3丁目1-30	10

災害時優先電話設置場所一覧表

【駿河区】

No	地区支部	名称	所在地	回線数
30	西豊田	小黒こども園	駿河区小黒1丁目7-6	1
31	西豊田	南部保健福祉センター	駿河区曲金3丁目1-30	3
32	西豊田	静岡土木センター	駿河区小鹿85-1	1
33	西豊田	豊田中学校	駿河区豊田1丁目3-1	1
34	西豊田	西豊田小学校	駿河区曲金2丁目8-80	1
35	東源台	東豊田中央こども園	駿河区国吉田6丁目7-29	1
36	東源台	東豊田中学校	駿河区国吉田5丁目23-1	1
37	東豊田	駿河消防署 東豊田出張所	駿河区聖一色206-3	1
38	東豊田	東豊田小学校	駿河区池田491-2	1
39	東豊田	東豊田こども園	駿河区池田492-2	1
40	大谷	駿河消防署 大谷出張所	駿河区水上28-10	1
41	大谷	大谷小学校	駿河区大谷3683-2	1
42	大谷	大谷こども園	駿河区西大谷6-8	1
43	久能	久能小学校	駿河区古宿213-2	1
44	久能	久能こども園	駿河区青沢240	1
45	長田北	長田北小学校	駿河区向敷地一丁目10番28号	1
46	長田東	長田体育館(長田コミュニティ防災センター)	駿河区鎌田574-1	10
47	長田東	長田生涯学習センター	駿河区寺田131-1	1
48	長田東	長田保健福祉センター	駿河区鎌田574-1	1
49	長田東	駿河消防署 鎌田出張所	駿河区鎌田54-3	1
50	長田東	長田南中学校	駿河区みずほ3丁目9-1	1
51	長田東	長田東小学校	駿河区東新田3丁目10-1	1
52	長田東	丸子新田取水場	駿河区丸子新田458	1
53	長田西	丸子こども園	駿河区丸子2丁目18-32	1
54	長田西	長田西中学校	駿河区丸子1丁目1-1	1
55	長田西	長田西小学校	駿河区丸子6丁目15-65	1
56	川原	下川原こども園	駿河区下川原6丁目8-26	1
57	川原	川原小学校	駿河区下川原4丁目14-1	1
58	長田南	用宗こども園	駿河区用宗5丁目18-7	1
59	長田南	駿河消防署 用宗出張所	駿河区用宗2丁目7-5	1
60	長田南	城山中学校	駿河区小坂2丁目33	1
61	長田南	長田南小学校	駿河区広野4丁目7-1	1

※災害優先電話は災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、電気通信事業法に基づき、防災関係等各種機関等に対し、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者が提供しているサービスです。

※災害優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については一般の電話と同じです。緊急時には発信用として使用してください。

災害時優先電話設置場所一覧表

【清水区】

No	地区支部	名称	所在地	回線数
1	辻	辻生涯学習交流館	清水区宮代町5-75	1
2	辻	辻こども園	清水区辻4丁目7-21	1
3	辻	愛染ポンプ場	清水区愛染町49	1
4	辻	清水第一中学校	清水区宮代町5-55	1
5	辻	清水辻小学校	清水区辻4丁目3-40	1
6	江尻	江尻生涯学習交流館	清水区小芝町3-35	1
7	江尻	清水江尻小学校	清水区江尻町14-63	1
8	入江	入江生涯学習交流館	清水区入江3丁目8-12	1
9	入江	入江こども園	清水区入江1丁目13-15	1
10	入江	清水保健福祉センター	清水区洪川2丁目12-1	1
11	入江	清水消防署	清水区東大曲町6-8	8
12	入江	清水第八中学校	清水区追分4丁目2429	1
13	入江	清水入江小学校	清水区追分2丁目3-1	1
14	浜田	清水区災害対策本部	清水区旭町6-8	3
15	浜田	清水庁舎・清水区役所	清水区旭町6-8	41
16	浜田	浜田生涯学習交流館	清水区浜田町4-4	1
17	浜田	浜田ポンプ場	清水区千歳町1-1	1
18	浜田	清水中央図書館	清水区入江岡町15-23	1
19	浜田	清水浜田小学校	清水区浜田町11-1	1
20	岡	岡生涯学習交流館	清水区桜が丘町7-1	1
21	岡	川原こども園	清水区川原町24-8	1
22	岡	静岡市立清水桜が丘高等学校	清水区桜が丘町7-15	1
23	岡	清水第二中学校	清水区神田町4-57	1
24	岡	清水岡小学校	清水区神田町4-3	1
25	船越	船越生涯学習交流館	清水区船越3丁目12-74	1
26	船越	清水船越小学校	清水区船越3丁目15-1	1
27	船越	清水船越配水場	清水区北矢部958	1
28	船越	上下水道局 木の下町倉庫	清水区木の下町187	1
29	清水	清水生涯学習交流館	清水区松井町7-22	1
30	清水	清水総合運動場	清水区清開2丁目1-1	2
31	清水	清水こども園	清水区本町11-32	1
32	清水	清開ポンプ場	清水区清開2丁目1-1	1
33	清水	築地ポンプ場	清水区築地町4-15	1
34	清水	南部浄化センター	清水区清開3丁目10-1	1
35	清水	清水第三中学校	清水区三光町3-57	1
36	清水	清水小学校	清水区松井町15-1	1

災害時優先電話設置場所一覧表

【清水区】

No	地区支部	名称	所在地	回線数
37	不二見	不二見生涯学習交流館	清水区村松534-2	1
38	不二見	市立清水病院	清水区宮加三1231	3
39	不二見	日本平消防署	清水区村松625-4	2
40	不二見	宮加三ポンプ場	清水区宮加三1-16	1
41	不二見	清水第四中学校	清水区村松683-1	1
42	不二見	清水不二見小学校	清水区新緑町2-21	1
43	駒越	駒越生涯学習交流館	清水区迎山町1-7	1
44	駒越	駒越こども園	清水区迎山町4-15	1
45	駒越	清水駒越小学校	清水区駒越東町2-20	1
46	折戸	折戸生涯学習交流館	清水区折戸4丁目8-60	1
47	折戸	折戸こども園	清水区折戸5丁目8-1	1
48	折戸	清水折戸ポンプ場	清水区折戸1丁目1-5	1
49	折戸	清水三保第二小学校	清水区折戸5丁目8-2	1
50	三保	三保こども園	清水区三保1601	1
51	三保	日本平消防署 三保出張所	清水区三保3503-47	1
52	三保	三保ポンプ場	清水区三保3797-62	1
53	三保	清水第五中学校	清水区三保1720	1
54	三保	清水三保第一小学校	清水区三保1069-1	1
55	飯田	飯田生涯学習交流館	清水区下野西3-19	1
56	飯田	清水収集センター	清水区八坂町2102-1	1
57	飯田	飯田南こども園	清水区高橋4丁目4-56	1
58	飯田	飯田北こども園	清水区石川本町11-92	1
59	飯田	清水飯田中学校	清水区山原112-1	1
60	飯田	清水飯田小学校	清水区下野中2-40	1
61	飯田	清水飯田東小学校	清水区八坂北1丁目23-40	1
62	高部	高部生涯学習交流館	清水区押切1115-1	1
63	高部	高部中央こども園	清水区梅ヶ谷459-1	1
64	高部	清水消防署 高部出張所	清水区押切1587	1
65	高部	清水第六中学校	清水区天王西10-40	1
66	高部	清水高部小学校	清水区押切1115-2	1
67	高部	清水高部東小学校	清水区押切1907	1
68	高部	高部こども園	清水区押切996-2	1

災害時優先電話設置場所一覧表

【清水区】

No	地区支部	名称	所在地	回線数
69	有度	有度生涯学習交流館	清水区草薙一里山3-1	1
70	有度	清水衛生センター	清水区堀込722	1
71	有度	有度西こども園	清水区中之郷1丁目10-27	1
72	有度	有度北こども園	清水区長崎740-1	1
73	有度	清水消防署 有度出張所	清水区吉川507-1	1
74	有度	清水第七中学校	清水区草薙3丁目9-20	1
75	有度	清水有度第一小学校	清水区有度本町3-1	1
76	有度	清水有度第二小学校	清水区草薙杉道3丁目19-1	1
77	袖師	袖師生涯学習交流館	清水区袖師町1092-1	1
78	袖師	横砂こども園	清水区横砂東町17-5	1
79	袖師	西久保こども園	清水区西久保438-1	1
80	袖師	北部浄化センター	清水区横砂408-15	2
81	袖師	清水袖師中学校	清水区西久保125-1	1
82	袖師	清水袖師小学校	清水区袖師町420	1
83	庵原	港北消防署	清水区庵原町592-8	2
84	庵原	庵原生涯学習交流館	清水区庵原町68	1
85	庵原	庵原こども園	清水区庵原町1938	1
86	庵原	原こども園	清水区原45-5	1
87	庵原	庵原配水場	清水区庵原町153-1	1
88	庵原	清水庵原中学校	清水区原245	1
89	庵原	清水庵原小学校	清水区庵原町1723	1
90	興津	興津南こども園	清水区興津中町562	1
91	興津	興津北こども園	清水区八木間町478	1
92	興津	港北消防署 興津出張所	清水区八木間町409-2	1
93	興津	谷津浄水場	清水区八木間町2021	1
94	興津	清水興津中学校	清水区興津中町1478-10	1
95	興津	清水興津小学校	清水区興津中町350-1	1
96	小島	小島生涯学習交流館	清水区但沼町303	2
97	小島	港北消防署 小島出張所	清水区小河内3445-1	1
98	小島	清水小島中学校	清水区但沼町271	1
99	小島	清水小島小学校	清水区小島町619	1
100	小島	清水小河内小学校	清水区小河内2723	1
101	小島	清水央原小学校	清水区央原919	1
102	小島	小島こども園	清水区小島町621-1	1
103	小島	小河内こども園	清水区小河内2693-2	1

災害時優先電話設置場所一覧表

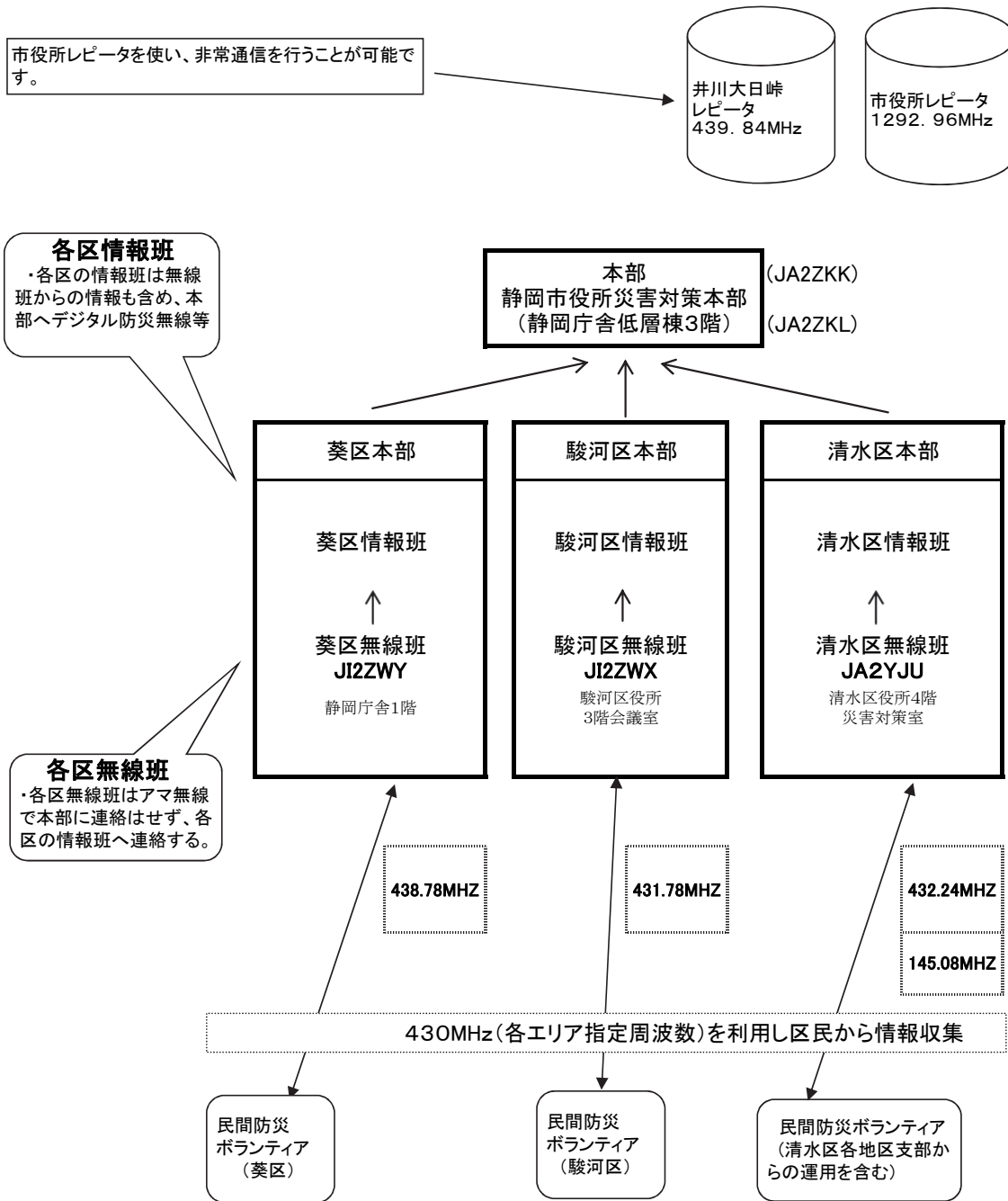
【清水区】

No	地区支部	名称	所在地	回線数
104	両河内	両河内生涯学習交流館	清水区和田島171-1	1
105	両河内	清水両河内小中学校	清水区和田島303	1
106	両河内	旧清水中河内小学校	清水区中河内2583-1	1
107	両河内	旧清水西河内小学校	清水区西里143	1
108	両河内	旧清水和田島小学校	清水区和田島611	1
109	両河内	和田島こども園	清水区和田島694-1	1
110	蒲原	蒲原市民センター	清水区蒲原新田1丁目21-1	6
111	蒲原	蒲原東部こども園	清水区蒲原新栄46-1	1
112	蒲原	蒲原西部こども園	清水区蒲原中566-1	1
113	蒲原	第一浄水場	清水区蒲原3638-1	1
114	蒲原	蒲原東小学校	清水区蒲原666	1
115	蒲原	蒲原西小学校	清水区蒲原新田2丁目25-1	1
116	由比	由比生涯学習交流館	清水区由比北田457-1	1
117	由比	清水保健福祉センター由比分館	清水区由比北田450	1
118	由比	由比中央こども園	清水区由比北田146	1
119	由比	入山こども園	清水区由比入山1964	1
120	由比	港北消防署 庵原分署	清水区由比716-1	2
121	由比	由比第一浄水場	清水区由比入山152-3	1
122	由比	由比中学校	清水区由比456	1
123	由比	由比小学校	清水区由比町屋原329	1
124	由比	由比北小学校	清水区由比入山2158	1
125	由比	由比こども園	清水区由比377-1	1

※災害優先電話は災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、電気通信事業法に基づき、防災関係等各種機関等に対し、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者が提供しているサービスです。

※災害優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については一般の電話と同じです。緊急時には発信用として使用してください。

静岡市役所災害対策本部 アマチュア無線配備図



※ 民間防災ボランティアと各区無線班との交信周波数は混信等、状況に応じて指定周波数から前後する場合があります。

※ 市本部及び各区無線班は状況に応じて、ハンディ機等による市本部移動局(JA2ZKK)を運用する場合があります。また、場合により市本部固定局(JA2ZKL)を運用する場合があります。

地震・大規模火災等緊急避難場所(広域避難地)一覧表

(危機管理総室)

地震・大規模火災等緊急避難場所(広域避難地)とは、地震などの大きな災害時に発生する大規模火災等から住民の生命を守るための、ある程度の広さを有する公園・広場

番号	名称	所在地	面積 (ha)	圏域町丁目
1	駿府城公園	葵区駿府城公園	10.7	追手町、宮ヶ崎町、馬場町、中町、車町、八千代町、富士見町、茶町一・二丁目、金座町、研屋町、屋形町、大工町、本通一・二・三丁目、呉服町一・二丁目、両替町一・二丁目、上石町、梅屋町、人宿町一・二丁目、駿河町、西草深町、城内町、水落町、駿府町、鷹匠一・二・三丁目、昭和町、常磐町一・二丁目、七間町、紺屋町、御幸町、長谷町、安東柳町、浅間町一・二丁目、丸山町、安東一丁目、東鷹匠町、横内町、音羽町、相生町、春日一・二・三丁目、伝馬町、横田町、柴町、日出町、東町、住吉町一・二丁目、上桶屋町、土太夫町、錦町、葵町、柚木町、安西三・四丁目、一・二番町、城東町、黒金町
2	城北公園	葵区大岩本町	6.1	大岩本町、大岩宮下町、大岩一・二・三・四丁目、安東二・三丁目、北安東一・二丁目、大岩町
3	辰起町 スポーツ広場 安倍川(左岸)	葵区辰起町	11.9	安西一・二丁目、安倍町、末広町、材木町、片羽町、神明町、北番町、若松町、辰起町、井宮町、水道町、平和一丁目
4	田町緑地 スポーツ広場 安倍川(左岸)	葵区田町	9.22	田町一・二・三・四丁目、安西五丁目、柳町、六・七・八番町、新富町一・二・三・四・五・六丁目、上新富町、田町五・六・七丁目、幸町、本通九・十丁目、本通西町、南田町、三・四・五番町
5	弥勒 スポーツ広場 安倍川(左岸)	葵区弥勒 安倍川河川敷	3.6	川越町、弥勒一・二丁目、新通一・二丁目、本通四・五・六・七・八丁目、大鋸町、通車町、駒形通一・二・三・四・五・六丁目、双葉町、常磐町三丁目、西門町、川辺町一・二丁目、天王町、桜木町、吉野町、清閑町、南安倍一・二丁目
6	南安倍 スポーツ広場 安倍川(左岸)	駿河区 南安倍三丁目	1.2	馬淵一丁目、宮本町、新川一丁目、寿町、南安倍三丁目
7	中原 スポーツ広場 安倍川(左岸)	駿河区 緑が丘町	3.6	馬淵二・三・四丁目、新川二丁目、津島町、中原、西中原一・二丁目、見瀬、中田本町、緑が丘町、中田一・二丁目、南八幡町、石田一丁目、中田三・四丁目、中野新田、中村町、西脇
8	県草薙総合 運動場	駿河区栗原	5.6	栗原、聖一色、東静岡二丁目、池田、森下町、八幡一・二・三・四・五丁目、八幡山、大和一・二丁目、さつき町、稲川一・二・三丁目、南町、泉町、大坪町、曲金一・二・三・四・五・六・七丁目、小鹿一・二・三丁目、豊原町、小黒一・二・三丁目、豊田一・二・三丁目

地震・大規模火災等緊急避難場所(広域避難地)一覧表

(危機管理総室)

番号	名称	所在地	面積 (ha)	圏域町丁目
9	静岡県立大学 芝生公園	駿河区谷田	5.0	上原、馬走、馬走坂の上、馬走北、御門台、北脇、吉川、長崎新田、平川地、楠、楠新田、草薙一里山、草薙、草薙北、草薙一・二・三丁目、草薙杉道一・二・三丁目、谷田、中之郷、中之郷一・二丁目、長崎南町、長崎、七ツ新屋、堀込、国吉田一・二・三・四・五・六丁目、中吉田、平沢、弥生町
10	清水第五中学校 清水三保第一 小学校	清水区三保	2.6	三保、三保松原町
11	国立清水海上 技術短期大学校	清水区折戸	3.3	折戸、折戸一・二・三・四・五丁目
12	静岡県果樹研究 センター 駒越跡地	清水区駒越	2.0	駒越、駒越東町、駒越西町、駒越南町、駒越北町、駒越中一・二丁目、殿沢一・二丁目、増、蛇塚、港南町、迎山町
13	清水第四中学校	清水区不二見	18.9	村松原一・二・三丁目、村松、宮加三、清水村松地先新田、清開二丁目、緑が丘町、日立町、上力町、向田町、新緑町、沼田町、馬走北、南矢部
14	清水日本平運動 公園	清水区清水		幸町、松井町、美濃輪町、八千代町、北矢部、北矢部町一・二丁目、庄福町、三光町、富士見町、入船町、築地町、港町一・二丁目、本町、清水町
15	清水船越小学校 清水船越堤公園	清水区入江	10.6	入江一・二・三丁目、元城町、西大曲町、鶴舞町、追分一・二・三・四丁目、桜橋町、新富町、渋川、淡島町、入江南町、北脇新田
16		清水区浜田		旭町、相生町、島崎町、巴町、浜田町、上清水町、片羽町、上一丁目、万世町一・二丁目、松原町、入江岡町、千歳町
17		清水区船越		南矢部、船越町、船越、船越一・二・三丁目、船原一・二丁目、船越東町、船越南町、大坪一・二丁目、木の下町、有東坂、有東坂一・二丁目
18		清水区清水		幸町、松井町、美濃輪町、八千代町、北矢部、北矢部町一・二丁目、庄福町、三光町、富士見町、入船町、築地町、港町一・二丁目、本町、清水町
19		清水区岡		上二丁目、岡町、下清水町、南岡町、梅田町、梅が岡、川原町、堂林一・二丁目、春日一・二丁目、西高町、神田町、中矢部町、月見町、大沢町、青葉町、桜が丘町

地震・大規模火災等緊急避難場所(広域避難地)一覧表

(危機管理総室)

番号	名称	所在地	面積 (ha)	圏域町丁目
20	秋葉山公園 県立清水東 高等学校	清水区辻	3.9	真砂町、江尻東一・二・三丁目、辻一・二・三・四・五丁目、大手一・二・三丁目、秋吉町、宮下町
21		清水区江尻		本郷町、江尻東一・二・三丁目、江尻町、大手一・二・三丁目、銀座、江尻台町、宝町、小芝町、二の丸町、小芝町、高橋南町、天神一・二丁目、宮代町、高橋町
22		清水区飯田		八坂町、八坂南町、八坂西町、八坂東一・二丁目、八坂北一・二丁目、高橋一・二・三・四・五・六丁目、天王東、下野東、下野西、下野中、下野町、下野、下野緑町、下野北、山原、蜂ヶ谷、蜂ヶ谷南町
23		清水区袖師		袖師町、西久保、西久保一丁目、横砂本町、横砂西町、横砂中町、横砂南町、横砂東町
24	いを崎神社周辺	清水区袖師	1.0	横砂
25	清水興津中学校 カンキツ研究興 津拠点周辺	清水区興津	6.6	興津中町、興津本町、興津清見寺町、八木間町、谷津町一・二丁目、興津東町、興津井上町、承元寺町
26	蒲原西小学校	清水区蒲原	1.14	蒲原神沢、蒲原堰沢、蒲原中、蒲原小金
27	蒲原東小学校		2.04	蒲原、蒲原一・二・三・四丁目
28	蒲原市民 センター		0.90	蒲原新田一・二丁目、蒲原一・二・三・四丁目、蒲原
29	蒲原中学校		3.85	蒲原、蒲原新栄、蒲原東
30	由比小学校	清水区由比	0.67	由比町屋原、由比今宿、由比寺尾、由比西倉沢、由比東倉沢、由比西山寺
31	由比北小学校		0.40	由比室野、由比入山
32	由比中学校		1.16	由比、由比北田、由比阿僧、由比東山寺

地震緊急避難場所（一次避難地）一覧表

地震緊急避難場所とは、地震発生後の不安や混乱を防ぎ、避難・情報伝達・応急救護などを行うための身近な空間（公園や校庭など）

(危機管理総室)

No.	地区・学区	地震緊急避難場所	世帯数	圏域町丁目
1	青葉地区	※駿府城公園 浅間神社 城内中学校	4, 227	追手町、御幸町、呉服町一・二丁目、七間町、両替町一・二丁目、人宿町一・二丁目、上石町、梅屋町、紺屋町、常磐町一・二丁目、昭和町、駿河町
2	新通学区	新通小学校 新通公園 常磐公園	4, 819	常磐町三丁目、西門町、天王町、吉野町、川辺町一・二丁目、桜木町、新通一丁目、双葉町、駒形通一・二・三丁目、本通四・五・六・七・八丁目、通車町、大鋸町、新川一丁目、宮本町、馬淵一丁目
3	駒形学区	駒形小学校 安倍川中学校 ※弥勒スポーツ広場 ※南安倍スポーツ広場 駒形第二公園 南安倍公園	3, 284	新通二丁目、川越町、駒形通四・五・六丁目、弥勒一・二丁目、清閑町、南安倍一・二・三丁目、寿町
4	一番町地区	特別支援教育センター (旧一番町小学校) 住吉公園 ※駿府城公園 浅間神社	1, 632	屋形町、大工町、研屋町、錦町、葵町、茶町一・二丁目、上桶屋町、土大夫町、柚木町、住吉町一・二丁目、一番町、二番町、安西三・四丁目
5	三番町地区	番町小学校 田町公園 ※田町緑地スポーツ広場 田町こども園	2, 861	三番町、四番町、五番町、六番町、七番町、八番町、新富町一・二・三丁目、田町一丁目、柳町、安西五丁目
6	田町学区	田町小学校 静岡県立静岡商業高等学校 田町公園 ※田町緑地スポーツ広場	3, 373	本通九・十丁目、本通西町、新富町四・五・六丁目、上新富町、幸町、田町二・三・四・五・六・七丁目、南田町
7	安西学区	安西小学校 ※駿府城公園 浅間神社 末広中学校 ※辰起町スポーツ広場	3, 663	安西一・二丁目、安倍町、八千代町、片羽町、材木町、末広町、神明町、若松町、北番町、井宮町、水道町

地震緊急避難場所（一次避難地）一覧表

地震緊急避難場所とは、地震発生後の不安や混乱を防ぎ、避難・情報伝達・応急救護などを行うための身近な空間（公園や校庭など）

(危機管理総室)

No.	地区・学区	地震緊急避難場所	世帯数	圏域町丁目
8	城内地区	葵小学校 ※駿府城公園 浅間神社 西草深公園 静岡大学附属静岡小・中学校 静岡大成中学・高等学校 城内中学校 静岡英和女学院中学・高等学校	2,268	宮ヶ崎町、本通一・二・三丁目、金座町、富士見町、車町、中町、馬場町、西草深町、東草深町、駿府町、城内町、水落町
9	伝馬町学区	伝馬町小学校 静岡大成中学・高等学校 静岡大学附属静岡小・中学校 鷹匠公園 清水山公園 伝馬公園 東海大学短期大学部	4,690	鷹匠一・二・三丁目、伝馬町、栄町、日出町、東町、相生町、横田町、春日一・二・三丁目、柚木、宮前町、音羽町
10	横内学区	静岡学園中学・高等学校 横内小学校 鷹匠公園 東中学校 青木の杜公園 城東公園 城東保健福祉エリア	5,763	春日町、東鷹匠町、横内町、太田町、瓦場町、上沓谷町、巴町、錢座町、緑町、西千代田町、城東町、上足洗、上足洗一・二丁目、沓谷一丁目
11	安東地区	安東小学校 安東公園 静岡県立静岡高等学校 安東中学校 静岡県立静岡城北高等学校 ※城北公園 安東こども園 北安東一丁目ゆめみらい公園	5,797	安東一・二・三丁目、長谷町、安東柳町、浅間町一・二丁目、丸山町、大岩本町、大岩宮下町、大岩一・二・三丁目、大岩町、北安東二丁目
12	城北学区	城北小学校 観山中学校 静岡県立静岡中央高等学校	5,426	大岩四丁目、北安東三・四丁目、城北二丁目、岳美、岳美一丁目、池ヶ谷、池ヶ谷東、唐瀬一・二・三丁目
13	竜南学区	竜南小学校 静岡市立高等学校 竜南雨坪公園	6,098	北安東一・五丁目、上足洗三・四丁目、千代田、千代田一・二・三・四丁目、城北、竜南一・二・三丁目

※印は、地震・大規模火災等緊急避難場所（広域避難地）を兼ねる。

地震緊急避難場所（一次避難地）一覧表

地震緊急避難場所とは、地震発生後の不安や混乱を防ぎ、避難・情報伝達・応急救護などを行うための身近な空間（公園や校庭など）

(危機管理総室)

No.	地区・学区	地震緊急避難場所	世帯数	圏域町丁目
14	千代田学区	千代田小学校 沓谷第一公園 旧陸軍墓地 静岡県立静岡農業高等学校 沓谷東公園 静岡市立高等学校 護国神社 静岡県立科学技術高等学校 長沼こども園 上土こども園 古庄中央公園	6,535	千代田五・六・七丁目、沓谷、沓谷一・二・三・四・五・六丁目、古庄一・二・三・四丁目、東千代田一・二・三丁目、長沼、長沼南、長沼一・二・三丁目、東静岡一丁目
15	千代田東学区	千代田東小学校 静岡県立静岡東高等学校 川合本田公園	6,416	古庄五・六丁目、上土一・二丁目、南沼上一・二・三丁目、流通センター、川合一・二・三丁目、西瀬名町
16	西奈学区	西奈小学校 静岡北高等学校 常葉大学附属橘中学・高等学校 竜爪中学校 瀬名水梨スポーツ広場 新幕公園 常葉大学	6,171	瀬名、瀬名一・二・三・四・五・六・七丁目、南沼上、薬師
17	西奈南学区	西奈南小学校 西奈中学校 瀬名川西公園 瀬名川こども園	6,135	瀬名川一・二・三丁目、南瀬名町、東瀬名町、瀬名中央一・二・三・四丁目
18	北沼上学区	北沼上小学校 北沼上こども園	489	北沼上、長尾、平山
19	麻機学区	麻機小学校 北大門公園 北才光寺公園 今宮公園 県営住宅麻機羽高団地敷地 北浅間神社	4,407	柳原、有永、有永町、羽高、羽高町、あさはた一・二丁目、漆山、芝原、赤松、東、東一・二丁目、南、南一・二丁目、北、北一・二・三・四・五丁目

地震緊急避難場所（一次避難地）一覧表

地震緊急避難場所とは、地震発生後の不安や混乱を防ぎ、避難・情報伝達・応急救護などを行うための身近な空間（公園や校庭など）

(危機管理総室)

No.	地区・学区	地震緊急避難場所	世帯数	圏域町丁目
20	井宮学区	井宮小学校 ※辰起町スポーツ広場 籠上中学校 伝馬町新田スポーツ広場 桜町スポーツ広場	4,198	辰起町、平和一・二・三丁目、籠上、桜町一丁目、美川町
21	井宮北学区	井宮北小学校 堤町緑地スポーツ広場 桜町スポーツ広場 伝馬町新田スポーツ広場 与一スポーツ広場	4,169	伊呂波町、堤町、新伝馬一・二・三丁目、秋山町、桜町二丁目、与一一丁目、昭府町、上伝馬、昭府一・二丁目
22	賤機南学区	賤機南小学校 与一スポーツ広場 賤機中学校 下スポーツ広場	4,877	与一二・三・四・五・六丁目、松富一・二・三・四丁目、松富上組、福田ヶ谷、下
23	賤機中学区	賤機中小学校 門屋スポーツ広場	625	門屋、牛妻
24	賤機北学区	賤機北小学校 郷島スポーツ広場	301	郷島、野田平、俵沢、油島、俵峰
25	安倍口学区	安倍口小学校 安倍ロススポーツ広場 西ヶ谷総合運動場 安倍口中央こども園	2,334	安倍口新田、安倍口団地、与左衛門新田、中ノ郷、西ヶ谷、内牧、幸庵新田
26	美和学区	美和小学校 安倍ロススポーツ広場	1,213	遠藤新田、安倍口団地、与左衛門新田、中ノ郷
27	足久保学区	旧足久保小学校 美和中学校 足久保スポーツ広場	1,538	足久保奥組、足久保口組
28	松野学区	松野小学校	493	油山、松野、津渡野
29	大河内学区	大河内小学校跡地 大河内小中学校 横山スポーツ広場 有東木分校跡地 大河内北小学校跡地	274	相淵、蕨野、横山、平野、中平、渡、有東木
30	梅ヶ島学区	梅ヶ島小学校跡地 梅ヶ島小中学校 新田集会場	220	入島、梅ヶ島

地震緊急避難場所（一次避難地）一覧表

地震緊急避難場所とは、地震発生後の不安や混乱を防ぎ、避難・情報伝達・応急救護などを行うための身近な空間（公園や校庭など）

(危機管理総室)

No.	地区・学区	地震緊急避難場所	世帯数	圏域町丁目
31	玉川地区	玉川小学校 ガイアフロー 静岡蒸留所 駐車場 玉川キャンプセンター 玉川西公民館(小学校跡地) 口仙俣分校跡地	447	桂山、森腰、大沢、中沢、長熊、奥池ヶ谷、柿島、長妻田、油野、上落合、口仙俣、奥仙俣、落合、内匠、腰越、横沢、口坂本
32	井川	井川小学校跡地 井川小中学校 井川北小学校跡地 玉川キャンプセンター 口坂本避難所 井川こども園	266	井川、上坂本、田代、小河内、岩崎
33	服織学区	服織小学校 山崎新田スポーツ広場 静岡斎場 服織中学校 千代スポーツ広場 建穂みどり公園 服織こども園 服織中央こども園	8, 233	山崎一・二丁目、千代、千代一・二丁目、慈悲尾、羽鳥一・二・三・四・五・六・七丁目、羽鳥大門町、建穂一・二丁目、羽鳥本町
34	服織西学区	服織西小学校 新聞宮前スポーツ広場	1, 121	新聞、谷津
35	南蘂科学区	南蘂科小学校 静岡県立静岡西高等学校 牧ヶ谷北公園	1, 638	牧ヶ谷、産女、吉津、飯間、小瀬戸、西又
36	中蘂科地区	中蘂科小学校 蘂科中学校 水見色小学校 小布杉分校 中蘂科こども園	1, 036	富厚里、奈良間、富沢、大原、水見色、小布杉
37	清沢地区	清沢小学校 清沢避難所 (東小学校跡地) 黒俣中村公民館 旧峰山小学校	457	小島、鍵穴、黒俣、坂本、寺島、赤沢、昼居渡、相俣、杉尾
38	大川地区	大川小中学校 檜尾小学校跡地 (旧クリエイターズビレッジ)	360	坂ノ上、栃沢、日向、諸子沢、湯ノ島、崩野、檜尾、大間

地震緊急避難場所（一次避難地）一覧表

地震緊急避難場所とは、地震発生後の不安や混乱を防ぎ、避難・情報伝達・応急救護などを行うための身近な空間（公園や校庭など）

(危機管理総室)

No.	地区・学区	地震緊急避難場所	世帯数	圏域町丁目
39	森下学区	森下小学校 八幡山公園 森下公園 八幡こども園	5,335	南町、大和一・二丁目、八幡一・二・三・四・五丁目、さつき町、森下町、稲川一・二・三丁目
40	中田地区	中田小学校 静岡聴覚特別支援学校 八幡山公園 中田こども園	4,325	中田一・二丁目、中田本町、大坪町、黒金町、泉町、馬淵二・三・四丁目
41	馬淵地区	中田小学校 ※南安倍スポーツ広場 ※中原スポーツ広場	2,592	馬淵一・二・三・四丁目
42	南部学区	南部小学校 城南静岡中学・高等学校 登呂公園 登呂こども園	4,381	中田三・四丁目、南八幡町、石田一・二・三丁目、登呂五・六丁目
43	大里西学区	大里西小学校 ※南安倍スポーツ広場 ※中原スポーツ広場 静岡聴覚特別支援学校 大里中学校 新川公園 中原桔梗公園 中村町こども園	5,404	新川二丁目、津島町、西中原一・二丁目、中原、見瀬、中村町、中野新田、緑が丘町
44	中島学区	中野新田スポーツ広場	7,958	中島、西島、西脇
45	大里東学区	宮竹小学校 南中学校	2,462	下島、高松
46	宮竹学区	宮竹小学校 南中学校 高松公園 高松神明原公園 高松こども園 高松若宮公園 高松咲花公園 高松汐入公園 下島北公園	4,188	高松一・二丁目、宮竹一・二丁目、敷地一・二丁目

地震緊急避難場所（一次避難地）一覧表

地震緊急避難場所とは、地震発生後の不安や混乱を防ぎ、避難・情報伝達・応急救護などを行うための身近な空間（公園や校庭など）

(危機管理総室)

No.	地区・学区	地震緊急避難場所	世帯数	圏域町丁目
47	富士見学区	富士見小学校 高松中学校 静岡県立駿河総合高等学校 豊田中学校 富士見台こども園 登呂二丁目公園	5,101	有東一・二・三丁目、有明町、富士見台一・二・三丁目、登呂一・二・三・四丁目、豊田三丁目
48	西豊田学区	西豊田小学校 護国神社 東海大学短期大学部 静岡視覚特別支援学校 豊田中学校 池田公園 競輪場駐車場 静岡県立大学短期大学部 小黒こども園	10,468	豊原町、小黒一・二・三丁目、曲金一・二・三・四・五・六・七丁目、豊田一・二丁目、小鹿一・二・三丁目
49	東豊田学区	東豊田小学校 ※草薙総合運動公園 池田島崎公園 小鹿公園 静岡聖光学院中学・高等学校 池田公園 恩田原公園	7,836	恩田原、小鹿、池田、聖一色、東静岡二丁目
50	東源台学区	東源台小学校 ※静岡県立大学芝生公園 東豊田中学校 東豊田中央こども園 ※草薙総合運動公園 静岡英和学院大学 中吉田公園 常葉大学静岡草薙キャンパス	4,999	栗原、国吉田一・二・三・四・五・六丁目、、中吉田、谷田、平沢、弥生町
51	大谷学区	大谷小学校 静岡大学 片山公園 ふじのくに地球環境史ミュージアム	3,894	片山、宮川、西大谷、大谷一・二・三丁目、大谷、水上
52	久能	久能小学校 久能こども園	599	西平松、中平松、青沢、古宿、安居、根古屋

地震緊急避難場所（一次避難地）一覧表

地震緊急避難場所とは、地震発生後の不安や混乱を防ぎ、避難・情報伝達・応急救護などを行うための身近な空間（公園や校庭など）

(危機管理総室)

No.	地区・学区	地震緊急避難場所	世帯数	圏域町丁目
53	長田北	長田北小学校 向敷地スポーツ広場 長田西中学校 向ヶ丘広場 長田北向ヶ丘公園	4,296	手越、向手越一・二丁目、手越原、向敷地一・二・三・四・五・六丁目
54	長田東	長田東小学校 東新田スポーツ広場 長田南中学校 みずほなかよし公園 丸子新田スポーツ広場 みずほ公園 東新田公園 東新田こども園	7,687	丸子新田、東新田、東新田一・二・三・四・五丁目、鎌田、みずほ一・二・三・四・五丁目、上川原、光陽町
55	長田西	長田西小学校 長田西中学校 戸斗前公園 丸子川スポーツ広場 丸子尻高公園 丸子こども園 道の駅「宇津ノ谷峠」	6,214	丸子、丸子一・二・三・四・五・六・七丁目、北丸子一・二丁目、丸子芥が谷町、宇津ノ谷、寺田
56	川原	川原小学校 下川原公園 下川原東公園 下川原こども園	4,657	下川原一・二・三・四・五・六丁目、下川原南、桃園町
57	長田南	長田南中学校 広野公園 みずほ公園	5,655	広野、広野一・二・三・四・五・六丁目、青木、小坂、小坂二・三丁目、用宗一・二・三・四・五丁目、用宗小石町、用宗城山町、用宗巴町、石部、大和田

地震緊急避難場所（一次避難地）一覧表

地震緊急避難場所とは、地震発生後の不安や混乱を防ぎ、避難・情報伝達・応急救護などを行うための身近な空間（公園や校庭など）

(危機管理総室)

No.	地区・学区	地震緊急避難場所	世帯数	圏域町丁目
58	辻地区	※静岡県立清水東高等学校	2,653	辻一・二・三・四・五丁目、愛染町、宮下町、宮代町、秋吉町、大手三丁目、田町、八坂南町、本郷町、矢倉町、真砂町
59	江尻地区	清水国際高等学校 清水飯田東小学校 江尻高橋南公園	4,077	永楽町、銀座、江尻台町、江尻町、江尻東一・二・三丁目、宝町、小芝町、二の丸町、高橋町、高橋南町、天神一・二丁目、大手一・二丁目
60	入江地区	清水入江小学校 清水第八中学校	5,754	入江一・二・三丁目、元城町、東大曲町、西大曲町、鶴舞町、追分一・二・三・四丁目、桜橋町、新富町、渋川、渋川一・二・三丁目、淡島町、入江南町、北脇新田、恵比寿町
61	浜田地区	月見公園 桜が丘公園	2,946	旭町、相生町、島崎町、巴町、浜田町、上清水町、上一丁目、万世町一・二丁目、松原町、入江岡町、千歳町
62	岡地区	清水岡小学校 清水第二中学校	5,471	上二丁目、岡町、下清水町、南岡町、梅田町、梅が岡、川原町、堂林一・二丁目、春日一・二丁目、西高町、神田町、中矢部町、月見町、大沢町、青葉町、桜が丘町
63	清水地区	静岡県立清水西高等学校 川原こども園	3,032	清水町、村松原一丁目、本町、美濃輪町、松井町、幸町、北矢部町一・二丁目、日の出町、庄福町、三光町、八千代町、富士見町、入船町、港町一・二丁目
64	船越地区	※船越小学校 ※船越堤公園	5,242	船越、船越一・二・三丁目、船越町、船原一・二丁目、船越東町、船越南町、大坪一・二丁目、木の下町、南矢部、北矢部、今泉、有東坂、有東坂一・二丁目
65	不二見地区	清水不二見小学校 ※清水第四中学校 ※清水日本平運動公園 日本平さくら公園	5,315	村松原一・二・三丁目、村松、村松一丁目、日立町、宮加三、日立町、上力町、向田町、沼田町、新緑町、清開二丁目、清水村松地先新田
66	駒越地区	忠霊塔公園 駒越こども園 ※静岡県果樹研究センター 駒越跡地 蛇塚スポーツグラウンド	3,472	駒越東町、駒越西一・二丁目、駒越南町、駒越北町、駒越中一・二丁目、殿沢一・二丁目、増、蛇塚、港南町、迎山町
67	折戸地区	清水三保第二小学校	1,926	折戸一・二・三・四・五丁目、折戸
68	三保地区	三保生涯学習交流館 まつぼっくりこども園 ※清水第五中学校 ※清水三保第一小学校 清水羽衣公園	4,069	三保、三保松原町
69	飯田地区	清水飯田小学校 清水飯田東小学校 清水飯田中学校 清水特別支援学校 ※秋葉山公園	11,467	八坂町、八坂西町、八坂北一・二丁目、八坂東一・二丁目、弥生町、石川、下野、下野西、下野中、下野東、下野緑町、下野町、山原、蜂ヶ谷、蜂ヶ谷南町、高橋一・二・三・四・五・六丁目、飯田町

※印は、地震・大規模火災等緊急避難場所（広域避難地）を兼ねる。

地震緊急避難場所（一次避難地）一覧表

地震緊急避難場所とは、地震発生後の不安や混乱を防ぎ、避難・情報伝達・応急救護などを行うための身近な空間（公園や校庭など）

(危機管理総室)

No.	地区・学区	地震緊急避難場所	世帯数	圏域町丁目
70	高部地区	高部ゴルフ場 清水第六中学校 清水高部小学校 清水高部東小学校 高部中央こども園	7,576	梅ヶ谷、柏尾、押切、大内新田、能島、大内、鳥坂、天王東、天王南、天王西、石川新町、石川本町
71	有度地区	長崎新田スポーツ広場 清水有度第一小学校 清水有度第二小学校 清水第七中学校 静岡サレジオ高等学校 有度西こども園 有度北こども園 ※静岡県立大学芝生公園 新草薙公園 常葉大学静岡草薙キャンパス	17,215	北脇、堀込、吉川、七ツ新屋、七ツ新屋一・二丁目、長崎、長崎南町、長崎新田、楠、楠新田、谷田、草薙、草薙一・二・三丁目、草薙一里山、草薙杉道一・二・三丁目、有度本町、御門台、馬走、馬走北、上原、上原一・二丁目、平川地、馬走坂の上、草薙北、中之郷、中之郷一・二・三丁目、半左衛門新田
72	袖師地区	清水袖師中学校 横砂こども園 西久保こども園 ※いを崎神社周辺	4,783	西久保、西久保一丁目、袖師町、横砂、横砂東町、横砂西町、横砂南町、横砂中町
73	庵原地区	清水庵原小学校 清水庵原中学校 庵原こども園 静岡県果樹研究センター 庵原ふれあい公園 庵原球場第2球場	3,636	庵原町、原、伊佐布、吉原、杉山、山切、草ヶ谷、尾羽、広瀬、茂畑
74	興津地区	※清水興津中学校 興津北こども園 ※カンキツ研究興津拠点周辺	5,275	興津清見寺町、興津本町、興津中町、興津東町、興津井上町、承元寺町、谷津一・二丁目、八木間町
75	小島地区	清水小島小学校 清水小島中学校 清水小河内小学校 清水宍原小学校	2,137	小島町、小島本町、立花、但沼町、小河内、宍原
76	両河内地区	旧清水中河内小学校 旧清水和田島小学校 旧清水西河内小学校 大平青少年の家	1,183	清地、中河内、和田島、高山、茂野島、葛沢、土、布沢、西里、河内、大平

※印は、地震・大規模火災等緊急避難場所（広域避難地）を兼ねる。

地震緊急避難場所（一次避難地）一覧表

地震緊急避難場所とは、地震発生後の不安や混乱を防ぎ、避難・情報伝達・応急救護などを行うための身近な空間（公園や校庭など）

(危機管理総室)

No.	地区・学区	地震緊急避難場所	世帯数	圏域町丁目
77	蒲原地区	蒲原駅前広場 蒲原新田公園 ※蒲原西小学校 ※蒲原東小学校 ※蒲原市民センター ※蒲原中学校 日本軽金属㈱グループ技術センター 蒲原六番向公園	4,617	蒲原神沢、蒲原堰沢、蒲原、蒲原一・二・三・四丁目、蒲原小金、蒲原新田一・二丁目、蒲原中、蒲原新栄、蒲原東
78	由比地区	※由比小学校 ※由比北小学校 ※由比中学校 由比城山公園	3,112	由比、由比北田、由比町屋原、由比今宿、由比寺尾、由比西倉澤、由比東倉澤、由比西山寺、由比阿僧、由比東山寺、由比入山

計 310ヵ所

*世帯数については、令和4年3月末の住民基本台帳登録世帯による。

津波緊急避難場所一覧表

(危機管理総室・道路計画課・公園整備課・スポーツ振興課・教育施設課)

地区	No	施設名	避難可能場所	浸水想定区域
中島	1	国道150号中島高架橋非常階段(北)	階段最上部踊り場	内
	2	国道150号中島高架橋非常階段(南)	階段最上部踊り場	内
	3	津波避難タワー(大浜)	タワー上部避難床	内
	4	津波避難タワー(中島)	タワー上部避難床	内
	5	津波避難タワー(西島)	タワー上部避難床	内
大里東	6	津波避難タワー(下島)	タワー上部避難床	内
宮竹	7	高松公園		外
大谷	8	大谷不動山公園		外
久能	9	久能天羽衣公園		外
	10	大谷洋光台東公園		外
長田南	11	下川原 天満宮公園		外
	12	国道150号 用宗高架橋(上)	高架橋上(歩道)	内
	13	国道150号 用宗高架橋(下)	高架橋上(歩道)	内
	14	広野公園		外
	15	津波避難タワー(長田南④)	タワー上部避難床	内
	16	津波避難タワー(長田南③)	タワー上部避難床	内
	17	津波避難タワー(石部)	タワー上部避難床	内
	18	津波避難タワー(長田南⑥)	タワー上部避難床	内
	19	津波避難タワー(長田南⑤)	タワー上部避難床	内
駒越	20	忠霊塔公園		外
	21	駒越堤公園		外
	22	迎山公園		外
	23	清水殿沢公園		外
	24	清水南部交流センター		外
	25	JA しみず	広場	外
	26	駒越神社		外
	27	萬象寺		外
	28	県営住宅清水南団地付近	駐車場付近	外
	29	道路	殿沢川上流付近、駿富日本平の里	外
	30	県立農林大学校 果樹分校		外
	31	清苺神社		外
	32	神明神社		外
	33	龍源寺	北西空地	外
	34	白髭神社		外
	35	清水蛇塚スポーツグラウンド		外
三保	36	津波避難タワー(三保北)	タワー上部避難床	内
	37	津波避難タワー(三保南)	タワー上部避難床	内
	38	津波避難タワー(塚間)	タワー上部避難床	内
	39	津波避難タワー(三保③)	タワー上部避難床	内
	40	津波避難タワー(三保④)	タワー上部避難床	内
	41	津波避難施設(命山)	命山上部避難床	内
	42	津波避難タワー(三保①)	タワー上部避難床	内
	43	津波避難タワー(三保②)	タワー上部避難床	内

津波緊急避難場所一覧表

(危機管理総室・道路計画課・公園整備課・スポーツ振興課・教育施設課)

地区	No	施設名	避難可能場所	浸水想定区域
不二見	44	清水天王山公園		外
	45	清水緑が丘公園		外
	46	沼田公園		外
	47	津波避難タワー(宮加三)	タワー上部避難床	内
岡	48	清水月見公園		外
	49	清水中矢部公園		外
浜田	50	桜ヶ丘公園		外
	51	清水駅東口ペDESTリアンデッキ	2階通路部	内
入江	52	渋川西公園		外
	53	桜橋公園		外
	54	渋川中公園		外
	55	北脇新田公園		外
江尻	56	清水橋	歩道部	内
袖師	57	清水横砂北公園		外
	58	清水東山田窯跡公園		外
	59	神明公園		外
	60	秋葉山公園		外
	61	清見潟公園	築山部	内
興津	62	滝ノ下公園		外
	63	清水興津北公園		外
蒲原	64	蒲原西小学校		外
	65	蒲原東小学校		外
	66	ジヤトコ(株)蒲原工場		外
	67	日本軽金属グループ技術センター		外
駿河区	68	東名高速道路のり面	用宗一丁目～片山 下り線 4.2km	外
清水区	69		八木間町、興津中町、谷津町一丁目上下線0.7km	外

津波避難ビル一覧表

(危機管理総室)

地区	施設名	避難可能場所	備考
中島 (12)	中島中学校	3階・屋上	
	中島浄化センター(水処理棟)	屋上	
	有料老人ホーム ナーシングホームあしたば2号館※	4階ホール、屋上	
	有料老人ホーム ナーシングホームあしたば1号館※	屋上	
	アンピ・ア タクシー 静岡事業部 立体駐車場	屋上	
	市営中島住宅	3階以上の階段・踊場・廊下	
	中島小学校	3階～屋上	
	介護老人保健施設 サンライズ大浜	屋上	
	特別養護老人ホーム なごみ	3階共有スペース	
	学校法人 静岡朝鮮学園※	屋上	
	幼保連携型認定こども園ふじみ幼稚園※	屋上	
JTK第一ビル※	屋上		
大里東 (4)	あっとほーむ高松	3～4階の廊下、屋上	
	大里東小学校	3階～屋上	
	下島公民館※	屋上	
	介護老人保健施設ブルミア※	2～3階バルコニー、屋上	
宮竹 (3)	宮竹小学校	3階	
	南中学校	3階～屋上	
	静岡銀行 下島支店	屋上	
大谷 (1)	大谷小学校	3・4階	
久能 (3)	リパティリゾート久能山 立体駐車場※	屋上	
	久能小学校	3階～屋上	
	特別養護老人ホーム 久能の里	3階ホール、4階事務室・屋上、新館屋上	
川原 (6)	かわはら会館	3階	
	市営桃園団地	3階以上の階段・踊場・廊下	
	有料老人ホーム ベリデ下川原	3階の階段・踊場、屋上	
	静岡徳洲会病院※	5階ベランダ、9階廊下、PHエレベータホール	
	川原小学校	3階～屋上	
	SBSマイホームセンター 静岡展示場津波避難駐車場※	屋上	
長田南 (9)	市営用宗団地	3階以上の階段・踊場・廊下	
	用宗老人福祉センター	屋上	
	大三ビル	3～5階の階段・踊場・廊下、屋上	
	用宗公民館※	屋上	
	長田南小学校	3階～屋上	
	静岡広野病院	5階の食堂兼談話室・廊下、6階倉庫	
	城山中学校	3～4階廊下・階段・踊場	
	コーポラス用宗 I・II	3・4階階共用部分	
	公益財団法人野村生涯教育センター 静岡研修会館別館※	2・3階	
駒越 (5)	清水駒越小学校	3階～屋上	
	ベルドミール	3階廊下	
	ペイドリーム清水	屋上	
	国土交通省清水港湾事務所駒越北宿舍A棟、B棟	3階以上の階段・踊場・廊下	
	三保電話交換所※	屋上	
折戸 (9)	静岡県立清水南高等学校・同中等部	3階～屋上	
	市営清水折戸西団地 1・2号棟	4～5階の階段・踊場	
	東海大学付属静岡翔洋高等学校・中等部	5～8階の廊下、階段・踊場	
	清水三保第二小学校	3・4階	
	特別養護老人ホーム ベイコート清水	3階の廊下・ホール、屋上(3階部分)	
	市営清水折戸北団地1, 2号棟	3～5階の階段・踊場	
	市営清水折戸団地1～3, 6～13号棟	3・4階の階段・踊場	
	国立清水海上技術短期大学校	3階・屋上	
	東海大学清水校舎1～3, 8号棟	3階～屋上	

津波避難ビル一覧表

(危機管理総室)

地区	施設名	避難可能場所	備考
三保 (11)	清水三保第一小学校	3・4階	
	清水第五中学校	3階	
	介護付有料老人ホーム ベストライフ三保の松原	屋上	
	東海大学三保研修館	3階の居室	
	旧三保シーサイドホテル福田家※	3～4階の階段・廊下・居室、屋上	
	日本平消防署 三保出張所	4階ホール	
	鈴与三保クラブハウス※	屋上	
	日本軽金属(株)三保白浜社宅	3・4階廊下	
	市営清水羽衣団地1～8号棟	3階階段室	
	グランディール塚間	3階廊下	
介護付有料老人ホーム ラ・ナシカ三保の松原※	屋上		
不二見 (6)	清水第四中学校	3・4階	
	清水不二見小学校	3階～屋上	
	マルハン村松店駐車場	3階・屋上	
	清水南部浄化センター(管理棟)	屋上	
	LIBERTE MIYAKAMI	3・4階廊下	
	清水埠頭株式会社港湾荷役管理棟	3～6階の廊下・事務所、屋上	
清水 (21)	三明電子産業㈱	3階ホール	
	市営三光町団地	3階以上の階段・踊場・廊下	
	清水第三中学校	3階	
	清水小学校	3階～屋上	
	清水築地ポンプ場	屋上	
	鈴与㈱港湾センター	屋上	
	㈱天野回漕店※	2階会議室、3階ホール、屋上	
	浪漫館	14階市民ホール	
	清水港湾合同庁舎	屋上	
	港湾会館清水日の出センター(清水マリンビル)	3～7階の階段、5・6階の廊下・会議室、7階廊下・ホール、屋上	
	静岡県清水港湾交流センター(清水マリンターミナル)	2階ホール、3階会議室、屋上	
	アオキトランス㈱	屋外階段・踊場	
	エスパルスドリームプラザ※	3階廊下ルーフトラス	
	エスパルスドリームプラザP1立体駐車場※	3～7階、屋上	
	鈴与㈱本社ビル	5階ホール、屋上	
	(社)日本海事検定協会 清水事業所	屋外階段、屋上	
	木材ビル別館	屋上	
	木産パーク(立体駐車場)	3階・屋上	
	清水生涯学習交流館	3階・屋上	
清水富士山病院	3～5階病室		
清水港日の出駐車場(マリンパーキング)	2階・屋上		
岡 (3)	清水第二中学校	3・4階	
	清水岡小学校	3階	
	清水聖母保育園※	屋上	
浜田 (9)	日軽産業㈱ 本社ビル	3階～6階の屋外階段	
	静岡市役所 清水庁舎	3～9階の会議室・ホール	
	清水合同庁舎	低層部屋上	
	静岡市清水産業情報プラザ	3～7階、施設立体駐車場屋上	
	介護老人福祉施設 巴の園	屋上	
	清水浜田小学校	3階	
	清水駅東口駐車場(立体駐車場)	3階、屋上	
	勤労者福祉センター清水テルサ	3～8階	
	新興港運㈱立体駐車場	3・4階	

津波避難ビル一覧表

(危機管理総室)

地区	施設名	避難可能場所	備考
江尻 (4)	清水江尻小学校	3階	
	江尻生涯学習交流館	3階、屋上	
	清水国際高等学校	3階体育館・廊下	
	庵原屋日和館※	3～6階の廊下、屋上	
辻 (13)	ホテルマイステイズ清水	3～11階の階段・踊場、屋上	
	静岡市社会福祉会館はーとびあ清水	3～6階	
	清水第一中学校	3・4階	
	清水辻小学校	3階	
	清水駅西口第一自転車等駐車場	3階	
	第一倉庫(株) 本社	3階の階段・踊場、4階会議室、屋上	
	静岡県立清水東高等学校	3・4階	
	県営住宅宮下団地 1・2・3号棟	3～4階の階段・踊場	
	アトラス清水駅前	3階以上の階段・踊場・廊下	
	静岡市清水駅西口第2自転車駐車場	3階	
	えじりあ 駐車場	3階～屋上	
	清水シティホテル※	2～6階廊下、屋上	
	清水郵便局	屋上	
	袖師 (7)	マルハン袖師店駐車場	3～4階、屋上
(株)ABC清水袖師町店立体駐車場		3～5階、屋上	
ベイホテル入船館		5～9階の階段・踊場・廊下、屋上	
清水袖師小学校		3・4階	
パチンコプラザー1・2立体駐車場		屋上	
市営清水横砂団地		3～5階の階段・踊場	
清水北部浄化センター(水処理棟)		屋上	
興津 (8)	興津生涯学習交流館	3階	
	清水興津中学校	3・4階	
	清水興津小学校	3階	
	県営住宅興津団地 1号棟～9号棟	3～5階の階段・踊場	
	市営清水興津東町西団地 1・2号棟	3～5階の廊下・階段・踊場	
	果樹茶業研究部門カンキツ研究領域 共同実験室	屋上	
	駿河健康ランド	3階～屋上	
	静岡銀行 興津支店※	屋上	
由比 (6)	由比小学校	3階	
	由比中学校	3階	
	旧由比庁舎	屋上	
	由比生涯学習交流館	3階	
	清水銀行 由比支店	屋上	
	由比港漁業協同組合	屋上	
蒲原 (6)	蒲原市民センター(蒲原生涯学習交流館)	3階	
	静岡銀行 蒲原支店	3階多目的室、屋上	
	株式会社エイシンフーズ	屋上	
	リョービ株式会社(静岡工場総合事務所)	屋上	
	株式会社ヤママル 工場	ベランダ	
	蒲原中学校	3階～屋上	

計146施設

※静岡市津波避難ビル整備事業費補助金にて整備した施設

避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設です。

【葵区】

No.	地区支部	名称	所在地	棟名称	開放場所	耐震性能ランク	建築竣工年	延床面積(m ²)	利用可能面積(m ²)	収容可能人数	風水害リスク
1	葵	葵小学校	葵区城内町7-9	体育館	1階アリーナ	I a	s61	1,124	666	222	
				北校舎	1階家庭科室、多目的室スペース、音楽室	I a	h18	3,467	384	127	
2	葵	城内中学校	葵区駿府町1-107	体育館	体育館	I a	s49	844	844	281	
				校舎・武道場	2～4階多目的室(3)、5階柔剣道場	I a	h1	9,323	947	314	
3	葵	静岡大学附属静岡中学校	葵区駿府町1-86	体育館	体育館	I a	s44	1,022	717	239	
4	葵	静岡大学附属静岡小学校	葵区駿府町1-94	体育館	体育館	I b	s47	699	699	233	
5	葵	静岡英和女学院中学・高等学校	葵区西草深町8-1	体育館	体育館の一部	I b	s62	2,146	690	230	
6	葵	葵生涯学習センター	葵区東草深町3-18	本館	B1階小音楽室、サークル室、1階ホール、ステージ、集会室、3階集会室(5)、大音楽室、アトリエ、和室(4)	I a	h3	3,876	1,087	359	
7	新通	新通小学校	葵区駒形通2-4-47	体育館	体育館	I a	s43	655	655	218	水:安倍川 0.5～1m 内水 0.1～0.3m
				北校舎	3階会議室、小会議室、学習室、4階学習室	I b	S46	2,076	328	108	
				南校舎	1階資料室(2)、観察室、養字職員室、情緒、プレイルーム、知的、養字配膳、準備室	II	s56	4,322	388	129	
8	新通	県男女共同参画センター(あざれあ)	駿河区馬淵1-17-1	男女共同参画センター	B1階多目的実習室、2階展示コーナー、大会議室	I a	h4	9,999	604	201	水:安倍川 ～0.5m
9	駒形	駒形小学校	葵区南安倍2-1-1	体育館	1階体育館	I a	s62	1,124	795	265	水:安倍川 1～3m
				校舎	3階音楽室、学習室(2)、児童会室、図工室	I b	s41	3,238	380	126	
10	駒形	安倍川中学校	葵区弥勒2-11-1	体育館	2階体育館フロア	I b	s54	840	660	220	水:安倍川 3～5m
11	番町	番町小学校	葵区新富町1-23-1	体育館	体育館	I a	s62	1,066	700	233	水:安倍川 1～3m
				北校舎	1～3階ワークスペース(6)	I a	h19	4,357	839	277	
				南校舎	2階家庭科室、3階理科室、音楽室、図工室	I a	s53	599	387	128	
12	番町	特別支援教育センター	葵区一番町50	体育館	体育館	I a	h21	452	452	150	水:安倍川 0.5～1m 内水 0.1～0.3m
				クラブハウス	2階クラブハウス				155	51	
13	番町	田町こども園*	葵区田町1-79	園舎	2階保育室(3)	I a	s47	962	189	63	水:安倍川 0.5～1m

※1

※2

避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設です。

【葵区】

No.	地区支部	名称	所在地	棟名称	開放場所	耐震性能ランク	建築竣工年	延床面積(m ²)	利用可能面積(m ²)	収容可能人数	風水害リスク
14	田町	田町小学校	葵区田町5-70	体育館	体育館	I a	h15	696	696	232	水:安倍川 1~3m 内水 0.1~0.3m
				東校舎	1階普通教室(4)、プレイルーム、2階普通教室(4)、図書閲覧室、図書室、3階学習室(2)、普通教室(3)、児童会室	I b	s42	3,196	1,250	412	
15	田町	西部生涯学習センター	葵区田町3-46-5	本館	1階学習室(7)、キッズルーム、2階自由活動スペース(2)、和室、軽運動室、多目的室、準備室	I a	h22	1,467	714	236	水:安倍川 0.5~1m
16	田町	静岡商業高等学校	葵区田町7-90	第1体育館	1~2階体育館	I a	s44	2,625	2,625	875	水:安倍川 1~3m 内水 0.1~0.3m
				第1体育館附属棟		I b	s44	1,539	1,200	400	
17	安西	安西小学校	葵区安西1-96-3	体育館	体育館	I a	h9	642	642	214	水:安倍川 0.5m~1m 内水 0.1~0.3m
				北校舎	2階図工室、3階チャレンジホール	I a	s59	2,679	196	65	
18	安西	未広中学校	葵区未広町41	南校舎	1階低学年図書室、学習室、3階学習室、児童会室	I a	s59	2,311	260	86	水:安倍川 ~0.3m 内水 0.1~0.3m
				体育館・武道場	柔道場、剣道場、体育館プロア	I a	h2	2,870	1,760	585	
19	伝馬町	伝馬町小学校	葵区伝馬町14-2	北校舎	1階調理室、準備室、学習室、相談室、心の教室、多目的室、2階美術室、生徒会室、生徒会議室、多目的室	I b	s35	3,774	703	233	水:安倍川 ~0.3m 内水 0.1~0.3m
				南校舎	2階第1図書館、第2図書館、3階被服室	I b	s45	3,028	283	94	
20	伝馬町	静岡大成中学・高等学校	葵区鷹匠2-4-18	体育館	1階体育館、2階和室	I a	h1	1,012	603	200	水:内水0.1~0.3m
				北校舎	2階ランチルーム、3階多目的室	I b	s37	2,034	252	84	
21	伝馬町	東海大学短期大学部	葵区宮前町101	南校舎	2階小会議室、絵本室、図工室、生活科室、図書室	I a	s58	2,239	323	105	土:警:急Y、危:急 水:内水0.1~0.3m
				体育館	1階トレーニング室、2階体育室	I b	s58	2,061	1,459	485	
22	井宮	井宮小学校	葵区平和1-7-1	体育館	体育館	I a	h2	1,125	675	225	水:安倍川 1~3m 内水 0.1~0.3m
				北校舎	1階仲-1、仲-2、多目的室	I b	s54	2,077	198	66	
23	井宮	籠上中学校	葵区平和2-2-1	体育館	体育館	I a	s45	902	825	275	水:安倍川 0.5~1m
				北校舎	1階第1会議室、3階多目的ホール	I b	s35	3,920	204	67	
				南校舎	1階調理室、第1理科室、木工室	II	s49	2,594	498	165	
				武道場	1階柔道場、2階剣道場	I a	s57	883	883	294	

※1

※2

避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設です。

【葵区】

※1

※2

No.	地区支部	名称	所在地	棟名称	開放場所	耐震性能ランク	建築竣工年	延床面積(m ²)	利用可能面積(m ²)	収容可能人数	風水害リスク
24	井宮北	井宮北小学校	葵区上伝馬2-1	体育館	2階教室、生活科室、第3多目的室	I a	s51	828	828	276	水:安倍川 1~3m 内水 0.1~0.3m
				校舎		I b	s48	531	177		
25	井宮北	北部生涯学習センター	葵区昭府2-14-1	本館	1~3階集会室(8)、3階大集会室・ステージ	I b	s59	1,754	622	206	水:安倍川 0.5~1m
				体育館		I a	s50	600	200		
26	賤機南	賤機南小学校	葵区松富3-1-46	北校舎	1階の普通教室(4)、生活科室	I a	s40	2,502	333	110	水:安倍川 1~3m
				西校舎		I a	h22	421	140		
				南校舎		I b	s49	2,765	1,413	471	
27	賤機南	賤機中学校	葵区下1353-1	体育館	1階図書室、2階美術室、3階多目的室、4階被服室、音楽室	I a	s48	684	621	207	水:安倍川 1~3m
				校舎		I a	s51	2,442	453	149	
				武道場		I a	h3	868	540	180	
28	賤機南	北部体育館	葵区松富4-14-1	体育館	1階アリーナ、剣道場、柔道場、2階卓球場、研修室、会議室	I a	h8	8,992	3,161	1052	水:安倍川 3~5m
				体育館		I a	s49	504	420	140	
29	賤機中	賤機中小学校	葵区牛妻2095-2	校舎	4階音楽室、図書室、会議室	I a	s53	2,255	223	74	土:警:急YR石Y 危:急 水:安倍川 1~3m
				体育館		I a	s46	464	464	154	
30	賤機北	賤機北小学校	葵区猿沢234-1	校舎	2階生活科室、4階音楽室	I a	s52	1,903	143	47	土:警:急YR、石Y 危:急、石 水:安倍川 3~5m
				体育館		I b	s48	820	572	190	
31	安倍口	安倍口小学校	葵区安倍口新田50	北校舎	1階焼窯室、ブレイルーム、理科室	I b	s44	4,331	226	74	水:安倍川 1~3m
				南校舎		II	s54	1,490	533	177	
32	安倍口	安倍口中央こども園*	葵区安倍口団地3-1	園舎(A棟)	遊戯室	I b	s47	1,230	285	95	水:安倍川 1~3m
33	安倍口	駿府学園	葵区内牧118	体育館	体育館の一部	I a	h30	771	416	138	水:安倍川 1~3m
				体育館		I a	s57	964	768	256	
				東校舎		I a	s56	2,997	1,272	424	
34	美和	美和小学校	葵区遠藤新田69-1	中校舎	3・4階集会室	I a	s57	2,702	378	126	水:安倍川 1~3m
				西校舎		II	s57	1,268	299	99	
				2階会議室、図工室、音楽室							

避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設です。

【葵区】

※1

※2

No.	地区支部	名称	所在地	棟名称	開放場所	耐震性能ランク	建築竣工年	延床面積(m ²)	利用可能面積(m ²)	収容可能人数	風水害リスク
35	足久保	旧足久保小学校	葵区足久保奥組741-1	体育館	体育館	I a	s50	894	894	298	土:警:急YR石Y 危:急、石 水:足久保川 0.5~1m
				校舎				2,432	2,000	666	
36	足久保	美和中学校	葵区足久保口組3276-2	体育館	2階学習室、3階学習室、多目的室	I b	s49	828	828	276	水:安倍川 1~3m 足久保川 3~5m
				武道場				4,968	235	77	
37	松野	松野小学校	葵区松野598-2	体育館	普通教室、家庭科室	I a	s53	887	466	260	土:警:急YR 危:急 水:安倍川 3~5m
				校舎				1,683	489	163	
38	井川	旧井川小学校	葵区井川708-1	体育館	3階4・6年教室、学習室、児童会室、音楽室	II	s49	537	537	179	土:警:急YR石Y 危:急、石
				校舎				1,373	207	66	
39	井川	井川小中学校	葵区井川1561-3	体育館	1階体育館	I a	h9	708	708	236	土:警:急Y 危:急
				園舎				367	131	43	
41	井川	井川生涯学習交流館	葵区井川548-1	本館	1階ホール、和室	I a	h15	254	254	84	土:警:石Y
				避難所				48	48	15	
43	梅ヶ島	梅ヶ島小中学校	葵区梅ヶ島1309-1	校舎	2階ホール兼図書室、多目的室、普通教室(3)、学習室・普通教室、4階理科室、家庭科室、音楽室	I a	s60	1,151	373	122	土:警:急YR 危:急
				体育館				766	766	255	
44	梅ヶ島	梅ヶ島生涯学習交流館	葵区梅ヶ島1309	本館	第1~4会議室、大会議室	I b	s58	494	242	79	土:警:急Y 危:急
				本館				499	256	84	
46	大河内	大河内小中学校	葵区平野1850-66	体育館	1階多目的ホール、集会室、和室(2)	I a	s49	621	537	178	土:警:急Y石Y 危:急、石
				体育館				518	454	151	
47	玉川	玉川小中学校	葵区落合103-3	校舎	1階図書室、理科室、資料室、2階家庭科室、3階音楽室	I a	s45	1,388	324	105	土:警:急Y石Y 危:急、石
				本館				498	221	73	

避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設です。

【葵区】

※1

※2

No.	地区支部	名称	所在地	棟名称	開放場所	耐震性能ランク	建築竣工年	延床面積(m ²)	利用可能面積(m ²)	収容可能人数	風水害リスク
49	玉川	玉川キャンパスセンター	葵区長妻田755	宿泊棟	1階宿泊室(5)、2階宿泊室(3)	I b	s56	476	288	96	土:警:急Y 危:急
				管理棟	1階会議室			81	27		
				バンガロー	大バンガロー(2)、小バンガロー(2)			52	16		
50	横内	横内小学校	葵区緑町1-1	体育館	体育館	I a	s60	1,260	756	252	水:内水 0.1~0.3m
				北校舎	2階図書室、音楽室	I a	s57	811	245	80	
				南校舎	3階第2音楽室、図工室、英語ルーム、学習室、視聴覚室	I b	s37	4,641	374	123	
51	横内	東中学校	葵区香谷1-6-1	体育館	体育館	I a	s54	938	789	262	水:内水 0.1~0.3m
				南校舎	1階会議室	I a	s60	6,737	100	33	
				格技場	1階柔道場、2階剣道場	I a	s56	858	704	234	
				北校舎	2・3階の特別教室	I b	s36	1,535	800	266	
52	横内	静岡学園中学・高等学校	葵区東鷹匠町25	体育館	1階卓球室、柔道場、剣道場	I a	h22	4,344	810	270	水:内水 0.1~0.3m
				体育館	体育館	I a	s44	819	513	171	
53	安東	安東小学校	葵区安東3-16-1	北校舎	1階理科室、児童クラブ(2)、2階多目的室(2)、普通教室(2)、3階第1音楽室、普通教室(2)	I b	s40	1,153	742	244	水:内水 0.1~0.3m
				中校舎	1~3階の普通教室(12)、家庭科室、多目的室3	I b	s48	3,178	957	316	
				体育館・武道場	1階柔剣道場、卓球場、2階体育館	I a	s63	2,455	1,885	628	
54	安東	安東中学校	葵区安東3-13-1	校舎	2・3階調理室、被服室、3階第1理科室、第2理科室	I a	s60	5,373	396	132	水:内水 0.1~0.3m
				南園舎	保育室	I a	h17	671	600	200	
55	安東	安東こども園*	葵区安東3-11-17	第1体育館	第1体育館	I a	s45	1,469	1,469	489	水:内水 0.1~0.3m
				第2体育館	第2体育館	I a	h6	751	600	200	
56	安東	静岡城北高等学校	葵区北安東2-3-1	第2体育館	第2体育館	I a	s49	2,419	2,344	781	水:内水0.1~0.3m
				体育館	体育館	I a	s57	965	965	321	
57	安東	静岡高等学校	葵区長谷町66	校舎	1階1年オーブンスペース	I a	s57	8,078	298	99	水:長尾川 0.5~1m 内水 0.1~0.3m
				校舎		I a	s57	8,078	298	99	

避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設です。

【葵区】

※1

※2

No.	地区支部	名称	所在地	棟名称	開放場所	耐震性能ランク	建築竣工年	延床面積(m ²)	利用可能面積(m ²)	収容可能人数	風水害リスク
59	城北	観山中学校	葵区観山8-2	体育館	体育館	I b	s53	851	659	219	水:巴川・長尾川 1～3m
				北校舎	2階第1、2美術室、3階第2、3理科室、第1図書室、4階第1、3音楽室、視聴覚室	I a	s54	4,423	862	281	
				南校舎	2階第1理科室、3階第2、3図書室、調理室、4階第2音楽室	I b	s52	4,235	573	187	
60	城北	静岡中央高等学校	葵区城北2-29-1	武道場	1階柔道場、2階剣道場	I a	s63	737	477	158	水:巴川0.5～1m 長尾川1～3m 内水 0.1～0.3m
				第1体育館	体育館1、2階	I a	h5	2,703	1,080	360	
61	竜南	竜南小学校	葵区竜南1-23-1	体育館	体育館	I b	s47	819	734	244	水:内水 0.1～0.3m
				北校舎	2階少人数教室、3階視聴覚室	I a	h9	1,484	231	76	
				東校舎	児童クラブ以外の部分	I b	s54	1,184	504	168	
62	竜南	市立高等学校	葵区千代田3-1-1	体育館	体育館	I a	h13	3,320	1,632	544	水:内水 0.1～0.3m
				生活館	1階談話室、食堂、2階会議室、教習室、研修室(6)	I a	s47	857	398	130	
				格技場	1階柔道場、2階剣道場	I a	s52	866	622	206	
63	千代田	千代田小学校	葵区香谷5-47-1	体育館	体育館	I b	s46	828	558	186	水:内水 0.1～0.3m
				北校舎	1階学習室	I b	s44	1,679	67	22	
				中校舎	1階多目的室、2階第2音楽室、3階第1音楽室	I b	s34	2,636	270	90	
64	千代田	長沼こども園*	葵区長沼2-18-31	南校舎	2階理科室、3階家庭科室、家庭科準備室	I b	s51	1,953	243	79	水:巴川・長尾川～0.3m 内水 0.1～0.3m
				園舎(A棟)	1階多目的ホール	I b	s44	970	118	39	
65	千代田	静岡農業高等学校	葵区古庄3-1-1	体育館	体育館	I a	s42	1,472	1,050	350	水:巴川・長尾川 1～3m 内水 0.1～0.3m
				武道場	武道場	I b	s48	760	760	253	
66	千代田	上土こども園*	葵区古庄4-2-11	園舎	2階保育室	I a	s56	959	99	33	水:巴川～0.3m 長尾川0.5～1m
67	千代田	東部生涯学習センター	葵区千代田7-8-15	本館	第1、3～8、10～11集会室、大集会室	I a	s53	2,003	779	257	水:巴川～0.3m 長尾川0.5～1m 内水0.1～0.3m
68	千代田	静岡刑務所	葵区千代田3-1-1	鍛錬場	剣道場、柔道場	I b	s57	551	551	183	水:巴川・長尾川1～3m 内水0.1～0.3m

避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設です。

【葵区】

※1

※2

No.	地区支部	名称	所在地	棟名称	開放場所	耐震性能ランク	建築竣工年	延床面積(m ²)	利用可能面積(m ²)	収容可能人数	風水害リスク
69	千代田	科学技術高等学校	葵区長沼500-1	体育館	1～2階体育館	I a	h20	3,127	3,126	1,042	土:警:急Y 危:急
70	千代田東	静岡東高等学校	葵区川合3-24-1	第1体育館	体育館の一部	I a	h9	2,698	1,032	344	水:長尾川 1～3m 土:警:急Y 危:急
				管理教室棟	管理教室棟の一部	I b	s40	3,842	900	300	
				特別教室棟	特別教室棟の一部	I a	s38	2,092	777	259	
				合宿所・講堂棟	合宿所・講堂棟の一部	未診断	s54	2,167	783	261	
71	千代田東	千代田東小学校	葵区川合3-4-1	体育館	体育館	I a	s50	828	800	266	水:長尾川 0.5～1m 内水 0.1～0.3m
				北校舎	2階会議室、3回普通教室(3)、4階多目的室	I a	s54	765	363	121	
				南校舎	1階P会議室、知的学級、自閉・情緒学級(2)、プレイルーム	I a	s48	2,478	330	110	
72	千代田東	東部体育館	葵区東千代田2-3-1	体育館	1階アリーナ、2階武道場、会議室	I a	h1	3,697	1,681	559	水:長尾川0.5～1m 内水 0.1～0.3m
73	西奈	西奈小学校	葵区瀬名3-23-1	体育館	体育館	I a	s51	828	580	193	水:長尾川 0.5～1m 内水 0.1～0.3m
				北校舎	学習室、本の部屋、読書室、2階音楽室、多目的室、3階図工室	I b	s41	2,521	509	168	
				南校舎	1階家庭科室、2階理科室、算数・国語教材室、3階学習室	I b	s49	3,904	408	134	
74	西奈	竜爪中学校	葵区瀬名7-31-40	体育館	1階柔剣道場、2階アリーナ	I a	s61	1,947	1,316	437	水:長尾川 1～3m 内水0.1～0.3m
				校舎	給食受入室、多目的室、相談室、研修室	I a	s61	2,648	230	76	
75	西奈	常葉大学附属橘中学・高等学校	葵区瀬名2-1-1	体育館	体育館	I a	h28	1,632	1,632	544	水:長尾川1～3m 内水0.1～0.3m
76	西奈	常葉大学静岡キャンパス 瀬名校舎	葵区瀬名1-22-1	体育館	体育館	I b	s57	891	891	297	土:危:急
77	西奈	静岡北高等学校	葵区瀬名5-14-1	体育館	体育館	I b	h10	2,463	2,463	821	水:長尾川 1～3m
78	西奈	リンク西奈 (西奈生涯学習センター)	葵区瀬名2-32-43	本館	2階大ホール、図書館会議室、集客室(5)	I a	h8	1,886	579	191	水:長尾川0.5～1m 内水:0.1～0.3m
79	西奈南	西奈南小学校	葵区南瀬名町1-20	体育館	体育館	I a	s54	834	834	278	水:長尾川 1～3m
				北校舎	4階会議室	II	s55	2,247	100	33	
				南校舎	4階さめきワールド、多目的ホール	I b	s53	4,186	266	88	

避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設です。

【葵区】

※1

※2

No.	地区支部	名称	所在地	棟名称	開放場所	耐震性能ランク	建築竣工年	延床面積(m ²)	利用可能面積(m ²)	収容可能人数	風水害リスク
				体育館	体育館	I a	s51	828	680	226	
80	西奈南	西奈中学校	葵区東瀬名町14-1	北校舎 格技場	1階金工室、PTA会議室、3階会議室、4階学習室 1階柔道場、2階剣道場	I b I a	s41 s63	1,388 871	445 635	146 210	
81	西奈南	瀬名川こども園*	葵区瀬名川1-21-40	園舎	2階遊戯室、保育室	I b	s51	937	167	55	水:長尾川 1~3m 内水:0.1~0.3m
82	北沼上	北沼上小学校	葵区北沼上1020	体育館 校舎	体育館 2階理科室、3階工室、4階音楽室	I a I b	s51 s55	431 1,968	345 247	115 81	土:警:急YR 危:急、石
83	北沼上	北沼上こども園*	葵区北沼上758-1	園舎	園舎の一部	I b	s50	771	400	133	水:長尾川 1~3m 土:警:急Y、危:急
84	麻機	麻機小学校	葵区有永町2-43	体育館 北校舎	体育館 2階第2音楽室、図工室、学校応援団室、スマイルあさはた、3階学習室、多目的室、児童会室、スマイルあさはた	I a I b	s48 s43	819 3,107	677 883	225 294	水:巴川 0.5~1m 土:警:石Y
85	服織	服織小学校	葵区羽鳥6-9-1	体育館	体育館	I a	s49	827	827	275	水:藤科川 1~3m 内水:0.1~0.3m
86	服織	服織中学校	葵区羽鳥1-8-1	体育館 武道場 B棟	体育館 柔道場、剣道場 1階図書室、3階第2美術室	I a I b	s48 h7 s37	828 762 2,771	660 588 220	220 196 72	水:藤科川 3~5m
87	服織	職科生涯学習センター	葵区羽鳥本町5番9号	特別棟 本館	2階第1美術室、第1音楽室、3階第2音楽室、多目的室 ホール、第2集会室、第3集会室、第4集会室、第5集会室	I a	s56	1,259	616	204	
88	服織	服織中央こども園*	葵区羽鳥本町25-33	園舎	1階遊戯室、予備室	I a	h1	2,535	485	162	水:藤科川 1~3m
89	服織	服織こども園*	葵区山崎1-17-1	園舎	2階保育室、遊戯室	I a	h11	1,511	132	43	土:警:急YR、石Y 危:急、石
90	服織西	服織西小学校	葵区新間759-1-1	体育館 校舎	体育館 1階家庭科室、家庭科準備室、教育相談室、2階理科室、会議室、普通教室(2)、生活科スペース、3階多目的学習室、児童会室、図書コーナー、普通教室	I b I b	s50 s47	662 2,685	635 1,036	211 340	土:警:石Y
91	南藁科	南藁科小学校	葵区吉津400	体育館 校舎	体育館 視聴覚室、図書室、音楽室、多目的室(2)、教材室、特別支援学級	I a II	s49 s50	662 2,015	509 582	169 191	水:藤科川 1~3m 土:危:石

避難所は、災害の危険性がより避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設です。

【葵区】

※1 ※2

No.	地区支部	名称	所在地	棟名称	開放場所	耐震性能ランク	建築竣工年	延床面積(m ²)	利用可能面積(m ²)	収容可能人数	風水害リスク
92	南葵科	静岡西高等学校	葵区牧ヶ谷680-1	第1体育館	1・2階体育館	I a	s54	2,425	2,070	690	水: 藁科川 1～3m
93	中葵科	中藁科小学校	葵区大原942-1	体育館 校舎	体育館 2階生活科室、多目的室、普通教室(2)、3階普通教室(2)、4階普通教室(2)	I a I b	s52 s51	662 1,896	662 637	220 211	土: 警: 急Y 危: 急
94	中葵科	藁科中学校	葵区大原1398-1	体育館 校舎	体育館 2階会議室、多目的室、4階西多目的室、東多目的室	I a I b	s49 s48	698 2,002	631 281	210 91	水: 藁科川 0.3～0.5m
95	中葵科	中藁科小学校小布杉分校	葵区小布杉1756-1	体育館 校舎	体育館 1階会議室、教室	I a II	h7 s42	642 404	455 111	151 36	土: 警: 急YR 危: 急
96	中葵科	水見色小学校	葵区水見色1040-3	体育館 校舎	体育館 1階図書室、2階2・3年複式、学習室1、普通教室(2)、3階音楽室	I a I a	s57 s57	348 1,203	278 357	92 116	土: 警: 急YR 危: 急、石
97	中葵科	中藁科子ども園*	葵区大原1237	園舎	2階遊戯室、保育室	I a	s58	751	171	56	
98	中葵科	藁科都市山村交流センター	葵区大原1834	本館	体験学習室、総合学習室、地域交流室	I a	h15	714	420	140	土: 警: 急Y 危: 急
99	清沢	清沢小学校	葵区相保99-1	体育館	アリーナ	I a	s50	507	448	149	土: 警: 急YR、石Y 危: 急、石
100	清沢	旧峰山小学校	葵区黒俣2741-16	体育館	1階アリーナ	I a	h2	524	420	139	土: 警: 急Y 危: 地
101	清沢	清沢生涯学習交流館	葵区昼居渡66-2	本館	第1、2集会室	I a	h16	448	146	48	土: 警: 急Y
102	清沢	清沢避難所	葵区鍵穴723-1	避難所	1階洋間、和室(2)	—	h15	124	73	22	土: 警: 急Y 危: 石
103	大川	大川小中学校	葵区日向876	体育館棟 校舎	2階体育館 1階とさわルーム、木工室、2階図書室、3階美術室、L教室、被服室	I a I a	s54 s45	929 576	455 435	151 144	土: 警: 急YR 危: 急
104	大川	大川生涯学習交流館	葵区日向10	本館	1階大集会室、和室	I a	h14	217	134	44	土: 警: 急Y、危: 急 水: 藁科川 1～3m
葵区小計								343,372	122,383	40,743	

※1 『収容可能人数』は利用可能面積に対して1人あたり3㎡で計算した。

※2 『風水害リスク』については、次のとおり表示している。

※3 *は乳幼児優先施設

●土砂災害の恐れのあるところには、「土」と表記し、さらに以下の情報を追記している。

「警」: 土砂災害(特別)警戒区域、「急」: 急傾斜地の崩壊、「石」: 土石流、「地」: 地すべり、「R」: レッドゾーン、「Y」: エアローゾーン

「危」: 土砂災害危険箇所、「急」: 急傾斜地崩壊危険箇所、「石」: 土石流危険区域、「地」: 地すべり危険箇所

●浸水害の恐れのあるところには、「水」と表記し、さらに当該施設の敷地内(敷地内一部浸水の場合を含む)において想定される最大の浸水深を表示している。

なお、河川の場合は、当該河川が破壊したときの浸水深である。浸水深は、水防法 平成27年度改正に基づく。

避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設です。

No.	地区支部	名称	所在地	棟名称	開放場所	耐震性能ランク	建築竣工年	延床面積(m ²)	利用可能面積(m ²)	収容可能人数	※2		津波リスク	
											風水害リスク	※3		
1	森下	森下小学校	駿河区森下町2-1	体育館	体育館	I b	s52	825	744	247	水:安倍川 内水 0.1~0.3m	津波 リスク		
				校舎									66	
2	森下	八幡こども園*	駿河区八幡2-15-20	園舎	1階遊戯室	II	s45	686	101	33				
3	森下	静岡女子高等学校	駿河区八幡3-6-1	体育館	体育館	I a	h16	5,350	2,676	892	水:内水 0.1~0.3m			
				体育館									160	
4	中田	中田小学校	駿河区中田2-14-1	北校舎	普通教室(14)、学習室(2)、特別支援13組、児童会室	I b	s33	3,214	1,140	380	水:安倍川 0.5~1m 内水 0.1~0.3m			
				南校舎									911	303
				園舎(A棟)									114	38
5	中田	中田こども園*	駿河区馬淵4-2-29	体育館	体育館	I b	s47	819	819	273	水:内水 0.1~0.3m			
				校舎									420	140
6	南部	南部小学校	駿河区南八幡町11-1	校舎	2階言語教室(2)、3階活動室(2)、図書室、学習室、視聴覚室	I b	s43	4,913	420	140	水:内水 0.1~0.3m			
				校舎									86	28
7	南部	静岡看護専門学校	駿河区南八幡町8-1	校舎	1階ロビー、会議室	I a	h4	3,844	86	28	水:内水 0.1~0.3m			
				本館									499	165
8	南部	南部生涯学習センター	駿河区南八幡町25-21	本館	1階大ホール、2階第1集会室、3階第2~4集会室、4階第4~6集会室	I b	s49	1,429	499	165	水:内水 0.1~0.3m			
				体育館									963	321
9	南部	城南静岡中学・高等学校	駿河区南八幡町1-1	体育館	体育館	I a	h28	963	963	321	水:内水 0.1~0.3m			
				園舎									100	33
10	南部	登呂こども園*	駿河区登呂3-19-1	園舎	保育室	I a	h10	933	100	33	水:内水 0.1~0.3m			
				体育館									560	186
11	大里西	大里西小学校	駿河区中原400	北校舎	図書館	I b	s33	3,867	134	44	水:安倍川 1~3m 内水 0.1~0.3m			
				南校舎									310	102
				園舎									744	248
12	大里西	大里中学校	駿河区中野新田57-5	北校舎	教室部分	I b	s48	2,515	528	176	水:安倍川 1~3m 内水 0.1~0.3m			
				体育館									780	260
				武道場										

避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設です。

No.	地区支部	名称	所在地	棟名称	開放場所	耐震性能ランク	建築竣工年	延床面積(m ²)	利用可能面積(m ²)	収容可能人数	風水害リスク	津波リスク	【駿河区】		
													※1	※2	※3
13	大里西	大里生涯学習センター	駿河区中野新田57-5	本館	2・3階第1～6集会室、2階ホール、3階音楽室	I a	h7	2,263	790	262	水:安倍川1～3m 内水0.1～0.3m				
14	大里西	中村町こども園*	駿河区中村町94	園舎	1階遊戯室	I a	s49	1,215	96	32	水:安倍川0.5～1m 内水0.1～0.3m				
15	大里西	静岡聴覚特別支援学校	駿河区中村町251	第1体育館	体育館	I b	s54	657	449	149	水:安倍川11～3m 内水0.1～0.3m				
16	大里東	大里東小学校	駿河区高松2310	体育館	体育館	I a	s52	662	495	164		～0.5m			
				北校舎	集会室、音楽室、図工室	I b	s54	1,211	242	80					
17	中島	中島小学校	駿河区中島2992-1	南校舎	理科室、図書室	I a	s49	2,983	154	50		水:安倍川1～3m 内水0.1～0.3m 高潮			
				体育館	体育館	I a	s46	828	828	276					
				本館	2階生活科室、視聴覚室、社会科資料室、3階第2音楽室、図工室、図書室、学習室(2)、社会科資料室、4階学習室、資料室	I b	s41	5,429	825	271					
18	中島	中島中学校	駿河区中島3303	体育館・武道場 校舎	1階柔道場・剣道場、2階体育館 普通教室の一部(6)、多目的ホール、学習室(2)	I a I a	s63 s63	1,963 3,779	1,356 678	451 223	水:安倍川3～5m 内水0.1～0.3m 高潮1～2m	2～3m			
19	中島	静岡朝鮮初中級学校	駿河区中島1171	講堂	講堂2階	I b	s47		258	86	水:安倍川1～3m 内水0.1～0.3m 高潮0.5～1m	～0.5m			
20	宮竹	宮竹小学校	駿河区宮竹2-12-1	体育館	体育館	I a	s59	972	560	186					
21	宮竹	南中学校	駿河区宮竹2-11-1	体育館・武道場	体育館・格技場	I a	s58	2,168	2,147	715					
				北校舎	1階第2理科室、木工室、2階相談室、調理室、3階被服室、美術室、4階第1・2音楽室				799	266					
22	宮竹	高松こども園*	駿河区敷地2-7-14	園舎	保育室	I a	s55	914	91	30	水:内水0.1～0.3m				
23	富士見	富士見小学校	駿河区登呂1-1-1	体育館	体育館	I b	s45	828	640	213					
				北校舎	2階家庭科室、普通教室(3)、学習室2	I a	s56	2,090	396	130					
24	富士見	高松中学校	駿河区登呂4-6-1	南校舎	1階なかよし、2組、第2会議室、3階生活科室、普通教室(6)、絵本室、学習室1	II	s40	3,792	838	278					
				体育館	体育館(1階会議室以外)	I a	s56	1,659	1,659	552					
				校舎	校長室・職員室・応接室・保健室・放送室・理科室・4階特別教室以外の部分	II	s50	3,174	1,308	436					
25	富士見	富士見台こども園*	駿河区富士見台2-11-44	園舎	2階遊戯室	II	s50	905	66	22	水:内水0.3～0.45m				

避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設です。

No.	地区支部	名称	所在地	棟名称	開放場所	耐震性能ランク	建築竣工年	延床面積(m ²)	※1		※2		津波リスク
									利用可能面積(m ²)	収容可能人数	風水害リスク		
26	富士見	駿河総合高等学校	駿河区有東3-4-17	体育館	2・3階体育館	I a	s57	1,801	1,801	599	水:内水 0.1~0.3m		
27	西豊田	西豊田小学校	駿河区曲金2-8-80	体育館	体育館	I b	s46	828	738	246			
28	西豊田	豊田中学校	駿河区豊田1-3-1	新体育館	1階剣道場、柔道場、2階アリーナ	I a	s60	1,663	1,492	495			
				北校舎	普通教室(12)、音楽室、美術室、生徒会室、相談室	II	s48	2,959	1,098	366	水:内水 0.1~0.3m		
				南校舎	2階被服室、図書室、3階美術室、南音楽室、相談室、教材室、相談室	I b	s35	2,160	548	180			
29	西豊田	小黒こども園*	駿河区小黒1-7-6	園舎(A棟)	保育室	II	s37	138	67	22			
30	西豊田	南部体育館	駿河区曲金3-1-30	管理棟	会議室、卓球場、剣道場、柔道場、アリーナ	I b	s58	4,479	1,949	647	水:内水 0.1~0.3m		
31	西豊田	静岡県農業会館	駿河区曲金3-8-1	本館	5階12~18会議室、講堂	I b	s40	1,059	1,059	348	水:内水 0.1~0.3m		
32	西豊田	静岡視覚特別支援学校	駿河区曲金6-1-5	第1体育館	体育館	I a	h10	690	690	230			
33	西豊田	ツインメッセ静岡	駿河区曲金3-1-10	西館	西館の一部	I b	s56	2,683	220	73	水:内水 0.1~0.3m		
34	東源台	東源台小学校	駿河区国吉田6-7-45	体育館	体育館	I a	h6	915	915	305			
				校舎	1階普通教室(6)	I a	h9	5,049	384	128			
35	東源台	東豊田中学校	駿河区国吉田5-23-1	体育館	体育館	I a	h17	969	819	273			
				校舎	1階普通教室(2)、養護学級	I b	s35	2,677	200	66			
				格技場	1階柔道場、2階格技場	I a	s57	880	600	200			
36	東源台	東豊田中央こども園*	駿河区国吉田6-7-29	園舎	2階遊戯室	II	s53	1,065	104	34			
37	東源台	静岡県立大学	駿河区谷田52-1	体育館	1階体育館	I a	s61	4,649	2,044	681	土:危:急		
38	東源台	静岡英和学院大学	駿河区池田1769	体育館	体育館	I b	s62	1,161	1,161	387			
39	東源台	常葉大学静岡キャンパス 草薙校舎	駿河区弥生町6-1	アリーナ	アリーナ	I a	h29	1,252	1,252	417	水:巴川0.5~1m 内水0.1~0.3m		

避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設です。

No.	地区支部	名称	所在地	棟名称	開放場所	耐震性能ランク	建築竣工年	延床面積(m ²)	利用可能面積(m ²)	※1		津波リスク
										収容可能人数	風水害リスク	
40	東豊田	東豊田小学校	駿河区池田491-2	体育館	体育館	I b	s48	813	813	271	水:内水 0.1~0.3m	
				北校舎	2階生活科室、3階図工室、多目的教室	I b	s40	2,401	276	90		
				南校舎	3階生活科準備室、4階児童会室、多目的室、教育相談室、音楽室	I b	s52	4,228	277	92		
41	東豊田	静岡聖光学院 中学・高等学校	駿河区小鹿1440	体育館	体育館の一部	I b	s45	2,600	860	286	土:危:急	
				本校舎	CL01、CL02、L03	II	s43	5,592	123	50		
42	大谷	大谷小学校	駿河区大谷3683-2	体育館	体育館	I a	s48	656	464	154		
				校舎	2階音楽室、図工室、ふれあいホール	I a	s50	2,724	272	89		
43	大谷	静岡大学	駿河区大谷836	体育館	体育館(1・2階)	I a	s42	2,956	2,956	984	土:危:石	
				西棟	図鑑カフェ	I a	s59	9,334	230	76		
44	大谷	ふじのくに 地球環境ミュージアム	駿河区大谷5762	西棟	講堂	I a	s59	9,334	153	51	土:警:石Y 危:石	
				体育館	体育館	I a	h8	712	516	172		
45	久能	久能小学校	駿河区古宿213-2	校舎	1階会議室、2階理科室	I b	s41	2,014	100	33	土:警:石Y 危:石	
				体育館	体育館	I a	s51	828	828	276		
46	長田北	長田北小学校	駿河区向敷地一丁目10 番28号	体育館	体育館	I a	s48	819	734	244	水:安倍川13~5m 内水 0.1~0.3m	
				北校舎(本館)	1階家庭科室、2階理科室、3階多目的室1、2、視聴覚室、第1、2図書室、4階第2理科室、音楽室	I b	s45	5,334	794	261		
47	長田東	長田東小学校	駿河区東新田3-10-1	東校舎(新館)	1~3階の普通教室(5)	I a	s55	842	350	116	水:安倍川 1~3m 内水 0.1~0.3m	
				体育館	体育館、卓球場、格技場	I a	h10	2,042	2,042	680		
48	長田東	長田南中学校	駿河区みずほ3-9-1	園舎	1階遊戯室、保育室	I a	s54	1,008	148	48	水:安倍川 1~3m 内水 0.1~0.3m	
				体育館	会議室、アリーナ、卓球場、剣道場、柔道場	I b	s60	3,764	1,919	637		
49	長田東	東新田こども園*	駿河区東新田4-1-40	体育館棟	遊戯室、図書室、幼児室、和室	I a	h9	2,374	223	72	水:安倍川1~3m 内水 0.1~0.3m	
				オーク長田		I a	s60	3,764	1,919	637		
50	長田東	長田体育館	駿河区鎌田574-1	オーク長田		I a	h9	2,374	223	72	水:安倍川 0.5~1m	
				遊戯室、図書室、幼児室、和室		I a	s60	3,764	1,919	637		
51	長田東	オーク長田(長田支所)	駿河区上川原13-1	オーク長田		I a	h9	2,374	223	72	水:安倍川 0.5~1m	
				遊戯室、図書室、幼児室、和室		I a	s60	3,764	1,919	637		

【駿河区】

※2

※3

避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設です。

【駿河区】

No.	地区支部	名称	所在地	棟名称	開放場所	耐震性能ランク	建築竣工年	延床面積(m ²)	利用可能面積(m ²)	収容可能人数	風水害リスク	津波リスク
52	長田西	長田西小学校	駿河区丸子6-15-65	体育館	1階体育館、2階音楽室	I a	h14	1,157	961	320	水：丸子川 0.5～1m	
				北校舎(東側)	普通教室(2)	I a	s56	1,644	126	42		
53	長田西	長田西中学校	駿河区丸子1-1-1	体育館・武道場	体育館・武道場	I a	s56	2,188	2,188	729	水：安倍川1～3m 丸子川0.3～0.5m 内水0.3～0.45m	
				北校舎	美術教材室・美術準備室・音楽準備室 ・L1準備室以外の部屋	I b	s54	1,700	1,400	466		
54	長田西	丸子こども園*	駿河区丸子2-18-32	園舎	保育室(5)	I a	h15	998	293	95	水：安倍川0.5～1m 丸子川0.5～1m	
55	長田西	長田生涯学習センター	駿河区寺田131-1	本館	1階大ホール、2・3階第1～7集会室	I a	s55	1,558	597	197	水：安倍川1～3m 丸子川1～3m	
56	川原	川原小学校	駿河区下川原4-14-1	体育館	体育館	I a	s55	963	963	320	水：安倍川 3～5m 丸子川 0.5～1m	
				北校舎	3階視聴覚室、多目的ホール	I a	s55	2,142	232	77		
				南校舎	3階工芸室	I a	s55	2,018	115	38		
57	川原	下川原こども園*	駿河区下川原6-8-26	園舎	2階保育室兼遊戯室	I a	s50	897	112	37	水：安倍川1～3m 丸子川1～3m	
58	長田南	長田南小学校	駿河区広野4-7-1	体育館	1階アリーナ	I a	h2	1,261	1,084	361	水：安倍川 0.5～1m 丸子川 0.5～1m 内水 0.1～0.3m	～0.5m
				南校舎	3階学習室(3)	I b	s42	4,463	198	66		
				西校舎	第1・第2音楽室、第2家庭科室、研修室 児童会室	I a	s53	2,008	264	88		
59	長田南	城山中学校	駿河区小坂2-33	体育館	1階格技場、小格技場、2階アリーナ	I a	s58	1,339	1,339	446	水：丸子川 0.5～1m 土：警：石Y	避難対象 地区内
				校舎	1階金工室、木工室、2階美術室	I a	s58	6,521	315	102		
駿河区小計				96棟				208,571	68,684	22,826		

※1 『収容可能人数』は利用可能面積に対して1人あたり3㎡で計算した。

※2 『風水害リスク』については、次のとおり表示している。

- 土砂災害の恐れのあるところには、「土」と表記し、さらに以下の情報を追記している。「警」：土砂災害(特別)警戒区域、「急」：急傾斜地の崩壊、「石」：土石流、「地」：地すべり、「R」：レッドゾーン、「Y」：イエローゾーン
- 浸水害の恐れのあるところには、「水」と表記し、さらに当該施設の敷地内(敷地内一部浸水の場合を含む)において想定される最大の浸水深を表示している。「警」：土砂災害危険箇所、「急」：急傾斜地崩壊危険箇所、「石」：土石流危険区域、「地」：地すべり危険箇所

なお、河川の場合は、当該河川が破壊したときの浸水深である。浸水深は、水防法 平成27年度改正に基づく。

- 高潮による浸水害の恐れのあるところには、「高潮」と表記し、さらに当該施設の敷地内(敷地内一部浸水の場合を含む)において想定される最大の浸水深を表示している。

※3 『津波』について、当該施設の敷地内(敷地内一部浸水の場合を含む)において想定される最大の浸水深を表示している。

※4 * は乳幼児優先施設

避難所は、災害の危険性がより家により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設です。

【清水区】

No.	地区支部	名称	所在地	棟名称	開放場所	耐震性能ランク	建築竣工年	延床面積(m ²)	利用可能面積(m ²)	収容可能人数	※1	※2	※3
1	辻	清水東高等学校	清水区秋吉町5-10	第1体育館 多目的体育館	旧体育館 新体育館	I a I b	s33 s54	1,446 1,294	1,446 1,294	482 431			
2	辻	清水辻小学校	清水区辻4-3-40	体育館 校舎	体育館 2階多目的ホール、生活科室、3階図工室、音楽室	I a I a	s46 h6	931 4,472	828 572	276 189	高潮 0～0.5m	0.5m～1m	
3	辻	清水第一中学校	清水区宮代町5-55	体育館 技術・武道場 北校舎 南校舎 西校舎	体育館 柔剣道場 多目的室、更衣室 多目的室、更衣室、会議室、被服室、第1音楽室 3階第2音楽室	I a I a I a I b II	h20 h3 s35 s45 s36	1,020 689 1,094 3,055 415	828 315 120 395 93	276 105 40 129 31		避難対象 地区内	
4	辻	辻生涯学習交流館	清水区宮代町5-75	本館 体育館	会議室(第1～5)、講義室、和室、集会室、多目的室(1、2) 体育館	I a I a	r1 h5	1,256 1,225	549 719	183 239			避難対象 地区内
5	江尻	清水江尻小学校	清水区江尻町14-63	北校舎 南校舎	用務員室・教材室以外の部屋 3階図工室	I b II	s44 s50	2,378 1,868	2,330 91	776 30	水:巴川 1～3m 内水 0.3～0.45m 高潮 1～2m	1～2m	
6	江尻	江尻生涯学習交流館	清水区小芝町3-35	本館 体育館	いきいきホール、休憩室、第1・2会議室、第1・2講義室、集会室、和室(2) 体育館	I b I a	s59 s44	1,554 944	692 944	228 314			避難対象 地区内
7	入江	清水入江小学校	清水区追分2-3-1	東校舎 西校舎	2階図工室、3階図書室、普通教室(4)、相談室、視聴覚室、4階相談室、普通教室(4)、児童会室、第2音楽室 1階普通教室(6)、2階生活科室、普通教室(4)、3階普通教室(4)、学習室	II I b	s46 s35	3,650 1,168	1,125 1,037	371 343	水:内水 0.3～0.45m		
8	入江	清水第八中学校	清水区追分4-2429	北校舎 南校舎	1階技術室、2階第1多目的室、3階第2多目的室 1階図書室、3階音楽室、被服室、美術室	I a I a	s35 s61	863 1,344 1,616	728 503 460	242 165 150		水:巴川 0.5～1m	
9	入江	入江こども園*	清水区入江1-13-15	園舎	2階保育室(2)	I a	s48	809	129	43		水:巴川～0.3m 高潮0～0.5m	～0.5m
10	入江	入江生涯学習交流館	清水区入江3-8-12	本館	ホール、会議室(第2、3)、講義室、和室	I a	h18	858	341	113			
11	浜田	浜田生涯学習交流館	清水区浜田町4-4	本館	会議室、地域福祉活動室、集会室、講義室、和室、トレーニングルーム、ミーティングルーム	I a	h2	847	400	133			0.5～1m

避難所は、災害の危険性がより家により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設です。

【清水区】

No.	地区支部	名称	所在地	棟名称	開放場所	耐震性能ランク	建築竣工年	延床面積(m ²)	利用可能面積(m ²)	収容可能人数	風水害リスク	津波リスク
12	浜田	清水浜田小学校	清水区浜田町11-1	体育館	体育館	I a	s42	867	867	289	水:巴川 1~3m 内水 0.1~0.3m 高潮 1~2m	1~2m
				北校舎	1階生活科室、教材室、普通教室(2)、2階普通教室(4)、3階 ブレイクーム	I a	s28	2,077	583	192		
				南校舎	2階図工室、児童会室、普通教室(2)、3階音楽室、視聴覚室、家庭 科室、視聴覚室、家庭科室、普通教室(2)	I a	s62	2,166	726	240		
13	浜田	清水中央図書館	清水区入江岡町15-23	図書館	図書館の一部	I b	h4	4,880	349	114	水:内水0.1~0.3m	
14	浜田	清水テルサ (東部勤労者福祉センター)	清水区島崎町223	本館	1階来客室(3)、4階フィットネスルーム(2)、5階和室・茶室・リハーサル 室、6階研修室(2)、休憩コーナー、7階会議室(5)、休憩コーナー(2)、 8階レストランホール・和室・特別室	I b	h12	11,840	1,497	499	水:巴川~0.3m 高潮1~2m	2~3m
15	岡	清水西高等学校	清水区青葉町5-1	第1体育館	1階体育館	I a	s39	1,560	1,436	477	水:大沢川 ~0.5m 内水 0.1~0.3m	
				生活館	1階研修室、2階宿泊室(2)	I b	s47	1,077	1,077	359		
				武道場	武道場	I a	h17	775	775	258		
16	岡	清水西小学校	清水区神田町4-3	体育館	体育館	I a	s49	1,058	1,058	352		
				北校舎	児童会室、少人数指導室(3)、普通教室(10)	I a	s34	1,904	907	302	水:内水 0.1~0.3m	
				南校舎	少人数指導室(2)、普通教室(10)	I b	s44	1,723	777	259		
17	岡	清水第二中学校	清水区神田町4-57	体育館	1階格技場、ミーティングルーム、2階アリーナ・ステージ	I a	h3	2,983	2,151	716		
				北校舎	第1・2理科室、教科教室、調べ学習室(6)、図書室、普通教室(8)、更 衣室、第1音楽室	I a	s46	4,275	1,483	491	水:内水 0.1~0.3m	
				南校舎	第1・2美術室、普通教室(7)、更衣室、第2音楽室、家庭科室・視聴 覚室、資料室、第2音楽室、家庭科室視聴覚室、教科教室	I a	s58	2,367	1,174	389		
18	岡	岡生涯学習交流館	清水区桜が丘町7-1	本館	1階会議室、マルチルーム、2階和室、会議室(2)、講義室	I a	h26	1,916	456	150	水:内水0.1~0.3m	
19	岡	清水桜が丘高等学校	清水区桜が丘町7-15	校舎	2階、3階普通教室、講義室、5階講義室、多目的室	I a	h25	9,349	2,675	891		
				第1体育館	2階アリーナ	I a	h26	4,166	1,844	614	水:内水 0.1~0.3m	
				第2体育館	柔道場、卓球場、2階アリーナ	I a	h26	2,129	1,418	472		
20	岡	川原こども園*	清水区川原町24-8	園舎	2階遊戯室	I a	h20	950	93	31		
21	船越	清水船越小学校	清水区船越3-15-1	体育館	体育館	I a	s53	1,016	750	250		
				東校舎	2階普通教室(4)、図工室	I b	s51	2,623	349	116		
				西校舎	1階普通教室(4)、ひまわり(2)、生活科室(2)、2階普通教室 (3)、多目的教室	I b	s52	2,447	777	257		
22	船越	清水船越老人福祉センター	清水区船越町2-9-26	本館	機能訓練室、和室1・2、多目的室1・2、大広間、ステージ	I a	h23	699	385	127		

※1

※2

※3

避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害を災害の危険性がなくなると必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設です。

【清水区】

No.	地区支部	名称	所在地	棟名称	開放場所	耐震性能ランク	建築竣工年	延床面積(m ²)	利用可能面積(m ²)	収容可能人数	風水害リスク	津波リスク							
23	清水	清水第三中学校	清水区三光町3-57	体育館・武道場	体育館・武道場	I a	h15	1,557	1,070	356		～0.5m							
													北校舎	2階図書室、調理室、3階集会室、音楽室	I a	h14	1,447	591	195
													東校舎	1階会議室、相談室(2)、2階美術室、3階多目的教室、生徒会室、被服室	II	s55	1,267	480	157
													西校舎	2階普通教室(6)、3階普通教室(4)、学習室	I b	s40	1,737	654	217
24	清水	清水小学校	清水区松井町15-1	体育館	1階生活科室(2)、2階生活科室(2)、学習室(3)、会議室、3階児童会室、第2音楽室 2階図工室、多目的ホール、コミュニティルーム、学習室(2)、普通教室(4)、3階相談室・更衣室	I a	h4	1,241	1,241	413	水:巴川1～3m 内水0.3～0.45m 高潮1～2m	3～5m							
													北校舎	1階生活科室(2)、2階生活科室(2)、学習室(3)、会議室、3階児童会室、第2音楽室	I b	s30	2,036	528	176
													南校舎	2階図工室、多目的ホール、コミュニティルーム、学習室(2)、普通教室(4)、3階相談室・更衣室	I a	s61	943	853	282
25	清水	清水こども園*	清水区本町11-32	園舎	2階ホール	I a	h21	985	78	26	水:巴川0.5～1m 内水0.1～0.3m 高潮0.5～1m	1～2m							
26	清水	清水生涯学習交流館	清水区松井町7-22	本館	会議室(第1、2)、講義室、和室	I a	h7	1,493	310	103	水:巴川0.5～1m 内水0.1～0.3m 高潮1～2m	2～3m							
													体育館	会議室(第1、2)、講義室、和室	I a	s46	5,537	2,020	671
27	不二見	清水総合運動場	清水区清開2-1-1	武道場	武道場、武道場会議室	I a	h18	668	481	160	水:巴川～0.3m 高潮0～0.5m	1～2m							
													本館	1階広間、和室1・2、2階和室、トレーニングルーム、会議室	I a	h3	460	187	60
29	不二見	清水不二見小学校	清水区新緑町2-21	体育館	1階児童クラブ(3)、第2会議室、学習室、2階図書館、普通教室(6)、3階多目的室、児童会室 2階普通教室(10)、学習室(4)、生活科室(2)、図工室、外国語教室、3階音楽室、音楽準備室、研修室	I b	s37	2,494	1,166	385	水:内水0.1～0.3m								
													南校舎	2階普通教室(10)、学習室(4)、生活科室(2)、図工室、外国語教室、3階音楽室、音楽準備室、研修室	I a	s41	3,188	1,336	441
													体育館	体育館	I a	s42	812	812	270
													東校舎	1階多目的室、更衣室、2階普通教室(3)、美術室、3階普通教室(2)、被服室	I a	s53	1,657	739	246
30	不二見	清水第四中学校	清水区村松 683-1	本館	多目的ホール、学習室(第1～3)、和室	I a	h14	1,196	493	164	水:内水0.1～0.3m	避難対象地区内							
													体育館	体育館	I a	h1	887	682	227
32	駒越	清水駒越小学校	清水区駒越東町2-20	北校舎	1階研修室、2階図書室	I a	s40	2,730	176	58	高潮1～2m	2～3m							
													園舎	保育室	I a	s50	455	153	50
33	駒越	駒越こども園*	清水区迎山町4-15	本館	1階広間、デイサービス、2階多目的ホール、会議室、ボランティア作業室	I a	h13	321	191	63	避難対象地区内								
34	駒越	清水南部交流センター	清水区駒越南町9-50	本館	会議室(2階)、集会室、講義室、和室	I b	s61	817	243	81									
													本館	1階広間、デイサービス、2階多目的ホール、会議室、ボランティア作業室	I a	s41	2,121	1,560	520
35	駒越	駒越生涯学習交流館	清水区迎山町1-7	第1体育館	体育館、柔剣道場	I a	s40	585	360	120	高潮0～0.5m	～0.5m							
													特別教室棟	南校舎	I b	s40	585	360	120
36	折戸	清水南高等学校・中等部	清水区折戸3-2-1	特別教室棟	南校舎	I b	s40	585	360	120	高潮0～0.5m	～0.5m							
													特別教室棟	南校舎	I b	s40	585	360	120

※1

※2

※3

避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害を災害の危険性がなくなると必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設です。

【清水区】

No.	地区支部	名称	所在地	棟名称	開放場所	耐震性能ランク	建築竣工年	延床面積(m ²)	利用可能面積(m ²)	収容可能人数	※2 風水害リスク	※3 津波リスク
37	折戸	折戸老人福祉センター 羽衣荘	清水区折戸4-8-53	本館	1階和室(2)、大広間	I a	h5	424	108	35	水:内水0.1~0.3m 高潮0~0.5m	~0.5m
38	折戸	清水三保第二小学校	清水区折戸5-8-2	体育館 校舎	体育館 1階第2会議室、2階1・2年集会室、3組集会室、3階3~5年集会室、4階6年集会室、児童会室	I a I b	s47 s45	849 4,682	849 583	283 189	高潮 0~0.5m	避難対象 地区内
39	折戸	東海大学海洋学部	清水区折戸3-20-1	体育館	体育館	-	h4	3,467	3,467	1,155	高潮 0~0.5m	避難対象 地区内
40	折戸	折戸生涯学習交流館	清水区折戸4-8-60	本館	会議室(第1、2)、集会室、講義室、和室	I a	r2	829	333	111	高潮 0~0.5m	~0.5m
41	三保	清水三保第一小学校	清水区三保1069-1	東校舎 西校舎 体育館	2階2年生活室、普通教室(2)、3階部分 4階家庭科室、児童会室、音楽室 体育館	I a I a I a	s37 s49 h22	2,049 1,389 870	573 272 600	191 89 200		避難対象 地区内
42	三保	清水第五中学校	清水区三保1720	体育館 北校舎 中校舎 南校舎	1階アリーナ、2階武道場 多目的室、総合学習室、普通教室(4) 総合学習室、進路学習室、会議室、普通教室(6) 図書室、被服室、視聴覚室、南音楽室	I a II I a I a	h6 s36 s44 s54	2,070 1,706 2,200 1,100	1,135 392 621 430	378 130 207 143		避難対象 地区内
43	三保	まつぼっくりこども園*	清水区三保松原町15-5	園舎	協議中	I a	r2	1,257				避難対象 地区内
44	三保	三保生涯学習交流館	清水区三保松原町39-5	本館 体育館 北校舎 南校舎	多目的ホール、会議室(1、2)、和室 体育館 1~3階の普通教室 2階以上の特別教室を除く普通教室	I a I a I b I a	h30 s55 s39 s49	997 1,026 3,442 2,616	263 1,026 1,188 2,616	87 342 396 594	水:内水 0.1~0.3m	
45	飯田	清水飯田小学校	清水区下野中2-40	体育館 北校舎 南校舎	体育館 1~3階の普通教室 2階以上の特別教室を除く普通教室	I a I b I a	s55 s39 s49	1,026 3,442 2,616	1,026 1,188 2,616	342 396 594	水:内水 0.1~0.3m	
46	飯田	清水飯田東小学校	清水区八坂北1-23-40	体育館 校舎	体育館 1階会議室、2階生活科室、読書スペース、図書室、多目的室、図工室	I a I a	s56 h22	1,033 5,545	808 550	269 180	水:内水 0.1~0.3m	
47	飯田	清水飯田中学校	清水区山原112-1	体育館 北校舎 南校舎	体育館 2階アータンホール、第2・3理科室、3階生徒会室、美術室、学習室、図書室 1~3階小人数指導室、3階音楽室	I a I a I a	h22 h22	3,406 2,785	681 322	226 107	土:警:急YR 危:急	
48	飯田	清水北部交流センター	清水区八坂町2110-2	本館(A棟) 体育館	1階談話室、中会議室(2)、小会議室、多目的ホール、3階和室8畳(2)、和室10畳、休憩室、大広間 体育館	I a I a	h11 h21	1,282 543	477 394	156 131	水:内水 0.1~0.3m 水:内水 0.1~0.3m	
49	飯田	清水特別支援学校	清水区八坂東1-16-1	体育館	体育館	I a	h21	543	394	131	水:内水 0.1~0.3m	

避難所は、災害の危険性がより家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設です。

【清水区】

No.	地区支部	名称	所在地	棟名称	開放場所	耐震性能ランク	建築竣工年	延床面積(m ²)	利用可能面積(m ²)	収容可能人数	※1		※2		※3		
											風水害リスク	津波リスク	風水害リスク	津波リスク			
50	飯田	飯田生涯学習交流館	清水区下野東9-1	本館	多目的ホール、会議室1、和室	I a	r3	998	228	76	水:巴川~0.3m 内水0.1~0.3m	水:巴川~0.3m 内水0.1~0.3m	避難対象 地区内				
51	高部	清水高部東小学校	清水区押切1907	体育館	体育館	I a	s58	992	992	330	水:巴川 0.5~1m 内水 0.1~0.3m	水:巴川 0.5~1m 内水 0.1~0.3m					
				北校舎	会議室、教材室、被服準備室、図工室 第1・2音楽室、図書室、小会議室ほか	I a	s57	2,760	947	315							
				南校舎	1年4組・生活科室以外の教室	I a	s56	3,171	1,661	553							
52	高部	清水高部小学校	清水区押切1115-2	体育館	体育館	I a	s54	1,055	805	268	水:巴川 1~3m	水:巴川 1~3m					
				北校舎	1~3階多目的教室	I b	s39	2,357	396	132							
53	高部	清水第六中学校	清水区天王西10-40	体育館	体育館	I a	h19	991	974	324	水:巴川 1~3m 内水 0.1~0.3m	水:巴川 1~3m 内水 0.1~0.3m					
				北校舎	1階生徒会室、2階会議室、3階図書室、4階第1音楽室	I a	s59	2,487	385	126							
				南校舎	第1・2美術室、被服室、第2音楽室、視聴覚室	I a	s60	1,519	504	165							
54	高部	高部中央こども園*	清水区梅ヶ谷459-1	技術科棟	木工室、金工室	I a	s60	250	216	71							
55	高部	高部生涯学習交流館	清水区押切1086-2	本館	保育室(2) 会議室(第1、2)、集会室、講義室、和室(1、2階)	I b	s58	623	137	44							
56	有度	清水有度第一小学校	清水区有度本町3-1	体育館	体育館	I a	s47	1,041	500	166							
				東校舎	東校舎	I a	s52	1,355	1,355	451							
				西校舎	西校舎職員室・パソコン室・保健室以外の部屋	I a	s60	1,847	900	300							
57	有度	清水第七中学校	清水区草薙3-9-20	体育館・武道場	2階アリーナ・ステージ	I a	h12	2,433	992	330	水:内水 0.1~0.3m	水:内水 0.1~0.3m					
				北校舎	2・3階普通教室	I a	s60	2,494	455	151							
				南校舎	南校舎1~4階普通教室、2・3階多目的ホール	I a	h10	4,401	1,344	448							
58	有度	清水有度第二小学校	清水区草薙杉道3-19-1	体育館	体育館	I a	h22	804	670	223							
				管理棟	3階音楽室(2)	I a	s43	821	216	70							
				高学年棟	1階普通教室(2)、2階普通教室(3)、3階普通教室(4)	I a	s43	1,342	590	195							
59	有度	有度西こども園*	清水区中之郷1-10-27	中学年棟	1階活動室、学習室、2階普通教室(4)、3階普通教室(5)	I a	s44	1,325	721	237							
				低学年棟	1階普通教室(2)、2階普通教室(3)、3階普通教室(4)	I a	s43	1,360	590	195							
				園舎	遊戯室	I b	s60	517	79	26							
60	有度	有度北こども園*	清水区長崎740-1	園舎	保育室(2)	I a	s52	618	131	43	水:巴川~0.3m 内水0.1~0.3m	水:巴川~0.3m 内水0.1~0.3m					

避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなると必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設です。

【清水区】

No.	地区支部	名称	所在地	棟名称	開放場所	耐震性能ランク	建築竣工年	延床面積(m ²)	利用可能面積(m ²)	収容可能人数	風水害リスク	津波リスク
61	有度	有度生涯学習交流館	清水区草薙一里山3-1	本館	多目的ホール、講義室(1、2)、和室	I a	h24	2,225	336	112		
62	庵原	清水庵原小学校	清水区庵原町1723	体育館	体育館	I a	h21	1,061	747	249		
				北校舎	2階普通教室(6)	I a	h18	3,049	408	136	水:庵原川 0.5~1m	
63	庵原	清水庵原中学校	清水区原245	南校舎	3階音楽室、理科室	I a	h19	2,467	242	80		
				体育館・武道場	ミーティングルーム以外の部分	I a	h8	1,925	1,038	346	水:庵原川 0.5~1m	
64	庵原	庵原こども園*	清水区庵原町1938	北校舎	被服室、調理室、美術室、音楽室	I a	s57	1,672	457	152		
				園舎	保育室	I b	s32	482	96	32		
65	庵原	庵原生涯学習交流館	清水区庵原町68-1	本館	多目的ホール、会議室(第2、3)、講義室、和室	I a	h18	1,104	448	149	水:庵原川 ~0.3m	
				体育館	体育館	I a	s53	862	656	218		
66	袖師	清水袖師小学校	清水区袖師町420	北校舎	2階第2集会室、ブレイクーム(2)、3階ブレイクーム(2)、児童会室	I a	s35	2,785	460	152	水:庵原川 0.5~1m 高潮 0.5~1m	1~2m
				南校舎	3階第1・2音楽室	I b	s28	1,535	244	81		
67	袖師	清水袖師中学校	清水区西久保125-1	体育館	体育館	I a	h22	996	526	175		
				南校舎	2階更衣室、学習室、3階更衣室、学習室、被服室、視聴覚室、4階学習室(2)、音楽室	I a	s40	2,025	719	237		
68	袖師	清水港湾労働者福祉センター	清水区横砂408-13	武道場・技術室	2階格技場	I a	h1	617	258	86		
				本館	本館の一部	I b	s56	1,265	400	133	水:庵原川0.3~ 0.5m 高潮1~2m	2~3m
69	袖師	清水清見瀧公園スポーツセンター	清水区横砂408-38	体育館	1階体育館、2階多目的室	I a	h5	3,237	978	326	水:庵原川 ~0.3m	1~2m
				園舎	保育室(2)	I a	s55	540	124	42	水:庵原川0.5~1m 内水0.1~0.3m	避難対象 地区内
70	袖師	横砂こども園*	清水区横砂東町17-5	園舎	保育室(2)	I a	h19	821	219	72		
71	袖師	西久保こども園*	清水区西久保438-1	園舎	保育室(2)、遊戯室	I a	h19	821	219	72		
72	袖師	袖師生涯学習交流館	清水区袖師町1092-1	本館	多目的ホール、会議室、和室	I a	h23	848	228	76	水:庵原川0.5~1m 高潮0.5~1m	2~3m
				体育館	体育館	I a	h3	1,147	1,147	382	水:興津川1~3m 内水0.3~0.45m 高潮1~2m	0.5~1m
73	興津	清水興津小学校	清水区興津中町350-1	北校舎	1階理科室、2階多目的室、3階多目的室(2)、資料室	I b	s32	2,117	432	143		
				本館	広間、和室(2)	I a	s56	366	137	45	水:興津川 0.5~1m	避難対象 地区内

※1

※2

※3

避難所は、災害の危険性がより家により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設です。

【清水区】

No.	地区支部	名称	所在地	棟名称	開放場所	耐震性能ランク	建築竣工年	延床面積(m ²)	利用可能面積(m ²)	収容可能人数	風水害リスク	津波リスク	※1	※2	※3
75	興津	清水興津中学校	清水区興津中町1478-10	体育館	アリーナ	I a	h14	2,389	1,137	379					
				図書館	会議室	I a	h14	435	64	21	土:警:急XR 危:急				
				技術棟	ランチルーム、武道場	I a	h14	1,843	684	228					
				南校舎	被服室、美術室、音楽室	I a	h11	5,221	360	120					
76	興津	興津北こども園*	清水区八木間町478	園舎	子育て支援センター	I a	h8	763	82	27					
77	興津	興津生涯学習交流館	清水区興津本町829	本館	多目的ホール、大会議室1、中会議室(1~3)、コミュニティルーム(1、2)、プレイルーム、多目的室、和室	I a	h15	3,653	1,106	368	高潮 0~0.5m	避難対象 地区内			
				体育館	体育館	I a	s52	804	804	268					
78	小島	清水小河内小学校	清水区小河内2723	校舎	2階図書室、図工室、多目的ホール、3階音楽室、	I a	s63	2,324	435	143	土:危:急、石				
				体育館	体育館	I a	s51	843	688	229					
79	小島	清水小島小学校	清水区小島町619	東校舎	2階図工室、4階音楽室	I a	s43	1,405	180	60	土:警:急XR 危:急、石				
				西校舎	1階ぎょうルーム、2階生活科室、図書室、3階児童会室、集会室、4階多目的室	I a	s54	1,543	444	148					
80	小島	清水穴原小学校	清水区穴原919	校舎	1階普通教室(2)、2階普通教室(2)、3階普通教室(2)	I a	h4	1,835	360	120	土:警:石Y				
				体育館	体育館	I a	s54	766	600	200					
81	小島	清水小島中学校	清水区但沼町271	体育館	体育館	I a	s47	902	606	202	水:興津川 3~5m				
				北校舎	2階図書室、3階美術室、音楽室	I a	s37	3,375	289	94	土:警:急XR 危:急				
				格技場	格技場	I a	h5	472	296	98					
82	小島	小島生涯学習交流館	清水区但沼町284-1	本館	会議室、講義室、和室	I a	h28	499	120	40	水:興津川 0.5~1m 土:警:急Y 危:急				
83	両河内	旧清水中河内小学校	清水区中河内2583-1	体育館	体育館	I a	s50	798	714	238	土:警:石Y 危:石				
				校舎	1階(多目的室、生活科室)、2階(図書室)、3階(音楽室、多目的室、理科兼家庭科室)	I a	s47	1,287	654	215					
84	両河内	旧清水西河内小学校	清水区西里143	体育館	体育館	I a	h8	1,379	753	251	水:興津川 1~3m				
				校舎	1階(会議室、家庭科室、図工室)、2階(ホール、音楽室、談話室、図書室、多目的教室)、3階(ホール)	I a	h8	1,980	738	241	土:警:急XR 危:急				
85	両河内	清水両河内小中学校	清水区和田島303	体育館	体育館	I a	s43	744	556	185	水:興津川 1~3m 土:警:急Y 土:危:急				
				校舎	1階(3年教室、進路学習室)、2階(2年教室、学習室)、3階(1年教室、多目的室)	I b	s39	2,344	422	135					

避難所は、災害の危険性がより避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等が臨時的に生活するための施設です。

【清水区】

No.	地区支部	名称	所在地	棟名称	開放場所	耐震性能ランク	建築竣工年	延床面積(m ²)	利用可能面積(m ²)	収容可能人数	※1		※2		※3	
											風水害リスク	津波リスク	風水害リスク	津波リスク		
86	両河内	旧清水和田島小学校	清水区和田島611	体育館	体育館	I a	s49	1,079	908	302	水: 興池川1~3m 土: 警: 急Y 危: 石					
				校舎	2階(1・2年教室、3・4年教室、図書室)、3階(5・6年教室、多目的室1、多目的室2)	I a	s46	1,014	439	146						
87	両河内	両河内生涯学習交流館	清水区和田島171-1	本館	会議室(1、2)、講義室、和室	I a	h27	481	143	47	土: 警: 石Y 危: 急					
88	蒲原	蒲原市民センター (蒲原生涯学習交流館)	清水区蒲原新田1-21-1	本館	1階ホール(舞台・客席プラットフォーム) 3階部分	I a	h22	3,881	1,217	406	高潮0~0.5m					
89	蒲原	蒲原中学校	清水区蒲原49	体育館	1・2階フロア	I a	s60	2,299	1,493	496	水: 富士川1~3m 高潮1~2m					
90	蒲原	蒲原西小学校	清水区蒲原新田2-25-1	体育館	体育館	I a	s44	847	572	190	土: 警: 急Y 危: 急					
				校舎	3階普通教室(3)、多目的室、オープン教室、会議室、学年室(3)、児童会室、4階第2音楽室、工作室、図工室	I b	s40	5,079	850	283						
91	蒲原	蒲原東小学校	清水区蒲原666	体育館	体育館	I a	s61	1,000	899	299	高潮 0.5~1m					
				校舎	1階図書室、2階図工室、3階多目的室	II	s55	4,125	264	86						
92	由比	由比中学校	清水区由比456	体育館	1階剣道場、2階アリーナ	I a	h1	2,515	1,273	423						
				北校舎	1階試食室、被服室、2階生徒活動室	I b	s42	1,035	269	88						
93	由比	由比小学校	清水区由比町屋原329	南校舎	1階更衣室、2階学習室(2)	II	s42	1,707	189	63						
				体育館	体育館	I a	h8	1,269	1,269	423						
94	由比	由比北小学校	清水区由比入山2158	校舎	1階会議室、家庭科室、2階理科室、3階図工室、音楽室	I b	s43	2,790	497	162	土: 警: 急YR 危: 急					
				体育館	体育館	I a	s56	663	558	186						
95	由比	由比生涯学習交流館	清水区由比北田457-1	校舎	2階普通教室(2)、ホール、3階普通教室(2)、音楽室	I b	s32	1,651	448	149	土: 危: 地					
				本館	多目的ホール、団体会議室2、会議室、和室(1、2)、視聴覚室	I a	s61	3,744	615	205						
清水区小計				182棟				328,127	125,641	41,440						
市合計				258施設	469棟			880,070	316,708	105,009						

※1 『収容可能人数』は利用可能面積に対して1人あたり3㎡で計算した。

※2 『風水害リスク』については、次のとおり表示している。

●土砂災害の恐れのあるところには、「土」と表記し、さらに以下の情報を追記している。

「警」: 土砂災害(特別)警戒区域、「急」: 急傾斜地の崩壊、「石」: 土石流、「地」: 地すべり、「R」: レッドゾーン、「Y」: エアローゾーン

「危」: 土砂災害危険箇所、「急」: 急傾斜地崩壊危険箇所、「石」: 土石流危険区域、「地」: 地すべり危険箇所

●浸水害の恐れのあるところには、「水」と表記し、さらに当該施設の敷地内(敷地内一部浸水の場合を含む)において想定される最大の浸水深を表示している。

なお、河川の場合は、当該河川が破壊したときの浸水深は、水防法 平成27年度改正に基づく。

●高潮による浸水害の恐れのあるところには、「高潮」と表記し、さらに当該施設の敷地内(敷地内一部浸水の場合を含む)において想定される最大の浸水深を表示している。

※3 『津波リスク』について、当該施設の敷地内(敷地内一部浸水の場合を含む)において想定される最大の浸水深を表示している。

※4 *は乳幼児優先施設

指定避難所等（福祉避難所）一覧表

福祉避難所とは、「地震や風水害その他の災害が発生した際、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、配慮すべき特性に応じた社会福祉施設等」のうち市が指定するものをいう。

1 市の社会福祉施設（7施設）

(1) 高齢者福祉施設（6施設）

	施設名	所在地	電話(054)	協定の相手方
1	静岡老人ホーム	葵区吉津 1905	278-1727	(福)静岡市厚生事業協会
2	清水松風荘	清水区折戸 3-19-40	334-0438	(福)清承会
3	鯨ヶ池老人福祉センター	葵区下 951-1	294-9778	—
4	長尾川老人福祉センター	葵区长尾 117	265-1415	—
5	小鹿老人福祉センター (来・て・こ)	駿河区小鹿 2-25-45	202-4300	—
6	用宗老人福祉センター	駿河区用宗 5-21-10	257-2022	—

(2) 障害者福祉施設（1施設）

	施設名	所在地	電話(054)	協定の相手方
1	静岡市桜の園	葵区内牧 1560-6	296-2000	(福)静岡県済生会

2 民間の社会福祉施設（67施設）

(1) 高齢者福祉施設（36施設）

	収容施設名	所在地	電話(054)	協定の相手方
1	吉津園	葵区吉津 199	278-5566	(福)愛幸会
2	晃の園	葵区富沢 1542-39	270-1210	(福)駿河会
3	りんどう	葵区水見色 360	270-1236	(福)わらしな福祉会
4	楽寿の園	葵区与左衛門新田 74-6	296-1111	(福)楽寿会
5	厚生苑清流の郷	葵区柳町 185-5	272-0255	(福)静岡厚生会
6	麻機園	葵区東 527-1	247-8739	(福)東桜会
7	竜爪園	葵区长尾 89-1	265-3838	(福)天心会
8	カリタス 2 1	葵区桂山 723-6	292-2882	(福)桂
9	厚生苑新緑の郷	葵区北番町 66-2	275-5100	(福)静岡厚生会
10	きずなの街	葵区辰起町 9-11	250-2200	(福)幸のきずな
11	羽鳥の森	葵区羽鳥 7-6-38	277-3750	(福)珀寿会
12	薬師の園	葵区薬師 11-1	655-6577	(福)正志会
13	聖ヨゼフの園	駿河区八幡 4-6-9	282-1871	(福)聖母福祉会
14	小鹿苑	駿河区小鹿 1-1-24	284-0021	(福)静岡県済生会
15	なごみ	駿河区中島 2580-1	286-2626	(福)静岡和洋福祉会
16	久能の里	駿河区根古屋 289-1	237-8876	(福)駿府葵会
17	丸子の里	駿河区丸子 3000-1	257-6515	(福)静和会
18	小坂の郷	駿河区小坂 1106-1	258-5115	(福)恵心会
19	登呂の家	駿河区登呂 3-4-1	203-3363	(福)天竜厚生会
20	丸子の里わかば	駿河区丸子 6-1-29-3	257-5511	(福)静和会

指定避難所等（福祉避難所）一覧表

	収容施設名	所在地	電話(054)	協定の相手方
21	小鹿なでしこ苑	駿河区小鹿 402-1	260-4165	(福)静岡県済生会
22	まごころタウン*静岡	駿河区弥生町 4-26	267-3131	(福)まごころ
23	白扇閣	清水区承元寺町 1341	369-2258	(福)清承会
24	巴の園	清水区万世町 1-1-30	354-1527	(福)清雲会
25	柏尾の里	清水区柏尾 387-2	347-5261	(福)清水福祉会
26	あすなろの家	清水区山原 871-2	363-2046	(福)清水あすなろ福祉会
27	羽衣の園	清水区折戸 5-18-36	335-3353	(福)静清会
28	有度の里	清水区長崎新田 311	344-7711	(福)恵和会
29	レジデンス花	清水区中河内 2717	343-2121	(福)花園会
30	こもれび	清水区吉原 1731	343-0155	(福)吉原福祉会
31	好日の園	清水区蒲原神沢 1359-1	385-6500	(福)かんばら会
32	浜石の郷	清水区由比阿僧 189-1	377-1177	(福)慈照会
33	いはらの里	清水区庵原町 578-1	366-3653	静岡県厚生農業協同組合連合会
34	ベイコート清水	清水区折戸 487-5	337-2255	(福)誠心会
35	蜂ヶ谷園	清水区蜂ヶ谷 460-7	367-0300	(福)駿府葵会
36	高部陽光園	清水区押切 997-1	348-3261	(福)珀寿会

(2) 障害者福祉施設 (8施設)

	施設名	所在地	電話(054)	協定の相手方
1	つばさ静岡	葵区城北 117	249-2830	(福)小羊学園
2	望未園	葵区南沼上 1815-1	655-3030	(福)愛誠会
3	静岡市わらしな学園	葵区飯間 2263	278-2511	(福)静岡市厚生事業協会
4	ルーチェ仰陽	葵区慈悲尾 180	278-9098	(福)明光会
5	静岡医療福祉センター成人部	駿河区曲金 5-3-30	285-2402	(福)静岡県済生会
6	百花園 宮前ロッヂ	清水区楠 150-1	344-3555	(福)花園会
7	宍原荘	清水区宍原 362	394-0311	(福)玉柏会
8	百花園	清水区中河内 2780	395-2621	(福)花園会

(3) 介護老人保健施設 (21施設)

	施設名	所在地	電話(054)	協定の相手方
1	ケアセンター瀬名	葵区長尾 39-5	264-2221	(医)恒仁会
2	こみに	葵区赤松 8-16	209-7000	(医)博慈会
3	楽寿	葵区与左衛門新田 98-11	296-1112	(福)楽寿会
4	あみ	葵区福田ヶ谷 73-2	206-1777	(医)松英会
5	エスコートタウン静岡	葵区柚木 90-1	267-1010	(医)アール・アンド・オー
6	星のしずく	葵区城北 87	200-5555	(医)百葉の会
7	静岡徳洲苑	葵区牧ヶ谷 811-15	277-3300	(医)徳洲会
8	サンライズ大浜	駿河区西島 528	282-2839	(医)宏整会
9	萩の里	駿河区西大谷 12-5	236-1155	(医)秀慈会
10	葵の里	駿河区小坂 376-1	257-2281	(医)静寿会

指定避難所等（福祉避難所）一覧表

	施設名	所在地	電話(054)	協定の相手方
11	ケアセンター池田の街	駿河区池田 185-1	267-2211	(医)宝徳会
12	かりん	駿河区宇津ノ谷 1-1	268-6666	(医)聖雄会
13	プルメリア	静岡市駿河区下島 365-1	236-5353	(医)健寿会
14	あかつきの園	清水区駒越 2883-1	334-5533	(医)清仁会
15	ケア・センターひまわり	清水区村松原 1-2-34	336-3033	(医)清秀会
16	アリス草薙	清水区草薙 424-7	347-6511	(医)博恵会
17	きよみの里	清水区興津東町 1829	369-7700	静岡県厚生農業協同組合連合会
18	鶴舞乃城	清水区庵原町 3158	361-1234	(医)百葉の会
19	もくれん	清水区草ヶ谷 624-22	366-5101	(医)健寿会
20	山の上ケアセンター	清水区草ヶ谷 651-7	363-1023	(医)健寿会
21	サテライト葵	清水区押切 997-5	625-5222	(医)健寿会

(4) 介護療養型医療施設 (1施設)

	施設名	所在地	電話(054)	協定の相手方
1	静岡瀬名病院	葵区瀬名 4629-1	264-2111	(医)恒仁会

(5) 介護医療院 (1施設)

	施設名	所在地	電話(054)	協定の相手方
1	静岡広野病院	駿河区広野 1494-8	258-6666	(医)恒仁会

3 社会福祉施設以外の施設 (6施設)

	施設名	所在地	電話(054)	備考
1	県立清水特別支援学校 高等部棟	清水区八坂東 1-16-1	368-6800	※一般避難所も兼ねる
2	県立静岡北特別支援学校	葵区漆山 796	245-8191	
3	県立中央特別支援学校	葵区漆山 777	246-5504	
4	県立静岡視覚特別支援学校 学習棟	駿河区曲金 6-1-5	283-7300	※一般避難所も兼ねる
5	県立静岡聴覚特別支援学校 学習棟	駿河区中村町 251	283-6441	※一般避難所も兼ねる
6	静岡大学教育学部附属特別支援学校	葵区大岩町 1-15	247-2811	

施設の分類	施設の数
市の社会福祉施設	7施設
民間の社会福祉施設	67施設
社会福祉施設以外の施設	6施設
合計	80施設

資料編 4 - 8

帰宅困難者等一時滞在施設一覧表

(市街地整備課・危機管理総室)

地区	No	施設名	所在地	避難可能場所	締結年月日
葵	1	呉服町タワー	葵区呉服町一丁目 20	7階 多目的室 65 m ²	平成 26 年 6 月 2 日
	2	ザ・エンブル七間町	葵区七間町 14-1	2 階 地域交流室 86.97 m ²	平成 30 年 3 月 15 日
	3	札の辻クロス	葵区呉服町一丁目 30	6 階 会議室 58.68 m ²	平成 31 年 1 月 21 日
	4	静清信用金庫 本店	葵区昭和町 2-1	5 階 大会議室 約 250 m ²	令和 2 年 4 月 1 日
新通	5	男女共同参画センター (あざれあ)	駿河区馬淵一丁目 17-1	2階 展示コーナー、展示室 414 m ² 地階 多目的実習室 190 m ²	平成 10 年 3 月 12 日
西豊田	6	ドコモ静岡ビル	葵区東静岡一丁目 3-43	1階 エントランス等 240 m ²	—
森下	7	駿河スカイタワー	駿河区南町 9-1	4 階 パーティールーム 約 76 m ²	平成 28 年 9 月 20 日
辻	8	えじりあ	清水区辻一丁目 2-1	5 階 パーティールーム、ラウンジ 119 m ²	平成 26 年 2 月 7 日
	9	アトラス清水駅前	清水区辻一丁目 1-3	2 階 集会室 30 m ²	平成 26 年 1 月 17 日
有度	10	グラソード草薙	清水区草薙一丁目 3-15	3 階 集会室 52.6 m ²	平成 28 年 9 月 20 日

資料編 4 - 9

緊急物資集積所一覧表

No	集積所名	所在地	備考
1	静岡産業支援センター (ツインメッセ静岡)	駿河区曲金 3 丁目 1 番 10 号	広域物資輸送拠点
2	市民文化会館	葵区駿府町 2 番 90 号	
3	草薙総合運動場体育館	駿河区栗原 19 番 1 号	広域物資輸送拠点 (代替拠点)
4	静岡市物流団地	駿河区宇津ノ谷 914 番地の 6	広域物資輸送拠点 (代替拠点)
5	(株)丸総 清水物流センター	清水区高橋町字郷東山 2193 番地	
6	井川小中学校	葵区井川 1561 番地の 3	ヘリポート併設
7	梅ヶ島小中学校	葵区梅ヶ島 1309 番地の 1	ヘリポート併設
8	大川小中学校	葵区日向 876 番地	ヘリポート併設
9	清沢小学校	葵区相俣 99 番地の 1	ヘリポート併設
10	由比体育館	清水区由比 456 番地の 151	

資料編 4 - 10

大規模災害時における遺体収容施設

No	区名	施設名	所在地	延床面積
1	葵 区	中央体育館	葵区駿府町 2 - 80	4879 m ²
2	駿河区	南部体育館	駿河区曲金三丁目 1 - 30	4479 m ²
3	清水区	清水総合運動場	清水区清開二丁目 1 - 1	5537 m ²
4	清水区	由比体育館	清水区由比 456 - 151	1570 m ²

救護所一覽表

1 各地区支部(53 所)

(保健衛生医療課)

区		地区支部	救護所	所在地	電話(054)	摘要
葵 区	1	葵	葵小学校	葵区城内町 7-9	255-3471	
	2	新通	新通小学校	葵区駒形通二丁目 4-47	252-1301	
	3	駒形	駒形小学校	葵区南安倍二丁目 1-1	252-3340	
	4	番町	番町小学校	葵区新富町一丁目 23-1	252-5128	
	5	田町	田町小学校	葵区田町五丁目 70	255-3428	
	6	安西	安西小学校	葵区安西一丁目 96-3	271-1551	
	7	伝馬町	伝馬町小学校	葵区伝馬町 14-2	254-9185	
	8	横内	横内小学校	葵区緑町 1-1	245-4695	
	9	安東	安東小学校	葵区安東三丁目 16-1	245-2638	
	10	城北	城北小学校	葵区北安東四丁目 27-3	246-4111	
	11	竜南	竜南小学校	葵区竜南一丁目 23-1	246-3061	
	12	千代田	千代田小学校	葵区沓谷五丁目 47-1	261-2685	
	13	千代田東	千代田東小学校	葵区川合三丁目 4-1	262-1842	
	14	西奈	西奈小学校	葵区瀬名三丁目 23-1	261-3041	
	15	西奈南	西奈南小学校	葵区南瀬名町 1-20	263-5544	
	16	麻機	麻機小学校	葵区有永町 2-43	245-9826	
	17	服織・服織西	服織小学校	葵区羽鳥六丁目 9-1	278-6322	
	18	井宮	井宮小学校	葵区平和一丁目 7-1	271-5288	
	19	井宮北	井宮北小学校	葵区上传馬 2-1	272-1326	
	20	賤機南	賤機南小学校	葵区松富三丁目 1-46	271-2335	
	21	安倍口・ 美和・松野	安倍口小学校	葵区安倍口新田 50	296-0005	
	22	足久保	美和中学校	葵区足久保口組 3276-2	296-0009	
駿 河 区	1	森下	森下小学校	駿河区森下町 2-1	286-3105	
	2	中田	中田小学校	駿河区中田二丁目 14-1	286-3245	
	3	南部	南部小学校	駿河区南八幡町 11-1	286-8019	
	4	大里西	大里西小学校	駿河区中原 400	285-9195	
	5	中島	中島小学校	駿河区中島 2992-1	283-4455	
	6	宮竹・大里東	宮竹小学校	駿河区宮竹二丁目 12-1	237-2231	
	7	富士見	富士見小学校	駿河区登呂一丁目 1-1	286-3165	
	8	西豊田	西豊田小学校	駿河区曲金二丁目 8-80	285-9165	
	9	東豊田	東豊田小学校	駿河区池田 491-2	262-1191	

救護所一覧表

区		地区支部	救護所	所在地	電話(054)	摘要
駿河区	10	大谷・久能	大谷小学校	駿河区大谷 3683-2	237-0008	
	11	東源台	東源台小学校	駿河区国吉田六丁目 7-45	265-2500	
	12	長田北	長田北小学校	駿河区向敷地一丁目 10-28	258-2997	
	13	長田東	長田東小学校	駿河区東新田三丁目 10-1	259-7516	
	14	長田西	長田西小学校	駿河区丸子六丁目 15-65	259-8256	
	15	川原・長田南	長田南中学校	駿河区みずほ三丁目 9-1	259-2341	
清水区	1	辻・江尻・袖師	清水東高等学校	清水区秋吉町 5-10	366-7030	
	2	入江	清水入江小学校	清水区追分二丁目 3-1	366-6210	
	3	浜田・岡・清水	清水第二中学校	清水区神田町 4-57	353-3365	
	4	船越	清水船越小学校	清水区船越三丁目 15-1	351-1804	
	5	不二見・駒越	清水第四中学校	清水区村松 638-1	334-2261	
	6	折戸・三保	清水三保第二小学校	清水区折戸五丁目 8-2	334-6364	
	7	飯田・高部	清水高部東小学校	清水区押切 1907	347-2861	
	8	有度	清水有度第一小学校	清水区有度本町 3-1	345-0511	
	9		清水第七中学校	清水区草薙三丁目 9-20	345-5478	
	10	庵原	清水庵原小学校	清水区庵原町 1723	365-3824	
	11	興津	清水興津中学校	清水区興津中町 1478-10	369-0105	
	12	小島	清水小島中学校	清水区但沼町 271	393-2059	
	13	両河内	清水両河内小中学校	清水区和田島 303	395-2321	
	14	蒲原	蒲原中学校	清水区蒲原 49	385-4115	
	15		蒲原西小学校	清水区蒲原新田二丁目 25-1	385-4125	
	16	由比	由比中学校	清水区由比 456	375-3135	

2 救護班出動拠点等 (7か所)

名称	所在地	電話(054)	摘要
東部コミュニティ防災センター	葵区東千代田二丁目 3-1	264-8485	
藁科コミュニティ防災センター	葵区羽鳥本町 5-9	278-4141	
北部コミュニティ防災センター	葵区松富四丁目 14-1	255-6262	
南部コミュニティ防災センター	駿河区曲金三丁目 1-30	285-1133	
長田コミュニティ防災センター	駿河区鎌田 574-1	257-3411	
清水保健福祉センター	清水区渋川二丁目 12-1	348-7711	
旧清水斎場	清水区北矢部 1452	—	

救護所一覧表

3 老人病院（4か所）

区	地区支部	名 称	所 在 地	電話(054)	摘 要
葵 区	西奈・北沼上	静岡瀬名病院	葵区瀬名 4629-1	264-2111	
	服織西	静岡リハビリテーション病院	葵区新聞 318-1	277-1221	
	南藁科	静岡アオイ病院	葵区吉津 190-1	278-3939	
	中藁科	静岡富沢病院	葵区富沢 792-1	270-1201	

4 山間部（4か所）

地区支部	救 護 所	所 在 地	電話(054)	摘 要
井 川	井川診療所	葵区井川 1133-2	260-2300	
梅ヶ島・大河内	梅ヶ島診療所	葵区梅ヶ島 1326	269-2025	
玉 川	玉川診療所	葵区落合 243-6	292-2223	
大 川	大川診療所	葵区坂ノ上 615	291-2622	

5 仮救護所（14か所）

地区支部	開設場所	所 在 地	電話(054)	摘 要
葵	城内中学校	葵区駿府町 1-107	245-5486	
番 町	特別支援教育センター	葵区一番町 50	255-3600	
賤機中	賤機中小学校	葵区牛妻 2095-2	294-0003	
賤機北	賤機北小学校	葵区俵沢 234-1	294-0004	
北沼上	北沼上小学校	葵区北沼上 1020	266-2021	
服織西	服織西小学校	葵区新聞 759-1-1	278-9793	
南藁科	南藁科小学校	葵区吉津 400	278-9734	
中藁科	中藁科小学校	葵区大原 942-1	279-0130	
美 和	美和小学校	葵区遠藤新田 69-1	296-0700	
松 野	松野小学校	葵区松野 598-2	294-0002	
大河内	大河内小中学校	葵区平野 1850-3	293-2303	
清 沢	清沢生涯学習交流館・ 地域センター	葵区昼居渡 66-2	295-3111	
大里東	大里東小学校	駿河区高松 2310	237-0879	
久 能	久能小学校	駿河区古宿 213-2	237-4744	

※ 仮救護所は、当初は開設せず、被災の規模、応援医療チームの支援体制等を踏まえ、必要に応じて開設する。

救護所一覧表

6 二次救護所 (11 か所)

地区支部	開設場所	所在地	電話(054)	摘要
江 尻	清水江尻小学校	清水区江尻町 14-63	366-6010	
浜 田	清水浜田小学校	清水区浜田町 11-1	353-6135	
岡	市立清水桜が丘高等学校	清水区桜が丘町 7-15	353-5388	
清 水	清水第三中学校	清水区三光町 3-57	353-1194	
不二見	清水不二見小学校	清水区新緑町 2-21	334-2510	
駒 越	清水駒越小学校	清水区駒越東町 2-20	334-2331	
三 保	清水三保第一小学校	清水区三保 1069-1	334-0721	
飯 田	清水飯田東小学校	清水区八坂北一丁目 23-40	365-1444	
高 部	清水高部小学校	清水区押切 1115-2	345-7010	
有 度	清水有度第二小学校	清水区草薙杉道三丁目 19-1	345-2391	
袖 師	清水袖師中学校	清水区西久保 125-1	366-6820	

※ 二次救護所は、当初は開設せず、被災の規模、応援医療チームの支援体制等を踏まえ、状況に応じて開設する。

7 広域避難地救護所 (8 か所)

区 分	開設場所	所在地	摘要
広 域 避 難 地	駿府城公園	葵区駿府城公園 1	
	城北公園	葵区大岩本町 29	
	草薙総合運動公園	駿河区栗原 19-1	
	辰起町スポーツ広場	葵区辰起町 安倍川河川敷	
	田町緑地スポーツ広場	葵区田町 安倍川河川敷	
	弥勒スポーツ広場	葵区弥勒 安倍川河川敷	
	南安倍スポーツ広場	駿河区南安倍三丁目 安倍川河川敷	
	中原スポーツ広場	駿河区緑が丘町 安倍川河川敷	

※ 広域避難地は、救護所が不足した場合に状況に応じて開設し、外部からの応援医療チームにより対応する。

救護病院一覧表

1 救護病院・災害拠点病院(11か所)

(保健衛生医療課)

区	病院名	所在地	電話番号(FAX)
○ 葵区	県立総合病院	葵区北安東四丁目27-1	247-6111 FAX 247-6140
	県立こども病院(小児)	葵区漆山860	247-6251 FAX 247-6259
	静岡赤十字病院	葵区追手町8-2	254-4311 FAX 252-8816
	市立静岡病院	葵区追手町10-93	253-3125 FAX 252-0010
	静岡厚生病院	葵区北番町23	271-7177 FAX 273-2184
○ 駿河区	静岡済生会総合病院	駿河区小鹿一丁目1-1	285-6171 FAX 285-5179
	静岡徳洲会病院	駿河区下川原南11-1	256-8008 FAX 256-8020
○ 清水区	市立清水病院	清水区宮加三1231	336-1111 FAX 334-1173
	清水厚生病院	清水区庵原町578-1	366-3333 FAX 364-5503
	桜ヶ丘病院	清水区桜が丘町13-23	353-5311 FAX 353-5317
	共立蒲原総合病院	富士市中之郷2500-1	0545-81-2211 FAX 0545-81-2208

(注) ① 正常分娩を扱う産科のある病院は、県立総合病院、静岡赤十字病院、静岡済生会総合病院、市立静岡病院、市立清水病院である。

② ○印は県医療救護計画に定める災害拠点病院を表し、臨時ヘリポートの開設等ができる。

2 災害拠点精神科病院

区	病院名	所在地	電話番号(FAX)
葵区	県立こころの医療センター	葵区与一四丁目1-1	271-1135 FAX 251-6584

災害時医療用救護セット（標準）

1号保管庫

(生活衛生課)

品名	仕様規格	単位	数量	滅菌	備考
血圧計	メーター式(ケース入)	個	1		
血圧計	自動血圧計	個	1		
血圧計用電池	単3 2本パック	個	3		
聴診器	リットマン型(ケース入)	個	1		
聴診器	簡易型(大人用)	個	8		
聴診器	簡易型(小児用)	個	2		
体温計	電子式(SR-41電池1個使用)	個	2		
体温計	予測式(SR-41電池2個使用)	個	10		
体温計用電池	SR-41	個	22		
パルスオキシメータ		個	1		
パルスオキシメータ用電池	単4	個	1		
打診器	吉村式	個	1		
ペンライト	携帯用 単4 2本	個	5		
ペンライト用電池	単4 2本パック	個	5		
バイステック	舌圧子兼用	個	2	○	
手動式蘇生器	LSP社(シリコンレサシテーター)成人用	組	1		
手動式吸引器	手動式吸引器	個	1		
経鼻用エアウェイ	経鼻用 6mm	本	2	○	
経鼻用エアウェイ	経鼻用 7mm	本	2	○	
経鼻用エアウェイ	経鼻用 8mm	本	1	○	
吸引チューブ*	ネフン No.4	本	2	○	
吸引チューブ*	ネフン No.6	本	2	○	
吸引チューブ*	ネフン No.8	本	2	○	
喉頭鏡	ハンドル(1)ブレード・マッキントッシュ(特大・大・中・小)各1、ケース入、ハンドル追加(清水区は耳鼻科セット)	組	1		
喉頭鏡用電池	単2	本	2		
開口器	エスマル	本	1	○	
舌鉗子	コラン	個	1	○	
バイトブロック	大	個	2	○	
バイトブロック	小	個	2	○	
輪状甲状靭帯穿刺針	Fr.8	本	2	○	
止血鉗子	ヘアン 14cm	本	2	○	
外科剪刀	直 14cm	本	2	○	
鼻鏡	ハルトマン 中(清水区は耳鼻科セット)	本	1	○	
眼鏡型拡大鏡		個	1		
非接触体温計		個	2		
救急箱	440×640×230mm、アルミ製、手提げ・専用収納布付	箱	1		

災害時医療用救護セット（標準）

耳鼻科セット

品名	仕様規格	単位	数量	滅菌	備考
舌圧子	板状	枚	1		
鼻鏡	ハルトマン 中	本	1	○	
耳鏡	3ツ組	組	1		
咽頭捲綿子	ハルトマン	本	1		
耳鼻科用捲綿子	ルーツェ	本	3	○	
耳鼻科用ピンセット	無鈎	本	1	○	
耳鼻科用息子	銀先	本	1		
咽頭鏡	3ツ組ホルダー	本	1		
耳鼻科用ケース		組	1		

2号保管庫

品名	仕様規格	単位	数量	滅菌	備考
外科セット	EM-100(外科セット内容品)	式	1		
処置・消毒セット	(デイスボピンセット1、綿球2デケール1)/袋	袋	20	○	
救急箱	440×640×230mm、アルミ製、手提げ・専用収納布付	箱	1		

3号保管庫

品名	仕様規格	単位	数量	滅菌	備考
デイスボシリンジ	2.5ml 針無	本	10	○	
デイスボシリンジ	5ml 針無	本	10	○	
デイスボシリンジ	10ml 針無	本	10	○	
デイスボシリンジ	20ml 針無	本	10	○	
デイスボシリンジ	50ml 針無	本	3	○	
デイスボ針	18G 10入り	袋	3	○	
デイスボ針	22G 10入り	袋	3	○	
デイスボ針	23G 10入り	袋	3	○	
駆血帯	アメモム 40cm	本	5		
シャーレ	ステンレス 9cm	個	1	○	
膿盆	ステンレス 21cm	個	1	○	
膿盆	ステンレス 30cm	個	1	○	
輸液セット	デイスボ	袋	10	○	
輸液セット小児用	デイスボ	袋	10	○	
翼付針	21G 5本入り	組	5	○	
翼付針	23G 5本入り	組	5	○	
静脈留置針	サーフロー 18G 5本入	組	1	○	
静脈留置針	サーフロー 20G 5本入	組	1	○	
静脈留置針	サーフロー 22G 5本入	組	3	○	
静脈留置針	サーフロー 24G 5本入	組	1	○	
カテラン針	23G(5本入)	袋	1	○	
軟膏ペラ(舌圧子兼)	木製	本	100	○	
眼帯	ガーゼ付	個	6	○	
洗眼瓶	100ml	個	1		
受水器	ステンレス	個	1		
シーツ	デイスボ 120cm×180cm	枚	10		
処置用手袋	プラスチック M 100枚入り	箱	3		
処置用手袋	プラスチック L 100枚入り	箱	3		
手術用手袋	滅菌 No.7	双	20	○	
手術用手袋	滅菌 No.7.5	双	20	○	
ゴミ袋	家庭用 20×40cm 100枚入	袋	2		
ゴミ袋	感染性廃棄物用 45L 10枚入	袋	2		
針捨てボックス	注射針廃棄用	箱	1		
救急箱	440×640×230mm、アルミ製、手提げ・専用収納布付	箱	1		

災害時医療用救護セット（標準）

4号保管庫(薬品)

品名	仕様規格	単位	数量	滅菌	備考
サージカルテープ	紙 1インチ×9m 12巻入	本	2		
サージカルテープ	布 1インチ×9m 12巻入	本	2		
救急絆	4サイズ50枚	箱	2		
伸縮絆創膏	エラスチコン 2インチ(6個入)	箱	1		
滅菌ガーゼ	八つ折り2枚入	袋	50	○	
創傷用粘着ドレッシング	No.50 PAD 2×4cm 50枚入り	箱	1	○	
創傷用粘着ドレッシング	No.60 PAD 3×6cm 50枚入り	箱	1	○	
創傷用粘着ドレッシング	No.100 PAD 5×10cm 30枚入り	箱	1	○	
創傷用粘着ドレッシング	No.110 PAD 5×15cm 20枚入り	箱	1	○	
綿棒	50本入り	袋	1	○	
10%ボビトノード綿棒		箱	1		
綿球用アルミ容器		個	1	○	
綿球		個	1	○	
10%ボビトノード綿球		箱	1		
清浄綿	デルメン 10入り	袋	2	○	
三角巾	105×105×150cm	枚	20		
耳付包帯	3裂 反巻	本	3		
耳付包帯	4裂 反巻	本	3		
耳付包帯	5裂 反巻	本	3		
カテーブラス	85×110mm 30枚/箱	箱	2		
ハサミ	ステンレス(裁断用)	本	1		
万能剪刃	包帯切断用	本	1		
救急箱	440×640×230mm、アルミ製、手提げ・専用収納布付	箱	1		

災害時医療用救護セット（標準）

5号保管庫

品名	仕様規格	単位	数量	滅菌	備考
ロキソプロフェンNaテープ100mg	10cm×14cm 7枚×10袋/箱	箱	1		
ロキソプロフェンNa錠60mg	100錠/箱	箱	3		
アセトアミノフェン錠200mg	100錠/箱	箱	3		
アタラックスP注射液25mg	1ml×10A/箱	箱	1		
アトロピン注0.05%シリンジ	アトロピン硫酸塩水和物キット0.05%1ml シリンジタイプ	本	10		
ブスコパン注20mg	1ml×10A/箱	箱	1		
ブスコパン錠10mg	10錠×10シート/箱	箱	1		
ニトロヘン舌下錠0.3mg	100錠/箱	箱	1		
フランドルテープ40mg 硝酸イソソルビドテープ40mg	10枚×5袋/箱	箱	1		
アドレナリン注0.1%シリンジ	1ml×10本/箱 シリンジタイプ	箱	1		
ソル・マトロール静注用125mg	溶解液付	瓶	20		
ソル・マトロール静注用500mg	溶解液付	瓶	3		
キシロカイン注ボリアンフ1%	10ml×10本/箱	箱	5		
キシロカインゼリー 2%	30ml×5本/箱	箱	1		
セフォチアム塩酸塩静注用1gパック	1gキット生理食塩液100ml付10キット/箱	箱	1		
トミロン錠100	100mg 100錠/箱	箱	1		
レボフロキサシ錠250mg	100錠/箱	箱	1		
アズレン点眼液0.02%	5ml×10/箱	箱	1		
オフロキサシ点眼液0.3%	5ml×10/箱	箱	1		
アズノール軟膏0.033%	500g/本	本	1		
メイロン静注7%	20ml×10A/箱	箱	1		
リンデロンVGクリーム0.12%	30g×5本/箱	箱	1		
ネオフィリン注250mg	10ml×10A/箱	箱	1		
メプチンエア	10μg吸入 100回分 5ml×10本/箱	箱	2		
5%ビビテン液	500ml/本	本	1		
インシンスクラブ液7.5%	500ml/本	本	2		
塩化ベンザルコニウム	500ml/本 10w/v%	本	2		
ブドウ糖静注50%	20ml/本	本	20		
アムロジピンOD錠2.5mg	100錠/箱	箱	1		
ガスターD錠20mg ファモチジンOD錠20mg	100錠/箱	箱	1		
サンリズムカプセル50mg ビルシカイド塩酸塩カプセル50mg	100cap/箱	箱	1		
メインテート錠2.5mg ピロプロロールフル酸塩錠2.5mg	100錠/箱	箱	1		
コンスタン0.4mg錠	100錠/箱	箱	1		
ホクナリンテープ2mg ツロアテロールテープ2mg	10枚綴×7袋	箱	1		
メスロン錠6mg	100錠/箱	箱	1		
スミルスティック3%	40g/本	本	3		
ゲンタマイシン硫酸塩軟膏0.1%	10g/本	本	5		
消毒用エタノール	500ml/本	本	5		
食品用ラップフィルム		本	1		
ゴム印セット	ゴム印 朱肉75号 朱の油20mL	セット	1		
救急箱	440×640×230mm、アルミ製、手提げ・専用収納布付	箱	1		

災害時医療用救護セット（標準）

6号保管庫

品名	仕様規格	単位	数量	滅菌	備考
プラスチックエプロン	袖付き 指かけタイプ	枚	10		
カット綿用アルミ容器		個	2	○	
カット綿	5cm×5cm 500g	箱	2	○	
伸縮包帯	3裂 9cm×9m	本	1		
伸縮包帯	4裂 7.5cm×9m	本	1		
伸縮包帯	6裂 5cm×9m	本	1		
網包帯	手指用	個	2		
網包帯	足・肘用	個	2		
網包帯	頭部用	個	2		
止血帯	マジック止め	個	1		
バストバンド*	大	箱	1		
バストバンド*	小	箱	1		
アルフェンス	2号	箱	2		
アルフェンス	8号	箱	2		
アルフェンス	10号	箱	2		
救急箱	440×640×230mm、アルミ製、手提げ・専用収納布付	箱	1		

7号保管庫(その他追加品)

※タンホール収納

品名	仕様規格	単位	数量	滅菌	備考
LEDランタン	300ルーメン以上 単一電池	個	5		
ランタン用電池	単1	本	16		
LEDヘッドライト	180ルーメン以上 単四電池	個	5		
ヘッドライト用乾電池	単4 (2個パック)	パック	5		
トリアージタグ*	厚労省準拠品(100枚)	組	3		
お薬手帳	汎用品	冊	50		
カルテ	2枚複写式 50枚綴	冊	6		
医薬品等発注受注記録	2枚複写式 50枚綴	冊	各1		
医薬品授受記録様式2	2枚複写式 50枚綴	冊	3		
レポート用紙	A4 50枚綴	冊	1		
クリップボード*	A4対応	枚	3		
マジックインキ	黒	本	2		
サージカルマスク	大人用又は子供用 50枚入り	箱	6		
軍手	12双入り	箱	1		
雑剪刀	ステンレス 24cm	丁	2		
剃刀	毛用T字型5本入り	箱	2		
噴霧器	ホリ、ポンプ式	個	1		
水桶	布又はビニール製 6リットル	個	1		
石鹼	薬用石鹼	個	1		
手洗ブラシ	木製 毛	個	2		
金切ハサミ	ステンレス	本	1		
万能ハサミ	ステンレス	本	1		
ボールペン	黒	本	10		
ボールペン	赤	本	3		
サインペン	黒(油性、細字)	本	1		
サインペン	赤(油性、細字)	本	1		
ホッチキス	芯付き	個	1		
メモ用紙	白無地(救急用)	冊	3		
S字フック		個	6		
布ガムテープ*		個	3		
タンホール	490 × 700 × 270mm	箱	1		

災害時医療用救護セット（標準）

8号保管庫(その他追加品)

※ダンボール収納

品名	仕様規格	単位	数量	滅菌	備考
カセットコンロ	卓上型	個	2		
カセットボンベ	カセットコンロ用(3本入)	パック	3		
鍋	アルミ 30cm	個	2		
バスタオル	60×130cm	枚	10		
ダンボール	490×700×270mm	箱	1		

9号保管庫

※ダンボール収納

品名	仕様規格	単位	数量	滅菌	備考
ラクテック注(ソフトパック)	乳酸リンゲル液 500ml/本	本	10		
ブドウ糖液5%	500ml/本 ソフトパック	本	10		
生理食塩水	100ml/本	本	20		
ウエルバース	1000ml/本 ポンプ式	本	2		
イリカトル	アルミ製(折畳式)	本	1		
スポンジ付き針金副子	840mm×120mm×10mm	本	5		
スポンジ付き針金副子	640mm×95mm×10mm	本	5		
フェイスタオル	35×80cm 10枚	箱	3		
ダンボール	490×700×270mm	箱	1		

その他

品名	仕様規格	単位	数量	滅菌	備考
4ツ折車付担架	スチール製22cm×54cm×14cm	台	1		
メディアラップブランケット	120cm×200cm	枚	10		
ストレッチマット	61cm×182cm×0.6cm	枚	2		
のぼり旗	旗、ポール	組	1		
ビブス		枚	※		※救護所により異なる
布担架		枚	2		

外科セット1

品名	仕様規格	単位	数量	滅菌	備考
持針器	マッシュー 16cm	丁	5	○	
持針器	ヘガール 14cm～15cm	丁	4	○	
ピンセット	有鉤 13cm	本	10	○	
ピンセット	無鉤 13cm	本	5	○	
EM-100カスト	専用アルミカスト(固定バンド付)	箱	1		

外科セット2

品名	仕様規格	単位	数量	滅菌	備考
止血鉗子	コッヘル有直 14.5cm	丁	10	○	
止血鉗子	ヘアン無直 14.5cm	丁	5	○	
止血鉗子	モスキート 無鉤 曲 13cm	丁	5	○	
止血鉗子	モスキート 有鉤 曲 12cm～13cm	丁	4	○	
EM-100カスト	専用アルミカスト(固定バンド付)	箱	1		

災害時医療用救護セット（標準）

外科セット3

品名	仕様規格	単位	数量	滅菌	備考
外科剪刀	両鈍反 14cm	丁	5	○	
外科剪刀	片尖直 14cm	丁	5	○	
消息子	18cm	本	5	○	
三爪節鉤	17cm	組	5	○	
両頭鋭匙	ホルクマン 0-00	丁	5	○	
有鉤消息子	ローセル氏	丁	5	○	
EM-100カスト	専用アルミカスト(固定バンド付)	箱	1		

外科セット4

品名	仕様規格	単位	数量	滅菌	備考
ディスクメス	No.10	本	20	○	
ディスクメス	No.20	本	10	○	
ディスクメス	No.21	本	5	○	
EM-100カスト	専用アルミカスト(固定バンド付)	箱	1		

外科セット5

品名	仕様規格	単位	数量	滅菌	備考
縫合糸	白シルクブレード [®] 3-0、10入り	袋	5	○	
縫合糸	白シルクブレード [®] 2-0、10入り	袋	5	○	
縫合糸	白シルクブレード [®] 1-0、10入り	袋	5	○	
縫合針	外科用強弯角針 1 10入	袋	5	○	
縫合針	外科用強弯角針 3 10入	袋	5	○	
縫合針	外科用強弯角針 5 10入	袋	5	○	
EM-100カスト	専用アルミカスト(固定バンド付)	箱	1		

外科セット(EMカスト外)

品名	仕様規格	単位	数量	滅菌	備考
針付縫合糸	外科針シルク 3-0(10本)	袋	5	○	
針付縫合糸	外科針シルク 4-0(10本)	袋	5	○	
針付縫合糸	ナイロン 3-0 10入	袋	5	○	
針付縫合糸	ナイロン 4-0 10入	袋	5	○	

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある
地下街等一覧

1 地下街等（水防法第15条第1項第4号関係）

安倍川浸水想定区域内の地下街等

(危機管理総室)

地下街等の名称	所在地	所有者又は管理者
静岡紺屋町地下街	葵区紺屋町地内	紺屋町商店街振興組合
静岡市役所地下駐車場	葵区追手町5-1	市（管財課）
青葉通り駐輪場	葵区呉服町二丁目（青葉シンボルロード）	市（交通政策課）
地下駐車場エキパ	葵区黒金町地内	
紺屋町地下道	葵区紺屋町地内	市（葵南道路整備課）
江川町交差点地下道	葵区御幸町・追手町地内	
サウスポット伊伝パーキング	駿河区南町18-1（タワー棟）	サウスポット伊伝パーキング
松坂屋静岡店	葵区御幸町10-2	株松坂屋
静岡伊勢丹	葵区呉服町1-7	株静岡伊勢丹
駅ビルパルシェ	葵区黒金町49（駅ビル）	静岡ターミナル開発株
静岡パルコ	葵区紺屋町6-7（田丸屋ビル）	株パルコ静岡店
葵タワー	葵区紺屋町17-1	葵タワー管理組合法人

巴川浸水想定区域内の地下街等

名 称	所 在 地	管 理 者 等 名
株バロー 清水高橋店	清水区高橋五丁目1-1	株バロー 清水高橋店

※ 但し、静岡市地域防災計画で定める地下街等の範囲は、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものとし、水防法に基づく浸水想定区域内の地下施設等であって、消防法第8条第1項に規定する防火対象物のうち、地階が消防法施行令別表第一1項、4項、13項イの用途に供されるもの（但し、所有者、管理者または占有者の利用に限られる場合を除く。）及び16の3項に規定する準地下街並びに建築物の地階が地下街、地下道及び地下コンコース等に接続するものとしている。

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧表

令和5年4月1日現在

(水防法第15条第1項第4号関係、土砂法第8条第1項第4号関係、津波防災地域づくりに関する法律第70条1号関係)

Table with columns: No, 地区支部, 施設名称, 所在地, 安倍川, 糞科川, 糞科川上流, 足久保川, 巴川, 大沢川, 長尾川, 丸子川, 鹿原川, 山切川, 興津川, 富士川, 警戒区域, 特別警戒区域, 土砂災害警戒区域, 所管課, 定義番号. Contains 106 rows of facility details.

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧表

令和5年4月1日現在

(水防法第15条第1項第4号関係、土砂法第8条第1項第4号関係、津波防災地域づくりに関する法律第70条1号関係)

Table with columns: No, 地区支部, 施設名称, 所在地, 安倍川, 蕨科川, 蕨科川上流, 足久保川, 巴川, 大沢川, 長尾川, 丸子川, 鹿原川, 山切川, 興津川, 富士川, 洪水浸水想定区域, 土砂災害特別警戒区域, 津波災害警戒区域, 所管課, 定義番号. Rows list various facilities across different districts like 中田, 大里西, 大里東, 中島, 宮竹, 東源台.

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧表

令和5年4月1日現在

(水防法第15条第1項第4号関係、土砂法第8条第1項第4号関係、津波防災地域づくりに関する法律第70条1号関係)

Table with columns: No, 地区支部, 施設名称, 所在地, 安倍川, 葦科川, 粟科川上流, 足久保川, 巴川, 大沢川, 長尾川, 丸子川, 鹿原川, 山切川, 興津川, 富士川, 警戒区域, 土砂災害特別警戒区域, 災害火害警戒区域, 所管課, 定義番号. It lists various facilities such as nursing homes, kindergartens, and day care centers across different regions like 東源台, 長田北, and 長田東.

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧表

令和5年4月1日現在

(水防法第15条第1項第4号関係、土砂法第8条第1項第4号関係、津波防災地域づくりに関する法律第70条1号関係)

Table with columns: No, 地区支部, 施設名称, 所在地, 洪水浸水想定区域 (安倍川, 蕨科川, 蕨科川上流, 足久保川, 巴川, 大沢川, 長尾川, 丸尾川, 鹿原川, 山切川, 興津川, 富士川), 土砂災害特別警戒区域, 定義番号. The table lists various facilities across different districts like 長田西, 川原, 長田南, 江尻, and 入江, detailing their names, addresses, and disaster risk categories.

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧表

令和5年4月1日現在

(水防法第15条第1項第4号関係、土砂法第8条第1項第4号関係、津波防災地域づくりに関する法律第70条1号関係)

Table with columns: No, 地区支部, 施設名称, 所在地, 安倍川, 蕨科川, 蕨科川上流, 足久保川, 巴川, 大沢川, 長尾川, 丸子川, 鹿原川, 山切川, 興津川, 富士川, 警戒区域, 土砂災害特別警戒区域, 津波災害警戒区域, 所管課, 定義番号. Rows list various facilities like schools, care centers, and community centers across different districts.

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧表

令和5年4月1日現在

(水防法第15条第1項第4号関係、土砂法第8条第1項第4号関係、津波防災地域づくりに関する法律第70条1号関係)

No	地区支部	施設名称	所在地	洪水浸水想定区域											土砂災害 特別警戒区域	津波 特別警戒区域	所管課	定義 番号	
				安倍川	藁科川	藁科川上流	足久保川	巴川	大沢川	長尾川	丸子川	鹿原川	山切川	興津川					富士川
1061	蒲原	さくらワーク	清水区蒲原44													○		障害者支援推進課	6
1062	蒲原	グループホームひだまり	清水区蒲原45-9													○		障害者支援推進課	6
1063	蒲原	蒲原老人福祉センター	清水区蒲原神沢1363-4													○		高齢者福祉課	1
1064	蒲原	好日の園	清水区蒲原神沢1359-1													○		高齢者福祉課	1
1065	蒲原	好日の園短期入所生活介護事業所	清水区蒲原神沢1359-1													○		介護保険課	1
1066	蒲原	たんぼぼ村	清水区蒲原一丁目3-5													○	○	介護保険課	1
1067	蒲原	好日の園 デイサービスセンター	清水区蒲原神沢1359-1													○		介護保険課	1
1068	蒲原	藤原接骨院デイサービスセンター ふあみ	清水区蒲原5111-2-1													○		介護保険課	1
1069	蒲原	わっしょい蒲原	清水区蒲原新栄63-1													○		介護保険課	1
1070	蒲原	藤原接骨院デイサービスセンター せらびす	清水区蒲原二丁目11-1													○		介護保険課	1
1071	蒲原	どろん子児童クラブ	清水区蒲原新田二丁目25-1													○		子ども未来課	8
1072	蒲原	東光幼稚園	清水区蒲原二丁目13-3													○		幼保支援課	13
1073	蒲原	蒲原東部こども園	清水区蒲原5092-3													○		こども園課	8
1074	蒲原	蒲原西小学校	清水区蒲原新田二丁目25-1													○		児童生徒支援課	13
1075	蒲原	蒲原中学校	清水区蒲原49													○		児童生徒支援課	13
1076	由比	由比第一児童クラブ	清水区由比町原原329													○	○	子ども未来課	8
1077	由比	入山こども園	清水区由比入山1964													○		こども園課	8
1078	由比	由比小学校	清水区由比町原原329													○	○	児童生徒支援課	13
				480	32	8	12	184	5	116	77	28	17	22	6	211	67	136	
				対象施設											水防法:	857			
															土砂法:	211			
															津波法:	136			
															合 計:	1,204			

要配慮者利用施設の定義

要配慮者利用施設(厚労省関係)

	施設・事業名称	担当部局
1	老人福祉関係施設 ・老人福祉施設(老人介護支援センターを除く)※ 老人福祉法第5条の3に規定する施設(ただし、老人介護支援センターを除く) ※介護保険法(平成12年法律第123号)第8条第25項に規定する施設も含む ・有料老人ホーム 老人福祉法第29条に規定する施設 ・その他、老人福祉関係施設に類する施設 その他、老人居宅生活支援事業を行う施設(同法第5条の2第3項から第7項までに規定する事業を行うものに限る。)、高齢者の住居の安定確保に関する法律第5条に規定する住宅(サービス付き高齢者向け住宅)等	保健福祉長寿局 都市局
2	身体障害者社会参加支援施設 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する施設	保健福祉長寿局
3	障害者支援施設 障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する施設	保健福祉長寿局
4	地域活動支援センター 障害者総合支援法第5条第26項に規定する施設	保健福祉長寿局
5	福祉ホーム 障害者総合支援法第5条第27項に規定する施設	保健福祉長寿局
6	障害者福祉サービスの用に供する施設 ・生活介護等を行う事業の用に供する施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項、第12項、第13項及び第14項に規定する施設(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行う事業の用に供する施設) ・その他障害者福祉サービスの用に供する施設に類する施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項、第8項及び第15項に規定する事業所(療養介護 ^{※1} 、短期入所(単独型の用に供するものとする。))及び共同生活援助を行う事業の用に供する施設)	保健福祉長寿局
7	保護施設(医療保護施設及び宿泊提供施設を除く) ・救護施設、更生施設、授産施設 生活保護法第38条第1項第1号、第2号および第4号に規定する施設 ・医療保護施設、宿所提供施設 生活保護法第38条第1項第3号および第5号に規定する施設	保健福祉長寿局
	児童福祉施設	子ども未来局

要配慮者利用施設の定義

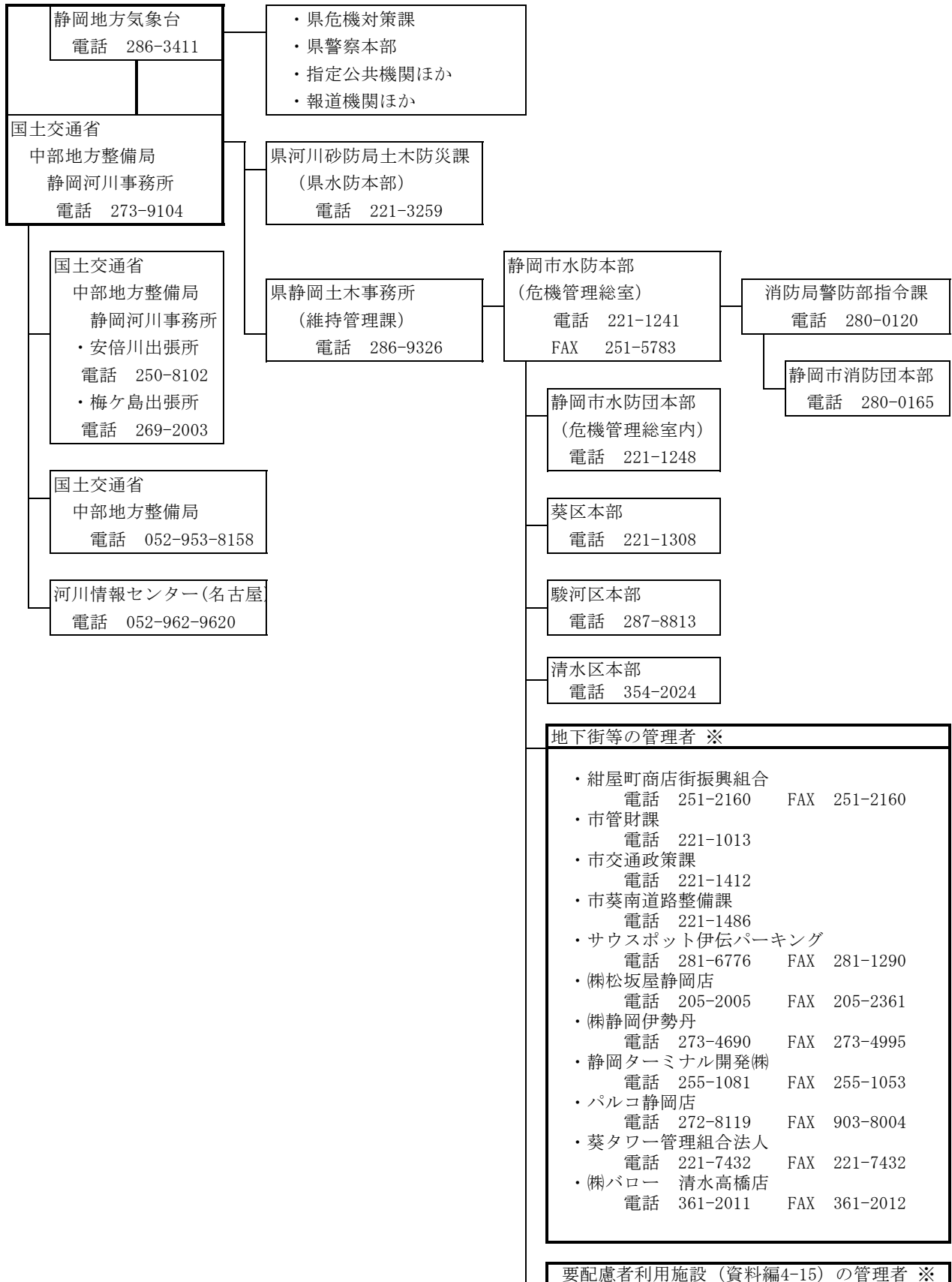
8	<p>・児童福祉施設(自立支援施設を除く)</p> <p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する施設(ただし、児童自立支援施設を除く)</p> <p>・その他児童福祉関連施設に類する施設</p> <p>児童自立支援施設。その他、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設等(児童福祉法第7条に該当する施設を除く)</p>	保健福祉長寿局
9	<p>障害児通所支援事業の用に供する施設</p> <p>・児童発達支援等を行う事業に供する施設</p> <p>児童福祉法第6条の2の2第2項、第3項及び第4項に規定する障害児通所支援の事業の用に供する施設(児童発達支援、医療型児童発達支援^{※1}及び放課後等デイサービスを行う事業の用に供する施設)</p>	子ども未来局 保健福祉長寿局
10	<p>母子・父子福祉施設^{※1}</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法第39条に規定する母子・父子福祉センター及び母子・父子休養ホーム</p>	子ども未来局
11	<p>母子健康包括支援センター</p> <p>母子保健法第22条に規定する施設</p>	保健福祉長寿局
12	<p>医療関係施設</p> <p>・病院</p> <p>医療法第1条の5第1項に規定する施設等</p> <p>・診療所</p> <p>医療法第1条の5第2項に規定する施設等</p> <p>・助産所</p> <p>医療法第2条第1項に規定する施設等</p> <p>・その他医療関係施設に類する施設</p>	保健福祉長寿局

要配慮者利用施設(文科省関係)

	施設・事業名称	担当部局
13	<p>幼稚園、特別支援学校、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校</p> <p>学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に基づくもの</p>	子ども未来局 教育局
14	その他これらに類する施設	危機管理総室

※1 津波のみ除く

洪水・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある
地下街等・要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達系統図



※連絡については、静岡市防災メール
(資料編7-6参照)による

幹線避難路

一次避難地	避難経路							広域避難地			
静岡高校→			長谷通線→	中町長谷通線→	静岡環状線→	駿府町北安東線→	駿府城公園 総延長720m				
西草深公園→		麻機街道線→	静岡環状線→	西草深町4号線→	城内5号線→	城内1号線→	駿府城公園 総延長790m				
安東公園・城東公園→						駿府町北安東線→	駿府城公園 総延長450m				
鷹匠公園→			静岡環状線→	静岡清水線→	駿府町鷹匠町線→	城内1号線→	駿府城公園 総延長730m				
清水公園→			鷹匠町音羽町2号線→	静岡環状線→	静岡清水線→	駿府町鷹匠町線→	駿府城公園 総延長1210m				
横内小学校→				城内1号線→	静岡清水線→	駿府町鷹匠町線→	駿府城公園 総延長1290m				
伝馬町小学校→			御幸町柚木旧東海道線→	静岡清水線→	追手町音羽町線→	城内1号線→	駿府城公園 総延長790m				
番町市民活動センター→		土太夫町田町線→	呉服町線→	藤枝静岡線→	井川湖御幸線→	城内4号線→	城内1号線→ 駿府城公園 総延長1250m				
安東小学校→						太田町大岩線→	城北公園 総延長300m				
安東中学校・城北高校→						銭座大岩線→	麻機街道線→ 城北公園 総延長1100m				
安西小学校・末広中学校→				井川湖御幸線→	片羽町水道線→	辰起町1号線	辰起町スポーツ広場 総延長1400m				
番町小学校→			三番町3号線→	西門町新富町線→	静岡環状線→	国道362号線→	田町緑地スポーツ広場 総延長980m				
田町公園→						橋町町線→	田町緑地スポーツ広場 総延長210m				
新通小学校→					西門町新富町線→	藤枝静岡線→	弥勒スポーツ広場 総延長1400m				
常盤公園→				西門町新富町線→	七間町線→	国道1号線→	弥勒スポーツ広場 総延長2170m				
駒形公園→				七間町線→	静岡環状線→	国道1号線→	弥勒スポーツ広場 総延長950m				
中田小学校→			宝台院下鳥線→	静岡環状線→	南安倍中原2号線→	中原2号線→	中原スポーツ公園 総延長3200m				
森下小学校及び森下公園→					静岡環状線→	南幹線→	草薙総合運動公園 総延長3920m				
八幡山公園→				丸子池田線→	東町豊田線→	南幹線→	草薙総合運動公園 総延長3800m				
西豊田小学校→						南幹線→	草薙総合運動公園 総延長2200m				
南部小学校→			日出町高松線→	中野小鹿線→	国道150号線	中野新田中原線→	中原スポーツ公園 総延長2520m				
東海大学三保研修館→			0101号線→	2216号線→	0204号線→	2217号線→	清水第五中学校 総延長1480m				
三保生涯学習交流館→						0204号線→	清水三保第一小学校 総延長390m				
清水三保第二小学校→				2120号線→	2121号線→	2100号線→	海上技術短期大学校 総延長705m				
清水駒越小学校→			2091号線→	2306号線→	国道150号線→	0210号線→	果樹センター 総延長1380m				
忠霊塔公園→				県道駒越富士見線(市立病院通り)→	国道150号線→	0210号線→	柑橘試験場 総延長880m				
市営体育館→		3001号線→	0133号線→(ボラ並木通り)	0277号線→(柳宮通り)	0130号線→(あじさい通り)	0105号線→(日本平さくら通り)	日本平公園 総延長2380m				
清水不二見小学校→			0133号線→(ボラ並木通り)	0277号線→(柳宮通り)	0130号線→(あじさい通り)	0105号線→(日本平さくら通り)	日本平公園 総延長2830m				
清水小学校→					0130号線→(あじさい通り)	0105号線→(日本平さくら通り)	日本平公園 総延長1000m				
清水第四中学校→					0129号線→(天王山遺跡通り)	0105号線→(日本平さくら通り)	日本平公園 総延長1230m				
宮加三方面→							船越堤公園 総延長1950m				
清水第三中学校→		0134号線→(花みずき通り)	3060号線→	4007号線→	0131号線→	0218号線→	1143号線→	1153号線→	船越堤公園 総延長2140m		
清水岡小学校・清水第二中学校→			県道駒越富士見線→	4007号線→	0131号線→	0218号線→	1143号線→	1153号線→	船越堤公園 総延長2190m		
月見公園→		4079号線→	0215号線→(花みずき通り)	0137号線→(記念塔通り)	0131号線→	0218号線→	1143号線→	1153号線→	船越堤公園 総延長3450m		
静岡市清水庁舎→		3271号線→	国道149号線→	県道入江富士見線(記念塔通り)→	0137号線→(記念塔通り)	0131号線→	0218号線→	1143号線→	1153号線→	船越堤公園 総延長2830m	
清水浜田小学校→			0277号線→(柳宮通り)	県道入江富士見線(記念塔通り)→	0137号線→(記念塔通り)	0131号線→	0218号線→	1143号線→	1153号線→	船越堤公園 総延長2410m	
桜が丘公園→			4131号線→	0134号線→(花みずき通り)	0137号線→(記念塔通り)	0131号線→	0218号線→	1143号線→	1153号線→	船越堤公園 総延長1800m	
清水西高等学校				4125号線→	0137号線→(記念塔通り)	0131号線→	0218号線→	1143号線→	1153号線→	船越堤公園 総延長3180m	
清水入江小学校→	4234号線→	0226号線→	4290号線→	0227号線→	1207号線→	0131号線→	0218号線→	1143号線→	1153号線→	船越堤公園 総延長2700m	
清水第八中学校→	公衆用道路→	0226号線→	4290号線→	0227号線→	1207号線→	0131号線→	0218号線→	1143号線→	1153号線→	静岡市内の道路→	静岡県立大周辺 総延長1980m
清水有度第一小学校→				4308号線→	県道静岡草薙清水線→	0139号線→	1354号線→	静岡市内の道路→	静岡県立大周辺 総延長1120m		
清水第七中学校→					県道静岡草薙清水線→	0139号線→	1354号線→	静岡市内の道路→	静岡県立大周辺 総延長1050m		
清水有度第二小学校→				1370号線→	0224号線→	0139号線→	1354号線→	静岡市内の道路→	静岡県立大周辺 総延長1390m		
静岡サレジオ高校→				国道1号線	県道平山・草薙停車場線→	4499号線→	静岡市内の道路→	静岡市内の道路→	静岡県立大周辺 総延長1100m		
清水江尻小学校→				0229号線→	国道1号線→	県道清水停車場線(八坂通り)→	3451号線→	3437号線→	清水東高等学校 総延長860m		
清水辻小学校・清水第一中学校→					0277号線→	0144号線→	0145号線→	3437号線→	清水東高等学校 総延長430m		
清水国際学園→								3437号線→	秋葉山公園 総延長1150m		
清水袖師中学校→			3515号線→	0243号線→	0241号線→	0242号線→	3548号線→	3547号線→	秋葉山公園 総延長1800m		
清水袖師小学校→				3515号線→	0277号線→	0144号線→	0145号線→	3464号線→	秋葉山公園 総延長1180m		
清水飯田東小学校→					6028号線→	0147号線→	国1・静岡バイパス→	3547号線→	興津中学校・カンキョウ研究津畔拠点 総延長540m		
清水興津小学校・宗像神社→						7018号線→	0253号線→	7006号線→			

※01〇〇号線(1級市道) 02〇〇号線(2級市道) 〇〇〇〇号線(その他市道)、下段()内は市道の愛称名を表す。

緊急輸送路一覧表

(1)市が管理する緊急輸送路

利用特性	路線名
1次	(国)150号
1次	(主)清水停車場線
1次	(主)山脇大谷線
1次	(主)清水富士宮線
1次	(主)中島南安倍線
1次	(市)山切15号線
1次	(市)庵原町杉山2号線
2次	(国)150号
2次	(国)362号
2次	(主)井川湖御幸線
2次	(主)山脇大谷線
2次	(主)清水富士宮線
2次	(一)富士由比線
2次	(一)静岡朝比奈藤枝線
2次	(一)奈良間手越線
2次	(一)高松日出線
2次	(一)入江富士見線
2次	(一)駒越富士見線
2次	(市)丸子新田広野三丁目線
2次	(市)飯間本線
2次	(市)小瀬戸飯間線
2次	(市)谷津小瀬戸線
2次	(市)中野小鹿線
2次	(市)東町豊田線
2次	(市)流通センター中央線
2次	(市)南沼上上土線
3次	(主)井川湖御幸線
3次	(主)梅ヶ島温泉昭和線
3次	(主)南アルプス公園線
3次	(一)三ツ峰落合線
3次	(一)藤枝静岡線
3次	(一)静岡環状線
3次	(市)丸子池田線
3次	(市)東静岡南北線
3次	(一)静岡草薙清水線
3次	(市)宮前大谷線

(2)市以外が管理する緊急輸送路

利用特性	路線名
1次	東名高速道路
1次	新東名高速道路(連絡路込み)
1次	中部横断自動車道
1次	国道1号(バイパス)
1次	国道1号
1次	国道52号
1次	興津埠頭7号道路
1次	興津埠頭11号道路
1次	興津埠頭18号道路
1次	興津埠頭23号道路
1次	袖師臨港道路
1次	日の出埠頭1号道路
1次	日の出埠頭6号道路

第1次緊急輸送路

高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路。東名ICと新東名ICを結ぶ道路や、東名・新東名IC、防災拠点港湾と重要路線とを結ぶ道路など

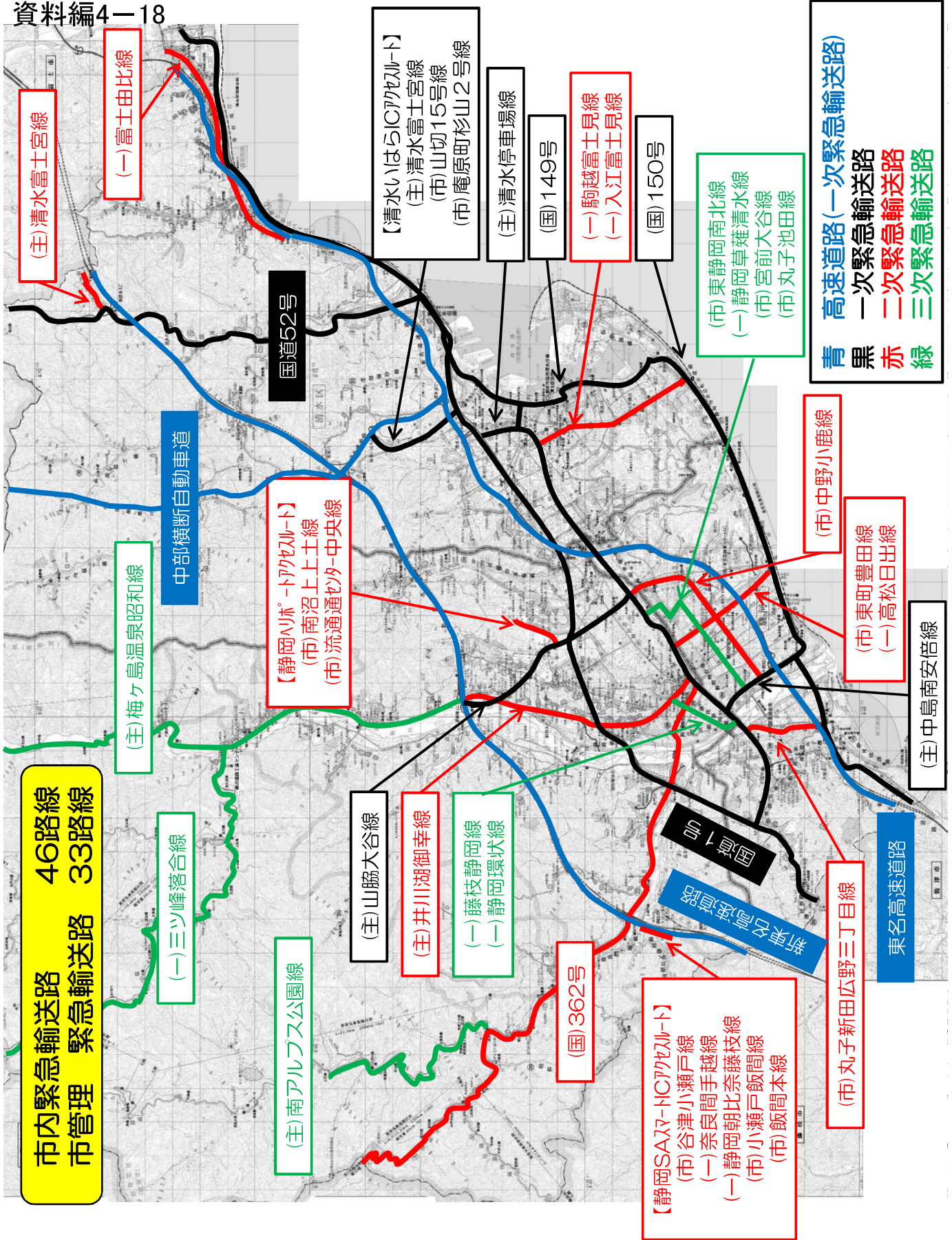
第2次緊急輸送路

第1次緊急輸送路と重要な指定拠点※とを連絡する道路
(※平成8年当時の市町村役場、政令市区役所等)

第3次緊急輸送路

第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路及びその他の道路

※(国):国道
(主):主要地方道
(一):一般県道
(市):市道



青 高速道路(一次緊急輸送路)
黒 一次緊急輸送路
赤 二次緊急輸送路
緑 三次緊急輸送路

市内緊急輸送路 46路線
市管理 緊急輸送路 33路線

(主)清水富士宮線
 (一)富士由比線

【清水いほらICアケル-ト】
 (主)清水富士宮線
 (市)山切15号線
 (市)庵原町杉山2号線

(主)清水停車場線
 (国)149号

(一)駒越富士見線
 (一)入江富士見線
 (国)150号

(市)東静岡南北線
 (一)静岡草薙清水線
 (市)宮前大谷線
 (市)丸子池田線

中部横断自動車道
 (主)梅ヶ島温泉昭和線

(一)三ツ峰落合線

【静岡ハリポ-トアケル-ト】
 (市)南沼上上土線
 (市)流通通切タ-中央線

(主)山脇大谷線

(主)井川湖御幸線

(一)藤枝静岡線
 (一)静岡環状線

(主)南アルプス公園線

(国)362号

【静岡SAマ-トICアケル-ト】
 (市)谷津小瀬戸線
 (一)奈良間手越線
 (一)静岡朝比奈藤枝線
 (市)小瀬戸飯間線
 (市)飯間本線

(市)中野小鹿線

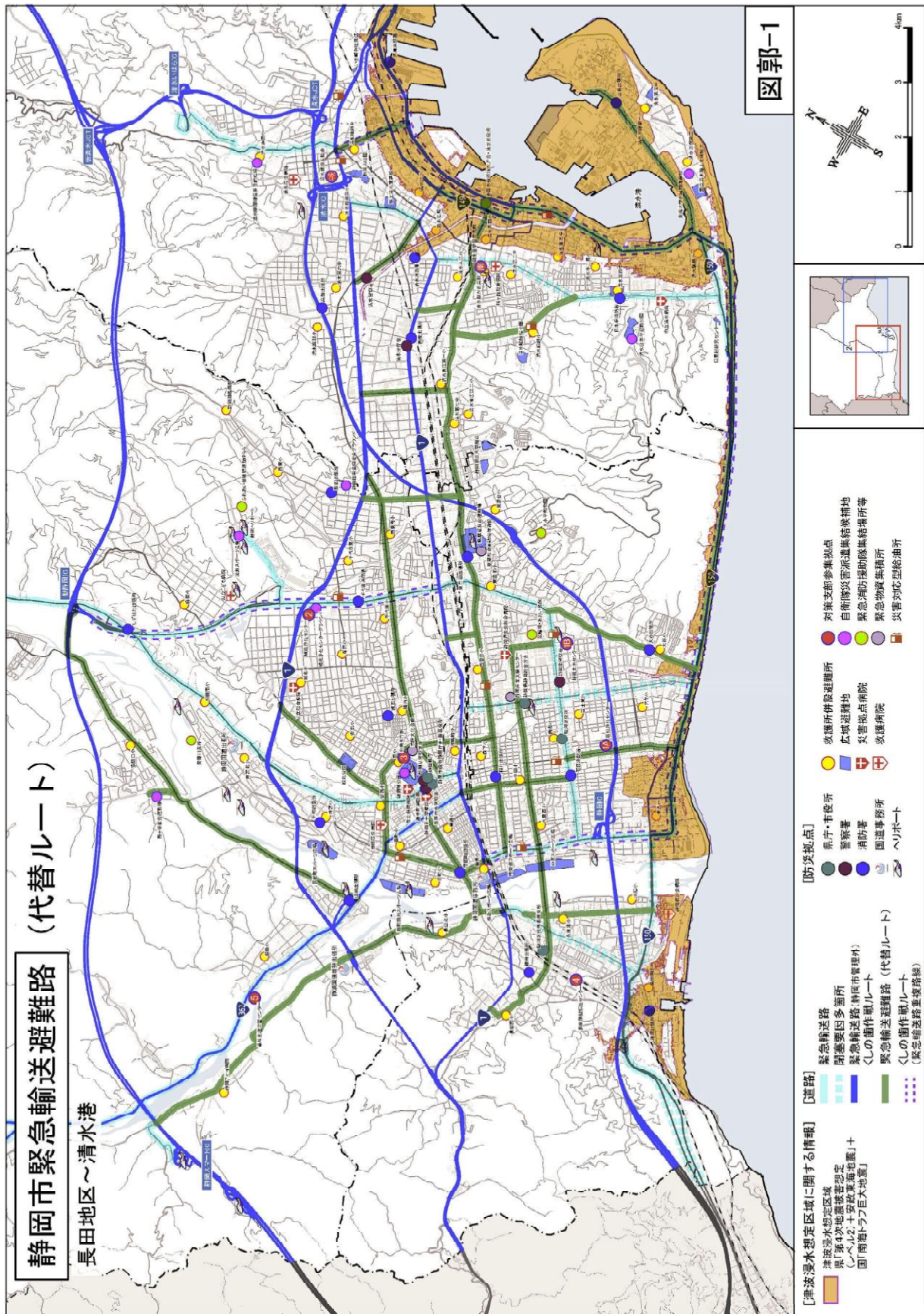
(市)東町豊田線
 (一)高松日出線

(主)中島南安倍線

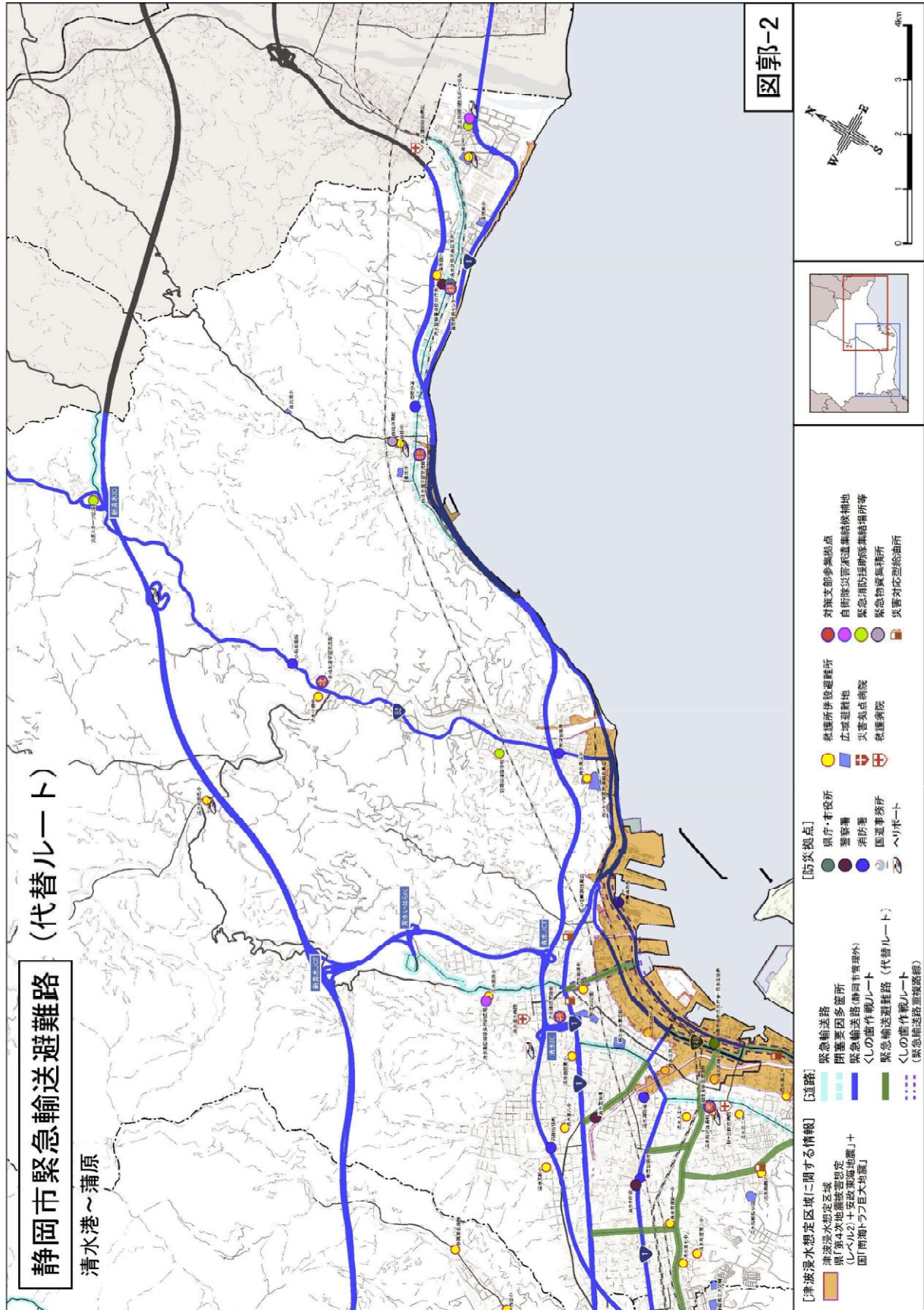
(市)丸子新田広野三丁目線

東名高速道路

緊急輸送路が災害時に通行できない場合の代替ルートおよび代替となりえる緊急輸送路を補完し、避難路としても有効な道路として本市が定めた道路



緊急輸送路が災害時に通行できない場合の代替ルートおよび代替となりえる緊急輸送路を補完し、避難路としても有効な道路として本市が定めた道路



緊急輸送ルート 中部地域局管内 市町役場

方面	連番	拠点(施設)名称	位置情報		IC名	距離	ルート	最寄りIC(東名高速)		最寄りIC(新東名)	
			所在地(住所)	緯度				経度	IC名	距離	ルート
中部	1	静岡県庁	静岡市委区追手町9-6	34.97682	138.38297	静岡IC	5	(主)中島南安倍線→(一)静岡環状線→(一)藤枝静岡線 →(主)井川湖御幸線→(市)城内3号線	8	(主)山脇大谷線→(主)井川湖御幸線→(市)城内3号線	
中部	2	藤枝総合庁舎	藤枝市瀬戸新屋362-1	34.84841	138.23612	焼津IC	9	(主)焼津森線(1次)→(一)島田岡部線	9	連絡路(国)1号→(主)焼津森線(1次)→(一)島田岡部線	
中部	3	静岡市役所	静岡市委区追手町5-1	34.975401	138.383268	静岡IC	5	(主)中島南安倍線(1次)→(一)静岡環状線→(一)藤枝静岡線→(主)井川湖御幸線(2次)	8	(主)山脇大谷線→(主)井川湖御幸線(2次)	
中部	4	島田市役所	島田市中央町5-1	34.836577	138.174602	吉田IC	9	(主)島田吉田線(1次)→(主)島田吉田線BP→(市)梅井御 炬屋線→(一)島田岡部線→(主)島田停車場線(1次)→ (市)藤枝黒俣線	10	(国)473号(1次)→(国)1号→(一)伊久美元島田線→(一) 島田岡部線→(主)島田停車場線→(市)藤枝黒俣線	
中部	5	焼津市役所 (防災セン ター)	焼津市石津728-2	34.843071	138.30948	焼津IC	7	(主)焼津森線(1次)→(国)150号(1次)→(市)小川島田幹線	12	連絡路(国)1号→(主)焼津森線(1次)→(国)150号(1次)→ (市)小川島田幹線	
中部	6	藤枝市役所	藤枝市岡出山1-11-1	34.867179	138.256961	焼津IC	6	(主)焼津森線(1次)→(一)島田岡部線→(主)藤枝黒俣線 →(市)6地区5号線	7	連絡路(国)1号→(主)焼津森線(1次)→(一)島田岡部線 →(主)藤枝黒俣線→(市)6地区5号線	
中部	7	牧之原市役所	牧之原市静波447-1	34.740054	138.224644	吉田IC	8	(主)島田吉田線(1次)→(国)150号→(市)静波67号線→ (市)静波65号線	23	(国)473号(1次)→(一)菊川榛原線→(市)静波65号線	
中部	8	吉田町役場	榛原郡吉田町住吉87	34.770889	138.252004	吉田IC	3	(主)島田吉田線(1次)→(国)150号	20	(国)473号→(国)1号BP→(一)伊久美元島田線[217]→ (一)島田岡部線→(市)精井御炬屋線→(主)島田吉田線 [34]→(主)島田吉田線[34]BP→(国)150号	
中部	9	川根本町役場	榛原郡川根本町上長尾627	35.046964	138.080928	相良牧之川	43	(国)473号(1次→2次)→(国)1号→(市)本通り向谷線→ (主)島田川根線→(主)藤枝天童→(主)川根寸又岐線→ (一)森野下泉停車場線→(国)362号→(市)高畑田野口停 車場線→(市)高畑郷線→(市)上長尾高畑郷線	30	(国)473号→(国)1号→(市)本通り向谷線→(主)島田川根 線→(主)藤枝天童線→(市)川根寸又岐線→(一)森野下 泉停車場線→(国)362号→(市)高畑田野口停車場線→ (市)高畑郷線→(市)上長尾高畑郷線	

※緊急輸送ルート

発災後における被災地及び拠点・施設等への進出経路のこと。発災時の初動体制を迅速に確立し、
的確な緊急輸送活動を実施するため、事前に定め関係機関等に周知しておくもので、「くしの歯
ルート (STEP1~3)」、「拠点・施設等への進出ルート」から構成される。

緊急輸送ルート 中部地域局管内 災害拠点病院

方面	連番	拠点(施設)名称	位置情報			最寄りIC(東名高速)		最寄りIC(新東名)	
			所在地(住所)	緯度	経度	IC名	距離	IC名	距離
中部	6	静岡県立総合病院	静岡市委区北安東4丁目27-1	35.00424	138.38767	清水IC	10	新静岡IC	6
中部	5	静岡市立静岡病院	静岡市委区追手町10-93	34.977904	138.379578	静岡IC	5	新静岡IC	7
中部	6	静岡市立清水病院	静岡市清水区宮加三1231	34.983073	138.49097	清水IC	7	清水いばらIC	12
中部	7	静岡赤十字病院	静岡市委区追手町9-2	34.976669	138.380865	静岡IC	5	新静岡IC	8
中部	8	静岡済生会総合病院	静岡市駿河区小鹿1丁目1-1	34.975654	138.412352	静岡IC	5	新静岡IC	9
中部	7	市立島田市民病院	島田市野田1200-5	34.845324	138.182667	吉田IC	10	島田金谷IC	9
中部	8	焼津市立総合病院	焼津市道原1000	34.837199	138.307217	焼津IC	7	藤枝岡部IC	12
中部	9	藤枝市立総合病院	藤枝市駿河台4-1-11	34.860351	138.23064	焼津IC	11	藤枝岡部IC	11

※緊急輸送ルート

発災後における被災地及び拠点・施設等への進出経路のこと。発災時の初動体制を迅速に確立し、的確な緊急輸送活動を実施するため、事前に定め関係機関等に周知しておくもので、「くしの歯」ルート（STEP1～3）、「拠点・施設等への進出 ルート」から構成される。

緊急輸送ルート 中部危機管理局管内 救助活動拠点

方面	連番	拠点(施設)名称	位置情報		IC名	距離	最寄りIC(東名高速)		最寄りのIC(新東名)		
			所在地(住所)	緯度			経度	ルート	ルート	IC名	距離
中部	1	静岡県警察中部運転免許センター	静岡市葵区与一六丁目16-1	35.017011	138.371811	静岡IC	10	(主)中島南安倍線(1次)→(国)1号(1次)→(主)井川湖御幸線(2次)→市道	新静岡IC	3	(主)井川湖御幸線(2次)→市道
中部	2	狩野橋スポーツ広場	静岡市葵区与一四丁目地先	35.007039	138.362708	静岡IC	11	(主)中島南安倍線(1次)→(国)1号(1次)→(主)井川湖御幸線(2次)→(国)1号BP→(主)大川静岡線→市道	新静岡IC	7	(主)井川湖御幸線(2次)→(国)1号BP→(主)大川静岡線→市道
中部	3	静岡市西ヶ谷総合運動場	静岡市葵区西ヶ谷8-1	35.013142	138.353544	静岡IC	12	(主)中島南安倍線(1次)→(国)1号(1次)→(主)井川湖御幸線(2次)→(主)静岡環状線→(国)362号→(主)海ヶ島温泉昭和線→市道	新静岡IC	6	(主)井川湖御幸線(2次)→(主)山脇大谷線(1次)→(主)橋ヶ島温泉昭和線→市道
中部	4	与一地主安倍川左岸河川敷	静岡市葵区与一六丁目地先	35.018206	138.371032	静岡IC	10	(主)中島南安倍線(1次)→(国)1号(1次)→(主)井川湖御幸線(2次)→市道	新静岡IC	3	(主)井川湖御幸線(2次)→市道
中部	5	静岡市ふれあい健康増進館ゆらら	静岡市葵区南沼上1379-1	35.026271	138.411351	清水IC	11	(国)1号→(主)山脇大谷線(1次)→市道	新静岡IC	6	(主)山脇大谷線(1次)→市道
中部	6	駿府城公園	静岡市葵区駿府公園1-1	34.9811	138.384473	静岡IC	7	(主)中島南安倍線(1次)→(国)1号(1次)→(主)井川湖御幸線(2次)→(主)静岡環状線→市道	新静岡IC	8	(主)井川湖御幸線(2次)→(主)静岡環状線→市道
中部	7	静岡県草薙総合運動場	静岡市駿河区栗原19-1	34.991463	138.431268	清水IC	10	(国)1号(1次)→(主)清水停車場線(1次)→(国)1号(1次)→(主)山脇大谷線(1次)→(主)静岡草薙清水線	新静岡IC	8	(主)山脇大谷線(1次)→(主)静岡草薙清水線
中部	8	静岡県警察本部警備部機動隊	静岡市駿河区丸子6915-8	34.937993	138.316829	静岡IC	9	(主)中島南安倍線(1次)→(国)1号(1次)	新静岡IC	13	(主)井川湖御幸線(2次)→市道→(国)1号BP(1次)
中部	9	静岡競輪場	静岡市駿河区小鹿2-9	34.969443	138.420707	静岡IC	5	(主)中島南安倍線(1次)→市道	新静岡IC	8	(主)山脇大谷線(1次)→市道
中部	10	静岡市立日本平動物園	静岡市駿河区池田1767-1	34.980617	138.437369	静岡IC	8	(主)中島南安倍線(1次)→市道(南中央通り)(2次)→(主)山脇大谷線(1次)→(主)静岡草薙清水線→市道	新静岡IC	9	(主)山脇大谷線(1次)→(主)静岡草薙清水線→市道
中部	11	富士川河川敷スポーツ広場	静岡市清水区蒲原東地先	35.128391	138.627178	富士IC	9	(主)田子の浦港富士イター線(1次)→(主)富士停車場線(1次)→(国)1号(1次)→市道	新富士IC	12	(主)田子の浦港富士イター線(1次)→(主)富士停車場線(1次)→(国)1号(1次)→市道
中部	12	東海大学付属翔洋高校	静岡市清水区折戸3-20-1	34.987113	138.512355	清水IC	9	(国)1号(1次)→(主)清水停車場線(1次)→(国)1号(1次)→(主)入江富士見線(2次)→(主)静岡草薙清水線(2次)→(主)入江富士見線(2次)→(主)三保駒越線→市道	清水いばらIC	14	(主)清水富士宮線(1次)→(国)1号(1次)→(主)清水停車場線(1次)→(主)入江富士見線(2次)→(主)入江富士見線(2次)→(主)入江富士見線(2次)→(主)三保駒越線→市道
中部	13	静岡県消防学校	静岡市清水区谷津町一丁目577-1	35.069859	138.518028	清水IC	8	(国)1号(1次)→(国)52号(1次)→市道	新清水IC	12	(国)52号(1次)→市道
中部	14	清水権原球場	静岡市清水区陸原町3000	35.057328	138.466998	清水IC	3	(国)1号(1次)→(主)清水富士宮線(1次)→市道	清水いばらIC	2	市道
中部	15	中央スポーツ広場	静岡市清水区栗原185-1	35.150039	138.52306	清水IC	18	(国)1号(1次)→(国)52号(1次)	新清水IC	1	(国)52号(1次)
中部	16	静岡市蒲原体育館	静岡市清水区蒲原新田1-21-1	35.150039	138.52306	富士IC	12	(主)田子の浦港富士イター線(1次)→(主)富士停車場線(1次)→(主)富士由比線(2次)→(主)富士由比線(2次)	清水いばらIC	19	市道→清水JCTの下→(国)1号(1次)→(主)富士由比線(2次)

※緊急輸送ルート

発災後における被災地及び拠点・施設等への進出経路の確保。発災時の初動体制を迅速に確立し、的確な緊急輸送活動を実施するため、事前に定め関係機関等に周知しておくもので、「くしの窟ルート(STEP1~3)」、「拠点・施設等への進出ルート」から構成される。

重要物流道路等一覧表

(1) 市が管理する重要物流道路等

① 重要物流道路

路線名
(国) 149号
(国) 150号 ※旧道除く
(主) 山脇大谷線 (県道 74号)
(主) 清水富士宮線 (県道 75号)
(主) 中島南安倍線 (県道 84号)
(一) 清水インター線 (県道 338号)
(一) 静岡草薙清水線 (県道 407号)
(市) 嶺神明線
(市) 流通センター中央線
(市) 流通センター1号線
(市) 池田区画5号線
(市) 大谷こ線橋南東線

※ (国) : 国道
 (主) : 主要地方道
 (一) : 一般県道
 (市) : 市道

② 代替・補完路

路線名
(主) 井川湖御幸線 (県道 27号)
(一) 入江富士見線 (県道 197号)
(一) 駒越富士見線 (県道 198号)
(市) 丸子池田線
(市) 宮前大谷線
(市) 曲金三丁目1号線
(市) 曲金小鹿線
(市) 松原町相生町線
(市) 千代田麻機線
(市) 相生町島崎町1号線
(市) 中町長谷通線
(市) 中野小鹿線
(市) 東町豊田線
(市) 南八幡2号線
(市) 北安東8号線

(2) 市以外が管理する重要物流道路

路線名	管理者
東名高速道路 (第一東海自動車道)	中日本高速道路株式会社
新東名高速道路 (第二東海自動車道) ※ 連絡路含む	
中部横断自動車道	
国道1号 ※ バイパス含む	国土交通省 静岡国道事務所
国道52号	

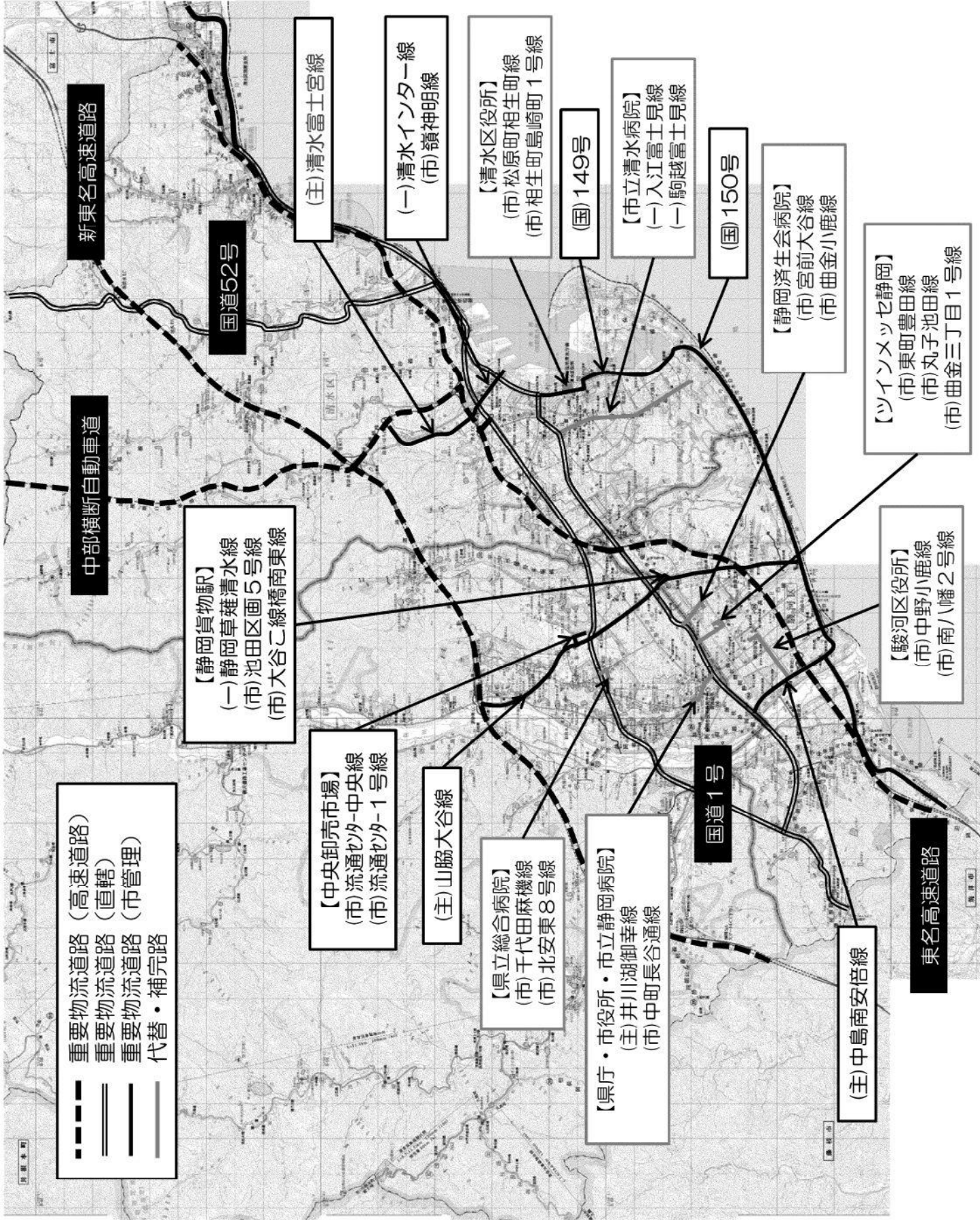
重要物流道路とは

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網として指定

代替・補完路とは

重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点 (備蓄基地・総合病院等) への補完路として指定

※ 重要物流道路及び代替・補完路は、災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行できる。



■■■■■ 重要物流道路 (高速道路)
 ■■■■■ 重要物流道路 (直轄)
 ■■■■■ 重要物流道路 (市管理)
 ■■■■■ 重要物流道路 (市管理)
 ■■■■■ 代替・補完路

新東名高速道路

中部横断自動車道

国道52号

国道1号

東名高速道路

(主)清水富士宮線

(一)清水インター線
(市)嶺神明線

【清水区役所】
(市)松原町相生町線
(市)相生町島崎町1号線

(国)149号

【市立清水病院】
(一)入江富士見線
(一)駒越富士見線

(国)150号

【静岡済生会病院】
(市)宮前大谷線
(市)曲金小鹿線

【ツインメッセ静岡】
(市)東町豊田線
(市)丸子池田線
(市)曲金三丁目1号線

【静岡貨物駅】
(一)静岡草薙清水線
(市)池田区画5号線
(市)大谷こ線橋南東線

【中央卸売市場】
(市)流通センター-中央線
(市)流通センター-1号線

(主)山脇大谷線

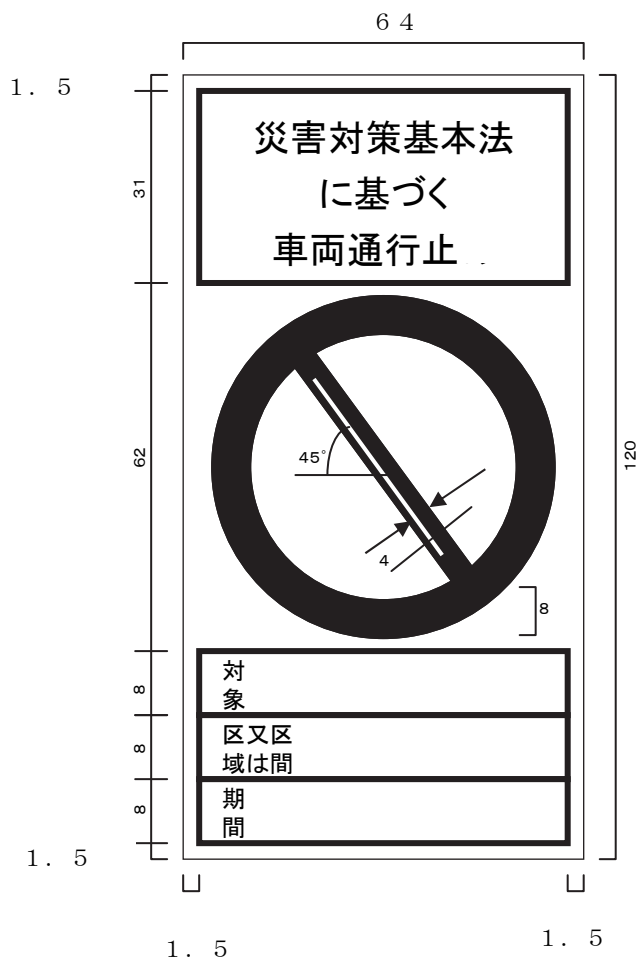
【県立総合病院】
(市)千代田麻機線
(市)北安東8号線

【県庁・市役所・市立静岡病院】
(主)井川湖御幸線
(市)中町長谷通線

【駿河区役所】
(市)中野小鹿線
(市)南八幡2号線

(主)中島南安倍線

緊急通行車両以外の車両通行止標示



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

災害対策基本法施行規則第5条別記様式2に基づく標示

緊急通行車両標章



21

備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

様式第 3

令和 年 月 日	
第 号	
緊急通行車両確認証明書	
静岡県公安委員会	
番号欄に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	☎ () -
使用 者	住所
	氏名
通 行 日 時	
通 行 経 路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

支援受入施設

支援受入施設（特定業務支援）

NO	施設名	所在地	支援内容等
1	水道施設		応急給水・応急復旧等
2	城北浄化センター	葵区加藤島	下水道
3	旧西ケ谷収集センター・西ケ谷清掃工場	葵区西ケ谷	災害廃棄物等
4	競輪場駐車場（南第4「地上部隊」） 競輪場駐車場（南第5「航空部隊」） 競輪場（あおい会館「応援調整・宿泊」）	駿河区小鹿	消火・救助・救急支援
5	城東保健福祉エリア	葵区城東町	医療救護
	清水保健福祉センター	清水区渋川	
	急病センター	葵区柚木	

支援受入施設（その他業務支援）

NO	施設名	所在地
1	中央図書館	葵区大岩本町29-1
2	南部図書館	駿河区南八幡町3-1
3	ラペック静岡	葵区本通七丁目11-9
4	井川高齢者生活福祉センター	葵区井川1133-2
5	清水ナショナルトレーニングセンター	清水区山切1487-1

災害ボランティアセンター等の設置場所

NO	名称	設置場所	所在地
1	災害ボランティア情報渉外センター	中央福祉センター	葵区城内町1番1号
2	葵地区災害ボランティアセンター	番町市民活動センター	葵区一番町50番地
3	駿河地区災害ボランティアセンター	地域福祉共生センターみなくる	駿河区南八幡町3番1号
4	清水地区災害ボランティアセンター	清水社会福祉会館はーとびあ	清水区宮代町1番1号
5	蒲原地区災害ボランティアセンター	蒲原白銀すこやかセンター1階	清水区蒲原721番地の4

災害多言語支援センターの設置場所

NO	名称	設置場所	所在地
1	災害多言語支援センター	静岡庁舎低層棟3階食堂	葵区迫手町5番1号

自衛隊災害派遣集結候補地

	施設名	所在地	用途
1	駿府城公園	葵区駿府城公園1番	指揮所
2	静岡信用金庫総合グラウンド	葵区東瀬名町13番地	集結地
3	西ヶ谷総合運動場駐車場	葵区西ヶ谷8番地の1	〃
4	東海大学附属静岡翔洋高等学校	清水区折戸3丁目20番1号	〃
5	富士川河川敷スポーツ広場	清水区蒲原官有無番地	〃
6	清水日本平運動公園駐車場	清水区村松3880番地の1	〃
7	清水庵原球場多目的広場	清水区庵原3000番地	〃

応援部隊の集結場所及び野営場所の指定（緊急消防援助隊）

No.	地点名	所在地
1	葵区与一地先安倍川左岸河川敷	葵区与一六丁目地先
2	静岡市ふれあい健康増進館ゆらら	葵区南沼上1379-1
3	静岡競輪場駐車場及びあおい会館	駿河区小鹿二丁目9
4	静岡市立日本平動物園駐車場	駿河区池田1767-6
5	静岡県消防学校	清水区谷津町一丁目577-1
6	宍原スポーツ広場	清水区宍原185-1
7	富士川緑地公園（富士川右岸）	清水区蒲原地先
8	静岡市消防局 消防ひろば	駿河区南八幡町10-30
9	静岡市消防局 清水消防署	清水区東大曲町6-8
10	静岡市北部複合施設	葵区与一六丁目17-10

航空部隊の活動拠点場所の指定（緊急消防援助隊）

No.	地点名	所在地
1	葵区与一ヘリポート （フォワードベース）	葵区与一地先安倍川左岸
	（ヘリポート運営施設） 静岡市北部複合施設（北部図書館・教育センター）	葵区与一六丁目17-10

防災ヘリポート一覧表

(危機管理総室・警防課)

【葵区】

No.	離着陸場	所在地	地区支部	面積	備考
1	田町緑地スポーツ広場	葵区田町(左岸 安倍川緑地)	田町	53,560 m ²	巾 103m 長さ 520m
2	辰起町スポーツ広場	葵区辰起町(左岸 安倍川大橋南)	井宮	16,644 m ²	巾 114m 長さ 146m
3	山崎スポーツ広場	葵区山崎(右岸 安西橋南)	服織	6,500 m ²	巾 65m 長さ 100m
4	堤町スポーツ広場	葵区堤町(左岸 秋山公園)	井宮北	17,864 m ²	巾 88m 長さ 203m
5	秋山町スポーツ広場	葵区秋山町地先(左岸 秋山公園)		7,200 m ²	巾 60m 長さ 120m
6	相淵スポーツ広場	葵区蕨野(左岸 相淵地先)	大河内	6,500 m ²	巾 65m 長さ 100m
7	横山スポーツ広場	葵区横山(左岸)		4,000 m ²	巾 50m 長さ 80m
8	渡大川組資材置場	葵区渡字朴木久保 1190-4		2,116 m ²	巾 46m 長さ 46m
9	梅ヶ島多目的広場	葵区梅ヶ島(草木、赤水の滝親水公園横)	梅ヶ島	5,628 m ²	巾 67m 長さ 84m
10	梅ヶ島小中学校	葵区梅ヶ島(六郎木) 1309-1		3,600 m ²	巾 60m 長さ 60m
11	市営梅ヶ島キャンプ場	葵区梅ヶ島 3198		2,400 m ²	巾 50m 長さ 48m
12	井川小中学校	葵区井川 1561-3	井川	6,000 m ²	巾 60m 長さ 100m
13	井川ヘリポート	葵区井川 1092 地先(井川診療所横)		900 m ²	巾 30m 長さ 30m
14	割田原スポーツ広場	葵区草木地先		5,580 m ²	巾 62m 長さ 90m
15	大川小中学校	葵区日向 876	大川	1,000 m ²	巾 25m 長さ 40m
16	駿府城公園(紅葉山庭園広場)	葵区駿府城公園 1-1	葵	4,640 m ²	巾 58m 長さ 80m
17	旧玉川中学校	葵区落合 840	玉川	1,800 m ²	巾 36m 長さ 50m
18	玉川小中学校	葵区落合 103-3		4,200 m ²	巾 42m 長さ 100m
19	清沢小学校	葵区相俣 99-1	清沢	1,350 m ²	巾 30m 長さ 45m
20	静岡ヘリポート(市営)	葵区諏訪 8-10	千代田東	7,500 m ²	巾 150m 長さ 50m
21	与一消防ヘリポート	葵区与一六丁目(左岸 安倍川緑地)	賤機南	3,200 m ²	巾 80m 長さ 40m

備考

- 1 防災ヘリポートのうち、No.20は、緊急消防援助隊等の消防航空部隊活動拠点として優先使用するものとする。
- 2 前記1及び静岡県消防防災航空隊に救急・救助、山林火災消火について緊急運航を要請した場合、静岡市消防局がヘリポート安全対策を実施する。

防災ヘリポート一覧表

(危機管理総室・警防課)

【駿河区】

No.	離着陸場	所在地	地区支部	面積	備考
※22	県営草薙総合運動公園球技場	駿河区栗原 19-1	東豊田	9,945 m ²	巾 65m 長さ 153m
23	静岡競輪場駐車場	駿河区小鹿二丁目 9	西豊田	6,230 m ²	巾 89m 長さ 70m
24	東新田スポーツ広場	駿河区東新田 安倍川(右岸)	長田東	20,223 m ²	巾 63m 長さ 321m
25	向敷地スポーツ広場	駿河区向敷地 安倍川(右岸)	長田北	5,610 m ²	巾 66m 長さ 85m
26	中野新田スポーツ広場	駿河区中島地先 安倍川(左岸)	中島	6,600 m ²	巾 55m 長さ 120m

【清水区】

No.	離着陸場	所在地	地区支部	面積	備考
27	県立清水南高等学校グラウンド	清水区折戸三丁目 2-1	折戸	11,700 m ²	巾 100m 長さ 117m
28	清水総合運動場	清水区清開二丁目 1-1	清水	9,945 m ²	巾 65m 長さ 153m
29	清水桜が丘公園	清水区桜が丘町 7	岡	6,642 m ²	巾 82m 長さ 81m
30	清水飯田中学校グラウンド	清水区山原 112-1	飯田	11,543 m ²	巾 97m 長さ 119m
31	旧清水和田島小学校グラウンド	清水区和田島 611	両河内	3,818 m ²	巾 46m 長さ 83m
32	旧清水中河内小学校グラウンド	清水区中河内 2583-1		2,030 m ²	巾 35m 長さ 58m
33	蒲原中学校グラウンド	清水区蒲原 49	蒲原	11,135 m ²	巾 85m 長さ 131m
※34	富士川河川敷スポーツ広場	清水区蒲原地震山下地先(富士川右岸)		75,276 m ²	巾 164m 長さ 459m
35	由比中学校グラウンド	清水区由比 456	由比	8,670 m ²	巾 85m 長さ 102m

※印は拠点ヘリポート（県内中部地域）を兼ねる。

*拠点ヘリポートとは…

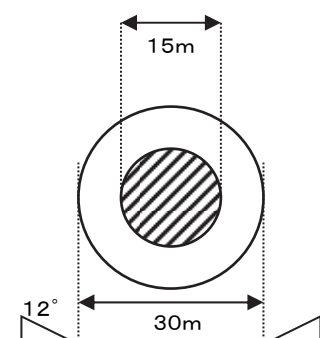
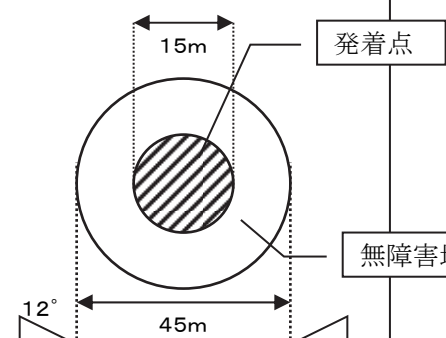
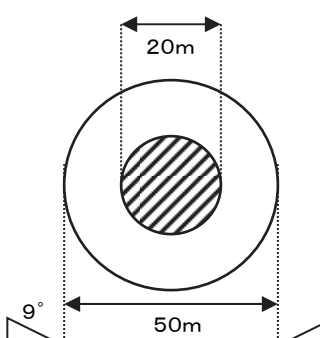
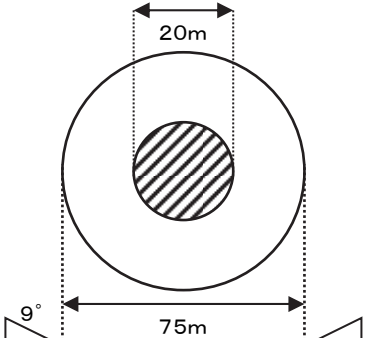
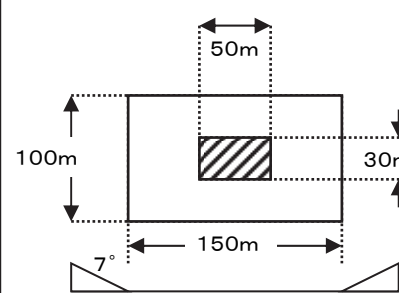
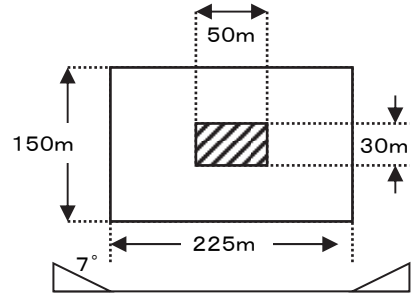
静岡県における救援・救護活動のためのヘリコプター運航の拠点であり、医療搬送、広域応援部隊等の航空機の受入れ、物資搬出入等が行われるヘリポート。

備考

静岡県消防防災航空隊に救急・救助、山林火災消火について緊急運航を要請した場合、静岡市消防局がヘリポート安全対策を実施する。

ヘリポートの具備すべき事項

1 離着陸（発着）のための必要最小限度の地積

		昼間使用	夜間使用
発 着 場 基 準	OH-6J 小 型 全長9.30 全巾8.05 (m)		
	UH-1H 中 型 全長17.40 全巾14.64 (m)		
	CH-47J 大 型 全長30.18 全巾16.26 (m)		

(注) 発着点：安全・容易に接地するため準備された点

無障害地帯：離着陸に障害とならない地域

民間航空機については、全長及び全巾の長さ以上の着陸帯。進入区域の長さ500m、進入表面のこう配8分の1(7°)を最低限確保する必要がある。

ただし、捜査または救助のための特例として、航空法の適用が除外される場合を除く。

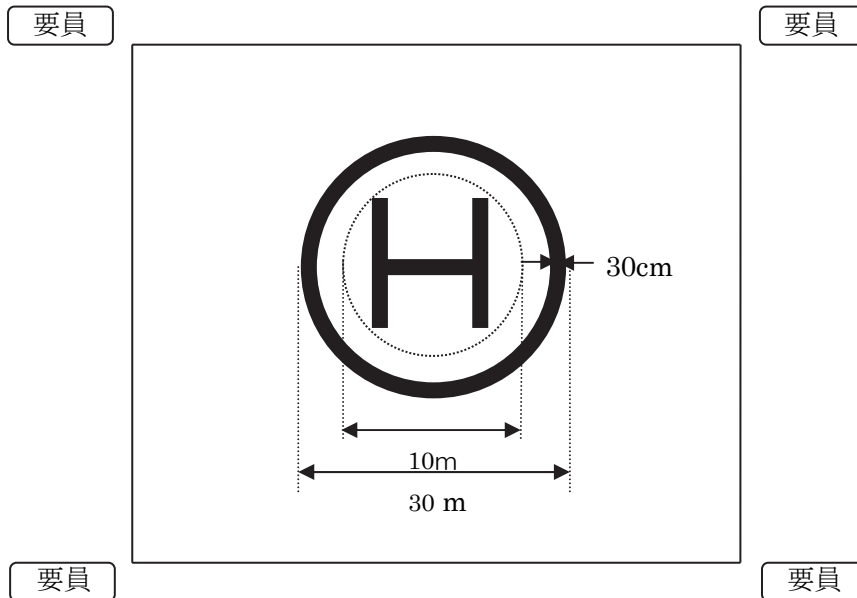
2 地表面

- (1) 舗装された場所が最も望ましい。
- (2) グランド等の場合、板、とたん、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること（地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う）
- (3) 草地の場合は硬質低草地であること。

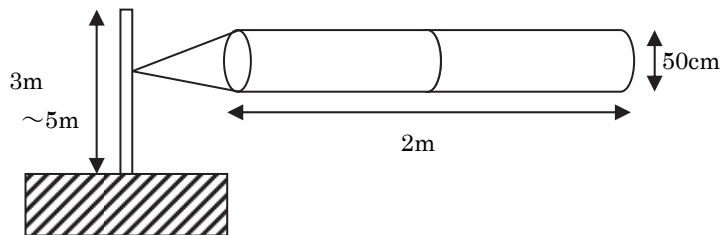
ヘリポートの具備すべき事項

3 着陸点

- (1) 着陸点（直径 30m）のほぼ中央に石灰等で直径 10m の正円を画き、中央に H と記す。
- (2) 要員の配置
ヘリ要員を配置し、ヘリ離着陸時の安全を確保する。



- 4 着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、または旗をたてる。
 - (1) 布製
 - (2) 風速 25m/秒程度に耐えられる強度



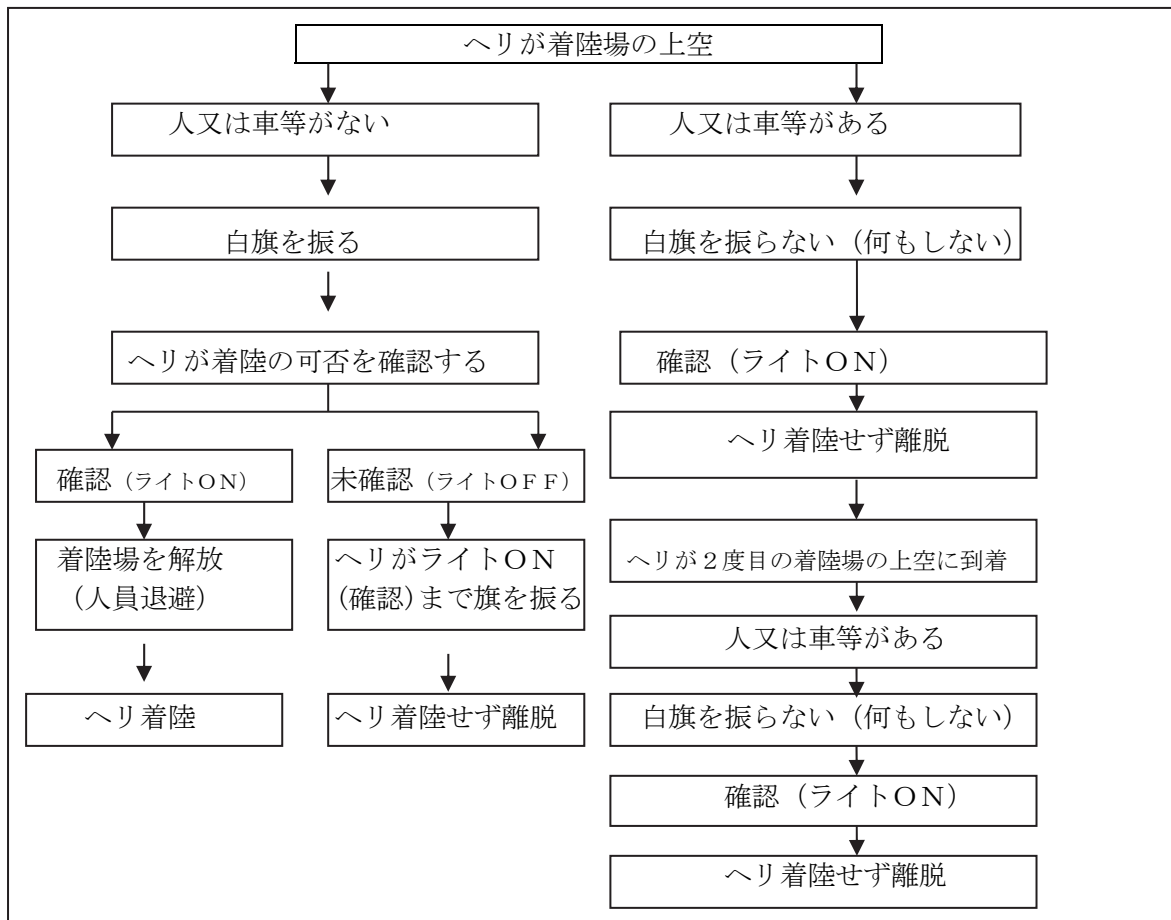
- (3) 救急車等、車両の出入りの便がよい場所であること。
- (4) 電話等、通信手段の利用が可能であること。

ヘリポートの具備すべき事項

5 ヘリコプター離着陸時の安全確保要領

目的	ヘリポートに要員を配置し、ヘリ離着陸時の安全を確保する。
実施項目	1 ヘリポートに要員を配備し、ヘリポート内に障害となる人や自転車などが無いようにし、ヘリ離着陸時の安全を確保する。 2 ヘリ着陸時に安全に関する合図を送り、安全な着陸を確保する。
服装等	1 服装：防災服、防災靴、ヘルメット 2 持参するもの：ハンドマイク、ゴーグル（砂埃よけ）、白旗（シート、ワイシャツ等で代用可能）、トランシーバー（要員間の連絡用としてあると便利）
要領	1 安全確保要員（誘導員）は、ヘリ着陸の30分前からヘリポートに配備し、離着陸に障害となるものがないよう、ヘリポートを確保する。 2 誘導員は、ヘリポート内に障害となるものがなく安全が確認できた場合に飛来したヘリに対して、風上を背にして（風下を向いて）白旗を振る。 3 ヘリは、了解したら着陸灯（45° 設定）を点灯させる。 4 誘導員は、着陸灯を確認したらその場からヘリの進入方向（パイロットの視界に入る方向）に向かって50m以上離れて待避する。 5 ヘリは、誘導員の待避を確認後、ヘリポート内に進入し着陸する。

6 航空機の着陸時の合図の流れ



7 白旗の合図について

合図の意味		白旗
着陸地点に人又は車等がない	着陸してよい	白旗を左右に振る
障害物がある	着陸してはならない	白旗を振らない (ヘリは離脱する)

ヘリコプター活動拠点・救援表示シート配備先一覧表

【警防課・危機管理総室】

番号	区	対応地区	ヘリコプター活動拠点(※1)・ヘリコプター災害対応拠点(※2)					救援表示シート配備先						
			拠点名	拠点の区分		緯度経度 (WGS84)	寸法 単位:m	種別 (※3)	No	集落名	自治会 町内会 名	保管場所	展開場所名称	緯度経度
				活動 拠点	災害対 応拠点									
1	賤機北	賤機北	俵峰ヘリポート	○		N35 07 02.2 E138 22 54.3	20×18 コンクリート	着	1-1	俵峰	俵峰	俵峰公民館	俵峰ヘリポート	N35 07 02.2 E138 22 54.3
2			賤機北小学校	○		N35 06 29.7 E138 22 00.4	71×42 転圧土	着	-	-	俵沢	-	-	-
3	服織西	服織	羽鳥	○		N34 59 30 E138 19 40	100×100 茶畑	R	2-1	羽鳥 第4上	羽鳥四丁目	自主防災倉庫	洞慶院付近空地	N34 59 43 E138 19 44
4			新聞一色	○		N35 00 47 E138 18 41.3	100×100 茶畑	R	3-1	一色	新聞	一色公民館	一色公民館前 空地	N35 00 47 E138 18 43
5	田町	田町	田町緑地スポーツ広場		○	N34 58 21 E138 21 42	520×103 転圧土	着	-	-	-	-	-	-
6	中藪科	中藪科	三ツ野	○		N35 00 25.4 E138 13 30.9	12×12 アスファルト	R	4-1	小布杉	小布杉	町内会長宅	活動拠点に同じ	N35 00 25.4 E138 13 30.9
7			中藪科小学校	○		N35 00 33.9 E138 16 37.6	60×55 転圧土	着	-	-	大原	-	-	-
8			藪科中学校	○	○	N35 00 31 E138 16 57	77×68 芝生	着	-	-	大原	-	-	-
9			水見色小学校	○		N35 02 17.3 E138 17 40.3	53×27 転圧土	着	-	水見色	水見色	-	-	N35 02 17.3 E138 17 40.3
10			富厚里スポーツ広場	○	○	N35 00 20.8 E138 16 36.8	85×46 草地	着	-	-	富厚里	-	-	-
11	足久保	足久保	谷沢 水防倉庫	○		N35 04 06.9 E138 19 18	12×11 草地	R	5-1	谷沢		谷沢公民館	木材集積所前	N35 04 07 E138 19 16
12			奥長島スポーツ広場	○	○	N35 04 23.6 E138 18 22.6	52×50 芝生	着	5-2	口長島	足久保上	口長島公民館	口長島公民館前	N35 04 13 E138 18 39
13			足久保相沢① :主拠点	○		N35 04 28.7 E138 19 40.1	30×20 茶畑	R	5-3	奥長島		奥長島公民館	活動拠点に同じ	N35 04 23.6 E138 18 22.6
14			足久保相沢② :代替拠点1	○		N35 04 25.3 E138 19 41.9	120×100 茶畑	R	5-4	相沢	足久保 相沢	相沢公民館	活動拠点に同じ	N35 04 28.7 E138 19 40.1
15			栗島公民館横空地	○		N35 03 51.5 E138 20 02.1	24×24 草地	R	-	-	足久保中	-	-	
16			足久保小学校	○		N35 03 40.1 E138 20 18.5	71×42 転圧土	着	-	-	足久保中	-	-	
17	松野	松野	油山上	○		N35 04 47.5 E138 21 03.4	19×13 転圧土	R	6-1	油山上	油山	自主防災倉庫	元湯館横	N35 04 53 E138 20 57
18			松野小学校	○		N35 04 35.8 E138 22 02.3	70×51 転圧土	着	-	-	松野	-	-	-
19	安倍口	安倍口	内牧中	○		N35 01 30.5 E138 20 34.8	50×25 茶畑	R	-	内牧中	内牧	-	-	-
20			内牧上	○		N35 01 52.8 E138 19 54.1	40×20 茶畑	R	-	内牧上	内牧	-	-	-
21	賤機南	賤機南	与一消防ヘリポート		○	N35 00 56 E138 22 08	80×40 コンクリート	着	-	-	与一	-	-	-
22	井川	井川	閑蔵公民館前	○		N35 11 32.8 E138 11 47.1	20×20 草地	R	7-1	閑蔵	閑蔵	閑蔵公民館	活動拠点に同じ	N35 11 32.8 E138 11 47.1
23			西山平 道路上	○		N35 13 10.8 E138 13 39	20×5 アスファルト	R	7-2	西山平	西山平	自主防災倉庫	井川2764付近 道路	N35 13 05 E138 13 36
24			井川オートキャンプ場	○		N35 15 12.4 E138 14 06.3	30×30 芝生	R	7-3	田代	田代	田代公民館	田代公民館前	N35 15 25 E138 14 02
25			小河内茶畑	○		N35 15 54.2 E138 14 02	50×50 茶畑	R	7-4	小河内	小河内	小河内公民館	小河内公民館前	N35 11 50 E138 15 07
26			井川自然の家駐車場	○		N35 12 25.4 E138 15 21.9	40×30 アスファルト	R	7-5	開拓	井川大日	井川自然の家	活動拠点に同じ	N35 12 25.4 E138 15 21.9
27			口坂本温泉駐車場	○		N35 10 54.6 E138 16 27.7	36×74 アスファルト	着	7-6	口坂本	口坂本	口坂本避難所	口坂本避難所前	N35 11 40 E138 16 30

※1 ヘリコプター活動拠点 : 孤立予想集落及び中山間地域に指定した拠点(計133箇所)
 ※2 ヘリコプター災害対応拠点 : 静岡市内山間地の林野火災及び物資搬送に対応する拠点(計40箇所)
 ※3 種別/着:ヘリコプター着陸場、R:レスキューポイント(着陸はできないが、空中停止で作業が可能な場所)

ヘリコプター活動拠点・救援表示シート配備先一覧表

【警防課・危機管理総室】

番号	区	対応地区	ヘリコプター活動拠点(※1)・ヘリコプター災害対応拠点(※2)					救援表示シート配備先								
			拠点名	拠点の区分		緯度経度 (WGS84)	寸法 単位:m	種別 (※3)	No	集落名	自治会 町内会 名	保管場所	展開場所名称	緯度経度		
				活動 拠点	災害対 応拠点											
28	井川	井川小中学校	○		N35 13 07 E138 14 07	100×60 転圧土	着	-	西	-	-	-	-			
29			旧井川小学校	○		N35 13 22.6 E138 14 19.9	70×40 転圧土	着	-	門間	-	-	-	-		
										-	葉沢上	-	-	-	-	
30			井川ヘリポート	○	○	N35 13 19 E138 14 40	30×30 コンクリート	着	-	葉沢下	-	-	-	-	-	
									-	中野上	-	-	-	-	-	
									-	中野下	-	-	-	-	-	
-									曙	-	-	-	-	-		
31				割田原スポーツ広場	○		N35 15 12.4 E138 14 27.9	90×62 芝生	着	-	割田原	田代	-	-	-	
32				上岩	○		N35 14 39.8 E138 15 07.3	75×5 橋上	R	-	上岩	岩崎	-	-	-	
33		リパヴェル井川駐車場	○		N35 12 59.4 E138 16 44.6	47×35 アスファルト	着	-	-	井川大日	-	-	-			
34		畑薙ダム駐車場		○	N35 18 47 E138 11 15.2	120×80 転圧土	着	-	田代	田代	-	-	-			
35	葵区	相淵スポーツ広場	○	○	N35 07 27.8 E138 21 38.3	100×65 砂利	着	8-1	相淵	相淵	消防ポンプ小屋	活動拠点に同じ	N35 07 27.8 E138 21 38.3			
								8-2	蕨野	蕨野	蕨野公民館					
36				横山スポーツ広場	○		N35 07 54.3 E138 22 05.8	80×50 土	着	8-3	横山	横山	横山公民館	活動拠点に同じ	N35 07 54.3 E138 22 05.8	
37				大河内小中学校 :主拠点	○	○	N35 08 56.3 E138 21 43.7	80×50 転圧土	着	8-4	平野	平野	公民館 町内倉庫	活動拠点に同じ	N35 08 56.3 E138 21 43.7	
38				平野河川敷 :代替拠点1	○		N35 08 19.8 E138 21 51.5	50×30 草地	着	-			-	-	-	-
39				平野スポーツ広場 :代替拠点2	○		N35 08 39.6 E138 21 52.8	40×27 草地	R	-			-	-	-	-
40				平野ヘリポート (第一テレビ専用ヘリ ポート)	○	○	N35 08 34.9 E138 21 53.7	20×20 アスファルト	着	-			-	-	-	-
41				中平河川敷	○	○	N35 09 41 E138 21 45.7	38×23 草地	着	8-5	中平	中平	中平公民館	中平公民館付近 道路	N35 10 11 E138 21 32	
42				渡 大川組資材置場	○	○	N35 11 39 E138 21 42	46×46 転圧土	着	8-6	渡	渡	自主防災倉庫	老人集いの家前 広場	N35 11 36 E138 21 41	
43				有東木道路終点 :主拠点	○		N35 12 29.5 E138 22 17	12×7 アスファルト	R	8-7	有東木	有東木	有東木公民館	有東木分校跡地 グラウンド	N35 12 28 E138 22 11	
44		有東木分校跡地 :代替拠点1	○		N35 12 28.3 E138 22 11	25×19 転圧土	R									
45		有東木あおい高原No2 :代替拠点2	○		N35 12 41 E138 22 58.8	30×27 砂利	R									
46	梅ヶ島	湯の森 河川敷	○	○	N35 14 24.8 E138 20 35.2	100×33 転圧土	着	9-1	入島	入島	入島公民館	入島公民館前	N35 13 55 E138 20 39			
47				藤代	○		N35 13 44.1 E138 21 46.9	20×6 アスファルト	R	9-2	藤代	藤代	町内会長宅	葵区梅ヶ島151 駐車場	N35 13 44 E138 21 54	
48				梅ヶ島小中学校	○		N35 14 31.9 E138 20 27.8	60×60 転圧土	着	9-3	関の沢	関の沢	関ノ沢公会堂	関ノ沢公会堂前	N35 14 31 E138 20 49	
49				旧本村釣り堀やっちゃん	○		N35 15 01.5 E138 20 27.2	57×20 転圧土	R	9-4	本村	本村	自主防災倉庫	活動拠点に同じ	N35 15 01.5 E138 20 27.2	

※1 ヘリコプター活動拠点 : 孤立予想集落及び中山間地域に指定した拠点(計133箇所)
 ※2 ヘリコプター災害対応拠点 : 静岡市内山間地の林野火災及び物資搬送に対応する拠点(計40箇所)
 ※3 種別/着:ヘリコプター着陸場、R:レスキューポイント(着陸はできないが、空中停止で作業が可能な場所)

ヘリコプター活動拠点・救援表示シート配備先一覧表

【警防課・危機管理総室】

番号	区	対応地区	ヘリコプター活動拠点(※1)・ヘリコプター災害対応拠点(※2)					救援表示シート配備先							
			拠点名	拠点の区分		緯度経度(WGS84)	寸法 単位:m	種別(※3)	No	集落名	自治会 町内会 名	保管場所	展開場所名称	緯度経度	
				活動 拠点	災害対 応拠点										
50	梅ヶ島		戸持	○		N35 15 11.4 E138 20 34.9	30×3 アスファルト	R	9-5	戸持	戸持	戸持公会堂	戸持公会堂付近空地	N35 15 10 E138 20 34	
51			大代	○		N35 15 03.1 E138 19 46.7	30×3 アスファルト	R	9-6	大代	大代	大代公会堂	大代公会堂 付近空地	N35 14 55 E138 19 40	
52			梅ヶ島多目的広場	○	○	N35 16 25.4 E138 19 45.4	84×67 転圧土	着	9-7	赤水	赤水	赤水集会所	赤水集会所前 空地	N35 15 10 E138 20 34	
53			金山温泉	○		N35 16 48.7 E138 19 28.6	110×70 芝生	着	9-8	新田	新田	自主防災倉庫	活動拠点に同じ	N35 16 48.7 E138 20 28.6	
54			よしとみ荘	○		N35 17 59 E138 20 26	30×20 転圧土	R	9-9	温泉	温泉	自主防災倉庫	活動拠点に同じ	N35 17 59 E138 20 26	
55			梅ヶ島キャンプ場	○	○	N35 15 40.1 E138 19 31.7	50×48 転圧土	着	-	-	戸持	-	-	-	-
56			黄金の湯 駐車場	○		N35 17 03.2 E138 20 23.8	40×27 アスファルト	着	-	-	新田	-	-	-	-
57			静岡女子高梅ヶ島研修所	○		N35 17 02.1 E138 19 09.7	70×60 草地	着	-	-	新田	-	-	-	-
58	葵区		玉川小中学校	○	○	N35 06 35.6 E138 20 03.6	100×42 転圧土	着	10-1	唯間	唯間	市防災倉庫	活動拠点に同じ	N35 06 35.6 E138 20 03.6	
59			旧玉川中学校	○	○	N35 06 57.9 E138 19 38	50×36 転圧土	着	10-2	上助	上助	上助公民館	上助町内会館前	N35 06 42 E138 19 35	
									10-3	奥の原	奥の原	奥ノ原公民館	活動拠点に同じ	N35 07 12.1 E138 19 30.2	
60			平瀬茶畑	○		N35 06 34.5 E138 18 48.3	20×20 茶畑	R	10-4	平瀬	下平瀬 上平瀬	平瀬会館	平瀬会館前	N35 06 37 E138 18 53	
61			川島	○		N35 07 01.7 E138 18 25.1	50×8 アスファルト	R	10-5	川島	川島	町内会長宅	活動拠点に同じ	N35 07 01.7 E138 18 25.1	
62			仙侶分校跡地	○		N35 11 19.1 E138 19 04.8	40×18 転圧土	R	10-6	口仙侶	口仙侶	自主防災倉庫	口仙侶256付近 道路	N35 11 09 E138 19 19	
63			奥仙侶	○		N35 12 38.3 E138 18 33.5	27×25 草地	着	10-7	奥仙侶	奥仙侶	奥仙侶公民館	奥仙侶共同製茶 組合前	N35 12 17 E138 18 49	
-			旧玉川中学校	○	○	N35 06 57.9 E138 19 38	50×36 転圧土	着	10-8	森腰	森腰	森腰公民館	森腰公民館横 空地	N35 07 26 E138 19 26	
64			長熊	○		N35 07 57.2 E138 19 28.9	17×17 アスファルト	R	10-9	長熊	長熊	長熊公民館	長熊ゲートボール場	N35 08 01 E138 19 29	
65			柿島	○		N35 09 10.1 E138 19 43.9	50×5 アスファルト	R	10-10	柿島	柿島	柿島公民館	柿島公民館前	N35 09 10 E138 19 43	
66			玉川キャンプセンター	○		N35 09 47.6 E138 19 38.1	80×30 転圧土	R	10-11	長妻田	長妻田	玉川キャンプセンター	活動拠点に同じ	N35 09 47.6 E138 19 38.1	
67			宮澤木材産業(株) 材木置場	○		N35 10 18.3 E138 18 47.4	55×20 草 転圧土	R	10-12	上落合	上落合	上落合公民館	上落合公民館前	N35 10 32 E138 18 44	
-			玉川キャンプセンター	○		N35 09 47.6 E138 19 38.1	80×30 転圧土	R	10-13	油野	油野	自主防災倉庫	民宿大倉前道路	N35 09 59 E138 19 31	
68			大和	○		N35 07 09.4 E138 18 23.1	40×5 アスファルト	R	10-14	大和	大和	海野宅	大沢公民館前	N35 07 07 E138 18 21	
69			内匠	○		N35 07 08.8 E138 17 44.7	15×15 茶畑	R	10-15	内匠	内匠	町内会長宅	活動拠点に同じ	N35 07 08.8 E138 17 44.7	
	10-16	腰越							腰越	町内会倉庫	腰越白髭神社前	N35 07 24 E138 17 58			
70	大沢	○		N35 08 25.4 E138 17 39.0	30×13 転圧土	R	10-17	大沢	大沢	大沢公民館	大沢公民館前	N35 08 37 E138 17 41			
71	横沢	○		N35 08 02.3 E138 17 30.6	10×9 草地	R	10-18	横沢	横沢	自主防災倉庫	横沢集会所前	N35 08 05 E138 17 33			
72	エバーグリーンガーデン	○		N35 08 34.6 E138 19 47.2	70×30 草地	R	-	-	柿島	-	-	-	-		
73	上落合中河内川河川敷	○		N35 10 18.3 E138 18 47.4	37×15 石、砂	R	-	-	上落合	-	-	-	-		
74	桂山河川敷		○	N35 06 33 E138 20 48	150×85 草地	着	-	-	桂山	-	-	-	-		
75	横沢高台 (笠張峠付近)	○		N35 09 22.1 E138 15 52.9	86×47 砂利	着	-	-	横沢	-	-	-	-		

※1 ヘリコプター活動拠点 : 孤立予想集落及び中山間地域に指定した拠点(計133箇所)
 ※2 ヘリコプター災害対応拠点 : 静岡市内山間地の林野火災及び物資搬送に対応する拠点(計40箇所)
 ※3 種別/着:ヘリコプター着陸場、R:レスキューポイント(着陸はできないが、空中停止で作業が可能な場所)

ヘリコプター活動拠点・救援表示シート配備先一覧表

【警防課・危機管理総室】

番号	区	対応地区	ヘリコプター活動拠点(※1)・ヘリコプター災害対応拠点(※2)				救援表示シート配備先							
			拠点名	拠点を区分		緯度経度 (WGS84)	寸法 単位:m	種別 (※3)	No	集落名	自治会 町内会 名	保管場所	展開場所名称	緯度経度
				活動 拠点	災害対 応拠点									
76	葵 区	清 沢	小島	○		N35 03 16.4 E138 14 23.1	15×5 アスファルト	R	11-1	小島	小島	自主防災倉庫	小島集会所前 空地	N35 03 26 E138 14 14
77			清沢東小学校跡地	○		N35 02 54.5 E138 14 47.1	35×20 転圧土	R	11-2	鍵穴	鍵穴	集会所	活動拠点に同じ	N35 02 54.5 E138 14 47.1
78			坂本	○	○	N35 03 25.2 E138 15 36.3	17×15 石	着	11-3	坂本	坂本	坂本公民館	活動拠点に同じ	N35 03 25.2 E138 12 32.5
—			清沢東小学校跡地	○		N35 02 54.5 E138 14 47.1	35×20 転圧土	R	11-4	寺島	寺島	自主防災倉庫	寺島バス停付近空地	N35 02 49 E138 15 16
79			赤沢河川敷：主拠点	○	○	N35 02 20.8 E138 15 33.5	35×15 転圧土	R	11-5	赤沢	赤沢	赤沢集会所	赤沢集会所前	N35 02 10 E138 15 34
80			安倍薬科川漁業協同 組合：代替拠点	○		N35 02 20.8 E138 15 33.5	35×15 草地	R						
81			清沢小学校	○	○	N35 02 00.5 E138 14 44.5	45×30 転圧土	着	11-6	昼居渡	昼居渡	昼居渡集会所	清沢橋横河川敷	N35 02 02 E138 15 26
82			上相俣	○		N35 02 07.5 E138 14 14.1	25×5 アスファルト	R	11-7	上相俣	上相俣	上相俣公園	上相俣公民館前	N35 02 04 E138 14 13
—			清沢小学校	○		N35 02 00.5 E138 14 44.5	45×30 転圧土	着	11-8	下相俣	下相俣	下相俣公民館	活動拠点に同じ	N35 02 00.5 E138 14 44.5
83			久能尾	○		N35 02 32.4 E138 13 46.5	18×10 転圧土	R	11-9	久能尾	久能尾	自主防災倉庫	久能尾共同製茶組 付近空地	N35 02 25 E138 13 48
84			黒俣ゲートボール場	○		N35 01 50.2 E138 12 40.8	21×13 転圧土	R	11-10	黒俣	中村	中村公民館	中村公民館前	N35 01 59 E138 12 52
85			峰山(子之神社前)	○		N35 03 11.8 E138 12 29.5	10×5 アスファルト	R	11-11	峰山	峰山	町内会長宅	活動拠点に同じ	N35 03 11.8 E138 12 29.5
86			中塚	○		N35 03 45.6 E138 12 39.6	10×3 転圧土	R	11-12	中塚	中塚	自主防災倉庫	黒俣2844付近 空地	N35 03 46 E138 12 40
87			旧峰山小学校 ：主拠点	○		N35 04 07.3 E138 12 25.1	40×25 転圧土	R	11-13	蛇塚	蛇塚	市防災倉庫	活動拠点に同じ	N35 04 07.3 E138 12 25.1
88			キャンプエリア藤川 ：代替拠点	○		N35 05 55.3 E138 12 08.6	20×15 転圧土	R						
89			杉尾びんか ：主拠点	○		N35 04 22.2 E138 12 27.2	28×26 砂利	着	11-14	杉尾	杉尾	杉尾集会所	活動拠点に同じ	N35 04 22.2 E138 12 27.2
90			はなのき展望休憩所 ：代替拠点	○		N35 04 42.9 E138 12 11.9	15×10 転圧土	R						
91			坂ノ上	○	○	N35 04 04.8 E138 14 49.8	41×39 転圧土、 草	着	12-1	坂ノ上	坂ノ上	坂ノ上公民館	活動拠点に同じ	N35 04 05.2 E138 14 53.1
92			栃沢	○		N35 04 57.7 E138 15 17	33×5 アスファルト	R	12-2	栃沢	栃沢	栃沢町内会 集会所	栃沢554付近空地	N35 04 57 E138 15 19
93			大川小中学校	○	○	N35 05 31.8 E138 14 27	40×25 芝生	着	12-3	日向	日向	町内集会所	活動拠点に同じ	N35 05 30.5 E138 14 31.1
94			諸子沢残土処理場	○		N35 05 57.3 E138 14 16.9	20×15 転圧土	R	12-4	諸子沢	諸子沢	自主防災倉庫	諸子沢集会所前	N35 06 33 E138 14 50
95			湯ノ島温泉	○		N35 06 30.4 E138 13 41.2	30×19 転圧土、 草	着	12-5	湯ノ島	湯ノ島	湯ノ島公民館	活動拠点に同じ	N35 06 25.9 E138 13 39.1
96			崩野①：代替拠点	○		N35 07 24.5 E138 12 23.8	30×4 草地	R	12-6	崩野	崩野	崩野公民館	崩野②に同じ	N35 07 15.9 E138 12 22.1
97	崩野②：主拠点	○		N35 07 18.1 E138 12 22.1	32×13 草地	R								
98	静岡市クリエイターズビ レッジ(旧榎尾青少年の 家)	○		N35 07 15.9 E138 12 54	55×34 転圧土	R	12-7	樽尾	樽尾	集会所	活動拠点に同じ	N35 07 15.9 E138 12 54		
99	福養橋南空地	○		N35 08 28.2 E138 13 28.7	15×10 雑草地	R	12-8	大間	大間	大間町内会 集会所	大間186付近 資材置き場	N35 08 27 E138 14 00		
100	駿墨庵駐車場	○		N35 08 32.7 E138 13 41.9	23×14 砂利	R								
101	開拓① ：主拠点	○		N35 05 20.7 E138 13 30.3	17×17 草地、畑	R	12-9	畑色	日向	自主防災倉庫	日向1470-23付 近の空地	N35 05 10 E138 13 41		
102	開拓② ：代替拠点	○		N35 05 14.3 E138 13 39.6	30×15 草地	R								
103	グリーンティー大川茶 共同製茶	○	○	N35 05 51.2 E138 14 08.9	35×19 土、草	R	—	—	日向	—	—	—		

※1 ヘリコプター活動拠点 : 孤立予想集落及び中山間地域に指定した拠点(計133箇所)
 ※2 ヘリコプター災害対応拠点 : 静岡市内山間地の林野火災及び物資搬送に対応する拠点(計40箇所)
 ※3 種別/着:ヘリコプター着陸場、R:レスキューポイント(着陸はできないが、空中停止で作業が可能な場所)

ヘリコプター活動拠点・救援表示シート配備先一覧表

【警防課・危機管理総室】

番号	区	対応地区	ヘリコプター活動拠点(※1)・ヘリコプター災害対応拠点(※2)					救援表示シート配備先							
			拠点名	拠点の区分		緯度経度 (WGS84)	寸法 単位:m	種別 (※3)	No	集落名	自治会 町内会 名	保管場所	展開場所名称	緯度経度	
				活動 拠点	災害対 応拠点										
104	駿河区	長田西	宇津ノ谷(道路上)	○		N34 56 13 E138 18 06	20×10 アスファルト	R	13-1	宇津ノ谷	宇津ノ谷	自主防災倉庫	慶龍寺付近 空地	N34 56 10 E138 18 15	
105			城山中学校		○	N34 55 48 E138 21 24	100×100 転圧土	着	-	-	小坂	-	-	-	
106		日本平	静岡大学グラウンド (野球場)		○	N34 57 43.5 E138 26 12.7	130×110 芝生	着	-	-	片山	-	-	-	
107			日本平運動公園 多目的広場		○	N34 59 05 E138 28 39	180×95 芝生	着	-	-	宮加三	-	-	-	
108		山原	清水飯田中学校		○	N35 02 29 E138 28 09	119×97 転圧土	着	-	-	山原	-	-	-	
109	小島	後山	後山	○		N35 10 34.3 E138 30 45.3	100×50 畑	R	14-1	後山	宍原	老人つどいの家	後山老人憩いの家	N35 10 36 E138 30 44	
110			古住田 両国橋	○		N35 11 23.9 E138 30 47.6	15×6 アスファルト	R	14-2	古住田		自治会内 個人宅	山梨県南部町 日向多目的 集会センター	N35 11 25 E138 30 45	
111		宍原小学校	○		N35 09 36 E138 31 07	46×39 転圧土	着	-	宍原	宍原					
112		障害者支援施設 宍原荘	○		N35 09 40 E138 31 17	60×50 芝生	着	-	宍原	宍原					
113		宍原スポーツ広場	○	○	N35 08 58 E138 31 19	130×110 転圧土	着	-	宍原	宍原	-	-	-		
114		清水小河内小学校	○		N35 07 15 E138 30 41	46×45 転圧土	着	-	-	小河内	-	-	-		
115		清水小島中学校	○	○	N35 06 04 E138 30 37	85×45 転圧土	着	-	-	但沼	-	-	-		
116		静岡県消防学校		○	N35 04 12 E138 31 08	130×100 転圧土	着	-	-	八木間	-	-	-		
117		清水区	清水中河内小学校	清水中河内小学校	○		N35 08 14.5 E138 28 14.3	58×35 転圧土	着	15-1	神沢原	中河内2区	中河内第2 総合自治会館	中河内第2総合 自治会館	N35 08 24 E138 28 25
118				板井沢	○		N35 09 08.6 E138 27 39.6	130×8.5 アスファルト	R	15-2	板井沢		中河内第3 自治会館	中河内第3 自治会館	N35 08 56 E138 27 49
119	樽		○		N35 09 59.8 E138 28 01	50×5 草地 (道路)	R	15-3	樽	中河内3区	自主防災倉庫	樽共同組合緑茶 加工施設前	N35 09 43 E138 28 00		
120	湯沢		○		N35 09 38.2 E138 26 59.3	50×40 草地	R	15-4	湯沢		自主防災倉庫	中河内6318付近吉 永加工所前	N35 09 21 E138 27 05		
121	河内児童遊園		○		N35 08 14.1 E138 26 03.4	31×20 転圧土	R	15-5	河内	河内	自主防災倉庫	活動拠点に同じ	N35 08 09.2 E138 26 03.2		
122	大平 農道		○		N35 09 25.7 E138 25 43	15×4 草地 (道路)	R	15-6	大平	大平	大平自治会館	大平自治会館	N35 09 04 E138 25 50		
123	清水西河内小学校		○	○	N35 07 18 E138 26 37	85×58 転圧土	着	-	-	西里	-	-	-		
124	旧和田島青少年の家		○		N35 06 32.1 E138 28 41.3	150×19 芝生、砂 利	着	-	-	和田島	-	-	-		
125	清水和田島小学校		○		N35 06 29 E138 28 52	83×46 転圧土	着	-	-	和田島	-	-	-		
126	清水両河内中学校		○	○	N35 06 27 E138 28 46	63×68 転圧土	着	-	-	和田島	-	-	-		
127	西里 興津川漁協 駐車場		○	○	N35 07 13.1 E138 26 32.7	40×30 転圧土	着	-	-	西里	-	-	-		
128	興津川キャンプ場 駐車場		○	○	N35 07 07.9 E138 27 04.9	45×28 転圧土 、砂利	着	-	-	土	-	-	-		

※1 ヘリコプター活動拠点 : 孤立予想集落及び中山間地域に指定した拠点(計133箇所)
 ※2 ヘリコプター災害対応拠点 : 静岡市内山間地の林野火災及び物資搬送に対応する拠点(計40箇所)
 ※3 種別/着:ヘリコプター着陸場、R:レスキューポイント(着陸はできないが、空中停止で作業が可能な場所)

ヘリコプター活動拠点・救援表示シート配備先一覧表

【警防課・危機管理総室】

番号	区	対応地区	ヘリコプター活動拠点(※1)・ヘリコプター災害対応拠点(※2)					救援表示シート配備先						
			拠点名	拠点の区分		緯度経度 (WGS84)	寸法 単位:m	種別 (※3)	No	集落名	自治会 町内会 名	保管場所	展開場所名称	緯度経度
				活動 拠点	災害対 応拠点									
129	清水区	由比	香木穴 農園・道路上	○		N35 08 48.6 E138 34 26.4	15×15 農地	R	16-1	入山 香木穴	入山	自主防災倉庫	大山住神社 入口空地	N35 08 53 E138 34 23
130			桜野会館	○		N35 08 37.3 E138 32 47.4	22×13 転圧土	R	16-2	入山 桜野		自主防災倉庫	活動拠点に同じ	N35 08 37.3 E138 32 47.4
131			入山船場ヘリポート :主拠点	○		N35 08 32 E138 33 50	41×40 草地	着	16-3	入山 舟場		自主防災倉庫	入山488付近 空地	N35 08 21 E138 33 45
132			舟場 空地 :代替拠点	○		N35 08 23.4 E138 33 52.9	18×10 草地	R						
133			槍野 農園	○		N35 07 54.3 E138 32 48.2	30×30 農地	R	16-4	入山 槍野		槍野倉庫	入山3515付近 駐車場	N35 07 55 E138 32 45
134			大城	○		N35 09 05 E138 33 48	42×30 草地	R	16-5	入山 福沢	自主防災倉庫	福沢会館横 空地	N35 08 45 E138 33 42	
135			由比北小学校	○	○	N35 07 43.07 E138 33 25.43	46×45 転圧土	着	-	室野	由比入山	-	-	-
136			由比小学校	○	○	N35 06 28.18 E138 33 28.38	80×50 転圧土	着	-	-	由比町屋原	-	-	-
137			由比中学校	○		N35 06 34.44 E138 33 45.92	102×85 転圧土	着	-	-	由比	-	-	-
138			蒲原	富士川滑空場		○	N35 07 15 E138 37 54	850×30 アスファルト	着	-	-	蒲原日の出	-	-

※1 ヘリコプター活動拠点 : 孤立予想集落及び中山間地域に指定した拠点(計133箇所)
 ※2 ヘリコプター災害対応拠点 : 静岡市内山間地の林野火災及び物資搬送に対応する拠点(計40箇所)
 ※3 種別/着:ヘリコプター着陸場、R:レスキューポイント(着陸はできないが、空中停止で作業が可能な場所)

救援表示シートの使用手順

1 目的

孤立した集落において、搬送が必要な怪我人及び病人の数を把握する

2 使用手順

(1) いつ広げるか . . .

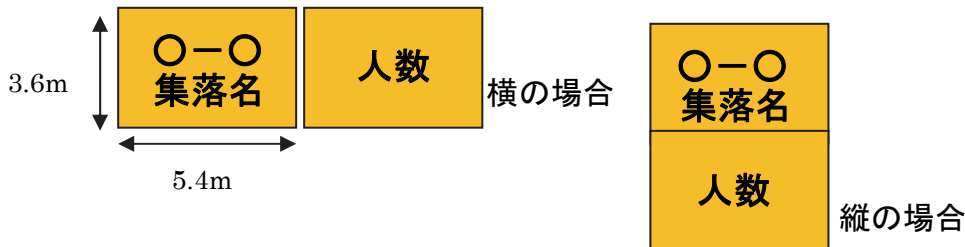
地震が発生して

- ・土砂災害等により道路が寸断され、集落外への移動が困難になった。
 - ・電話等が通じなく外部との連絡が途絶えた。
- さらに、
- ・集落内に搬送が必要と思われる負傷者や病人がいて、救援が必要になった。
- 自主防災組織では、どうにもできない非常事態の時**

(2) 何をするか . . .

救援を求める

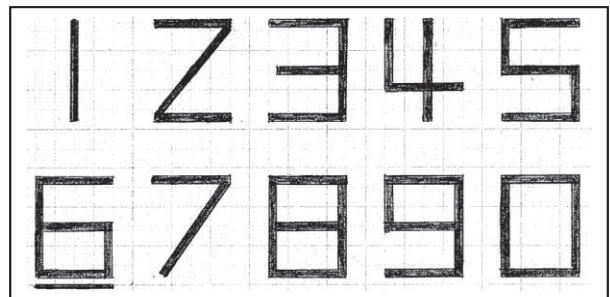
- ①集落内の空地、 に、救援表示シート 2 枚を広げる。
- ②救援表示シートは、下記のようにくっつけて並べる。



- ③自主防災組織で、住民の安否確認を行い、負傷者や病人を把握する。
- ④ヘリコプターの搬送が必要と思われる負傷者や病人の人数を、無地の救援表示シートに黒布テープ等で表示する。
黒布テープ以外でも、表示できれば何でも構いません。
(今までの訓練では、座布団で文字を作ったところもあります)

【注意】

文字はなるべく太く、テープを 3 本くらい並べて、右記の数字を参考に表示してください。



- ⑤救援表示シートの周囲に石を置くなど飛散防止をしてください。

(3) 日常の保管

- ・地域の公民館や自主防災倉庫など、予め定められた場所に保管してください。
- ・このシートは、万が一の大規模災害時に備えた重要な情報伝達手段です。保管には十分注意し、紛失することがないようにするとともに、訓練等を行い住民の皆様が保管場所及び使用方法について知っていただくようお願いします。

3 市の運用方法

(1) 市の実施事項

- ・地震発生後、静岡市のヘリコプターにより中山間地の被害状況調査を実施する際に、事前に決められた救援表示シートを広げる場所を回り、各集落における搬送が必要な負傷者や病人の人数を把握します。
- ・道路の被害状況を調査し、土砂災害の発生箇所や通行不可能な箇所を把握します。
- ・各集落の負傷者や病人数及び、道路の通行不可能状況について、市災害対策本部及び消防局警防本部で共有し、救援対策を図っていきます。

(2) 災害時のヘリコプターの運航目的

大規模災害時のヘリコプターの運航目的は、第一に市内全域の被害状況を把握することです。ヘリコプターにより迅速に被害状況を把握した上で、被害程度に応じて救助活動を実施します。

そのため、救援表示シートを広げているところをヘリコプターが通過、旋回しても、すぐに救助には入れないことについて、ご理解をお願いします。

耐震性貯水槽設置場所一覧表

(令和5年4月現在)

区	No	地区支部	設置場所	設置年度	容量(m ³)	備考
葵区	1	葵	静岡市上下水道庁舎	H27	100	
	2	新通	常磐公園	H9	100	
	3	伝馬町	伝馬公園	H3	100	
	4		清水山公園	H7	100	
	5	横内	横内小学校	H4	100	
	6	安東	安東小学校	H9	100	
	7		城北公園	H3	100	
	8	城北	城北小学校	H8	100	
	9	竜南	静岡市立高等学校	H11	100	
	10	千代田	千代田小学校	H6	100	
	11		沓谷東公園	H12	100	
	12	千代田東	千代田東小学校	H8	100	
	13	西奈	西奈小学校	H7	60	
	14	西奈南	瀬名川西公園	H5	100	
	15	麻機	麻機小学校	H8	100	
駿河区	16	森下	森下公園	H3	100	
	17	宮竹	高松公園	H8	100	
	18	中島	中島小学校	R3	100	
	19	西豊田	西豊田小学校	H10	100	
	20		ツインメッセ静岡	S58	100	
	21		豊田中学校	H9	100	
	22	東豊田	池田島崎公園	H13	100	
	23	東源台	東源台小学校	H14	100	
	24	大谷	大谷小学校	H4	100	
	25	久能	久能小学校	H8	100	
26	長田東	東新田公園	H7	100		
27		長田コミュニティ防災センター	S60	100		
清水区	28	江尻	清水江尻小学校	H19	100	
	29	岡	清水岡小学校	H25	100	
	30	清水	清水小学校	H22	100	
	31	不二見	清水第四中学校	H27	100	
	32	三保	清水羽衣団地	S61	100	
	33	飯田	秋葉山公園	H19	187	
	34	高部	清水高部小学校	H29	100	
	35	有度	清水第七中学校	H24	100	
	36	興津	清水興津中学校	R1	100	
	37	蒲原	はまかぜ公園	H7	100	
	38	蒲原	蒲原中学校	H8	100	
	39	蒲原	蒲原東小学校	H9	100	
	40	由比	由比中学校	H6	60	
	41	由比	由比小学校	H8	100	
	42	由比	入山親水公園	H10	60	
合 計				42箇所	4,167 m ³	

受水槽給水栓設置箇所一覧表

令和5年4月現在

区	No	設置場所	設置年度	受水槽形状	区	No	設置場所	設置年度	受水槽形状
葵 区	1	番町小学校	H19	ステンレス製	駿 河 区	44	南部小学校	H19	ステンレス製
	2	新通小学校	H20	ステンレス製		45	長田西小学校	R3	ステンレス製
	3	駒形小学校	H17	ステンレス製		46	長田南小学校	H18	ステンレス製
	4	安西小学校	H18	ステンレス製		47	長田東小学校	R1	ステンレス製
	5	田町小学校	H18	鉄筋コンクリート製		48	長田北小学校	H18	鉄筋コンクリート製
	6	井宮小学校	H17	鉄筋コンクリート製		49	川原小学校	H17	鉄筋コンクリート製
	7	井宮北小学校	H18	鉄筋コンクリート製		50	大里中学校	H23	鉄筋コンクリート製
	8	安倍口小学校	H17	鉄筋コンクリート製		51	南中学校	H22	鉄筋コンクリート製
	9	美和小学校	H20	ステンレス製		52	東豊田中学校	H23	鉄筋コンクリート製
	10	葵小学校	H17	ステンレス製		53	高松中学校	H22	ステンレス製
	11	竜南小学校	H18	ステンレス製		54	長田西中学校	H22	鉄筋コンクリート製
	12	千代田小学校	H25	ステンレス製		55	長田南中学校	H22	ステンレス製
	13	北沼上小学校	H19	ステンレス製	清 水 区	56	清水浜田小学校	H20	鉄筋コンクリート製
	14	西奈小学校	R2	ステンレス製		57	清水岡小学校	S56	ステンレス製
	15	西奈南小学校	R2	ステンレス製		58	清水船越小学校	H20	鉄筋コンクリート製
	16	賤機南小学校	R1	ステンレス製		59	清水有度第一小学校	H20	鉄筋コンクリート製
	17	賤機中小学校	H17	鉄筋コンクリート製		60	清水有度第二小学校	H20	鉄筋コンクリート製
	18	賤機北小学校	H18	ステンレス製		61	清水不二見小学校	H21	ステンレス製
	19	松野小学校	H17	鉄筋コンクリート製		62	清水三保第二小学校	H3	ステンレス製
	20	玉川小学校	R1	鉄筋コンクリート製		63	清水辻小学校	H21	ステンレス製
	21	服織小学校	H28	ステンレス製		64	清水飯田小学校	H3	ステンレス製
	22	服織西小学校	H18	ステンレス製		65	清水飯田東小学校	H21	鉄筋コンクリート製
	23	南藁科小学校	H20	FRP製		66	清水高部小学校	H1	ステンレス製
	24	中藁科小学校	H17	鉄筋コンクリート製		67	清水高部東小学校	H21	ステンレス製
	25	中藁科小学校小布杉分校	R1	ステンレス製		68	清水袖師小学校	H20	鉄筋コンクリート製
	26	籠上中学校	H22	ステンレス製		69	清水庵原小学校	H18	ステンレス製
	27	末広中学校	H22	鉄筋コンクリート製	70	清水小島小学校	H20	鉄筋コンクリート製	
	28	安倍川中学校	H22	鉄筋コンクリート製	71	清水小河内小学校	S63	ステンレス製	
	29	東中学校	R1	ステンレス製	72	蒲原東小学校	R1	FRP製	
	30	西奈中学校	H23	鉄筋コンクリート製	73	由比小学校	H22	ステンレス製	
	31	観山中学校	H28	ステンレス製	74	清水第一中学校	H21	鉄筋コンクリート製	
	32	賤機中学校	H23	鉄筋コンクリート製	75	清水第二中学校	H21	鉄筋コンクリート製	
	33	服織中学校	H23	鉄筋コンクリート製	76	清水第三中学校	H21	鉄筋コンクリート製	
	34	藁科中学校	H23	鉄筋コンクリート製	77	清水第四中学校	H21	ステンレス製	
駿 河 区	35	中田小学校	H19	鉄筋コンクリート製	78	清水第五中学校	H21	ステンレス製	
	36	中島小学校	H19	鉄筋コンクリート製	79	清水第六中学校	H21	鉄筋コンクリート製	
	37	大里東小学校	H19	ステンレス製	80	清水第八中学校	H22	ステンレス製	
	38	大里西小学校	H19	ステンレス製	81	清水飯田中学校	H21	ステンレス製	
	39	宮竹小学校	H18	ステンレス製	82	清水袖師中学校	H22	ステンレス製	
	40	森下小学校	H29	ステンレス製	83	清水庵原中学校	H21	鉄筋コンクリート製	
	41	東豊田小学校	R1	ステンレス製	84	清水興津中学校	H13	ステンレス製	
	42	西豊田小学校	H30	ステンレス製	85	清水小島中学校	H21	鉄筋コンクリート製	
	43	富士見小学校	H17	鉄筋コンクリート製	86	両河内中学校	H16	ステンレス製	

給水拠点一覧表

区	No	名称	所在地	地区支部	区 分			
					ランク	避難所	耐震性貯水槽 設置場所	給水栓付 受水槽
葵 区	1	県立総合病院	北安東四丁目		S			
	2	県立こども病院	漆山		S			
	3	静岡赤十字病院	追手町		S			
	4	市立静岡病院	追手町		S			
	5	静岡厚生病院	北番町		S			
	6	透析病院①	公表しない		S			
	7	透析病院②	公表しない		S			
	8	葵小学校	城内町	葵	A	○		○
	9	静岡市上下水道局庁舎	七間町		D		○	
	10	常磐公園	常磐三丁目	新通	D		○	
	11	新通小学校	駒形通二丁目		A	○		○
	12	駒形小学校	南安倍二丁目	駒形	A	○		○
	13	安倍川中学校	弥勒二丁目		B	○		○
	14	番町小学校	新富町一丁目	番町	A	○		○
	15	田町小学校	田町五丁目	田町	A	○		○
	16	静岡商業高等学校	田町七丁目		B	○		○
	17	安西小学校	安西一丁目	安西	A	○		○
	18	末広中学校	末広町		B	○		○
	19	伝馬町小学校（伝馬公園）	伝馬町	伝馬町	A	○	○（伝馬公園）	
	20	清水山公園	音羽町		D		○	
	21	井宮小学校	平和一丁目	井宮	A	○		○
	22	籠上中学校	平和二丁目		B	○		○
	23	井宮北小学校	上伝馬	井宮北	A	○		○
	24	賤機南小学校	松富四丁目	賤機南	A	○		○
	25	賤機中学校	下		B	○		○
	26	賤機中小学校	牛妻	賤機中	A	○		○
	27	賤機北小学校	俵沢	賤機北	A	○		○
	28	安倍口小学校	安倍口新田	安倍口	A	○		○
	29	美和小学校	遠藤新田	美和	A	○		○
	30	美和中学校	足久保口組		A	○		○
	31	旧足久保小学校	足久保奥組	足久保	B	○		○
	32	松野小学校	松野	松野	A	○		○
	33	井川生涯学習交流館	井川	井川	C	○		
	34	梅ヶ島生涯学習交流館	梅ヶ島	梅ヶ島	C	○		
	35	大河内生涯学習交流館	平野	大河内	C	○		
	36	玉川生涯学習交流館	落合	玉川	C	○		
	37	横内小学校	緑町		A	○	○	
	38	東中学校	沓谷一丁目	横内	C	○		○
	39	青木の杜公園	城東町		D			
	40	安東小学校	安東三丁目	安東	A	○	○	
	41	安東中学校	安東三丁目		C	○		
	42	県立静岡高等学校	長谷町		C	○		
	43	県立静岡城北高等学校	北安東二丁目		C	○		
	44	城北公園	大岩本町		D		○	
	45	城北小学校	北安東四丁目	城北	A	○	○	
	46	観山中学校	観山		B	○		○
	47	竜南小学校	竜南一丁目	竜南	A	○		○
	48	市立高等学校	千代田三丁目		B	○	○	
	49	千代田小学校	沓谷五丁目		A	○	○	○
	50	県立静岡農業高等学校	古庄三丁目	千代田	C	○		○
	51	沓谷東公園	沓谷六丁目		D		○	
	52	県立科学技術高校	長沼		B	○		○
	53	静岡東高等学校	川合三丁目	千代田東	B	○		○
	54	千代田東小学校	川合三丁目		A	○	○	
	55	西奈小学校	瀬名三丁目	西奈	A	○	○(60 t)	○
	56	西奈中学校	東瀬名町		B	○		○
	57	西奈南小学校（瀬名川西公園）	南瀬名町	西奈南	A	○	○	○
	58	北沼上小学校	北沼上	北沼上	A	○		○
	59	麻機小学校	有永	麻機	A	○	○	
	60	服織小学校	羽鳥六丁目	服織	A	○		○
	61	服織中学校	羽鳥一丁目		B	○		○
	62	服織西小学校	新聞	服織西	A	○		○
	63	南蘆科小学校	吉津	南蘆科	A	○		○
	64	静岡西高等学校	牧ヶ谷		B	○		
	65	中蘆科小学校	大原	中蘆科	A	○		○
	66	蘆科中学校	大原		B	○		○
	67	清沢生涯学習交流館	昼居渡	清沢	C	○		
	68	大川生涯学習交流館	日向	大川	C	○		

給水拠点一覧表

区	No	名称	所在地	地区支部	区 分			
					ランク	避 難 所	耐震性貯水槽 設置場所	給水栓付 受水槽
駿 河 区	1	静岡済生会総合病院	小鹿一丁目		S			
	2	静岡徳洲会病院	下川原南		S			
	3	透析病院③	公表しない		S			
	4	森下小学校 (森下公園)	森下町	森下	A	○	○ (森下公園)	○
	5	八幡山公園	八幡五丁目		D			
	6	中田小学校	中田二丁目	中田	A	○		○
	7	南部小学校	南八幡町	南部	A	○		○
	8	大里西小学校	中原	大里西	A	○		○
	9	大里中学校	中野新田		B	○		○
	10	大里東小学校	高松	大里東	A	○		○
	11	中島小学校	中島	中島	A	○	○	○
	12	宮竹小学校	宮竹二丁目		A	○		○
	13	南中学校	宮竹二丁目	宮竹	B	○		○
	14	高松公園	宮竹一丁目		D		○	
	15	富士見小学校	登呂一丁目		A	○		○
	16	県立駿河総合高等学校	有東三丁目	富士見	B	○		○
	17	高松中学校	登呂四丁目		B	○		○
	18	西豊田小学校	曲金二丁目		A	○	○	○
	19	豊田中学校	豊田一丁目	西豊田	B	○	○	
	20	ツインメッセ静岡	曲金三丁目		B	○	○	
	21	東豊田中学校	国吉田五丁目	東源台	B	○		○
	22	東源台小学校	国吉田六丁目		A	○	○	
	23	東豊田小学校	池田	東豊田	A	○		○
	24	池田島崎公園	池田		D		○	
	25	大谷小学校	大谷	大谷	A	○	○	
	26	久能小学校	古宿	久能	A	○	○	
	27	長田北小学校	向敷地一丁目	長田北	A	○		○
	28	長田コミュニティ防災センター	鎌田		D	○(長田体育館)		
	29	東新田公園	東新田四丁目	長田東	D		○	
	30	長田東小学校	東新田三丁目		A	○		○
	31	長田南中学校	みずほ三丁目		B	○		○
	32	長田西小学校	丸子六丁目	長田西	A	○		○
	33	長田西中学校	丸子一丁目		B	○		○
	34	川原小学校	下川原四丁目	川原	A	○		○
	35	長田南小学校	広野四丁目	長田南	A	○		○
清 水 区	1	市立清水病院	宮加三		S			
	2	清水厚生病院	庵原町		S			
	3	桜ヶ丘病院	桜が丘町		S			
	4	共立蒲原総合病院	富士市		富士市が担当			
	5	透析病院④	公表しない		S			
	6	透析病院⑤	公表しない		S			
	7	透析病院⑥	公表しない		S			
	8	透析病院⑦	公表しない		S			
	9	清水辻小学校	辻四丁目		B	○		○
	10	県立清水東高等学校	秋吉町	辻	C	○		○
	11	清水第一中学校	宮代町		A	○		○
	12	清水江尻小学校	江尻町	江尻	A	○	○	
	13	清水入江小学校	追分二丁目	入江	C	○		
	14	清水第八中学校	追分四丁目		A	○		○
	15	清水浜田小学校	浜田町	浜田	A	○		○
	16	清水岡小学校	神田町		A	○	○	○
	17	清水第二中学校	神田町	岡	B	○		○
	18	市立清水桜が丘高等学校	桜が丘町		C	○		
	19	県立清水西高等学校	青葉町		C	○		○
	20	清水船越小学校	船越三丁目	船越	A	○		○
	21	清水小学校	松井町	清水	B	○	○	
	22	清水第三中学校	三光町		A	○		○
	23	清水不二見小学校	新緑町	不二見	A	○		○
	24	清水第四中学校	村松		B	○	○	○
	25	清水駒越小学校	駒越東町	駒越	A	○		
	26	清水三保第二小学校	折戸五丁目	折戸	A	○		○
	27	県立清水南高等学校	折戸三丁目		B	○		○

給水拠点一覧表

区	No	名称	所在地	地区支部	区分				
					ランク	避難所	耐震性貯水槽 設置場所	給水栓付 受水槽	
清水区	28	清水三保第一小学校	三保	三保	C	○			
	29	清水第五中学校	三保		A	○		○	
	30	市宮羽衣団地集会場南	三保		D		○		
	31	清水飯田小学校	下野中	飯田	C	○		○	
	32	清水飯田東小学校	八坂北一丁目		A	○		○	
	33	清水飯田中学校	山原		A	○		○	
	34	秋葉山公園	八坂東一丁目		D		○(187 t)		
	35	清水高部小学校	押切	高部	A	○		○	
	36	清水高部東小学校	押切		A	○		○	
	37	清水第六中学校	天王西		B	○		○	
	38	清水有度第一小学校	有度本町	有度	A	○		○	
	39	清水有度第二小学校	草薙杉道三丁目		A	○		○	
	40	清水第七中学校	草薙三丁目		B	○	○		
	41	清水袖師小学校	袖師町	袖師	B	○		○	
	42	清水袖師中学校	西久保		A	○		○	
	43	清水庵原小学校	庵原町	庵原	A	○		○	
	44	清水庵原中学校	原		B	○		○	
	45	清水興津小学校	興津中町	興津	C	○			
	46	清水興津中学校	興津中町		A	○	○	○	
	47	清水小島中学校	但沼町	小島	A	○		○	
	48	清水小河内小学校	小河内		C	○		○	
	49	清水小島小学校	小島		B	○		○	
	50	清水穴原小学校	穴原		C	○			
	51	旧清水和田島小学校	和田島	両河内	C	○			
	52	はまかぜ公園	蒲原堰沢	蒲原	D		○		
	53	旧蒲原支所前広場	蒲原新田		D				
	54	蒲原西小学校	蒲原新田		C	○			
	55	蒲原市民センター	蒲原新田		C	○			
	56	蒲原東小学校	蒲原		B	○	○	○	
	57	蒲原中学校	蒲原		A	○	○		
	58	由比中学校	由比	由比	B	○	○(60 t)		
	59	由比小学校	由比		A	○	○	○	
	60	入山親水公園	由比		D		○(60 t)		
		163			75	162	130	42	92
					S	17	0	0	0
					A	71	71	21	58
					B	35	35	8	28
					C	23	23	0	6
					D	16	1	13	0

ランク S：最優先に応急給水する地点 ※共立蒲原病院への応急給水は富士市が担当
 ランク A：地区の最重要避難所であるとともに大規模断水時に避難者以外の市民へ飲料水を配給する地点
 ランク B：給水栓付き受水槽のある避難所（A以外）※断水地区が若干縮小し、給水車の手配ができるようになった時に受水槽へ注水する。
 ランク C：地区の避難所（A、B以外）※断水地区がかなり縮小した場合、可搬式 1 t タンクを設置し対応する。
 ランク D：断水地区が市内の 20% 程度まで縮小し、給水車による停車給水が可能となった時に開設

防災倉庫設置場所一覧表

葵 区 (108)

(危機管理総室)

No.	倉庫 No	所在地	地区支部
1	3	葵小学校	葵
2	25	静岡英和女学院中学・高等学校	葵
3	4	城内中学校	葵
4	1	駿府城公園第1	葵
5	2	駿府城公園第2	葵
6	18	西草深公園	葵
7	210	中央体育館	葵
8	12	常磐公園	新通
9	11	新通公園	新通
10	15	安倍川中学校	駒形
11	13	駒形第二公園	駒形
12	14	駒形小学校	駒形
13	20	南安倍公園	駒形
14	10	住吉公園	番町
15	9	番町小学校 (旧三番町小学校)	番町
16	24	新富公園	番町
17	27	県立静岡商業高等学校	田町
18	17	田町公園	田町
19	16	田町小学校	田町
20	23	田町緑地スポーツ広場	田町
21	22	安西小学校	安西
22	8	末広中学校	安西
23	7	清水山公園	伝馬町
24	6	鷹匠公園	伝馬町
25	19	伝馬町小学校	伝馬町
26	26	東海大学短期大学部	伝馬町
27	144	井宮小学校	井宮
28	145	籠上中学校	井宮
29	165	辰起町緑地スポーツ広場	井宮
30	146	井宮北小学校	井宮北
31	164	堤町緑地スポーツ広場	井宮北
32	148	賤機中学校	賤機南
33	147	賤機南小学校	賤機南
34	151	賤機中小学校	賤機中
35	152	賤機北小学校	賤機北
36	150	安倍口小学校	安倍口
37	156	安倍口団地広場	安倍口
38	172	西ヶ谷総合運動場	安倍口
39	166	美和小学校	美和
40	154	足久保小学校	足久保
41	149	美和中学校	足久保
42	153	松野小学校	松野
43	157	消防第38分団倉庫南 (田代)	井川
44	158	旧井川小学校	井川
45	159	井川小中学校	井川
46	168	口坂本避難所	井川
47	163	梅ヶ島小中学校	梅ヶ島
48	167	梅ヶ島新田集会場	梅ヶ島
49	155	大河内小中学校	大河内
50	170	旧大河内北小学校跡地	大河内
51	169	有東木集会場	大河内
52	171	玉川キャンプセンター	玉川
53	160	玉川小中学校	玉川
54	161	旧玉川中学校	玉川

No.	倉庫 No	所在地	地区支部
55	49	青木の杜公園	横内
56	29	静岡学園中学・高等学校	横内
57	53	城東公園	横内
58	34	東中学校	横内
59	33	横内小学校	横内
60	28	安東公園	安東
61	39	安東小学校	安東
62	31	安東中学校	安東
63	5	県立静岡高等学校	安東
64	32	県立静岡城北高等学校	安東
65	50	城北公園	安東
66	38	観山中学校	城北
67	46	県立静岡中央高等学校	城北
68	56	城北小学校	城北
69	30	市立高等学校	竜南
70	37	竜南小学校	竜南
71	60	旧陸軍墓地	千代田
72	41	沓谷第一公園 (沓谷公園)	千代田
73	42	沓谷東公園	千代田
74	36	県立静岡農業高等学校	千代田
75	35	千代田小学校	千代田
76	202	県立科学技術高等学校	千代田
77	52	県立静岡東高等学校	千代田東
78	43	千代田東小学校	千代田東
79	55	静岡北高等学校	西奈
80	57	常葉学園橘中学・高等学校	西奈
81	45	西奈小学校	西奈
82	61	竜爪中学校	西奈
83	58	常葉大学静岡瀬名キャンパス	西奈
84	44	西奈中学校	西奈南
85	47	西奈南小学校	西奈南
86	51	北沼上小学校	北沼上
87	209	北沼上小学校	北沼上
88	48	平山市有地 (消防第26分団平山)	北沼上
89	40	麻機小学校	麻機
90	197	今宮公園	麻機
91	59	北浅間神社	麻機
92	54	北大門公園	麻機
93	138	千代二丁目 バイパス高架下	服織
94	132	服織小学校	服織
95	129	服織中学校	服織
96	130	山崎第二公園	服織
97	133	服織西小学校	服織西
98	131	県立静岡西高等学校	南藁科
99	136	南藁科小学校	南藁科
100	135	中藁科小学校	中藁科
101	137	中藁科小学校小布杉分校	中藁科
102	139	水見色小学校前	中藁科
103	134	藁科中学校	中藁科
104	142	清沢避難所 (旧清沢東小学校跡地)	清沢
105	162	清沢小学校	清沢
106	140	旧峰山小学校	清沢
107	141	大川小中学校	大川
108	143	旧櫛尾小学校 (旧クリエイターズビレッジ)	大川

防災倉庫設置場所一覧表

駿河区 (67)

No.	倉庫 No.	所在地	地区支部
109	93	森下公園	森下
110	207	森下小学校	森下
111	208	森下小学校	森下
112	80	森下小学校	森下
113	87	八幡神社	森下
114	65	中田小学校	中田
115	103	馬淵津島神社	中田
116	67	南部小学校	南部
117	99	城南静岡高等学校	南部
118	73	大里中学校	大里西
119	70	大里西小学校	大里西
120	92	静岡聴覚特別支援学校	大里西
121	102	新川公園	大里西
122	85	緑が丘市有地	大里西
123	69	大里東小学校	大里東
124	100	中島児童館 (旧産業振興センター)	中島
125	71	中島小学校	中島
126	107	中島中学校	中島
127	101	高松公園	宮竹
128	82	南中学校	宮竹
129	104	宮竹小学校	宮竹
130	66	県立駿河総合高等学校	富士見
131	68	高松中学校	富士見
132	74	登呂四丁目東名高架下	富士見
133	72	富士見小学校	富士見
134	105	競輪場駐車場	西豊田
135	83	天白児童館	西豊田
136	88	市営小鹿高層団地	西豊田
137	98	静岡視覚特別支援学校	西豊田
138	62	ツインメッセ静岡	西豊田
139	64	豊田中学校	西豊田
140	63	西豊田小学校	西豊田
141	84	県立美術館第2駐車場	東源台
142	79	東源台小学校	東源台
143	90	ユリノキ広場	東源台
144	95	静岡英和学院大学	東源台
145	75	池田公園	東豊田
146	76	池田島崎公園	東豊田
147	77	小鹿公園	東豊田
148	96	静岡聖光学院	東豊田
149	86	東豊田小学校	東豊田
150	91	聖一色公園	東豊田
151	78	大谷小学校	大谷
152	97	静岡大学	大谷
153	106	ふじのくに地球環境史ミュージアム (旧静岡南高校)	大谷
154	81	久能小学校	久能
155	114	長田北小学校	長田北
156	125	向ヶ丘広場	長田北
157	116	長田東小学校	長田東
158	108	長田南中学校	長田東
159	128	東新田公園	長田東
160	119	丸子新田公園	長田東
161	111	みずほ公園	長田東
162	117	みずほなかよし公園	長田東

※秋葉山公園防災倉庫は、本体のみ公園整備課所轄。

No.	倉庫 No.	所在地	地区支部
163	127	宇津ノ谷市有地	長田西
164	113	長田西小学校	長田西
165	120	長田西中学校	長田西
166	124	丸子給食センター西側	長田西
167	123	戸斗前公園	長田西
168	122	丸子川スポーツ広場	長田西
169	115	丸子尻高公園	長田西
170	121	川原小学校	川原
171	110	下川原公園	川原
172	112	長田南小学校	長田南
173	126	城山中学校	長田南
174	118	広野公園	長田南
175	109	用宗老人福祉センター	長田南

清水区 (33)

No.	倉庫 No.	所在地	地区支部
176	178	清水第一中学校	辻
177	179	清水江尻小学校	江尻
178	180	清水入江小学校	入江
179	182	清水浜田小学校	浜田
180	181	清水岡小学校	岡
181	185	清水船越小学校	船越
182	183	清水第三中学校	清水
183	184	清水第四中学校	不二見
184	186	駒越生涯学習交流館	駒越
185	207	静岡市清水みなとふれあいセンター	駒越
186	187	折戸生涯学習交流館	折戸
187	188	羽衣の松駐車場	三保
188	189	清水飯田東小学校	飯田
189	209	秋葉山公園No. 1	飯田ほか
190	210	秋葉山公園No. 2	飯田ほか
191	190	高部生涯学習交流館	高部
192	191	有度生涯学習交流館 (一里山北公園)	有度
193	193	清水袖師中学校	袖師
194	192	庵原生涯学習交流館	庵原
195	194	清水興津中学校	興津
196	176	清水小島中学校	小島
197	196	清水両河内小中学校	両河内
198	173	清水区役所第3駐車場	
199	177	長崎新田スポーツ広場	
200	198	蒲原生涯学習交流館	蒲原
201	199	蒲原中学校	蒲原
202	200	蒲原西小学校	蒲原
203	201	蒲原東小学校	蒲原
204	208	蒲原新田公園	蒲原
205	203	由比文書庫	由比
206	204	由比中学校	由比
207	205	由比小学校	由比
208	206	由比北小学校	由比

防災倉庫資機材一覧表(標準)

(危機管理総室)

	品名	数量	備考
1	発電機	1	
2	浄水機	1	手動式
3	リヤカー	1	ノーパンク式
4	一輪車	2	ノーパンク式
5	大型組立トイレ	2	
6	釜(カマド付)	3	2升炊き
7	テント	2	2間×3間
8	受水槽	1	1t
9	折たたみはしご(脚立)	2	
10	担架	2	
11	机	1	
12	いす	3	
13	バール	2	25φ×1800mm
14	掛矢	3	大
15	スコップ	3	
16	バケツ	3	
17	携行缶	1	ガソリン運搬用スチール製
18	ガソリン缶詰	4	1リットル缶
19	コードリール	1または2	30m
20	投光器	1または2	
21	懐中電灯	2	単1電池
22	電池メガホン	2	単3電池
23	防災ラジオ	1	単3電池
24	手回し充電式AM/FMラジオ	1	
25	乾電池	1式	単1電池 単3電池
26	救急セット	1	2ケース

防災用資機材備蓄一覧表

令和5年3月現在
(危機管理総室)

【英区・駿河区】

品名	日出町 備蓄倉庫	北部コミュニティ 防災センター	東部コミュニティ 防災センター	南部コミュニティ 防災センター	長田コミュニティ 防災センター	薬科コミュニティ 防災センター	中央 体育館	城東保健福 祉エリア保 健所	静岡地区医 療品備 品センター	市内各 防災倉庫	小中学校 高等学校	その他 (交流館等)	合計
可搬式動力ポンプ C-1線85mm台車付			1	1	1	1							4
チェンソー 電子点火式 排気量31.0cc		19	20	5	2	8							54
エンジンカッター 排気量35.5cc		20	10	3	2	7							42
貯水槽給水装置 飲料水兼用100t				2	2								4
卓上テレビ 可搬型液晶カラー、単3電池4本		1	1	1	1	1	1					1	7
簡易ベッド アルミパイプ製 折りたたみ式			50	30	26	40	72	4					222
簡易ベッド 埼玉通商 KD-1900	23	18	18	18	18	18	18			126	372	33	644
炊飯装置 移動式 100人分炊飯	11		8	8	8	8							41
救命ボート ※備考欄参照		2	6	6	3	3							20
ブルーシート(防雨シート) 3.6m×5.4m	500	1,450		200	100	100							2,550
救助ロープ ビニロンロープ8mm×200m		20	50	20	20	20							130
救命胴衣 小型船舶用		15	200	10	50	60							335
チェーンブロック 容量 3トン		20	20	11	2	8							61
自主防災ヘルメット	180												180
台車	2												2
運搬車(台車) OH-2ストッパー付	2												2
リヤカー 折りたたみ式	3	13	20	5	2	25	1			174			243
一輪車								2		348			350
仮設トイレ	116	43	29	16	16	15	2			348	448	229	1,262
簡易トイレ	17											6	23
発電機 出力300W		15	14	14	23	14	8						88
発電機 出力700W、1.3KVAほか	9				1					213			223
発電機 ホンダ EU9i												57	57
発電機 ホンダ EU55ie	4	2	2	2	2	2				21	62	4	101
浄水機 エンジン付	4											11	15
浄水機 手動式	14	2		1			1			175		1	194
投光器 大型 エンジン式			10	1	3	10							24
投光器 小型300W・スタッド	9	2	10	6	15	12	9						63
投光器 小型100W・スタッド										348			348
投光器 LEDバルーン	3	2	2	2	2	2				21	62	5	101
コードリール GT-30型(30m)										348			348
ハンドマイク 出力6W サイレン付		18	40	19	17	31	3			348			476
懐中電灯	10			2			2			348			362
トランジスタラジオ 電源AC/DC			27	5	5	20				174			231
AM/FMラジオ 手回し充電式		1	1	1	1	1	1			174			180
ガソリン缶詰 18入り		12	12	12	12	12	12			696			768
携行缶 鉄製(ガソリン入れ)			19				20	1		174			214
救急医療セット		18	75	14	10	30	1			174			322
給水用水槽 1,000L折りたたみ式		10	40	12	10	18	1			174			265
給水用水槽 500Lタンク式	7		1		1	1							10
テント 2×3間 四方幕付一部天幕のみ	16	30	45	45	45	50	5			348	892	40	1,516
簡易テント フライバードテントST-Ⅲ	21	18	18	18	18	18				126	372	33	642
エアテント 6m×6m		1	1	1	1	1							5
エアテント												2	2
釜(かまど付き) 2升炊き										522			522
バケツ		5	5	5	5	5	5			522			522
掛矢										522			522
スコップ		40								522			562
机 H700×W1800×D600	6	14						2		174			196
いす 折りたたみ式	20	46						5		522			593
金属はしご アルミ合金製	26	20	18	10	5	20				348			447
担架 高次印B号型 改良担架A型	10	20	20	10	10	11	3			348			432
テコバール		98		4						348			450
ツルハシ		40											40
遺体収納袋 セレモハック NT-01	500			50	50			100	200				900
遺体収納袋 セレモハックC-01				20				100					120
遺体収納袋 非透過性でないもの		200	200	200	200	200	200						1,200
パーティション 防災用2ヶ所開仕切り	478	200			300						1,640	662	3,280

【備考】

※救命ボート

・アルミ製 4人乗り

・プラスチック製 2人乗り3人乗り

・ゴム製 S6-216 アキレス

防災用資機材備蓄一覧表

令和5年3月現在
(危機管理総室)

【清水区(由比・蒲原除く)1/2】

品名	清水区 役所第3 駐車場	長崎新田 スポーツ 広場	清水 日本平 運動公園	秋葉山 公園	秋葉山備 蓄倉庫	旧清水 斎場	清水防災 センター	清水保健 福祉セン ター	辻 地区	江尻 地区	入江 地区	浜田 地区	岡 地区	船越 地区
ろ水機 大学産業DCF-1HL							1		1	1	1	1	1	1
発電機 ホンダ EB-1500									1	1	1	1	1	1
発電機 ホンダ EM-550									3	1	2	2	2	1
発電機 ホンダ EX-900			1											
発電機 ヤマハ EF-500				4					4	6	5	3	5	4
発電機 EX-6 ほか			2	2										
発電機 ホンダ EU55is	1				3		3		2	1	2	1	3	1
ガソリン携行缶 20ℓ									1	1	1	1	1	1
ガソリン携行缶 5ℓ									2	2	2	2	2	2
コードリール AP-301	5	39							2	2	2	2	2	2
コードリール ND-304D									2	2	2	2	2	2
コードリール			6	6										
投光器 200W		38	5	9					7	7	7	5	7	7
投光器 LEDハルン	1				3		3		2	1	2	1	3	1
三脚			2						2	2	2	2	2	2
メガホン TRM-66A									2	2	2	2	2	2
メガホン TRM-77S										1	1			
メガホン	3			4										
強カライト・単一×4本用				4					3	3	3	3	3	3
蛍光灯 ナショナル電池式									1	1	1		1	1
蛍光灯 100V加算ハンド									1	1	1		1	1
応急危険度判定機材									1	1	1	1	1	1
救急箱 50人用アルミケース									1	1	1	1		1
救急箱 青色BOX									1	1		1		1
折りたたみリヤカー A-1型				2					1	1	1	1		1
折りたたみリヤカー A-2型									1	1	1	1	2	1
一輪車				4					1	1	1	1	1	1
空気入れ スタンダード									2	1	1	1	1	1
空気入れ 足踏み式									1	1	1			1
テント 2間×3間			1	4					1	1	1	1	1	1
簡易テント 1人用	6						20		12	6	12	6	18	6
エアテント 10.95m×19.00m							1							
簡易ベッド	6						20		12	6	12	6	18	6
担架(二つ折り)	23		1	6					10	10	10	10	10	10
折りたたみ寝台									1	1				
防災用寝袋									5	4	5	5	5	5
毛布	40	980	1,400	720		200	1,200		620	720	820	520	1,020	1,820
組み立て水槽 ウォーターハルン500														2
組み立て水槽 丸型200												1		
受水槽 1t				2										
ポリバケツ 35ℓ									1	1	1	7		1
給水タンク 9ℓ	5								5	5	5	5	5	5
ウォーターバック									2	2	2	2	2	2
剣先スコップ				6					1	1	1	1	1	1
ツルハシ			10						10	10	10	10	10	10
てこバール			10	4					10	10	10	10	10	10
両口ハンマー			5						5	5	5	5	5	5
かけや				6					1	1	1	1	1	1
番線カッター									1	1	1	1	1	1
折りたたみスコップ									2	1	2	2	2	2
レンジャーロープ 12mm×50m									2	2	2	2	2	2
ブルーシート 7.2m×7.2m									1	1	1	1	1	1
ブルーシート 3.6m×5.4m									15	14	10	12	13	13
ブルーシート 2.7m×3.6m	5								20	20	21	3	21	20
土のう袋									400	400	400	400	400	400
防寒ジャンパー	6									5	7	8		9
ビニボツ軍手									60	34	58	46	29	60
合羽									10	32	26	34	32	20
整理ボックス	1								1	1	1	1	1	1
工具ボックス									1	1	1	1	1	1
ハイゼックス									10,000					
乾電池セット									3	3	3	3	3	3
ガソリン缶詰 1ℓ入り				8					9	9	9	9	9	9
バケツ	144			6										
のこぎり	2													
炊出用釜				6			1							
炊飯装置 移動式100人分炊飯							1							
遺体収納袋 セレモパック NT-01								100						
遺体収納袋 非透過性でないもの			300											
パーティション					200	300			42	25	45	23	63	25

防災用資機材備蓄一覧表

令和5年3月現在
(危機管理総室)

【清水区(由比・蒲原除く)2/2】

倉庫名	清水地区	不二見地区	駒越地区	折戸地区	三保地区	飯田地区	高部地区	有度地区	袖師地区	庵原地区	興津地区	小島地区	両河内地区	合計
ろ水機 大学産業DCF-1HL	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	21
発電機 ホンダ EB-1500	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19
発電機 ホンダ EM-550	1	2	3	1			2	1	2	1	1	2	2	29
発電機 ホンダ EX-900			1											2
発電機 ヤマハ EF-500	4	4		4	4		3		4	2		3	3	62
発電機 EX-6 ほか				1				1						6
発電機 ホンダ EU55is	2	2	1	1	2	3	3	3	2	2	2	4	4	48
ガソリン携行缶 20ℓ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19
ガソリン携行缶 5ℓ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	2	37
コードリール AP-301	2	2		2	2	2	2		2			2	2	74
コードリール ND-304D	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	36
コードリール														12
投光器 200W	7	8	2	7	7	2	7	3	7	1	2	6	7	158
投光器 LEDハルーン	2	2	1	1	2	3	3	3	2	2	2	4	4	48
三脚	2		4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	40
メガホン TRM-66A	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	37
メガホン TRM-77S							1		1			1		5
メガホン														7
強カライト・単一×4本用	3	3	2	3	2	3	3	4	3	1	3	2	3	57
蛍光灯 ナショナル電池式	1	1	1	1		1		1	1	1	1		1	15
蛍光灯 100V加賀ハンド	1	1		1	1	1	1	1						12
応急危険度判定機材	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19
救急箱 50人用アルミケース	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	18
救急箱 青色BOX	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	17
折りたたみリヤカー A-1型	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19
折りたたみリヤカー A-2型	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	21
一輪車	1	1	1						1	1		1		16
空気入れ スタンダード	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	18
空気入れ 足踏み式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		16
テント 2間×3間	1	1	1	1			1		1			1	1	19
簡易テント 1人用	12	12	6	6	12	18	18	18	12	12	12	24	24	272
エアテント 10.95m×19.00m														1
簡易ベッド	12	12	6	6	12	18	18	18	12	12	12	24	24	272
担架(二つ折り)	10	9	8	10	10	8	10	8	10	8	7	10	10	208
折りたたみ寝台			2	1	1		1	2				1		10
防災用寝袋	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	94
毛布	520	1,520	820	620	1,020	720	1,300	2,520	1,420	1,020	1,620	1,220	320	24,700
組み立て水槽 ウォーターハルーン500		2	1	2	2	2		1	1		2			15
組み立て水槽 丸型200		1				1					1			4
受水槽 1t														2
ポリバケツ 35ℓ	1	1	1				1	1	1	1	1	1	1	21
給水タンク 9ℓ	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	100
ウォーターバック	2	2	2	1	2	2		2	1	2	2	2	2	34
剣先スコップ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23
ツルハシ	10	10	10	10	10	10	10	10	10	9	10	10	10	199
てこバール	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	204
両口ハンマー	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	100
かけや	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	25
番線カッター	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19
折りたたみスコップ	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	36
レンジャーロープ 12mm×50m	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	38
ブルーシート 7.2m×7.2m	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1	3	20
ブルーシート 3.6m×5.4m	15	15	3	7	10	15	8	15	15	10	15	5	15	225
ブルーシート 2.7m×3.6m	20	26					14			16		19	16	221
土のう袋	400	400	400	200	400	400	400	400	600	400	400	200	400	7,400
防寒ジャンパー	8	8			12		7	10	9	9	9	10	9	126
ビニボツ軍手	52	57	48	48	60	60	36	60	60	48	48	55	60	979
合羽	35	33		20	26	35	35	25	32	32	32	31	32	522
整理ボックス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20
工具ボックス	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19
ハイゼックス			10,000	10,000	10,000		10,000					8,000		58,000
乾電池セット	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	57
ガソリン缶詰 1ℓ入り	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	179
バケツ														150
のこぎり														2
炊出用釜														7
炊飯装置 移動式100人分炊飯														1
遺体収納袋 セレモパック NT-01														100
遺体収納袋 非透過性でないもの														300
パーティション	45	45	25	25	42	63	65	65	45	45	45	82	85	1,400

防災用資機材備蓄一覧表

令和5年3月現在
(危機管理総室)

【清水区(蒲原)】

品名	蒲原 中学校	蒲原市民 センター 別棟倉庫 (線路北)	蒲原新田 公園 (旧蒲原支所)	蒲原市民 センター 防災倉庫 (体育館南)	蒲原東 小学校	蒲原西 小学校	蒲原西部 こども園	蒲原東部 こども園	蒲原保健 福祉センター	合 計
非常用電話	2			2	2	2				8
発電機	2	1		1	3	3				10
発電機(本田発動機 EU55is)	1	1			1	1				4
投光器	6			4	2	8				20
投光器(ハロゲン500W)		9			10					19
投光器(400W LEDバルーン)	1			1	1	1				4
三脚	6	4		4	6	8				28
携行タンク	1			1						2
コードリール	10	3	4	4	6	10				37
ハンドマイク	3			3	2	5				13
ワイアレスアンプ・マイク				1						1
テント(2間×4間)	2			2						4
テント(2間×3間)	2				2	2				6
簡易テント 1人用	6			6	6	6				24
ブルーシート(2間×3間)10枚入り	8	200	90	4	10	10				322
シート(9m×9m)オレンジ	3									3
担架(4つ折り)	10		6							16
担架(スタンダード)		20	8	8	3	3				42
担架ベッド				4						4
簡易ベッド	6			6	6	6				24
ウォーターバルーン	1									1
ポリタンク	20			24	40	29				113
ポリバケツ	20									20
剣先スコップ	45		1	10	10	10				76
両つるはし	16	5	2	8	8	7				46
掛矢	10			2	1	3				16
大ハンマー	6	6	1	8	8	8				37
なた	2			1	2	2				7
バール	6		10	6	6	6				34
一輪車	2	1	1	2	2	2				10
のこぎり(折りたたみ式)				2	2	2				6
石み(プラスチック製)				5	5	5				15
トラロープ	2	1		1	2	2				8
番線	5			1						6
毛布(枚)			21		6					27
圧縮毛布(10枚入り)(箱)	125	148	38	3	3	53				370
浄水機(DCF-1HL)	1	1		1	1	1				5
飲料水用布水槽(組立水槽)	1		1	1	1	1				5
給水タンク(1,000ℓ)	2	1	1							4
移動式炊飯器	4	2	2	4	4	4				20
仮設トイレ(ベンクイック)	8	2	2	8	8	8				36
仮設トイレ小便器(ベンクイック)	5	3	2	5	5	5				25
簡易トイレ(ニードテント式・洋式)	25									25
簡易トイレ(エザキテント式・洋式)		20	5							25
緊急トイレ(エマーレット)		1								1
排便袋(サニタクリン)120枚	30									30
どんぶり(250及び780ml×1000)	1	1		1	1	1				5
スプーン、フォーク(各1,000)	1	1		1	1	1				5
机(キャンプテーブル)	3	2		3	3	3				14
炊飯セット	1	1		1	1	1				5
土のう(200枚/袋)		20	5							25
土のう(50枚/1箱・吸水シート)		5								5
懐中電灯	2			2	2	2				8
マイルシート(36枚入り)	3			5	3	1				12
間仕切り板(6畳×6畳)	1			1	1	1				4
レスキューキャリーマット(担架)		10							5(2階検査消毒室)	15
ラジオ	1			1	1	2				5
ワンタッチパーテーション	10			10						20
パーテーション	20	10			20	20				70
ガンリン缶詰 1ℓ入り×4	1			1	1	1				4
乾電池一式	1			1	1	1				4

防災用資機材備蓄一覧表

令和5年3月現在
(危機管理総室)

【清水区(由比) 1/2】

品名	由比 中学校	由比 小学校	由比 北小学校	旧由比 支所	合計
受水槽 丸型1t(組立式)			2		2
受水槽 組立式3t	2			4	6
受水槽 500L		2			2
可搬式小型動力ポンプ C-1級、口径65mm、台車付				1	1
テント 2間×3間	6	6	5		17
テント用四方幕	7	5	7		19
簡易テント 1人用 プライベートテントST-Ⅲ	6	6	6		18
発電機 新ダイワEG1500(1.5KVA)	2	2	2		6
発電機 本田発動機				1	1
発電機 本田発動機 EU55is	1	1	1		3
投光器 300W	3	3	6	1	13
投光器 400W LEDバルーン	1	1	1		3
コードリール 30m	3	3	6	3	15
ハンドマイク	2	3	3	2	10
チェーンソー	3	2	4	3	12
予備チェーン	1	2	2	2	7
折り畳みはしご(脚立) アルミ製・鉄製		2	2	2	6
二連はしご アルミ製 9m		1	1		2
浄水機 能力:1m3/時 DCF-1HL	1	1	1	1	4
浄水機 能力:4m3/時 DCF-2EN 炭酸ガスアルカリ中和装置付				1	1
浄水機 ビューラックス(次亜塩素酸ナトリウム)1800ml				2	2
炊き出し用釜 ドラム缶を加工したもの(鍋と釜戸)		8	3		11
仮設トイレ ハンケック大使用S型(和式)	10	10	10		30
仮設トイレ ハンケック小使用U型	2	2	2		6
仮設トイレ用洋式便座 和式便座にかぶせるタイプ	5	5	5		15
担架 アルミパイプ製(二つ折り)	15	10	15		40
担架用竹				8	8
担架用毛布				4	4
救護所用医療機器 エマジンEM-5(1号~4号ケース)	1				1
救護所用テント 2間×3間	1		1		2
救護所用発電機 新ダイワEG1500	1		1		2
救護所用投光器	2				2
救護所用テント内照明器具 ハンデライトHL-50C	2		2		4
救護所用折り畳みベッド キャンバスベッドOS-512	7		5		12
簡易ベッド 埼玉通商 KD-1900	6	6	6		18
ポーターライト PLB-25				2	2
ホワイトボード		1	1		2
掛矢 1200ミリ		3	4	6	13
大ハンマー 9.5kg		3	3	3	9
片手ハンマー 640g		5	5	4	14
まさかり		1	2	2	5
両ツル		10	10	14	34
バチツル		6	5	4	15
くわ		6	10	15	31
剣スコップ		30	30	24	84
角スコップ		5	5	12	22
ジョレン		7	10	7	24
なた ケース付		3	10	17	30
のこぎり 大(360ミリ)・小(210ミリ)		10	5	14	29
鎌 大・小				12	12
バール 1200ミリ		5	5	18	28
鉄線鋏(番線カッター) 450ミリ		3	3	4	10
ペンチ 200ミリ・200ミリ絶縁		3	5		8
一輪車	2	4	5	3	14
石み 竹製	13				13
石み PC製	8	15	20	6	49
トラロープ 12ミリ×200ミリ	1	1		1	3
クレモナロープ 12ミリ×50m		2		1	3
ビニールロープ 1巻	1		1		2
夜行コープ	10	10	10		30
万能ロープ ロッキングロープ6m		2	2	2	6
水用ポリタンク 9~11リットル	14	2		24	40
バケツ 布製折り畳み	30	30	30		90
飲料水用袋 10リットル用100枚入				13	13
非常用ろうそく	12	22	24		58
懐中電灯	10	10	10	2	32
ラジオ付ライト	1	1	1		3
乾電池セット	1	1	1	1	4
寝袋	50	50	50		150
ブルーシート 2間×3間	100	80	103		283
ござ	30	46	11		87
軍手	25	48	35		108
土嚢袋 ※数量は枚数を記載(200枚/箱)			100	800	900
バリケード			5		5
簡易トイレ(エマトイレ) 脱臭凝固剤20付	20				20

防災用資機材備蓄一覧表

令和5年3月現在
(危機管理総室)

【清水区(由比)2/2】

品名	由比 中学校	由比 小学校	由比 北小学校	旧由比 支所	合計
簡易トイレ用テント ワンタッチ一人用	5	5	5		15
簡易トイレ用便座 (株)ニード ワンタッチトイレ	5	5	5		15
便収納袋 サニタクリーン 簡易トイレ組織用セット(200回分)	3	3	3		9
食缶・なべ・食器	4	多数			多数
ハイゼックス包装食袋セット (12,000枚入)	3	4			7
オイルパン 角型・丸型	2	20			22
油吸着剤 タワネルオイルプロッタ-BL-65 (100枚入)	1	1	1	1	4
消防用ホース 口径65ミリ		19		14	33
T型ハンドル	1			9	10
手押しポンプ マンホール開閉器付	2	2	2		6
竹ぼうき	2	1	2	10	15
釘 セット		3	3		6
有刺鉄線 (巻)	2				2
はりがね (巻)	1	1	1		3
番線 (巻)			1		1
チェンソーオイル	1	1	1	1	4
エンジンオイル 1リットル	1	2	3		6
延長コード 7m			4		4
燃料(ガソリン) 10リットル用容器	1	1	1	1	4
燃料(混合) 5リットル用容器	1	1	1	1	4
チェンソー燃料 450ミリ(20:1)	3	5	3		11
ヘルメット				2	2
境界杭				64	64
デッキブラシ	2				2
パーティション 防災用ワンタッチ間仕切り	20	20	20	10	70

【静岡市(主要品目のみ)】

品名	葵区・駿河区	清水区	合計
簡易ベッド	866	314	1,180
ブルーシート	2,550	1,071	3,621
仮設トイレ	1,262	97	1,359
簡易トイレ	23	70	93
発電機	469	190	659
ガソリン缶詰 1ℓ入り	768	195	963
給水用水槽 1,000ℓ	265	8	273
給水用水槽 500ℓ	10	17	27
テント(エアータント8張りを含む)	1,523	49	1,572
簡易テント(室内用)	642	314	956
遺体収納袋	2,220	400	2,620
パーティション	3,280	1,540	4,820

生活必需品の分散備蓄数

		令和5年4月現在(危機管理総室)																	
学区名	小・中学校等	ビスケット	アルファ米	組立式 交水槽(2)	飲料水用 ポリ袋(3L)	テント	毛布	ベントック		ドントコイ		簡易トイレ	携帯トイレ	トイレ ペーパー	軍手	レジャーシート	ゴミ袋	備蓄場所	
								一般用	仮設トイレ 準備対応	準備子対応									
1	青葉	城内中学校	500	500		15	500	13	1									4階教室	
2	青葉	新通小学校	6,000	6,000		5,000	20	1,100	9	1				300	100	100	1,000	3階倉庫3階 防災備蓄室	
3	青葉	新通小学校	5,000	5,000		2,000	10	750	5	1				100		120	2,400	3階資料室(柱)、プール下	
	青葉	安積川中学校						500	9	1				300				4階 避難室の2/3、1階 防災室	
	青葉	特別支援教育センター	3,000	3,000		5,000	20	500	9	1				300				1階倉庫1-2、体育館器具室(テント3張) プール下(1階倉庫)(毛布50巻)	
4	青葉	蓬町小学校	5,500	5,500		5,000	10	500	9	1				300	100	100	1,000	事務室1階 倉庫等	
5	青葉	田町小学校	7,000	7,000		5,000	20	1,000	9	1				300	100	100	1,000	事務室2階 教材室 市防災倉庫(テント)	
6	青葉	安西小学校						500										北校舎2階 地域集会室	
7	青葉	末広中学校	7,000	7,000		5,000	20	500	9	1				300	100	100	1,000	体育館1階 倉庫、3階 器具庫	
8	青葉	莫小学校	6,000	6,000		5,000	20	700	9	1				300	100	100	1,000	プール下倉庫	
9	青葉	伝馬町小学校	5,500	5,500		5,000	20	800	7	1				300	100	100	1,000	体育館1階 男子更衣室(トイレットペーパー、テント)、2階和室押入(毛布)、南校舎1階防災倉庫(食糧)	
10	青葉	横内小学校	10,000	10,000		5,000	20	1,200	9	1				300	100	100	2,400	3-4階 踊り場 プール下倉庫(テント、ベントック)	
	青葉	翠中学校						500										1階相談室	
11	青葉	安東小学校	10,000	10,000		5,000	20	1,600	9	1				300	100	100	1,000	北校舎4階 ベントハウス 北校舎北側 防災備蓄倉庫	
	青葉	県立静岡城北高等学校						300										1階1体育館 準備室(2)	
12	城北	城北小学校	5,000	5,000		5,000	10	500	9	1								プール下(テント) 体育館側校舎1-2階のカ-1(食糧) 家庭科準備室(毛布)	
	城北	嵐山中学校						700										4階 備蓄室	
13	城南	城南小学校	6,000	6,000		5,000	15	1,000	6	1				300	100	100	1,000	プール下倉庫(毛布、トイレ) 南校舎1階防災倉庫、防災倉庫	
14	千代田	千代田小学校	9,000	9,000	2	10,000	22	1,300	15	1				600	200	100	3,400	体育館2階 観覧席、屋外体育器具庫	
	千代田	県立静岡農業高等学校						650										管理室(畜産実習室)	
15	千代田	千代田東小学校	6,500	6,500	1	5,000	7	900	5	1				300	100	120	1,200	北校舎4階資料室、 プール下(1-1)毛布400枚	
16	西条	西条小学校	4,000	4,000	2	8,000	23	1,200	9	1				600	200	220	3,400	体育館2階 多目的室	
	西条	西条南小学校	2,000	2,000	1	3,000	13	1,100	4	1				200	100	100	600	体育館2階 プール下機械室(受水槽、テント、トイレ)	
17	北沼津	北沼津小学校	500	500				130	2	1								400	北校舎2階 防災倉庫
18	麻機	麻機小学校	7,000	7,000	1	5,000	20	1,200	9	1				300	100	100	1,000	機械室(校舎外)、 1階 家庭科準備室(食糧)	
19	井宮	井宮小学校	5,000	5,000	1	5,000	10	750	9	1				300	100	100	1,000	プール下倉庫(2箇所)	
20	井宮北	井宮北小学校	5,000	5,000	1	5,000	20	800	9	1				300	100	100	1,000	体育館2階、プール下	
21	機橋	機橋小学校	6,000	6,000	1	5,000	20	900	9	1				300	100	100	1,000	体育館2階 プール下(テント、トイレ)	
22	機橋中	機橋中小学校	800	800	1	5,000	20	100	7	1				300	100	100	2,400	1階相談室、プール下	
23	機橋北	機橋北小学校	400	400	1	5,000	10	60						300	100	100	2,400	プール下、職員室棟4階 配膳室	
24	瓶織	瓶織小学校	4,000	4,000	1	5,000	20	1,100	4	1				300	100	100	1,000	西校舎4階 防災備蓄室	
	瓶織	瓶織中学校						500	5									武道場器具庫	
	瓶織		2,000	2,000														3階2階 会議室	
25	瓶織西	瓶織西小学校	1,500	1,500	1	7,000	20	800	9	1				300	100	100	2,400	4階 資料室(普通教室の1/2)	
	瓶織西	南薬科小学校	1,400	1,400	1	2,400	20	500	9	1				200	50	50	500	4階 防災備蓄室、プール下	
26	中薬科	県立静岡高等学校	900	900		2,600		500						100	50	50	500	備蓄室	
27	中薬科	中薬科小学校	300	300				100	5	1								プール下、体育館器具室(毛布)	
	中薬科	中薬科小学校小杉分校						100										校舎2階 多目的室	
28	水見色	水見色小学校	400	400				200										2階 教材室	
29	安宿	安宿小学校	4,000	4,000	1	5,000	20	900	9	1				300	100	100	1,000	北校舎1階 防災備蓄室	
30	安宿	東和小学校	2,000	2,000	1	5,000	20	1,000	9	1				300	100	100	1,000	4階 特別活動室、プール下(トイレ、テント)	
31	安宿	安宿中学校	1,200	1,200	1	5,000	20	800	9	1				300	100	100	1,000	屋外防災倉庫№149	
32	加野	加野小学校	600	600				10	200									プール下、4階教室	
33	井川	井川支所	300	300				20	180	4	1							井川支所内	
	井川	井川中中学校	300	300				20										1階倉庫	
34	大内	大内内小中学校			1	2,400	10	190	4	1				300	100	120	600	小学校用職員作業小室 市防災倉庫(受水槽、トイレ) 中学校3階家庭科音楽室準備室	
35	梅ヶ島	梅ヶ島小中学校	600	600														2階 教材室	
36	玉川	玉川小学校	500	500				80										2階 防災倉庫№160	
37	清沢	清沢小学校	350	350		400	5	50	4	1				100				1階相談室、プール下倉庫	
38	大川	田嶋山小学校	250	250				100										体育館2階 器具室	
39	大川	大川中中学校	300	300				100										大川小1階 更衣室	
	大川	北部コミュニティ防災センター	8,000	8,000		1,000	30	1,000	40	3									
	大川	東部コミュニティ防災センター						45	6,000	20	9								
	大川	東部コミュニティ防災センター						50	5,000	10	5								
	大川	中央体育館						5	1,810	2								体育館裏倉庫内500枚、体育館3階倉庫内1,310枚(毛布)	
	大川	むらびこ(薬科薬山山村交流センター)	1,500	1,500		800		300	5					200				1階倉庫	
	大川	井川少年自然の家	650	650				400											本館2階
	大川	大川生涯学習交流館	300	300				50											調理室
	大川	梅ヶ島生涯学習交流館	400	400				100											大田園TV裏の押入の中
	大川	井川町防災備蓄倉庫	19,230	34,650	10	46,400	16	16,210	11	17	12	18	100,000	1,800	1,000	1,000	17,400		
	大川	業務防署									2								
	大川	平和出張所									3								
	大川	山崎出張所									3								
	大川	清田町出張所									2								
	大川	千代田消防署									3								
	大川	城東出張所									3								
	大川	藤名出張所									3								
	大川	梅ヶ島生涯学習交流館						40			2								
	大川	玉川生涯学習交流館						50			2								
	大川	清沢生涯学習交流館	150	150				50			2								1階倉庫
	大川	大内生涯学習交流館	100	100				50			2								押入れ内
	大川	静岡衛生センター(東部処理場)									50								
	大川	清沢避難所	250	250															押入れ内
	大川	口坂本避難所	100	100															押入れ内
	大川	中央図書館									6								
	大川	ラベック静岡									6								
	大川	沼上清掃工場									5								
	大川	西ヶ谷清掃工場									5								
	大川	門屋冷水場									4								
	大川	海一配水場									3								
	大川	城北浄化センター									5								
	大川	ワークイズ静岡	1,200	600				4,600		4		20							5階防災倉庫
	大川	城東保健福祉エリア																	

生活必需品の分散備蓄数

地区名		小・中学校等	ビスケット	アルファ米	独立式 受水槽(2)	飲料水用 ポリ袋(3L)	テント	毛布	ベンキョック		ドントコイ		簡易トイレ	携帯トイレ	トイレット ペーパー	軍手	レインコート	ゴミ袋	保 管 場 所	
									一般用	仮設トイレ 車椅子対応	車椅子対応	車椅子対応								
									仮設トイレ	車椅子対応										
1 土	清水辻小学校	4,400	4,400				600	4	1			20							1校舎3階 東空教室 北校舎3階 防災倉庫	
	清水第一中学校						1,000												南校舎2階 防災倉庫	
2 江尻	清水江尻小学校	6,900	6,900				900	5	1			20							西校舎2階 防災倉庫	
	清水八江小学校	9,500	9,500				800	12	3			20							西校舎2階 防災倉庫	
3 入江	清水第八中学校						1,000												技術室	
	清水浜田小学校	4,500	5,000				500	1				20							南校舎3階 家庭科準備室 北校舎2階 学習室	
4 浜田	清水岡小学校	9,500	9,500				1,500	7	3			55							北校舎3階 防災倉庫 北校舎4階 東側防災倉庫	
	清水第二中学校						1,000												北校舎4階 東側防災倉庫	
	清水桜が丘高等学校						6,000			20									体育館2階	
5 船越	清水船越小学校	9,000	9,000				1,800	10	3			20							D棟3階 防災室	
	(清水不二見小学校 清水分)	5,800	5,300				500	4	1											
7 清水	清水第三中学校						1,000												北校舎3階 集會室、北校舎2階 武庫倉庫	
	清水小学校						1,000				5								南校舎3階 防災倉庫	
	清水不二見小学校	8,000	8,000				1,500	3	2			20							北校舎3階 防災倉庫	
8 不二見	清水第四中学校	1,500	1,500				500												4階 資料室	
	清水駒越小学校	6,400	6,400				1,100	5	1										北校舎3階 特別教室	
9 駒越	清水駒越小学校	6,400	6,400				1,100	5	1										北校舎3階 特別教室	
	清水三保第二小学校	3,900	3,900				700	4	1	15		40							3校舎3階 非常災害時倉庫	
11 三保	清水三保第一小学校	500	500				100	0											西校舎4階 防災資料室	
	清水第五中学校	7,500	7,500				1,000	6	2										中校舎3階 バンコン準備室	
	清水飯田東小学校						200				20								3階 コンピュータ準備室	
12 飯田	清水飯田中学校						1,000												北校舎2階 TCR	
	清水飯田小学校	20,000	20,000				500	8	2			30							北校舎3階 西	
	清水高部小学校	13,500	13,500				1,200	19	5			20							南校舎4階 第三資料室 北校舎1階 階段下 南校舎2階 倉庫	
13 高部	清水高部東小学校						1,000												北校舎2階 倉庫	
	清水第六中学校						200													
	清水有度第二小学校	8,500	8,500				1,100	25	6										高学年棟1階 備蓄倉庫	
14 有度	清水有度第一小学校	9,000	9,000				1,100												校舎4階 教材室	
	清水第七中学校	8,500	8,500				1,100	25	6										北校舎3階 防災倉庫	
	清水袖師小学校	8,800	8,800				1,400	5	3			20							3階 防災備蓄室 西館3F	
15 袖師	清水袖師中学校						1,000													
	清水庵原小学校						1,000												体育館内ステージ下、脇の器具庫	
	清水庵原中学校	7,900	7,900				700	4	1										部室棟2階 部室1、2、3 2階	
16 庵原	愛染ポンプ場						500	2	1											
	清水興津小学校	10,500	10,500				1,600	8	2	10		30							南校舎2階 防災倉庫	
	清水興津中学校						1,000												体育館武道場更衣室1部屋	
17 興津	清水小島小学校						1,000												体育館2F	
	清水小島中学校	3,650	3,650				1,500	4	1			8							西館3階 視聴覚室	
	清水小河内小学校	500	500				50												体育館2階	
18 小島	清水穴原小学校	750	750				80												3階 資料室の一部	
	(旧)清水和田島小学校	500	500				100												体育館2階 踊り場	
	(旧)清水中河内小学校	1,000	1,000				100												体育館2階 踊り場	
	(旧)清水西河内小学校	1,000	1,000				100												1階 家庭科準備室	
19 河内	清水河内小中学校	500	500				60												体育館 更衣室A、ステージ下	
	薩原中学校		500				300												1階別棟 用務員室押入、3年生活動室	
	薩原市民センター	5,000	21,000				1,480	2				20							防災倉庫(北、西)、別棟倉庫	
	薩原新田公園 防災倉庫						400	2				5								
	薩原東小学校		500				300												1階 小会議室、体育館器具庫(2)	
	薩原西小学校		500				300												4階 資料室	
20 薩原	薩原西部保育園		500																1階	
	薩原西部保育園		500																	
	薩原西部保育園		500																1階 給食室	
21 由比	由比中学校		3,450				152													体育館備蓄室
	由比小学校		7,200				450													教室管理棟2階、3階 防災備蓄室
	由比北小学校		4,350				135													管理特別教室棟3階 音楽室隣 防災備蓄室
清水区計	長崎新田A3-7交流センター						680	5	1											
	清水日本平運動公園					1	1,400		12			16								西ヤグスタンド側1階ツッカー室
	はーとびあ清水	1,000	1,000				200					20								5階 コピー
	清水消防署						7,210	4			10	210		38						冠水地区避難用間仕切り板5個有り
	秋葉山公園防災備蓄倉庫						3,010					315								
	清水保健福祉センター						100					2								倉庫
	しみず社会福祉事業団	1,000	1,000																	1階 別棟倉庫
	松原荘	200	200																	
	清水区役所地域総務課	300	300																	
	清水ナショナルトレーニングセンター											10								
	船越資料倉庫											9								
	谷津浄水場											4								
	防災倉庫(33棟)			33	1,300		45	3,290	171	21			41		32		979	522		
	田清水書場							6,000							309,600					
	清水区計		179,500	213,000	34	1,300	46	65,577	368	80		396	659	309,670	0	979	522	0		

		ビスケット	アルファ米	独立式 受水槽(2)	飲料水用 ポリ袋(3L)	テント	毛布	ベンキョック		ドントコイ		簡易トイレ	携帯トイレ	トイレット ペーパー	軍手	レインコート	ゴミ袋	
								一般用	仮設トイレ 車椅子対応	車椅子対応	車椅子対応							
静岡市 総計		479,600	527,900	91	287,500	1,558	160,667	1,416	194		539	694	409,670	16,660	6,879	6,282	83,000	
		1,007,500					2,149											

マンホールトイレ等設置場所一覧表

(1) 下水道管路接続型 17施設 (計207基)

令和5年4月1日現在

区	No	地区支部	名称	整備数※1	貯留容量	形式※2	設置年度	区分※3	
								避難所	一次避難地又は 広域避難地
葵区	1	田町	県立静岡商業高等学校	12基	-	流下型	平成25年度	○	○
	2	安東	県立静岡高等学校	12基	-	流下型	平成12年度	○	○
	3		県立静岡城北高等学校	12基	-	流下型	平成25年度	○	○
	4	城北	県立静岡中央高等学校	12基	-	流下型	平成25年度	○	○
	5	千代田	県立静岡農業高等学校	12基	-	流下型	平成24年度	○	○
	6		県立科学技術高等学校	12基	-	流下型	平成25年度	○	○
	7	千代田東	県立静岡東高等学校	12基	-	流下型	平成24年度	○	○
	8	南藁科	県立静岡西高等学校	12基	-	流下型	平成24年度	○	○
駿河区	9	大里西	静岡聴覚特別支援学校	6基	-	流下型	平成24年度	○	○
	10	富士見	県立駿河総合高等学校	12基	-	流下型	平成25年度	○	○
	11	西豊田	静岡視覚特別支援学校	6基	-	流下型	平成25年度	○	○
	12	東源台	県草薙総合運動場	36基	23,800 L	貯留型	平成17年度		○
	13		静岡県立大学	5基	-	本管直結型	平成26年度		○
清水区	14	辻	県立清水東高等学校※4	18基	11,000 L	貯留型	平成16年度	○	○
	15	岡	県立清水西高等学校	12基	-	流下型	平成24年度	○	○
	16	折戸	県立清水南高等学校	12基	-	流下型	平成25年度	○	○
	17	飯田	清水特別支援学校	6基	-	流下型	平成24年度	○	○

(2) 便槽型 (汲み取り式) 13施設 (計45基)

令和5年4月1日現在

区	No	地区支部	名称	整備数※1	貯留容量	形式※2	設置年度	区分※3	
								避難所	一次避難地又は 広域避難地
葵区	1	田町	安倍川公園	1基	2,450 L	便槽型	平成21年度		
	2		田町公園	3基	13,700 L	便槽型	平成24年度		○
	3	伝馬町	伝馬公園	1基	5,510 L	便槽型	平成15年度		○
	4	千代田東	川合旭町公園	1基	3,630 L	便槽型	平成18年度		
	5	西奈	竜爪ふれあい公園	1基	3,630 L	便槽型	平成19年度		
	6	麻機	麻機東石橋公園	1基	2,450 L	便槽型	平成20年度		
駿河区	7	森下	森下公園	7基	17,620 L	便槽型	平成24年度		○
	8	長田東	東新田公園	1基	2,450 L	便槽型	平成20年度		○
清水区	9	駒越	忠霊塔公園	2基	8,140 L	便槽型	平成27年度		○
	10	飯田	秋葉山公園	22基	13,200 L	便槽型	平成19年度		○
	11	蒲原	蒲原新田公園	1基	2,890 L	便槽型	平成26年度		○

※1・・・ 便器の数を表す。

※2・・・ 貯留型及び便槽型 (汲み取り式トイレ) は貯留機能を有する。

※3・・・ ○印は指定していることを表す。

※4・・・ 校舎改修工事のため、令和5年3月まで使用不可となっている。

※マンホールトイレ等の使用について、各施設管理者の指示に従うこと。

用宗漁港海岸及び用宗漁港「陸閘」施設一覽

(水産漁港課)

用宗漁港海岸陸閘

令和4年4月現在

No.	名称	幅×高	形式	所在地	状態	天端高(T.P)
1	用宗門扉1	3.5×1.0	片開	駿河区用宗五丁目地先	常時閉鎖	+7.09
2	用宗門扉2	5.4×1.0	片開	駿河区用宗四丁目地先	開放	+7.09
3	用宗門扉3	2.0×1.0	片開	駿河区用宗三丁目地先	常時閉鎖	+7.09
4	用宗門扉4	6.0×1.0	片開	駿河区用宗二丁目地先	開放	+7.09
5	用宗門扉5	3.0×1.0	片開	駿河区用宗二丁目地先	常時閉鎖	+7.09
6	石部門扉1	2.0×1.0	片開	駿河区石部地先	常時閉鎖	+7.09
7	石部門扉2	2.0×1.0	片開	駿河区石部地先	常時閉鎖	+7.09
8	石部門扉3	3.5×1.0	片開	駿河区石部地先	開放	+7.09

用宗漁港陸閘

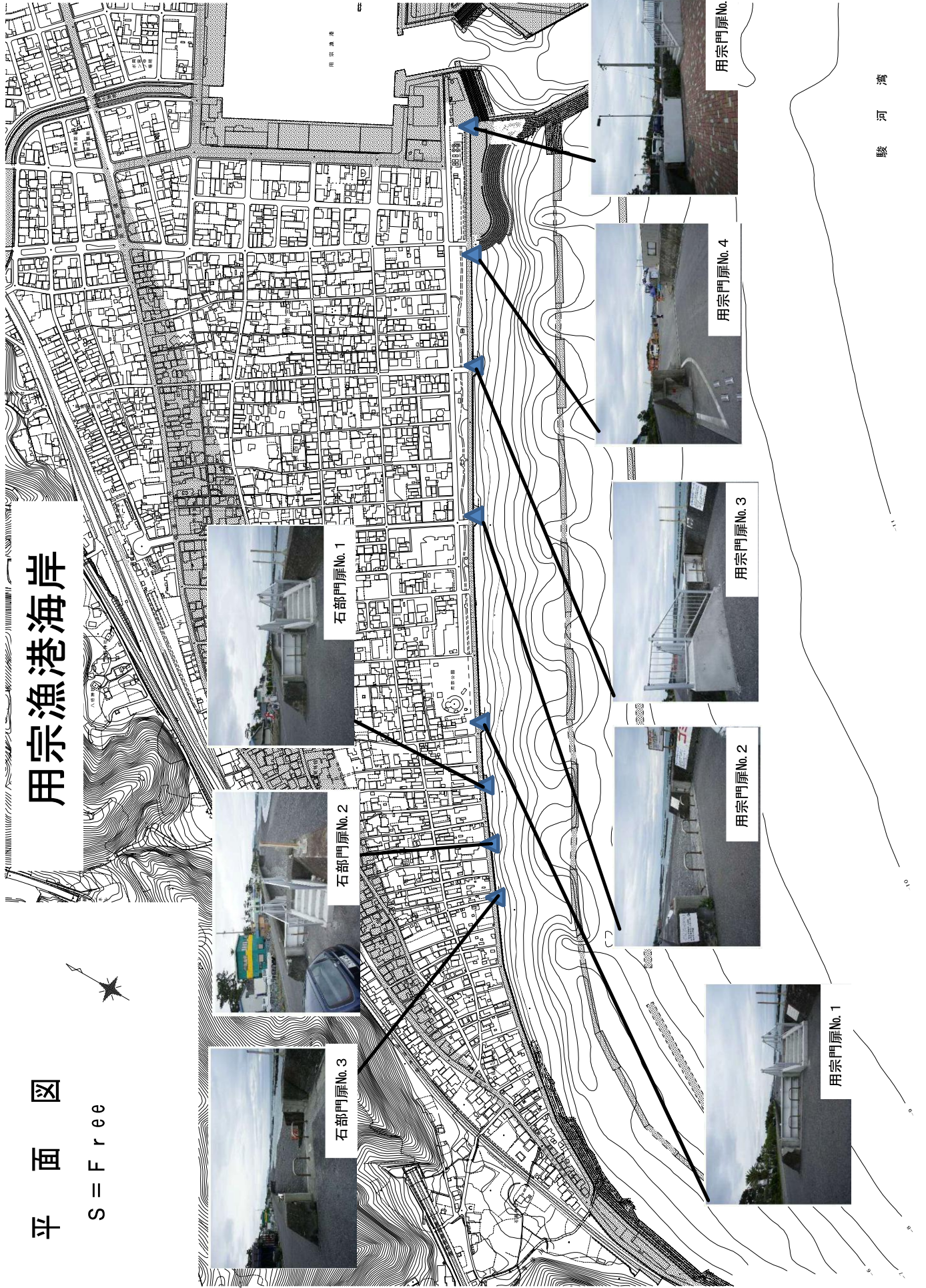
令和4年4月現在

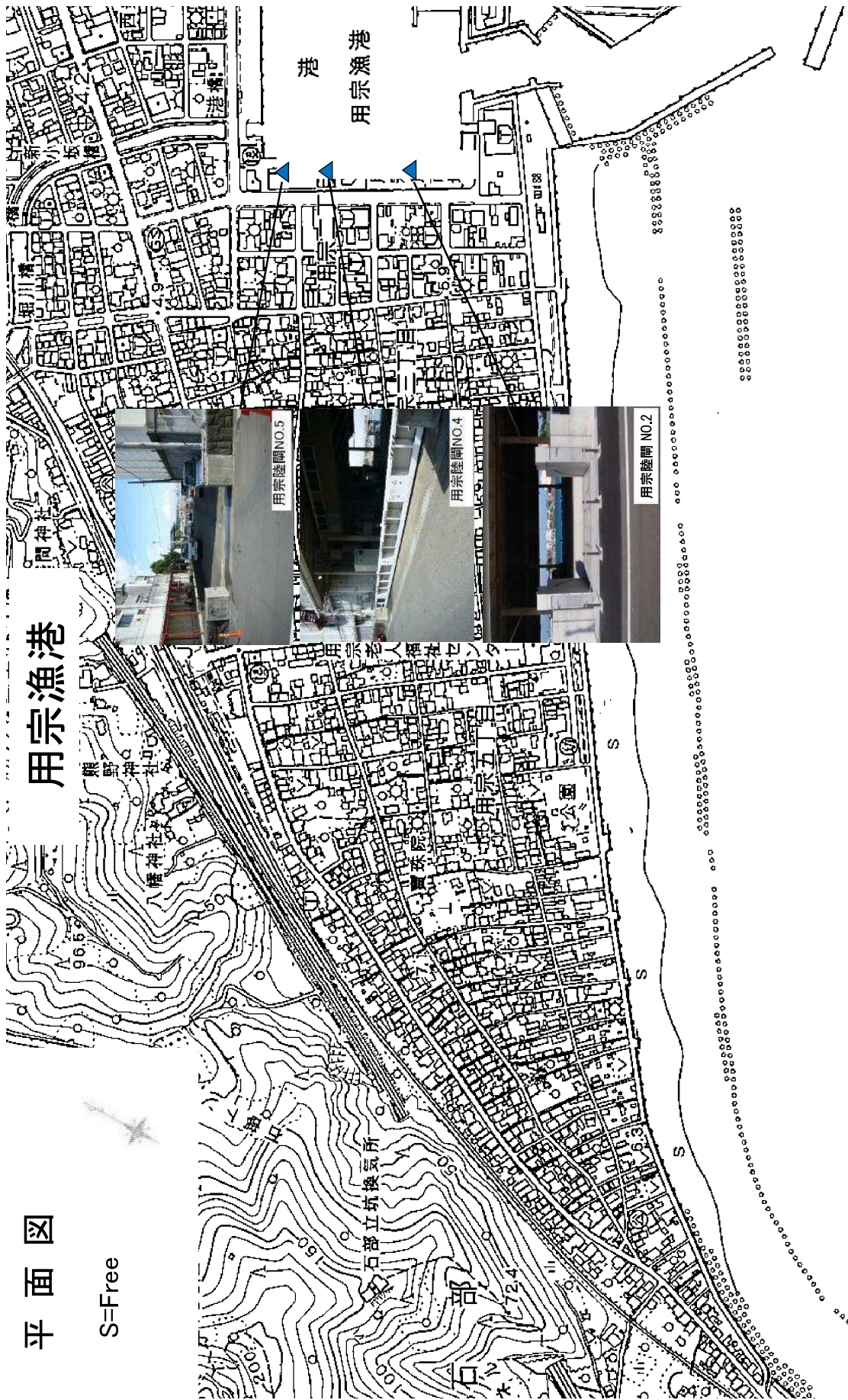
No.	名称	幅×高	形式	所在地	状態	天端高(T.P)
1	用宗陸閘2	6.0×1.9	起立	駿河区用宗二丁目地内	開放(自動)	+4.09
2	用宗陸閘4	6.0×1.9	起立	駿河区用宗二丁目地内	開放(自動)	+4.09
3	用宗陸閘5	4.0×0.85	引戸	駿河区用宗二丁目地内	開放	+3.09

平面図

S = F r e e

用宗漁港海岸





駿河灣

平面図

S=Free

用宗漁港

港
用宗漁港

用宗陸圃NO.5

用宗陸圃NO.4

用宗陸圃NO.2

部立坑換氣所

津波避難ビル標識等標識一覧



津波避難ビル標識



津波避難ビル案内標識



津波警告標識



減災学習標識



浸水想定区域表示標識

津波避難ビル標識等標識一覧



避難場所標識



避難地案内標識

海拔表示板



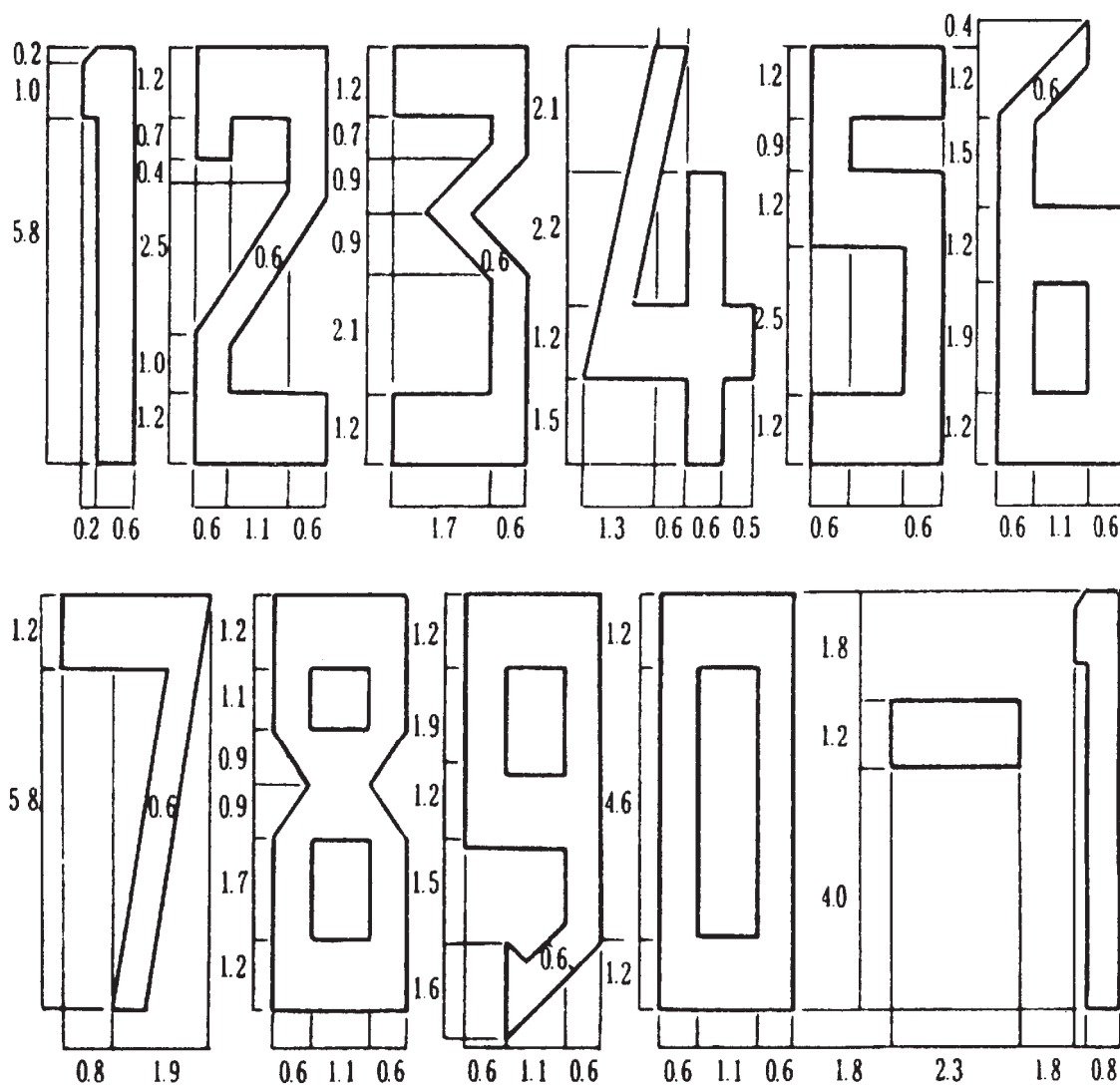
建物番号標示方法

災害対策本部、救援、救護等の拠点となるところ。

- (1) 対 象
 - ①市役所
 - ②公立の小学校等
- (2) 標示内容
 - ①数字で表現し、市町村番号に学校番号を加える。
 - ②数字の大きさについては別に定める。
 - ③色はオレンジとする。
- (3) 番号の付け方
 - ①左側に市町村番号を書く。(1桁又は2桁)
 - ②ハイフンを入れる。
 - ③市町村役所を0番とする。
以降小学校番号とする。

(4) 字体と規格

単位 m



公共建物番号標示一覧表

標示番号	公共建物名	所在地	備考	標示番号	公共建物名	所在地	備考
30-0	静岡市役所静岡庁舎	葵 区追手町5-1		30-34	安倍口小学校	葵 区安倍口新田 50	※
30-2	新通小学校	葵 区駒形通2-4-47		30-35	旧足久保小学校	葵 区足久保奥組 741-1	
30-3	伝馬町小学校	葵 区伝馬町 14-2		30-36	服織小学校	葵 区羽鳥6-9-1	
30-5	安西小学校	葵 区安西1-96-3		30-37	服織西小学校	葵 区新聞 759-1-1	※
30-6	番町小学校	葵 区新富町1-23-1	※	30-38	中藁科小学校	葵 区大原 942-1	
30-7	葵小学校	葵 区城内町7-9		30-39	中藁科小学校 小布杉分校(休校中)	葵 区小布杉 1756-1	
30-8	横内小学校	葵 区緑町1-1	※	30-40	水見色小学校	葵 区水見色 1040-3	
30-9	田町小学校	葵 区田町5-70	※	30-41	南藁科小学校	葵 区吉津 400	
30-10	森下小学校	駿河区森下町2-1		30-43	竜南小学校	葵 区竜南1-23-1	※
30-11	北沼上小学校	葵 区北沼上 1020		30-44	大河内小中学校	葵 区平野 1850-66	
30-12	駒形小学校	葵 区南安倍2-1-1	※	30-45	梅ヶ島小中学校	葵 区梅ヶ島 1309-1	※
30-13	井宮小学校	葵 区平和町1-7-1		30-46	玉川小中学校	葵 区落合 103-3	
30-14	中田小学校	駿河区中田2-14-1	※	30-47	旧井川小学校	葵 区井川 708-1	
30-15	中島小学校	駿河区中島 2992-1		30-48	清沢小学校	葵 区相俣 99-1	
30-16	東豊田小学校	駿河区池田 491-2	※	30-50	旧峰山小学校	葵 区黒俣 2741-16	
30-17	西豊田小学校	駿河区曲金2-8-80		30-51	旧大川小学校	葵 区日向 853	
30-18	安東小学校	葵 区安東3-16-1	※	30-53	南部小学校	駿河区南八幡町 11-1	
30-19	大里東小学校	駿河区高松 2310	※	30-54	長田東小学校	駿河区東新田3-10-1	
30-20	大里西小学校	駿河区中原 400		30-55	井宮北小学校	葵 区上伝馬2-1	※
30-21	賤機南小学校	葵 区松富3-1-46	※	30-56	千代田東小学校	葵 区川合3-4-1	
30-22	賤機中小学校	葵 区牛妻 2095-2		30-57	長田北小学校	駿河区向敷地1-10-28	
30-23	賤機北小学校	葵 区俵沢 234-1		30-58	西奈南小学校	葵 区南瀬名町1-20	
30-24	千代田小学校	葵 区沓谷5-47-1		30-59	美和小学校	葵 区遠藤新田 69-1	
30-25	麻機小学校	葵 区有永町2-43	※	30-60	川原小学校	駿河区下川原4-14-1	
30-26	大谷小学校	駿河区大谷 3683-2		30-61	城北小学校	葵 区北安東4-27-3	
30-27	久能小学校	駿河区古宿 213-2		30-62	宮竹小学校	駿河区宮竹2-12-1	
30-28	長田西小学校	駿河区丸子6-15-65		30-63	東源台小学校	駿河区国吉田6-7-45	
30-29	長田南小学校	駿河区広野4-7-1	※	31-0	静岡市役所清水庁舎	清水区旭町6-8	
30-30	西奈小学校	葵 区瀬名3-23-1		31-1	清水辻小学校	清水区辻4-3-40	
30-31	富士見小学校	駿河区登呂1-1-1		31-2	清水江尻小学校	清水区江尻町 14-63	
30-33	松野小学校	葵 区松野 598-2		31-3	清水入江小学校	清水区追分2-3-1	※

公共建物番号標示一覧表

標示番号	公共建物名	所在地	備考
31 - 4	清水浜田小学校	清水区浜田町 11-1	
31 - 5	清水岡小学校	清水区神田町 4-3	※
31 - 6	清水船越小学校	清水区船越 3-15-1	
31 - 7	清水小学校	清水区松井町 15-1	
31 - 8	清水不二見小学校	清水区新緑町 2-21	
31 - 9	清水駒越小学校	清水区駒越東町 2-20	
31 - 10	清水三保第二小学校	清水区折戸 1101	
31 - 11	清水三保第一小学校	清水区三保 1069-1	
31 - 12	清水飯田小学校	清水区下野中 2-40	
31 - 13	清水飯田東小学校	清水区八坂北 1-23-40	
31 - 14	清水高部小学校	清水区押切 1115-2	
31 - 15	清水高部東小学校	清水区押切 107	
31 - 16	清水有度第一小学校	清水区有度本町 3-1	
31 - 17	清水有度第二小学校	清水区草薙杉道 3-19-1	
31 - 18	清水袖師小学校	清水区袖師町 420	
31 - 19	清水庵原小学校	清水区庵原町 1723	
31 - 20	清水興津小学校	清水区興津中町 350-1	
31 - 21	清水小島小学校	清水区小島町 619	※
31 - 22	清水小河内小学校	清水区小河内 2723	
31 - 23	清水宍原小学校	清水区宍原 919	
31 - 24	旧清水和田島小学校	清水区和田島 611	
31 - 25	旧清水中河内小学校	清水区中河内 2583-1	※
31 - 26	旧清水西河内小学校	清水区西里 143	
33 - 1	蒲原西小学校	清水区蒲原新田 2-25-1	
33 - 2	蒲原東小学校	清水区蒲原 666	※
34 - 1	由比小学校	清水区由比町屋原 329	
34 - 2	由比北小学校	清水区由比入山 2158	

※ 番号が見えづらい場所

静岡鉄道株式会社の運転停止基準

1 異常気象時における運転停止、規制の基準

- (1) 風速が 25m/sec 以上となり、列車の運転が危険と認めた場合は、列車の運転を見合わせる。
- (2) 草薙川、巴川の各橋梁について過去の記録により危険水位を定め、橋脚又は橋台に黄色、赤色の標示を行い、警備中出水位が標示に達したときは、黄色標示は 20km/h 以下の徐行運転に規制し、赤色標示に達したときは、列車の運転を見合わせる。
- (3) 線路が浸水した場合は、その区間を運転するときは最大の注意を払い 15km/h 以下の速度で運転し、道床その他に異常がなくても水深がレール面上 25mm 程度に達したときは、列車の運転を見合わせる。
- (4) 気象情報または測定により、風速が 20m/sec 以上に達したときは、古庄駅～県総合運動場駅間の築堤上および巴川橋梁上は、30km/h 以下の均等速度に制限して注意運転すること。
- (5) 運転指令は、テレビ、ラジオ又は气象台等より逐次情報を受け危険と認めた場合は躊躇することなく最も安全と認める処置をとること。
- (6) 軌条冠水、架線あるいは建造物損壊により危険のある場合は、全列車の運転を一時中止すること。
- (7) その他列車の運転が危険であると認めたときは、列車の運転を中止する。

2 地震対策基準

- (1) 強い地震の発生を感知した場合は、長沼駅に設置した地震計がこれを感知し、列車無線により自動的に全列車の運転室内に発報信号（停止信号）を現示するので、これにより全列車を一時停止させた上（情報等により地震発生を認めた場合で自動的に発報信号の現示がない場合は、運転指令の操作による）、震度 4 の場合は、25km/h 以下の速度で注意運転を行い、線路の状況を確認させ、震度 5 以上となった場合は、線路係員の点検により異常の有無が確認できるまで列車の運転を中止する。

また、緊急地震速報システムにおいて、震度 4 以上の地震が発生する恐れがあると判定した場合も自動的に発報信号（停止信号）が現示され、全列車を一時停止させた上、地震の発生状況に応じた前記と同様の取扱いをする。

資料編 4-43

- (2) 東海地震注意情報が発せられた場合は、運転規制の準備を行うが通常運転を継続し、旅客に旅行中止等を勧める。
- (3) 東海地震予知情報が発せられた場合は、運転指令が列車無線の発報信号（停止信号）を現示し、全列車を一時停止させた上、その旨を伝達すると共に、各列車は最寄りの避難駅（新静岡～桜橋間の各駅）まで 30km/h 以下の注意運転により運転し、旅客を避難場所へ避難させた上、運転を中止する。
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発せられた場合は、原則運転を継続するが、旅客には極力旅行等中止を勧める。なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合は、避難対象地区への列車の進入を禁止し、古庄駅～県総合運動場駅間の築堤上および巴川橋梁上は、30km/h 以下の均等速度に制限して注意運転する。
- (5) 前各号により列車の運転を休止したときは、あらかじめ定められた情報連絡系統により、関係機関及び各所へその旨通報する。

他都市との相互応援協定一覧

要請部局:危機管理総室

番号	名称	内容要旨	相手方	締結年月日
1	災害時における相互援助協定	物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両等の派遣 被災者を一時的に受入れるための施設の提供及びあっせん 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項	川崎市	昭和44年8月1日 (平成9年8月31日 改正)
2	姉妹都市災害時相互応援に関する協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 救助活動に必要な車両の提供 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣 児童・生徒の受入 被災者に対する住宅の提供 前各号に定めるもののほか、要請があった事項	室蘭市・上越市 (姉妹都市)	平成7年10月22日
3	友好都市災害時相互応援に関する協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 救助活動に必要な車両の提供 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣 児童・生徒の受入 被災者に対する住宅の提供 前各号に定めるもののほか、要請があった事項	佐久市 (友好都市)	平成7年11月17日
4	災害時相互応援に関する協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 救助活動に必要な車両の提供 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 救援及び災害復旧に必要な職員の派遣 被災者を一時収容するための施設の提供 前各号に定めるもののほか、要請があった事項	長野市・上越市・ 甲府市	平成24年7月20日
5	大規模災害に係る相互援助の実施等に関する協定	食糧、飲料水、生活必需品等の物資及び当該物資の供給に必要な資器材の提供 被災者の救出、医療、防疫等に必要な物資及び応急復旧に必要な資器材の提供 救援及び救助活動、応急復旧等に必要な車両等の提供 被災者を一時的に収容することができる施設の提供 被災児童、生徒等を一時的に受け入れ、又は教育することができる施設の提供及びあっせん 被災者に対する住宅の提供及びあっせん 救援及び救助活動、応急復旧等に必要な職員の派遣 ボランティアのあっせん 前各号に掲げるもののほか、災害が生じた協定市町から応援の要請を受けた事項	島田市・焼津市・ 藤枝市・牧之原市・ 吉田町・川根本町	平成24年4月1日
6	災害時相互応援に関する協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 救助活動に必要な車両の提供 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣 被災者を一時収容するための施設の提供 前各号に定めるもののほか、要請があった事項	金沢市	平成8年5月31日
7	自治体防災情報ネットワーク連絡会加盟都市災害時相互応援に関する協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出救助、医療救護及び防疫に必要な資器材及び物資の提供 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣 前3号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	墨田区・仙台市・ 福井市・新潟市・ 島原市・釧路市	平成18年4月1日
8	静岡市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資器材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両及び船艇等の提供 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	尼崎市	平成8年7月22日

他都市との相互応援協定一覧

要請部局: 危機管理総室

番号	名称	内容要旨	相手方	締結年月日
9	静岡市と平塚市の防災相互応援に関する協定	防災対策の相互協力及び情報交換 防災対策及び研修等への職員の派遣 応急復旧に必要な資機材、物資等の提供及び斡旋並びに職員の応援 前3号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	平塚市	平成18年3月31日
10	神戸市及び静岡市災害時相互応援に関する協定	食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両、船舶等の提供 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	神戸市	平成9年3月10日
11	災害時における相互応援に関する協定	救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供 被災者を一時収容するための施設の提供 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	中部西関東市町村地域連携軸協議会	平成9年8月6日
12	災害時の相互応援に関する協定	食料、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 救援及び応急復旧に必要な車両等の提供 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職及び技能職等の職員の派遣 静岡県地域防災計画に基づく、防災船等による緊急海上輸送に伴う甲、乙間に必要な情報の提供と必要に応じた職員の派遣 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項	下田市	平成10年1月21日
13	一般廃棄物処理に関する災害時等の相互援助に関する協定	施設又は業務の提供又はあつせん 一般廃棄物の処理に必要な職員等の派遣等 一般廃棄物の処理に必要な物資等の提供又はあつせん	県内各市町村及び関係各一部事務組合	平成13年3月30日
14	中部地方における災害時の相互協力に関する申し合わせ	情報提供、車両・通信機材等の貸付	国土交通省中部地方整備局・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・長野県・名古屋市・浜松市	平成19年7月23日
15	21大都市災害時相互応援に関する協定	食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項	札幌市・仙台市・さいたま市・千葉市・新潟市・東京都・川崎市・横浜市・相模原市・浜松市・名古屋市・京都市・大阪市・堺市・神戸市・岡山市・広島市・北九州市・福岡市・熊本市	平成24年10月1日

消防相互応援協定

番号	名称	協定市町等	協定の概要	締結年月日
1	静岡県消防相互応援協定	静岡県内の市町及び消防に関する事務を処理する一部事務組合	静岡県内の災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援	昭和62年3月2日 (平成29年3月10日改正)
2	東名高速道路内の富士・清水インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定書	富士市	東名高速道路の富士・清水インターチェンジ間における消防及び救急業務の円滑な遂行を図るための消防相互応援	平成20年11月1日
3	新東名高速道路における消防相互応援に関する協定書	富士市、富士宮市	新東名高速道路の新富士インターチェンジ・清水インターチェンジ間及び清水連絡路における消防及び救急業務の円滑な遂行を図るための消防相互応援	平成24年4月14日
4	東名高速道路内の静岡・焼津インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定書	志太広域事務組合	東名高速道路の静岡・焼津インターチェンジ間における消防及び救急業務の円滑な遂行を図るための消防相互応援	平成28年4月1日
5	東名高速道路内の焼津・吉田インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定書	志太広域事務組合	東名高速道路の焼津・吉田インターチェンジ間における消防及び救急業務の円滑な遂行を図るための消防相互応援	平成28年4月1日
6	東名高速道路内の相良牧之原・菊川インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定書	菊川市	東名高速道路の相良牧之原・菊川インターチェンジ間における消防及び救急業務の円滑な遂行を図るための消防相互応援	平成28年4月1日
7	新東名高速道路内の新静岡・藤枝岡部インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定書	志太広域事務組合	新東名高速道路の新静岡・藤枝岡部インターチェンジ間における消防及び救急業務の円滑な遂行を図るための消防相互応援	平成28年4月1日
8	新東名高速道路内の藤枝岡部・島田金谷インターチェンジ間における消防相互応援に関する協定書	志太広域事務組合	新東名高速道路の藤枝岡部・島田金谷インターチェンジ間における消防及び救急業務の円滑な遂行を図るための消防相互応援	平成28年4月1日
9	新東名高速道路内の島田金谷・森掛川インターチェンジ間における消防相互応援協定書	袋井市森町広域行政組合	新東名高速道路の島田金谷・森掛川インターチェンジ間における消防及び救急業務の円滑な遂行を図るための消防相互応援	平成28年4月1日
10	静岡市・志太広域事務組合の消防管轄区域における相互応援に関する協定書	志太広域事務組合	隣接する地域における消防及び救急業務の相互応援	平成28年4月1日
11	静岡市・浜松市の消防管轄区域における相互応援に関する協定書	浜松市	隣接する地域における消防及び救急業務の相互応援	平成28年4月1日
12	静岡市・袋井市森町広域施設組合の消防管轄区域における相互応援に関する協定書	袋井市森町広域施設組合	隣接する地域における消防及び救急業務の相互応援	平成28年4月1日
13	静岡市・掛川市の消防管轄区域における相互応援に関する協定書	掛川市	隣接する地域における消防及び救急業務の相互応援	平成28年4月1日
14	静岡市・菊川市の消防管轄区域における相互応援に関する協定書	菊川市	隣接する地域における消防及び救急業務の相互応援	平成28年4月1日
15	静岡市・御前崎市の消防管轄区域における相互応援に関する協定書	御前崎市	隣接する地域における消防及び救急業務の相互応援	平成28年4月1日
16	富士市と静岡市における消防相互応援に関する協定書	富士市	隣接する地域における消防及び救急業務の相互応援	平成29年3月22日
17	富士宮市と静岡市における消防相互応援に関する協定書	富士宮市	隣接する地域における消防及び救急業務の相互応援	平成29年3月22日
18	静岡県内航空消防相互応援協定書	静岡県、浜松市	ヘリコプターを使用して行う航空消防に関する相互応援	平成29年3月31日
19	静岡市・峡南広域行政組合の消防管轄隣接区域における相互応援に関する協定書	峡南広域行政組合	県境に接する地域における消防及び救急業務の相互応援	平成31年3月10日

民間事業者との協力協定一覧

番号	区分	名称	内容	相手方	締結日	要請部局	
1	情報	災害時等における放送要請に関する協定	災害時における放送	(株)エフエムしみず	平成8年6月2日	危機管理総室	
2	情報	緊急情報放送に関する協定	同上	(株)シティエフエム静岡	平成10年4月1日		
3	情報	災害時における救援情報紙の発行と配布に関する協定	救援情報紙の発行と配布に関する情報提供等	(株)静岡リビング新聞社	平成10年3月24日		
4	情報	災害時における臨時広報紙の配布に関する協定	災害時における臨時広報紙の配布	静岡市葵区駿河区新聞販売組合 清水新聞販売組合	平成25年2月18日		
5	情報	災害等支援協力に関する覚書	市の管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供 郵便局の管理する施設及び用地の物資集積場所等としての提供 必要に応じた避難所への臨時郵便差出箱の設置 被災住民等の避難先及び被災状況等の安否情報の相互提供 郵便局掲示板への災害関連情報の掲示 要請する他都市支援者への地理案内 道路破損等及び交通渋滞などの道路情報の提供 その他支援、協力できる事項	中央・南・西の3普通郵便局及び静岡市内特定郵便局	(旧静岡市) 平成10年7月8日 (旧清水市) 平成9年10月9日 (旧由比町) 平成10年2月10日		
6	情報	災害発生時における静岡市と静岡市内郵便局の協力に関する協定	緊急車両としての車両の提供 避難先リスト等の情報の相互提供 郵便局ネットワークを活用した広報活動 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等 要請のあったもののうち協力できる事項	静岡市内単独マネジメント郵便局及び静岡市内エリアマネジメント郵便局	平成29年10月17日		
7	情報	災害時における応急対策活動に関する協力協定	応急対策活動上必要とする災害に関する情報の収集、提供	静岡市静岡防災アマチュア無線ネットワーク	平成11年2月4日		
8	情報	災害に係る情報発信等に関する協定	市民に対して必要な情報を迅速に提供	ヤフー(株)	平成25年9月20日		
9	情報	防災への取り組みに関する協定	災害対応サービスの開発及び実施	Google	平成25年10月8日		
10	情報	災害時に係る災害対策に関する協力協定	災害時における地図製品等の供給	(株)ゼンリン	平成27年2月25日		
11	情報	「静岡市安全で快適なまちづくりの会」の活用に関する協定	公共土木施設等の被災状況の調査及び通報	静岡市安全で快適なまちづくりの会	平成17年8月30日		建設局
12	情報	静岡県防災エキスパートの活用に関する協定	同上	NPO法人静岡県地域づくり研究所	平成17年8月30日		
13	医療救護	災害時の医療救護活動に関する協定	傷病者に対する応急処置及び医療 傷病者の救護病院への収容指示 死体の検案 その他状況に応じ必要と認められる処置	(一社)静岡市静岡医師会 (一社)静岡市清水医師会	平成19年3月23日		保健衛生医療部
14	医療救護	同上	医療救護所における傷病者等に対する調剤、服薬指導 医療救護所等における医薬品の仕分け、管理	(一社)静岡市薬剤師会 清水薬剤師会	平成19年3月23日		
15	医療救護	同上	救護所における傷病者に対する救護活動、口腔ケア等の歯科保健活動、身元確認のための歯牙鑑定 その他状況に応じ必要と認められる処置	(一社)静岡市静岡歯科医師会 (一社)静岡市清水歯科医師会	平成19年3月23日		
16	防疫	災害時における防疫活動に関する協力協定	災害時における感染症の未然防止のための防疫活動の協力	静岡県ベストコントロール協会	平成19年4月1日		

民間事業者との協力協定一覧

番号	区分	名称	内容	相手方	締結日	要請部局
17	輸送	災害の発生時における輸送業務等の協力協定	物資の緊急・救援輸送、資機材の提供 緊急・救援輸送業務に関する情報収集	静岡県トラック協会	令和3年2月3日	危機管理総室
18	輸送	災害時における輸送業務に関する協力協定	食料、生活必需品、医薬品、防災資機材等の輸送業務の実施	赤帽静岡県軽自動車運送(協)	(旧静岡市) 平成10年1月8日 (旧清水市) 平成8年12月5日	
19	輸送	漁船による緊急輸送活動に関する協定	被災者の輸送活動 災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動 必要な人員、資機材等の輸送活動	由比港漁業(協)	平成9年12月1日	農林水産部
20	輸送	同上	被災者の輸送活動 災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動 必要な人員、資機材等の輸送活動	清水漁業(協)	(旧静岡市) 平成10年9月1日 (旧清水市) 平成10年7月16日	
21	輸送	災害時における緊急通行に必要な自動車用燃料の供給に関する協定	緊急通行に必要な自動車用燃料の納入	静岡県石油商業組合 静岡支部	平令14年3月22日	財政部
22	輸送	災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する清水市と社団法人全国霊柩自動車協会との協定	霊柩自動車等による遺体の搬送及び死体の収容に必要な資機材の提供	(社)全国霊柩自動車協会	平成14年11月29日 (旧静岡市) 平成12年3月30日	保健衛生 医療部
23	ライフライン	災害援助に必要なLPガスの供給等に関する覚書	避難所等にLPガスの供給及びLP設備の整備等	(一社)静岡県LPガス協会 (一社)静岡県LPガス協会 静岡地区会 (一社)静岡県LPガス協会 清水地区会	令和4年3月23日	危機管理総室
24	ライフライン	災害時における応急対策活動に関する協力協定	水道及び下水道施設の復旧 公共施設並びに避難施設等への仮設給排水設備設置など	静岡市水道局指定 工事店(協)	平成13年1月31日	水道部 下水道部 建築部
25	ライフライン	同上	同上	清水管工事システム(協)	平成17年2月25日	
26	ライフライン	同上	同上	清水水道設備(株)	平成17年7月29日	
27	ライフライン	同上	同上	(有)フカザワ配管設備	平成17年7月29日	
28	ライフライン	同上	同上	(株)内川工業	平成18年5月25日	
29	ライフライン	同上	同上	光陽エンジニアリング(株)	平成19年5月2日	
30	ライフライン	同上	同上	エイト工業(株)	平成26年1月21日	
31	ライフライン	同上	同上	マツミ建設(株)	平成28年2月22日	
32	ライフライン	同上	同上	栄(株)	平成28年3月23日	
33	ライフライン	同上	同上	(株)渡辺工業	平成30年5月8日	
34	ライフライン	同上	同上	(株)岩崎建設	令和元年11月26日	
35	ライフライン	同上	同上	(株)富山冷熱工業	令和3年11月5日	
36	ライフライン	同上	同上	(株)安藤工業	令和4年10月27日	
37	ライフライン	同上	同上	サンセイ冷熱(株)	令和5年1月27日	
38	ライフライン	同上	同上	(有)石本土木	令和5年1月30日	
39	ライフライン	同上	同上	中央冷熱(株)	令和5年3月28日	
40	ライフライン	同上	被災した水道施設へのポンプ設備、弁設備、井戸、滅菌設備、膜ろ過設備又は紫外線照射設備等の復旧作業など	(株)水機テクノス静岡営業所	平成31年3月29日	
41	ライフライン	同上	同上	大学産業(株)静岡営業所	令和元年6月18日	
42	ライフライン	同上	同上	荏原実業(株)静岡支社	令和元年7月16日	

民間事業者との協力協定一覧

番号	区分	名称	内容	相手方	締結日	要請部局
43	ライフライン	同上	停電時の水道施設への仮設発電機の設置。被災した水道施設への電気設備、計装設備、監視制御設備又は非常用自家発電設備等の復旧作業など	(株)第一テクノ静岡営業所	平成31年3月29日	水道部 下水道部 建築部
44	ライフライン	同上	同上	協立電機(株)	令和元年5月27日	
45	ライフライン	同上	同上	(株)静岡日立	令和元年6月20日	
46	ライフライン	同上	同上	メタウォーター(株)	令和元年7月10日	
47	ライフライン	同上	同上	三菱電機プラントエンジニアリング(株)静岡支社	令和元年9月11日	
48	ライフライン	同上	同上	東芝プラントシステム(株)静岡営業出張所	令和5年3月27日	
49	ライフライン	同上	災害応急対策時の資機材、労力等の提供	(公社)日本管路管理業協会中部支部静岡県分会	平成18年3月6日	下水道部
50	ライフライン	同上	同上	静岡県環境施設メンテナンス協同組合	平成21年1月9日	
51	ライフライン	同上	同上	(株)石垣	平成31年3月7日	
52	ライフライン	同上	同上	一般財団法人静岡市環境公社	令和2年3月2日	
53	ライフライン	同上	公共建築物の初期電気復旧活動等災害の状況に応じた災害応急対策活動 会員のあっせん、車両、資機材及び労力の提供その他可能な限りの協力	静岡市電設協	平成10年1月8日	建築部
54	ライフライン	同上	公共施設の災害応急対策活動	協和電工(株)	平成19年10月23日	
55	物資	災害の救助又は救援に必要な物資の調達に関する協定	災害の救助又は救援に必要な物資の調達及び供給等	生活(協)コープしずおか	平成14年11月29日	健康福祉部
56	物資	災害時における食料・物資の供給等に関する協定	災害時における物資の供給	(株)ローソン	平成28年12月26日	
57	物資	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	応急生活物資の供給等	市内業者	平成元年12月14日等	
58	物資	同上	同上	大北農業(協)	平成29年1月19日	
59	物資	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	被災者等に供給する生鮮食料品の提供 被災者等に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送 その他特に要請のあった事項	全国46都市の中央卸売市場	平成20年9月1日 関東支部協定より 全国46都市協定へ	
60	物資	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	応急生活物資の供給等	イオン(株)中部カンパニー(ジャスコ清水店)	平成18年11月	
61	物資	災害時における救援物資の供給に関する協定	災害対応型メッセージボード搭載型飲料水自動販売機の機内飲料及び市内物流拠点における飲料の無償提供	コカ・コーライーストジャパン(株)	平成19年4月19日	
62	物資	災害時における救援物資の供給に関する協定	災害の救助又は救援に必要な物資の調達及び供給等	(株)ファミリーマート	平成24年1月17日	
63	物資	災害時における支援協力に関する協定	応急生活物資の供給等	マックスバリュ東海(株)	平成25年4月9日	
64	物資	同上	同上	(株)静鉄ストア	平成25年8月27日	
65	物資	同上	同上	(株)エンチャー	平成25年9月3日	
66	物資	同上	同上	(株)カインズ	平成29年3月7日	
67	物資	同上	同上	中部薬品(株)	平成30年6月15日	
68	物資	同上	同上	(株)タカラ・エムシー	平成30年10月24日	
69	物資	同上	同上	NPO法人コメリ災害対策センター	平成30年12月25日	

民間事業者との協力協定一覧

番号	区分	名称	内容	相手方	締結日	要請部局
70	物資	災害時における物資(福祉用具)の調達及び供給に関する協定	物資(福祉用具)の調達及び供給	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	平成25年4月16日	健康福祉部
71	物資	災害時における量の提供に関する協定	災害時における量の供給	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	平成28年8月18日	危機管理総室
72	物資	同上	同上	静岡県量適格組合連合会	平成28年12月5日	
73	物資	災害時における物資拠点の開設等に関する協定	ツインメッセ静岡を緊急物資集積拠点として提供	(公財)静岡産業振興協会、静岡県	平成29年1月6日	
74	物資	緊急物資集積所の開設等に関する協定	倉庫を緊急物資集積所として提供	(株)丸総	平成27年6月19日	
75	物資	同上	同上	静岡市物流団地協同組合	平成29年3月9日	
76	物資	災害時における資機材のリースに関する協定	資機材の優先的供給	一般社団法人 日本建設機械レンタル協会静岡支部	平成25年11月14日	
77	物資	災害時における物資の供給に関する協定書	災害時における段ボール製品等の供給	静岡橋ライオンズクラブ レンゴー株式会社清水工場	令和2年8月31日	
78	物資	災害時における入浴支援に関する協定	災害時における入浴施設の提供	(株)相川トレーディング	令和2年3月23日	
79	物資	災害時における物資の供給に関する協定	災害時における医薬品、衛生材料、日用品、食料品の供給	ウエルシア薬局(株) (株)杏林堂薬局 (株)クリエイトエス・ディー	平成26年11月11日	保健衛生医療部
80	物資	大規模災害時における生鮮食料品の調達に関する協定	災害時における生鮮食料品等の供給	静岡市中央卸売市場卸売業者及び仲卸等協同組合(6者)	令和2年4月1日	商工部
81	建築	災害時における応急対策活動に関する協定	公共施設の被害状況の調査、応急危険度判定及び災害応急復旧工事	(株)ミツワ建設	平成17年7月29日	建築部
82	建築	災害時における応急対策活動に関する協力協定	建築物の応急補強・修理等災害の状況に応じた災害応急対策活動組合員のあっせん、車両、資機材及び労務の提供 その他可能な限りの協力	静岡大工建築業(協)	平成10年1月8日	
83	建築	災害時における応急対策活動に関する協定	被災建築物の応急危険度判定 各種建築物の応急補強対策及び屋内安全対策の相談など	(社)静岡県建築士会 中部ブロック	平成23年4月1日	
84	建築	災害時における応急対策活動に関する協力協定	被災建築物に係る情報収集及び被害状況調査 被災建築物の緊急解体工事	(社)静岡県解体工事業協会(中部16社)	平成21年12月14日	
85	建築	災害時における応急対策活動に関する協力協定	公共施設の被害状況の調査 公共施設の災害応急復旧工事	(有)村松カクミン住建	令和3年3月15日	
86	建築	災害時における家屋被害認定に関する協定	災害発生時の市内の被災家屋調査 り災証明についての市民からの相談の補助	静岡県土地家屋調査士会	平成20年7月2日	税務部
87	環境	災害時における化学物質調査に関する協定	化学物質調査等の業務	(社)静岡県計量協会 環境計量証明部会 中部支部	平成23年2月4日	環境局
88	廃棄物	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	災害廃棄物の収集・運搬に関する業務 災害廃棄物の処理・処分に関する業務 災害廃棄物の再資源化に関する業務等	公益社団法人静岡県 産業廃棄物協会	平成19年3月19日	
89	廃棄物	大規模災害時における避難所の仮設トイレのし尿等の収集運搬に関する協定	避難所に設置する仮設トイレから発生するし尿等の収集運搬業務	一般財団法人 静岡市環境公社	平成23年2月4日	
90	廃棄物	同上	同上	市内業者(12社)	平成25年10月10日	
91	廃棄物	大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	家庭系一般廃棄物の収集運搬業務	一般財団法人 静岡市環境公社	平成23年2月4日	
92	廃棄物	大規模災害時における家庭系一般廃棄物の収集運搬に関する協定	同上	静岡一般廃棄物処理業協同組合(12社) 清水一般廃棄物処理業協同組合(22社)	平成25年10月10日	

民間事業者との協力協定一覧

番号	区分	名称	内容	相手方	締結日	要請部局
93	土木	災害時における応急対策業務に関する協力協定	公共施設の被害状況の調査及び応急危険度判定 道路の啓開 公共施設の災害応急復旧工事	(社)静岡建設業協会 加盟61社	平成17年8月25日	都市計画部 建築部 農林水産部 土木部 道路部 水道部 下水道部
94	土木	同上	同上	(社)清水建設業協会 加盟40社	平成17年8月25日	
95	土木	同上	同上	静岡市清水区蒲原建設業組合 加盟10社	平成19年3月13日	
96	土木	災害時における応急対策業務に関する協力協定	公共施設の被害状況の調査及び応急危険度判定 道路の啓開 公共施設の災害応急復旧工事	由比建設業協力会 加盟8社	平成20年12月25日	
97	土木	同上	同上	(協会非加盟) 土木建設業者等	平成17年2月～	
98	土木	災害時における測量設計等業務委託に関する協定	公共施設の被害状況把握 測量、設計、用地測量及び用地調査業務	(社)静岡県測量設計業協会	平成19年3月13日	
99	土木	災害時における地質調査等業務委託に関する協定	地質調査等業務 災害応急復旧工事に必要な測量設計等業務	静岡県地質調査業協会	平成19年3月13日	都市計画部等
100	土木	災害時における応急対策業務に関する協定	公共施設の被害状況の調査 公共施設の災害復旧工事の実施	静岡市造園緑化協会	平成20年7月29日	都市計画部
101	土木	同上	同上	清水造園事業(協)	平成17年2月28日	
102	土木	同上	同上	景観みどり静岡協組	平成17年2月28日	
103	遺体処理	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	遺体の収容及び安置並びにこれらに必要な資機材、消耗品及び葬儀式場等の施設の提供	(社)全日本冠婚葬祭互助協会	平成14年11月29日 (旧静岡市) 平成12月4月17日	保健衛生 医療部
104	遺体処理	同上	同上	静岡県葬祭業協同組合	平成31年3月7日	
105	避難誘導	災害時における新幹線駅(静岡駅)の鉄道旅客の避難誘導等に関する協定	災害時等における避難地及び避難所への避難誘導 避難地及び避難所の運営のための職員を配置 避難旅客に係る物資、食糧等の準備及び提供	東海旅客鉄道(株) 静岡支社	平成13年12月21日	危機管理総室
106	相談	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	住宅相談窓口を開設し、市民の住宅復興に資する情報の提供 被災したものに係る住宅融資の措置	独立行政法人 住宅金融支援機構	平成28年3月31日	建築部
107	相談	災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する協定	災害時における市民への復興まちづくりの助言	静岡県技術士協会	平成22年6月29日	都市計画部
108	相談	同上	同上	(社)全日本土地区画整理士会静岡県支部	平成22年6月29日	
109	相談	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	被災者に対して行う被災者法律相談	静岡県行政書士会	平成27年4月21日	市民局
110	相談	災害時における被災者支援のための司法書士業務に関する協定	同上	静岡県司法書士会	平成27年4月21日	
111	相談	災害時相談業務等に関する協定	被災者に対して行う被災者支援活動	静岡県弁護士会	平成29年3月29日	
112	その他	災害時の応援に関する協定	校舎の施設使用、船舶の派遣等	東海大学	平成10年5月12日	危機管理総室
113	その他	災害時の動物救護活動に関する協定	災害時における被災動物の救護活動の協働	静岡市獣医師会 (一社)静岡県動物保護協会静岡支部 (公社)日本愛玩動物協会	平成25年3月22日	保健衛生福祉部
114	その他	災害時等における静岡市指定金融機関の事務取扱に関する協定	災害時等における公金事務の円滑な実施の確保	静岡市指定金融機関 (株)静岡銀行及び (株)清水銀行	平成26年3月25日	会計室

広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画



平成 25 年 12 月

(令和 5 年 4 月改正施行版)

指定都市市長会

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この計画は、東日本大震災での経験を踏まえ、迅速性と適切性をもった支援を実現するため、広域・大規模災害における広域支援のあり方を定めた「広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項」に基づき、広域・大規模災害の発生当初において、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、基礎自治体としての災害対応力と大都市としての総合力を有する指定都市が緊密に連携を図り、指定都市市長会として一体となって被災地支援に取り組むため必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の内容)

第 2 条 各指定都市は、この計画に基づき、他の支援の枠組み等と連携を図りながら、避難所の運営、建物被害認定調査及び罹災証明書の交付など、災害応急対策を中心とした災害対応業務を行うものとする。

(地域ブロック)

第 3 条 地域ブロックは、別表のとおりとする。

第2章 警戒体制・準備体制

(警戒体制)

第4条 国内のいずれかの市区町村において、この計画を適用する災害が発生する可能性がある場合には、各指定都市及び指定都市市長会事務局（以下「事務局」という。）は、緊急の連絡調整を行えるよう、警戒体制をとるものとする。

(準備体制)

第5条 国内のいずれかの市区町村において、震度6弱以上の地震が観測された場合又は大雨特別警報が発表された場合、もしくはそれに相当する災害が発生したと考えられる場合には、各指定都市及び事務局は、この計画の適用を判断するために必要な被災地の情報収集及び各指定都市、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等との連絡調整を行うために、準備体制をとるものとする。

2 前項に定める準備体制は、次のとおりとする。

- (1) 事務局は、指定都市市長会中央連絡本部（以下「中央連絡本部」という。）を設置する。
 - (2) 中央連絡本部の本部長（以下「中央連絡本部長」という。）は、事務局の事務局長が務める。
 - (3) 中央連絡本部は、事務局に置き、事務局職員により構成する。
 - (4) 別表に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市は、原則として被災地域ブロック内の指定都市へ情報連絡員（以下「リエゾン」という。）を派遣し、指定都市市長会現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を設置するものとする。派遣に当たっては、関係省庁・関係団体の対応状況や、事前に電話等により情報収集した被害状況等を考慮の上、判断するものとする。なお、関係省庁・関係団体の対応状況については中央連絡本部が情報収集するものとする。
 - (5) 現地連絡本部の本部長（以下「現地連絡本部長」という。）は、現地支援（連絡）本部設置担当都市の行動計画担当部署の局長級職員が務める。
 - (6) 現地連絡本部は、現地連絡本部長が指定する場所に置き、別表に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市及び第8号に基づき被災地に派遣された支援隊派遣都市の職員により構成する。
 - (7) 中央連絡本部長は、現地連絡本部からの情報等により、被災地の情報収集のために更なるリエゾンが必要と考えられる場合には、被災地へリエゾンを派遣することについて、別表に定める被災地域ブロックの支援隊派遣都市に依頼するものとする。
 - (8) 別表に定める被災地域ブロックの支援隊派遣都市は、前号の依頼があったときは、被災地へリエゾンを派遣するものとする。
- 3 現地連絡本部は、原則として被災地域ブロック内の指定都市の情報収集を行い、中央連絡本部に報告するものとする。
- 4 各指定都市は、自市が収集した情報を中央連絡本部に報告するものとする。
- 5 中央連絡本部は、指定都市以外の被災自治体の情報を総務省等から収集するものとする。
- 6 中央連絡本部は、各指定都市（現地支援（連絡）本部設置担当都市及び支援隊派遣都市を含む。）等から収集した情報を会長市及び危機管理・新型コロナウイルス対策担当市に報告するとともに、各指定都市に情報提供するものとする。

- 7 会長市、危機管理・新型コロナウイルス対策担当市及び中央連絡本部は、収集した情報に基づき、この計画の適用に関する協議を行う。
- 8 中央連絡本部及び現地連絡本部は、被災地の状況、支援の進捗等に応じて、中央連絡本部については、第7条第9項に規定する役割を、現地連絡本部は、第8条第7項に規定する役割を担うことができるものとする。
- 9 準備体制に必要なその他の事項については、会長が別に定めるものとする。

第3章 行動計画の適用決定・支援の実施

(行動計画の適用決定)

第6条 会長は、前条第7項の協議内容や応急対策職員派遣制度の適用状況を踏まえ、指定都市市長会としての被災地支援を行う必要があると認めるときは、この計画の適用を決定する。

2 会長は、前項の規定により、この計画を適用したときは、各指定都市の市長並びに総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

(中央支援本部の設置)

第7条 会長は、この計画を適用した場合には、速やかに指定都市市長会中央支援本部（以下「中央支援本部」という。）を設置するものとする。

2 中央支援本部は、中央連絡本部の事務を引き継ぐものとする。

3 中央支援本部の本部長（以下「中央支援本部長」という。）は会長が務める。

4 中央支援本部の副本部長（以下「中央支援副本部長」という。）は危機管理・新型コロナウイルス対策担当市長が務め、中央支援本部長への助言及び中央支援本部長の職務を補佐する。

5 中央支援本部は、原則として事務局に置き、事務局職員により構成する。

6 中央支援本部長は、中央支援本部の機能確保のために更なる職員が必要な場合には、各指定都市東京事務所及び別表に定める被災地域ブロックの中央支援本部派遣グループ（又は派遣都市）の職員を中央支援本部へ派遣することについて、各指定都市の市長に要請するものとする。

7 各指定都市の市長は、前項の要請があったときは、中央支援本部へ職員を派遣するものとする。

8 中央支援本部長は、中央支援本部を設置したときは、各指定都市の市長に速やかに通知するものとする。

9 中央支援本部の役割は、次のとおりとする。

(1) 総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等との連絡調整（応急対策職員派遣制度に基づく応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）が設置された場合には、確保調整本部への参加を含む。）

(2) 会長市、危機管理・新型コロナウイルス対策担当市、指定都市市長会現地支援本部（以下「現地支援本部」という。）及びその他各指定都市との連絡調整

(3) 報道機関等への情報提供

(4) 被災市区町村への対口支援（複数市による共同支援を含む。以下同じ。）の決定（確保調整本部における決定含む。）

(5) 前各号の規定によるもののほか、中央支援本部による調整が必要な事項

10 中央支援本部の組織等は、会長が別に定める。

(現地支援本部の設置)

第8条 別表に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市は、この計画が適用された場合には、第5条第2項第4号の規定によるリエゾン等により、速やかに現地支援本部を設置するものとする。

2 現地支援本部は、現地連絡本部の事務を引き継ぐものとする。

3 現地支援本部の本部長（以下「現地支援本部長」という。）は、別表に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市の市長が務める。

4 現地支援本部は、現地支援本部長が指定する場所に置き、別表に定める被災地域ブロックの現地支援（連絡）本部設置担当都市及び被災地に派遣された支援隊派遣都市の職員により構成する。

5 現地支援本部長は、現地支援本部を設置した場合には、中央支援本部長に速やかに連絡するものとする。

6 中央支援本部長は、現地支援本部長より現地支援本部を設置した旨の連絡を受けたときは、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

7 現地支援本部の役割は、次のとおりとする。

(1) 被災地における情報収集

(2) 中央支援本部との連絡調整

(3) 被災地における総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会のリエゾン及び被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県、他の支援の枠組み等との連絡調整（応急対策職員派遣制度に基づく応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）が設置された場合には、現地調整会議への参加を含む。）

(4) 被災市区町村への対口支援の調整（現地調整会議における調整含む。）

(5) 前各号の規定によるもののほか、現地支援本部による調整が必要な事項

8 現地支援本部長は、別表に定める被災地域ブロックの支援グループの指定都市だけでは現地支援本部の機能確保が難しい場合には、現地支援本部へ更なる職員を派遣することについて、中央支援本部長と協議するものとする。

9 中央支援本部長は、前項の協議により更なる職員を派遣する必要があると認めるときは、別表に定める被災地域ブロックの追加支援グループの指定都市と協議の上、支援隊派遣都市として活動する指定都市を選定し、当該指定都市の市長に要請するものとする。

(対口支援の決定)

第9条 被災市区町村への支援は、原則として各指定都市による対口支援により行うものとする。

2 現地支援本部長は、被災市区町村の被害状況、支援需要等に基づき、中央支援本部長及び被災地に派遣された支援隊派遣都市の市長と協議の上、支援先候補の被災市区町村及び支援元候補の指定都市を決定するとともに、必要に応じて、当該被災市区町村の属する被災都道府県に連絡を行うものとする。

- 3 現地支援本部長は、支援の実施について、支援先候補の被災市区町村の長と協議するものとする。
- 4 現地支援本部長は、前項の協議により支援の実施について調整がついたときは、中央支援本部長及び支援元の指定都市の市長に速やかに連絡するものとする。
- 5 中央支援本部長は、現地支援本部長から前項の連絡を受けたときは、支援元の指定都市に支援の実施を依頼するとともに、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に連絡するものとする。
- 6 応急対策職員派遣制度に基づく確保調整本部及び現地調整会議が設置されている場合には、中央支援本部長及び現地支援本部長は、第2項から前項までの規定によらず、確保調整本部及び現地調整会議に参加し、被災市区町村への対口支援の調整及び決定をするものとする。

（対口支援の実施）

- 第10条 支援元の指定都市の市長は、前条第5項の依頼を受けたときは、速やかに支援の準備をし、準備が整い次第、支援を開始するとともに、支援の実施状況について、中央支援本部長及び現地支援本部長に報告するものとする。
- 2 現地支援本部長は、各指定都市の支援の実施に必要な情報を収集したときは、各指定都市に情報提供するものとする。

（現地支援本部の機能継承）

- 第11条 現地支援本部長は、被災地の状況、支援の進捗等に応じて、被災地における現地支援本部の役割が減じたときは、中央支援本部長と協議し、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会の動向等を勘案の上、現地支援本部の機能を中央支援本部に継承することができる。
- 2 中央支援本部長は、前項の規定により機能継承があったときは、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

（対口支援の終了）

- 第12条 支援元の指定都市の市長は、被災地の状況、支援の進捗等に応じて、支援の終了時期について、支援先の被災市区町村の長と協議するものとする。
- 2 支援元の指定都市の市長は、前項の協議により、支援の終了時期が決定したときは、中央支援本部長及び現地支援本部長に速やかに連絡するものとする。
- 3 支援元の指定都市の市長は、支援を終了したときは、中央支援本部長及び現地支援本部長に速やかに報告するものとする。
- 4 中央支援本部長は、前項の報告があったときは、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

第4章 行動計画の適用終了

（現地支援本部及び中央支援本部の解散）

- 第13条 中央支援本部長は、一の現地支援本部の全ての対口支援が終了したときは、その現地支援本部長と協議の上、当該現地支援本部を解散するとともに、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。
- 2 中央支援本部長は、全ての現地支援本部が解散したとき又は第11条第1項の規定により現地支援本部の機能を中央支援本部に継承した上で全ての対口支援が終了したときは、中央支援本部を解散し、この計画の適用を終了するとともに、各指定都市の市長、総務省、全国知事会、全国市長会及び全国町村会に速やかに通知等するものとする。

（行動計画の適用終了後の連絡調整）

- 第14条 事務局は、この計画の適用を終了した後も、必要に応じて、各指定都市、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等との連絡調整を行うものとする。

第5章 補足事項

(各指定都市及び事務局が被災した場合等の対応)

- 第15条 会長は、会長市が被災し、この計画による会長の役割を果たすことが困難な場合は、会長の権限を、指定都市市長会副会長（以下「副会長」という。）に委任することができる。この場合において、委任は指定都市市長会の会長代理の順に従い行うものとする。
- 2 会長の権限を委任された副会長は、中央支援本部の本部長を務める。
- 3 会長は、事務局が被災し、中央支援本部の設置ができない場合は、別に本部を設置する場所を定めるものとする。
- 4 別表に定める現地支援（連絡）本部設置担当都市が被災し、現地支援（連絡）本部の設置ができない場合は、会長は別表の備考に定める順位に従い現地支援（連絡）本部設置担当都市を指定し、当該指定都市の市長に現地支援（連絡）本部の設置を依頼するものとする。
- 5 上記のほか、災害の状況により別表の割り振りにより難い場合は、会長又は中央支援本部長が別途割り振りを定めるものとする。

(他の災害支援の枠組みとの関係)

- 第16条 この計画の実施に当たっては、国の広域支援や全国知事会の支援の枠組みと積極的かつ柔軟に連携・協力しながら行うものとする。
- 2 この計画は、21大都市災害時相互応援に関する協定、各指定都市の災害時相互応援協定等による各指定都市の支援の実施を妨げない。

(費用負担)

- 第17条 この計画に基づき、各指定都市が支援先の被災市区町村に対して実施した支援に要した費用の負担は、法令の定めによるほか、原則として支援先の被災市区町村の負担とする。ただし、各指定都市と支援先の被災市区町村又は当該被災市区町村を包括する被災都道府県とが協議の上、別に定める場合には、その定めによることができるものとする。
- 2 中央支援（連絡）本部及び現地支援（連絡）本部の運営に係る費用のうち、各指定都市が派遣又は提供する職員、機材等に係る費用については、原則として各指定都市の負担とし、指定都市市長会として新たに共同で調達する必要が生じた機材等に係る費用で会長が別に定めるものについては、法令により別に請求できる費用を除き、全ての指定都市の共同負担とする。

(公務災害補償)

- 第18条 この計画に基づき、各指定都市から派遣された職員が、公務上、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償については、派遣した指定都市が行う。通勤に係る災害についても同様とする。
- 2 この計画に基づき各指定都市から派遣された職員が、公務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が当該公務に起因するものについては、当該職員を派遣した指定都市が賠償する。

第6章 平時における準備

(平時からの連携)

- 第19条 各指定都市は、あらかじめこの計画の実施に関する連絡担当部局を定め、事務局に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- 2 事務局は、前項の規定による報告を受けた場合は、その状況を取りまとめ、速やかに各指定都市に通知するものとする。
- 3 事務局は、この計画による支援の実効性を高めるため、平時から、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等と情報交換や必要な調整を行うなど、連携関係の構築に努めるものとする。

(研修、訓練等の実施)

- 第20条 指定都市市長会は、発災時におけるこの計画による円滑な支援を確保するため、必要に応じて研修や訓練等を実施するとともに、受援計画の策定等発災時における支援の円滑な受入れに資する取組の促進に努めるものとする。

第7章 その他

(委任)

- 第21条 この計画の実施に関し必要な事項又はこの計画に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

(実施モデル)

- 第22条 この計画に基づき、各指定都市及び事務局が活動するためのマニュアルとして、「広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画実施モデル」を定めるものとする。

(附 則)

- この計画は、平成26年4月1日から施行する。
- この計画は、平成29年4月1日から施行する。
- この計画は、平成30年4月1日から施行する。
- この計画は、平成31年4月1日から施行する。
- この計画は、令和2年4月1日から施行する。
- この計画は、令和3年6月24日から施行する。
- この計画は、令和4年7月20日から施行する。
- この計画は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

[基本パターン]

被災地域 ブロック (※1)	都道府県 (※1)	指定都市(※1)			
		支援 グループ	現地支援(連絡)本部 設置担当都市 (※2~4) 及び支援隊 派遣都市(※5)	追加支援 グループ (※6)	中央支援 本部 派遣グループ (※7)
北海道東北 ブロック(A)	北海道・青森県・ 岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・ 福島県・新潟県	Aグループ	①仙台市 ②札幌市 ③新潟市	Bグループ	Dグループ
関東 ブロック(B)	茨城県・栃木県・ 群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県	Bグループ	①横浜市 ②さいたま市 ③川崎市 ④千葉市 ⑤相模原市	Aグループ	Eグループ
中部 ブロック(C)	富山県・石川県・ 長野県・岐阜県・ 静岡県・愛知県・ 三重県	Cグループ	①静岡市 ②浜松市 ③名古屋市	Dグループ	Fグループ
関西 ブロック(D)	福井県・滋賀県・ 京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・ 和歌山県	Dグループ	①神戸市 ②京都市 ③大阪市 ④堺市	Cグループ	Aグループ
中国・四国 ブロック(E)	鳥取県・島根県・ 岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・ 高知県	Eグループ	①岡山市 ②広島市	Fグループ	Bグループ
九州 ブロック(F)	福岡県・佐賀県・ 長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・ 鹿児島県・沖縄県	Fグループ	①北九州市 ②福岡市 ③熊本市	Eグループ	Cグループ

備考

- ※1 被災地域ブロック、都道府県及び指定都市は、「応急対策職員派遣制度」(総務省)の別表に適用したものである。
- ※2 現地支援本部は、災害発生時に被災地域の現地支援(連絡)本部設置担当都市である都市が設置する。
- ※3 現地支援(連絡)本部設置担当都市は、「現地支援(連絡)本部設置担当都市及び支援隊派遣都市」欄の○数字の順番で年度ごとの輪番とする。ただし、当該年度の現地支援(連絡)本部設置担当都市が会長市であった場合は、次順位の都市が現地支援(連絡)本部設置担当都市を担う。
- ※4 当該年度の現地支援(連絡)本部設置担当都市が被災等により現地支援(連絡)本部設置担当都市を担うことができない場合は、次順位の都市が現地支援(連絡)本部設置担当都市を担う。
- ※5 現地支援(連絡)本部設置担当都市以外の都市は、支援隊派遣都市として活動する。
- ※6 一の支援グループにより現地支援本部の運営が困難な場合は、現地支援(連絡)本部設置担当都市からの依頼に基づき、中央支援本部は、追加支援グループの内から、現地支援(連絡)本部設置担当都市、追加支援グループの都市及び中央支援本部にて協議のうえ、支援隊派遣都市として活動する都市を選定し、追加する。
- ※7 中央支援本部派遣都市は、災害発生時に中央支援本部派遣グループ内で現地支援(連絡)本部設置担当都市である都市が担う。

[支援グループ内の全都市が現地支援(連絡)本部設置担当都市を担うことができない場合]

被災地域 ブロック (※1)	都道府県 (※1)	指定都市(※1)			
		支援グループ	現地支援 (連絡)本部 設置担当都市 (※2~4) 及び支援隊 派遣都市(※5)	現地支援 (連絡)本部 設置担当都市 及び支援隊 派遣都市 代行グループ (※6)	追加の 支援隊派遣都市 (※7) 中央支援本部 派遣都市 (※8)
北海道東北 ブロック(A)	北海道・青森県・ 岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・ 福島県・新潟県	Aグループ	①仙台市 ②札幌市 ③新潟市	①Bグループ ②Cグループ ③Dグループ	
関東 ブロック(B)	茨城県・栃木県・ 群馬県・埼玉県・ 千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県	Bグループ	①横浜市 ②さいたま市 ③川崎市 ④千葉市 ⑤相模原市	①Aグループ ②Cグループ ③Dグループ	
中部 ブロック(C)	富山県・石川県・ 長野県・岐阜県・ 静岡県・愛知県・ 三重県	Cグループ	①静岡市 ②浜松市 ③名古屋市	①Dグループ ②Bグループ ③Aグループ	
関西 ブロック(D)	福井県・滋賀県・ 京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・ 和歌山県	Dグループ	①神戸市 ②京都市 ③大阪市 ④堺市	①Cグループ ②Eグループ ③Fグループ	
中国・四国 ブロック(E)	鳥取県・島根県・ 岡山県・広島県・ 山口県・徳島県・ 香川県・愛媛県・ 高知県	Eグループ	①岡山市 ②広島市	①Fグループ ②Dグループ ③Cグループ	
九州 ブロック(F)	福岡県・佐賀県・ 長崎県・熊本県・ 大分県・宮崎県・ 鹿児島県・沖縄県	Fグループ	①北九州市 ②福岡市 ③熊本市	①Eグループ ②Dグループ ③Cグループ	

被災しなかった
全都市
※地域ブロックによる
割り振り参考に
割当を行う。

備考

- ※1 被災地域ブロック、都道府県及び指定都市は、「応急対策職員派遣制度」(総務省)の別表に適用したものである。
- ※2 現地支援本部は、災害発生時に被災地域の現地支援(連絡)本部設置担当都市である都市が設置する。
- ※3 現地支援(連絡)本部設置担当都市は、「現地支援(連絡)本部設置担当都市及び支援隊派遣都市」欄の○数字の順番で年度ごとの輪番とする。ただし、当該年度の現地支援(連絡)本部設置担当都市が会長市であった場合は、次順位の都市が現地支援(連絡)本部設置担当都市を担う。
- ※4 当該年度の現地支援(連絡)本部設置担当都市が被災等により現地支援(連絡)本部設置担当都市を担うことができない場合は、次順位の都市が現地支援(連絡)本部設置担当都市を担う。
- ※5 現地支援(連絡)本部設置担当都市以外の都市は、支援隊派遣都市として活動する。
- ※6 支援グループ内の全都市が現地支援(連絡)本部設置担当都市を担うことができない場合は、「現地支援(連絡)本部設置担当都市及び支援隊派遣都市代行グループ」欄の○数字の順番により、現地支援(連絡)本部設置担当都市及び支援隊派遣都市を担うグループを決定する。
- ※7 代行グループにより現地支援本部の運営が困難な場合は、現地支援(連絡)本部設置担当都市からの依頼に基づき、中央支援本部は、被災しなかった全都市の中から、現地支援(連絡)本部設置担当都市、被災しなかった都市及び中央支援本部にて協議のうえ、支援隊派遣都市として活動する都市を選定し、追加する。
- ※8 中央支援本部派遣都市は、災害発生時に中央支援本部派遣グループ内で現地支援(連絡)本部設置担当都市である都市が担う。

2 1 大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

協 定 書

2 1 大都市災害時相互応援に関する協定

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

- 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。
- 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書21通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

- この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。
- 次に掲げる覚書は、廃止する。
 - 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）
 - 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和50年6月6日締結）

附 則

- この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。
- 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。
- 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

- この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。
- 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。
- 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。
- 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。
- 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。
- 「18大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずる。
- 「19大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- この協定は、平成24年4月1日から効力を生ずる。
- 「20大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

平成24年10月1日

情報に関する協定

緊急情報放送に関する協定

静岡市（以下「甲」という。）と株式会社シティエフエム静岡（以下「乙」という。）は、緊急情報放送システムの使用に関して、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、静岡市内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、緊急情報放送を通じて被害の軽減を図り、もって市民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他の非常の状態をいう。
- (2) 「緊急情報放送」とは、前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙が必要であると認めるとき、乙の所有する緊急情報放送システムを使用して、甲の行う他の放送に優先して行う臨時的放送をいう。

（運用）

第3条 緊急情報放送システムの運用に当たっては、乙の放送局としての番組編成を尊重し、次の各号に定める手順により放送するものとする。

- (1) 乙の生放送時間
 - ア 甲は、電話又はFAXにより、乙が運用するスタジオあてに、緊急情報放送である旨を明示して概要を送付する。
 - イ 乙は、緊急情報放送の概要を受信したときは、その内容を甲に確認したうえ直ちに他の放送に優先してこれを放送し、それ以降においても状況を把握し、適時繰り返し放送を行う。
- (2) 前号に掲げる時間以外の時間又は特別の事情によりスタジオが無人となる時間
 - ア 甲は、緊急情報放送を行う必要があると認めるときは、乙の社員に緊急放送を行うことを連絡し、その了解を得たうえ乙の所有する緊急情報放送システムを使用し放送中の番組を切り替えて緊急情報放送を行う。
 - イ 甲は、緊急情報放送を行ったときは、その実施日時及び内容を速やかに文書により乙に報告することとする。
 - ウ 乙の社員が出社した場合は、乙から甲に直ちに連絡をとり、連絡後は、乙が緊急情報放送を継続する。
- (3) 災害の規模により、緊急情報放送の必要性が増大した場合は、双方協議のうえ、乙の社員を甲に派遣し、緊急情報放送を行うこととする。
- (4) 緊急情報放送の訓練及び放送機器の機能・操作確認のための放送実施については、緊急情報放送システムを使用し、定期的に防災情報放送を実施する。

（費用の負担）

第4条 緊急情報放送システムに関する費用の負担は、次のとおりである。

- (1) 甲は、前条2号アに規定する乙の所有する緊急情報放送システムの設備を別に締結する契約により有償で借り上げ、電話・FAX回線使用料は甲が負担する。
- (2) 乙は、緊急情報放送に要する費用を甲に請求しない。
- (3) 緊急情報放送の実施により同時刻に予定していた番組又はコマーシャルが放送できなかったときは、乙と当該広告主等との間の協議によりその解決を図るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ決定するものとする。
（協定の改定）

第6条 この協定は、甲又は乙の発議により、双方協議のうえ改定することができる。

（協定の期間）

第7条 この協定の期間は、協議締結の日から平成11年3月31日までとする。ただし協定期間の満了1月前までに甲乙双方から異議申立がない場合は、引き続き1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通所有するものとする。

平成10年4月1日

甲 静岡市長 小嶋善吉

静岡市紺屋町15番地4
乙 株式会社シティエフエム静岡
代表取締役 宮川巴

情報に関する協定

災害時における放送要請に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第57条及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第20条の規定に基づき、清水市長(以下「甲」という。)が株式会社エフエムしみず(以下「乙」という。)に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送の要請)

第2条 甲は、災害対策基本法第56条の規定による通知又は警告が公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合においてその通信のため特別の必要があるときは、同法第57条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めることができる。

2 前項の規定は、甲が大規模地震対策特別措置法第9条に基づく警戒宣言が発せられたことを知った場合において、同法20条の規定に基づき乙に対し、放送を行うことを求めるときに準用する。

(要請の手続)

第3条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送日時等
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をそのつど自主的に決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を確実に、かつ、円滑に行うため、甲及び乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出ておくものとする。

(雑則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(施行日)

第7条 この協定は、平成8年6月2日から施行する。

災害時における臨時広報紙の配布に関する協定書

静岡市(以下「甲」という。)と〇〇〇(以下「乙」<別記>という。)とは、静岡市の区域内に、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における臨時広報紙の配布について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、被災者に対する的確な情報提供を行うため、災害時に甲が発行する被災者の生活維持のために提供すべき情報等を掲載した印刷物(「臨時広報紙」という。)の配布の要請その他の協力事項について定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時であつて乙の協力を必要とするときは、乙に対し、臨時広報紙の配布について、協力を要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、口頭又は電信若しくは電話により次に掲げる事項を連絡して行うものとし、甲は、事後に臨時広報紙配布要請書(別紙1)を乙に提出するものとする。

- (1) 配布要請者
- (2) 配布要請日時
- (3) 配布要請地域
- (4) 配布要請部数及びその内訳
- (5) 臨時広報紙受取場所
- (6) その他甲、乙協議により必要と認める事項

3 乙は、第1項の規定による要請を受けたときは、配布を行う際の安全性を検討した上で、可能な限り当該要請に応じ臨時広報紙の配布を行うよう努めるものとする。

(情報の提供)

第3条 甲は、乙に前条第1項の規定による要請を行おうとするときは、当該要請に係る配布要請地域の道路、河川等の現況その他の被害に関する情報を乙に提供しよう努めるものとする。

(配布の範囲)

第4条 甲が第2条第1項の規定による要請を行うことができる範囲は、静岡市域のうち乙の組合員が新聞の配達を行う区域内の場所(以下「配達場所」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、配達場所以外の場所に臨時広報紙の配布を乙に依頼することができる。(報告)

第5条 乙は、第2条第1項の規定による要請を受けて配布を行ったときは、口頭又は電信若しくは電話により甲に連絡し、事後に臨時広報紙配布業務報告書(別紙2)を甲に提出するものとする。

(経費の負担)

第6条 第2条第1項の規定による要請を受けて乙が臨時広報紙の配布を行うに当たり要した経費は、第4条第1項の規定により配布する分に係る費用を乙が、同条第2項の規定による依頼により配布する分に係る費用を甲がそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、経費の負担に疑義が生じた場合は、災害時の直前における適正な価格を基準とし、甲、乙が協議して両者の負担割合を決定するものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、臨時広報紙の配布に従事する者が臨時広報紙の配布に係る業務上第三者に損害を与えたときは、原則として、当該損害に係る賠償の責を負うものとする。この場合において、乙は、当該損害の状況を速やかに甲に報告するものとする。

(幹事及び組合員の報告)

第8条 乙は、静岡市〇〇新聞販売組合(以下「組合」<別記>という。)の幹事に変更があった場合には、速やかに甲に変更後の幹事の氏名、連絡先等を報告するものとする。

2 乙は、4月1日時点の組合の構成員の名簿を、甲が指定する日までに甲に提出するものとする。

(情報の交換)

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

平成8年6月2日

(甲) 清水市長 宮城島弘正

清水市入船町12番1号

(乙) 株式会社エフエムしみず
代表取締役 山田信司

情報に関する協定

る。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲、乙いずれからも異議の申出がないときは、この期間は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、解除しようとする日の30日前までに相手方に解除の申入れをしなければならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度甲、乙協議して定める。

本協定の締結を証するため、本通2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年2月18日

甲 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

乙 (相手方及び所在地) <別記>

<別記>

■静岡市葵区宮ヶ崎町8番地
静岡市葵区駿河区新聞販売組合
幹事 森下 将明

■静岡市清水区大手一丁目3番1号
清水新聞販売組合
組合長 清水 雅之

災害に係る情報発信等に関する協定

静岡市(以下「甲」という。)及びヤフー株式会社(以下「乙」という。)は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、静岡市域内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲がその市民に対して必要な情報を迅速に提供し、甲と乙が互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

(本協定における取組)

第2条 本協定における取組は、次の各号のうち、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について、合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを乙のサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、静岡市域内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時から乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、静岡市域内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発災時の静岡市域内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、静岡市域内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報を乙のサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ(以下「災害ブログ」という)にアクセスするためのwebリンクを乙のサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

(費用)

第3条 前条の規定に基づく甲及び乙の取組は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

(情報の周知の方法等)

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報の周知に当たっては、乙が適切と判断する方法(提携先への提供、乙のサービス以外のサービス上での掲載等を含む。)によることができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議し

情報に関する協定

て解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

2013年9月20日

甲	静岡市葵区追手町5番1号 静岡市長 田辺 信宏
乙	東京都港区赤坂九丁目7番1号 ヤフー株式会社 代表取締役 宮坂 学

防災への取り組みに関する協定書

静岡市（以下「甲」といいます）とGoogle Ireland Limited（以下「乙」といいます）は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる大規模災害時への準備および対応についての甲と乙およびその関係会社（以下「Google」といいます）の協力に関連する両当事者の合意を証するため、本協定書を締結します。なお、本協定書は、甲および乙の双方が本書に署名または記名押印した日（以下「効力発生日」といいます）からその効力を発生するものとします。

第1条（災害対応サービス）

1. 本協定書において、「災害対応サービス」とは、Googleが提供する、自然災害や人道的危機（総称して、以下「災害等」といいます）に際して、重要な情報をよりアクセスしやすい形で提供することを目的とする製品およびサービスをいいます。本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、別紙1に記載するものがあります。なお、災害対応サービスの内容は、随時、追加、中止または変更されることがあります。
2. Googleは、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等が生じた場合、その裁量により、災害対応サービスを提供するか否か、および、その具体的な活動内容を決定します。

第2条（本件協力）

1. 甲は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等に関連するGoogleによる災害対応サービスの開発および実施に協力すること（以下「本件協力」といいます）ができます。本件協力の例として、以下に列挙する項目があります。
 - (1) 甲が保有または管理する、災害対応サービスに関連する情報（以下「本件情報」といいます）を提供すること。
 - (2) 災害対応サービスに関連する技術的な協力を行うこと。
 - (3) 災害対応サービスについての広報に協力すること。
 - (4) その他、災害対応サービスの提供、改善、周知など、Googleによる災害対応サービスの開発および実施に関連する事項を行うこと。
2. 甲が本件協力をを行うか否か、また、本件協力の対象とする項目については、甲の裁量により決定します。甲は、本件協力を開始する場合でも、本件協力を特定の項目について実施および継続する義務をGoogleに対して負うことはなく、また、その裁量により本件協力を随時、変更、中止または終了することができます。ただし、本件協力の実施の方法については、Googleと協議し同意を得るものとします。
3. 本協定書に基づき甲が乙に本件情報を提供する場合、別途当事者が合意する場合を除き、別紙2の条件に従います。

第3条（秘密保持義務及び広報等）

本協定書に関連して相互に開示する非公開の情報の取り扱いについては、本協定書別紙3の条件に従うものとします。

第4条（費用等）

本協定書に関連して各当事者に生じる費用（甲については本件協力の実施のための費用を含み、乙については災害対応サービスの提供のための費用を含みます）については、別途両当事者が書面で同意する場合を除き、甲および乙がそれぞれ自ら負担するものとします。

情報に関する協定

第5条（期間等）

1. 本協定書は、効力発生日よりその効力を生じ、1年間（以下、「当初期間」といいます）その効力を有します。ただし、当初期間の末日から30日前までに両当事者のいずれかが相手方に対して書面により終了の通知をしない限り、同一の条件で1年間自動的に更新されるものとし、以後、同様とします。
2. 両当事者は、いずれも、相手方に対する書面による30日前の通知により、理由の如何を問わず、本協定書を相手方に対する責任を負わずに終了することができます。
3. 本協定書が終了した後も、第3条、第4条、本項および第6条ならびに別紙2第3条および第4条の規定は引き続きその効力を有するものとします。なお、本協定書が終了した後も、Googleは、その裁量により災害対応サービスの提供を行うことができるものとします。

第6条（準拠法および裁判管轄）

本協定書は日本法を準拠法とします。本協定書に関する紛争については、東京地方裁判所が専属的裁判管轄を有するものとします。

以上の合意を証するため、両当事者は本協定書を締結します。

Google Ireland Limited

静岡市

(Authorized Signature)

(署名)

(Name)

2013.10.0

田 辺 信 宏

(Title)


 Deirdre Mullen
 For, Graham Law (Board Director)

8

(氏名)

静岡市長

(Date)

19:03:12

(肩書)

+01'00'

(日付)



情報（郵便）に関する協定

災害時等支援協力に関する覚書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡中央郵便局ほか2局の静岡市内普通郵便局及び東海郵政局管内特定郵便局長業務推進連絡会静岡市連絡会会員である静岡市内特定郵便局（以下「乙」という。）は、日常業務及び静岡市内に発生した大規模地震その他による災害時において、災害対策基本法（昭和30年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）、静岡市地域防災計画その他関係法令に定めるもののほか、必要とする対応を甲と乙が相互に協力し、円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは災害対策基本法第2条第1号に定めるものをいう。

（協力要請等）

第2条 甲及び乙は、災害により静岡市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供
- (2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の物資集積場所等としての提供
- (3) 乙による必要に応じた避難所への臨時郵便差出箱の設置
- (4) 甲又は乙が収集した被災住民等の避難先及び被災状況等の安否情報の相互提供
- (5) 郵便局掲示板への災害関連情報の掲示
- (6) 甲が要請する他都市支援者の地理案内
- (7) 乙による道路損壊等及び交通渋滞などの道路情報の提供
- (8) 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担するものとする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（情報連絡員）

第5条 乙は、静岡市災害対策本部に情報連絡員を置くことができる。

（連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、第2条第4号に定める安否情報の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練等への参加）

第7条 乙は、甲の行う防災訓練等に参加することができるものとする。

（日常における情報提供）

第8条 乙は、日常業務において、静岡市内の道路の陥没等破損箇所を発見した場合、甲へ情報提供するものとする。

2 前項の情報提供に係る甲の情報受理者は、その事務を所管する課の長とする。

（情報の交換）

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第10条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては静岡市総務部防災課長、乙においては静岡中央郵便局総務課長とする。

（協議）

第11条 この覚書に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第12条 この覚書は、平成10年7月8日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この覚書の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成10年7月8日

甲 静岡市長 小嶋善吉

乙 静岡市内普通郵便局
静岡中央郵便局長 横田武彦

静岡南郵便局長 野呂昌彦

静岡西郵便局長 青山繁

東海郵政局管内特定郵便局長業務推進連絡会
静岡市連絡会会長
静岡北瀬名郵便局長 浅井義男

※その他同様の覚書は以下のとおり。

平成9年10月9日

甲 清水市長 宮城島弘正

乙 清水市内郵便局長
清水郵便局長 小幡迪夫

清水市内特定郵便局長代理
清水矢倉郵便局長 青島守邦

平成10年2月10日

甲 由比町長 青木健

乙 由比郵便局長 望月英治

輸送に関する協定

災害の発生時における輸送業務等の協力に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人静岡県トラック協会（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して要請する物資等の緊急・救援輸送等の協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、静岡県内に災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う災害時等の物資の緊急・救援輸送業務等に関する協力要請に対し必要な事項を定める。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に対し協力要請する業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）物資の緊急・救援輸送（車上受け、車上渡しを原則とする。）
- （2）資機材の提供
- （3）緊急・救援輸送業務に関する情報収集

（輸送等）

第3条 乙又は乙の会員は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲において協力し、輸送業務等を行うよう努める。

（要請の手続き）

第4条 甲は、第2条の規定により要請するときは、緊急・救援輸送要請書（様式1）を乙に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等やむを得ないときは、甲は、口頭又は電話等により要請を乙又は乙の会員に行うことができるものとする。この場合において、甲は、事後すみやかに緊急・救援輸送要請書を乙に提出するものとする。

3 甲は、乙の会員に直接要請したときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

4 乙は、甲の要請により輸送業務を行ったときは、輸送内容を緊急・救援輸送実施報告書（様式2）により甲に提出するものとする。

5 前4項を行うため、甲及び乙は、本協定に関する担当部署等を定めるとともに、電話番号その他連絡に必要な事項を連絡体制表（様式3）によりあらかじめ相互に通知するものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条の規定による要請業務に係る経費のうち、甲の負担する額は、災害が発生する直前における国が告示した標準的な運賃及び附帯する料金とし、使用した資機材費用については、甲乙協議して定めるものとする。

（損害賠償）

第6条 甲は、その責に帰する理由により、事業用自動車及び作業時に使用する資機材を損傷又は滅失した時は、その損害を補償する。

（災害補償）

第7条 甲は、甲の指示により、第2条の規定による業務以外の業務に従事した乙の会員が、業務に従事したことに起因し、当該乙の会員の責に帰することが出来ない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、静岡県消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の規定に基づきその損害を補償する。ただし、甲は、当該従事者（乙の会員）が他の法令等により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は事故の原因となった第三者からの損害賠償を受けたときは、同一の事故については、これらの価格の限度において補償の責を免れる。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がこの協定を終了する旨の意思表示を書面をもってしない限りは、期間満了の翌日から起算して1年間、この協定と同一の条件をもって更新され、以降同様とする。

（疑義等の決定）

第9条 この協定に定めのない事項については、当該運送事業者が定めた運送約款（標準貨物自動車運送約款を含む。）を準用するほか、疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附則

本協定発効と同時に平成24年7月25日付で締結した大規模災害時における輸送業務に関する協定書、及び昭和56年6月25日付で締結した災害時における自動車輸送の協力に関する協定は、その効力を失う。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年2月3日

甲 静岡市葵区追手町5番1号

静岡市長 田 辺 信 宏

乙 静岡県静岡市駿河区池田126-4

一般社団法人静岡県トラック協会

会 長 佐 野 寛

輸送に関する協定

漁船による緊急輸送活動に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と清水市（以下「乙」という。）と清水市漁業協同組合（以下「丙」という。）とは、地震による災害が発生した場合における漁船による緊急輸送活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、静岡県地震対策推進条例（平成8年3月22日条例第1号）第29条第3項及び第35条の規定に基づき、甲又は乙が、丙に対し、緊急輸送活動への協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、地震による災害が発生し、海上における緊急輸送が最適と判断した場合であって、漁船以外の船舶の確保が困難であると認めるときは、丙に対し、緊急輸送活動への協力を要請することができる。

2 乙は、地震による災害が発生し、海上における緊急輸送が必要であると認めるときは、丙に対し、緊急輸送活動への協力を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 前条の規定による要請は、様式第1号により緊急輸送活動の内容及び期間等を指定して、文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲からの丙に対する要請は、乙を経由して行うものとする。

（緊急輸送活動）

第4条 甲又は乙が、丙に対して協力を要請する緊急輸送活動は、次に掲げる活動とする。

- （1）被災者（滞留者を含む。）の輸送活動
- （2）災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動
- （3）災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材等の輸送活動

（緊急輸送活動の実施）

第5条 丙は、第2条の規定による要請を受けたときは、所属する組合員（准組合員を含む。以下同じ。）のうち漁船を所有する者の協力を得て、当該要請に基づく緊急輸送活動を実施するものとする。

（活動報告）

第6条 丙は、前条の緊急輸送活動を実施したときは、当該活動の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲に対する前項の規定による報告は、乙を経由して行うものとする。

（費用の負担）

第7条 第2条第1項の規定による要請によって実施した緊急輸送活動に要した人件費、燃料費その他の費用は、甲又は甲に緊急輸送の確保を求めた市町村が負担するよう措置する。

2 第2条第2項の規定による要請によって実施した緊急輸送活動に要した人件費、燃料費その他の費用は、乙が負担するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第8条 丙は、緊急輸送活動の終了後、当該活動に要した前条第1項の費用については甲に、前条第2項の費用については乙に請求するものとする。

2 甲又は乙は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第9条 甲は、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により、当該活動に従事した丙の組合員が当該業務のために損害を被った場合には、静岡県地震対策推進条例第34条第1項の規定を適用する。

（損害賠償の負担）

第10条 甲は、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により、当該活動に従事した丙の組合員が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合において、その者の責任に係る損害賠償の額が確定したときは、静岡県地震対策推進条例第34条第2項の規定を適用する。

（協力組合員名簿の提出）

第11条 丙は、所属する組合員のうち、漁船を所有する者であって、この協定に基づく緊急輸送活動に協力できるものの名簿を、毎年1回乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により提出された名簿の写しを甲に提出するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、平成10年7月16日から、その効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙内記名押印の上、各1通を保有する。

平成10年7月16日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延
 (乙) 清水市長 宮城島弘正
 (丙) 清水市島崎町149番地の40
 清水市漁業協同組合代表理事組合長 滝戸輝男

他の協定締結は次のとおり

平成10年9月1日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延
 (乙) 静岡市長 小嶋善吉
 (丙) 静岡市用宗町2丁目18番1号
 静岡市漁業協同組合代表理事組合長 高木幹夫

平成9年12月1日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延
 (乙) 由比町長 青木健
 (丙) 庵原郡由比町今宿字浜1068番地の2
 由比港漁業協同組合代表理事組合長 原剛三

物資調達に関する協定

災害時における食料・物資の供給等に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）は、静岡市内に地震、風水害その他の災害による被害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合又は他の自治体が被災した場合であって、当該自治体から甲が必要な物資（日用品を含む。）、食料品及び飲料品（以下併せて「物資等」という。）の調達又はあっせんを要請された場合（以下これらを「災害時」という。）の物資等の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時において、乙による物資等の供給を必要とするときは、乙に対し、物資等の供給を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、物資発注書（別紙第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに物資発注書を提出するものとする。

（物資等の供給等）

第2条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に物資等を供給するものとする。

2 乙が甲に供給する物資等の範囲は、甲から要請を受けた時点で乙が供給可能なものとする。ただし、乙は、乙の加盟店への商品供給等を理由として甲の要請を拒否し、又は物資の供給日時、種類、数量等を調整して供給することができる。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、第1条第1項の規定による要請を受けたときは、当該要請事項を実施するための措置をとるとともに、当該措置状況を物資可能数量・措置の状況報告書（別紙第2号様式）により、甲に提出するものとする。

（物資等の供給方法等）

第4条 物資等の供給場所及び供給日時は、甲が状況に応じて指定するものとし、当該供給場所までの物資等の運搬は、乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙が指定する者による運搬が困難な場合にあつては、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、前項の規定により指定した供給場所に職員を派遣し、物資等を確認の上引き取るものとする。

3 乙は、物資の供給が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を書面により甲に報告するものとする。

（1）供給日時

（2）供給場所

（3）物資等の種類及び数量

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が甲に物資等を供給するため、車両により当該物資等を運搬する際は、当該車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（経費の負担等）

第6条 乙が供給した物資等の対価及び運搬に係る経費は、甲が負担する。

2 前項に規定する経費の額は、物資等の対価については災害発生前における乙の店舗での販売推奨価格（災害発生前においては供給時の乙の店舗での販売推奨価格とする。）とし、運搬に係る経費については災害発生前における適正価格（災害発生前においては供給時の適正価格とする。）を基準に算定する。

3 甲は、前項の規定により算定した額を乙からの請求後、速やかに乙に対して支払うものとする。（連絡責任者の選定等）

第7条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施体制を確保するため、各自の連絡責任者を選定するものとする。

2 前項の規定により、連絡責任者を選定した場合は、連絡責任者届（別紙第3号様式）により、

相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（その他）

第8条 乙は、乙の加盟店、配送業者その他の関係者に対し、最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるものとする。ただし、フランチャイズ契約等に係る制限から、履行させることが困難な事情がある場合にあつては、この限りでない。

（協議）

第9条 この協定について疑義を生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。

（解除）

第10条 この協定を解除する場合は、甲、乙いずれか一方が解除日1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに、甲、乙いずれからも有効期間満了による終了の意思表示がないときは、この協定は1年間延長されたものとし、以後も同様とする。

（旧協定の廃止）

第12条 平成14年11月29日付けで甲、乙間に締結した災害時における物資の供給に関する協定書は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 28 年 12 月 26 日

甲 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

乙 東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン
代表取締役 玉塚 元一

物資調達に関する協定

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）とイオン株式会社中部カンパニー静岡事業部清水店（以下「乙」という。）は、静岡市内に地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（応急生活物資供給の協力要請）

- 第1条 甲は、災害時において、乙による応急生活物資の供給を必要とするときは、当該供給について、乙に協力を要請することができる。
- 2 前項の規定による手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。
- 3 甲及び乙は、連絡の体制、方法及び手段について、支障をきたさないよう常に点検し、改善に努めるものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

- 第2条 乙は、前条第1項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、取扱商品の優先供給に係る協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資の範囲）

- 第3条 第1条第1項の規定により甲が乙に要請することができる応急生活物資の範囲は、あらかじめ甲・乙協議して定めておくものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲の要請があったときは、前項の規定による応急生活物資以外の物資の供給についても、可能な範囲において協力するものとする。

（応急生活物資の運搬）

- 第4条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとし、甲は、必要に応じ、乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

- 第5条 第2条及び前条の規定により乙が供給した応急生活物資としての商品の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、乙による取扱商品の優先供給及び運搬の終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時の直前における適正価格を基準として、甲・乙協議の上決定するものとする。

（協議）

- 第6条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）

- 第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（雑則）

- 第8条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲・乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲・乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成18年11月7日

甲 静岡市長 小嶋善吉
乙 静岡市清水区上原一丁目6番16号
イオン株式会社中部カンパニー静岡事業部
事業部長 高橋正晴

物資調達に関する協定

災害救助物資の供給等に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他の災害時の救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、静岡市の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給、又は乙以外の者が保有する物資のあっせんを要請することができるものとする。

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、甲は、事後に速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

（協力）

第2条 乙は、甲から前条第1項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達または製造可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがある場合、乙にて物資の調達の可否・日時・個数を決定することを甲は了承する。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第4条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙又は乙があっせんする者が行うものとする。ただし、乙又は乙があっせんする者が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（物資の代金等）

第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

2 物資の代金は、災害発生時の直前における仕入れ価格を基準として、甲と乙又は乙があっせんする者とは協議して決定するものとする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務の範疇を著しく超えると認められる場合は、甲が負担するものとする。

（供給可能数量等の報告）

第7条 乙は、この協定の締結後速やかに、指定物資のうち別に甲が指定する物資の供給可能数量及び災害時の緊急連絡先について、甲に報告するものとする。供給可能数量又は緊急連絡先を変更した場合も、同様とする。

（協議）

第8条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了

日までに、甲、乙双方いずれからも意思表示がないときは更新されたものとし、以後も同様とする。

（解除）

第10条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1カ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年1月17日

甲 静岡県静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

乙 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 上田 準二

物資調達に関する協定

災害時における支援協力に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）とマックスバリュ東海株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（物資協力要請）

第2条 甲は、災害時における応急処置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、現に保有し、又は調達可能な物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次に掲げるもののうち、乙が現に保有し、又は調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 甲が前条各号に掲げる物資の供給を受けようとするときは、品目、数量、納入場所等を明示した文書で、乙の本社総務部に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で申出を行い、事後速やかに文書により要請内容を乙に通知するものとする。

（要請に基づく措置）

第6条 第2条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を物資供給実施状況報告書にて甲に報告するものとする。

（物資の引渡し）

第7条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣して調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。ただし、乙の搬送が困難な場合は、甲、乙協議の上で定めるものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が、供給した物資の価格及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、前項に基づく請求があったときには、乙に対し速やかに代金を支払うものとする。

（物資の価格）

第9条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格とする。

（情報交換及び提供）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じて相互に提供し合うものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定に関して相互部署を定め、連絡責任者を選任した場合及びそれを変更した場合には、相互に通知するものとする。

（協定の期間と効力）

第12条 この協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までとする。

2 有効期間満了の日の前1箇月までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても同様とする。

（協議）

第13条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年4月9日

甲：静岡県静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

乙：静岡県駿東郡長泉町下長窪303-1
マックスバリュ東海株式会社
代表取締役社長 寺嶋 晋

物資調達に関する協定

災害救助に必要な物資の調達に関する協定

静岡市（以下「甲」という。）と株式会社静鉄ストア（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、風水害その他の災害が生じた場合における避難者の生活支援に必要な物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第 1 条 甲は、災害時において、乙による物資の供給を必要とするときは、当該供給について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第 2 条 乙は、甲から前条第 1 項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第 3 条 甲が乙に供給を要請する物資等は、次に掲げるもののうち、乙が保有し、又は調達することが可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第 4 条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定し、乙が運搬するものとし、甲は、その職員により確認の上、これを引き取るものとする。ただし、乙が運搬することが困難である場合は、甲、乙協議して処理する。

（費用の負担）

第 5 条 乙が供給した物資の対価及びその運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する物資の対価は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、第 1 項の規定により負担すべき対価又は費用について請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（情報交換及び提供）

第 6 条 甲及び乙は、この協定の施行が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害に備えるものとする。

（協議）

第 7 条 この協定について疑義を生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の期間と効力）

第 8 条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに、甲、乙いずれからも解除の意思表示がないときは、1 年間延長されたものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。
平成 2 5 年 8 月 2 7 日

甲 静岡市葵区追手町 5 番 1 号
静岡市長 田 辺 信 宏

乙 静岡市葵区古庄二丁目 16 番 6 号
株式会社静鉄ストア
取締役社長 竹 田 昭 男

災害救助に必要な物資の調達に関する協定

静岡市（以下「甲」という。）と株式会社エンチャー（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、風水害その他の災害が生じた場合における避難者の生活支援に必要な物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第 1 条 甲は、災害時において、乙による物資の供給を必要とするときは、当該供給について、乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による協力の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第 2 条 乙は、甲から前条第 1 項の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

（物資の範囲）

第 3 条 甲が乙に供給を要請する物資等は、次に掲げるもののうち、乙が保有し、又は調達することが可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第 4 条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定し、乙が運搬するものとし、甲は、その職員により確認の上、これを引き取るものとする。ただし、乙が運搬することが困難である場合は、甲、乙協議して処理する。

（費用の負担）

第 5 条 乙が供給した物資の対価及びその運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する物資の対価は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、第 1 項の規定により負担すべき対価又は費用について請求があったときは、速やかに支払うものとする。

（情報交換及び提供）

第 6 条 甲及び乙は、この協定の施行が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害に備えるものとする。

（協議）

第 7 条 この協定について疑義を生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の期間と効力）

第 8 条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して 1 年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに、甲、乙いずれからも解除の意思表示がないときは、1 年間延長されたものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。
平成 2 5 年 9 月 3 日

甲 静岡市葵区追手町 5 番 1 号
静岡市長 田 辺 信 宏

乙 富士市中央町二丁目 12 番 12 号
株式会社エンチャー
代表取締役 遠 藤 健 夫

物資調達に関する協定

災害時における物資（福祉用具）の調達及び供給に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、静岡市内に大規模な地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における物資（福祉用具）の調達及び供給に関して、次のとおり協定する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害時において、緊急に物資の確保を図る必要があるときは、乙に対してその保有する物資の供給について協力を要請することができる。

（要請手続）

第2条 甲が乙に要請するときは、次の各号に掲げる事項を明示した文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- （1）要請する物資の名称及びその数量
- （2）物資の輸送場所
- （3）その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から物資の供給要請を受けたときは、優先的に物資を供給するものとする。

（引渡し）

第4条 物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上定めるものとし、当該場所において、甲が物資を確認の上、これを引き取るものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力を実施したときは、次の各号に掲げる事項を明示した文書により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等により甲に報告し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- （1）提供した物資の名称及びその数量
- （2）物資を提供した場所
- （3）その他必要な事項

（物資の価格）

第6条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害の負担）

第7条 この協定に基づく協力の実施に当たり損害が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定める。

（費用の請求）

第8条 乙は、協力を要した費用について、第5条の規定による文書の提出後、甲にこれを請求するものとする。

（費用の支払）

第9条 甲は、前条の規定による請求があったときは、速やかにこれを支払うものとする。

（連絡責任者等）

第10条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、事前に連絡責任者を定め、これを互いに通知しておくものとする。

2 この協定に基づく乙の業務については、社団法人日本福祉用具供給協会東海北陸支部において行うものとする。

（情報交換）

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前1か月までに、甲又は乙から何らかの意思表示のないときは、当該有効

期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。（疑義等の決定）

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じて、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 4月16日

甲 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

乙 東京都港区浜松町二丁目7番15号
一般社団法人日本福祉用具供給協会
理事長 山下 一平

物資調達に関する協定

災害時における量の提供に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会 事務局長 前田敏康（以下「乙」という。）は、静岡市内に地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な量の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が甲に対して行う災害時における量の提供について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、避難所の設営その他の甲が行う災害対応のために、乙による量の提供を必要とするときは、乙に対し、量の提供を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に量を提供するものとする。

2 乙が甲に提供する量は、乙が甲から要請を受けた時点で乙が提供可能なものとする。

3 乙は、甲が指定する引渡場所まで量を運搬するものとし、甲はその運搬に協力するものとする。

4 乙は、前項の規定により量を運搬したときは、甲に対し、その完了について文書により報告するものとする。

5 提供された量は返却を要しないものとし、使用を終えた量の処分は、甲がその負担において行うものとする。この場合においては、第三者への譲渡等の転用を妨げない。

（費用負担）

第4条 量及び量の運搬に係る費用は、乙が負担するものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行うものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲、乙いずれからも解除の意思表示がないときは、この協定は1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（定めのない事項の処理）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項について、甲、乙協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年8月18日

甲 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

乙 静岡市葵区神明町110番地
静岡市市長 田辺 信宏

神戸市兵庫区永沢町3丁目8番8号

乙 「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会
事務局長 前田 敏康

災害時における量の提供に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡県量適格組合連合会 会長 小杉真弘（以下「乙」という。）は、静岡市内に地震、風水害その他の災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急復旧に必要な量の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時に、乙に対し、量の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第2条 前条の規定による要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

（量の運搬等）

第3条 甲は第1条の規定による要請をした場合は、量の集積場所及び運搬経路を指定するものとする。

2 乙は、甲が指定した集積場所まで量の運搬を行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合にあつては、甲、乙協議の上、定めるものとする。

3 甲は、前項の規定により指定した集積場所に職員を派遣し、量を確認の上引取るものとする。

（対価等）

第4条 量の対価及び当該量の運搬等に係る費用（以下これらを「対価等」という。）の負担区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1）甲が設置する避難所に量を設置する場合の量の対価 乙の負担

（2）前号に規定する避難所以外の場所に量を設置する場合の量の対価 甲の負担

（3）量の運搬等に係る費用 甲の負担

2 前項に規定する対価等は、集積場所への運搬終了後、災害発生前における適正な価格（災害発生前の要請にあつては、要請時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（対価等の支払い）

第5条 乙は、前条第1項の規定により甲が負担する対価等について、集積場所への運搬終了後、請求するものとし、甲は当該請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく量の供給等が円滑に行われるよう、必要に応じ相互に情報交換を行い、災害に備えるものとする。

（定めのない事項の処理）

第7条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上、処理するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間の満了の日までに、甲、乙いずれからも解除の意思表示がないときは、この協定は1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。
平成28年12月5日

甲 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

乙 静岡市葵区神明町110番地
静岡県量適格組合連合会
会長 小杉 真弘

物資調達に関する協定

災害時における物資拠点の開設等に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）、静岡市（以下「乙」という。）及び公益財団法人静岡産業振興協会（以下「丙」という。）は、静岡市の区域内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）に、甲及び乙が救援物資その他緊急を要する物資（以下「災害救助用物資等」という。）の荷捌き及び輸送等に係る作業の拠点（以下「物資拠点」という。）として丙の施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が丙の施設を物資拠点として使用するために必要となる事項を定めることにより、災害時における災害救助用物資等の荷捌き及び輸送等に係る作業を円滑に行うことを目的とする。

（開設）

第2条 甲及び乙は、災害時において物資拠点を設置する必要があると認めるときは、丙に対し、次に掲げる施設の使用許可を要請することができる。

施設名	所在地
ツインメッセ静岡	静岡市駿河区曲金三丁目1番10号

2 前項の規定による要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するとき、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

3 丙は、第1項の規定による要請を受けた場合は、甲及び乙に対し災害により生じた施設の被害状況その他必要な情報を報告するとともに、施設の使用について他の使用者に優先して許可するものとする。

（開設期間等）

第3条 物資拠点の開設期間は、原則として30日以内とする。ただし、必要により、甲、乙及び丙協議の上、期間を延長することができるものとする。

2 物資拠点における作業可能時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、災害による被害又は交通事情等の影響により、作業に遅延が発生した場合その他特別の理由がある場合にあつては、時間外においても作業を行うことができるものとする。

（運営）

第4条 甲及び乙は、物資拠点において荷捌き及び輸送等に係る作業を協働で行うものとする。

2 甲及び乙は、物資拠点の運営に当たり、管理責任者となる職員を定め、セキュリティ対策を含め、適切な運営を行うものとする。この場合において、甲及び乙は、定期的に丙に対して現状報告等を行い、丙との情報共有を図るものとする。

3 甲及び乙は、施設管理その他物資拠点の運営に必要な事項について、丙に協力を要請することができるものとする。

（閉鎖）

第5条 甲及び乙は、物資拠点を閉鎖したときは、直ちに使用した施設を原状に回復しなければならない。

（使用料の額）

第6条 甲及び乙が負担する施設の使用料の額は、丙が定める使用料その他の料金を基準として、甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

（使用料の請求）

第7条 丙は、前条に規定する使用料について、各月の使用が完了した後、当該月分として乙に請求するものとする。

（使用料の支払）

第8条 乙は、前条の規定による請求があった場合は、速やかに丙に対し当該請求に係る額を支払うものとする。

2 乙は、前条の規定による支払が完了したときは、甲、乙協議の上、甲が負担すべき使用料に相当する額を決定し、当該額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があった場合は、速やかに乙に対し当該請求に係る額を支払うものとする。

（損害賠償）

第9条 この協定に基づく物資拠点の開設に伴い、災害時において現に丙の許可を受けて施設を使用する者（災害時前からの施設の予約者を含む。）との間に施設の賃借に関する損害賠償その他の問題が生じた場合には、甲、乙及び丙は、協力してその解決に努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成29年3月31日とする。ただし、有効期間の満了の日の1月前までに甲、乙、丙いずれからも意思表示がないときは、この協定は1年間延長されたものとし、以後も同様に扱うものとする。

（定めのない事項等の処理）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙協議の上処理するものとする。

この協定の締結を証するため本書を3通作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年1月6日

甲 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

乙 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

丙 静岡市駿河区曲金三丁目1番10号
公益財団法人静岡産業振興協会
理事長 榑原 達哉

物資調達に関する協定

緊急物資集積所の開設等に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡市物流団地協同組合（以下「乙」という。）は、静岡市の区域内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生することが予想される場合（以下「災害時」という。）に、甲が救援物資その他緊急を要する物資の受入れを行う場所（以下「緊急物資集積所」という。）として乙の施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の施設を緊急物資集積所として使用するに当たり必要な事項を定めることにより、緊急物資の受入れを円滑に行うことを目的とする。

（緊急物資集積所の開設）

第2条 甲は、災害時において緊急物資集積所を設置する必要があると認めるときは、乙に対し、次の施設内の場所の提供を要請することができる。

施設名	所在地
静岡市物流団地	静岡市駿河区宇津ノ谷914番地の6

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話その他の方法により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請があったときは、災害により施設に生じた被害の状況その他必要な情報を甲に報告するとともに、場所の提供を行うものとする。

4 乙は、緊急物資集積所の管理及び運営に関して必要となる施錠管理等の協力を行うものとする。（緊急物資集積所の開設期間等）

第3条 緊急物資集積所の開設期間は、その目的の達成のため必要最小限の範囲で甲、乙協議の上定めるものとする。

2 緊急物資集積所の使用時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、交通事情等の影響により災害救助用物資等の受入れの遅延が発生した場合その他特別の理由があるときは、時間外においても荷役作業を行うことができるものとする。

（緊急物資集積所の運営）

第4条 甲は、緊急物資集積所において災害救助用物資等の受入れ、仕分け、在庫管理、払出しを行うものとする。

2 甲は、緊急物資集積所の運営に当たり、管理責任者となる職員を定め、セキュリティ対策を含め、適切な運営を行うものとする。この場合において、甲は、定期的に乙に対して現状報告を行うなど、乙との情報の共有を図るものとする。

3 甲は、施設管理その他緊急物資集積所の運営に必要な事項について、乙に協力を要請することができるものとする。

（閉鎖）

第5条 甲は、緊急物資集積所を閉鎖するとき、施設を原状回復させた上で乙に引き渡すものとする。

（経費等）

第6条 この協定に基づく乙の施設の使用に関し甲が負担すべき施設の使用料の額は、乙が定める使用料及びその他の料金表を基準として、甲、乙協議の上定めるものとする。

（経費等の請求）

第7条 乙は、緊急物資集積所の閉鎖の後、速やかに前条の規定による使用料を甲に請求するものとする。

（経費の支払）

第8条 甲は、前条の規定による請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から相手方に対し、書面により解除の意思表示をしない限り、期間満了の日から1年

間延長するものとし、以後も同様に扱うものとする。

（雑則）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年3月9日

甲 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

乙 静岡市駿河区宇津ノ谷914番地の6
静岡市物流団地協同組合
代表理事 杉山 節雄

物資調達に関する協定

災害時における資機材のリースに関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会静岡支部（以下「乙」という。）は、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請等）

第1条 甲は、静岡市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材の供給を必要とするときは、乙に対し資機材の提供を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

3 甲は、静岡市外の災害等について、国又は甲以外の地方公共団体（以下「国等」という。）から資機材の供給のあっせんを要請されたときは、乙に対して、当該国等への資機材の提供を依頼することができる。

（協力の内容）

第2条 乙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を供給するものとする。

2 乙は、前項の規定により資機材の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。

（提供資機材）

第3条 乙が甲に提供する資機材は、別表に掲げるもののうち、乙が甲から要請を受けた時点で乙が提供可能なものとする。

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において、災害時に提供可能な資機材の見込数量を報告するものとする。

（資機材の運搬及び引渡し）

第4条 甲は、要請した資機材の引渡場所を指定し、当該引渡場所までの資機材の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、この限りでない。

2 前項の規定による資機材の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。

3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が資機材を運搬し、及び提供する場合には、当該資機材の運搬に使用する車両が緊急車両又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が提供した資機材のレンタル料及び運搬等に係る費用は、甲が負担する。ただし、第1条第3項の規定による甲の依頼を受けて乙が国等に資機材を提供したときは、この限りでない。

2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

3 乙は、前項の規定による第1項の費用の決定後に当該費用を甲に請求するものとする。

（資料の交換及び情報交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料その他甲及び乙が必要と認める資料を随時交換するものとする。

（協定の効力）

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲、乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書による異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後の期間満了についても同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協

議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所持する。

平成25年11月14日

甲 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田 辺 信 宏

乙 静岡市駿河区宮竹一丁目14番14号
一般社団法人 日本建設機械レンタル協会静岡支部
支部長 田 島 潤 一

医療救護に関する協定

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡市（以下「甲」という。）と社団法人静岡市静岡医師会（以下「乙」という。）及び社団法人静岡市清水医師会（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、静岡市地域防災計画に基づき甲が災害時に行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動への協力）

第2条 甲は、風水害、地震、大火災、大爆発及び大事故等による災害が発生したとき又は東海地震注意情報若しくは東海地震警戒宣言が発令され、医療救護活動の準備をする必要があると認めるとき及び医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙及び丙に対し医師、看護師等（以下これらを「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、速やかに医療従事者を甲の指定する災害対策本部及び救護所に派遣するものとする。

3 乙及び丙は、災害が発生したときは、速やかにその被害状況について情報の収集に努めるものとし、その情報により医療救護活動に協力する必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず乙又は丙の判断によりそれぞれ医療従事者を災害対策本部及び救護所に派遣することができる。

4 乙及び丙は、前項の規定により医療従事者を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。

5 乙及び丙は、災害時の医療救護活動を迅速かつ適切に行うため相互に協力する。

（医療救護活動計画の策定及び提出）

第3条 乙及び丙は、この協定の締結後速やかに、医療救護活動への協力に関する具体的な計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙及び丙は、前項に規定する計画を策定するときは、関係団体との密接な連携のもとに行うものとする。

（医療従事者の職務）

第4条 医療従事者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の救護病院への収容指示
- (3) 死体の検案
- (4) 前3号に掲げるもののほか、状況に応じ必要と認められる処置

（医療救護活動のための連絡調整）

第5条 甲は、甲の指定する職員に対し、乙及び丙が派遣する医療従事者の意見を尊重し、医療救護活動のための連絡調整を行わせるものとする。

（医療従事者の輸送等）

第6条 甲は、乙及び丙が派遣する医療従事者の移動及び通信手段の確保その他の乙及び丙の行う医療救護活動への協力の円滑な実施について必要な措置を講ずるものとする。

2 乙及び丙が派遣する医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、甲がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

（実費弁償）

第7条 甲の要請に基づき、乙及び丙が医療救護活動を実施した際に、医療従事者が携行した医薬品等を使用した場合の実費は、甲が負担する。

（損害補償）

第8条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、当該医療救護活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、他の法令に定めるもののほか静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の例により、甲が損害補償を行う。

（細目）

第9条 この協定の細目については、甲が別に定めて乙及び丙に通知する。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1箇月までに、甲、乙、丙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上各自その1通を保管する。

平成19年 3月23日

甲 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 小嶋善吉

乙 静岡市葵区東草深町3番27号
社団法人 静岡市静岡医師会
会長 勝又正孝

丙 静岡市清水区渋川二丁目12番1号
社団法人 静岡市清水医師会
会長 池田米繁

医療救護に関する協定

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡市（以下「甲」という。）と社団法人静岡歯科医師会（以下「乙」という。）及び社団法人清水庵原郡歯科医師会（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、静岡市地域防災計画に基づき甲が災害時に行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動への協力）

第2条 甲は、風水害、地震、大火災、大爆発及び大事故等による災害が発生したとき又は東海地震注意情報若しくは東海地震警戒宣言が発令され、医療救護活動の準備をする必要があると認めるとき及び医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙及び丙に対し歯科医師の派遣を要請するものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、速やかに歯科医師を甲の指定する災害対策本部及び救護所に派遣するものとする。

3 乙及び丙は、災害が発生したときは、速やかにその被害状況について情報の収集に努めるものとし、その情報により医療救護活動に協力する必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず乙又は丙の判断によりそれぞれ歯科医師を災害対策本部及び救護所に派遣することができる。

4 乙及び丙は、前項の規定により歯科医師を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した歯科医師の派遣は、甲の要請に基づく歯科医師の派遣とみなす。

5 乙及び丙は、災害時の医療救護活動を迅速かつ適切に行うため相互に協力する。

（医療救護活動計画の策定及び提出）

第3条 乙及び丙は、この協定の締結後速やかに、医療救護活動への協力に関する具体的な計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙及び丙は、前項に規定する計画を策定するときは、関係団体との密接な連携のもとに行うものとする。

（歯科医師の職務）

第4条 歯科医師の職務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所における傷病者に対する救護活動
- (2) 口腔ケア等の歯科保健活動
- (3) 身元確認のための歯牙鑑定
- (4) 前3号に掲げるもののほか、状況に応じ必要と認められる処置

（医療救護活動のための連絡調整）

第5条 甲は、甲の指定する職員に対し、乙及び丙が派遣する歯科医師の意見を尊重し、医療救護活動のための連絡調整を行わせるものとする。

（歯科医師の輸送等）

第6条 甲は、乙及び丙が派遣する歯科医師の移動及び通信手段の確保その他の乙及び丙の行う医療救護活動への協力の円滑な実施について必要な措置を講ずるものとする。

2 乙及び丙が派遣する歯科医師が使用する医薬品等については、当該歯科医師が携行するもののほか、甲がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

（実費弁償）

第7条 甲の要請に基づき、乙及び丙が医療救護活動を実施した際に、歯科医師が携行した医薬品等を使用した場合の実費は、甲が負担する。

（損害補償）

第8条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、当該医療救護活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、他の法令に定めるもののほか静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の例により、甲が損害補償を行う。

（細目）

第9条 この協定の細目については、甲が別に定めて乙及び丙に通知する。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1箇月までに、甲、乙、丙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上各自その1通を保管する。

平成19年 3月23日

甲 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 小嶋善吉

乙 静岡市駿河区曲金三丁目3番15号
社団法人 静岡歯科医師会
会長 中野健一郎

丙 静岡市清水区渋川二丁目12番1号
社団法人 清水庵原郡歯科医師会
会長 河村孝憲

医療救護に関する協定

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡市（以下「甲」という。）と社団法人静岡市薬剤師会（以下「乙」という。）及び清水薬剤師会（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、静岡市地域防災計画に基づき甲が災害時に行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に対する乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動への協力）

第2条 甲は、風水害、地震、大火災、大爆発及び大事故等による災害が発生したとき又は東海地震注意情報若しくは東海地震警戒宣言が発令され、医療救護活動の準備をする必要があると認めるとき及び医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙及び丙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙及び丙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、速やかに薬剤師を甲の指定する災害対策本部、救護所及び救援医薬品等集配センター（以下「災害対策本部等」という。）に派遣するものとする。

3 乙及び丙は、災害が発生したときは、速やかにその被害状況について情報の収集に努めるものとし、その情報により医療救護活動に協力する必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず乙又は丙の判断によりそれぞれ薬剤師を災害対策本部等に派遣することができる。

4 乙及び丙は、前項の規定により薬剤師を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した薬剤師の派遣は、甲の要請に基づく薬剤師の派遣とみなす。

5 乙及び丙は、災害時の医療救護活動を迅速かつ適切に行うため相互に協力する。

（医療救護活動計画の策定及び提出）

第3条 乙及び丙は、この協定の締結後速やかに、医療救護活動への協力に関する具体的な計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙及び丙は、前項に規定する計画を策定するときは、関係団体との密接な連携のもとに行うものとする。

（薬剤師の職務）

第4条 薬剤師の職務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 災害対策本部等における医薬品の仕分け、管理

（医療救護活動のための連絡調整）

第5条 甲は、甲の指定する職員に対し、乙及び丙が派遣する薬剤師の意見を尊重し、医療救護活動のための連絡調整を行わせるものとする。

（医薬品等の供給）

第6条 乙及び丙が派遣する薬剤師は、甲が準備した医薬品等により医療救護活動を行うほか、甲の要請により乙及び丙の医薬品等を供給するものとする。

（実費弁償）

第7条 前条の規定により、乙及び丙が派遣する薬剤師が供給した乙又は丙の医薬品等の実費は、甲が負担する。

（損害補償）

第8条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、当該医療救護活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、他の法令に定めるもののほか静岡市消防団員等公務災害補償条例（平成15年静岡市条例第289号）の例により、甲が損害補償を行う。

（細目）

第9条 この協定の細目については、甲が別に定めて乙及び丙に通知する。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1箇月までに、甲、乙、丙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙、丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上各自その1通を保管する。

平成19年 3月23日

甲 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 小嶋善吉

乙 静岡市駿河区小黒一丁目4番4号
社団法人 静岡市薬剤師会
会長 石川幸伸

丙 静岡市清水区沢川二丁目12番1号
清水薬剤師会
会長 小鷹和美

ライフラインに関する協定

災害時における応急対策活動に関する協力協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡市水道局指定工事店協同組合（以下「乙」という。）は、静岡市に大規模な地震、風水害その他の災害（以下「大規模災害時」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命と財産を守り、市民生活の安定を図るため、静岡市地域防災計画に基づき、相互に協力して災害応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、大規模災害等の発生に際して甲のみで災害応急対策活動が実施できないと認めるときは、乙に対し、水道及び下水道施設の復旧、又、公共施設ならびに避難施設等への仮設給排水設備設置など、災害の状況に応じた応急対策活動（以下「応急活動」という。）の実施について、協力を要請することができるものとする。

（協力）

第2条 乙は、甲から応急活動の実施について協力要請があったときは、資機材、車両及び労力の提供その他の可能な限りの協力を行うものとする。

（活動要請手続）

第3条 甲は、乙に対し応急活動を要請するときには、応急活動協力要請書（第1号様式）により、災害の状況、応急活動日時、応急活動場所、応急活動内容等を指示して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後に当該要請書を提出するものとする。

（活動の実施）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応急活動の要請を受けたときは、直ちに指定場所に出動し、甲の職員の指示に基づき、応急活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い、自らの判断により応急活動を開始するものとする。

（活動報告）

第5条 乙は、応急活動が終了したときは、速やかに甲に対し応急活動実施報告書（第2号様式）により、応急活動日時、応急活動内容、使用資機材、応急活動に当たった組合員名及びその現場責任者、その他必要事項について、報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が応急活動に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払方法）

第7条 甲は、第5条の報告書の内容を確認し、適正と認めるときは、乙の請求により、前条の費用を支払うものとする。

（損害賠償）

第8条 甲又は乙は、応急活動に際し、それぞれその責めに期する理由によりこの協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責めを負うものとする。

（報告）

第9条 乙は、毎年4月1日現在の組合員名簿及び災害時に協力できる資機材、車両及び人員等を甲に報告するものとする。

（協力事業者の表示）

第10条 乙は、甲の承諾を得て、乙の事業所及び乙の組合員の事業所に「静岡市災害活動協力事業者」の表示を掲示することができる。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第12条 この協定は、平成13年1月31日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成13年1月13日

（甲） 静岡市長 小嶋善吉

（乙） 静岡市千代田五丁目13番12号
静岡市水道局指定工事店協同組合 理事長 橋本将

ライフラインに関する協定

災害時における応急対策活動に関する協力協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡市電気設備協定会（以下「乙」という。）とは、静岡市に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命と財産を守り市民生活の安定を図るため、静岡市地域防災計画に基づき、相互に協力して災害応急対策活動を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（自主的救出活動等）

第1条 乙は、「自らの地域は、自らで守る。」の精神に基づき、自主防災組織と協力し、地域の救出・救護活動に当たり、甲は乙の実施する救出・救護活動に際し、情報及び資機材の提供等可能な限りの協力を行うものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害等に際して甲のみで災害応急対策活動が実施できないと認めるときは、乙に対し、市公共建築物の初期電気復旧活動等災害の状況に応じた災害応急対策活動（以下「応急活動」という。）の実施について、協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から応急活動の実施について協力要請があったときは、乙の会員のあっせん、車両、資機材及び労力の提供その他の可能な限りの協力を行うものとする。

（要請の手続）

第3条 前条第1項の規定による要請は、静岡市災害対策本部長が行うものとする。ただし、災害時の状況により必要があるときは、静岡市災害対策本部の部長又は支部長が行うことができる。

2 前条第1項の規定による要請は、次に掲げる事項を口頭、電話等で連絡することにより行うものとし、事後、甲は、別に定める様式の文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請者
- (2) 要請日時
- (3) 要請場所
- (4) 要請内容
- (5) 資機材その他必要事項

（応急活動の実施）

第4条 乙の会員は、前条の規定に基づき応急活動の実施について要請を受けたときは、直ちに要請場所に出動し、甲の職員の指示に基づき、応急活動を実施するものとする。ただし、指定場所に甲の職員が派遣されていない場合は、要請事項に従い、自らの判断により応急活動を開始するものとする。

（報告）

第5条 乙の会員は、応急活動が終了したときは、次に掲げる事項を口頭、電話等で甲に連絡し、事後、別に定める様式の報告書を提出するものとする。

- (1) 現場責任者
- (2) 活動日時
- (3) 活動場所
- (4) 活動内容
- (5) 資機材その他必要事項

（費用の負担）

第6条 この協定により乙の会員が応急活動に要した費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とする。

（費用の支払）

第7条 甲は、第5条の報告書の内容を確認し、適正と認めるときは、乙の会員の請求により、前条の費用を支払うものとする。

（損害賠償）

第8条 甲又は乙は、業務に際し、その責めに期する理由により乙の会員又は第三者に損害を与えたときは、相手方に対し速やかにその状況を報告し、その賠償の責めを負うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定の実施に当たり連絡調整及び指示を行う連絡責任者は、甲にあっては静岡市災害対策本部・総括部総括班（総務部防災課長）、乙にあっては会長とする。

（協力する車両等の報告）

第10条 乙は、毎年4月1日現在の会員名簿及び災害時に協力できる車両、資機材、人員等を甲に報告するものとする。

（協力事業者の表示）

第11条 甲は、乙の会員の承諾を得て、各会員の事業所に「静岡市災害活動協力事業者」の表示マークを掲示することができる。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第13条 この協定は、平成10年1月8日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知するまで、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成10年1月8日

(甲) 静岡市長 小嶋善吉

(乙) 静岡市馬場町13番地
静岡市電気設備協定会 会長 長谷川吉晴

相談に関する協定

平成27年4月21日

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、甲の市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合（以下「災害時」という。）における行政書士による支援に関し、次のとおり協定を締結する。

甲 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

乙 静岡市葵区駿府町2番113号
静岡県行政書士会
会長 岸本 敏和

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、災害時において、乙が、被災者に対して行う行政書士業務に関する支援について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、行政書士業務に係る被災者法律相談の必要性が生じたときは、乙に対して行政書士の支援を要請するものとする。

2 乙は、甲から支援要請を受けた場合は、速やかに行政書士を派遣するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、派遣された行政書士が行う業務は、次に掲げるものとする。

- （1）行政書士法（昭和26年法律第4号）に定める業務
- （2）前号に掲げるもののほか、甲が必要であると認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条に規定する甲の要請は、災害時支援協力要請書（別記様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書を提出するいとまがないときは電話等の通信手段又は口頭により要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第5条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、第2条の規定による甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、行政書士業務に支障を来さないよう、平時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、第1項の体制の確保について、乙のみで対応できないときは、甲、乙協議の上、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第6条 第3条に規定する行政書士業務で必要となる人件費及び物件費その他全ての経費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第7条 第2条の規定による甲の要請に基づく行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（損害の補償）

第8条 甲の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自1通を保管する。

相談に関する協定

災害時における被災者支援のための司法書士業務に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡県司法書士会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、甲が、同法第23条の2の規定に基づき静岡市地域防災計画の定めるところにより静岡市災害対策本部を設置した場合（以下「災害時」という。）における司法書士業務の遂行に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、災害時において、乙が、被災者に対して行う司法書士業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、司法書士業務にかかる被災者法律相談の必要性が生じたときは、乙に対して司法書士業務の遂行の協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から支援要請を受けた場合は、速やかに相談担当司法書士（以下「相談員」という。）の派遣計画を策定し甲に報告する。

3 乙は、前項に規定する派遣計画に基づき、甲が指定する相談窓口相談員を派遣するものとする。

（司法書士業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、相談員が行う司法書士業務は、次に掲げる業務とする。

（1）相続に関する相談

（2）不動産登記及び商業・法人登記に関する相談

（3）不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談

（4）成年後見制度に関する相談

（5）その他司法書士法（昭和25年法律第197号）に定める業務に関する相談

（要請の手続等）

第4条 第2条に規定する甲の要請は、災害時支援協力要請書（別記様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を送付するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第5条 乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、第2条の規定による甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、司法書士業務に支障を来さないよう、平時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、第1項の体制の確保について、乙のみで対応できないときは、甲、乙協議の上、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）

第6条 第3条に規定する司法書士業務で必要となる人件費及び物件費その他全ての経費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第7条 第2条の規定による甲の要請に基づく司法書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（損害の補償）

第8条 第3条に規定する司法書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定を延長するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自1通ずつを所持する。

平成27年4月21日

（甲） 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

（乙） 静岡市駿河区稲川1丁目1番1号
静岡県司法書士会
会長 西川 浩之

相談に関する協定

災害時相談業務等に関する静岡市と静岡県弁護士会との協定書

静岡市（以下「甲」という。）と静岡県弁護士会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、甲が、同法第23条の2の規定に基づき静岡市地域防災計画の定めるところにより静岡市災害対策本部を設置した場合（以下「災害時」という。）において、乙が実施する被災者法律相談、被災者への支援情報等の提供その他の被災者支援活動（以下「被災者支援活動」という。）の事前準備及び取扱い等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲及び乙は、災害時において、乙が、被災者支援活動を円滑、迅速かつ効果的に実施するため、本協定を定める。

（被災者支援活動従事者の派遣）

第2条 乙は、甲から被災者支援活動の要請を受けた場合、速やかに乙及び他弁護士会所属弁護士の中から被災者支援活動の担当者を選出し、実施する。

（実施期間）

第3条 被災者支援活動の実施期間は、甲乙協議して定める。

（被災者支援活動実施の連絡及び広報）

第4条 乙が被災者支援活動の実施を決定した場合、乙は、甲に対し、その開催場所及び開催日時を速やかに連絡するとともに、甲は、可能な限りで、その広報に協力する。

（被災者支援活動担当者の業務）

第5条 被災者支援活動の担当者は、乙が定める災害マニュアル等に基づき、被災者支援活動を実施する。

2 乙は、甲に対し、被災により発生する法的問題についての解決支援に資する目的のため、前項の被災者支援活動の実施状況を定期的に報告する。

（事前協議）

第6条 甲及び乙は、災害時において実施する被災者支援活動に関し、平時において、必要に応じて、継続的に協議を行う。

（事前準備の確認）

第7条 甲及び乙は、甲乙の協議により、被災者支援のための次に掲げる取組が実現していること及び当該取組を継続していくことを、相互に確認する。

- （1）被災者に対する支援情報その他の有益情報をまとめた災害時Q&A集（静岡県弁護士会ニュース）の静岡市版（以下「災害時Q&A集」という。）が完成していること。
- （2）災害時Q&A集が、甲及び乙のウェブサイトに掲載されていること。
- （3）災害時Q&A集が、甲の地区支部（静岡市災害対策本部区本部運営要綱（平成16年4月1日施行）第6条に規定する地区支部をいう。）に平時から常備され、避難所開設時に速やかに避難所等に掲示される体制を構築していること。
- （4）甲において弁護士派遣要請書を常備し、発災後速やかに乙が弁護士を派遣する体制を構築していること。
- （5）甲及び乙が定期的に弁護士派遣要請等の訓練を実施していること。
- （6）その他被災者支援活動に関すること。

（災害時Q&A集の活用）

第8条 甲及び乙は、被災者に対し災害時に必要な情報を効果的に提供するため、災害時Q&A集の活用並びに市民及び甲の職員への周知について、相互に協力する。

に差し替えるものとする。

（有効期間）

第9条 本協定は、平成29年3月29日から効力を有する。

2 本協定の有効期間は、協定の効力発生の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申出がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間本協定を延長するものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して解決するものとする。（旧協定の廃止）

第11条 平成25年3月25日付け甲乙間で締結した「災害時相談業務等に関する静岡市と静岡県弁護士会との協定書」は廃止する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月29日

甲 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市長 田辺 信宏

乙 静岡市葵区追手町10番80号
静岡県弁護士会 会長 洞江 秀

2 乙は、災害時Q&A集を改訂した場合には、速やかに甲に通知し、及び交付するものとし、甲は適宜改訂版



※ 本書面の情報は令和5年4月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります

1 被災者の方への支援

■ 当面の生活費をどうにかしたい

一定の要件を満たせば、生活福祉資金の貸付（緊急小口資金など）が受けられる可能性があります。

詳しくは静岡市社会福祉協議会の地域福祉推進センターまで。

葵区 054-249-3183

駿河区 054-280-6150

清水区 054-371-0291

■ 生活保護について

避難所等の避難先での申請も可能です。また、義援金や給付金等は収入認定されないのが原則です（自立更生計画書が必要になる場合があります）。

■ 公共料金はどうか

電気・ガス・水道・下水道・固定電話・携帯電話等について、料金支払期限の延伸や免除等が受けられる場合があります。それぞれの契約先に確認する必要があります。

■ 年金や健康保険料の支払はどうか

東日本大震災では、健康保険・厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当にかかる拠出金については、納付の期限が延長されました。加入している医療保険へ問合せください。なお、国民健康保険に加入している方の問合せ先は下記のとおりとなります。国民年金についても、支払が困難な場合は相談してください。

（国民健康保険の窓口）

葵区 保険年金課 054-221-1070

駿河区 保険年金課 054-287-8621

清水区 保険年金課 054-354-2141

（国民年金の窓口）

静岡年金事務所 054-203-3707（代表）

清水年金事務所 054-353-2233（代表）

■ 住宅などのローンを支払えない／新たなローンとの二重ローンが心配

災害救助法の適用を受けた自然災害の影響で、住宅ローン、事業ローン、自動車ローン、教育ローンなどの支払が困難になった人（法人は不可）は、被災ローン減免制度（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）の利用を検討してください。自己破産と異なり、現預金500万円、各種支援金、甲慰金などを手元に残した上で、残ったローンの免除を受けられる可能性があります。また、既存のローンの免除を受けての新たな住宅ローンによる住宅再建にもつながります。なお、制度を利用しても、ブラックリストには載らず、原則として連帯保証人にも請求がいきません。詳しくは弁護士会にお問い合わせください。

■ 税金の支払はどうか

納付の期限が延長されたり、減免措置等が受けられる可能性があります。

所得税・消費税・法人税等の国税については、各税務署に確認を。

静岡税務署 054-252-8111

清水税務署 054-355-2360

法人県民・事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割等の県税については、県の最寄りの財務事務所に確認を。

静岡財務事務所 054-286-9112

藤枝財務事務所 054-644-9116

市民税・固定資産税・軽自動車税種別割などの市税については、各担当課又は清水市税事務所に確認を。

市民税 市民税課 054-221-1041・1542

清水市税事務所 054-354-2072

固定資産税 固定資産税課 054-221-1046・1047

054-221-1546・1547

清水市税事務所 054-354-2080・2083

軽自動車税 市民税課 054-221-1218

種別割

3 保険・共済の問題

■ 地震による免責条項があるから、生命保険金は出ないか

東日本大震災や熊本地震の際でも、生命保険各社は地震による免責条項を適用しないことを決めました。そのため、保険金の支払いについて、お入りになっている保険会社に連絡をしてみてください。どこの保険会社と契約しているかわからないときは、以下に問い合わせしてみてください。

（社）生命保険協会 静岡地方事務室 054-253-5712

■ 地震・津波で自動車が壊れてしまった

車両保険は、原則として、地震・噴火・（地震、噴火が原因の）津波による災害による損害は補償対象外とされています。地震・噴火・津波危険（車両損害）担保特約があれば、地震による損害も補償されるので、保険会社に確認してみましょう。

■ 火災保険（共済）だけで地震保険（共済）に入っていないから、保険金（共済金）はもらえないか

保険金（共済金）は支払われませんが、保険（共済）によっては、火災保険（共済）に入っているだけで見舞金などが出る場合があります。一度、お入りになっている保険会社に、共済に確認してみるべきです。

なお、どこの保険会社と契約しているかわからないときは、以下に問い合わせしてみてください。

・災害救助法が適用された地域の方は、

「自然災害損保契約照会センター」 0120-501-331

・上記以外の地域の方は各損害保険会社の窓口へ

4 紛失物の問題

■ 本人確認できる証明書（免許証、旅券、マイナンバーカード、保険証など）がなくなりました。住民票はとれるか、免許証は再びもらえるか

住民票は、市町で本人確認がとれれば交付を受けることができます。

まずは各区の戸籍住民課へ。

葵区 戸籍住民課 054-221-1061

駿河区 戸籍住民課 054-287-8611

清水区 戸籍住民課 054-354-2126

運転免許証は、静岡県警察中部運転免許センター（054-272-222

1）や、住所地を管轄する各警察署で再発行手続きをしてください。

また、保険証が手元になくても、保険診療は受けられます。

■ 権利証の紛失など

不動産の権利証を紛失しても権利を失うことはありませんのでご安心を。

■ クレジットカードがなくなりました

各クレジット会社に紛失の連絡をし、新たなカードの発行を求めてください。

■ 銀行の通帳などがなくなってしまって、お金がおろせない。再発行してくれるのか

銀行の通帳、証書、カードなどについては、多くの銀行等で無料で再発行してくれます。各銀行の窓口にお問い合わせください。通帳を紛失しても権利を失うことはありません。

身分証明書があれば持参し、ないときはそのことも併せて相談してください。

■ 自動車がなくなりました（使えなくなりました）ので、登録を抹消したい

管轄の運輸支局（軽自動車は軽自動車検査協会）に確認を。

■ 実印や印鑑登録証がなくなりました

実印をなくされた場合は、印鑑登録証の廃止手続きを行ってください。印鑑登録証をなくされた場合は、印鑑証明書の交付申請ができませんので、印鑑登録証の亡失手続きを行ってください。その上でどちらの場合も、印鑑証明書が必要な場合は、改めて実印を登録してください。登録には、ご本人確認できる官公署発行の証明書（運転免許証、旅券、マイナンバーカードなど）が必要です。手続は各区の戸籍住民課（連絡先は左記参照）に確認してください。

5 その他

■ 免許証の有効期間が迫っている

東日本大震災では、運転免許証の有効期間が特別に一定期間延期されています。

■ 会社を経営していたが、この地震・津波でやっていけなくなった

日本政策金融公庫の融資制度、中小企業庁のセーフティネット保証制度、県の融資制度など、いろいろな融資制度やなりわい再建支援補助金（中小企業特定施設等災害復旧費補助金）などの補助金が受けられる可能性があります。金融機関や商工会議所などに相談してみましょう。

静岡商工会議所静岡事務所 054-253-5111

静岡商工会議所清水事務所 054-353-3401



※ 本書面の情報は令和5年4月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります
このニュースは大規模な自然災害を前提としており、災害の種類・規模により使えない制度もありますのでご注意ください

1 ご家族を亡くされた方への支援

● 災害弔慰金(災害弔慰金法)

大規模な自然災害により、主として生計を維持していた方が亡くなった場合500万円、その他の場合250万円を、ご遺族に支給する制度です。支給の順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。もっとも、①～⑤の方がおらず、かつ亡くなった方と死亡時に同居あるいは生計を同じくしていた兄弟姉妹がいれば、その兄弟姉妹も弔慰金を受け取ることができます。制度の問合せ先は、静岡市・市民自治推進課(054-221-1265)です。

● 災害援護資金貸付(災害弔慰金法)

大規模な自然災害で、負傷または住居・家財に被害を受けた方のうち、所得金額が一定の範囲内の方は、災害援護資金の貸付が受けられます(最大350万円)。制度の問合せ先は、静岡市・市民自治推進課(054-221-1265)です。

● 労災保険

震災が起きた際に工作中だった、あるいは通勤中だった方で、被害に遭われた方は、労災保険制度により給付が得られる場合があります。静岡労働基準監督署(054-252-8108)、静岡労働局(054-254-6369)が窓口になります。

● 亡くなった方が、住宅ローンの支払途中だった

ほとんどの金融機関で、住宅ローンを組むときに、「団体信用生命保険」という保険への加入が一般化されています。住宅ローンの支払の途中で亡くなった場合には、この団体信用生命保険により、住宅ローンがなくなることがあります。住宅ローンの契約先に確認してみてください。

2 その他の色々な支援制度

● 災害障害見舞金(災害弔慰金法)

大規模な自然災害により、重い障害を受けた場合、生計を維持していた方には250万円、それ以外の方には125万円を支給する制度です。重い障害とは、両眼が失明した、神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する、両腕をひじ関節以上で失った、両腕の用を全廃した、両脚をひざ関節以上で失った、両脚の用を全廃した、等の場合を言います。制度の問合せ先は静岡市・市民自治推進課(054-221-1265)です。

● 災害救助法に基づく救助

避難所や応急仮設住宅の供与、食事の提供のほか、被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与、被災した住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬というような支援が定められています。例えば、学用品の給与は、災害で学用品を失った児童・生徒に対して、教科書、教材、文房具、通学用品を支給します。応急修理制度(半壊以上70.6万円以内・準半壊34.3万円以内/令和5年4月基準)を利用すると、応急仮設住宅や公費解体制度の利用ができなくなる可能性があるので注意して下さい。制度の問合せ先は、県、静岡市・市民自治推進課(054-221-1265)です。

● 義援金

被害の内容、程度、自治体により時期、金額は異なります。

● 自治体の宅地復旧補助金

被災したのり面、擁壁、地盤復旧に自治体独自の補助制度が設けられる例もあります(熊本市では熊本地震のときに工事費の約3分2を補助)。

● 公費解体と修理について

自然災害で全壊した家屋等の解体・撤去は、公費により行われる場合があります。また、東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨などの特定非常災害の場合等には、この公費解体の対象が半壊以上に拡大されることがあります。ただし、修理で再建可能な家屋の解体判断は慎重に。修理のために、被災度区分判定(日本建築防災協会・有料)の利用も検討してください。

● 被災者生活再建支援制度

大規模な自然災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯(賃借人も対象です)に対して、被災者生活再建支援法に基づき、支援金を支給する制度です。二つの支援金が支給されます(震災当時、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になります。)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊・半壊住宅等の解体・長期避難	大規模半壊	中規模半壊
支給額	100万円	50万円	なし

② 住宅の再建方法に応じて①に加算して支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 賃借は、公営住宅を借りた場合は除く

※ 中規模半壊の世帯には、加算支援金のみ、表記載の金額の各2分の1の金額を支給

例えば、住宅を全壊で失った方には、基礎支援金として100万円が支給され、その方が、新たに家を建てる場合には、加算支援金として200万円が支給されることになります。一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設する場合の加算支援金は、まず賃借により50万円が支給され、その後、建設により150万円、合計で200万円が支給されます。制度の問合せ先は静岡市・市民自治推進課(054-221-1265)です。

3 義援金、災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金の差押禁止について

義援金、災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金として支給された金銭は、差押禁止財産とされています。例えば破産手続においては、これらの金銭を債権者への支払に充てることをせずに、手元に残すことができるようになります。なお、そのためには、手元の金銭が、義援金、災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金であることが分かなければなりません。そこで、可能であれば、借金等をしていない金融機関に、日常使用している口座とは別の口座を作り、これらの金銭だけで管理をしておくようにしてください。差押禁止の意味等についてお聞きになりたい方は、遠慮なく、弁護士相談をご利用ください。

4 労働関係に関する支援

● 雇用調整助成金制度(事業者の方への支援)

休業等を実施することにより、労働者の雇用の維持を図った事業主に休業手当等の一部を助成する制度です。景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合は、雇用調整助成金が利用できる可能性があります。助成金を受給するには、事前に休業等実施計画届けを提出する等の支給要件を満たす必要があります。お近くの公共職業安定所(ハローワーク)及び静岡労働局にご相談ください。
ハローワーク静岡 054-238-8609
ハローワーク清水 054-351-8609

● 雇用保険の失業等給付制度による支援(お勤めの方への支援)

労働者の方が失業して、給料を得ることができなくなった場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給する制度です。お近くの公共職業安定所(ハローワーク)が窓口です。なお、東日本大震災では、①事業所が災害を受けたことで休止・廃止したため、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方は、実際に離職していなくても、失業手当を受給することができたり、②同様に、事業所が災害を受けたことで休止・廃止したため、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後に再雇用されることが予定されていても、失業等給付を受給することができるなどの特例措置が取られています。

5 ご家族が行方不明の場合

● 死亡認定制度

津波等の災害が去った際、状況から、亡くなっている可能性が極めて高い場合に、官公署の認定により、死亡を推定する制度です。警察等が死亡の報告をすることで、戸籍上、死亡したものとすることができます。

● 失踪宣告制度

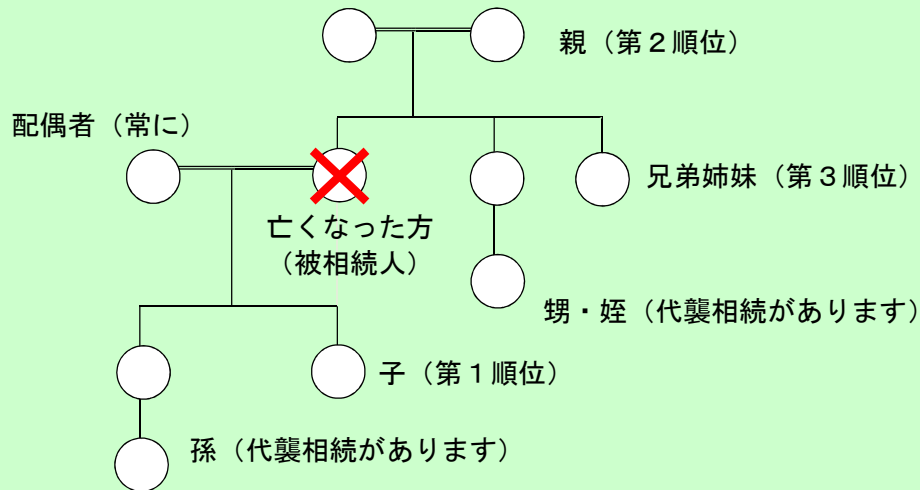
津波等の危難が去った後、1年間生死不明である場合に、裁判所の決定により、死亡したものとみなす制度です。これにより、死亡に基づく支給が発生し、相続が開始します。仮に、実際には生きていたという場合には、失踪宣告を取り消す手続をとる必要があります。



※ 本書面の情報は令和5年4月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります

ご家族が亡くなると、自動的に相続が開始します。相続問題について、よくあるご相談をまとめました。

Q1 誰が相続するの？



亡くなった方を「^{ひそぞくにん}被相続人」、相続する方を「相続人」と言います。配偶者（夫・妻）がいれば、配偶者は必ず相続人になります。子がいれば子が、子がなければ親が、親もいなければ兄弟姉妹が、配偶者とともに相続人になります。子同士、親同士、兄弟姉妹同士は同順位となります。相続発生前に、子が亡くなっても、子に子（孫）がいれば、孫が子に代わって相続します（代襲相続）。子が亡くなっていて、孫やひ孫・・・（どこまでも繰り下がります）がない場合に、親が相続人になります。兄弟姉妹の中で、被相続人より先に亡くなっている方がいて、その方に子がいれば、その子も代襲相続をしますが、兄弟姉妹の場合は、代襲するのは子（甥・姪）までです。

Q2 どんな割合で相続するの？

配偶者はいるが、子どもも親も兄弟姉妹もない → 配偶者が全部
配偶者と子 → 配偶者が1/2・子どもが1/2
(子が2人なら、1/4ずつ)
配偶者と親 → 配偶者が2/3、親が1/3
(両親ともいれば、1/6ずつ)
配偶者と兄弟姉妹 → 配偶者が3/4、兄弟姉妹が1/4
(兄弟が3人いれば、1/12ずつ)

Q3 借金が残っているけど、それも相続するの？

相続する場合は、現金、預貯金や土地などの財産・権利も、借金などの負債・義務も、どちらも相続することになります。

Q4 必ず、相続はしなければいけないの？

相続人は、相続について、次の三つから選ぶことができます。
1 単純承認 相続人が、被相続人の権利や義務をすべて受け継ぐ
2 相続放棄 相続人が、被相続人の権利も義務も一切受け継がない
3 限定承認 相続人が、相続によって得た財産・権利の限度で被相続人の負債・義務を受け継ぐ

Q5 いつまでに、3つから選べばいいの？

相続人は、自分のために相続の開始があったことを知ったとき（Q8参照）から、3ヶ月の熟慮期間内に、単純承認、限定承認又は相続放棄をしなければなりません。

Q6 3ヶ月以内に何もしないとどうなるの？

3ヶ月以内に、相続放棄も、限定承認もしない場合、原則として単純承認したものとされますが、3ヶ月を過ぎてもあきらめずに弁護士会にご相談ください。

Q7 気をつけることがありますか？

財産の一部を使ったり、相続の対象となる負債を支払うと、単純承認をしたことになる可能性があります。放棄や承認を決める前に、相続財産を使用したり、債務を支払ったりしないように気をつけてください。例外がありますので、弁護士会にご相談ください。

Q8 「自分のために相続の開始があったことを知ったとき」とはいつのこと？

原則として、被相続人が死亡したことを知り、自分が相続人であることを知ったときです。しかし、財産や負債は何もないと思っていたのに、後に負債があることを知ったときは、そのときに「相続の開始があったことを知ったとき」とされる可能性があります。弁護士会等にご相談ください。

Q9 3ヶ月以内に決められないときはどうしたらいいの？

大規模災害では、ご家族が亡くなったことは分かっていても、財産のすべてを把握することができなかつたり、ある程度把握はできていても、相続するのか、放棄するのかを決められないということが十分に考えられます。その場合、3ヶ月の熟慮期間を伸ばすことができます。

Q10 3ヶ月の熟慮期間を伸ばすにはどうしたらいいの？

相続が開始したことを知ったときから3ヶ月以内に、家庭裁判所に対して、熟慮期間の伸長の申立をしなければなりません。

Q11 期間伸長の申立には、いくらかかるの？ どんな書類が必要なの？

800円分の収入印紙、84円切手3枚と10円切手3枚がかかります。裁判所によって異なる場合がありますので確認してください。被相続人の住民票除票又は戸籍附票、除籍謄本、改正原戸籍謄本、申立をする相続人の戸籍謄本が必要です。申し立てる方によって、ほかに書類が必要になる場合があります。書類が集まらない場合、とりあえず申立をして、後で書類を追加することもできます。裁判所にご相談ください。

Q12 熟慮期間の延長、相続放棄、限定承認は、どこに申立をすればいいの？

被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所です（郵送も可）。

<最後の住所地が静岡市の方> → 静岡家庭裁判所
054-273-8768

<それ以外>

沼津・三島・御殿場・裾野の各市・ → 静岡家庭裁判所沼津支部
駿東郡・伊豆市・伊豆の国市・函南町の方 055-931-6044

富士市・富士宮市の方 → 静岡家庭裁判所富士支部
0545-52-0386

下田市・賀茂郡の方 → 静岡家庭裁判所下田支部
0558-22-0161

浜松・磐田・袋井・湖西の各市の方 → 静岡家庭裁判所浜松支部
053-453-7158

掛川・御前崎（御前崎、白羽及び港を除く）
・菊川の各市・周智郡（森町）の方 → 静岡家庭裁判所掛川支部
0537-22-3036

熱海市・伊東市の方 → 静岡家庭裁判所熱海出張所
0557-81-2989

島田・焼津・藤枝・牧之原・御前崎
（御前崎、白羽、港）の各市・ → 静岡家庭裁判所島田出張所
榛原郡（吉田町・川根本町）の方 0547-37-1630

Q13 どのくらい熟慮期間を伸ばせるの？

どのくらいの期間伸ばすかは、裁判所が裁量で決めます。場合によっては、半年、1年、それ以上の期間伸長が認められる場合もあります。

Q14 期間伸長後、注意することは何ですか？

期間の伸長が認められた場合には、その期間内に、放棄、単純承認、限定承認のいずれかを決めなければなりません。その期間内に決められないときは、再度、期間を伸長する申立をしてください。忘れると、相続放棄が認められなくなってしまいます。

災害救助法の適用

〈参照〉災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)、静岡県災害救助施行細則

1 適用手続

災害救助法による救助は知事が行い(法定受託事務)、市長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うことができる。

県は救助の実施に関する事務の一部を市が処理することとする場合には、その事務の内容及び期間を市に通知し、この場合に市は当該事務を実施しなければならない(救助の委任をしない事項についても、災害が突発し、知事の通知を待ついとまがない場合には市長が救助を開始し、事後、速やかに知事に情報提供するとともに、補助として実施する)。

2 適用基準

災害救助法の適用基準は、法施行令第 1 条に定めるところによるが、静岡市内における適用基準は次のとおりである。

(1) 災害が発生した段階の適用**ア 住家等への被害が生じた場合**

(ア) a 市内において 150 世帯以上の住家が滅失したこと。

b 葵区、駿河区又は清水区において 100 世帯以上の住家が滅失したこと。ただし、この場合は当該区のみ適用する。

(イ) 上記(ア)には達しないが、静岡県下において 2,500 世帯以上が滅失し、かつ、市内において 75 世帯以上又は各区のいずれかにおいて、50 世帯以上の住家が滅失したこと。この場合には市又は当該区に適用する。

(ウ) 静岡県下において 12,000 世帯以上の住家が滅失し、かつ、市内における被害世帯数が多数であること。

(エ) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも多数の世帯の住家が滅失したとき

「特別の事情」とは次の 2 つの場合

a 食品・生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合

b 災害にかかった者の救出に特殊の技術を必要とする場合

イ 生命又は身体への危害が生じる場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当すること。

(ア) 多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合。

(イ) 食品などの給与や災害にかかった者の救出に特殊の方法や技術を必要とする場合。

(例) 東海村臨界事故<平成 11 年>、有珠山噴火災害<平成 12 年>

(2) 災害が発生するおそれ段階の適用

災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、当該区域内で被害を受けるおそれがある場合

3 被害程度の認定基準**(1) 滅失世帯の認定**

住家が滅失した世帯数の算定に当たっては、全壊、全焼、流失世帯は滅失世帯とし、半壊、半焼等著しく損傷した世帯は 2 世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもってそれぞれ住家の滅失した 1 世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定 → (参考) 被害程度の認定基準表のとおり。

ア 全壊、全焼、流出

資料編 6 - 1

イ 半壊、半焼

ウ 床上浸水

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内であっても生活の実態が別の場合は2世帯とする。マンションのように1棟の建物内に、複数の世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれの世帯をひとつの世帯とする。寄宿舎、下宿等で共同生活を営んでいるものについては、その共同体をもって1世帯とする。)

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造アパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

4 救助の内容

(1) 救助の種類 (災害救助法第4条関係)

救助は現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給して行うことができる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	<p>1人1日あたり330円以内</p> <p>対象経費：避難所の設置（設置のための要員・資材の輸送費を含む）、維持管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費</p> <p>避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活をしている者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能。</p> <p>加算額：福祉避難所（高齢者、障害者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合、上記金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。</p> <p>※被災者自身及び誘導のための要員・資材等、被災者の避難のための輸送費は別途計上する（原則として市長等により避難指示等が発表された場合、または当然避難を要する状況にある場合の避難が対象）</p>	災害発生の日から7日以内

資料編 6 - 1

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間
<p>応急仮設住宅の供与</p>	<p>災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって自らの資力で住宅を得ることができない者</p>	<p>(建設型) 1戸あたり 5,714,000円以内 ※仮設住宅の設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等一切の経費を含む ※同一敷地内又は近接する敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる ※高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる (賃貸型) 地域の実情に応じた額 ※家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの ※供与期間は建設型、借上型とも最長2年</p>	<p>災害発生の日から (建設型) 20日以内着工 (賃貸型) 速やかに借上げ</p>
<p>炊き出し その他による食品の給与</p>	<p>避難所に収容された者 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</p>	<p>1,160円以内/人・日 対象経費：主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上げ費、消耗器材費、雑費 ※食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい(1食は1/3日)</p>	<p>災害発生の日から 7日以内</p>
<p>飲料水の供給</p>	<p>現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)</p>	<p>当該地域における通常の実費 対象経費：水の購入費、給水・浄水に必要な機械・器具の借上げ費、修繕費、燃料費、薬品・資材費 ※飲料水・飲料水を確保するために行う各種処理に必要な要員・機械・器具・資材の輸送費、賃金職員等雇上費は別途計上する</p>	<p>災害発生の日から 7日以内</p>
<p>被服・寝具 その他生活必需品の給与又は貸与</p>	<p>住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することが出来ず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</p>	<p>全壊・全焼・流失又は半壊・半焼・床上浸水の別、夏季・冬季の別、世帯人員に応じ定められた金額の範囲内 例 1人世帯 6,100円～31,200円 2人世帯 8,300円～40,400円 3人世帯 12,400円～56,200円 ※備蓄物資の価格は年度当初の評価額 ※現物給付に限る</p>	<p>災害発生の日から 10日以内</p>
<p>医 療</p>	<p>医療の途を失った者(応急的処置)</p>	<p>救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具修繕等の実費 病院又は診療所：国民健康保険診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内 ※患者や救護班の輸送費は別途計上する</p>	<p>災害発生の日から 14日以内</p>

資料編 6 - 1

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間
助 産	災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者を含む）	救護班等：使用した衛生材料等の実費 助産師：慣行料金の 80/100 以内の額 ※妊婦や救護班・助産師の輸送費は別途計上する	分娩した日から 7 日以内
被災者の救出	現に生命、身体が危険な状態にある者 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費 対象経費：舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、購入費、修繕費、燃料費 ※被災者の輸送費・賃金職員等雇上費は別途計上する ※期間内に生死が明らかにならない場合は、以降「死体の捜索」として扱う	災害発生の日から 3 日以内
被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊・半焼・これらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊・半焼した者	①大規模半壊・中規模半壊又は半壊・半焼：595,000 円以内/世帯 ②半壊・半焼に準ずる程度の損傷（準半壊）：300,000 円以内/世帯 ※居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分 ※1 世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額	災害発生の日から 1 か月以内
学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具・通学用品・その他の学用品： 小学校児童 4,500 円以内/人 中学校生徒 4,800 円以内/人 高等学校等生徒 5,200 円以内/人 ※備蓄物資は評価額 ※入学時の場合には個々の実情に応じて支給できる	災害発生の日から ①教科書・教材： 1 か月以内 ②文房具・通学用品・その他の学用品： 15 日以内
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして、実際に埋葬を実施する者に支給	大人（12 歳以上） 215,200 円以内/体 小人（12 歳未満） 172,000 円以内/体 対象経費：棺（付属品を含む）、埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む）、骨壺及び骨箱 ※遺族がいないか、混乱期等のため遺族が埋葬を行うことが困難な場合（要緊急避難、火葬場等が被災して使用不可、棺等必要な物資が入手不可等）に実施する ※死因・死亡の場所の如何は問われず、災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる	災害発生の日から 10 日以内
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費 対象経費：舟艇その他救出のための機械、器具等の借上げ費、購入費、修繕費、燃料費 ※死体の輸送費・賃金職員等雇上費は別途計上 ※災害発生後 3 日を経過したものは、一応死亡した者と推定する	災害発生の日から 10 日以内

資料編 6 - 1

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理をする（埋葬を除く）	①洗浄、縫合、消毒等 3,500 円以内/体 ②一時保存 既存建物借上費は通常の実費、 既存建物以外は5,400 円以内/体 ※一時保存にドライアイス購入費の実費加算可 ③検案 救護班以外は慣行料金（検案は原則救護班が実施） ※死体の洗浄等処置・検案のための輸送費・賃金職員等雇上費は別途計上する	災害発生の日から 10 日以内
障害物の除去	半壊・半焼又は床上浸水した住家であって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、自力では除去することができない者	137,900 円以内/世帯 対象経費：スコップその他除去のため必要な機械・器具等の借上げ費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費	災害発生の日から 10 日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	被災者の避難に係る支援、医療及び助産、被災者の救出、飲料水の供給、死体の搜索、死体の処理、救援用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	それぞれの救助の実施が認められる期間以内
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第10号までに規定する者	①施行令第4条第1号～4号に規定する者 医師、歯科医師 22,000 円以内/人・日 薬剤師、歯科衛生士等 16,900 円以内/人・日 保健師、助産師、看護師等 15,800 円以内/人・日 救急救命士 14,700 円以内/人・日 土木技術者及び建築技術者 16,400 円以内/人・日 大工 28,200 円以内/人・日 左官 27,600 円以内/人・日 とび職 25,700 円以内/人・日 等 ※時間外勤務手当は勤務1時間につき、当該日当の額に7.75分の1を乗じて得た額に100分の125（当該勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は100分の150）を乗じて得た額 ※旅費は職員の給与に関する条例（昭和28年県条例第31号）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表による5級の職務にある者の旅費の額に相当する額以内 ②施行令第4条第5号～10号に規定する者 土木・建築業者、鉄道事業者、各種運送事業者等及びその従業者については、慣行料金による支出実績に手数料としてその3/100を加算した額以内	救助の実施が認められる期間内

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た

資料編 6 - 1

上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(2) 応急救助の実施

災害救助法が適用され、知事から処理することとなる事務の内容等が通知された場合には、救助に関する事務の一部を市が行う。具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

5 費用の負担

災害救助法が適用された場合、4に掲げた各種の救助を要する費用は、静岡県が支弁する（救助費の総額が100万円未満は県が負担し、100万円以上は下表の区分により国が負担する）。ただし、市が救助に関する事務の一部を行うこととした場合、又は県が救助に要する費用を支弁する暇のない場合には、市が一時繰替支弁することがある。

救助費総額	国庫負担率
県普通税収入見込額の2/100以下の部分	50/100
” 2/100超～4/100以下の部分	80/100
” 4/100超の部分	90/100

<注>災害救助法による救助の種類・程度の範囲外に係る部分及び事務費の一部は市が負担

事務費の限度額の基準

年間救助費総額	3000万円以下	3000万円超 6000万円以下	6000万円超 1億円以下	1億円超 2億円以下	2億円超 3億円以下	3億円超 5億円以下	5億円超
割合	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100

<注>年間救助費総額は、事務費を除いた金額

(参考) 被害程度の認定基準表

区 分		認 定 基 準
人 の 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1か月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1か月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家 の 被 害	全 全 流 壊 焼 失	住家（現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。アパート、共同住宅等において、各世帯が独立して日常生活を営んでいるときは、世帯ごとの部屋をもって住家とする。）がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

区 分		認 定 基 準
住 家 の 被 害	大規模半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしく、大規模な補修を行わなければ元通りに再使用することが困難なもので、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
	中規模半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしく、大規模な補修を行わなければ元通りに再使用することが困難なもので、大規模半壊に至らないまでも住居に居住するために最低限必要な「居宅の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。
	半 壊 半 焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	準 半 焼	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
	床 上 浸 水	全壊、全焼、流出、大規模半壊、中規模半壊、半壊、半焼、準半壊に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする（官公署、学校、病院、公民館等は非住家）。	

(注) 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、母屋に附属する物置、風呂、便所等は母屋に含める。
2以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。

「戸」とは、独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物、又は完全に区画された建物の一部をいう。

災害罹災者調査原票									
調査責任者職氏名 印					立会人職氏名 印				
世帯主氏名			住所		避難先			年 月 日 現在	
被害の程度 全壊・全焼・流失・流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊・半焼、準半壊、一部損壊、床上浸水(土砂)(cm)、床下浸水(土砂) 判定基準 (被害面積による方式・損害割合による方式) 被害の割合 %									
住家の状況		自宅・借家		面積		m ²		棟数	
氏名	性別	年齢	職業(在学校及び学年)	死亡	行方不明	重傷	軽傷	棟考	
	非課税・均等割・所得割	課税・均等割・所得割	世帯類型	被保護・身障・老人・母子(父子)・要保護・その他	被保護・身障・老人・母子(父子)・要保護・その他	被保護・身障・老人・母子(父子)・要保護・その他	被保護・身障・老人・母子(父子)・要保護・その他	被保護・身障・老人・母子(父子)・要保護・その他	被保護・身障・老人・母子(父子)・要保護・その他
家族の状況									
計(人)									
課税の状況									
必要な救助 (避難所・応急仮設住宅・炊き出し・飲料水・被服寝具・医療・助産・救出・住宅応急修理・学用品 ・埋葬・死体搜索・死体処理・障害物除去・災害弔慰金等・災害援護資金・その他 ())									

(整理番号)

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 [※] の 所在地	
住家 [※] の被害の 程度	
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

静岡市長

急傾斜地崩壊危険区域指定箇所数総括表

(建設政策課)

(令和5年3月31日現在)

地 域	箇 所 数	
葵 区	189	箇所
駿河区	35	箇所
清水区	103	箇所
合 計	327	箇所

国土交通省所管地すべり防止区域指定箇所数総括表

(令和5年3月31日現在)

地 域	箇 所 数	
葵 区	4	箇所
駿河区	1	箇所
清水区	1	箇所
合 計	6	箇所

危険箇所整備表

(令和5年3月31日現在)

	危険箇所数		採択可能箇所数		概成箇所数	整備率
急傾斜地	2,039		654	※1	307	46.9%
土石流	1,021		540		135	25.0%
地すべり	32	※2	11		4	36.4%
合計	3,092		1,205		446	37.0%

※1 砂防指定地、人工がけを除いた箇所

※2 西倉沢地すべりを含む

・蒲原、由比地区は、清水区に含まれます。

急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表

(令和5年3月31日現在)

(建設政策課)

番号	危険箇所番号	急傾斜地崩壊危険区域名	区	字	指定年月日
1	1496	天神上	清水区	蒲原	昭和45年 3月 3日
2	1303	東町	清水区	興津東町	昭和45年 3月31日
3	1517	今宿	清水区	由比今宿	昭和45年 9月25日
4	1518	今宿	清水区	由比今宿	昭和45年 9月25日
5	1522	東倉沢	清水区	由比東倉沢	昭和47年 4月11日
6	1523	西倉沢	清水区	由比西倉沢	昭和47年 4月11日
(6)	1523	西倉沢No.2	清水区	由比西倉沢	昭和49年 3月 8日
7	1003	南	葵区	南	昭和50年 2月12日
8	1018	大岩本町	葵区	大岩	昭和50年 2月12日
9	1019	丸山町	葵区	大岩	昭和50年 2月12日
(2)	1303	東町No.2	清水区	興津東町	昭和50年 8月26日
10	1510	舟場	清水区	由比入山	昭和50年 8月26日
11	1499	柵	清水区	蒲原	昭和50年12月16日
12	1514	室野	清水区	由比東山寺	昭和51年12月 7日
13	1505	妙沢	清水区	由比東山寺	昭和52年 9月 2日
14	1516	西山寺	清水区	由比西山寺	昭和52年 9月 2日
15	1016	大岩城山	葵区	大岩	昭和52年12月23日
16	1502	神沢	清水区	蒲原神沢	昭和52年12月23日
17	1011	大岩船原	葵区	大岩	昭和54年 3月30日
18	1012	大岩芝欠	葵区	大岩	昭和54年 3月30日
19	1013	大岩芝欠	葵区	大岩	昭和54年 3月30日
20	1015	大岩日影山	葵区	大岩	昭和54年 3月30日
21	1022	井宮町	葵区	井宮町	昭和54年 3月30日
22	1232	向敷地家見	駿河区	向敷地	昭和54年 3月30日
23	1276	青木丸子堂	駿河区	青木	昭和54年 3月30日
24	1277	青木山崎	駿河区	青木	昭和54年 3月30日
25	1500	増田町	清水区	蒲原	昭和54年 3月30日
26	1096	長熊上平	葵区	長熊	昭和55年 3月14日
27	1105	内匠栗下	葵区	内匠	昭和55年 3月14日
28	1194	日向竹沢	葵区	日向	昭和55年 3月14日
29	1341	茂野島	清水区	茂野島	昭和55年 3月18日
30	1395	杉山子の神	清水区	杉山	昭和55年 3月18日
31	1506	東山寺坂下	清水区	由比東山寺	昭和55年 3月18日
32	1507	東山寺坂下	清水区	由比東山寺	昭和55年 3月18日
33	987	南沼上無生ヶ谷	葵区	南沼上	昭和55年 3月28日
34	993	南沼上楠ヶ谷	葵区	南沼上	昭和55年 3月28日
35	1024	籠上寺ノ上	葵区	籠上	昭和55年 3月28日
36	1027	昭府町光明坂	葵区	昭府町	昭和55年 3月28日
37	1049	下山脇	葵区	下	昭和55年 3月28日
38	1154	千代日影谷	葵区	千代	昭和55年 3月28日
39	1156	建穂赤松峠	葵区	建穂	昭和55年 3月28日
40	1246	丸子小豆川	駿河区	丸子	昭和55年 3月28日
41	1265	宇津ノ谷勝山	駿河区	宇津ノ谷	昭和55年 3月28日
42	1282	小坂赤坂	駿河区	小坂	昭和55年 3月28日
43	973	北沼上川合野	葵区	北沼上	昭和55年11月25日
44	1501	蛭沢	清水区	蒲原小金	昭和55年11月25日
45	963	長尾一ノ瀬	葵区	長尾	昭和56年 3月31日
(21)	1022	井ノ宮町妙見下	葵区	井ノ宮町	昭和56年 3月31日
46	1059	郷島宮ノ上	葵区	郷島	昭和56年 3月31日
47	1107	津渡野五りん	葵区	津渡野	昭和56年 3月31日
48	1135	中ノ郷村上	葵区	中ノ郷	昭和56年 3月31日
49	1136	中ノ郷小塚ヶ谷	葵区	中ノ郷	昭和56年 3月31日
50	1139	中ノ郷居村	葵区	中ノ郷	昭和56年 3月31日
51	1140	中ノ郷滝ヶ谷	葵区	中ノ郷	昭和56年 3月31日
(38)	1154	千代日向	葵区	千代	昭和56年 3月31日
52	1235	向敷地松雲寺前	駿河区	向敷地	昭和56年 3月31日
53	1260	丸子赤目ヶ谷	駿河区	丸子	昭和56年 3月31日
54	1273	丸子井尻	駿河区	丸子	昭和56年 3月31日
55	965	長尾堀切	葵区	長尾	昭和56年12月15日
56	989	南沼上大平	葵区	南沼上	昭和56年12月15日
57	1029	昭府町狐穴	葵区	昭府町	昭和56年12月15日
58	1038	福田ヶ谷柚木八津	葵区	福田ヶ谷	昭和56年12月15日
59	1039	福田ヶ谷本田奥	葵区	福田ヶ谷	昭和56年12月15日
60	1339	大向	清水区	和田島	昭和57年 3月 5日
61	1352	河内片瀬	清水区	河内	昭和57年 3月 5日
62	1263	宇津ノ谷上ノ段	駿河区	宇津ノ谷	昭和57年 3月12日
63	1264	宇津ノ谷下小沢	駿河区	宇津ノ谷	昭和57年 3月12日
(41)	1265	宇津ノ谷勝山No.2	駿河区	宇津ノ谷	昭和57年 3月12日

急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表

(令和5年3月31日現在)

(建設政策課)

番号	危険箇所番号	急傾斜地崩壊危険区域名	区	字	指定年月日
64	967	平山細野山	葵区	平山	昭和57年10月26日
65	1113	油山日向山	葵区	油山	昭和57年10月26日
66	1175	大原ヒデジマ	葵区	大原	昭和57年10月26日
67	1278	青木赤ママ	駿河区	青木	昭和57年10月26日
68	970	平山僧宇津	葵区	平山	昭和58年 1月21日
(43)	973	北沼上川合野No.2	葵区	北沼上	昭和58年 1月21日
69	1009	池ヶ谷天神山	葵区	池ヶ谷	昭和58年 1月21日
70	1008	池ヶ谷蔵ノ山	葵区	池ヶ谷	昭和58年 2月22日
71	1005	南No.2	葵区	南	昭和58年 3月 1日
72	1061	郷島野田平坂	葵区	郷島	昭和58年 3月 1日
73	1065	俵沢田端	葵区	俵沢	昭和58年 3月 1日
74	1006	南No.3	葵区	南	昭和58年 3月 8日
75	1102	桂山片瀬	葵区	桂山	昭和58年 3月 8日
76	1312	小河内和田	清水区	小河内	昭和58年 4月30日
77	1497	諏訪町	清水区	蒲原	昭和58年 4月30日
78	1138	中ノ郷居村No.2	葵区	中之郷	昭和58年 7月22日
(50)	1139	中ノ郷居村No.3	葵区	中ノ郷	昭和58年 7月22日
79	1176	大原只間	葵区	大原	昭和58年 7月22日
80	1215	奈良間家ノ上	葵区	奈良間	昭和58年 7月22日
81	1257	丸子大鉦	駿河区	丸子	昭和58年 7月22日
82	1046	下柿ヶ谷	葵区	下	昭和58年12月 9日
83	1174	谷津谷津原	葵区	谷津	昭和58年12月 9日
84	991	南沼上大谷津	葵区	南沼上	昭和58年12月13日
85	1124	足久保奥組沢谷	葵区	足久保奥組	昭和58年12月13日
(64)	967	平山細野山No.2	葵区	平山	昭和59年 5月 4日
86	969	平山天王坂	葵区	平山	昭和59年 6月22日
87	974	北沼上新床	葵区	北沼上	昭和59年 6月22日
88	1043	下上ノ谷	葵区	下	昭和59年 6月22日
89	1058	牛妻森谷沢	葵区	牛妻	昭和59年 6月22日
90	1129	足久保奥組陳ヶ戸山	葵区	足久保奥組	昭和59年 6月22日
(7)	1003	南崩沢	葵区	南	昭和59年 7月31日
91	980	北沼上本村	葵区	北沼上	昭和59年10月 9日
92	1010	大岩船原No.2	葵区	大岩	昭和59年10月 9日
(9)	1019	丸山町No.2	葵区	丸山町	昭和60年 1月16日
93	1168	新聞和田	葵区	新聞	昭和60年 2月15日
94	1310	承元寺上村	清水区	承元寺町	昭和60年 3月12日
95	1319	小河内町屋	清水区	小河内	昭和60年 3月12日
96	1337	高瀬本村	清水区	清地	昭和60年 3月12日
97	1364	清地上ノ島	清水区	清地	昭和60年 3月12日
98	1106	津渡野田バタ	葵区	津渡野	昭和60年 4月16日
99	1119	足久保口組一免原	葵区	足久保口組	昭和60年 5月 4日
100	1121	足久保口組舟沢	葵区	足久保口組	昭和60年 5月 4日
101	1368	但沼元尾坂	清水区	但沼	昭和60年 5月 4日
(71)	1005	南No.2の2	葵区	南	昭和60年 6月 7日
102	1007	南No.3の2	葵区	南	昭和60年 6月 7日
103	1224	産女寺ノ谷	葵区	産女	昭和60年 6月 7日
104	968	平山博士平	葵区	平山	昭和60年 7月 9日
105	1028	昭府町狐穴No.2	葵区	昭府町	昭和60年 9月 3日
106	1035	松富上組奥沢	葵区	松富上組	昭和60年 9月 3日
(58)	1038	福田ヶ谷柚木八津No.2	葵区	福田ヶ谷	昭和60年 9月 3日
107	1441	鳥坂西ノ谷	清水区	鳥坂	昭和60年11月 5日
108	1109	松野上平	葵区	松野	昭和60年12月20日
109	1346	河内大島	清水区	河内	昭和61年 2月14日
110	1017	大岩深田	葵区	大岩	昭和61年11月28日
111	1349	大平	清水区	大平	昭和61年12月23日
112	966	長尾下屋敷	葵区	長尾	昭和61年12月26日
113	1057	牛妻坂下	葵区	牛妻	昭和61年12月28日
114	1343	葛沢	清水区	葛沢	昭和62年 2月 3日
115	1362	高山	清水区	高山	昭和62年 2月 3日
116	972	平山上	葵区	平山	昭和62年 2月17日
(91)	980	北沼上本村No.2	葵区	北沼上	昭和62年 2月17日
117	983	北沼上田ヶ谷	葵区	北沼上	昭和62年 2月17日
118	984	北沼上諏訪	葵区	北沼上	昭和62年 2月17日
(65)	1113	油山日向山No.2	葵区	油山	昭和62年 2月17日
119	1034	松富上組中村	葵区	松富上組	昭和62年 2月20日
120	1002	南滝ヶ谷	葵区	南	昭和62年 3月13日
(20)	1015	大岩日影山No.2	葵区	大岩3丁目	昭和62年 3月31日
(71)	1005	南No.2の3	葵区	南	昭和62年 6月23日

急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表

(令和5年3月31日現在)

(建設政策課)

番号	危険箇所番号	急傾斜地崩壊危険区域名	区	字	指定年月日
(73)	1065	俵沢田端No.2	葵区	俵沢	昭和62年 6月23日
121	976	北沼上クリバ島	葵区	北沼上	昭和62年10月 2日
122	1050	門屋奥村	葵区	門屋	昭和62年10月 2日
123	982	北沼上田ヶ谷中	葵区	北沼上	昭和62年12月 4日
124	1044	下後山	葵区	下	昭和62年12月 4日
125	979	北沼上松尾	葵区	北沼上	昭和62年12月15日
(8)	1018	大岩本町No.2	葵区	大岩本町	昭和62年12月15日
126	1066	油島上平	葵区	油島	昭和63年 1月12日
127	1186	大原稲木山	葵区	大原	昭和63年 1月12日
128	1041	下下ノ谷	葵区	下	昭和63年 3月 4日
129	1053	牛妻中沢	葵区	牛妻	昭和63年 3月 4日
(73)	1065	俵沢前田	葵区	俵沢	昭和63年 3月 4日
130	1360	和田島本村	清水区	和田島	昭和63年 3月11日
131	2896	神沢原	清水区	中河内	昭和63年 3月11日
132	1326	中河内下田	清水区	中河内	昭和63年 3月31日
133	1004	南神明窪	葵区	南	昭和63年 7月12日
134	1074	渡下渡	葵区	渡	昭和63年 7月12日
(21)	1022	井ノ宮町妙見下No.2	葵区	井ノ宮町	昭和63年 9月30日
(37)	1049	下山脇No.2	葵区	下	昭和63年 9月30日
135	1212	富沢樋の奥	葵区	富沢	昭和63年 9月30日
(64)	967	平山灰詰山	葵区	平山	昭和63年11月15日
136	975	北沼上冥加島	葵区	北沼上	昭和63年11月15日
137	1040	下下ノ谷前	葵区	下	昭和63年11月15日
(124)	1044	下和田	葵区	下	昭和63年11月15日
138	1281	小坂向海道	駿河区	小坂	昭和63年11月15日
139	1051	門屋裏山	葵区	門屋	昭和63年12月 9日
140	1060	郷島マノ下	葵区	郷島	平成 1年 1月24日
(140)	1060	郷島房平	葵区	郷島	平成 1年 1月24日
141	1110	松野地岸沢	葵区	松野	平成 1年 1月24日
142	1178	水見色山ノ神平	葵区	水見色	平成 1年 3月17日
143	1498	諏訪町第二	清水区	蒲原二丁目	平成 1年 3月17日
144	1067	油島日向	葵区	油島	平成 1年 5月 9日
145	2902	庵原山本	清水区	庵原	平成 1年 5月 9日
146	1001	南根神	葵区	南	平成 1年 8月22日
(140)	1060	郷島奥平	葵区	郷島	平成 1年 9月 8日
147	1062	郷島小田	葵区	郷島	平成 1年 9月 8日
148	1365	但沼長又	清水区	但沼	平成 1年 9月 8日
153	1147	内牧宮川	葵区	内牧	平成 1年 9月12日
149	1184	大原谷沢	葵区	大原	平成 1年 9月12日
150	1315	小河内屋敷	清水区	小河内	平成 1年 9月12日
151	1348	大平岩山	清水区	大平	平成 1年 9月12日
152	2901	谷津町山本	清水区	谷津町	平成 1年 9月12日
154	1123	足久保向山	葵区	足久保奥組	平成 1年10月17日
155	1133	足久保諸川	葵区	足久保口組	平成 1年10月17日
(120)	1002	南八津口	葵区	南	平成 1年12月 5日
156	1070	横山聖沢入口	葵区	横山	平成 1年12月 5日
157	981	北沼上田ヶ谷下	葵区	北沼上	平成 2年 1月 5日
158	1072	平野イダ	葵区	平野	平成 2年 1月 5日
159	964	長尾小路分	葵区	長尾	平成 2年 3月30日
160	1131	足久保中村	葵区	足久保奥組	平成 2年 3月30日
161	1173	谷津西側	葵区	谷津	平成 2年 3月30日
162	1045	下柿ヶ谷下	葵区	下	平成 2年 5月22日
(129)	1053	牛妻中沢上	葵区	牛妻	平成 2年 6月 8日
(113)	1057	牛妻向山	葵区	牛妻	平成 2年 6月 8日
(113)	1057	牛妻向山上	葵区	牛妻	平成 2年 6月 8日
163	1180	水見色楮原	葵区	水見色	平成 2年 6月 8日
164	1063	俵沢日影	葵区	俵沢	平成 2年10月30日
165	1177	大原諸谷	葵区	大原	平成 2年10月30日
166	2885	新聞打越	葵区	新聞	平成 2年10月30日
167	1338	和田島田尻	清水区	和田島	平成 2年12月18日
168	971	平山古元地	葵区	平山	平成 3年 2月 5日
(136)	975	北沼上冥加島No.2	葵区	北沼上	平成 3年 2月 5日
169	990	南沼上奥ノ谷	葵区	南沼上	平成 3年 2月 5日
(59)	1039	福田ヶ谷本田奥No.2	葵区	福田ヶ谷	平成 3年 2月 5日
170	1149	内牧ママノ上	葵区	内牧	平成 3年 2月 5日
171	1179	水見色丹ノ谷	葵区	水見色	平成 3年 2月 5日
172	1226	産女向山	葵区	産女	平成 3年 2月 5日
173	1239	向敷地東林寺	駿河区	向敷地	平成 3年 2月 5日

急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表

(令和5年3月31日現在)

(建設政策課)

番号	危険箇所番号	急傾斜地崩壊危険区域名	区	字	指定年月日
174	1268	丸子逆川	駿河区	丸子	平成 3年 2月 5日
(91)	980	北沼上本村上	葵区	北沼上	平成 3年 5月21日
175	986	北沼上足ヶ谷	葵区	北沼上	平成 3年 5月21日
176	1025	昭府町城山	葵区	昭府町	平成 3年 5月21日
(36)	1027	昭府町光明坂No.2	葵区	昭府町	平成 3年 5月21日
177	1108	松野井戸	葵区	松野	平成 3年 5月21日
(65)	1113	油山日向山No.3	葵区	油山	平成 3年 5月21日
178	1114	油山湯ノ島	葵区	油山	平成 3年 5月21日
179	1189	富沢ハンデバ	葵区	富沢	平成 3年 5月21日
(133)	1004	南神明窪No.2	葵区	南	平成 4年 3月 6日
180	1197	湯ノ島島	葵区	湯ノ島	平成 4年 3月 6日
181	1331	中河内向島	清水区	中河内	平成 4年 3月 6日
182	1334	中河内上遠路島	清水区	中河内	平成 4年 3月 6日
(96)	1337	高瀬本村No.2	清水区	清地	平成 4年 3月 6日
183	1359	茂野島屋敷下	清水区	茂野島	平成 4年 3月 6日
184	1390	茂畑丸登	清水区	大平	平成 4年 3月 6日
185	1412	伊佐布矢下川原	清水区	伊佐布	平成 4年 3月 6日
(107)	1441	鳥坂西ノ谷No.2	清水区	鳥坂	平成 4年 3月 6日
186	1504	由比地影	清水区	由比	平成 4年 3月 6日
187	2869	羽鳥笠原	葵区	羽鳥	平成 4年 3月 6日
188	977	北沼上森ノ窪	葵区	北沼上	平成 4年 6月16日
189	978	北沼上日影平	葵区	北沼上	平成 4年 6月16日
(56)	989	南沼上大平No.2	葵区	南沼上	平成 4年 6月16日
190	1099	森腰森の山	葵区	森腰	平成 4年 6月16日
(190)	1099	森腰杉木元	葵区	森腰	平成 4年 6月16日
191	1195	日向御堂坂	葵区	日向	平成 4年 6月16日
192	1207	黒俣久能尾	葵区	黒俣	平成 4年 6月16日
193	1254	丸子みかど町	駿河区	丸子	平成 4年 6月16日
194	1354	西里上黒川	清水区	西里	平成 4年 6月16日
195	1374	八木間少林寺窪	清水区	八木間	平成 4年 6月16日
196	1431	柏尾小谷No.2	清水区	柏尾	平成 4年 6月16日
197	1432	柏尾小谷No.2	清水区	柏尾	平成 4年 6月16日
198	1433	柏尾小谷No.1	清水区	柏尾	平成 4年 6月16日
199	1434	柏尾小谷No.1	清水区	柏尾	平成 4年 6月16日
(12)	1514	室野No.2	清水区	由比東山寺	平成 4年10月16日
(84)	991	南沼上奥ノ谷上	葵区	南沼上	平成 5年 1月 8日
200	1020	片羽町	葵区	片羽町	平成 5年 1月 8日
(88)	1043	下上ノ谷No.2	葵区	下	平成 5年 1月 8日
201	1075	渡上渡	葵区	渡	平成 5年 1月 8日
202	1336	中河内桑原	清水区	中河内	平成 5年 1月 8日
203	1350	河内宝の窪	清水区	河内	平成 5年 1月 8日
204	1375	八木間軒田	清水区	八木間	平成 5年 1月 8日
205	1435	押切谷津山	清水区	押切	平成 5年 1月 8日
206	2909	高山No.2	清水区	高山	平成 5年 1月 8日
(35)	1024	籠上上ノ山	葵区	籠上	平成 5年 3月30日
207	1033	松富上組干場	葵区	松富上組	平成 5年 3月30日
208	1127	足久保天神下	葵区	足久保奥組	平成 5年 3月30日
(170)	1149	内牧ママン上No.2	葵区	内牧	平成 5年 3月30日
(170)	1149	内牧門村	葵区	内牧	平成 5年 3月30日
209	1389	茂畑横道	清水区	茂畑	平成 5年 3月30日
210	1436	大内富東山	清水区	大内	平成 5年 3月30日
211	1439	大内日向山	清水区	大内	平成 5年 3月30日
(107)	1441	鳥坂西ノ谷No.3	清水区	鳥坂	平成 5年 3月30日
212	1087	桂山沼側	葵区	桂山	平成 5年 7月13日
213	1100	落合奥ノ原	葵区	落合	平成 5年 7月13日
214	1151	西ヶ谷日向山	葵区	西ヶ谷	平成 5年 7月13日
215	II 1194	中沢大林	葵区	中沢	平成 5年 7月13日
216	1323	但沼渡向	清水区	但沼	平成 6年 3月 1日
(101)	1368	但沼元尾坂No.2	清水区	但沼	平成 6年 3月 1日
217	2908	草薙つつじヶ丘	清水区	草薙	平成 6年 3月 1日
218	996	東天王山	葵区	東	平成 6年 3月31日
219	1324	高瀬瀬戸	清水区	高瀬	平成 6年 3月31日
220	1335	中河内下遠路島	清水区	中河内	平成 6年 3月31日
221	1515	五所	清水区	阿僧	平成 6年 3月31日
222	2855	内匠宮下	葵区	内匠	平成 6年 3月31日
223	2897	中河内松葉	清水区	中河内	平成 6年 3月31日
224	999	羽高八ヶ谷	葵区	羽高	平成 6年10月21日
225	1270	丸子芹ヶ谷	駿河区	丸子	平成 6年10月21日

急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表

(令和5年3月31日現在)

(建設政策課)

番号	危険箇所番号	急傾斜地崩壊危険区域名	区	字	指定年月日
226	1345	葛沢矢崎	清水区	葛沢	平成 6年10月21日
227	1358	布沢大沢	清水区	布沢	平成 6年10月21日
228	1026	昭府町	葵区	昭府町	平成 6年12月26日
229	1267	丸子舟川	駿河区	丸子	平成 6年12月26日
230	1269	丸子舟川	駿河区	丸子	平成 6年12月26日
(189)	978	北沼上日影平No.2	葵区	北沼上	平成 7年 3月28日
231	1115	油山社古土上	葵区	油山	平成 7年 3月28日
232	2890	牛妻平	葵区	牛妻	平成 7年 3月28日
233	2891	有東一丁目	駿河区	有東一丁目	平成 7年 3月28日
(21)	1022	井宮町No.2	葵区	井宮町	平成 8年 2月 9日
234	1182	水見色秋葉平	葵区	水見色	平成 8年 2月 9日
(22)	1232	向敷地家見No.2	駿河区	向敷地	平成 8年 2月 9日
235	1308	興津井上町	清水区	興津井上町	平成 8年 2月 9日
236	1280	小坂ウツギ藪	駿河区	小坂	平成 8年 8月 9日
(210)	1436	大内富東山No.2	清水区	大内	平成 8年11月19日
237	1437	大内赤地原	清水区	大内	平成 8年11月19日
238	1000	有永沢奥	葵区	有永	平成 9年 2月18日
239	1116	油山神明上	葵区	油山	平成 9年 2月18日
240	1164	新聞一色a	葵区	新聞	平成 9年 2月18日
241	1165	新聞一色b	葵区	新聞	平成 9年 2月18日
242	1056	牛妻丹野	葵区	牛妻	平成 9年 3月21日
243	2845	有東木下島	葵区	有東木	平成 9年 3月21日
244	2918	善福寺	清水区	蒲原	平成10年 3月13日
245	1366	但沼小山	清水区	但沼	平成10年 3月24日
246	1150	内牧中C	葵区	内牧	平成10年 8月18日
247	1153	千代河原平	葵区	千代	平成10年 8月18日
248	1185	大原上ヶ谷戸c	葵区	大原	平成10年 8月18日
249	988	南沼上北ノ谷	葵区	南沼上	平成11年 3月 9日
(167)	1338	和田島田尻No.2	清水区	和田島	平成11年 3月 9日
(130)	1360	和田島本村No.2	清水区	和田島	平成11年 3月 9日
(147)	1062	郷島小田No.2	葵区	郷島	平成11年 6月11日
250	2847	中沢西山	葵区	中沢	平成12年12月26日
251	1032	松富上組千場a	葵区	松富上組	平成13年 2月20日
252	II 1015	長尾柏尾沢	葵区	長尾	平成13年 2月20日
253	2917	諏訪町第三	清水区	蒲原一丁目	平成13年 3月16日
(219)	1324	高瀬瀬戸No. 2	清水区	高瀬	平成13年 3月23日
(204)	1375	八木間軒田No. 2	清水区	八木間	平成13年 3月23日
254	—	落合川島	葵区	落合	平成14年 3月 1日
255	961	瀬名谷ノ沢	葵区	瀬名	平成14年 3月 8日
(18)	1012	大岩芝欠No.2	葵区	大岩	平成14年 3月 8日
256	1064	俵沢水ノ久保	葵区	俵沢	平成14年 3月 8日
257	1347	大平仲村	清水区	大平	平成14年 3月 8日
(217)	2908	草薙つつじヶ丘No.2	清水区	草薙	平成14年 3月 8日
258	1427	梅ヶ谷谷津	清水区	梅ヶ谷	平成14年 3月12日
(61)	1352	河内片瀬No. 2	清水区	河内	平成14年 3月19日
(235)	1308	興津井上町下ノ入	清水区	興津井上町	平成14年 4月16日
(239)	1116	油山下	葵区	油山	平成14年 5月 7日
259	1162	新聞源田川	葵区	新聞	平成14年 5月24日
260	1167	新聞都澤	葵区	新聞	平成14年 7月 2日
(15)	1016	大岩城山No.2	葵区	大岩	平成14年 8月16日
(73)	1065	俵沢田端No.3	葵区	俵沢	平成14年 8月16日
261	1069	横山出口	葵区	横山	平成14年10月 8日
(240)	1164	新聞一色aNo. 2	葵区	新聞	平成14年10月11日
262	1234	向敷地細谷	駿河区	向敷地	平成14年10月11日
263	1071	横山	葵区	横山	平成14年11月19日
(51)	1140	中ノ郷滝ヶ谷No.2	葵区	中ノ郷	平成14年11月19日
(128)	1041	下下ノ谷No. 2	葵区	下	平成14年12月17日
(140)	1060	郷島大林	葵区	郷島	平成14年12月17日
(18)	1012	大岩芝欠No. 3	葵区	大岩	平成15年 1月14日
264	1397	杉山奥屋敷	清水区	杉山	平成15年 1月28日
265	1438	大内山本	清水区	大内	平成15年 2月12日
266	1076	渡寺山	葵区	渡	平成15年 2月25日
267	1320	小河内堂ノ前	清水区	小河内	平成15年 2月25日
(238)	1000	有永沢奥No.2	葵区	有永	平成15年 3月 4日
268	3685	大内杉谷津	葵区	大内	平成15年 4月 1日
(247)	1153	千代河原平No.2	葵区	千代	平成15年 4月15日
(149)	1184	大原上ヶ谷戸b	葵区	大原	平成15年 4月15日
(248)	1185	大原上ヶ谷戸cNo.2	葵区	大原	平成15年 4月15日

急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表

(令和5年3月31日現在)

(建設政策課)

番号	危険箇所番号	急傾斜地崩壊危険区域名	区	字	指定年月日
(234)	1182	水見色秋葉平No.2	葵区	水見色	平成15年 5月20日
269	1327	中河内向田	清水区	中河内	平成15年 9月26日
270	—	建穂禰宜山	葵区	建穂	平成15年10月17日
(54)	1273	丸子井尻No.2	駿河区	丸子	平成16年 1月23日
(225)	1270	丸子芹ヶ谷No.2	駿河区	丸子	平成16年 2月 3日
271	Ⅱ 1553	相俣向山	葵区	相俣	平成16年 4月13日
(248)	1185	大原上ヶ谷戸cNo.3	葵区	大原	平成16年 5月14日
272	2860	油山井戸沢	葵区	油山	平成16年 5月14日
273	1279	大和田	駿河区	大和田	平成16年 8月 6日
274	3643	大和田	駿河区	大和田	平成16年 8月 6日
(221)	1515	五所No.2	清水区	由比阿僧	平成16年11月 9日
275	3711	陣笠山	清水区	由比町屋原	平成16年11月 9日
276	1037	松富大石a	葵区	松富上組	平成17年 1月25日
(235)	3668	興津井上町下ノ入No.2	清水区	興津井上町	平成17年 1月25日
277	1296	春日三丁目	葵区	春日三丁目	平成17年 8月26日
278	1271	丸子芹ヶ谷b	駿河区	丸子	平成17年 8月30日
(262)	1234	向敷地細谷No.2	駿河区	向敷地	平成17年12月 2日
(215)	Ⅱ 1195	中沢大林No.2	葵区	中沢	平成17年12月 2日
279	Ⅱ 1356	新間中村	葵区	新間	平成17年12月 2日
280	1196	日向中村	葵区	日向	平成18年 3月10日
(14)	1516	西山寺No.2	清水区	由比西山寺	平成18年 5月16日
281	2919	寺下	清水区	由比西山寺	平成18年 5月16日
(279)	1271	丸子芹ヶ谷bNo.2	駿河区	丸子	平成18年 9月12日
(46)	1059	郷島宮ノ上No.2	葵区	郷島	平成18年10月24日
282	1271	丸子芹ヶ谷d	駿河区	丸子	平成19年 2月 6日
(283)	2919	寺下No.2	清水区	由比西山寺	平成19年 2月 9日
(225)	1270	丸子芹ヶ谷No.3	駿河区	丸子	平成19年 2月20日
283	Ⅱ 1457	丸子芹ヶ谷No.3	駿河区	丸子	平成19年 2月20日
(282)	1196	日向家ノ上	葵区	日向	平成19年 3月30日
284	1272	丸子芹ヶ谷c	駿河区	丸子	平成19年 3月30日
285	Ⅱ 1547	黒俣焼見堂	葵区	黒俣	平成19年11月26日
286	Ⅱ 1548	黒俣焼見堂	葵区	黒俣	平成19年11月26日
287	1187	大原夜打島	葵区	大原	平成20年 1月29日
288	1219	飯間山根	葵区	飯間	平成20年 8月 1日
(282)	1196	日向家ノ上No.2	葵区	日向	平成20年12月 9日
289	3658	和田島山鼻	清水区	和田島	平成20年12月16日
290	3659	中河内向田B	清水区	中河内	平成21年 3月13日
291	1241	向敷地西山	駿河区	向敷地	平成21年 3月31日
292	1221	飯間栗ヶ沢	葵区	飯間	平成21年 5月19日
293	1509	諸木沢	清水区	由比入山	平成21年 7月 7日
294	63	南沼上一丁目	葵区	南沼上	平成21年 9月15日
295	1381	興津本町明神下	清水区	興津本町	平成22年 1月12日
296	1078	梅ヶ島関ノ沢	葵区	梅ヶ島	平成22年 1月15日
297	1313	小河内番古	清水区	小河内	平成22年 3月12日
298	2892	小河内番古	清水区	小河内	平成22年 3月12日
(261)	1069	横山出口No.2	葵区	横山	平成22年 3月26日
299	—	承元寺町	清水区	承元寺町	平成23年 1月14日
300	1030	松富一丁目	葵区	松富上組	平成23年 2月18日
(291)	3659	中河内向田BNo.2	清水区	中河内	平成23年 3月 8日
301	1445	草薙東護	清水区	草薙	平成23年 7月29日
302	1160	羽鳥平ノ段	葵区	羽鳥	平成23年 7月29日
(82)	1046	下柿ヶ谷No.2	葵区	下	平成23年 9月16日
303	1443	草薙古屋敷	清水区	草薙	平成24年 2月 7日
(296)	1381	興津本町明神下No.2	清水区	興津本町	平成24年 2月 7日
(67)	1278	青木赤ママNo.2	駿河区	青木	平成24年 2月 7日
(212)	1087	桂山沼側No.2	葵区	桂山	平成24年 2月17日
304	1068	蕨野	葵区	蕨野	平成25年 7月 9日
305	1289	長沼五郎松	葵区	長沼	平成25年10月11日
306	1286	沓谷赤坂坪	葵区	沓谷	平成26年 6月10日
307	1744.1745	河内奥ノ沢	清水区	河内	平成26年 9月19日
308	1260	丸子赤目ヶ谷B	駿河区	丸子	平成26年10月28日
(297)	1313	小河内番古C	清水区	小河内	平成27年 2月13日
309	1314	小河内番古A	清水区	小河内	平成27年6月30日
(253)	2917	諏訪町第三No.2	清水区	蒲原一丁目	平成27年6月30日
310	1259	丸子赤目ヶ谷A	駿河区	丸子	平成28年5月17日
(80)	1215	奈良間家ノ上B	葵区	奈良間	平成28年5月20日
311	1318.1319	小河内町屋No.2	清水区	小河内	平成28年6月3日
312	1191	坂本堂平	葵区	坂本	平成28年7月15日

急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧表

(令和5年3月31日現在)

(建設政策課)

番号	危険箇所番号	急傾斜地崩壊危険区域名	区	字	指定年月日
313	Ⅱ 1544.1545	黒俣上和田-口	葵区	黒俣	平成28年11月29日
314	1355	西河内下水神	清水区	土	平成28年11月29日
315	Ⅱ 1645	中河内神沢原2	清水区	中河内	平成28年12月9日
316	1369	小島無東坂	清水区	小島	平成29年6月27日
(296)	1078	梅ヶ島関ノ沢No.2	葵区	梅ヶ島	平成29年6月27日
317	-	西久保一丁目	清水区	西久保一丁目	平成29年7月28日
(169)	990	南沼上奥ノ谷上No.2	葵区	南沼上	平成29年9月15日
318	1293	宮前町a	葵区	柚木、宮前町、沓谷	平成30年2月13日
319	1259	丸子赤目ヶ谷C	駿河区	丸子	平成31年2月5日
320	1391	横砂大平山	清水区	横砂東町	令和元年12月17日
321	1274	丸子井尻b	駿河区	丸子、寺田	令和元年12月24日
(53)	1260	丸子赤目ヶ谷No.2	駿河区	丸子	令和元年12月24日
322	479	伊佐布坂井沢	清水区	伊佐布	平成32年3月13日
323	994	南沼上長仙ヶ谷	葵区	南沼上一丁目、川合	平成32年3月23日
324	1321	小河内下土	清水区	小河内	平成32年8月4日
325	1456	四方沢	清水区	馬走	平成33年1月29日
(316)	3660	小島無東坂No.2	清水区	小島町	平成33年3月5日
(306)	1286	沓谷赤坂坪No.2	葵区	沓谷、沓谷一丁目	平成33年3月16日
326	1238.1240	手越公園横	駿河区	向敷地、手越	平成33年5月11日
(292)	1221	飯間栗ヶ沢No.2	葵区	飯間	平成33年6月1日
327	1020	井宮町a	葵区	井宮町、宮ヶ崎町	平成33年9月7日

計	葵区	189
	駿河区	35
	清水区	103
	静岡市	327

※番号の()書きは、以前指定された関連区域

地すべり防止区域指定一覧表

(令和5年3月31日現在)

国土交通省所管

(建設政策課)

番号	地すべり防止区域名	所在地		全指定面積 (ha)	告示			備考
		区名	字名		指定面積	指定年月日	番号	
1	蛇塚	葵区	黒俣	27.44	27.44	S60. 3.27	707	建設省告示
2	諸子沢	葵区	諸子沢	7.14	7.14	H14. 1.25	33	国土交通省告示
3	口坂本	葵区	口坂本	197.50	185.94	S35.10. 1	2117	建設省告示
					11.56	H27.11.2	1087	国土交通省告示
4	丸子逆川	駿河区	丸子	7.85	7.85	H16. 3.26	371	国土交通省告示
5	西倉澤	清水区	西倉澤及び興津井上町	58.26	39.08	H17. 1.31	117	国土交通省告示
					19.18	S45.11.26	1702	建設省告示
						S54. 7. 9	1205	建設省告示
6	平ノ尾	葵区	諸子沢	24.63	24.63	H24. 3.29	340	国土交通省告示
	面積 (ha)			322.82				
	箇所数			6箇所				

(令和5年3月31日現在)

農林水産省所管

(農地整備課・治山林道課)

番号	地すべり防止区域名	所在地		全指定面積 (ha)	告示			備考
		区名	字名		指定面積	指定年月日	番号	
	林野庁所管							
1	寺尾	清水区	由比寺尾	264.22	18.54	S34. 1.24	67	
					10.20	S37. 8.23	1074	
					49.70	S48. 3.24	719	
					163.48	S50. 5.23	579	
					4.30	S57. 1.30	242	
					1.09	S60. 4.25	601	
					16.91	S61. 8.2	1312	
2	横沢	葵区	横沢	114.38	114.38	S37. 8.23	1074	
3	崩野	葵区	崩野	126.36	41.98	S37. 8.23	1074	
					84.38	S54. 3.1	397	
4	川合坂	葵区	檜尾	6.87	6.87	H7. 8.2	1097	
5	上杉尾	葵区	杉尾	10.26	10.26	H11. 7.21	930	
6	本谷沢	葵区	奥仙俣	7.91	7.91	H14. 8.22	1363	
7	和田	清水区	小河内	5.86	5.86	H18. 9.25	1273	
8	タチカラ	葵区	檜尾	5.34	5.34	H29.10.17	7124	
	面積 (ha)			541.20				
	箇所数			8箇所				
	構造改善局所管							
1	西山寺	清水区	由比西山寺	24.60	24.60	S53. 3.31	409	
2	白井沢	清水区	由比阿僧	23.50	23.50	S54. 3.31	566	
3	白井沢西	清水区	由比西山寺	34.20	34.20	S55. 3.17	355	
4	阿僧	清水区	由比阿僧	47.80	47.80	S56. 3.18	377	
5	長野	清水区	由比入山	26.00	26.00	H2. 3.16	410	
6	長野南	清水区	由比入山	17.00	17.00	H3.10.24	1296	
7	阿僧北	清水区	由比阿僧	24.00	24.00	H5.12. 6	1415	
8	平山	葵区	平山	10.50	10.50	H7.10.17	1651	
	面積 (ha)			207.60				
	箇所数			8箇所				

土砂災害危険箇所数

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

	土石流危険渓流				急傾斜地崩壊危険箇所				地すべり危険箇所	危険箇所合計
	I	II	III	計	I	II	III	計		
葵区	289	261	12	562	419	665	97	1,181	12	1,755
駿河区	63	28	3	94	83	89	11	183	2	279
清水区	220	143	2	365	290	316	69	675	18	1,058
静岡市	572	432	17	1,021	792	1,070	177	2,039	32	3,092

注) I:人家5戸以上 II:人家1~4戸 III:準ずる箇所

土砂災害(特別)警戒区域 指定箇所数

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

	土石流		急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)		地すべり		計(箇所)	
	警戒区域【イエロー】	特別警戒区域【レッド】	警戒区域【イエロー】	特別警戒区域【レッド】	警戒区域【イエロー】	特別警戒区域【レッド】	警戒区域【イエロー】	特別警戒区域【レッド】
葵区	552	411	1131	1103	14	0	1,697	1,514
駿河区	95	67	195	192	1	0	291	259
清水区	366	261	641	622	17	0	1,024	883
計	1,013	739	1,967	1,917	32	0	3,012	2,656

※各区毎の指定区域については次頁以降を参照してください。

※区域図等詳細は、静岡県砂防課ウェブサイトに掲載しています。

<URL> <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/sabo/doshasaigai/1029522.html>


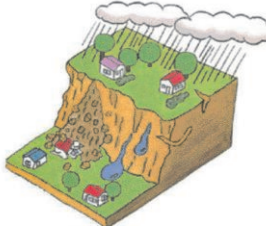

◎土砂災害(特別)警戒区域

土砂災害(特別)警戒区域とは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(通称:土砂災害防止法)」に基づき指定される土砂災害のおそれのある区域。

土砂災害警戒区域は、土砂等の崩壊によって被害を受ける恐れのある区域で、指定区域図において黄色で範囲を示すことから、「イエローゾーン」とも呼ばれる。

また、土砂災害特別警戒区域とは、土砂等の崩壊によって、住宅等の建築物が倒壊し、住んでいる人の生命や身体に大きな危害が生ずるおそれがある区域で、この区域では、危険な住宅の開発等が行われないための規制などがかかる。特別警戒区域は指定区域図において赤色で範囲を示すため、「レッドゾーン」とも呼ばれる。

◎土砂災害の種類

土石流	谷や斜面にたまった土・石・砂などが、大雨等による水とともに河川や渓流などを一気に流れ出す現象。スピードが速く(時速40~50キロメートル程)、通り道にある岩や木などを巻き込んで大きくなり破壊力も大きくなる。谷の出口にくるとおうぎ形に広がり、広範囲に大きな被害がでる。土石流が止まったところには、たくさんの岩や土砂が積もる。	
がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)	急傾斜地(傾斜の角度30度以上で高さが5m以上の地形)において、地面にしみ込んだ雨水で柔らかくなった土砂が斜面から突然崩れ落ちる現象。一瞬のうちに崩れ落ちるので、逃げ遅れなどで被害が大きくなる。地震で起こることもある。	
地すべり	比較的ゆるやかな斜面で、地中の粘土層などがゆっくりと斜面下方に動きだす現象。一度に広範囲で発生するので、住宅や道路、鉄道などに大きな被害が発生する。一旦動き出すとこれを完全に停止させることは非常に困難である。	

箇所番号	区域名	所在地 (葵区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名		
1	105-I-1021	井宮町A	井宮町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第309号	4.57	2.53	安西	井宮町	
2	105-I-1022	井宮町	井宮町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H19.3.30	第430号	4.85	-		井宮町	
3	105-I-1020	片羽町	片羽町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H19.3.30	第430号	1.17	-	城内	片羽町	
4	105-II-1600	宮ヶ崎町	宮ヶ崎町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第309号	2.39	1.16		宮ヶ崎町	
5	105-II-1599	音羽町C	音羽町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	0.70	0.25	伝馬町	音羽町	
6	105-I-0067	春日三丁目A	春日三丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	1.75	0.74		春日三丁目	
7	105-I-1295	春日三丁目B	春日三丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	3.12	1.89			
8	105-I-1296	春日三丁目C	春日三丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	2.04	1.12			
9	105-I-1297	音羽町A	春日三丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	2.35	0.91			
10	105-I-2889	音羽町B	春日町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	0.78	0.21			
11	201-I-241	安立寺沢	春日町	土石流	H20.3.28	第310号	2.00	-		横内	春日三丁目
12	105-I-1292	沓谷赤坂越ノ坪	宮前町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	2.17	1.12			
13	105-I-1293	柚木谷津山坪A	宮前町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	4.44	2.47			
14	105-I-1294	柚木谷津山坪B	宮前町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	5.09	2.69			
15	105-II-1596	沓谷椎木原ノ坪A	沓谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	2.26	1.37			
16	105-II-1597	沓谷椎木原ノ坪B	沓谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	0.47	0.19			
17	105-I-1285	瓦場町	瓦場町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第324号	3.17	1.70	横内	瓦場町	
18	105-I-1286	沓谷赤坂坪	沓谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	4.67	2.74			
19	105-I-3653	沓谷一丁目A	沓谷1丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	1.64	0.81			
20	105-II-1595	沓谷一丁目B	沓谷1丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	0.36	0.14			
21	105-I-1019	丸山町	丸山町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H19.3.30	第430号	3.85	-	安東	丸山町、大岩本町2区	
22	105-I-1013	大岩芝欠	大岩	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第309号	3.03	0.34			
23	105-I-1014	大岩三丁目A	大岩	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第308号	6.12	4.31			
24	105-I-1015	大岩日影山	大岩	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第309号	4.99	2.44			
25	105-I-1016	大岩城山	大岩	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第309号	5.64	0.22			
26	105-I-1017	大岩深田	大岩	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第309号	13.65	7.78			
27	105-I-1018	大岩本町	大岩	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H19.3.30	第430号	4.71	-	唐瀬	大岩本町3区	
28	105-I-1010	大岩船原No.2	大岩	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第309号	1.69	0.15			
29	105-I-1011	大岩船原	大岩	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第309号	1.36	0.82			
30	105-I-1012	大岩芝欠No.2	大岩	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第309号	1.99	0.76			
31	105-II-1103	大岩四丁目	大岩4丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第309号	2.00	1.50	城北	大岩四丁目	
32	201-I-234	船原沢	大岩	土石流	H23.3.29	第308号	5.36	0.03			
33	105-I-1008	池ヶ谷蔵ノ山	池ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第309号	8.83	3.78			
34	105-I-1009	池ヶ谷天神山	池ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第309号	3.14	0.91			
35	105-I-2840	池ヶ谷	池ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第309号	2.56	2.16			
36	201-I-235	枇杷沢	池ヶ谷	土石流	H23.3.29	第308号	2.79	0.01			
37	201-I-236	鬼沢	池ヶ谷	土石流	H23.3.29	第308号	3.93	0.00			
38	105-I-1003	南神明窪	南	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第309号	6.78	0.33			
39	105-I-1004	南神明窪No.2	南	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第309号	6.71	0.60			
40	105-I-1005	南No.2	南	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第309号	2.41	-			
41	105-I-1006	南No.3	南	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第309号	1.45	0.14			
42	105-I-1007	南No.3の2	南	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第309号	5.27	3.82			
43	105-II-1104	唐瀬三丁目	唐瀬3丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第309号	2.46	1.50	千代田	唐瀬	
44	201-I-232	神明窪沢	南	土石流	H23.3.29	第308号	4.48	-			
45	201-I-233	大時ヶ谷沢	南	土石流	H23.3.29	第308号	4.53	0.01			
46	201-I-237	唐瀬沢	岳美	土石流	H23.3.29	第308号	3.88	-			
47	105-I-1288	長沼一丁目	長沼一丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	0.20	0.05			
48	105-I-1287	沓谷二丁目A	沓谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	2.14	1.13			
49	105-II-1598	沓谷二丁目B	沓谷2丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	0.50	0.17			
50	201-I-238	沓谷沢	沓谷	土石流	H20.3.28	第310号	2.14	-			
51	201-I-239	蓮永寺沢	沓谷	土石流	H20.3.28	第310号	1.77	0.02			
52	105-I-3652	沓谷三丁目	沓谷4丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	1.62	0.51			
53	201-I-240	竜雲寺沢	沓谷	土石流	H20.3.28	第310号	1.92	-			
54	105-II-1594	沓谷戸ヶ谷坪	沓谷4丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	0.46	0.16			
55	105-I-1291	沓谷七面前下坪	長沼	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	1.34	0.61			
56	105-I-1289	沓谷常波ヶ谷坪	長沼	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	2.60	1.52			
57	105-I-3654	沓谷南丸山ノ坪	沓谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	1.21	0.61			
58	105-I-0988	南沼上北ノ谷	南沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	4.23	1.15	千代田東	南沼上	
59	105-I-0989	南沼上大平	南沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	1.09	-			
60	105-I-0990	南沼上奥ノ谷	南沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	5.00	1.51			
61	105-I-0991	南沼上大谷津・南沼上奥ノ谷上	南沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	3.96	1.72			
62	105-I-0993	南沼上楠ヶ谷	南沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	4.91	1.86			
63	105-I-3571	流通センターA	南沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H18.3.24	第330号	4.04	2.09			
64	105-II-1009	南沼上大谷津A	南沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H18.3.24	第330号	2.29	1.09			
65	105-II-1062	南沼上菅蒲ヶ谷	南沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	0.90	0.35			
66	105-II-1063	南沼上坂下	南沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H18.3.24	第330号	2.59	1.55			
67	105-II-1098	浅畑新田天神前	天神前	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H18.3.24	第330号	0.61	0.27			
68	105-II-1099	南沼上御殿場	南沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H18.3.24	第330号	0.39	0.13			
69	105-II-1100	流通センターB	流通センター	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H18.3.24	第330号	1.25	0.62			
70	105-II-1101	流通センターC	流通センター	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	4.89	2.84			
71	201-I-267	小瀬戸沢	南沼上	土石流	H22.3.30	第273号	3.23	0.02			
72	201-I-269	大谷津北沢	南沼上	土石流	H22.3.30	第273号	1.97	0.00			
73	201-I-270	南沼上下沢	南沼上	土石流	H18.3.24	第331号	2.53	-			
74	201-II-190	諏訪西沢	諏訪	土石流	H22.3.30	第273号	3.37	0.02			
75	201-II-208	大谷津南沢	南沼上	土石流	H22.3.30	第273号	2.80	0.04			

土砂災害(特別)警戒区域一覧<葵区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (葵区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名			
76	201-II-209	大谷津南下沢	南沼上	土石流	H22.3.30	第273号	2.59	0.00	千代田東	南沼上		
77	201-III-012	諏訪下沢	南沼上	土石流	H22.3.30	第273号	4.30	0.04		南沼上西部		
78	105-I-0063	南沼上一丁目	南沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H18.3.24	第330号	1.81	0.92		南沼上東部		
79	105-I-0994	南沼上二丁目	南沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	7.26	3.76				
80	201-I-271	南沼上団地沢	南沼上	土石流	H22.3.30	第273号	2.53	-				
81	105-I-0987	南沼上無生ヶ谷	南沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	7.64	3.96		水梨古瀬名		
82	105-I-0961	瀬名谷ノ沢	瀬名	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	5.30	1.85		瀬名新田		
83	105-I-3569	長尾赤羽根	長尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	3.71	1.92				
84	105-I-3570	瀬名六丁目B	瀬名六丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	2.62	1.36				
85	201-I-255	瀬名病院沢	瀬名六丁目 他	土石流	H19.3.30	第429号	4.54	0.02				
86	201-I-260	瀬名宮沢	瀬名六丁目 他	土石流	H19.3.30	第429号	3.52	-				
87	105-II-1058	瀬名六丁目	瀬名六丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H17.3.29	第512号	0.47	0.19	瀬名新幕			
88	201-I-262	瀬名井戸沢	瀬名	土石流	H17.3.29	第509号	3.86	0.01	西奈	瀬名大門、水梨古瀬名		
89	105-I-0960	瀬名大沢	瀬名	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H17.3.29	第512号	0.62	0.23				
90	105-I-2829	瀬名三丁目A	瀬名	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H17.3.29	第512号	0.82	0.37				
91	105-II-1061	瀬名三丁目B	瀬名三丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H17.3.29	第512号	0.71	0.25				
92	201-I-264	瀬名大沢	瀬名	土石流	H22.3.30	第273号	5.74	0.03				
93	201-I-265	大沢南沢	瀬名	土石流	H22.3.30	第273号	4.32	0.01				
94	105-I-2834	瀬名四丁目A	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H18.3.24	第330号	2.05	0.87				
95	105-I-2835	瀬名四丁目B	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H18.3.24	第330号	1.53	0.58				
96	201-I-266	水梨橋沢	瀬名四丁目	土石流	H18.3.24	第331号	1.83	-				
97	201-II-207	瀬名四丁目沢	瀬名四丁目 他	土石流	H19.3.30	第429号	2.41	0.02				
98	105-II-1060	瀬名東下	瀬名三丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H17.3.29	第512号	0.21	0.07	瀬名東下			
99	201-I-268	大谷津沢	瀬名	土石流	H22.3.30	第273号	4.14	0.01	瀬名緑町			
100	105-I-0959	瀬名東上	瀬名	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H17.3.29	第512号	1.49	0.63	足ヶ谷	足ヶ谷		
101	105-I-2830	瀬名緑町	瀬名	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H17.3.29	第512号	1.26	0.51				
102	105-I-0986	北沼上足ヶ谷	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	4.22	2.01				
103	105-I-2832	北沼上足ヶ谷C	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H17.12.26	第1413号	1.04	0.45				
104	105-I-3566	北沼上足ヶ谷D	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H17.12.26	第1413号	1.21	0.42				
105	105-II-1016	北沼上足ヶ谷A	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H17.12.26	第1413号	1.10	0.51				
106	105-II-1051	北沼上足ヶ谷B	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H17.12.26	第1413号	1.28	0.53				
107	201-II-188	浅畑上沢	北沼上	土石流	H22.3.30	第273号	4.00	0.04			南幕ヶ谷	南幕ヶ谷
108	201-I-263	幕ヶ谷沢	瀬名	土石流	H17.3.29	第509号	3.98	0.01				
109	201-II-189	金左衛門久保沢	南沼上	土石流	H22.3.30	第273号	3.45	0.03				
110	201-III-010	諏訪上沢	南沼上	土石流	H22.3.30	第273号	4.31	0.00	薬師	薬師		
111	201-III-011	諏訪中沢	南沼上	土石流	H22.3.30	第273号	5.02	0.01				
112	201-I-261	谷ノ沢	瀬名	土石流	H17.3.29	第509号	2.79	0.00				
113	105-I-0963	長尾一ノ瀬	長尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第308号	3.78	1.47	長尾	長尾		
114	105-I-0964	長尾小路分	長尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第308号	1.80	0.21				
115	105-I-0965	長尾堀切	長尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第308号	2.06	0.31				
116	105-I-0966	長尾下屋敷	長尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第308号	2.23	0.66				
117	105-II-1015	長尾柏尾沢	長尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第308号	2.01	0.93				
118	105-II-1057	長尾寺海道	長尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第308号	1.16	0.61				
119	105-III-0390	長尾中ウ子	長尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第308号	1.43	0.89				
120	201-I-250	松尾橋北沢	長尾	土石流	H19.3.30	第428号	2.22	-				
121	201-I-251	松尾橋南沢	長尾	土石流	H19.3.30	第428号	1.18	0.01				
122	201-I-254	長尾南沢	長尾	土石流	H19.3.30	第428号	2.86	0.04				
123	201-II-197	清福寺沢	長尾	土石流	H19.3.30	第428号	1.76	-				
124	201-II-198	清福寺南沢	長尾	土石流	H19.3.30	第428号	1.01	0.01				
125	201-II-199	一ノ瀬沢	長尾	土石流	H19.3.30	第428号	1.66	-				
126	105-I-0967	平山細野山	平山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第308号	4.37	1.79			北沼上	北沼上
127	105-I-0968	平山博士平	平山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第308号	4.64	2.43				
128	105-I-0969	平山天王坂	平山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第308号	2.47	1.28				
129	105-I-0970	平山僧宇津	平山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第308号	3.99	3.24				
130	105-I-0971	平山古元地	平山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第308号	1.33	0.19				
131	105-I-0972	平山上	平山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第308号	2.57	1.42				
132	105-II-1047	平山檜尾	平山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第308号	2.81	1.78				
133	201-I-244	則沢川	北沼上	土石流	H19.3.30	第427号	6.47	-	平山	平山		
134	201-I-246	大久保沢	北沼上	土石流	H19.3.30	第427号	1.64	0.01				
135	201-I-247	大久保東沢	北沼上	土石流	H19.3.30	第427号	1.69	0.01				
136	201-I-248	則沢	北沼上	土石流	H19.3.30	第427号	0.64	0.01				
137	201-I-249	神橋沢	平山	土石流	H19.3.30	第427号	2.85	0.01				
138	201-II-191	則沢亀石沢	北沼上	土石流	H19.3.30	第427号	1.73	0.06				
139	201-II-192	フル沢	平山	土石流	H19.3.30	第427号	1.34	0.01				
140	201-II-193	西平山沢	平山	土石流	H19.3.30	第427号	1.90	0.02				
141	201-II-194	南平山沢	平山	土石流	H19.3.30	第427号	0.80	0.00				
142	201-II-195	小天ノ沢	平山	土石流	H19.3.30	第427号	0.91	0.02				
143	201-J-013	西平山中沢	平山	土石流	H19.3.30	第427号	1.49	0.02				
144	201-J-014	西平山下沢	平山	土石流	H19.3.30	第427号	0.41	0.03				
145	105-I-0973	北沼上川合野	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	4.56	1.08	北沼上	北沼上		
146	105-I-0974	北沼上新床	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	2.74	0.28				
147	105-I-0975	北沼上冥加島	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	3.86	0.76				
148	105-I-0976	北沼上クリノ島	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	1.91	0.71				
149	105-I-0977	北沼上森ノ窪	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	0.60	0.16				
150	105-I-0978	北沼上日影平	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	2.48	0.22				
151	105-I-0979	北沼上松尾	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	2.02	-				

土砂災害(特別)警戒区域一覧 <莒区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

	箇所番号	区域名	所在地 (莒区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名
152	105-I-0980	北沼上本村・北沼上本村上	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	14.87	4.86	北沼上	北沼上
153	105-I-0981	北沼上田ヶ谷下	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	1.16	-		
154	105-I-0982	北沼上田ヶ谷中	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	3.76	1.31		
155	105-I-0983	北沼上田ヶ谷	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	7.90	4.10		
156	105-I-0984	北沼上諏訪	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	5.25	2.79		
157	105-I-0985	北沼上田ヶ谷D	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	5.96	3.36		
158	105-I-3567	北沼上蛭沢A	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	3.65	1.76		
159	105-II-1048	北沼上庚申山	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	1.90	1.43		
160	105-II-1049	北沼上松尾-2	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	3.57	2.08		
161	105-II-1050	北沼上塩沢	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	1.44	0.69		
162	105-II-1053	北沼上田ヶ谷C	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	4.06	2.75		
163	105-II-1054	北沼上田ヶ谷B	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H18.3.24	第330号	3.12	1.75		
164	105-II-1055	北沼上小蛭沢	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	1.07	0.41		
165	105-II-1056	北沼上蛭沢B	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	2.75	1.16		
166	201-I-245	センガ沢	北沼上	土石流	H22.3.30	第273号	1.70	0.13		
167	201-I-252	北沼上北沢	北沼上	土石流	H19.3.30	第428号	2.09	0.02		
168	201-I-253	北沼上北沢	北沼上	土石流	H19.3.30	第428号	2.63	0.01		
169	201-I-256	田ヶ谷沢奥沢	北沼上	土石流	H19.3.30	第428号	5.80	0.02		
170	201-I-257	田ヶ谷西沢	北沼上	土石流	H19.3.30	第428号	1.57	-		
171	201-I-258	田ヶ谷中沢	北沼上	土石流	H19.3.30	第428号	2.56	0.02		
172	201-I-259	田ヶ谷東沢	北沼上	土石流	H18.3.24	第331号	2.87	0.01		
173	201-II-196	北沼上南沢	北沼上	土石流	H19.3.30	第428号	1.75	0.02		
174	201-II-200	上蛭沢	北沼上	土石流	H19.3.30	第428号	3.42	-		
175	201-II-201	蛭沢川	北沼上	土石流	H19.3.30	第428号	3.19	0.01		
176	201-II-202	下蛭沢	北沼上	土石流	H19.3.30	第428号	1.88	0.02		
177	201-II-203	上田ヶ谷沢	北沼上	土石流	H18.3.24	第331号	0.95	0.02		
178	201-II-204	田ヶ谷北沢	北沼上	土石流	H18.3.24	第331号	2.09	0.02		
179	201-II-205	田ヶ谷中央沢	北沼上	土石流	H18.3.24	第331号	2.45	-		
180	201-II-206	田ヶ谷下沢	北沼上	土石流	H18.3.24	第331号	1.91	-		
181	201-J-015	中長尾沢	田ヶ谷	土石流	H19.3.30	第428号	0.56	-		
182	105-I-3568	長尾石径	長尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.30	第274号	6.10	3.53	北沼上、長尾	
183	105-I-0999	羽高八ヶ谷	羽高	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.27	第321号	2.69	0.85		
184	201-I-220	羽高沢	羽高	土石流	H21.3.27	第320号	5.82	0.00	羽高	
185	201-I-221	八ヶ谷沢	羽高	土石流	H21.3.27	第320号	3.84	0.01		
186	201-II-186	羽高西沢	羽高	土石流	H21.3.27	第320号	4.00	0.01		
187	105-I-2839	北西山	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.27	第321号	0.89	0.28	五反田	
188	201-I-218	西山南沢	北	土石流	H21.3.27	第320号	2.62	0.01		
189	201-I-219	西山北沢	北	土石流	H21.3.27	第320号	2.98	0.02		
190	105-I-0996	東天王山	東	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	6.63	2.74	東	
191	105-I-3584	東見道塚	東	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	5.09	2.61		
192	105-II-1095	東赤松	東	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	0.25	0.09		
193	105-II-1096	東石神A	東	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	0.55	0.24		
194	105-II-1097	東石神B	東	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	2.25	1.37		
195	105-III-0391	東柳原	東	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	2.49	1.39		
196	201-I-223	奥ノ谷沢	北	土石流	H22.3.19	第219号	5.18	0.05		
197	201-II-180	屋敷沢	北	土石流	H22.3.19	第219号	3.53	-		
198	201-II-187	赤松沢	東	土石流	H22.3.19	第219号	4.33	0.01		
199	105-I-1001	南根神	南	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.27	第321号	2.16	0.36		南奥
200	105-II-1090	南平山	南	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.27	第321号	1.26	0.52		
201	105-II-1091	南寺久保	南	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.27	第321号	4.06	2.09		
202	201-I-227	平山ノ沢	南	土石流	H21.3.27	第320号	6.14	0.01		
203	201-I-228	八津奥沢北沢	南	土石流	H21.3.27	第320号	7.15	0.00	麻機	
204	105-I-1002	南八津口・南滝ヶ谷	南	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.27	第321号	6.45	1.88		
205	105-II-1093	南谷久保	南	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.27	第321号	0.90	0.39		
206	201-I-229	八津奥沢	南	土石流	H21.3.27	第320号	6.62	0.03		
207	201-I-230	谷久保沢	南	土石流	H21.3.27	第320号	7.26	-		
208	201-I-231	崩沢	南	土石流	H21.3.27	第320号	6.57	-		
209	105-I-0997	北滝ノ谷C	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	6.20	3.35		北
210	105-I-0998	北才光寺A	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	3.87	1.98		
211	105-I-2837	北谷津E	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	1.52	0.56		
212	105-I-2838	北滝ノ谷D	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	1.54	0.70		
213	105-I-3572	北才光寺E	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	1.84	1.22		
214	105-I-3574	北谷津A	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	1.44	0.51		
215	105-I-3575	北滝ノ谷A	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	1.99	0.97		
216	105-I-3576	北滝ノ谷B	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	3.37	2.28		
217	105-I-3577	北才光寺B	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	1.54	0.82		
218	105-I-3578	北池ヶ谷A	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	0.39	0.15		
219	105-I-3579	北滝ノ谷E	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	2.26	1.24		
220	105-II-1064	北才光寺C	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	0.51	0.22		
221	105-II-1065	北才光寺D	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	0.88	0.35		
222	105-II-1066	北池ヶ谷E	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	0.94	0.61		
223	105-II-1067	北池ヶ谷H	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	0.96	0.58		
224	105-II-1068	北池ヶ谷D	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	0.60	0.47		
225	105-II-1069	北池ヶ谷F	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	2.76	2.03		
226	105-II-1070	北谷津C	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	0.94	0.39		

	箇所番号	区域名	所在地 (葵区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名	
227	105-II-1071	北谷津B	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	0.88	0.44	麻機	北	
228	105-II-1072	北谷津D	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	0.41	0.18			
229	105-II-1073	北滝ノ谷F	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	2.20	1.14			
230	105-II-1074	北池ヶ谷C	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	0.58	0.37			
231	105-II-1075	北池ヶ谷B	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	0.47	0.25			
232	105-II-5847	北柳沢	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	1.51	0.25			
233	105-III-0280	北滝ノ谷G	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	0.85	0.59			
234	105-III-0281	北池ヶ谷G	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	0.50	0.31			
235	201-I-212	滝ノ谷沢	北	土石流	H22.3.19	第219号	2.42	0.02			
236	201-I-213	滝ノ谷南沢	北	土石流	H22.3.19	第219号	1.95	0.06			
237	201-I-214	北井戸沢	北	土石流	H22.3.19	第219号	1.78	0.05			
238	201-I-215	谷津沢川	北	土石流	H22.3.19	第219号	4.67	0.05			
239	201-I-216	谷津南沢	北	土石流	H22.3.19	第219号	4.23	0.00			
240	201-I-217	猿田下沢A	北	土石流	H22.3.19	第219号	3.49	0.01			
241	201-II-177	北才光寺公園上沢	北	土石流	H22.3.19	第219号	1.71	0.01			
242	201-II-178	北才光寺公園下沢	北	土石流	H22.3.19	第219号	1.00	0.00			
243	201-II-179	下滝ノ谷沢	北	土石流	H22.3.19	第219号	0.77	0.01			
244	201-II-181	猿田川	北	土石流	H22.3.19	第219号	2.70	0.04			
245	201-II-182	下猿田沢	北	土石流	H22.3.19	第219号	2.16	-			
246	201-II-183	猿田上沢	北	土石流	H22.3.19	第219号	1.24	0.01			
247	201-II-184	猿田中沢	北	土石流	H22.3.19	第219号	0.70	0.01			
248	201-II-185	猿田下沢B	北	土石流	H22.3.19	第219号	1.59	0.03			
249	105-I-0995	東坂道	東	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	1.38	0.86			麻機東団地
250	105-I-2836	東奥ノ谷	東	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.3.19	第220号	5.02	2.96			
251	201-I-224	柳原北沢	北	土石流	H22.3.19	第219号	3.04	0.03			
252	201-I-225	柳原南沢	東	土石流	H22.3.19	第219号	3.38	0.00	有永		
253	105-I-1000	有永沢奥	有永	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.27	第321号	3.23	1.32			
254	201-I-222	前田沢	有永	土石流	H21.3.27	第320号	5.85	0.02			
255	201-I-226	魚ノ堀沢	有永	土石流	H21.3.27	第320号	3.71	0.02			
256	105-I-1023	籠上寺の上	籠上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第309号	12.52	7.55	井宮	籠上	
257	105-I-1024	籠上ノ山	籠上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H19.3.30	第430号	1.71	-	井宮北	昭府町	
258	105-I-1025	昭府町城山	籠上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H19.3.30	第430号	1.46	-			
259	105-I-1026	昭府町	昭府町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H19.3.30	第430号	1.69	-			
260	105-I-1027	昭府町光明坂	昭府町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H19.3.30	第430号	3.40	-			
261	105-I-1028,1029	昭府町狐穴	昭府町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H19.3.30	第430号	2.78	-			
262	105-I-3585	昭府二丁目B	昭府町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第309号	2.66	1.52			
263	105-II-1102	昭府二丁目A	昭府2丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第309号	1.10	0.56			
264	201-I-090	昭府沢	昭府	土石流	H23.3.29	第308号	2.54	0.02			
265	105-I-1040	下下ノ谷前	下	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H19.3.30	第430号	0.90	-			下
266	105-I-1041	下下ノ谷	下	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H19.3.30	第430号	3.73	-			
267	105-I-1043	下上ノ谷	下	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H19.3.30	第430号	3.06	-			
268	105-I-1044	下後山	下	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H19.3.30	第430号	6.71	-			
269	105-I-1044	下和田	下	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H19.3.30	第430号	2.17	-			
270	105-I-1045	下柿ヶ谷下	下	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H19.3.30	第430号	1.26	-			
271	105-I-1046	下柿ヶ谷	下	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H19.3.30	第430号	1.94	-			
272	105-I-1047	下橋沢B	下	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第72号	1.52	0.88			
273	105-I-1048	下屋井戸	下	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第72号	1.65	0.85			
274	105-I-1049	下山脇	下	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第72号	0.22	0.07			
275	105-I-3580	下橋沢A	下	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第72号	0.26	0.17			
276	105-II-1010	下上ノ谷B	下	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第72号	1.44	0.74			
277	105-II-1077	下貉石A	下	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第72号	2.93	1.80			
278	105-II-1078	下鞍沢	下	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第72号	0.76	0.39			
279	105-II-1080	下貉石B	下	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第72号	2.71	1.58			
280	105-II-1081	下大平	下	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第72号	1.57	0.68			
281	201-I-063	柿ヶ谷沢	下	土石流	H22.1.29	第71号	1.72	-	賤機南		
282	201-I-064	下沢奥沢	下	土石流	H22.1.29	第71号	3.38	0.01			
283	201-I-065	上ノ谷沢	下	土石流	H22.1.29	第71号	3.08	-			
284	201-I-066	下ノ谷沢A	下	土石流	H22.1.29	第71号	2.71	0.02			
285	201-II-045	屋井戸沢	下	土石流	H22.1.29	第71号	4.09	0.02			
286	201-II-046	森奥沢	下	土石流	H22.1.29	第71号	4.11	0.01			
287	201-II-047	下ノ谷沢B	下	土石流	H22.1.29	第71号	2.69	0.01			
288	105-I-3583	松富上組水神	松富上組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.27	第321号	3.80	2.28		松富、福田ヶ谷	
289	105-I-1031	松富一丁目C	松富一丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.27	第321号	8.32	5.41			
290	105-I-1032	松富上組干場a	松富二丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.27	第321号	3.13	0.68			
291	105-I-1033	松富上組干場	松富上組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H19.3.30	第430号	0.65	-			
292	105-I-1034	松富上組中村	松富上組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H19.3.30	第430号	4.02	-			
293	105-I-1035	松富上組奥沢	松富三丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.27	第321号	2.42	0.94			
294	105-I-1036	松富四丁目B	松富四丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.27	第321号	4.24	3.04			
295	105-I-1037	松富大石a	松富四丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.27	第321号	3.17	1.76			
296	105-I-2841	松富一丁目B	松富一丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.27	第321号	0.75	0.28			
297	105-I-2842	松富二丁目	松富二丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.27	第321号	2.29	1.28			
298	105-I-2843	松富四丁目A	松富四丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.27	第321号	2.36	1.11			
299	105-II-1094	松富大石a-2	松富四丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.27	第321号	0.20	-			
300	201-I-067	福ヶ谷沢	松富四丁目	土石流	H21.3.27	第320号	2.28	0.03			

土砂災害(特別)警戒区域一覧<葵区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (葵区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名	
301	201-I-068	松富上組奥沢	松富三丁目	土石流	H21.3.27	第320号	2.71	-	松富	
302	201-I-069	富慶寺沢	松富三丁目	土石流	H21.3.27	第320号	2.85	0.01		
303	201-I-070	井戸谷沢	松富二丁目	土石流	H21.3.27	第320号	2.07	0.04		
304	201-I-071	宮下沢	松富一丁目	土石流	H21.3.27	第320号	2.74	-		
305	201-I-072	松富一丁目沢	松富一丁目	土石流	H21.3.27	第320号	2.65	-		
306	105-I-1038	福田ヶ谷榎木八津	福田ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H19.3.30	第430号	4.27	-	賤機南	
307	105-I-1039	福田ヶ谷本田奥	福田ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H19.3.30	第430号	4.94	-		
308	105-II-1086	福田ヶ谷中ノ谷津前	福田ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.27	第321号	0.62	0.26		
309	105-II-1087	福田ヶ谷本田奥B	福田ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.27	第321号	0.61	0.29		
310	105-II-1088	福田ヶ谷杉ノ谷	福田ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.27	第321号	1.13	0.39		
311	105-II-1089	福田ヶ谷榎木谷新田	福田ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.27	第321号	2.38	1.58	福田ヶ谷	
312	201-II-048	中ノ谷沢	福田ヶ谷	土石流	H21.3.27	第320号	2.60	0.06		
313	201-II-049	福田ヶ谷沢	福田ヶ谷	土石流	H21.3.27	第320号	3.42	0.03		
314	105-I-1052	牛妻笹子	牛妻	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	7.01	4.94		
315	105-I-1053	牛妻中沢	牛妻	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	7.66	1.47		
316	105-I-1055	牛妻丹野B	牛妻	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	1.82	1.08		
317	105-I-1056	牛妻丹野	牛妻	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	2.22	0.91		
318	105-I-1057	牛妻向山	牛妻	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	10.85	5.47		
319	105-I-1058	牛妻森谷沢	牛妻	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	2.44	0.88		
320	105-I-2890	牛妻平	牛妻	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	1.62	0.22		
321	105-I-3562	牛妻森谷沢B	牛妻	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	0.20	0.07		
322	105-I-3563	牛妻丹野口	牛妻	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	2.60	1.43		
323	105-I-3564	牛妻シダモリ	牛妻	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	6.46	4.20		
324	105-II-1011	牛妻丹野C	牛妻	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	3.73	2.31		
325	105-II-1034	牛妻成沢	牛妻	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	4.85	2.41		
326	105-II-1035	牛妻森谷沢C	牛妻	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	1.95	1.25		
327	105-II-1036	牛妻森谷沢A	牛妻	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	2.16	1.28		
328	105-II-1037	牛妻平A	牛妻	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	1.58	0.84		
329	105-II-1038	牛妻小沢	牛妻	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	0.68	0.43		
330	105-II-1039	牛妻馬見ト	牛妻	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	0.20	0.06		
331	105-II-1040	牛妻白沢A	牛妻	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	1.13	0.48		
332	105-II-1041	牛妻白沢B	牛妻	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	1.35	0.87		
333	105-III-0305	牛妻本割	牛妻	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	1.09	0.60		
334	105-III-0334	牛妻ゼツブ沢	郷島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	1.18	1.04		
335	105-III-0335	牛妻ハリマ沢	郷島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	12.08	9.08		
336	201-I-023	森谷沢	牛妻	土石流	H24.3.30	第306号	4.00	-	賤機中	
337	201-I-024	家奥沢	牛妻	土石流	H24.3.30	第306号	2.02	0.02		
338	201-I-025	ヒガシ沢	牛妻	土石流	H24.3.30	第306号	1.73	1.00		
339	201-I-026	坂下沢	牛妻	土石流	H24.3.30	第306号	1.24	-		
340	201-I-027	向山沢	牛妻	土石流	H24.3.30	第306号	1.66	0.01		
341	201-I-028	丹野沢川	牛妻	土石流	H24.3.30	第306号	4.06	0.07		
342	201-I-029	丹野南沢	牛妻	土石流	H24.3.30	第306号	1.44	0.02		
343	201-I-030	丹野東沢	牛妻	土石流	H24.3.30	第306号	1.77	-		
344	201-I-031	丹野中央沢	牛妻	土石流	H24.3.30	第306号	2.39	0.01		
345	201-I-032	丹野西沢	牛妻	土石流	H24.3.30	第306号	1.38	0.01		
346	201-I-033	牛妻中沢川	牛妻	土石流	H24.3.30	第306号	3.46	0.07		
347	201-I-034	中沢西沢	牛妻	土石流	H24.3.30	第306号	1.31	1.00		
348	105-I-1050	門屋奥村	門屋	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	7.41	2.17		
349	105-I-1051	門屋裏山	門屋	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	2.26	0.21		
350	105-II-1082	門屋坂ノ山	門屋	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	2.77	1.43		
351	105-II-1083	門屋天神	門屋	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	1.93	0.77		
352	105-II-1084	門屋出口	門屋	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	1.66	0.72		
353	105-II-1085	門屋割島	門屋	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	5.23	3.29		
354	105-II-5848	門屋内宮田	門屋	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第307号	5.64	2.90		
355	201-I-040	門屋川	門屋	土石流	H24.3.30	第306号	2.54	-	門屋	
356	201-I-041	門屋東沢	門屋	土石流	H24.3.30	第306号	1.17	0.02		
357	201-I-042	門屋中東沢	門屋	土石流	H24.3.30	第306号	1.96	0.01		
358	201-I-043	門屋中西沢	門屋	土石流	H24.3.30	第306号	2.82	0.01		
359	201-I-044	宝寿院沢	門屋	土石流	H24.3.30	第306号	3.87	0.07		
360	201-II-023	門屋西沢	門屋	土石流	H24.3.30	第306号	2.40	0.01		
361	201-II-024	門屋南沢	門屋	土石流	H24.3.30	第306号	1.93	0.02		
362	105-I-1059	郷島宮ノ上	郷島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	2.43	1.30		賤機北
363	105-I-1060	郷島ママ下	郷島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	6.17	1.71		
364	105-I-1061	郷島野田平坂	郷島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	1.83	0.26		
365	105-I-1062	郷島小田	郷島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	2.04	0.58		
366	105-II-1024	郷島ナロウ山A	郷島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	3.39	2.52		
367	105-II-1025	津渡野沢口	郷島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	1.98	1.26		
368	105-II-1026	郷島ナロウ山B	郷島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	5.46	3.47		
369	201-I-014	シガイ沢	郷島	土石流	H26.3.28	第304号	2.74	0.02		
370	201-I-015	浅間沢川	郷島	土石流	H26.3.28	第304号	2.22	0.66		
371	201-I-016	郷島北沢	郷島	土石流	H26.3.28	第304号	2.29	-		
372	201-I-017	郷島南沢	郷島	土石流	H26.3.28	第304号	2.15	0.09		
373	201-I-018	郷島沢	郷島	土石流	H26.3.28	第304号	9.11	0.01		
374	201-I-019	浅間沢川北沢	郷島	土石流	H26.3.28	第304号	3.84	0.01		
375	105-I-1063	野田平上小田	俵沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	5.35	3.40	俵沢	

土砂災害(特別)警戒区域一覧<莪区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

	箇所番号	区域名	所在地 (莪区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名
376	105-I-1064	俵沢上村	俵沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	6.49	3.75	賤機北	俵沢
377	105-I-1065	俵沢田端	俵沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	11.17	1.32		
378	105-I-3590	俵沢日影	俵沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	10.66	8.36		
379	105-I-3591	俵沢水久保	俵沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	3.93	1.13		
380	105-II-1165	俵沢長道A	俵沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	1.00	0.71		
381	105-II-1166	俵沢長道B	俵沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	1.03	0.63		
382	201-I-009	安倍大沢川支溪	俵沢	土石流	H26.3.28	第304号	6.25	0.28		
383	201-I-012	宮ノ沢	俵沢	土石流	H26.3.28	第304号	1.01	0.02		
384	201-I-013	杉沢	俵沢	土石流	H26.3.28	第304号	1.97	0.01		
385	105-II-1022	俵峰西ノ畑	俵峰	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	0.75	0.27		
386	105-II-1023	俵峰南ノ畑	俵峰	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	2.97	1.61		
387	105-III-0301	俵峰宝部	俵峰	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	1.99	1.09		
388	105-III-0302	俵峰池川	俵峰	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	6.66	4.65		
389	105-III-0303	俵峰鈴尾坂	俵峰	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	3.58	2.18		
390	105-III-0304	俵峰下ノ畑	俵峰	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	0.91	0.51		
391	201-I-010	安倍大沢川	俵峰	土石流	H26.3.28	第304号	7.83	0.26		
392	201-I-011	極宝寺沢	俵峰	土石流	H26.3.28	第304号	6.28	0.27		
393	105-I-3592	郷島奥平	野田平	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	0.78	0.33	野田平	
394	105-II-1167	野田平男井戸	野田平	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	0.15	0.03		
395	105-I-1066	油島上平	油島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	1.46	0.19		
396	105-I-1067	油島日向	油島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	3.20	1.74	油島	
397	105-II-1168	油島宮下	油島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第305号	1.72	0.71		
398	201-I-007	油島沢	油島	土石流	H26.3.28	第304号	0.98	0.07		
399	201-I-008	水入沢	油島	土石流	H26.3.28	第304号	1.24	0.04		
400	201-II-017	下油島沢	油島	土石流	H26.3.28	第304号	1.63	0.01		
401	105-I-1118	足久保口組一免原A	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.2.27	第166号	3.41	1.91	足久保	足久保原田
402	105-I-1119	足久保口組一免原B	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.2.27	第166号	4.43	0.61		
403	105-I-1120	足久保口組舟沢A	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.2.27	第166号	2.63	1.14		
404	105-I-1121	足久保口組舟沢B	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.2.27	第166号	3.61	0.93		
405	105-I-1132	足久保口組八十岡A	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.2.27	第166号	9.40	6.10		
406	105-I-1133	足久保口組諸川A	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.2.27	第166号	1.75	0.58		
407	105-I-2861	足久保口組神明原A	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.2.27	第166号	2.07	1.00		
408	105-I-2862	足久保口組舟沢C	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.2.27	第166号	0.72	0.28		
409	105-I-2863	足久保口組舟沢D	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.2.27	第166号	2.26	1.11		
410	105-II-1238	足久保口組諸川B	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.2.27	第166号	0.42	0.26		
411	105-II-1287	足久保口組舟沢E	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.2.27	第166号	2.06	0.98		
412	105-II-1288	足久保口組神明原B	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.2.27	第166号	1.04	0.45		
413	105-II-1289	足久保口組舟沢F	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.2.27	第166号	1.41	0.72		
414	105-II-1290	足久保口組舟沢G	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.2.27	第166号	0.64	0.26		
415	105-II-1291	足久保口組八十岡B	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.2.27	第166号	0.33	0.10		
416	105-II-1292	足久保口組八十岡C	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.2.27	第166号	3.06	1.68		
417	105-II-1293	足久保口組八十岡D	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.2.27	第166号	0.65	0.31		
418	105-II-1294	足久保口組諸川C	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.2.27	第166号	0.68	0.23		
419	105-III-0345	足久保奥組飛沢	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.2.27	第166号	2.45	1.45		
420	105-III-0389	足久保口組犬沢	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.2.27	第166号	1.82	1.14		
421	201-I-050	舟沢西沢	足久保口組	土石流	H21.2.27	第165号	2.44	0.03		
422	201-I-051	舟沢	足久保口組	土石流	H21.2.27	第165号	3.72	-		
423	201-I-052	和出ノ沢	足久保口組	土石流	H21.2.27	第165号	2.64	-		
424	201-I-053	舟沢東沢	足久保口組	土石流	H21.2.27	第165号	2.57	0.01		
425	201-I-054	神明原沢	足久保口組	土石流	H21.2.27	第165号	2.81	-		
426	201-I-055	八十岡沢	足久保口組	土石流	H21.2.27	第165号	3.20	-		
427	201-I-056	諸川沢川	足久保口組	土石流	H21.2.27	第165号	3.27	0.11		
428	201-I-057	一免原沢	足久保口組	土石流	H21.2.27	第165号	2.48	0.00		
429	201-II-041	上明神原沢	足久保口組	土石流	H21.2.27	第165号	1.99	0.00		
430	201-II-042	舟沢下沢	足久保口組	土石流	H21.2.27	第165号	1.86	0.00		
431	201-II-043	一免沢	足久保口組	土石流	H21.2.27	第165号	2.47	0.00		
432	201-II-044	八十岡東沢	足久保口組	土石流	H21.2.27	第165号	1.56	0.00		
433	201-III-004	犬沢	足久保口組	土石流	H21.2.27	第165号	1.61	0.00		
434	201-I-045	滝沢	足久保奥組	土石流	H28.3.29	第427号	1.10	-	足久保上	
435	201-I-046	牛ヶ峰沢	足久保奥組	土石流	H28.3.29	第427号	3.50	0.46		
436	201-I-047	有渡沢	足久保奥組	土石流	H28.3.29	第427号	1.06	0.16	足久保相沢	
437	201-I-048	栗島沢	足久保奥組	土石流	H28.3.29	第427号	0.37	0.01	足久保中	
438	201-I-049	足久保大沢	足久保奥組	土石流	H28.3.29	第427号	0.89	0.20		
439	201-I-058	足久保団地北沢	足久保口組	土石流	H28.3.29	第427号	2.30	-	足久保五ヶ台 足久保一丁目1区	
440	201-II-025	上奥長島沢	足久保奥組	土石流	H28.3.29	第427号	1.08	-	足久保上	
441	201-II-026	中奥長島沢	足久保奥組	土石流	H28.3.29	第427号	1.02	0.01		
442	201-II-027	のだ川	足久保奥組	土石流	H28.3.29	第427号	0.75	0.07		
443	201-II-028	足久保草木沢	足久保奥組	土石流	H28.3.29	第427号	1.91	0.32		
444	201-II-029	こより橋沢	足久保奥組	土石流	H28.3.29	第427号	1.93	0.02		
445	201-II-030	ヨリン沢川	足久保奥組	土石流	H28.3.29	第427号	0.82	0.15		
446	201-II-031	コヨリン沢川	足久保奥組	土石流	H28.3.29	第427号	0.70	0.02		
447	201-II-032	相沢川	足久保奥組	土石流	H28.3.29	第427号	3.08	0.10		
448	201-II-033	相沢上沢	足久保奥組	土石流	H28.3.29	第427号	1.55	0.04		足久保相沢
449	201-II-034	相沢下沢	足久保奥組	土石流	H28.3.29	第427号	0.86	0.02		

土砂災害(特別)警戒区域一覧 <葵 区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (葵区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名	
450	201-II-035	上敷地沢	足久保奥組	土石流	H28.3.29	第427号	1.57	0.01	足久保中	
451	201-II-036	南沢	足久保奥組	土石流	H28.3.29	第427号	1.45	-		
452	201-II-037	中敷地沢	足久保奥組	土石流	H28.3.29	第427号	0.45	0.01		
453	201-II-038	山神沢	足久保奥組	土石流	H28.3.29	第427号	1.42	-		
454	201-II-039	東敷地沢	足久保奥組	土石流	H28.3.29	第427号	0.61	0.07		
455	201-II-040	大沢下沢	足久保奥組	土石流	H28.3.29	第427号	3.35	0.02		
456	201-III-003	法明寺沢	足久保奥組	土石流	H28.3.29	第427号	0.73	0.03		
457	105-I-3582	足久保口組井ノ上	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	11.38	6.69		足久保五ヶ台 足久保一丁目2区
458	105-I-1117	足久保口組原田	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	3.52	1.52		足久保口 足久保一丁目1区
459	105-II-1231	足久保奥組下ド井平	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	0.70	0.36		足久保
460	105-II-1233	足久保奥組漆久保	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	2.62	1.15		
461	105-II-1232	足久保奥組大沢口	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	2.99	1.72		
462	105-I-1131	足久保奥組中村A	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	2.32	0.92		
463	105-I-1130	足久保奥組西海戸A	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	4.78	3.52		
464	105-III-0289	足久保奥組西海戸B	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	3.83	2.91		
465	105-I-1129	足久保奥組陳ヶ戸下	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	4.14	1.58		
466	105-II-1230	足久保奥組陳ヶ堂A	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	1.31	0.71		
467	105-II-1229	足久保奥組陳ヶ堂B	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	1.05	0.62		
468	105-II-1228	足久保奥組陳ヶ堂C	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	1.02	0.56		
469	105-I-1128	足久保奥組上ノダン	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	3.54	2.06	足久保相沢	
470	105-III-0342	足久保奥組松葉沢	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	1.69	1.27		
471	105-II-1227	足久保奥組平代A	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	7.06	3.35		
472	105-II-1223	足久保奥組平代B	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	2.53	1.55		
473	105-II-1224	足久保奥組栗島A	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	2.61	1.80		
474	105-II-1225	足久保奥組栗島B	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	1.59	0.83		
475	105-II-1226	足久保奥組ワシタ	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	2.07	0.62		
476	105-II-1046	足久保奥組ハ子タA	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	4.08	2.31		
477	105-II-1222	足久保奥組ハ子タB	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	2.05	1.18		
478	105-II-1221	足久保奥組クリシタ	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	0.62	0.29		足久保奥組
479	105-I-1122	足久保奥組上ムラ	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	2.30	1.26	足久保相沢	
480	105-I-1127	足久保奥組天神下	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	5.52	2.01	足久保上	
481	105-II-1285	足久保奥組村ヒタ	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	1.15	0.75		
482	105-I-1123	足久保奥組向山	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	2.90	0.93		
483	105-II-1286	足久保奥組寺段	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	3.02	2.00		
484	105-I-1124	足久保奥組沢谷	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	5.14	1.88		
485	105-II-1217	足久保奥組草木沢A	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	0.24	0.15		
486	105-II-1218	足久保奥組草木沢B	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	0.24	0.09		
487	105-II-1284	足久保奥組双谷	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	2.46	1.25		
488	105-III-0344	足久保奥組トウサワ	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	1.40	0.60		
489	105-III-0343	足久保奥組カリミチ	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	2.39	1.53		
490	105-II-1220	足久保奥組小場敷A	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	1.44	0.83	井川	
491	105-I-1125	足久保奥組小場敷B	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	1.21	0.57		
492	105-I-1126	足久保奥組中村B	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	2.99	1.58		
493	105-II-1219	足久保奥組フカサワ	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	1.18	0.57		
494	105-I-1126-1	足久保奥組芹沢	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第429号	2.28	1.42		
495	105-III-0326	井川大日A	井川	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	0.30	0.12		井川・口坂本
496	105-III-0325	井川大日B	井川	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	1.26	0.78		井川
497	105-II-1156	岩崎上村	岩崎	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	1.79	1.29		岩崎
498	105-II-1157	上坂本所沢A	上坂本	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	5.68	4.21		上坂本
499	105-II-1158	上坂本所沢B	上坂本	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	1.27	0.73		
500	105-II-1159	上坂本上村A	上坂本	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	0.46	0.18		
501	105-II-1160	上坂本上村B	上坂本	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	0.78	0.35		
502	105-I-1093	小河内上道	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	9.26	6.36	小河内	
503	105-I-2853	田代井戸道	田代	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	2.19	1.52	田代	
504	105-II-1153	田代南坂	田代	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	7.80	5.80		
505	105-I-3589	田代上大島	田代	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	4.58	2.29		
506	105-II-1154	岩崎下中山A	岩崎	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	3.97	2.46		
507	105-II-1155	岩崎下中山B	岩崎	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	1.86	1.30	岩崎	
508	105-II-1493	井川中座敷A	井川	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	1.88	1.23	井川	
509	105-II-1494	井川中座敷B	井川	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	1.88	1.23		
510	105-I-1095	井川上ノ沢	井川	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	5.10	2.99		
511	105-I-1094	井川立山	井川	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	1.59	1.17		
512	105-I-3648	井川門間	井川	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	6.63	4.17		
513	105-III-0332	井川苜山	井川	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	5.86	3.14		
514	105-III-0329	井川西山平A	井川	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	2.84	1.35		
515	105-III-0328	井川西山平B	井川	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	3.60	2.73		
516	105-III-0327	井川西山平C	井川	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	1.26	0.52		
517	105-I-3649	井川コウノイタ	井川	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	6.43	3.73		
518	105-III-0299	井川西山沢	井川	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	1.80	1.52	田代	
519	105-II-1492	田代刎草利	田代	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	1.45	0.62		
520	105-III-0298	田代上草利	田代	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	3.89	2.70		
521	105-II-1593	田代芦沢	田代	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	1.89	1.34		
522	105-II-1495	井川関蔵A	井川	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	3.40	1.77		
523	105-II-1496	井川関蔵B	井川	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第430号	2.27	1.30		井川
524	201-I-209	登沢川	井川	土石流	H28.3.29	第435号	0.79	0.19		中野

	箇所番号	区域名	所在地 (葵区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名	
525	201-I-210	葉沢	井川	土石流	H28.3.29	第435号	7.15	0.004	井川	中野・葉沢	
526	201-I-211	門間沢	井川	土石流	H28.3.29	第435号	10.52	-		葉沢・中野・門間	
527	201-II-175	中山沢	岩崎	土石流	H28.3.29	第435号	0.76	0.02		中山	
528	201-II-176	樽沢	岩崎	土石流	H28.3.29	第435号	0.44	0.01			
529	201-II-018	しゃくし沢	津渡野	土石流	H26.3.28	第304号	1.43	0.29	松野	津渡野	
530	105-I-1106	津渡野田ノ上	津渡野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	4.02	1.67		津渡野	
531	105-I-1107	津渡野五輪	津渡野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	1.85	0.46			
532	105-II-1027	松野蜂森	松野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	4.79	2.27		松野	
533	105-I-2858	松野大日影	松野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	7.04	4.08		津渡野	
534	105-I-2859	松野北久保	松野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	3.31	1.63			
535	105-II-1028	松野拾二天	松野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	0.70	0.23			
536	105-I-1108	松野井戸	松野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	0.74	0.06			
537	105-I-1109	松野上平	松野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	0.16	-		松野	
538	105-I-1110	松野地岸沢A	松野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	1.37	0.16			
539	105-I-1111	松野地岸沢B	松野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	1.73	0.33			
540	105-I-3561	松野日向山	松野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	1.78	0.80			
541	105-I-1114	油山湯ノ島B	油山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	3.70	0.99			
542	105-I-3565	油山青樽	油山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	4.23	2.53			
543	105-II-1045	油山湯ノ島A	油山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	2.21	1.39			
544	105-II-1044	油山柿原	油山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	1.63	0.67			
545	105-II-1043	油山道慶沢	油山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	1.83	1.14			
546	105-II-1042	油山ヨウケナシB	油山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	2.68	1.62			
547	105-III-0336	油山沢中	油山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	5.58	5.68			
548	105-II-1030	油山ヨウケナシA	油山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	2.64	1.21	油山		
549	105-II-1031	油山藤沢	油山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	2.15	1.43			
550	105-II-1032	油山観音堂	油山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	2.67	1.51			
551	105-II-1033	油山鳳木沢	油山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	1.64	1.02			
552	105-I-1113	油山日向山	油山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	6.50	0.03			
553	105-II-1029	油山ブショウドウ	油山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	5.79	1.39			
554	105-I-1115	油山神明上	油山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	3.97	1.03			
555	105-I-1116	油山井戸沢	油山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	5.24	1.34			
556	105-I-2860	油山シヨボン	油山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.12.24	第911号	2.73	0.20			
557	201-I-020	津渡野沢	津渡野	土石流	H26.12.24	第910号	2.42	0.001	油山	津渡野	
558	201-I-022	飛ヶ沢	津渡野	土石流	H26.12.24	第910号	2.22	-		津渡野	
559	201-I-021	細木沢	松野	土石流	H26.12.24	第910号	0.53	0.31			
560	201-I-035	油山川	油山	土石流	H26.12.24	第910号	1.60	1.20			
561	201-I-036	龍雲沢	油山	土石流	H26.12.24	第910号	2.22	0.001			
562	201-I-037	トウケ沢	油山	土石流	H26.12.24	第910号	0.69	0.03			
563	201-II-019	湯ノ島西沢	油山	土石流	H26.12.24	第910号	1.69	-			
564	201-II-020	湯ノ島南沢	油山	土石流	H26.12.24	第910号	1.72	0.003			
565	201-III-001	日向山下沢	油山	土石流	H26.12.24	第910号	1.40	0.03		油山	
566	201-I-038	堂ノ奥沢	油山	土石流	H26.12.24	第910号	2.59	0.01			
567	201-I-039	下沢	油山	土石流	H26.12.24	第910号	2.13	-			
568	201-II-022	北湯山下沢	油山	土石流	H26.12.24	第910号	1.67	0.04			
569	201-II-021	湯山下沢	油山	土石流	H26.12.24	第910号	2.26	0.02			
570	201-III-002	南油山沢	油山	土石流	H26.12.24	第910号	2.11	0.01			
571	201-C-I-019	湯ノ花沢	梅ヶ島	土石流	H25.3.29	第319号	1.29	-		温泉	温泉
572	201-C-I-020	温泉沢	梅ヶ島	土石流	H25.3.29	第319号	0.23	0.00			
573	201-C-I-021	八紘瀧沢	梅ヶ島	土石流	H25.3.29	第319号	5.60	0.09			
574	201-C-I-014	カニ沢	関の沢	土石流	H25.3.29	第319号	2.36	0.00	関の沢		
575	105-I-1078	梅ヶ島関ノ沢A	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	9.19	3.56	戸持	関の沢	
576	105-I-1081	梅ヶ島口クロギ	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	0.90	0.52			
577	105-II-1122	梅ヶ島関ノ沢B	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	0.45	0.23			
578	105-I-3587	梅ヶ島大ザレB	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	13.85	10.11			
579	105-II-1109	梅ヶ島大ノ木B	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	5.55	4.00			
580	105-II-1110	梅ヶ島大ノ木A	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	3.37	2.07			
581	105-II-1111	梅ヶ島大ザレA	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	3.19	1.81			
582	105-II-1112	梅ヶ島孫佐島B	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	2.99	1.69			
583	105-III-0312	梅ヶ島大ノ木C	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	2.73	1.85			
584	105-III-0314	梅ヶ島孫佐島A	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	3.23	1.72			
585	201-C-I-015	大ざれ沢	梅ヶ島	土石流	H25.3.29	第319号	6.07	0.16		梅ヶ島	梅ヶ島
586	201-C-I-016	上大ざれ沢	梅ヶ島	土石流	H25.3.29	第319号	6.07	0.16			
587	201-C-I-017	大の木沢	梅ヶ島	土石流	H25.3.29	第319号	3.95	0.11			
588	201-C-II-112	大野木沢	梅ヶ島	土石流	H25.3.29	第319号	3.73	-			
589	201-C-I-018	ウラの沢	新田	土石流	H25.3.29	第319号	8.19	-			
590	201-C-II-113	新田西沢	新田	土石流	H25.3.29	第319号	2.24	0.03	新田		
591	105-II-1105	梅ヶ島七人作A	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	9.22	7.00	赤水		赤水
592	105-II-1106	梅ヶ島七人作C	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	6.15	5.09			
593	105-II-1123	梅ヶ島草木	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	3.68	2.38			
594	105-III-0307	梅ヶ島七人作B	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	2.69	2.05			
595	105-III-0308	梅ヶ島七人作D	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	1.44	0.82			
596	105-II-1114	梅ヶ島大代	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	5.02	2.39			
597	105-II-1115	梅ヶ島花崎	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	0.05	0.01		大代	
598	201-C-I-023	大代沢	大代	土石流	H25.3.29	第319号	1.55	0.01			
599	105-II-1127	梅ヶ島藤代	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	1.58	0.87		藤代	

土砂災害(特別)警戒区域一覧<葵区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (葵区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 【ha】	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名
600	105-II-1128	梅ヶ島ムカウシマ	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	0.80	0.38	
601	201-C-II-114	藤代北沢A	藤代	土石流	H25.3.29	第319号	0.75	0.06	藤代
602	201-C-II-117	藤代北沢B	藤代	土石流	H25.3.29	第319号	0.63	0.09	
603	105-I-1079	梅ヶ島湯ノ島	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	7.47	4.57	
604	105-I-1080	梅ヶ島三河内	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	5.01	4.03	
605	105-I-1083	入島湯之森山A	入島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	2.56	1.23	
606	105-II-1116	入島三郷山	入島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	15.85	11.92	
607	105-II-1120	入島湯之森山B	入島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	1.29	0.64	入島
608	105-II-1125	入島中島	入島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	1.38	0.77	
609	105-II-1126	入島入島下村山	入島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	3.96	2.47	
610	105-II-1129	入島珠数窪	入島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	2.19	1.45	
611	201-C-I-013	奥ノ沢	入島	土石流	H25.3.29	第319号	1.35	-	
612	201-C-I-022	入島南沢	入島	土石流	H25.3.29	第319号	2.91	-	
613	105-I-1082	梅ヶ島平右衛門島	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	1.64	0.60	
614	105-I-3586	梅ヶ島机森B	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	3.32	2.16	
615	105-II-1107	梅ヶ島須山沢	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	2.25	1.23	
616	105-II-1108	梅ヶ島机森A	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	5.18	3.60	
617	105-II-1113	梅ヶ島上兎作	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	0.47	0.30	
618	105-II-1121	梅ヶ島堂野森	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	7.67	4.60	梅ヶ島
619	105-II-1124	梅ヶ島西木山	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	5.44	3.77	
620	105-III-0306	梅ヶ島ヲロジ	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	10.76	8.51	
621	105-III-0309	梅ヶ島池の尻	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	1.89	0.98	
622	105-III-0310	梅ヶ島小池ノ和田	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	12.67	8.87	梅ヶ島
623	105-III-0311	梅ヶ島広古谷	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	3.33	2.40	
624	105-III-0315	梅ヶ島奥堤	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	10.49	7.74	
625	105-III-0316	梅ヶ島湯木沢	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	1.96	1.58	
626	105-III-0317	梅ヶ島赤用	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	5.54	3.79	
627	201-C-I-026	池の沢B	梅ヶ島	土石流	H25.3.29	第319号	1.95	0.03	
628	201-C-I-027	池の沢A	梅ヶ島	土石流	H25.3.29	第319号	2.55	-	
629	201-C-I-028	栗ノ木沢	梅ヶ島	土石流	H25.3.29	第319号	1.57	0.03	
630	201-C-I-029	瀬戸沢	梅ヶ島	土石流	H25.3.29	第319号	2.01	0.01	
631	105-II-1118	梅ヶ島本村A	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	1.14	0.56	
632	105-II-1119	梅ヶ島本村B	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第329号	3.92	2.33	
633	201-C-II-110	梅沢	本村	土石流	H25.3.29	第319号	0.98	0.02	本村
634	201-C-II-111	井戸沢	本村	土石流	H25.3.29	第319号	0.48	-	
635	105-II-1130	有東木大和田	有東木	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	10.74	7.90	
636	105-II-1131	有東木モチダ	有東木	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	1.67	1.28	有東木
637	105-II-1132	有東木三色平B	有東木	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	1.53	0.79	
638	105-I-1069	横山出口	横山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	5.22	2.67	
639	105-I-1070	横山聖沢入口	横山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	3.12	1.30	
640	105-I-1071	横山	横山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	6.50	1.46	
641	105-II-1161	俵峰大三郎A	横山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	5.17	3.34	
642	105-II-1162	藤野大ガリ	横山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	0.77	0.58	横山
643	105-II-1163	俵峰大三郎B	横山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	1.94	0.91	
644	201-C-I-003	上聖沢	横山	土石流	H25.3.29	第318号	0.55	-	
645	201-C-I-024	聖沢	横山	土石流	H25.3.29	第318号	1.45	0.06	
646	201-C-II-102	下聖沢	横山	土石流	H25.3.29	第318号	0.55	-	
647	201-C-I-008	清水沢	下村	土石流	H25.3.29	第318号	0.74	0.00	
648	201-C-I-009	下村沢	下村	土石流	H25.3.29	第318号	1.50	0.04	下
649	105-I-1086	相淵土井場	相淵	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	0.41	0.17	
650	201-C-I-001	相淵沢	相淵	土石流	H25.3.29	第318号	0.97	0.01	相淵
651	201-C-I-025	寺沢	相淵	土石流	H25.3.29	第318号	0.61	0.01	
652	105-I-1084	中平上向	中平	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	1.29	0.78	
653	105-II-1134	中平又地	中平	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	4.40	3.78	
654	105-II-1135	中平奥ノ久保	中平	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	2.70	1.45	
655	105-II-1136	中平奥向	中平	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	1.42	0.75	中平
656	105-II-1137	中平下向	中平	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	1.83	0.73	
657	201-C-II-104	横沢	中平	土石流	H25.3.29	第318号	0.31	0.01	大河内
658	201-C-II-105	北沢	中平	土石流	H25.3.29	第318号	2.28	0.98	
659	105-I-1074	渡下渡	渡	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	6.28	3.52	
660	105-I-1075	渡上渡	渡	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	3.45	1.71	
661	105-I-1076	渡寺山	渡	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	1.06	0.07	
662	105-II-1133	渡金場	渡	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	2.53	1.40	渡
663	201-C-II-106	大野沢	上渡	土石流	H25.3.29	第318号	1.01	0.06	
664	201-C-II-107	上大野沢	上渡	土石流	H25.3.29	第318号	0.96	0.01	
665	201-C-II-109	大和田桃ノ木沢	上渡	土石流	H25.3.29	第318号	0.56	0.13	
666	105-I-1072	平野イダ	平野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	5.58	2.40	
667	105-I-1073	平野長通	平野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	1.64	0.95	
668	105-I-1085	平野タヅリ	平野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	5.33	3.40	
669	105-III-0284	平野クロベ	平野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	4.20	1.70	
670	201-C-I-004	中尾沢	平野	土石流	H25.3.29	第318号	0.80	0.08	平野
671	201-C-I-005	さおく沢	平野	土石流	H25.3.29	第318号	1.42	0.04	
672	201-C-I-006	ピウミス沢	トイ口	土石流	H25.3.29	第318号	2.19	0.30	
673	201-C-I-007	トイグチ沢	トイ口	土石流	H25.3.29	第318号	2.46	0.00	
674	201-C-II-103	鉾熊沢	平野	土石流	H25.3.29	第318号	0.21	0.05	

	箇所番号	区域名	所在地 (葵区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名		
675	105-I-1077	有東木棒木久保B	有東木	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	7.07	4.71	大河内	有東木		
676	105-I-2844	有東木棒木久保A	有東木	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	0.67	0.29				
677	105-I-2845	有東木向フ山	有東木	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	4.93	3.97				
678	105-I-2846	有東木御堂平	有東木	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	3.19	2.22				
679	105-III-0319	有東木蕨平	有東木	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	6.26	4.99				
680	105-III-0320	有東木三色平A	有東木	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	5.20	3.78				
681	201-C-I-010	上有東木沢	有東木	土石流	H25.3.29	第318号	8.21	0.02				
682	201-C-I-011	有東木西沢	有東木	土石流	H25.3.29	第318号	9.94	0.05				
683	201-C-I-012	杉の木沢	有東木	土石流	H25.3.29	第318号	12.76	0.02				
684	201-C-II-108	有東木東沢	有東木	土石流	H25.3.29	第318号	22.84	0.20				
685	201-C-II-115	東雲寺沢	有東木	土石流	H25.3.29	第318号	0.10	0.03				
686	105-II-1164	相淵蛇場目	蕨野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第323号	5.00	2.56	大河内			
687	201-C-I-002	栃木沢	蕨野	土石流	H25.3.29	第318号	0.55	-				
688	201-C-II-101	羽根沢	蕨野	土石流	H25.3.29	第318号	0.80	0.12				
689	201-C-II-116	井戸沢	蕨野	土石流	H25.3.29	第318号	0.22	0.03				
690	105-I-1157	羽鳥七丁目B	羽鳥	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	6.23	3.97			羽鳥	
691	105-I-1158	羽鳥七丁目C	羽鳥	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	5.03	3.32				
692	105-I-1159	羽鳥七丁目D	羽鳥	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	2.48	1.25				
693	105-I-2869	羽鳥七丁目N	羽鳥	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	3.19	1.17				
694	105-I-2872	羽鳥七丁目A	羽鳥	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	1.32	0.62				
695	105-I-3611	建穂二丁目C	羽鳥	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	2.81	1.35				
696	105-II-1324	羽鳥七丁目I	羽鳥	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	1.93	0.49				
697	105-II-1325	羽鳥七丁目G	羽鳥	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	1.96	1.06				
698	105-II-1326	羽鳥七丁目F	羽鳥	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	1.74	0.97				
699	105-II-1327	羽鳥七丁目E	羽鳥	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	3.96	2.63				
700	105-II-1328	羽鳥七丁目K	羽鳥	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	3.61	2.30				
701	105-II-1329	羽鳥本町A	羽鳥	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	2.36	1.35				
702	105-II-1330	羽鳥本町C	羽鳥	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	4.03	2.69				
703	105-II-1331	建穂二丁目D	羽鳥	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	0.75	0.36				
704	105-III-0392	羽鳥久住奥C	羽鳥	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	6.66	4.79				
705	105-III-0393	羽鳥久住奥B	羽鳥	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	6.54	4.47				
706	105-III-0394	羽鳥久住奥D	羽鳥	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	4.22	2.82				
707	105-III-0395	羽鳥久住奥A	羽鳥	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	4.71	2.40				
708	105-III-0396	羽鳥七丁目H	羽鳥	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	2.88	1.80				
709	105-III-0397	羽鳥七丁目J	羽鳥	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	4.21	2.65				
710	105-III-0398	羽鳥七丁目M	羽鳥	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	1.56	1.04				
711	201-I-150	羽鳥西上沢	羽鳥	土石流	H26.3.28	第302号	1.85	0.02	服織			
712	201-I-154	羽鳥西中沢	羽鳥	土石流	H26.3.28	第302号	2.47	0.02				
713	201-I-155	羽鳥西下沢	羽鳥	土石流	H26.3.28	第302号	3.05	0.01				
714	201-I-161	久住中沢	羽鳥	土石流	H26.3.28	第302号	3.22	0.01				
715	201-I-162	久住西沢	羽鳥	土石流	H26.3.28	第302号	4.52	-				
716	201-II-144	大柳沢	羽鳥	土石流	H26.3.28	第302号	1.88	0.01				
717	201-II-145	洞慶院沢	羽鳥	土石流	H26.3.28	第302号	1.92	0.03				
718	201-II-146	羽鳥北上沢	羽鳥	土石流	H26.3.28	第302号	2.57	0.00				
719	201-II-147	羽鳥北下沢	羽鳥	土石流	H26.3.28	第302号	1.91	0.02				
720	201-II-148	久住最西沢	羽鳥	土石流	H26.3.28	第302号	1.97	0.02				
721	201-II-149	久住東沢	羽鳥	土石流	H26.3.28	第302号	3.85	0.02				
722	201-II-150	久住中央川	羽鳥	土石流	H26.3.28	第302号	4.83	0.03				
723	201-II-151	竜津寺沢	羽鳥	土石流	H26.3.28	第302号	3.87	-	建穂			
724	105-I-1155	建穂一丁目A	建穂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	6.99	4.95				
725	105-I-1156	建穂赤松峠	建穂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	6.29	3.26				
726	105-I-2870	建穂一丁目C	建穂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	4.20	1.78				
727	105-I-2871	建穂二丁目A	建穂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	8.40	5.16				
728	105-I-3612	建穂二丁目B	建穂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	2.27	0.81				
729	105-I-3613	建穂禰宜山	建穂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	3.05	1.45				
730	105-II-1332	建穂一丁目B	建穂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	0.72	0.26				
731	105-II-1333	建穂山内	建穂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	1.31	0.49				
732	201-I-166	建穂川	建穂	土石流	H26.3.28	第302号	6.13	0.01			慈悲尾	
733	201-I-167	建穂神社沢	建穂	土石流	H26.3.28	第302号	6.53	0.02				
734	201-II-158	谷ノ奥沢	建穂	土石流	H26.3.28	第302号	3.54	0.04				
735	105-I-1152	慈悲尾寺奥D	慈悲尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	2.76	1.58				
736	105-I-2866	慈悲尾寺中	慈悲尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	2.07	1.00				
737	105-I-3605	慈悲尾下ノ谷	慈悲尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	4.26	2.29				
738	105-I-3606	慈悲尾宮川C	慈悲尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	3.14	1.83				
739	105-I-3607	慈悲尾宮川B	慈悲尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	0.49	0.25				
740	105-I-3608	慈悲尾宮川A	慈悲尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	3.52	2.00				
741	105-I-3609	慈悲尾二軒家A	慈悲尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	1.30	0.51				
742	105-I-3610	慈悲尾井戸久保	慈悲尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	1.20	0.56				
743	105-II-1019	慈悲尾牛房ヶ谷C	慈悲尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	1.32	0.70				
744	105-II-1315	慈悲尾田ヶ谷	慈悲尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	4.03	2.28				
745	105-II-1316	慈悲尾二軒家B	慈悲尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	0.54	0.27				
746	105-II-1317	慈悲尾二軒家C	慈悲尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	0.71	0.40				
747	105-II-1318	慈悲尾牛房ヶ谷B	慈悲尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	1.37	0.86				

土砂災害(特別)警戒区域一覧<葵区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

	箇所番号	区域名	所在地 (葵区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名
748	105-II-1319	慈悲尾牛房ヶ谷A	慈悲尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	0.21	0.17	服織	慈悲尾
749	105-II-1320	慈悲尾保壇化A	慈悲尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	0.92	0.43		
750	105-II-1321	慈悲尾鶴巢	慈悲尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	2.48	0.97		
751	105-II-1322	千代箕ノ輪B	慈悲尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	1.62	0.64		
752	105-II-1323	千代箕ノ輪A	慈悲尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	1.17	0.61		
753	105-II-1335	慈悲尾寺奥C	慈悲尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	1.29	0.62		
754	105-II-1336	慈悲尾寺奥A	慈悲尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	3.16	1.49		
755	105-II-1337	慈悲尾保壇化B	慈悲尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	3.65	2.46		
756	105-II-1338	慈悲尾寺奥B	慈悲尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	1.21	0.70		
757	201-I-083	慈悲尾川	慈悲尾	土石流	H26.3.28	第302号	1.56	0.02		
758	201-I-084	慈悲尾西沢	慈悲尾	土石流	H26.3.28	第302号	7.51	-		
759	201-I-085	保檀化沢	慈悲尾	土石流	H26.3.28	第302号	6.14	-		
760	201-I-086	牛房ヶ谷沢	慈悲尾	土石流	H26.3.28	第302号	3.87	0.04		
761	201-I-087	嘉兵衛奥沢	慈悲尾	土石流	H26.3.28	第302号	2.60	-		
762	201-I-088	慈悲尾東下沢	慈悲尾	土石流	H26.3.28	第302号	2.67	0.01		
763	201-II-061	慈悲尾南下沢	慈悲尾	土石流	H26.3.28	第302号	3.22	-		
764	201-II-062	慈悲尾東上沢	慈悲尾	土石流	H26.3.28	第302号	3.66	-		
765	201-II-063	田ヶ谷沢	慈悲尾	土石流	H26.3.28	第302号	5.99	0.06		
766	105-I-1153	千代二丁目F	千代	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	2.72	1.01	千代	
767	105-I-1154	千代一丁目C	千代	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	5.95	1.40		
768	105-I-2868	千代二丁目A	千代	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	0.62	0.31		
769	105-I-3616	千代二丁目D	千代	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	1.76	0.61		
770	105-I-3617	千代一丁目A	千代	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	1.32	0.44		
771	105-II-1339	千代二丁目B	千代	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	0.43	0.24		
772	105-II-1340	千代二丁目C	千代	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	0.45	0.20		
773	105-II-1341	千代一丁目B	千代	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	2.08	1.34		
774	105-II-1342	千代二丁目E	千代	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第303号	1.10	0.42		
775	201-I-089	日影沢川	千代	土石流	H26.3.28	第302号	3.37	0.03		
776	201-I-091	千代沢	千代	土石流	H26.3.28	第302号	3.26	0.01		
777	201-I-092	千代南沢	千代	土石流	H26.3.28	第302号	1.70	0.01		
778	105-III-0292	牧ヶ谷西ノ谷A	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	1.83	0.77	牧ヶ谷	
779	105-III-0293	牧ヶ谷西ノ谷D	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	4.62	2.85		
780	105-I-1223	吉津中村	吉津	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	14.68	9.22	吉津	
781	105-I-3623	吉津下谷口A	吉津	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	3.91	2.61		
782	105-I-3624	吉津馬久沢	吉津	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	6.09	4.02		
783	105-II-1386	吉津下中村	吉津	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	0.82	0.39		
784	105-II-1387	吉津下谷口B	吉津	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	1.07	0.48		
785	105-II-1388	飯間小沢A	吉津	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	1.63	0.79		
786	105-II-1389	飯間小沢B	吉津	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	1.35	0.73		
787	105-II-1390	吉津大久保E	吉津	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	0.97	0.55		
788	105-II-1391	吉津大久保A	吉津	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	0.95	0.38		
789	105-III-0294	吉津大久保F	吉津	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	1.07	0.52		
790	105-III-0295	吉津大久保B	吉津	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	1.26	0.57		
791	105-III-0359	吉津大久保D	吉津	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	0.75	0.58		
792	105-III-0360	吉津大久保C	吉津	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	1.84	1.07		
793	201-I-148	吉津西病院沢	吉津	土石流	H26.3.28	第300号	3.11	-		南葉科
794	201-I-149	吉津学校沢	吉津	土石流	H26.3.28	第300号	2.68	0.02		
795	201-I-151	南崩沢	吉津	土石流	H26.3.28	第300号	3.69	0.02		
796	201-I-152	吉津崩沢	吉津	土石流	H26.3.28	第300号	3.54	-		
797	201-I-153	法城寺沢	吉津	土石流	H26.3.28	第300号	3.45	0.03		
798	201-II-140	西吉津沢	吉津	土石流	H26.3.28	第300号	3.16	0.01		
799	201-II-141	吉津谷上沢	吉津	土石流	H26.3.28	第300号	1.02	0.04		
800	201-II-142	吉津谷中沢	吉津	土石流	H26.3.28	第300号	1.29	-		
801	201-II-143	吉津谷下沢	吉津	土石流	H26.3.28	第300号	1.19	0.01		
802	105-I-1224	産女寺ノ谷A	産女	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	3.39	1.11	産女	
803	105-I-1225	産女寺ノ谷B	産女	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	3.59	2.08		
804	105-I-1226	産女向山	産女	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	15.13	9.55		
805	105-I-1227	産女追出シB	産女	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	4.89	3.56		
806	105-I-2875	産女出口	産女	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	5.99	3.47		
807	105-I-3614	産女追出シC	産女	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	3.52	2.20		
808	105-I-3615	産女追出シA	産女	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	3.13	1.90		
809	105-II-1334	産女ケタリ	産女	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	4.34	3.06		
810	105-II-1385	産女大タルカヤ	産女	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	2.44	1.34		
811	201-I-156	産女沢川	産女	土石流	H26.3.28	第300号	5.27	-		小瀬戸
812	201-I-157	産女上沢	産女	土石流	H26.3.28	第300号	1.28	-		
813	201-I-158	産女中沢	産女	土石流	H26.3.28	第300号	1.88	-		
814	201-I-159	寺ノ谷沢	産女	土石流	H26.3.28	第300号	2.36	0.05		
815	201-I-160	地藏谷	産女	土石流	H26.3.28	第300号	2.18	0.05		
816	105-I-1217	小瀬戸寺下	小瀬戸	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	1.44	0.63		
817	105-III-0362	小瀬戸淵脇	小瀬戸	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	2.60	1.53		
818	201-I-137	小瀬戸崩沢	小瀬戸	土石流	H26.3.28	第300号	2.88	-		
819	201-I-138	下奥沢	小瀬戸	土石流	H26.3.28	第300号	6.99	-		
820	201-II-108	板谷島沢	小瀬戸	土石流	H26.3.28	第300号	4.92	-		
821	201-II-112	小瀬戸谷川	小瀬戸	土石流	H26.3.28	第300号	1.61	0.12		
822	201-II-113	小瀬戸谷西沢	小瀬戸	土石流	H26.3.28	第300号	0.90	-		

土砂災害(特別)警戒区域一覧 <葵 区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (葵区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 【ha】	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名
823	201-Ⅱ-114	小瀬戸谷上沢	小瀬戸	土石流	H26.3.28	第300号	0.76	0.02	
824	201-Ⅱ-115	行司沢	小瀬戸	土石流	H26.3.28	第300号	0.80	0.01	
825	201-Ⅱ-116	小瀬戸谷中沢	小瀬戸	土石流	H26.3.28	第300号	0.56	0.02	
826	201-Ⅱ-119	北小瀬戸谷沢	小瀬戸	土石流	H26.3.28	第300号	0.81	0.02	
827	201-Ⅱ-120	小瀬戸中沢	小瀬戸	土石流	H26.3.28	第300号	2.45	0.02	
828	201-Ⅱ-121	小瀬戸下沢	小瀬戸	土石流	H26.3.28	第300号	2.95	0.02	
829	105-Ⅰ-1218	小瀬戸常進屋敷	小瀬戸	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	5.55	2.85	
830	105-Ⅱ-1398	小瀬戸行司ノ沢	小瀬戸	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	0.29	0.11	
831	105-Ⅱ-1399	小瀬戸寺側B	小瀬戸	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	0.67	0.26	
832	105-Ⅱ-1400	小瀬戸寺側C	小瀬戸	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	1.46	1.07	
833	105-Ⅱ-1401	小瀬戸柿木沢B	小瀬戸	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	2.01	1.25	小瀬戸
834	105-Ⅱ-1402	小瀬戸柿木沢A	小瀬戸	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	0.88	0.38	
835	105-Ⅱ-1403	小瀬戸塩田B	小瀬戸	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	4.30	2.64	
836	105-Ⅱ-1404	小瀬戸塩田A	小瀬戸	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	1.94	1.41	
837	105-Ⅱ-1405	小瀬戸寺側A	小瀬戸	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	1.33	0.51	
838	105-Ⅱ-1406	小瀬戸竹沢平	小瀬戸	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	3.30	1.53	
839	105-Ⅲ-0363	小瀬戸池田	小瀬戸	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	1.18	0.62	
840	105-Ⅲ-0364	小瀬戸後原	小瀬戸	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	6.86	4.24	
841	105-Ⅲ-0365	小瀬戸山口	小瀬戸	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	3.58	2.67	
842	105-Ⅲ-0366	小瀬戸大石	小瀬戸	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	1.42	0.85	
843	105-Ⅱ-1392	西又三堂原	西又	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	5.90	3.14	
844	105-Ⅱ-1413	西又大ヤ廻り	西又	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	9.11	5.73	
845	105-Ⅱ-1414	西又池ノ沢	西又	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	0.69	0.47	西又
846	201-Ⅱ-222	西又中沢	西又	土石流	H26.3.28	第300号	1.73	0.01	
847	201-Ⅱ-223	西又下沢	西又	土石流	H26.3.28	第300号	2.26	0.05	
848	105-Ⅰ-1220	飯間キタカイト	飯間	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	5.12	2.84	
849	105-Ⅰ-1221	飯間栗ヶ沢	飯間	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	2.14	0.91	
850	105-Ⅱ-1394	飯間小沢	飯間	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	7.79	3.75	
851	105-Ⅱ-1395	飯間山ノ根A	飯間	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	3.55	2.16	
852	105-Ⅱ-1396	飯間向原	飯間	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	1.49	1.09	
853	105-Ⅱ-1397	飯間中村	飯間	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	2.03	1.16	
854	105-Ⅲ-0361	飯間大カーブ	飯間	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	4.56	3.09	南葦科
855	201-Ⅱ-136	北飯間上沢	飯間	土石流	H26.3.28	第300号	1.99	0.01	
856	201-Ⅱ-137	北飯間中沢	飯間	土石流	H26.3.28	第300号	2.41	0.01	
857	201-Ⅱ-138	北飯間下沢	飯間	土石流	H26.3.28	第300号	1.88	0.04	
858	201-Ⅱ-139	東飯間沢	飯間	土石流	H26.3.28	第300号	0.59	-	
859	105-Ⅰ-1228	牧ヶ谷谷津B	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	3.24	2.16	
860	105-Ⅰ-1229	牧ヶ谷南ノ谷C	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	4.08	2.23	
861	105-Ⅰ-1230	牧ヶ谷南ノ谷A	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	3.52	1.43	
862	105-Ⅰ-1231	牧ヶ谷ホリ	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	1.72	0.86	
863	105-Ⅰ-3619	牧ヶ谷川原平B	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	2.03	0.99	
864	105-Ⅰ-3620	牧ヶ谷川原平A	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	5.03	3.28	
865	105-Ⅰ-3621	牧ヶ谷深谷B	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	6.84	4.54	
866	105-Ⅰ-3622	牧ヶ谷小深谷	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	2.69	1.96	
867	105-Ⅱ-1371	牧ヶ谷谷津A	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	2.90	1.14	
868	105-Ⅱ-1372	牧ヶ谷南ノ谷B	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	0.63	0.23	
869	105-Ⅱ-1373	牧ヶ谷西ノ谷J	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	2.57	1.76	
870	105-Ⅱ-1374	牧ヶ谷西ノ谷H	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	1.43	0.88	
871	105-Ⅱ-1375	牧ヶ谷西ノ谷I	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	1.39	0.82	
872	105-Ⅱ-1376	牧ヶ谷西ノ谷G	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	1.99	0.96	
873	105-Ⅱ-1377	牧ヶ谷西ノ谷B	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	1.63	0.79	
874	105-Ⅱ-1378	牧ヶ谷南ノ谷D	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	2.88	1.55	牧ヶ谷
875	105-Ⅱ-1379	牧ヶ谷西ノ谷F	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	1.48	0.95	
876	105-Ⅱ-1380	牧ヶ谷西ノ谷E	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	1.76	1.26	
877	105-Ⅱ-1381	牧ヶ谷小沢	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	7.77	5.04	
878	105-Ⅱ-1382	牧ヶ谷深谷A	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	0.82	0.32	
879	105-Ⅲ-0357	牧ヶ谷西ノ谷C	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	4.35	2.29	
880	105-Ⅲ-0358	牧ヶ谷南ノ谷E	牧ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	2.11	1.14	
881	201-Ⅰ-163	西ノ谷沢	牧ヶ谷	土石流	H26.3.28	第300号	3.83	0.02	
882	201-Ⅰ-164	深谷沢	牧ヶ谷	土石流	H26.3.28	第300号	5.17	0.01	
883	201-Ⅰ-165	かつらの沢	牧ヶ谷	土石流	H26.3.28	第300号	6.62	-	
884	201-Ⅱ-152	牧ヶ谷川	牧ヶ谷	土石流	H26.3.28	第300号	0.94	0.04	
885	201-Ⅱ-153	南牧ヶ谷上沢	牧ヶ谷	土石流	H26.3.28	第300号	3.64	-	
886	201-Ⅱ-154	南牧ヶ谷下沢	牧ヶ谷	土石流	H26.3.28	第300号	3.42	-	
887	201-Ⅱ-155	上洗耳禪寺沢	牧ヶ谷	土石流	H26.3.28	第300号	4.28	-	
888	201-Ⅱ-156	洗耳禪寺沢	牧ヶ谷	土石流	H26.3.28	第300号	3.02	0.01	
889	201-Ⅱ-157	東深谷沢	牧ヶ谷	土石流	H26.3.28	第300号	2.91	0.03	
890	201-Ⅱ-096	熊取橋沢	水見色	土石流	H22.1.29	第69号	0.60	0.01	
891	105-Ⅰ-1175	大原ヒデジマ	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	4.97	0.63	水見色
892	105-Ⅰ-1176	大原只間	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	5.64	2.05	
893	105-Ⅰ-1177	大原諸谷	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	4.06	1.67	
894	105-Ⅰ-1184	大原谷沢・大原上ヶ谷戸b	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	3.63	1.16	
895	105-Ⅰ-1185	大原上ヶ谷戸c	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	5.03	1.28	
896	105-Ⅰ-1186	大原稲木山	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	3.81	0.60	
897	105-Ⅰ-1187	大原夜打島	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	11.91	3.10	中葦科
898	105-Ⅰ-2882	大原森原	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	2.27	1.18	
899	105-Ⅰ-2883	大原只間c	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	2.01	1.52	
900	105-Ⅱ-1013	大原上ヶ谷戸A	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	3.56	1.90	
901	105-Ⅱ-1295	大原湯ノ木沢B	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	0.58	0.42	
902	105-Ⅱ-1296	大原湯ノ木沢A	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	0.45	0.33	大原

土砂災害(特別)警戒区域一覧<葵区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (葵区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名	
903	105-II-1297	大原イノシマ	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	3.77	2.96	大原	
904	105-II-1298	大原棒ノ島	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	3.23	2.15		
905	105-II-1299	大原長戸路A	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	2.53	1.28		
906	105-II-1300	大原釜戸A	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	2.44	1.72		
907	105-II-1301	大原釜ノ段	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	1.02	0.48		
908	105-II-1302	大原釜戸B	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	2.02	0.89		
909	105-II-1303	大原小山沢口	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	0.65	0.39		
910	105-II-1362	大原重り沢	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	0.41	0.21		
911	105-II-1363	大原ヒデジマB	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	2.38	1.43		
912	105-II-1365	大原長戸路B	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	1.87	1.11		
913	105-II-1366	大原仏根沢	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	2.01	0.89		
914	105-II-1367	大原上ヶ谷戸D	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	1.93	0.97		
915	105-II-1368	大原中アブ	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	1.22	0.64		
916	105-II-1369	大原小丹沢B	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	1.30	0.71		
917	105-II-1370	大原小丹沢A	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.1.29	第70号	0.21	0.10		
918	201-I-129	小丹沢	大原	土石流	H22.1.29	第69号	4.22	0.01		
919	201-I-130	谷沢	大原	土石流	H22.1.29	第69号	1.49	0.02		
920	201-I-131	沢奥沢	大原	土石流	H22.1.29	第69号	4.38	-		
921	201-I-132	観音沢	大原	土石流	H22.1.29	第69号	3.60	0.02		
922	201-I-133	只間沢	大原	土石流	H22.1.29	第69号	1.04	0.11		
923	201-I-134	秀島沢	大原	土石流	H22.1.29	第69号	0.91	0.01		
924	201-II-081	釜戸沢	大原	土石流	H22.1.29	第69号	1.61	-		
925	201-II-097	上森沢	大原	土石流	H22.1.29	第69号	0.60	-		
926	201-II-098	小山沢	大原	土石流	H22.1.29	第69号	2.75	0.05		
927	201-II-099	ウツギ沢	大原	土石流	H22.1.29	第69号	0.66	0.01		
928	201-II-100	湯沢	大原	土石流	H22.1.29	第69号	0.46	0.01		
929	201-II-101	天神森橋沢	大原	土石流	H22.1.29	第69号	2.50	0.03		
930	201-II-102	宮ノ沢	大原	土石流	H22.1.29	第69号	4.16	0.02		
931	201-II-103	矢先沢	大原	土石流	H22.1.29	第69号	0.74	0.21		
932	201-II-106	東秀島沢	大原	土石流	H22.1.29	第69号	1.18	0.06		
933	105-II-1407	小瀬戸板谷島	富厚里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第301号	2.13	1.12		富厚里
934	201-I-293	西又川	富厚里	土石流	H26.3.28	第300号	4.02	0.07		
935	201-I-115	上富沢	富沢	土石流	H27.3.31	第283号	1.01	-	富沢	
936	201-I-116	西川沢	富沢	土石流	H27.3.31	第283号	3.18	0.002		
937	201-I-117	中富沢	富沢	土石流	H27.3.31	第283号	5.66	0.003		
938	201-I-118	東富沢	富沢	土石流	H27.3.31	第283号	4.95	0.02		
939	201-I-119	青ノ木沢	富沢	土石流	H27.3.31	第283号	4.88	-	中葉科	
940	201-I-120	富厚里北沢	富厚里	土石流	H27.3.31	第283号	2.65	0.02		富厚里
941	201-I-121	荒沢川	富厚里	土石流	H27.3.31	第283号	15.32	-		
942	201-I-122	富厚里西沢	富厚里	土石流	H27.3.31	第283号	3.94	-		
943	201-I-123	保ヶ沢川	富厚里	土石流	H27.3.31	第283号	9.42	-	富沢	
944	201-II-079	市本沢	富沢	土石流	H27.3.31	第283号	3.10	-		
945	201-II-080	西川下沢	富沢	土石流	H27.3.31	第283号	6.29	0.03	奈良間	
946	201-II-082	奈良間沢	奈良間	土石流	H27.3.31	第283号	1.25	-		
947	201-II-104	東富厚里上沢	富厚里	土石流	H27.3.31	第283号	4.74	0.05	富厚里	
948	201-II-105	東富厚里下沢	富厚里	土石流	H27.3.31	第283号	3.35	0.02		
949	201-II-107	富厚里変電所沢	富厚里	土石流	H27.3.31	第283号	2.05	0.06		
950	105-I-2873	富厚里小林新田	富厚里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.6	第143号	5.45	3.49		
951	105-II-1412	富厚里塩沢A	富厚里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.6	第143号	6.28	4.29		
952	105-II-1411	富厚里塩沢B	富厚里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.6	第143号	2.29	1.36		
953	105-III-0368	富厚里杉沢口	富厚里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.6	第143号	5.79	3.21		
954	105-II-1408	富厚里山栗原	富厚里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.6	第143号	4.72	3.20		
955	105-II-1409	富厚里丸山	富厚里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.6	第143号	5.78	3.30		
956	105-II-1410	富厚里六兵エ家下	富厚里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.6	第143号	3.45	1.69		
957	105-I-3626	富厚里水神原	富厚里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.6	第143号	9.84	6.97		
958	105-III-0367	富厚里八重ヶ瀬	富厚里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.6	第143号	2.27	1.45	奈良間	
959	105-I-1216	富厚里クルミ沢	富厚里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.6	第143号	5.76	3.74		
960	105-I-1215	奈良間家ノ上	奈良間	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.6	第143号	8.65	4.02		
961	105-II-1307	富沢島尻	富沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.6	第143号	9.58	6.18		
962	105-II-1306	富沢元川原	富沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.6	第143号	0.34	0.04		
963	105-I-1213	富沢宮島	富沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.6	第143号	2.76	0.95		
964	105-III-0388	富沢杉ノ木原	富沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.6	第143号	13.11	8.39		
965	105-III-0387	富沢西川	富沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.6	第143号	8.14	5.86		
966	105-I-2884	富沢家の上A	富沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.6	第143号	3.44	1.86		富沢
967	105-I-1212	富沢家の上B	富沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.6	第143号	3.44	1.86		
968	105-II-1304	富沢山ノ神沢	富沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.6	第143号	1.55	0.68		
969	105-II-1305	富沢野原	富沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.6	第143号	0.83	0.41		
970	105-I-1188	富沢道上	富沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.6	第143号	7.96	5.23	水見色	
971	105-I-1189	富沢オオカント	富沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.6	第143号	2.69	1.47		
972	201-I-124	殿奥沢	水見色	土石流	H28.1.8	第17号	4.38	0.12		
973	201-I-125	水見色寺奥沢	水見色	土石流	H28.1.8	第17号	9.33	0.01		
974	201-I-126	西谷東沢	水見色	土石流	H28.1.8	第17号	12.44	0.03		
975	201-I-127	戸谷の沢	水見色	土石流	H28.1.8	第17号	11.28	-		
976	201-I-128	柿ノ畑沢	水見色	土石流	H28.1.8	第17号	7.51	-		
977	201-II-083	上山ノ神平沢	水見色	土石流	H28.1.8	第17号	1.84	0.04		
978	201-II-084	北山ノ神平沢	水見色	土石流	H28.1.8	第17号	2.22	0.01		
979	201-II-085	滝金沢	水見色	土石流	H28.1.8	第17号	2.29	0.16		
980	201-II-086	中山ノ神平沢	水見色	土石流	H28.1.8	第17号	2.51	0.03		
981	201-II-087	山中橋沢	水見色	土石流	H28.1.8	第17号	1.44	-		

土砂災害(特別)警戒区域一覧 <葵 区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (葵区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名	
982	201-II-088	下山ノ神平沢	水見色	土石流	H28.1.8	第17号	1.52	0.02	水見色	
983	201-II-089	丹ノ谷沢	水見色	土石流	H28.1.8	第17号	0.95	0.02		
984	201-II-090	大樽沢	水見色	土石流	H28.1.8	第17号	1.88	0.04		
985	201-II-091	上原ノ前沢	水見色	土石流	H28.1.8	第17号	0.37	0.03		
986	201-II-092	原ノ前沢	水見色	土石流	H28.1.8	第17号	2.39	0.001		
987	201-II-093	西ノ谷沢	水見色	土石流	H28.1.8	第17号	15.89	-		
988	201-II-094	西ノ谷下沢	水見色	土石流	H28.1.8	第17号	2.69	0.01		
989	201-II-095	下奥の沢	水見色	土石流	H28.1.8	第17号	2.56	-		
990	105-III-0318	小布杉家の下B	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	1.02	0.61		小布杉
991	105-II-1566	小布杉家の下A	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	2.05	1.13		
992	105-II-1563	小布杉坂口	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	1.18	0.58		
993	105-II-1564	小布杉山中A	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	1.03	0.44		
994	105-II-1565	小布杉山中B	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	1.98	1.14		
995	105-II-1567	小布杉山中C	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	4.40	3.09		
996	105-II-1568	小布杉山中D	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	3.72	2.32		
997	105-I-2886	小布杉凡沢	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	4.77	3.05		
998	105-II-1569	小布杉金沢	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	4.71	3.56		
999	105-I-1214	小布杉平戸	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	2.62	1.39		
1000	105-II-1570	小布杉釜蓋A	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	1.03	0.52	小布杉	
1001	105-II-1571	小布杉釜蓋B	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	0.45	0.17		
1002	105-III-0300	小布杉大森A	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	1.34	0.63		
1003	105-II-1572	小布杉大森B	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	1.89	1.33		
1004	105-II-1575	小布杉袖木沢A	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	0.56	0.25		
1005	105-II-1577	小布杉袖木沢B	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	0.93	0.51		
1006	105-II-1576	小布杉袖木沢C	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	0.24	0.14		
1007	105-II-1574	小布杉白草	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	0.92	0.45		
1008	105-II-1573	小布杉楠の段	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	1.06	0.76		
1009	105-II-1562	小布杉岡道	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	2.49	1.76		
1010	105-II-1559	小布杉向川	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	1.59	0.96	中葉科	
1011	105-II-1560	小布杉中瀬	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	2.43	1.52		
1012	105-II-1558	小布杉仙柄	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	1.95	1.26		
1013	105-II-1561	小布杉横野	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.2.23	第209号	1.00	0.44		
1014	201-I-288	朝比奈川	小布杉	土石流	H28.2.23	第210号	5.53	-		
1015	201-I-289	ニシン沢川	小布杉	土石流	H28.2.23	第210号	5.82	-		
1016	201-I-290	三ツ野沢	小布杉	土石流	H28.2.23	第210号	4.71	0.11		
1017	201-I-291	山中沢	小布杉	土石流	H28.2.23	第210号	5.13	-		
1018	201-I-292	山中上沢	小布杉	土石流	H28.2.23	第210号	5.56	0.02		
1019	201-II-215	三ツ野中沢	小布杉	土石流	H28.2.23	第210号	1.42	0.03		
1020	201-II-216	ユキ沢川	小布杉	土石流	H28.2.23	第210号	2.61	0.01	小布杉	
1021	201-II-217	下ユキ沢	小布杉	土石流	H28.2.23	第210号	1.69	0.03		
1022	201-II-218	小布杉中沢	小布杉	土石流	H28.2.23	第210号	1.75	0.02		
1023	201-II-219	ふかはた橋沢	小布杉	土石流	H28.2.23	第210号	0.29	-		
1024	201-II-220	山中東沢	小布杉	土石流	H28.2.23	第210号	3.26	-		
1025	201-II-221	山中南沢	小布杉	土石流	H28.2.23	第210号	0.64	-		
1026	105-II-1267	水見色宮ノ向	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	7.21	4.21		水見色
1027	105-II-1264	水見色原ノ前A	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	1.46	0.92		
1028	105-II-1268	水見色谷ノ沢A	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	2.77	1.54		
1029	105-II-1269	水見色谷ノ沢B	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	3.44	2.39		
1030	105-II-1271	水見色谷ノ沢C	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	1.79	1.14		
1031	105-II-1272	水見色山ノ神平A	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	1.14	0.48		
1032	105-I-1178	水見色山ノ神平B	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	5.59	2.41		
1033	105-II-1280	水見色山ノ神平C	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	0.35	0.11		
1034	105-II-1279	水見色中島A	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	1.96	1.14		
1035	105-II-1278	水見色中島B	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	3.15	2.00		
1036	105-II-1282	水見色山ノ神平D	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	1.21	6.14		
1037	105-II-1283	水見色山ノ神平E	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	1.80	0.95	水見色	
1038	105-II-1273	水見色丹ノ谷A	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	1.42	0.82		
1039	105-I-1179	水見色丹ノ谷B	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	3.94	1.44		
1040	105-II-1281	水見色原ノ前B	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	2.94	1.73		
1041	105-II-1270	水見色日蔭平	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	2.99	1.36		
1042	105-I-1180	水見色清原	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	4.31	1.49		
1043	105-II-1274	水見色原ノ前D	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	1.74	0.91		
1044	105-II-1275	水見色原ノ前E	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	3.15	0.96		
1045	105-III-0350	水見色原ノ前F	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	1.68	1.04		
1046	105-II-1276	水見色原ノ前G	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	1.06	0.61		
1047	105-I-1181	水見色原ノ前H	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	3.79	2.09		
1048	105-II-1265	水見色西ノ谷A	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	9.80	4.90	大沢	
1049	105-II-1277	水見色西ノ谷B	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	10.66	5.84		
1050	105-I-1182	水見色孫屋敷A	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	12.14	5.32		
1051	105-II-1266	水見色孫屋敷B	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第431号	6.00	2.95		
1052	105-I-1103	大沢ウサゴ	大沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	2.44	1.11		
1053	105-I-1104	腰越大江	腰越	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	3.74	2.03		
1054	105-I-1105	内匠反畝	内匠	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	1.82	0.30		
1055	105-I-2854	落合平瀬中原	落合	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	3.68	2.70		
1056	105-I-2855	内匠宮下	内匠	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	1.25	0.23		
1057	105-I-2856	横沢上ノ段	横沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	2.99	2.12		
1058	105-I-2857	横沢中村	横沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	7.04	4.68	大沢	
1059	105-II-1151	大沢栗下	大沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	0.76	0.30		
1060	105-II-1152	大沢大サワド	大沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	2.00	0.96		
1061	105-II-1169	落合袖木平	落合	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	4.57	3.07		
1062	105-II-1170	落合平瀬八子夕	落合	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	2.55	1.14		
1063	105-II-1171	落合井道上	落合	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	0.54	0.29		
1064	105-II-1172	横沢釜淵	横沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	1.15	0.96		
1065	105-II-1173	横沢粟谷沢	横沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	1.27	0.76		
1066	105-II-1174	横沢本郷	横沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	4.08	2.89		
1067	105-II-1175	横沢大沢戸	横沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	0.87	0.64		
1068	105-II-1176	内匠半出戸	内匠	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	3.47	2.44	玉川	
1069	105-II-1177	内匠大野	内匠	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	1.61	0.93		
1070	105-II-1185	落合川島	落合	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	2.96	1.86		
1071	105-II-1186	落合川島下ノ原	落合	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	1.82	0.20		

	箇所番号	区域名	所在地 (葵区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名
1072	105-II-1187	落合大石平	落合	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	1.39.	0.75		
1073	105-II-1188	内匠栗平	内匠	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	0.77	0.45		内匠
1074	105-II-1189	内匠西ノ上	内匠	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	3.49	2.03		
1075	105-II-1190	落合大石平	落合	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	3.48	2.28		
1076	105-II-1191	落合御堂平	落合	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	0.63	0.27		
1077	105-II-5849	落合宮沢口	落合	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	0.89	0.66		落合
1078	105-III-0285	落合平瀬	落合	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	3.47	2.41		
1079	105-III-0287	落合御神屋敷	落合	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	0.39	0.11		
1080	105-III-0339	落合横狩	落合	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	0.23	0.08		
1081	105-III-0340	腰越長島	腰越	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.1.22	第62号	8.26	5.80		
1082	201-II-010	唐沢	横沢	土石流	H28.3.29	第425号	1.31	0.02		横沢
1083	201-II-011	内ム子沢	大沢	土石流	H28.3.29	第425号	2.38	0.81		
1084	201-II-012	大樽沢	内匠	土石流	H28.3.29	第425号	1.86	1.85		内匠
1085	201-II-013	白石川	内匠	土石流	H28.3.29	第425号	1.47	1.46		
1086	201-II-014	川島沢	落合	土石流	H28.3.29	第425号	1.12	0.01		落合
1087	201-II-015	宮ノ沢西沢	落合	土石流	H28.3.29	第425号	0.83	0.82		
1088	201-II-016	宮ノ沢	落合	土石流	H28.3.29	第425号	1.11	0.46		
1089	201-II-004	瀬戸島沢	奥仙俣	土石流	H28.3.29	第426号	0.30	0.05		奥仙俣
1090	201-I-001	牛戸沢	上落合	土石流	H28.3.29	第426号	0.51	0.29		
1091	201-I-002	池ノ沢	上落合	土石流	H28.3.29	第426号	1.17	-		上落合
1092	201-II-003	池ノ沢南沢	上落合	土石流	H28.3.29	第426号	0.20	0.02		
1093	201-I-003	奥池ノ谷沢	奥池ヶ谷	土石流	H28.3.29	第426号	5.63	0.02		奥池ヶ谷
1094	201-II-005	所沢	長熊	土石流	H28.3.29	第426号	0.51	-		長熊
1095	201-II-006	中ノ沢川	森腰	土石流	H28.3.29	第426号	0.57	0.26		森腰
1096	201-II-007	清水沢	森腰	土石流	H28.3.29	第426号	1.13	0.02		
1097	201-II-008	奥ノ原北沢	落合	土石流	H28.3.29	第426号	3.78	0.01		落合
1098	201-II-009	奥ノ原南沢	落合	土石流	H28.3.29	第426号	0.86	0.05		
1099	201-I-004	唯間沢	桂山	土石流	H28.3.29	第426号	3.20	0.02		桂山
1100	201-I-005	神ノ前沢	桂山	土石流	H28.3.29	第426号	4.82	0.002		
1101	201-I-006	中沢川	中沢	土石流	H28.3.29	第426号	1.50	1.38		中沢
1102	105-I-1092	口坂本東平	口坂本	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第432号	13.64	10.56		井川
1103	105-I-3588	口坂本荒神堂	口坂本	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第432号	4.15	2.55		口坂本
1104	105-II-1556	相俣クレノマ	相俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	2.33	1.20		相俣
1105	105-I-1211	黒俣尾沢戸	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	2.05	1.01		久能尾
1106	105-II-1542	黒俣戸平向	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	1.20	0.63		中村
1107	105-II-1541	黒俣向外戸	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	1.28	0.63		
1108	105-II-1539	黒俣梨ノ木下	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	2.91	1.97		黒俣
1109	105-II-1555	黒俣松場	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	1.32	0.64		
1110	105-II-1557	黒俣釜蓋森下	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	0.48	0.20		中村
1111	105-I-1210	黒俣坂野	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	3.99	2.10		
1112	105-I-1209	黒俣森下	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	5.78	3.48		
1113	105-II-1537	黒俣塩沢外ト	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	1.63	0.98		黒俣
1114	105-II-1540	黒俣寺ヶ谷戸	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	0.25	0.09		中村
1115	105-II-1538	黒俣橋詰	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	0.78	0.35		
1116	105-I-1208	黒俣上和田	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	4.66	2.71		
1117	105-II-1543	黒俣森平A	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	1.86	1.32		久能尾
1118	105-II-1544	黒俣森平B	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	1.47	1.02		
1119	105-II-1545	黒俣森平C	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	3.04	1.92		中村
1120	105-II-1546	黒俣相ノ沢	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	0.25	0.09		
1121	105-I-1207	黒俣久能尾下外戸	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	5.94	1.79		
1122	105-II-1550	黒俣久能尾上外戸	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	1.52	0.92		
1123	105-II-1551	黒俣久能尾向外戸	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	1.10	0.49		久能尾
1124	105-II-1547	黒俣焼見堂	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	0.76	0.03		
1125	105-II-1548	黒俣後安平	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	1.69	0.12		
1126	105-II-1549	黒俣権ノ沢	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	1.54	1.08		
1127	105-II-1554	黒俣向ノ山B	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	0.86	0.40		
1128	105-II-1552	黒俣向ノ山A	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	0.82	0.42		
1129	105-II-1553	相俣向山	相俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	1.23	0.18		
1130	105-II-1309	相俣モリタイラ	相俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	0.76	0.38		上相俣
1131	105-II-1310	相俣ミカイト	相俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	2.29	1.20		
1132	105-II-1311	相俣シタタイラ	相俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	2.97	1.70		清沢
1133	105-II-1312	相俣ワカミヤ	相俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	1.41	0.78		相俣
1134	105-II-1313	相俣カミカイト	相俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	0.39	0.14		
1135	105-I-1206	相俣ウエノシタ	相俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	1.81	0.93		下相俣
1136	105-II-1314	相俣シホデ	相俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	2.54	2.03		相俣
1137	105-I-1205	昼居渡森下	昼居渡	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	1.95	0.71		昼居渡
1138	105-I-3604	昼居渡下島	昼居渡	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	8.28	5.79		
1139	105-I-1204	鍵穴サハマ	鍵穴	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	2.34	1.17		鍵穴
1140	105-II-1591	小島マノ山	小島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	0.74	0.38		
1141	105-I-1203	小島西開土	小島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	2.80	1.63		小島
1142	105-II-1531	小島松葉	小島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	3.95	2.54		
1143	105-I-1192	寺島ホツダシ	寺島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	4.86	3.43		寺島
1144	105-I-1191	坂本堂平	坂本	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	5.68	3.47		
1145	105-II-1535	坂本上笹尾A	坂本	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	6.66	3.24		
1146	105-II-1533	坂本上笹尾B	坂本	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	2.38	1.28		
1147	105-II-1534	坂本ヘヤトA	坂本	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	1.49	0.88		
1148	105-III-0354	坂本ヘヤトB	坂本	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	3.73	2.54		坂本
1149	105-II-1536	坂本一色	坂本	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	0.94	0.48		
1150	105-III-0352	坂本シタノカワラA	坂本	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	1.72	1.33		
1151	105-II-1532	坂本シタノカワラB	坂本	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	1.10	0.68		
1152	105-III-0351	寺島向山	寺島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	2.71	1.91		
1153	105-III-0291	寺島田島上	寺島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	1.25	0.53		寺島
1154	105-II-1308	寺島田島	寺島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	2.37	1.52		
1155	105-I-1190	昼居渡八幡上	昼居渡	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.3.29	第433号	3.30	2.08		昼居渡
1156	201-I-101	鍵ワ沢	坂本	土石流	H28.3.29	第434号	1.30	-		坂本
1157	201-I-102	のがたけ沢	鍵穴	土石流	H28.3.29	第434号	1.72	-		鍵穴
1158	201-I-103	センボツカ川	赤沢	土石流	H28.3.29	第434号	3.52	-		赤沢
1159	201-I-104	大島沢	赤沢	土石流	H28.3.29	第434号	1.37	0.04		
1160	201-I-105	黒俣川	黒俣	土石流	H28.3.29	第434号	2.89	-		中村

土砂災害(特別)警戒区域一覧<葵区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

	箇所番号	区域名	所在地 (葵区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名	
1161	201-I-106	カマブタ川	黒俣	土石流	H28.3.29	第434号	2.79	0.04	清沢		
1162	201-I-107	カマブタ南沢	黒俣	土石流	H28.3.29	第434号	3.66	-			
1163	201-I-108	栗尾沢川	黒俣	土石流	H28.3.29	第434号	0.55	-			中村
1164	201-I-109	堂ノ沢	相俣	土石流	H28.3.29	第434号	1.14	-			上相俣
1165	201-I-110	上相俣西沢	相俣	土石流	H28.3.29	第434号	0.55	0.01			
1166	201-I-111	上相俣南沢	相俣	土石流	H28.3.29	第434号	2.71	0.01			下相俣
1167	201-I-112	下相俣西沢	相俣	土石流	H28.3.29	第434号	3.19	0.05			
1168	201-I-113	下相俣中沢	相俣	土石流	H28.3.29	第434号	0.65	-			小島
1169	201-I-114	下相俣北沢	相俣	土石流	H28.3.29	第434号	1.03	0.04			
1170	201-II-067	カキン沢川	小島	土石流	H28.3.29	第434号	0.82	-			鍵穴
1171	201-II-068	本村沢	鍵穴	土石流	H28.3.29	第434号	0.99	-			坂本
1172	201-II-069	西寺島沢	鍵穴	土石流	H28.3.29	第434号	0.25	0.005			寺島
1173	201-II-070	大崩沢川	坂本	土石流	H28.3.29	第434号	1.30	0.04			
1174	201-II-071	東寺島沢	寺島	土石流	H28.3.29	第434号	0.76	-			赤沢
1175	201-II-072	中寺島沢	寺島	土石流	H28.3.29	第434号	1.15	-			
1176	201-II-073	中ノ沢南沢	赤沢	土石流	H28.3.29	第434号	1.23	-			中村
1177	201-II-074	橋爪沢川	黒俣	土石流	H28.3.29	第434号	0.30	-			
1178	201-II-075	戸平沢	黒俣	土石流	H28.3.29	第434号	1.06	0.03			久能尾
1179	201-II-076	上和田沢	黒俣	土石流	H28.3.29	第434号	1.11	0.01			
1180	201-II-077	尾沢渡沢	黒俣	土石流	H28.3.29	第434号	1.29	-			下相俣
1181	201-II-078	下相俣東沢	相俣	土石流	H28.3.29	第434号	0.20	0.01			遠藤新田
1182	201-I-059	川ノ沢	中ノ郷	土石流	H27.3.31	第284号	2.72	0.03			
1183	201-I-060	村上沢	中ノ郷	土石流	H27.3.31	第284号	5.16	0.04	小塚ヶ谷		
1184	201-I-061	中ノ郷沢	中ノ郷	土石流	H27.3.31	第284号	3.77	-			
1185	201-I-062	小塚ヶ谷沢	中ノ郷	土石流	H27.3.31	第284号	3.12	0.04	内牧		
1186	201-I-073	内牧上沢	内牧	土石流	H27.3.31	第284号	2.60	0.02			
1187	201-I-074	内牧西上沢	内牧	土石流	H27.3.31	第284号	2.99	0.06	西ヶ谷		
1188	201-I-075	内牧東上沢	内牧	土石流	H27.3.31	第284号	2.66	0.02			
1189	201-I-076	内牧東下沢	幸庵新田	土石流	H27.3.31	第284号	2.98	0.01	中ノ郷		
1190	201-I-077	寺門前沢	西ヶ谷	土石流	H27.3.31	第284号	6.83	0.02			
1191	201-I-078	中ノ郷西沢	中ノ郷	土石流	H27.3.31	第284号	2.89	0.03	内宮町		
1192	201-I-079	中ノ郷東沢	中ノ郷	土石流	H27.3.31	第284号	4.05	-			
1193	201-I-080	滝ヶ谷沢	中ノ郷	土石流	H27.3.31	第284号	2.50	0.005	内牧		
1194	201-I-081	滝ヶ谷南沢	中ノ郷	土石流	H27.3.31	第284号	1.78	0.005			
1195	201-I-082	池ヶ谷沢	内牧	土石流	H27.3.31	第284号	2.73	0.01	西ヶ谷		
1196	201-II-050	北上内牧沢	内牧	土石流	H27.3.31	第284号	2.56	0.01			
1197	201-II-051	北上内牧沢	内牧	土石流	H27.3.31	第284号	1.71	0.003	中ノ郷		
1198	201-II-052	西中内牧沢	内牧	土石流	H27.3.31	第284号	1.97	-			
1199	201-II-053	北中内牧沢	内牧	土石流	H27.3.31	第284号	1.08	0.01	内牧		
1200	201-II-054	北下内牧沢	内牧	土石流	H27.3.31	第284号	1.70	0.01			
1201	201-II-055	内牧中沢	内牧	土石流	H27.3.31	第284号	1.73	0.01	西ヶ谷		
1202	201-II-056	内牧南沢	内牧	土石流	H27.3.31	第284号	2.02	0.01			
1203	201-II-057	結成時沢	内牧	土石流	H27.3.31	第284号	2.42	-	中ノ郷		
1204	201-II-058	西ヶ谷北沢	西ヶ谷	土石流	H27.3.31	第284号	3.00	0.01			
1205	201-II-059	西ヶ谷南沢	西ヶ谷	土石流	H27.3.31	第284号	3.14	0.004	内牧		
1206	201-II-060	居村沢	中ノ郷	土石流	H27.3.31	第284号	2.30	0.02			
1207	201-III-005	居村南沢	中ノ郷	土石流	H27.3.31	第284号	2.57	-	安倍口		
1208	201-III-006	東上内牧沢	内牧	土石流	H27.3.31	第284号	1.80	0.06			
1209	105-II-1018	西ヶ谷上奥	西ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	15.38	8.09		西ヶ谷	
1210	105-II-1241	西ヶ谷エサイ	西ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	0.76	0.31			
1211	105-I-3599	西ヶ谷大道上	西ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	4.00	3.00			
1212	105-I-1151	西ヶ谷西口	西ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	5.01	2.14			
1213	105-II-1240	西ヶ谷下屋敷	西ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	1.28	0.75			
1214	105-II-1239	西ヶ谷下山	西ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	6.58	3.45			
1215	105-II-1244	幸庵新田元屋敷A	西ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	2.37	1.07			
1216	105-II-1245	幸庵新田元屋敷B	西ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	2.93	1.40			
1217	105-II-1247	内牧キャウダイヤトA	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	10.00	6.02			
1218	105-II-1248	内牧キャウダイヤトB	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	4.63	2.66			
1219	105-II-1249	内牧キャウダイヤトC	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	0.56	0.18			
1220	105-II-1250	内牧ヒロガイド	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	0.50	0.17			
1221	105-II-1251	内牧牛房ヶ谷A	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	2.29	0.91			
1222	105-II-1260	内牧牛房ヶ谷B	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	14.55	8.39			
1223	105-I-1150	内牧セイチA	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	8.00	5.95			
1224	105-II-1257	内牧セイチB	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	1.09	0.41			
1225	105-II-1256	内牧セイチC	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	1.03	0.56			
1226	105-II-1258	内牧セイチD	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	1.46	0.26			
1227	105-I-1149	内牧マモノ上	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	4.93	1.08			
1228	105-I-3603	内牧サビヤA	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	5.35	3.60			
1229	105-II-1259	内牧サビヤB	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	2.96	1.61			
1230	105-I-1148	内牧門村A	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	2.90	1.49			
1231	105-III-0349	内牧門村B	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	3.70	1.86			
1232	105-III-0348	内牧門村C	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	0.68	0.36			
1233	105-II-1261	内牧門村D	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	9.00	5.99			
1234	105-II-1263	内牧門村E	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	9.32	6.09			
1235	105-II-1262	内牧門村F	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	2.29	1.39			
1236	105-II-1254	内牧門村G	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	1.14	0.55			
1237	105-II-1255	内牧門村H	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	0.65	-			
1238	105-I-1147	内牧門村I	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	3.88	1.75			
1239	105-I-1146	内牧宮川	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	17.39	12.84			

土砂災害(特別)警戒区域一覧<葵区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

	箇所番号	区域名	所在地 (葵区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名
1240	105-II-1253	内牧キセ川A	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	15.22	9.23	安倍口	内牧
1241	105-II-1017	内牧キセ川B	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	3.57	2.08		
1242	105-II-1252	内牧サイホウジ	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	1.71	0.40		
1243	105-I-1145	内牧テラガヤ	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	15.46	9.36		
1244	105-I-3600	幸庵新田向山	幸庵新田	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	3.19	1.42		
1245	150-I-1144	内牧内宮A	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	2.06	0.80		
1246	105-I-1143	内牧内宮B	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	2.80	1.75		
1247	105-I-1142	内牧池ノ谷	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	3.17	1.66		
1248	105-II-0064	中ノ郷滝ヶ谷A	中ノ郷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	1.62	0.28		
1249	105-I-3601	内牧内宮C	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	0.40	0.14		
1250	105-I-3602	内牧内宮D	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	0.34	0.12		
1251	105-II-1246	内牧外宮	内牧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	0.39	0.10		
1252	105-I-1141	中ノ郷滝ヶ谷B	中ノ郷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	4.46	2.17		
1253	105-I-1140	中ノ郷滝ヶ谷C	中ノ郷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	1.93	0.20		
1254	105-III-0347	中ノ郷不動沢A	中ノ郷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	1.42	0.66		
1255	105-II-1242	中ノ郷不動産B	中ノ郷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	1.33	0.68		
1256	105-II-1243	中ノ郷不動産C	中ノ郷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	3.20	1.36		
1257	105-III-0290	中ノ郷居村A	中ノ郷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	5.32	2.58		
1258	105-II-1237	中ノ郷居村B	中ノ郷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	3.31	1.97		
1259	105-II-1236	中ノ郷居村C	中ノ郷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	0.44	0.16		
1260	105-I-1139	中ノ郷居村D	中ノ郷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	2.97	0.77		
1261	105-I-1138	中ノ郷居村E	中ノ郷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	1.43	0.37		
1262	105-II-1235	中ノ郷和田A	中ノ郷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	0.14	0.03		
1263	105-III-0346	中ノ郷和田B	中ノ郷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	1.43	0.54		
1264	105-I-3598	中ノ郷和田C	中ノ郷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	1.08	0.48		
1265	105-II-1234	中ノ郷小塚ヶ谷A	中ノ郷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	2.04	0.93		
1266	105-I-1137	中ノ郷小塚ヶ谷B	中ノ郷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	1.97	0.77		
1267	105-I-1136	中ノ郷村上A	中ノ郷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	2.95	0.52		
1268	105-II-1076	中ノ郷村上B	中ノ郷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	1.70	0.87		
1269	105-I-1135	中ノ郷村上C	中ノ郷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	2.43	0.57		
1270	105-I-1134	中ノ郷寺川	中ノ郷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.20	第190号	4.58	3.47		
1271	201-I-135	谷津団地沢	谷津	土石流	H27.3.31	第285号	1.83	0.01		
1272	201-I-136	御園沢	谷津	土石流	H27.3.31	第285号	2.05	0.04		
1273	201-I-139	一色東沢	新聞	土石流	H27.3.31	第285号	1.73	0.02		
1274	201-I-140	久住沢	新聞	土石流	H27.3.31	第285号	1.89	-		
1275	201-I-141	宮前西沢	新聞	土石流	H27.3.31	第285号	1.26	-		
1276	201-I-142	大沢沢	新聞	土石流	H27.3.31	第285号	2.85	0.02		
1277	201-I-143	宮前南沢	新聞	土石流	H27.3.31	第285号	0.74	0.02		
1278	201-I-144	大沢口沢	新聞	土石流	H27.3.31	第285号	2.19	0.03		
1279	201-I-145	月々谷沢	新聞	土石流	H27.3.31	第285号	3.07	0.03		
1280	201-I-146	楠谷沢	新聞	土石流	H27.3.31	第285号	3.72	0.05		
1281	201-II-109	谷津川	谷津	土石流	H27.3.31	第285号	2.50	0.05		
1282	201-II-110	谷津川左支川	谷津	土石流	H27.3.31	第285号	1.40	0.001		
1283	201-II-111	東谷津沢	谷津	土石流	H27.3.31	第285号	1.36	0.01		
1284	201-II-122	上一色沢	新聞	土石流	H27.3.31	第285号	1.09	0.03		
1285	201-II-123	打越橋沢	新聞	土石流	H27.3.31	第285号	1.51	0.01		
1286	201-II-124	一色西沢	新聞	土石流	H27.3.31	第285号	1.11	0.04		
1287	201-II-125	大野田上沢	新聞	土石流	H27.3.31	第285号	1.40	0.02		
1288	201-II-126	中村沢	新聞	土石流	H27.3.31	第285号	0.96	0.06		
1289	201-II-127	寺奥北沢	新聞	土石流	H27.3.31	第285号	2.40	-		
1290	201-II-128	寺奥沢	新聞	土石流	H27.3.31	第285号	4.03	0.03		
1291	201-II-129	見性寺沢	新聞	土石流	H27.3.31	第285号	3.08	-		
1292	105-II-1353	新聞見性寺前	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	2.19	1.25		
1293	105-II-1352	新聞楠ヶ谷A	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	1.08	0.54		
1294	105-II-1349	新聞楠ヶ谷B	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	1.47	0.76		
1295	105-II-1351	新聞楠ヶ谷C	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	0.44	0.30		
1296	105-II-1350	新聞楠ヶ谷D	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	1.50	0.85		
1297	105-II-1348	新聞小楠ヶ谷	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	2.96	1.75		
1298	105-III-0356	新聞源田川A	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	3.75	2.80		
1299	105-II-1347	新聞源田川B	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	3.52	2.13		
1300	105-I-1162	新聞源田川C	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	7.73	2.72		
1301	105-I-1163	新聞月々谷	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	6.13	3.55		
1302	105-I-0066	新聞大沢口	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	3.43	2.20		
1303	105-III-0355	新聞久住沢	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	18.73	11.05		
1304	105-I-1164	新聞イナリ	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	16.62	10.13		
1305	105-I-1165	新聞一色	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	1.67	0.36		
1306	105-I-1166	新聞打越	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	1.41	1.00		
1307	105-I-2885	新聞奥山	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	11.54	6.73		
1308	105-II-1358	新聞大野田	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	20.93	13.95		
1309	105-II-1357	新聞中村	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	1.04	-		
1310	105-I-1167	新聞都沢	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	5.71	2.41		
1311	105-II-1356	新聞宮島A	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	5.67	2.75		
1312	105-II-1354	新聞宮島B	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	1.15	0.53		
1313	105-II-1355	新聞宮島C	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	2.37	1.44		
1314	105-I-1168	新聞和田A	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	1.68	0.35		
1315	105-II-1346	新聞和田B	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	2.59	1.37		

土砂災害(特別)警戒区域一覧<葵区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (葵区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 【ha】	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名		
1316	105-II-1345	新聞和田C	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	1.35	0.85	服織西	新聞		
1317	105-I-1169	新聞和田D	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	4.02	2.24				
1318	105-II-1344	新聞山田A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	0.31	0.13				
1319	105-I-3618	新聞山田B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	0.59	0.23				
1320	105-II-1343	新聞村口A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	1.73	0.94				
1321	105-I-1170	新聞村口B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	1.82	0.66				
1322	105-I-1171	新聞小屋	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	1.27	0.58				
1323	105-II-1360	谷津非生A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	0.33	0.12				
1324	105-II-1359	谷津非生B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	0.12	0.07				
1325	105-I-3625	谷津出口	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	1.05	0.45				
1326	105-II-1012	谷津谷津A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	2.89	1.30				
1327	105-I-1173	谷津谷津B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	4.93	1.78				
1328	105-I-1174	谷津谷津原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	5.09	0.94	谷津			
1329	105-II-1393	谷津御園A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	3.24	1.82	井川	口坂本		
1330	105-II-1361	谷津御園サグジ宮	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	1.03	0.48				
1331	105-II-1364	谷津御園B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H27.3.31	第286号	1.80	0.87				
1332	201-II-001	坂本川	土石流	H28.9.30	第900号	2.68	-				
1333	201-II-002	宇城川	土石流	H28.9.30	第900号	1.86	-				
1334	105-III-0322	奥仙俣横道	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	1.91	1.58			奥仙俣	
1335	105-II-1138	奥仙俣休戸	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	0.89	0.31				
1336	105-II-1139	奥仙俣柘原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	2.18	1.81				
1337	105-II-1140	奥仙俣上平	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	3.20	1.51				
1338	105-I-2852	奥仙俣中村	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	2.32	1.23				
1339	105-III-0323	奥仙俣竈洞C	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	1.05	0.71				
1340	105-II-1141	奥仙俣竈洞A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	1.80	1.24				
1341	105-II-1142	奥仙俣竈洞B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	2.76	1.95				
1342	105-II-1143	奥仙俣鎌洞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	1.63	0.76				
1343	105-II-1144	口仙俣大平	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	0.59	0.40	口仙俣			
1344	105-I-1090	口仙俣上田	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	0.99	0.44	上落合			
1345	105-II-1145	口仙俣下平	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	3.17	1.90				
1346	105-I-1091	上落合山柿	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	3.31	2.50				
1347	105-II-1146	上落合池ノ沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	1.87	1.32				
1348	105-III-0282	上落合宮ノ尾根	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	0.39	0.24				
1349	105-II-1147	上落合名ノ尻	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	1.87	1.05				
1350	105-I-2851	油野セド山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	1.61	1.14		油野		
1351	105-II-1148	油野金山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	1.47	0.63				
1352	105-II-1149	油野西カイト	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	0.70	0.45				
1353	105-II-1150	油野東カイト	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	1.57	0.87				
1354	105-III-0283	油野井戸向	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	0.60	0.42				
1355	105-II-5845	長妻田橋向	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	1.96	1.46			長妻田	
1356	105-III-0288	長妻田寺地	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	0.31	0.11				
1357	105-I-2850	長妻田上ノ山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	7.63	4.97				
1358	105-II-1197	奥池ノ谷横渡	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	6.69	3.97	奥池ヶ谷			
1359	105-II-1198	柿島沢内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	0.83	0.37				
1360	105-II-1193	柿島西山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	1.55	0.60				玉川
1361	105-II-1200	柿島鳥居A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	0.73	0.29				
1362	105-II-1201	柿島天王	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	0.97	0.48				
1363	105-II-1202	柿島郷戸A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	1.37	0.51				
1364	105-II-1203	柿島鳥居B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	2.45	1.18				
1365	105-III-0341	柿島郷戸B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	3.46	2.66				
1366	105-II-1184	長熊栃木	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	0.17	0.04		長熊		
1367	105-I-1096	長熊上平	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	1.20	0.19				
1368	105-III-0286	長熊所沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	1.05	0.72				
1369	105-I-1097	長熊島平	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	10.65	7.68				
1370	105-I-2849	長熊堂原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	4.60	2.55	森腰			
1371	105-II-1183	長熊南森	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	0.90	0.55				
1372	105-I-1098	長熊栃久保	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	9.70	6.86				
1373	105-II-1182	森腰栗屋戸	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	2.62	1.82				
1374	105-I-1099	森腰鈴山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	7.05	2.48			落合	
1375	105-III-1181	落合上島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	1.98	0.63				
1376	105-II-1179	落合土井平	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	1.42	1.01				
1377	105-II-1180	落合ワグリ	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	3.96	2.53				
1378	105-II-1100	落合奥ノ原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	2.70	1.09				
1379	105-III-0337	落合崩山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	9.53	7.43		桂山		
1380	105-I-1102	落合上助日向山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	6.71	0.07				
1381	105-II-1178	落合狐塚B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	1.02	0.63				
1382	105-I-3594	落合狐塚A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	2.62	1.84				
1383	105-I-2848	落合唯間	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	6.31	4.54	落合			
1384	105-I-1088	桂山神ノ前	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	2.68	1.18				
1385	105-I-1087	桂山沼側	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	7.86	1.24				
1386	105-II-1193	桂山神明原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	1.01	0.36				
1387	105-I-3595	桂山後山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	4.25	1.87			桂山	
1388	105-II-1192	桂山柿ノ平	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	1.09	0.64				
1389	105-II-5850	中沢向山A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	6.84	4.87				中沢
1390	105-III-0338	中沢向山B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	4.43	2.71				
1391	105-II-1196	中沢笹原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	4.78	3.05				
1392	105-II-1194	中沢寛道下	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	3.99	1.54				
1393	105-II-1195	中沢横道	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	1.02	0.37				
1394	105-I-2847	中沢西山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第906号	1.04	0.30		大川		
1395	105-III-0379	坂ノ上下和田	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	5.56	2.29				
1396	105-III-0378	坂ノ上足間原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	8.82	5.69				
1397	105-II-1529	坂ノ上前田	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	1.25	0.78				
1398	105-II-1530	坂ノ上豆地	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	3.80	2.47				
1399	105-I-3650	坂ノ上ヲゴウB	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	11.19	8.21				
1400	105-I-1202	坂ノ上ヲゴウA	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	2.47	1.33				
1401	105-I-3651	坂ノ上又タ	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	12.99	7.65				
1402	105-I-1193	坂ノ上北沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	10.62	6.78				

	箇所番号	区域名	所在地 (葵区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名
1403	105-II-1516	坂ノ上上谷沢	坂ノ上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	0.25	0.20		坂ノ上
1404	105-II-1517	日向切杭A	日向	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	1.63	1.21		
1405	105-III-0377	日向切杭C	日向	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	1.04	0.69		日向
1406	105-II-1518	日向切杭B	日向	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	5.46	3.50		
1407	105-II-1506	日向ハンテン久保	日向	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	0.28	0.11		畑色
1408	105-II-1520	日向梅津	日向	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	3.63	2.73		
1409	105-I-1196	日向中村	日向	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	10.07	3.21		
1410	105-I-1195	日向御堂坂	日向	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	0.81	0.14		
1411	105-I-1194	日向竹沢	日向	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	2.82	1.13		日向
1412	105-I-2887	日向小向	日向	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	3.86	2.50		
1413	105-II-1519	日向飯道	日向	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	1.16	0.92		
1414	105-I-2888	日向和田	日向	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	11.19	8.21		
1415	105-II-1521	栃沢西カイトA	栃沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	4.88	2.73		
1416	105-II-1522	栃沢西カイトB	栃沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	0.67	0.37	大川	
1417	105-II-1523	栃沢寺平	栃沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	1.56	0.73		栃沢
1418	105-II-1525	栃沢ニシヤB	栃沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	0.75	0.25		
1419	105-II-1526	栃沢天神下	栃沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	0.24	0.09		
1420	105-II-1524	栃沢荒神前	栃沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	1.31	0.62		
1421	105-III-0376	日向能又B	日向	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	1.96	1.54		
1422	105-II-1505	日向能又A	日向	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	2.52	1.36		
1423	105-S-0331	日向藁山	日向	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	4.14	2.87		
1424	105-S-0335	日向千田	日向	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	0.34	0.11		日向
1425	105-S-0336	日向樋口	日向	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	2.95	1.65		
1426	105-S-0340	日向小向A	日向	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	0.40	0.04		
1427	105-S-0342	日向池ノ段	日向	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	0.82	0.38		
1428	105-S-0354	坂ノ上下和田A	坂ノ上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第283号	2.94	1.55		坂ノ上
1429	105-S-0311	北三丁目A	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第284号	3.26	1.58		
1430	105-S-0312	北三丁目B	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第284号	0.83	0.32		北
1431	105-S-0314	北池ヶ谷1	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第284号	3.27	1.92	麻機・鏡機南	
1432	105-S-0315	北柳沢A	北	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第284号	2.81	1.22		
1433	105-S-0225	南沼上田成ヶ谷	南沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第284号	4.98	2.38		東
1434	105-S-0320	下橋沢C	下	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第284号	3.01	1.47		下
1435	105-S-0321	下橋沢D	下	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第284号	5.44	3.49		
1436	101-S-019	才光寺下沢	北	土石流	H29.3.31	第274号	1.59	0.00		北
1437	101-S-042	俵峰東沢	俵峰	土石流	H29.3.31	第274号	5.47	0.02	鏡機北・鏡機中	俵峰
1438	101-S-043	俵峰西沢	俵峰	土石流	H29.3.31	第274号	4.97	0.03		
1439	101-S-044	俵沢上沢	俵沢	土石流	H29.3.31	第274号	7.44	0.06		俵沢
1440	101-S-045	鳴沢川	牛妻	土石流	H29.3.31	第274号	1.59	0.35		牛妻
1441	101-S-048	鳴沢下沢	牛妻	土石流	H29.3.31	第274号	1.97	0.02		
1442	201-I-095	箆ノ沢	日向	土石流	H29.6.20	第513号	1.03	-		坂ノ上
1443	201-I-096	栃沢上沢	栃沢	土石流	H29.6.20	第513号	3.86	0.04		栃沢
1444	201-I-099	宇山北沢川	坂ノ上	土石流	H29.6.20	第513号	1.53	-		坂ノ上
1445	201-I-100	坂ノ上南沢	坂ノ上	土石流	H29.6.20	第513号	4.12	0.02		
1446	201-II-065	和田沢	日向	土石流	H29.6.20	第513号	0.30	0.00	大川	日向
1447	201-II-066	栃沢川	栃沢	土石流	H29.6.20	第513号	6.33	0.05		栃沢
1448	101-S-091	寺平沢	栃沢	土石流	H29.6.20	第513号	2.15	0.03		
1449	201-I-094	千田川	日向	土石流	H29.10.13	第735号	3.75	0.02		日向
1450	201-I-097	栃沢下沢	栃沢	土石流	H29.10.13	第735号	4.52	0.03		栃沢
1451	201-I-098	栃沢カラ沢川	栃沢	土石流	H29.10.13	第735号	10.02	-		
1452	201-I-242	春日東沢	春日三丁目	土石流	H29.12.26	第894号	0.87	-	伝馬町	春日
1453	105-S-0478	春日二丁目	春日二丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.1.16	第40号	0.75	0.06		春日二丁目
1454	105-II-1510	八草道上	八草	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	0.64	0.30		八草
1455	105-II-1515	崩野登り尾B	崩野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	0.35	0.15		
1456	105-II-1514	崩野登り尾A	崩野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	0.25	0.09		
1457	105-II-1511	崩野ヶノクボ	崩野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	0.35	0.10		崩野
1458	105-II-1512	崩野南開土	崩野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	0.71	0.24		
1459	105-II-1513	崩野家ノ下	崩野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	1.33	0.49		
1460	105-I-1198	崩野北村	崩野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	5.42	3.44		
1461	105-II-1499	樽尾伊光蔵礼	樽尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	0.37	0.13		
1462	105-I-1199	樽尾タチカラ	樽尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	2.19	0.88		
1463	105-I-1200	樽尾本村	樽尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	3.59	1.54		樽尾
1464	105-II-1500	樽尾川合坂	樽尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	2.63	1.48		
1465	105-II-1502	樽尾川合	樽尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	0.53	0.31		
1466	105-II-1501	樽尾大麦地	樽尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	1.38	0.89		
1467	105-II-1498	大間道下	大間	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	2.54	0.99	大川	
1468	105-II-1497	大間横畑ヶ	大間	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	0.86	0.29		大間
1469	105-III-0375	大間柿ノ下	大間	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	2.45	1.22		
1470	105-II-1527	諸子沢御堂辻	諸子沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	1.24	0.65		
1471	105-II-1528	諸子沢平ノ尾	諸子沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	3.18	2.02		
1472	105-II-1210	諸子沢柿ノ平A	諸子沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	1.14	0.66		
1473	105-II-1211	諸子沢柿ノ平B	諸子沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	1.59	0.75		
1474	105-II-1206	諸子沢田ノ島	諸子沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	2.84	1.91		
1475	105-II-1204	諸子沢中村	諸子沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	2.78	1.78		諸子沢
1476	105-II-1213	諸子沢梅ヶ島A	諸子沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	0.21	0.08		
1477	105-II-1214	諸子沢梅ヶ島B	諸子沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	0.67	0.44		
1478	105-II-1216	諸子沢釜谷	諸子沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	1.38	0.93		
1479	105-II-1215	諸子沢大道島	諸子沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	2.42	1.60		
1480	105-II-1212	諸子沢中梅ヶ島	諸子沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	1.15	0.86		

	箇所番号	区域名	所在地 (葵区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 【ha】	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名
1481	105-II-1207	諸子沢釜井戸	諸子沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	1.24	1.02		
1482	105-II-1205	諸子沢大久保坂	諸子沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	0.59	0.48		諸子沢
1483	105-II-1208	諸子沢日陰A	諸子沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	1.14	0.66		
1484	105-II-1209	諸子沢日陰B	諸子沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	0.35	0.25		
1485	105-II-1504	湯ノ島岡道	湯ノ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	2.33	1.33		
1486	105-I-1197	湯ノ島島	湯ノ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	2.76	1.24	大川	湯ノ島
1487	105-I-1201	湯ノ島豆栗	湯ノ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	3.36	1.59		
1488	105-II-1503	湯ノ島上ノ島	湯ノ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	0.14	0.03		
1489	105-S-0328	八草細カイト	八草	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	0.37	0.14		八草
1490	105-S-0330	湯ノ島宮ノ平	湯ノ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	6.84	4.54		湯ノ島
1491	105-S-0332	諸子沢平石	諸子沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	1.17	0.82		諸子沢
1492	105-S-0334	諸子沢横道	諸子沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.2.2	第71号	1.38	0.73		
1493	201-I-093	諸子沢川	諸子沢	土石流	H30.3.30	第268号	8.79	-		
1494	201-II-064	大久保沢	諸子沢	土石流	H30.3.30	第268号	5.54	-	大川	諸子沢
1495	101-S-092	杉尾沢	杉尾	土石流	H30.3.30	第268号	8.79	-		
1496	101-S-099	アネ山沢	坂本	土石流	H30.3.30	第268号	17.72	0.03		坂本
1497	101-S-100	マルノ沢	坂本	土石流	H30.3.30	第268号	14.81	-		
1498	101-S-101	中平沢	寺島	土石流	H30.3.30	第268号	1.44	-	清沢	寺島
1499	101-S-117	森平沢	黒俣	土石流	H30.3.30	第268号	0.17	0.01		久能尾
1500	101-S-118	上和田中沢	黒俣	土石流	H30.3.30	第268号	0.50	0.01		
1501	101-S-119	中村沢	黒俣	土石流	H30.3.30	第268号	1.12	0.12		中村
1502	101-S-122	朝比奈南沢	飯間	土石流	H30.3.30	第268号	1.23	0.01		
1503	101-S-123	朝比奈北沢	飯間	土石流	H30.3.30	第268号	1.28	0.01		飯間
1504	101-S-124	小沢川	飯間	土石流	H30.3.30	第268号	1.39	0.08	南葉科	
1505	101-S-125	吉津大久保沢	吉津	土石流	H30.3.30	第268号	1.38	0.02		吉津
1506	101-S-126	西ノ谷川	牧ヶ谷	土石流	H30.3.30	第268号	4.94	0.03		牧ヶ谷
1507	101-S-055	森奥沢川	下	土石流	H30.3.30	第268号	2.59	0.01	賤機南	下
1508	101-S-056	橋沢	下	土石流	H30.3.30	第268号	2.02	0.04		
1509	101-S-057	昭府2丁目上沢	昭府2丁目	土石流	H30.3.30	第268号	2.32	0.02	井宮北	昭府町
1510	101-S-058	昭府2丁目下沢	昭府2丁目	土石流	H30.3.30	第268号	2.47	0.01		
1511	105-S-0427	西又中島	西又	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	4.70	3.41		西又
1512	105-S-0434	飯間アサヒナ沢A	飯間	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	2.43	1.33	南葉科	飯間
1513	105-S-0435	飯間アサヒナ沢B	飯間	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	2.52	1.47		
1514	105-S-0438	吉津下谷口	吉津	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	0.29	0.06		吉津
1515	105-S-0357	鍵穴大瀬戸	鍵穴	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	3.41	1.58		
1516	105-S-0359	鍵穴小瀬戸	鍵穴	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	4.10	2.40		鍵穴
1517	105-S-0360	鍵穴ホンムラ	鍵穴	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	1.52	0.29		
1518	105-S-0369	鍵穴トイシサワ	鍵穴	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	3.22	2.26		
1519	105-S-0370	鍵穴ノカタケ	鍵穴	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	8.78	5.98		
1520	105-S-0371	寺島田島A	寺島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	4.24	2.88		寺島
1521	105-S-0372	鍵穴スズカセ	鍵穴	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	2.02	1.28		
1522	105-S-0374	赤沢上村	赤沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	2.01	0.80		
1523	105-S-0375	赤沢森ノ腰	赤沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	1.14	0.40		
1524	105-S-0376	赤沢椎ノ瀬	赤沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	2.39	0.82		
1525	105-S-0377	赤沢袋山	赤沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	0.40	0.13		赤沢
1526	105-S-0378	赤沢茶原A	赤沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	0.99	0.53		
1527	105-S-0379	赤沢茶原B	赤沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	10.05	8.23		
1528	105-S-0386	黒俣タル山尻	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	5.62	4.57		久能尾
1529	105-S-0392	黒俣柿平本	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	2.16	0.92		中村
1530	105-S-0394	相俣コモウ	相俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	1.72	0.83		
1531	105-S-0396	相俣ナカタイラA	相俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	2.28	1.03		
1532	105-S-0397	相俣ナカタイラB	相俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	2.23	1.73		
1533	105-S-0398	相俣ロクサイトウ	相俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	1.19	0.46		相俣
1534	105-S-0399	相俣カハラハタ	相俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	5.03	3.33		
1535	105-S-0400	相俣クハラ	相俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	5.32	3.88		
1536	105-S-0401	相俣ナカノハタケ	相俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	2.38	1.70		
1537	105-II-1590	黒俣大下	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	1.51	0.68	清沢	
1538	105-II-1589	黒俣内外戸	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	1.16	0.56		
1539	105-II-1588	黒俣下ヶ谷戸	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	1.62	0.72		峰山
1540	105-II-1587	黒俣峯山A	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	0.62	0.27		
1541	105-II-1586	黒俣清水	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	1.40	1.06		
1542	105-II-1585	黒俣二本栗	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	0.50	0.20		
1543	105-II-1584	黒俣後沢A	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	0.56	0.37		中塚
1544	105-II-1584-1	黒俣中塚	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	1.44	0.61		
1545	105-II-1578	黒俣後沢B	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	1.25	0.93		
1546	105-II-1579	黒俣蛇塚	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	0.54	0.12		蛇塚
1547	105-II-1578-1	黒俣コヤノバ	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	1.31	0.46		
1548	105-II-1580	黒俣橋ノ平	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	0.83	0.31		
1549	105-II-1581	杉尾大曲り	杉尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	0.32	0.14		
1550	105-II-1583-1	杉尾ホッカイト	杉尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	0.24	0.08		
1551	105-II-1583	杉尾前カイト	杉尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	0.49	0.22		
1552	105-II-1582	杉尾柿平	杉尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	0.84	0.39		
1553	105-II-1508	杉尾洗沢	杉尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	0.66	0.36		杉尾
1554	105-II-1507	杉尾マサハタケ	杉尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	1.31	0.85		
1555	105-II-1507-1	杉尾カナツチ畑ケA	杉尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	0.81	0.48		
1556	105-II-1509	杉尾大クワ平	杉尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	1.42	0.83		
1557	105-II-1509-1	杉尾カナツチ畑ケB	杉尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	0.12	0.07		
1558	105-S-0381	黒俣釜戸沢	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	1.81	0.72		峰山
1559	105-S-0384	黒俣峯山B	黒俣	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	0.74	0.42		
1560	105-S-0325	崩野島	崩野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	2.03	1.01		崩野
1561	105-S-0326	檜尾上伊光蔵礼A	檜尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	0.37	0.13		檜尾
1562	105-S-0327	崩野登り尾C	崩野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	1.27	0.69		崩野
1563	105-S-0333	諸子沢横道A	諸子沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	0.58	0.33	大川	諸子沢
1564	105-S-0339	日向竹沢A	日向	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	1.27	0.73		日向
1565	105-S-0344	栃沢ニシヤA	栃沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	1.18	0.64		栃沢

	箇所番号	区域名	所在地 (葵区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名
1566	105-S-0347	坂ノ上上平石	坂ノ上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	6.45	1.24	大川	坂ノ上
1567	105-S-0350	坂ノ上メメ沢	坂ノ上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第269号	5.02	3.89		
1568	105-I-1161	羽鳥本町B	羽鳥	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.11.13	第744号	3.43	1.67	服織	羽鳥
1569	101-S-002	塩沢下沢	北沼上	土石流	H31.3.26	第244号	1.19	0.01	北沼上	北沼上
1570	101-S-008	蛭沢下沢	北沼上	土石流	H31.3.26	第244号	0.88	0.03		
1571	101-S-025	油野下沢	油野	土石流	H31.3.26	第244号	0.52	0.01		油野
1572	101-S-027	柿島沢	柿島	土石流	H31.3.26	第244号	2.71	0.05		柿島
1573	101-S-029	榊木沢	長熊	土石流	H31.3.26	第244号	0.92	-		長熊
1574	101-S-032	金久保沢	桂山	土石流	H31.3.26	第244号	1.82	0.03		桂山
1575	101-S-036	寺尾南沢	内匠	土石流	H31.3.26	第244号	0.75	-	玉川	
1576	101-S-037	寺尾中沢	内匠	土石流	H31.3.26	第244号	0.52	0.03		寺尾
1577	101-S-038	寺尾北沢	内匠	土石流	H31.3.26	第244号	0.66	0.06		
1578	101-S-039	大和沢	内匠	土石流	H31.3.26	第244号	0.91	0.04		大和
1579	101-S-040	横沢	横沢	土石流	H31.3.26	第244号	0.48	0.14		横沢
1580	101-S-059	相沢西沢	足久保奥組	土石流	H31.3.26	第244号	0.73	0.03		足久保相沢
1581	101-S-062	村下沢	足久保奥組	土石流	H31.3.26	第244号	0.68	0.02		
1582	101-S-063	ワシタ沢	足久保奥組	土石流	H31.3.26	第244号	0.68	0.04	足久保	足久保中
1583	101-S-064	陳ヶ堂沢	足久保奥組	土石流	H31.3.26	第244号	0.54	0.004		
1584	101-S-066	郷沢	足久保奥組	土石流	H31.3.26	第244号	1.31	0.01		
1585	101-S-067	クルミ沢中沢	足久保口組	土石流	H31.3.26	第244号	2.32	0.01		
1586	101-S-068	クルミ沢下沢	足久保口組	土石流	H31.3.26	第244号	1.84	0.02		足久保口
1587	101-S-069	八十岡上沢	足久保口組	土石流	H31.3.26	第244号	1.46	0.09		
1588	101-S-079	松崎沢	足久保口組	土石流	H31.3.26	第244号	1.09	0.03		
1589	101-S-097	市本南沢	富沢	土石流	H31.3.26	第244号	3.33	0.02		富沢
1590	101-S-098	夜打島沢	大原	土石流	H31.3.26	第244号	1.80	0.01		大原
1591	101-S-103	丹ノ谷北沢	水見色	土石流	H31.3.26	第244号	3.19	0.03	中葉科	
1592	101-S-104	水見色奥ノ沢	水見色	土石流	H31.3.26	第244号	3.97	0.05		水見色
1593	101-S-105	梨沢	水見色	土石流	H31.3.26	第244号	1.19	0.14		
1594	101-S-106	梨沢下沢	水見色	土石流	H31.3.26	第244号	1.23	-		
1595	101-S-107	ワゴウ沢	大原	土石流	H31.3.26	第244号	0.68	0.08		大原
1596	105-S-0292	足久保口組松崎	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	4.10	2.90		
1597	105-S-0293	足久保口組諸川D	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	24.87	15.67	足久保	足久保口組
1598	105-S-0296	足久保口組八十岡E	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	18.51	12.01		
1599	105-S-0298	足久保口組神平原C	足久保口組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.78	1.35		
1600	105-S-0299	足久保奥組中平	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	0.71	0.44		
1601	105-S-0303	足久保奥組クリンタA	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	0.47	0.17		足久保奥組
1602	105-S-0307	足久保奥組大石川	足久保奥組	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	14.24	11.28		
1603	105-S-0363	坂本一色A	坂本	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	5.20	2.66		坂本
1604	105-S-0366	寺島大日向	寺島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	3.29	1.64	清沢	
1605	105-S-0366-1	寺島軒山	寺島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	19.24	12.95		寺島
1606	105-S-0371-1	寺島向山A	寺島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	6.47	3.58		
1607	105-S-0202	瀬名一丁目	瀬名	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	5.99	2.51	西奈	瀬名
1608	105-S-0205	北沼上井戸ヶ谷	北沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	7.29	4.33	北沼上	北沼上
1609	105-S-0207	南沼上法ヶ谷	南沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	7.58	3.75	千代田東	
1610	105-S-0221	南沼上惣ヶ谷	南沼上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	13.37	6.98		南沼上
1611	105-S-0322	沓谷栗ヶ谷坪	沓谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.45	1.02	千代田	沓谷四丁目
1612	105-S-0421	水見色平相戸	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	8.54	4.62		水見色
1613	105-S-0422	水見色姥ヶ淵	水見色	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	9.50	5.72		
1614	105-S-0256	中沢寺下	中沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	0.45	0.09	玉川	中沢
1615	105-S-0260	口坂本ナゾウリ	口坂本	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	3.30	2.48	井川	口坂本
1616	105-S-0262	口坂本宮下	口坂本	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	0.25	0.09		
1617	105-S-0265	長妻田下島	長妻田	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.92	1.18		長妻田
1618	105-S-0266	柿島上平	柿島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	12.02	7.77		柿島
1619	105-S-0268	長熊所沢A	長熊	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.07	1.67		長熊
1620	105-S-0269	長熊栃木A	長熊	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	4.82	2.41		
1621	105-S-0273	落合地藏堂	落合	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	3.77	2.13		落合
1622	105-S-0274	内匠堂平	内匠	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	6.49	2.58		
1623	105-S-0275	内匠大和向	内匠	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	5.87	3.22	玉川	内匠
1624	105-S-0276	内匠西ノ門	内匠	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	5.19	3.32		
1625	105-S-0277	腰越奥和田	腰越	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	3.08	1.50		腰越
1626	105-S-0279	横沢竹沢	横沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.30	0.37		横沢
1627	105-S-0280	大沢大ゾウリ	大沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	4.04	2.19		大沢
1628	105-S-0281	横沢栃木原	横沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	16.16	13.45		横沢
1629	105-S-0282	横沢東竜頭	横沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	4.91	3.30		
1630	105-S-0283	落合下境	落合	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.22	0.81		落合
1631	105-S-0287	桂山金久保	桂山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	3.91	2.75		桂山
1632	105-S-0424	大原ヤサキサハ	大原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	8.03	6.45	中葉科	大原
1633	105-S-0464	田代割田原	田代	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	8.58	4.58		田代
1634	105-S-0465	上坂本山洞	上坂本	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.64	1.64		上坂本
1635	105-S-0466	井川カンキウ峰	井川	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.34	1.41	井川	
1636	105-S-0469	井川女木男木	井川	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.72	0.92		井川
1637	105-S-0470	井川松山段	井川	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.79	0.77		
1638	26	口坂本	口坂本	地すべり	H31.3.29	第300号	7.80	-		口坂本
1639	27	櫛尾	櫛尾	地すべり	H31.3.29	第300号	84.10	-	大川	櫛尾
1640	28	ウリヤブ	黒俣	地すべり	H31.3.29	第300号	63.40	-	清沢	峰山
1641	29	蛇塚	黒俣	地すべり	H31.3.29	第300号	63.40	-		
1642	191	諸子沢	諸子沢	地すべり	H31.3.29	第300号	4.70	-	大川	諸子沢
1643	199	平ノ尾	諸子沢	地すべり	H31.3.29	第300号	20.00	-		
1644	N51	平山	平山	地すべり	H32.3.6	第144号	0.70	-	北沼上	北沼上
1645	R6-1	崩野	崩野	地すべり	H32.3.6	第144号	58.50	-		崩野
1646	R35	川合坂	櫛尾	地すべり	H32.3.6	第144号	18.20	-		櫛尾
1647	R6-2	八草	崩野	地すべり	H32.3.6	第144号	59.70	-	大川	崩野
1648	201-001	馬込	日向	地すべり	H32.3.6	第144号	165.00	-		
1649	201-003	大間	大間	地すべり	H32.3.6	第144号	38.80	-		大間
1650	201-004	湯ノ島	湯ノ島	地すべり	H32.3.6	第144号	26.20	-		湯ノ島
1651	R37	上杉尾	杉尾	地すべり	H32.3.6	第144号	82.60	-	清沢	杉尾
1652	105-S-0430	新聞楠ヶ谷E	新聞	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	3.57	2.09	服織西	新聞
1653	105-S-0439	羽鳥本町D	羽鳥本町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	1.15	0.59	服織	羽鳥本町

土砂災害(特別)警戒区域一覧 <葵区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

資料編

箇所番号	区域名	所在地 (葵区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名	
1654	105-S-0449	小布杉平戸A	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	0.40	0.27		
1655	105-S-0450	小布杉凡天A	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	0.27	0.08	中葉科	小布杉
1656	105-S-0453	小布杉海道端	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	3.73	2.42		
1657	105-S-0454	小布杉家廻り	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	0.58	0.19		
1658	105-S-0234	梅ヶ島東峰B	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	0.27	0.08	梅ヶ島	戸持
1659	105-S-0239	梅ヶ島花崎B	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	0.91	0.65		大代
1660	105-S-0240	梅ヶ島大代B	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	4.15	2.97		関の沢
1661	105-S-0244	梅ヶ島大下	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	0.67	0.30		藤代
1662	105-S-0249	梅ヶ島ヤキクボ	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	0.51	0.28		
1663	105-S-0288	油山ヒカゲ	油山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	7.47	3.80		松野
1664	105-S-0227	梅ヶ島栗木沢	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	6.62	4.45	梅ヶ島	温泉
1665	105-S-0230	梅ヶ島夕荷場	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	14.57	11.48		新田
1666	105-S-0231	梅ヶ島下夕川原	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	13.15	7.60		赤水
1667	105-S-0233	梅ヶ島中尾	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	0.66	0.19		戸持
1668	105-S-0235	梅ヶ島東峰	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	0.73	0.25		
1669	105-S-0237	梅ヶ島下井戸	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	7.00	6.01		
1670	105-S-0243	梅ヶ島本村C	梅ヶ島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	0.83	0.27		本村
1671	105-S-0247	入島中段	入島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	2.21	1.22		入島
1672	105-S-0248	入島象頭場	入島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	2.03	1.32		
1673	105-S-0250	有東木雨作	有東木	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	5.86	4.39		大河内
1674	105-S-0253	平野ミヤデン	平野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	0.32	0.09	平野	
1675	105-S-0254	平野サイコジマ	平野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	7.91	5.74		
1676	105-S-0477	有東木下島	有東木	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	0.61	0.17	有東木	
1677	105-S-0447	小布杉ヒツセイ	小布杉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	1.68	0.88	中葉科	小布杉
1678	101C-S-001	梅ヶ島沢	梅ヶ島	土石流	H32.3.13	第193号	9.55	0.06	梅ヶ島	温泉
1679	101C-S-003	横山沢	俵峰 他	土石流	H32.3.13	第193号	1.04	-	大河内	横山
1680	101C-S-004	相淵沢	相淵	土石流	H32.3.13	第193号	0.56	0.007		相淵
1681	101-S-050	油山沢A	油山	土石流	H32.3.13	第193号	1.25	0.002	松野	油山
1682	101-S-051	油山沢B	油山	土石流	H32.3.13	第193号	2.29	-		
1683	101-S-080	大谷戸下沢	内牧	土石流	H32.3.13	第193号	2.81	0.01	安倍口	内牧
1684	101-S-081	大谷戸沢	内牧	土石流	H32.3.13	第193号	2.25	0.15		
1685	101-S-086	内牧寺ヶ谷沢	内牧	土石流	H32.3.13	第193号	3.97	0.02		
1686	101-S-090	向い屋敷沢	西ヶ谷	土石流	H32.3.13	第193号	5.71	0.04		
1687	101-S-093	カキン下沢	小島	土石流	H32.3.13	第193号	0.37	0.01	清沢	小島
1688	101-S-109	一色南沢	新聞	土石流	H32.3.13	第193号	1.31	0.01	服織西	新聞
1689	101-S-110	大野田下沢	新聞	土石流	H32.3.13	第193号	1.35	0.01		
1690	101-S-111	新聞大沢沢	新聞	土石流	H32.3.13	第193号	0.96	0.06		
1691	101-S-130	沢草利沢	田代	土石流	H32.3.13	第193号	0.15	0.03	井川	田代
1692	101-S-131	五葉沢	田代	土石流	H32.3.13	第193号	2.38	0.20		
1693	101-S-135	西山沢	井川	土石流	H32.3.13	第193号	4.82	-		
1694	105-I-1160	羽鳥七丁目L	羽鳥七丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H33.12.21	第929号	6.40	3.83	服織	羽鳥
1695	105-I-1219	飯間山ノ根B	飯間字山ノ根	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H33.12.21	第929号	2.18	0.84	南葉科	飯間
1696	105-I-1030	松富一丁目A	松富一丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H33.12.21	第929号	4.17	2.29	賤機南	松富
1697	105-I-1068	蕨野上ノ山	蕨野字上ノ山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H33.12.21	第929号	1.96	0.87	大河内	蕨野
葵区 計			急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	1,131	箇所	5798.67	1990.45			
			土石流	552	箇所					
			地すべり	14	箇所					

土砂災害(特別)警戒区域一覧 <駿河区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (駿河区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名	
1	105-I-1300	有東一丁目B	有東一丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第314号	0.71	0.22	富士見	有東一丁目
2	105-I-2891	有東一丁目	有東	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第314号	0.24	0.01		
3	105-II-1607	谷田西山坪	国吉田	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第314号	0.40	0.14		
4	105-II-1608	国吉田桃原寺山坪	国吉田	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第314号	0.20	0.05	東源台	国吉田
5	105-II-1606	谷田諸ヶ谷井口坪	谷田	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第314号	0.44	0.14		
6	105-I-1302	平沢丸山坪	平沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第314号	0.71	0.26		
7	105-II-1604	平沢丸山	平沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第314号	0.41	0.20		
8	105-II-1605	平沢暗り沢	平沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第314号	1.63	0.65	東豊田	池田
9	105-II-1601	池田細谷坪	池田	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第314号	4.05	1.45		
10	105-I-0068	桜ヶ丘	池田	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第314号	0.40	-		
11	105-II-1602	池田南ヶ谷	池田	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第314号	0.32	0.08	大谷	池田桜ヶ丘
12	201-I-243	大慈悲院川	池田	土石流	H24.3.30	第311号	3.25	0.05		
13	201-I-276	南池ノ谷沢	大谷	土石流	H24.3.30	第311号	1.27	0.07	大谷	大谷 洋光台
14	201-I-277	大正寺沢	大谷	土石流	H24.3.30	第311号	2.17	-		
15	201-I-273	古安川	安居	土石流	H24.3.30	第311号	12.13	-	久能	安居
16	201-I-274	長沢A	安居	土石流	H24.3.30	第311号	10.22	0.37		
17	201-II-295	古安沢	安居	土石流	H24.3.30	第311号	12.13	-		
18	201-I-298	中平松沢	中平松	土石流	H24.3.30	第311号	6.29	0.01		
19	201-II-210	吉田川	平沢	土石流	H24.3.30	第311号	2.53	-		
20	105-II-1603	西平松西平	古宿	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第314号	1.29	0.51		
21	105-III-0401	古宿前山	古宿	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第314号	3.91	2.23		
22	201-I-272	滝ヶ原川	根古屋	土石流	H24.3.30	第311号	2.27	-	根古屋	
23	201-I-275	殿谷川	中平松	土石流	H24.3.30	第311号	10.79	-		
24	201-I-294	柳沢	根古屋	土石流	H24.3.30	第311号	1.33	0.03		
25	204-II-224	鍋沢	根古屋	土石流	H24.3.30	第311号	3.73	0.06		
26	201-I-296	長沢B	古宿	土石流	H24.3.30	第311号	7.61	0.01	青沢	
27	201-I-297	利谷沢	中平松	土石流	H24.3.30	第311号	6.06	0.00		
28	105-I-1232	向敷地家見	向敷地	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第28号	3.15	0.04	長田北	向手越
29	105-I-1234	向敷地細谷	向敷地	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第28号	5.49	0.61		
30	105-I-1235	向敷地松雲寺前	向敷地	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第28号	2.29	0.82		
31	105-I-1236	向敷地山脇	向敷地	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第28号	1.26	0.44		
32	105-I-1239	向敷地東林寺	向敷地	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第28号	2.95	0.87		
33	105-I-1241	向敷地西山A	向敷地	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第28号	3.43	0.74		
34	105-I-2876	手越下	手越	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	3.02	1.47		
35	105-II-1014	向敷地猿郷	向敷地	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第28号	0.48	0.24		
36	105-II-1383	向敷地吉綱	向敷地	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第28号	1.34	0.59		
37	105-II-1384	向敷地向ヶ谷久保	向敷地	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第28号	0.66	0.24		
38	105-II-1471	向敷地寺ノ上	向敷地	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第28号	1.84	1.17		
39	105-III-0399	向敷地境ノ沢	向敷地	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第28号	0.96	0.59	手越	
40	201-I-168	上向敷地沢	向敷地	土石流	H25.1.11	第14号	2.66	-		
41	201-I-169	中向敷地沢	向敷地	土石流	H25.1.11	第14号	3.50	0.02		
42	201-I-170	下向敷地沢	向敷地	土石流	H25.1.11	第14号	7.18	-	手越	
43	105-I-1237	手越A	手越	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	0.56	0.17		
44	105-I-1238	手越B	手越	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	1.15	0.34		
45	105-I-1240	手越C	手越	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	0.90	0.33	手越、向敷地	
46	105-I-1242	向敷地西山B	向敷地	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第28号	1.67	0.79		
47	105-I-1254	丸子みかど町	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第311号	1.35	0.27	みかど町	
48	105-I-2879	丸子泉ヶ谷Q	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第311号	2.12	1.32		
49	105-I-3629	丸子泉ヶ谷R	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第311号	2.06	0.98		
50	105-I-3630	丸子泉ヶ谷S	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第311号	2.40	1.25		
51	201-I-186	三角沢	丸子	土石流	H23.3.29	第310号	2.17	0.03	井尻	
52	201-I-187	養福沢	丸子	土石流	H23.3.29	第310号	1.80	0.01		
53	105-I-1273	丸子井尻	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第313号	6.10	2.18		
54	105-II-1454	丸子井尻A	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第313号	3.11	1.46	井尻	
55	105-II-1455	丸子井尻B	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第313号	1.62	0.79		
56	105-II-1456	丸子井尻C	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第313号	1.43	0.77		
57	201-I-197	井尻沢	丸子	土石流	H24.3.30	第310号	3.39	0.01	長田西	宇津ノ谷
58	105-I-1263	宇津ノ谷上ノ段	宇津ノ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	3.67	0.17		
59	105-I-1264	宇津ノ谷下小沢	宇津ノ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	2.72	1.49		
60	105-I-1265	宇津ノ谷勝山	宇津ノ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	1.47	0.13		
61	105-I-3639	宇津ノ谷下小沢A	宇津ノ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	4.25	2.91		
62	105-I-3640	宇津ノ谷坂ノ山	宇津ノ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	1.80	0.90		
63	105-I-3641	宇津ノ谷滝ノ谷C	宇津ノ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	0.70	0.24		
64	105-II-1459	宇津ノ谷大黒沢A	宇津ノ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	0.38	0.18		
65	105-II-1460	宇津ノ谷日陰尻	宇津ノ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	1.49	1.00		
66	105-II-1461	宇津ノ谷大黒沢B	宇津ノ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	0.33	0.20		
67	105-II-1462	宇津ノ谷本沢	宇津ノ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	1.11	0.72	宇津ノ谷	
68	105-II-1463	宇津ノ谷滝ノ谷A	宇津ノ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	1.19	0.72		
69	105-II-1464	宇津ノ谷谷ノ奥	宇津ノ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	0.47	0.18		
70	105-II-1465	宇津ノ谷天神沢	宇津ノ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	1.48	0.86	宇津ノ谷	
71	105-II-1466	宇津ノ谷崩山	宇津ノ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	2.95	1.75		
72	105-II-1467	宇津ノ谷平	宇津ノ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	2.37	1.85		
73	105-III-0297	宇津ノ谷滝ノ谷B	宇津ノ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	0.54	0.29	宇津ノ谷	
74	201-I-171	トンネル沢	宇津ノ谷	土石流	H24.3.30	第309号	1.01	-		
75	201-I-172	宇津ノ谷沢	宇津ノ谷	土石流	H24.3.30	第309号	0.88	-		

土砂災害(特別)警戒区域一覧 <駿河区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (駿河区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名
76	201-I-173	キブネ沢	丸子	土石流	H24.3.30	第309号	0.86	0.01	
77	201-II-159	上宇津ノ谷沢	宇津ノ谷	土石流	H24.3.30	第309号	0.50	-	宇津ノ谷
78	201-II-161	立沢	丸子	土石流	H24.3.30	第309号	3.80	0.26	
79	105-I-1245	北丸子一丁目D	北丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第313号	3.24	1.57	
80	105-I-1246	丸子小豆川	北丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第313号	1.74	0.90	
81	105-II-1468	北丸子一丁目F	北丸子一丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第313号	64.00	0.23	丸子ほまれ町
82	105-II-1469	北丸子一丁目C	北丸子一丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第313号	1.85	0.77	
83	105-II-1470	北丸子一丁目B	北丸子一丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第313号	1.62	0.71	
84	201-I-207	工業団地沢	丸子	土石流	H24.3.30	第310号	2.14	-	
85	201-I-206	宗小路沢	丸子	土石流	H24.3.30	第310号	6.80	-	丸子ほまれ町、 宗小路
86	105-II-1442	丸子逆沢D	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	2.19	1.67	
87	201-III-008	北逆川下沢	丸子	土石流	H24.3.30	第309号	6.92	0.01	丸子ミドリ団地
88	105-I-1250	丸子井戸沢A	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	1.24	0.70	
89	105-I-3632	丸子井戸沢B	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	3.55	2.38	丸子一丁目
90	201-II-174	梅園沢	丸子	土石流	H20.3.28	第310号	3.33	0.01	
91	105-I-1270	丸子芹ヶ谷	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	4.00	-	
92	105-I-1271	丸子芹ヶ谷B	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	10.12	2.39	
93	105-I-3638	丸子芹ヶ谷D	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	1.69	0.87	丸子芹ヶ谷町
94	105-II-1457	丸子芹ヶ谷E	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	3.02	0.71	
95	201-I-195	セリガ谷沢	丸子	土石流	H20.3.28	第310号	3.81	0.02	
96	201-I-196	立川	丸子	土石流	H20.3.28	第310号	2.56	0.05	
97	105-I-1258	丸子大鉦T	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第311号	1.21	0.39	丸子細入町
98	105-I-1267	丸子舟川	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	3.02	0.47	
99	105-I-1269	丸子舟川B	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	5.68	2.63	丸子舟川
100	201-I-181	舟川	丸子	土石流	H24.3.30	第309号	3.95	0.03	
101	201-I-182	舟川横ノ沢	丸子	土石流	H24.3.30	第309号	4.96	0.02	
102	105-I-1244	北丸子一丁目A	北丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第313号	4.08	1.80	丸子小豆川
103	105-I-1261	丸子赤目ヶ谷G	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	2.54	1.25	
104	105-I-3635	丸子赤目ヶ谷F	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	0.73	0.36	丸子赤目ヶ谷西
105	105-II-1441	丸子赤目ヶ谷H	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	8.90	6.11	
106	201-I-178	ホウロウ沢	丸子	土石流	H24.3.30	第309号	1.78	-	丸子赤目ヶ谷 西、丸子二本松
107	105-I-1260	丸子赤目ヶ谷	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	2.95	1.94	
108	105-I-3637	丸子赤目ヶ谷D	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	3.34	2.06	
109	105-III-0374	丸子赤目ヶ谷E	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	1.70	1.14	丸子二本松
110	201-II-162	赤目ヶ谷北沢	丸子	土石流	H24.3.30	第309号	0.73	0.01	
111	105-I-1268	丸子逆沢	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	4.56	0.88	
112	105-II-1438	丸子逆沢C	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	8.54	5.04	
113	105-III-0296	丸子逆川A	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	2.36	1.35	
114	105-III-0369	丸子逆川B	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	3.83	2.18	逆川
115	201-I-174	逆川	丸子	土石流	H24.3.30	第309号	2.08	0.01	
116	201-I-175	逆川東沢	丸子	土石流	H24.3.30	第309号	2.11	0.01	
117	201-II-160	逆川西沢	丸子	土石流	H24.3.30	第309号	0.91	0.00	
118	201-III-007	北逆川上沢	丸子	土石流	H24.3.30	第309号	0.30	0.03	
119	105-I-2881	丸子元宿	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	5.67	3.07	元宿
120	105-I-1248	北丸子一丁目G	北丸子一丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第313号	2.98	1.44	
121	105-I-1249	北丸子二丁目B	北丸子二丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第313号	1.71	0.80	
122	105-I-2877	北丸子二丁目A	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第313号	1.18	0.44	
123	105-I-3633	北丸子二丁目C	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第313号	6.30	4.07	
124	201-I-200	戸斗の谷沢	丸子	土石流	H24.3.30	第310号	8.96	0.00	戸斗ノ谷
125	201-I-201	戸斗ノ谷西沢	北丸子二丁目	土石流	H24.3.30	第310号	3.79	0.01	
126	201-I-202	戸斗ノ谷中沢	北丸子二丁目	土石流	H24.3.30	第310号	4.00	0.02	
127	201-I-203	戸斗ノ谷東沢	丸子	土石流	H24.3.30	第310号	4.96	0.04	
128	201-I-204	宗小路南沢	丸子	土石流	H24.3.30	第310号	2.07	0.00	
129	105-I-1259	丸子赤目ヶ谷A	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	5.44	3.17	
130	105-I-3636	丸子赤目ヶ谷B	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	1.22	0.66	
131	105-II-1445	丸子赤目ヶ谷C	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	1.01	0.53	御前谷
132	201-I-179	カメヤ西沢	丸子	土石流	H24.3.30	第309号	2.68	0.00	
133	201-I-180	カメヤ沢	丸子	土石流	H24.3.30	第309号	2.58	0.02	
134	105-I-1274	丸子井尻D	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第313号	4.26	1.99	
135	105-I-1275	寺田向田	寺田	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第313号	6.48	4.12	寺田
136	201-I-198	向田西沢	寺田	土石流	H24.3.30	第310号	2.03	-	
137	201-I-199	向田東沢	寺田	土石流	H24.3.30	第310号	2.29	0.01	
138	105-I-1247	北丸子一丁目E	北丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第313号	3.02	1.52	
139	201-I-205	宗小路東沢	丸子	土石流	H24.3.30	第310号	4.12	0.05	宗小路
140	105-I-1266	丸子赤目ヶ谷J	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	2.26	0.96	
141	105-I-2880	丸子赤目ヶ谷N	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	0.28	0.06	赤目ヶ谷
142	105-II-1446	丸子赤目ヶ谷I	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	1.89	1.06	
143	105-II-1447	丸子赤目ヶ谷K	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	3.10	1.39	
144	105-II-1448	丸子赤目ヶ谷L	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	0.17	0.04	赤目ヶ谷
145	105-II-1449	丸子赤目ヶ谷M	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	0.29	8.00	
146	105-II-1450	丸子舟川C	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	0.23	0.02	
147	201-III-009	赤目ヶ谷南沢	丸子	土石流	H24.3.30	第309号	12.17	0.03	
148	105-I-1251	丸子泉ヶ谷B	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第311号	0.98	0.33	泉ヶ谷
149	105-I-1252	丸子泉ヶ谷F	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第311号	2.04	1.34	

土砂災害(特別)警戒区域一覧 <駿河区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (駿河区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名	
150	105-I-1253	丸子泉ヶ谷K	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第311号	2.51	1.49	泉ヶ谷	
151	105-I-3627	丸子泉ヶ谷L	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第311号	1.62	1.01		
152	105-I-3628	丸子泉ヶ谷M	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第311号	0.62	0.28		
153	105-II-1020	丸子泉ヶ谷O	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第311号	3.13	1.59		
154	105-II-1418	丸子泉ヶ谷E	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第311号	2.46	1.57		
155	105-II-1419	丸子泉ヶ谷D	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第311号	1.37	0.85		
156	105-II-1420	丸子泉ヶ谷C	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第311号	0.32	0.11		
157	105-II-1421	丸子泉ヶ谷I	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第311号	0.83	0.44		
158	105-II-1422	丸子泉ヶ谷G	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第311号	1.04	0.62		
159	105-II-1423	丸子泉ヶ谷H	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第311号	0.65	0.49		
160	105-II-1424	丸子泉ヶ谷J	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第311号	0.99	0.44		
161	105-II-1425	丸子泉ヶ谷N	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第311号	2.16	1.09		
162	105-II-1426	丸子泉ヶ谷P	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第311号	2.30	1.33		
163	105-II-1440	丸子泉ヶ谷A	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第311号	3.87	2.21		
164	201-I-188	新田川	丸子	土石流	H23.3.29	第310号	3.85	0.00		
165	201-I-189	歎冒院沢	丸子	土石流	H23.3.29	第310号	1.34	0.01		
166	201-I-191	伝平沢B	丸子	土石流	H23.3.29	第310号	1.58	-		
167	201-I-192	小繕川	丸子	土石流	H23.3.29	第310号	2.92	-		
168	201-I-190	伝平沢A	丸子	土石流	H23.3.29	第310号	4.61	0.05		
169	201-II-171	洞ヶ谷沢	丸子	土石流	H23.3.29	第310号	2.61	-		
170	201-II-172	樋ヶ沢	丸子	土石流	H23.3.29	第310号	2.63	0.02		
171	201-II-173	田中沢	丸子	土石流	H23.3.29	第310号	2.86	24.00		
172	105-I-1255	丸子大鉦B	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.1	第122号	3.38	1.84	大鉦	
173	105-I-1256	丸子大鉦A	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.1	第122号	1.82	0.92		
174	105-I-1257	丸子大鉦	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.1	第122号	1.85	0.44		
175	105-I-3631	丸子大鉦L	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.1	第122号	1.21	0.78		
176	105-II-1427	丸子大鉦R	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.1	第122号	1.14	0.65		
177	105-II-1428	丸子大鉦D	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.1	第122号	0.27	0.13		
178	105-II-1429	丸子大鉦Q	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.1	第122号	3.09	1.67		
179	105-II-1430	丸子大鉦P	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.1	第122号	3.42	1.90		
180	105-II-1431	丸子大鉦F	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.1	第122号	2.21	1.18		
181	105-II-1432	丸子大鉦H	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.1	第122号	1.19	0.64		
182	105-II-1433	丸子大鉦N	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.1	第122号	1.29	1.06		
183	105-II-1434	丸子大鉦K	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.1	第122号	1.41	1.04		
184	105-II-1435	丸子大鉦J	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.1	第122号	0.53	0.25		
185	105-II-1436	丸子大鉦M	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.1	第122号	1.70	1.29		
186	105-II-1437	丸子大鉦I	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.1	第122号	1.42	0.85		
187	105-II-1453	丸子大鉦S	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.1	第122号	2.67	1.29		
188	105-III-0371	丸子大鉦G	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.1	第122号	1.07	0.72		
189	105-III-0372	丸子大鉦O	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.1	第122号	1.10	0.83		
190	105-III-0373	丸子大鉦E	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.1	第122号	2.73	1.36		
191	201-I-183	本沢	丸子	土石流	H23.2.14	第78号	2.84	-	長田西	
192	201-I-184	オバン沢	丸子	土石流	H23.2.14	第78号	0.70	0.01		
193	201-I-185	上の沢	丸子	土石流	H23.2.14	第78号	2.45	0.02		
194	201-II-163	さいこ沢	丸子	土石流	H23.2.14	第78号	1.30	0.01		
195	201-II-164	朴の木沢	丸子	土石流	H23.2.14	第78号	1.32	0.03		
196	201-II-165	しだらく沢	丸子	土石流	H23.2.14	第78号	0.85	0.02		
197	201-II-166	柿の木沢	丸子	土石流	H23.2.14	第78号	1.27	0.01		
198	201-II-167	西之谷沢	丸子	土石流	H23.2.14	第78号	4.18	0.07		
199	201-II-168	いっぶ沢	丸子	土石流	H23.2.14	第78号	2.78	-		
200	201-II-169	といのり沢	丸子	土石流	H23.2.14	第78号	3.78	0.02		
201	201-II-170	清流沢	丸子	土石流	H23.2.14	第78号	3.04	0.04		
202	105-I-3634	丸子沢川C	北丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	0.87	0.40		沢川
203	105-II-1443	丸子沢川A	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	1.99	0.86		
204	105-II-1444	丸子沢川B	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	0.34	0.11		
205	201-I-193	丸子沢川	丸子	土石流	H24.3.30	第309号	2.73	-		二軒家
206	201-I-194	沢川東沢	丸子	土石流	H24.3.30	第309号	2.14	-		
207	105-II-1451	丸子二軒家	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	0.93	0.35		長田南
208	105-II-1452	丸子舟川A	丸子	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.3.30	第312号	4.13	2.31		
209	105-I-1280	小坂ウツギ藪	小坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	5.29	0.82		
210	105-I-1281	小坂向海道	小坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	4.01	1.71		
211	105-III-0370	小坂洞海道	小坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	3.40	2.12		
212	105-I-1282	小坂赤坂A	小坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	4.60	0.48		
213	105-I-1282-1	小坂篠川	小坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	4.06	2.18		
214	105-I-1282-2	小坂赤坂B	小坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	3.79	1.80		
215	105-I-1282-3	小坂塔畑	小坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	1.45	0.53		
216	105-I-3644	小坂ミコ川B	小坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	4.15	2.81		
217	105-II-1439	小坂ミコ川A	小坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	0.70	0.31		
218	105-II-1480	小坂井釜	小坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	2.36	1.35		
219	105-II-1481	小坂大林	小坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	3.50	2.19		
220	105-II-1482	小坂谷口A	小坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	0.74	0.32		
221	105-II-1483	小坂谷口B	小坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	0.35	0.13		
222	105-II-1484	小坂谷口C	小坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	0.84	0.51		
223	105-II-1485	小坂谷口D	小坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	1.09	0.51		
224	105-II-1486	小坂高嵐	小坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	0.42	0.21		

土砂災害(特別)警戒区域一覧 <駿河区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (駿河区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名		
225	105-II-1487	小坂谷口E	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	0.70	0.32	長田南	小坂		
226	105-II-1488	小坂坊ノ谷A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	0.54	0.24				
227	105-II-1489	小坂坊ノ谷B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	0.75	0.35				
228	105-II-1490	小坂南中村	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	3.22	1.90				
229	105-II-1491	小坂崩脇	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	2.61	1.17				
230	201-I-278	小坂川	土石流	H25.1.11	第15号	3.65	0.07				
231	201-I-279	クルミ沢	土石流	H25.1.11	第15号	4.37	0.00				
232	201-I-280	杉谷南沢	土石流	H25.1.11	第15号	5.29	0.02				
233	201-I-281	ナル沢	土石流	H25.1.11	第15号	3.23	0.00				
234	201-I-282	杉谷沢	土石流	H25.1.11	第15号	4.99	0.00				
235	201-I-283	宮前川	土石流	H25.1.11	第15号	5.39	0.02				
236	201-I-284	宮前川北川	土石流	H25.1.11	第15号	6.13	-				
237	201-I-285	小坂東沢	土石流	H25.1.11	第15号	2.79	0.00				
238	201-II-211	安養寺南沢	土石流	H25.1.11	第15号	3.80	0.00				
239	201-II-212	小坂北沢	土石流	H25.1.11	第15号	3.40	0.01				
240	201-II-213	小坂バイパス沢	土石流	H25.1.11	第15号	3.83	0.02				
241	201-II-214	しの川	土石流	H25.1.11	第15号	2.93	-				
242	105-I-1276	青木丸子堂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	0.91	-			長田南	青木
243	105-I-1277	青木山崎	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	1.30	0.20				
244	105-I-1278	青木赤ママ	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	1.69	0.42				
245	105-I-3642	青木山ノ根B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	1.87	1.12				
246	105-II-1458	青木山ノ根A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	3.30	1.98				
247	105-II-1472	青木山ノ根C	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	0.49	0.20				
248	105-II-1473	青木赤ママB	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	1.17	0.63				
249	105-II-1474	青木山ノ根D	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	0.13	0.07				
250	105-I-3645	石部中村	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	4.52	2.35	石部			
251	105-I-3647	石部石崎	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	3.44	2.11				
252	105-II-1415	石部丸山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	0.59	0.40				
253	105-II-1416	石部横道	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	0.92	0.58				
254	105-II-1417	石部七曲	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	1.15	0.41				
255	105-II-5852	石部聖川	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	0.56	0.39				
256	105-I-1279	大和田	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	1.82	0.69	大和田			
257	105-I-3643	大和田東ノ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	1.00	0.23				
258	105-II-1475	大和田大和田前	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	0.97	0.38				
259	105-II-1476	大和田屋敷添	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	5.76	3.65				
260	105-II-1477	大和田赤ママ	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	0.94	0.43				
261	201-I-286	小野下沢	土石流	H16.5.28	第631号	3.49	-				
262	201-I-287	大和田沢	土石流	H16.5.28	第630号	2.31	-				
263	105-III-0400	小坂二丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	4.52	2.46		大和田、小坂		
264	105-I-1283	用宗城山町A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	1.84	0.81	用宗			
265	105-I-1284	用宗城山町B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	3.04	1.86				
266	105-II-1478	用宗城山町C	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	1.90	0.92				
267	105-II-1479	用宗城山町D	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.1.15	第29号	2.87	1.85				
268	105-I-1272	丸子芹ヶ谷C	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.4.26	第582号	2.74	0.43		長田西	丸子芹が谷町	
269	105-I-1299	八幡山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.10.6	第720号	3.74	1.36		森下	八幡五丁目	
270	102-S-014	沢川中沢	土石流	H29.3.31	第274号	1.43	0.04	長田西	沢川		
271	102-S-017	丸子赤目ヶ谷沢	土石流	H29.3.31	第274号	2.16	-		赤目ヶ谷 新赤目ヶ谷 丸子ミドリ団地		
272	102-S-018	北逆川西沢	土石流	H29.3.31	第274号	5.91	0.01		宇津ノ谷		
273	102-S-019	立沢下沢	土石流	H29.3.31	第274号	3.47	0.00				
274	102-S-020	宇津ノ谷東沢	土石流	H29.3.31	第274号	2.63	0.01				
275	105-S-0442	丸子舟川A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第285号	15.46	12.38			丸子舟川	
276	105-S-0445	丸子沢川D	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第285号	0.35	0.12	沢川			
277	105-S-0446	丸子沢川E	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第285号	6.92	5.08				
278	S42	丸子逆川	地すべり	H29.3.31	第286号	1.94	-	丸子	丸子		
279	105-I-1298	小黒三丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.12.14	第836号	5.86	2.58	西豊田	小黒三丁目		
280	105-S-0188	谷田	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.35	0.80	東源台	谷田		
281	102-S-001	谷田沢A	土石流	H31.3.26	第244号	1.45	0.02				
282	102-S-005	谷田沢B	土石流	H31.3.26	第244号	0.95	0.004				
283	102-S-006	平沢沢	土石流	H31.3.26	第244号	1.57	0.02				
284	102-S-007	古宿沢	土石流	H31.3.26	第244号	2.93	0.10				
285	102-S-008	西平松沢	土石流	H31.3.26	第244号	0.90	-		久能	古宿	
286	105-I-1301	大谷三丁目A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	1.84	0.49	大谷	大谷		
287	105-II-1609	大谷三丁目B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	0.32	0.08				
288	105-S-0196	西平松裏山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	4.91	2.53	久能	西平松		
289	105-S-0197	中平松瀬戸山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	7.15	3.75		中平松		
290	105-S-0190	小鹿谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	5.00	1.99	東豊田	小鹿		
291	105-S-0191	小鹿本村山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	1.62	0.60				
駿河区 計			急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	195	箇所	848.62	254.19				
			土石流	95	箇所						
			地すべり	1	箇所						

土砂災害(特別)警戒区域一覧 <清水区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (清水区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名			
1	105-II-1807	北矢部念中	北矢部	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第328号	0.85	0.27	船越	船越町		
2	105-II-1808	船越町	船越	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第328号	0.51	0.15				
3	204-I-179	今泉沢	船越	土石流	H25.3.29	第322号	2.95	0.01				
4	105-I-1466	南矢部後山	南矢部	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第328号	0.30	0.11				
5	105-I-1467	南矢部杉原	南矢部	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第328号	0.19	0.06				
6	105-II-1614	北矢部氏神山	北矢部	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第328号	1.59	0.57				
7	105-II-1806	北矢部猪房	北矢部	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第328号	1.58	0.64				
8	105-I-1462	今泉笹ヶ谷	今泉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第328号	0.54	0.12				
9	105-I-1463	有東坂久保通	今泉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第328号	0.38	0.14				
10	105-II-1795	有東坂	有東坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第328号	0.07	0.01	不二見	宮加三		
11	105-II-1813	村松滝川B	村松	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第325号	1.20	0.39				
12	105-I-1471	宮加三谷津原A	宮加三	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第325号	0.71	0.16				
13	105-I-1473	宮加三冷川	増	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第325号	1.58	0.51				
14	105-I-3699	宮加三北林	宮加三	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第325号	0.57	0.11				
15	105-II-1809	宮加三谷津原B	宮加三	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第325号	0.46	0.17				
16	105-II-1810	宮加三入嶺	宮加三	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第325号	0.09	0.02				
17	105-II-1814	宮加三小沢	増	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第325号	1.58	0.60				
18	204-I-103	冷川	宮加三	土石流	H25.3.29	第321号	3.57	-				
19	204-I-171	小沢川	宮加三	土石流	H25.3.29	第321号	10.61	11.00				
20	105-I-1472	村松滝川A	村松	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第325号	1.39	0.44	駒越	宮加三、富士見台		
21	105-I-3694	草薙金七林	草薙	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第325号	0.56	0.18				
22	105-I-3695	馬走居森ヶ谷	草薙	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第325号	0.13	0.03				
23	105-II-1802	草薙ワル沢	草薙	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第325号	0.83	0.27				
24	105-I-1470	村松樋ヶ谷B	増	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第325号	1.94	0.58				
25	105-I-1468	村松殿道A	村松	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第325号	0.60	0.22				
26	105-I-1469	村松樋ヶ谷A	村松	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第325号	1.39	0.42				
27	105-I-3689	村松殿道B	村松	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第325号	1.19	0.50				
28	105-II-1783	村松野ヶ久保	村松	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第325号	0.75	0.26				
29	204-I-180	白貝谷沢	村松	土石流	H25.3.29	第321号	3.27	0.04	飯田	妙音寺、緑が丘町		
30	105-I-3701	駒越長窪	駒越	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第326号	9.45	4.85				
31	204-I-088	殿沢川	殿沢一丁目	土石流	H25.3.29	第320号	3.26	-				
32	105-II-1803	駒越西二丁目A	駒越西二丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第326号	1.02	0.28				
33	105-II-1804	駒越西二丁目B	駒越西二丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第326号	0.61	0.13				
34	105-II-1805	駒越西二丁目C	駒越西二丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第326号	2.14	0.77				
35	105-III-0437	駒越西二丁目D	駒越西二丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第326号	0.79	0.29				
36	105-I-1478	駒越細谷	駒越	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第326号	1.06	0.33				
37	105-I-1480	迎山町	駒越	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第326号	1.59	0.56			高部	港南町、迎山町
38	105-I-3704	港南町	港南町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第326号	1.13	0.34				
39	204-I-010	唐津沢	蛇塚	土石流	H25.3.29	第320号	7.06	0.10				
40	204-I-011	瀧沢	蛇塚	土石流	H25.3.29	第320号	6.30	1.14				
41	204-I-073	中ノ谷右支川	増	土石流	H25.3.29	第320号	7.91	-				
42	204-II-102	中ノ谷沢	増	土石流	H25.3.29	第320号	8.86	-				
43	204-I-023	増西ノ谷沢	増	土石流	H25.3.29	第320号	20.67	-				
44	105-I-1474	駒越殿沢窪	駒越	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第326号	0.75	0.31				
45	105-I-3702	殿沢一丁目	殿沢一丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第326号	0.96	0.29				
46	105-I-3703	殿沢二丁目	港南町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第326号	1.02	0.28				
47	105-I-1422	高橋町郷東山	山原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	1.06	0.33	高部	山原		
48	105-I-1423	山原大谷津	山原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	1.05	0.58				
49	105-I-1424	山原来迎	山原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	2.12	1.00				
50	105-II-1794	山原上野谷	山原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	0.51	0.27				
51	204-I-177	大ヤツ川	山原	土石流	H20.3.28	第310号	0.95	0.03				
52	204-I-178	上ノ谷沢	山原	土石流	H20.3.28	第310号	2.95	-				
53	204-II-101	上川原沢	山原	土石流	H20.3.28	第310号	1.06	0.00				
54	204-III-002	山原上沢	山原	土石流	H20.3.28	第310号	1.26	0.02				
55	105-I-1425	蜂ヶ谷八幡山	蜂ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	0.58	0.01			高部	蜂ヶ谷
56	105-I-1426	蜂ヶ谷中谷津	蜂ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	2.74	1.35				
57	204-I-175	和田山沢	蜂ヶ谷	土石流	H21.3.31	第376号	3.23	0.01				
58	204-I-176	中谷津西沢	蜂ヶ谷	土石流	H21.3.31	第376号	4.06	0.01				
59	204-II-099	蜂ヶ谷沢	蜂ヶ谷	土石流	H21.3.31	第376号	3.03	0.02				
60	204-II-100	中谷津東沢	蜂ヶ谷	土石流	H21.3.31	第376号	2.18	0.01				
61	105-I-1435	押切谷津山	梅ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	3.98	0.69	高部	押切		
62	105-I-3691	押切内田	押切	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	1.76	0.81				
63	105-II-1787	梅ヶ谷倉沢B	梅ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	0.65	0.32				
64	204-I-172	谷津山沢	大内	土石流	H22.11.30	第786号	2.30	-				
65	105-I-1436	大内富東山A	大内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	4.68	-				
66	105-I-1437	大内山本C	大内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	1.94	-				
67	105-I-1438	大内山本A	大内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	0.94	-				
68	105-I-1439	大内日向山A	大内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	2.40	-				
69	105-I-2904	大内赤地原A	大内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	3.04	-				
70	105-I-3685	大内杉谷津	大内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	1.75	-	高部	大内		
71	105-I-3686	大内松ヶ谷	大内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	1.35	0.20				
72	105-I-3687	大内山本B	大内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	0.85	-				
73	105-II-1775	大内赤地原B	大内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	0.74	-				
74	105-II-1776	大内富東山B	大内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	0.79	-				
75	105-II-1777	大内日向山B	大内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	2.30	1.41				
76	105-II-1778	大内夕日ナシ	大内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	1.18	0.61				
77	105-II-1779	大内嵐	大内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	0.78	0.37				
78	105-II-1780	大内源蔵久保A	大内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	0.65	0.28				
79	105-III-0421	大内富東山C	大内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	0.94	0.44				
80	105-III-0422	大内源蔵久保B	大内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H20.3.28	第311号	1.10	0.52				

土砂災害(特別)警戒区域一覧 <清水区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (清水区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名
81	204-I-156	天白沢	大内	土石流	H20.3.28	第310号	5.83	-	大内
82	204-I-157	杉谷津沢	大内	土石流	H20.3.28	第310号	1.54	-	
83	204-I-158	大内西ノ谷沢	大内	土石流	H20.3.28	第310号	4.42	0.05	
84	204-I-159	嵐川	大内	土石流	H20.3.28	第310号	3.04	-	
85	204-I-160	沢の谷沢	大内	土石流	H20.3.28	第310号	1.71	0.00	
86	204-I-161	庚申塔沢	大内	土石流	H20.3.28	第310号	3.30	-	
87	204-I-162	薬師沢	大内	土石流	H20.3.28	第310号	2.72	-	
88	204-I-163	富東山沢	大内	土石流	H20.3.28	第310号	0.89	0.02	
89	204-II-090	道正沢	大内	土石流	H20.3.28	第310号	3.52	0.02	
90	204-III-001	北大内下沢	押切	土石流	H21.3.31	第376号	1.09	0.22	
91	105-I-1440	鳥坂東ノ谷A	鳥坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	0.66	0.21	鳥坂
92	105-I-1441	鳥坂西ノ谷	鳥坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	5.55	-	
93	105-I-2905	鳥坂清太谷津	鳥坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	1.55	0.52	
94	105-I-2906	鳥坂東ノ谷B	鳥坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	0.57	0.23	
95	105-I-2907	鳥坂中ノ谷A	鳥坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	0.73	0.25	
96	105-I-3688	鳥坂東ノ谷C	鳥坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	0.35	0.13	
97	105-II-1781	鳥坂中ノ谷B	鳥坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	1.85	0.70	
98	105-II-1782	鳥坂東ノ谷D	鳥坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	0.16	0.06	
99	204-I-150	西ノ谷沢	鳥坂	土石流	H21.3.31	第376号	1.29	0.00	
100	204-I-151	西の谷沢	鳥坂	土石流	H21.3.31	第376号	3.62	-	
101	204-I-152	大福寺川	鳥坂	土石流	H21.3.31	第376号	4.92	0.02	
102	204-I-153	中ノ谷北沢	鳥坂	土石流	H21.3.31	第376号	4.39	-	
103	204-I-154	妙立寺川	鳥坂	土石流	H21.3.31	第376号	6.00	0.13	
104	204-I-155	東ノ谷川	鳥坂	土石流	H21.3.31	第376号	5.99	-	高部
105	105-I-1427	蜂ヶ谷外山	梅ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	3.86	1.92	
106	105-I-1428	梅ヶ谷柄沢口	梅ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	2.90	1.38	
107	105-I-1429	梅ヶ谷中山A	梅ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	1.42	0.56	
108	105-I-1430	梅ヶ谷日向山	梅ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	3.10	1.59	
109	105-I-2903	梅ヶ谷国光寺	梅ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	3.60	1.62	
110	105-II-1784	梅ヶ谷中山B	梅ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	2.35	0.75	
111	105-II-1785	梅ヶ谷中山C	梅ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	1.26	0.49	
112	105-II-1786	梅ヶ谷新梨A	梅ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	3.82	1.76	
113	105-II-1786-2	梅ヶ谷新梨B	梅ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	2.56	1.19	
114	105-III-0432	梅ヶ谷薪山	梅ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	8.87	5.53	梅ヶ谷
115	105-III-0433	梅ヶ谷中山D	梅ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	4.47	2.14	
116	105-III-0434	梅ヶ谷崩沢	梅ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	2.45	1.39	
117	105-III-0435	梅ヶ谷新梨C	梅ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	1.03	0.45	
118	204-I-164	梅ヶ谷蟹ヶ沢	梅ヶ谷	土石流	H21.3.31	第376号	3.62	0.01	
119	204-I-165	新梨沢	梅ヶ谷	土石流	H21.3.31	第376号	0.60	0.01	
120	204-I-173	柄沢	梅ヶ谷	土石流	H21.3.31	第376号	6.11	-	
121	204-I-174	柄沢東沢	梅ヶ谷	土石流	H21.3.31	第376号	1.70	0.04	
122	204-II-091	梅ヶ谷大沢	梅ヶ谷	土石流	H21.3.31	第376号	0.40	0.11	
123	204-II-095	国光寺北沢	梅ヶ谷	土石流	H21.3.31	第376号	1.73	0.01	
124	204-II-096	国光寺南沢	梅ヶ谷	土石流	H21.3.31	第376号	1.97	-	
125	204-II-097	禾木沢	蜂ヶ谷	土石流	H21.3.31	第376号	1.08	0.05	
126	204-II-098	外山沢	梅ヶ谷	土石流	H21.3.31	第376号	1.88	-	柏尾
127	105-I-1431	柏尾小谷A	梅ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	1.21	-	
128	105-I-1432	柏尾小谷B	梅ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	0.69	-	
129	105-I-1433	柏尾小谷C	梅ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	3.21	0.05	
130	105-I-1434	柏尾小谷D	梅ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	1.51	-	
131	105-I-3690	梅ヶ谷倉沢A	押切	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	0.84	0.40	
132	105-II-1788	柏尾宮東	柏尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	0.80	0.38	
133	105-II-1789	柏尾稲干場	柏尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	0.99	0.45	
134	105-II-1790	柏尾向白早稲田A	柏尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	2.93	1.05	
135	105-II-1791	柏尾向白早稲田B	柏尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	1.03	0.47	
136	105-II-1792	柏尾向白早稲田C	柏尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	0.36	0.13	
137	204-I-166	両沢	柏尾	土石流	H21.3.31	第376号	6.58	0.03	有度
138	204-I-167	山ノ神川	柏尾	土石流	H21.3.31	第376号	4.07	0.01	
139	204-I-168	竹沢	柏尾	土石流	H21.3.31	第376号	3.18	0.05	
140	204-I-169	小谷沢	柏尾	土石流	H21.3.31	第376号	3.78	0.03	
141	204-II-092	宮西川	柏尾	土石流	H21.3.31	第376号	4.07	0.03	
142	204-II-093	宮西東沢	柏尾	土石流	H21.3.31	第376号	4.06	0.01	
143	204-II-094	山王沢	柏尾	土石流	H21.3.31	第376号	3.03	0.03	
144	204-II-110	光福寺東沢	柏尾	土石流	H21.3.31	第376号	3.38	0.00	
145	204-II-111	光福寺沢	柏尾	土石流	H21.3.31	第376号	3.20	0.00	
146	105-I-3693	草薙手水谷	草薙	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	0.07	0.02	
147	105-I-1451	馬走A	馬走	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	0.69	0.24	御門台、馬走
148	105-I-1452	馬走B	馬走	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	1.28	0.44	
149	105-I-2908	草薙つつじヶ丘	草薙	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	3.68	0.88	草薙つつじヶ丘、 草薙団地
150	105-I-1449	草薙杉道一丁目A	草薙	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	0.08	0.02	
151	105-I-0069	草薙杉道一丁目B	草薙	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	0.19	0.03	草薙一里山
152	105-I-0070	馬走四方沢A	馬走	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	0.41	0.09	草薙一里山、御 門台
153	105-I-3698	馬走鞍卸B	馬走坂の上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	0.91	0.36	
154	105-I-1443	草薙古屋舗A	草薙	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	1.46	0.10	草薙奥
155	105-I-1444	草薙古屋舗B	草薙	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	0.60	0.16	
156	105-I-1445	草薙東護	草薙	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	1.09	0.46	
157	105-I-1446	草薙三丁目	草薙	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	0.14	0.04	
158	105-I-1447	草薙中小路	草薙	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	0.16	0.04	草薙団地
159	105-I-1442	草薙芳沢	馬走	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	2.46	1.07	

土砂災害(特別)警戒区域一覧 <清水区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (清水区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名	
160	105-I-1456	馬走C	馬走	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	1.20	0.44	有度	馬走
161	105-I-1457	馬走D	馬走	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	1.31	0.48		
162	105-I-1460	馬走池田	馬走	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	0.03	-		
163	105-II-1798	馬走E	馬走	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	1.20	0.42		
164	105-I-1450	馬走北A	馬走	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	0.63	0.16		
165	105-I-1461	馬走北B	有東坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第328号	0.20	0.03		
166	105-I-1453	馬走四方沢B	馬走	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	3.11	1.11		
167	105-I-3692	馬走大谷津A	馬走	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	0.63	0.17		
168	105-II-1799	馬走大谷津B	馬走	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	0.26	0.09		
169	105-II-1801	馬走仲ヶ沢A	馬走	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	0.19	0.07		
170	105-I-0071	馬走四方沢東	馬走	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	1.42	0.53		
171	105-I-3697	馬走鞍卸A	馬走坂の上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H25.3.29	第327号	0.88	0.29		
172	105-I-1391	横砂東町B	横砂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第309号	5.66	3.18		
173	105-I-1392	横砂東町A	横砂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第309号	0.28	0.09		
174	105-II-1690	横砂東町C	横砂東町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第309号	1.48	0.75		
175	105-II-1691	横砂本町	横砂東町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第309号	1.21	0.46		
176	105-II-1692	横砂金谷	横砂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第309号	0.56	0.20		
177	105-III-0409	横砂東町D	横砂東町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第309号	0.54	0.21		
178	204-I-128	中山本沢	庵原町	土石流	H21.3.31	第376号	3.72	0.02	袖師	横砂
179	105-I-1421	庵原町山本	庵原町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	2.80	1.30		
180	105-I-2902	庵原町円應寺谷	庵原町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	0.75	0.31		
181	105-II-1793	庵原町宮ノ前	庵原町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	0.66	0.26		
182	204-I-125	上山本沢	伊佐布	土石流	H22.11.30	第786号	6.41	0.02		
183	204-I-126	山本沢	伊佐布	土石流	H22.11.30	第786号	3.55	0.01		
184	204-I-127	応円寺谷沢	庵原町	土石流	H21.3.31	第376号	3.67	0.03		
185	105-I-1419	庵原町多良多良	庵原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	2.56	0.93		
186	105-III-0436	庵原町新田	庵原町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	1.30	0.47		
187	204-I-123	大久保沢	伊佐布	土石流	H22.11.30	第786号	1.32	0.02		
188	204-I-124	井戸沢	伊佐布	土石流	H22.11.30	第786号	2.99	-		
189	105-I-1411	伊佐布七面山	伊佐布	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	1.26	0.67		
190	105-I-1412	伊佐布矢下川原	伊佐布	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	3.80	0.77		
191	105-I-1414	伊佐布谷津	伊佐布	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H24.12.25	第1021号	0.40	0.14		
192	105-I-1415	伊佐布裏山A	伊佐布	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	0.43	0.15		
193	105-I-1416	伊佐布裏山B	伊佐布	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	0.72	0.28		
194	105-I-1417	庵原町横手山	伊佐布	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	2.44	1.05		
195	105-II-1774	伊佐布向山A	伊佐布	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	1.04	0.38		
196	105-III-0428	伊佐布向川原	伊佐布	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	1.37	0.55		
197	105-III-0429	伊佐布松ノ平	伊佐布	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	1.47	0.81		
198	105-III-0430	伊佐布向山B	伊佐布	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	0.85	0.32		
199	204-I-114	外ヶ久保沢	伊佐布	土石流	H22.11.30	第786号	1.45	-		
200	204-I-117	大谷津沢	伊佐布	土石流	H22.11.30	第786号	3.46	0.02		
201	204-I-118	家ノ下沢	伊佐布	土石流	H22.11.30	第786号	2.33	-		
202	204-I-119	家ノ前沢	伊佐布	土石流	H22.11.30	第786号	2.01	-		
203	204-I-120	向山沢D	伊佐布	土石流	H22.11.30	第786号	0.71	0.01		
204	204-I-121	下山B	伊佐布	土石流	H22.11.30	第786号	1.11	0.03		
205	204-I-122	下山A	伊佐布	土石流	H22.11.30	第786号	1.51	0.01		
206	204-II-077	伊佐布大沢	伊佐布	土石流	H22.11.30	第786号	1.43	0.11		
207	204-II-078	伊佐布谷津沢	伊佐布	土石流	H22.11.30	第786号	0.34	0.03		
208	204-II-080	向山沢B	伊佐布	土石流	H22.11.30	第786号	1.94	0.06		
209	204-II-081	向山沢C	伊佐布	土石流	H22.11.30	第786号	0.66	0.01		
210	204-II-082	坂井沢	伊佐布	土石流	H22.11.30	第786号	0.98	0.00		
211	105-I-1400	吉原大向	吉原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第16号	9.44	5.20		
212	105-I-1401	吉原庄司沢	吉原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第16号	2.05	0.74		
213	105-I-1402	吉原井戸ノ上沢	吉原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第16号	3.27	1.38		
214	105-I-1403	吉原杉谷久保	吉原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第16号	3.43	1.71		
215	105-I-1404	吉原力キウト道上A	吉原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第16号	0.68	0.32		
216	105-I-1405	吉原力キウト道上B	吉原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第16号	2.36	0.91		
217	204-I-129	瀬戸沢	吉原	土石流	H26.1.10	第17号	7.00	0.00		
218	204-I-130	吉原井戸沢	吉原	土石流	H26.1.10	第17号	18.34	0.05		
219	204-I-131	中川沢	吉原	土石流	H26.1.10	第17号	9.92	0.04		
220	204-I-132	銭箱沢	吉原	土石流	H26.1.10	第17号	6.50	0.01		
221	204-II-083	向山沢	吉原	土石流	H26.1.10	第17号	0.73	0.04		
222	204-II-084	久保田沢	吉原	土石流	H26.1.10	第17号	2.30	0.00		
223	204-II-085	堤ヶ沢	吉原	土石流	H26.1.10	第17号	0.60	0.14		
224	105-II-1771	原雀田	原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	1.40	0.57		
225	105-II-1772	原行歩坂	原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	0.21	0.07		
226	105-II-1773	原金谷川原	原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	0.58	0.21		
227	105-III-0404	原雀田天王前	原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	1.52	0.61		
228	105-I-1385	広瀬樋ヶ沢	広瀬	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第313号	1.28	0.45		
229	105-I-1386	広瀬宇多里A	広瀬	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第313号	2.08	0.94		
230	105-I-3670	広瀬小沢口	広瀬	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第313号	1.29	0.68		
231	105-I-3671	広瀬原	広瀬	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第313号	2.86	1.66		
232	105-I-3681	広瀬樋田	広瀬	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第313号	0.58	0.25		
233	105-II-1678	広瀬久保畑	広瀬	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第313号	0.68	0.20		
234	105-II-1679	広瀬小沢	広瀬	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第313号	0.95	0.70		
235	105-II-1680	広瀬桃木段	広瀬	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第313号	0.22	0.09		
236	105-II-1681	広瀬宇多里B	広瀬	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第313号	0.22	0.04		
237	105-II-1693	広瀬棚掛A	広瀬	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第313号	0.40	0.14		
238	105-II-1694	広瀬棚掛B	広瀬	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第313号	1.69	0.58		
239	105-II-1695	広瀬棚掛C	広瀬	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第313号	1.73	0.66		

土砂災害(特別)警戒区域一覧 <清水区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (清水区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名
240	105-II-1696	広瀬熊ヶ沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第313号	1.16	0.59	広瀬	
241	105-II-1698	広瀬代田	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第313号	0.47	0.34		
242	105-II-1765	広瀬呂ノ沢A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第313号	2.02	1.32		
243	105-II-1766	広瀬呂ノ沢B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第313号	1.16	0.78		
244	204-I-107	樋ヶ沢	土石流	H23.3.29	第312号	0.57	0.01		
245	204-I-108	入の沢	土石流	H23.3.29	第312号	1.15	0.01		
246	204-I-109	広瀬小沢	土石流	H23.3.29	第312号	0.96	0.01		
247	204-I-110	棚掛沢	土石流	H23.3.29	第312号	0.79	0.03		
248	204-I-111	熊ヶ沢	土石流	H23.3.29	第312号	1.28	0.01		
249	204-II-072	呂沢	土石流	H23.3.29	第312号	0.91	0.00		
250	204-II-073	船沢	土石流	H23.3.29	第312号	0.25	0.01		
251	105-I-1394	山切寺山A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	1.84	0.86	山切	
252	105-I-1409	山切城ノ後	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	1.82	0.74		
253	105-I-3678	山切石切淵A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	0.48	0.19		
254	105-I-3679	山切地蔵山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	1.23	0.55		
255	105-I-3682	山切横手山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	1.71	0.61		
256	105-I-3683	山切宮沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	0.83	0.21		
257	105-II-1761	山切谷津	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	2.07	0.93		
258	105-II-1762	山切寺山B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	1.44	0.56		
259	105-II-1763	山切向山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	0.67	0.37		
260	105-II-1768	山切裏山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	1.60	0.75		
261	105-II-1769	山切多田良ヶ谷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	0.67	0.29		
262	105-II-1770	山切石切淵B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	0.23	0.10		
263	105-III-0417	山切西山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	2.61	1.34		
264	105-III-0418	山切屋敷谷ツ	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	1.43	0.53		
265	105-III-0419	山切西山B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	1.13	0.46		
266	204-I-138	杉山宮沢	土石流	H22.11.30	第786号	0.90	0.00	庵原	
267	204-I-141	山切谷津沢	土石流	H22.11.30	第786号	6.59	0.01		
268	204-I-142	輪抜沢	土石流	H22.11.30	第786号	6.09	-		
269	204-I-143	寺山沢	土石流	H22.11.30	第786号	3.59	-		
270	204-I-144	横手山沢	土石流	H22.11.30	第786号	2.48	0.01		
271	204-I-145	御嶽沢	土石流	H22.11.30	第786号	2.54	0.01		
272	204-I-146	草ヶ谷宮沢	土石流	H22.11.30	第786号	4.26	0.03		
273	204-II-087	伊野沢	土石流	H22.11.30	第786号	7.16	0.01		
274	204-II-088	元氣林沢	土石流	H22.11.30	第786号	2.95	-		
275	105-I-1395	杉山子ノ神	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	2.86	-		
276	105-I-1396	杉山仲屋敷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	6.03	3.23		
277	105-I-1397	杉山奥屋敷	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	1.30	-		
278	105-I-1398	杉山戸倉	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	1.40	0.54		
279	105-I-1399	杉山向山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	3.22	1.95		
280	105-I-1406	杉山札ノ平A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	1.58	0.55		
281	105-I-1407	杉山三度	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	2.33	1.06		
282	105-I-3675	杉山戸倉小路	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	0.80	0.45	杉山	
283	105-II-1756	吉原梅島早栗	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	4.03	1.81		
284	105-II-1757	杉山矢下	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	5.85	3.75		
285	105-II-1767	杉山札ノ平B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H22.11.30	第787号	1.72	0.91		
286	204-I-135	杉山沢	土石流	H22.11.30	第786号	4.55	0.90		
287	204-I-137	子ノ神沢	土石流	H22.11.30	第786号	0.72	-		
288	204-I-139	岩沢	土石流	H22.11.30	第786号	1.14	0.02		
289	204-II-086	島ヶ沢	土石流	H22.11.30	第786号	0.58	-		
290	204-II-109	だんとう沢	土石流	H22.11.30	第786号	2.05	-		
291	105-I-1393	草ヶ谷大谷沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	1.60	0.53		
292	105-I-3684	尾羽観音山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H21.3.31	第377号	0.61	0.21	尾羽	
293	105-I-1387	茂畑飯辻A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第16号	1.79	0.80	茂畑	
294	105-I-1388	茂畑川戸C	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第16号	1.61	0.83		
295	105-I-1389	茂畑横道	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第16号	1.97	0.69		
296	105-I-1390	茂畑丸登	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第16号	2.00	0.62		
297	105-I-3676	茂畑川戸D	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第16号	6.52	3.18		
298	105-I-3680	茂畑池ノ沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H23.3.29	第313号	1.07	0.45		
299	105-II-1758	茂畑川戸A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第16号	1.39	0.73		
300	105-II-1759	茂畑川戸B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第16号	0.77	0.40		
301	105-II-1760	茂畑飯辻B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第16号	2.46	1.13		
302	105-III-0431	茂畑池ノ沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第16号	3.61	1.86		
303	204-I-105	ワラビノ沢	土石流	H26.1.10	第17号	0.67	0.00	興津	興津井上町
304	204-I-106	仲平沢	土石流	H26.1.10	第17号	2.00	0.05		
305	105-I-1307	興津井上町出口	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	4.78	2.21		
306	105-I-1308	興津井上町上ノ入B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	3.57	0.52		
307	105-I-3663	興津井上町上ノ入A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	1.91	0.54		
308	105-I-3664	興津井上町下ノ入	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	2.37	0.40		
309	105-I-3668	興津井上町日影	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	1.93	0.53		
310	105-II-1667	興津井上町クノ木林	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	0.75	0.41		
311	105-II-1668	興津井上町裏ノ山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	0.65	0.23		
312	105-II-1669	興津井上町日向嵐	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	1.94	1.08		
313	105-II-1675	興津井上町薩埵入A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	5.19	2.70		
314	105-II-1676	興津井上町薩埵入B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	2.88	1.70		
315	105-III-0407	興津井上町井の上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	0.57	0.25		
316	105-III-0427	興津井上町出口畑	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	0.99	0.46		
317	204-I-098	太郎兵工沢	土石流	H26.3.28	第307号	7.75	-		
318	204-I-099	興津日影沢	土石流	H26.3.28	第307号	6.59	0.01		
319	204-II-069	霊泉寺沢	土石流	H26.3.28	第307号	1.72	0.07		

土砂災害(特別)警戒区域一覧 <清水区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (清水区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名	
320	204-II-070	出口沢	興津井上町	土石流	H26.3.28	第307号	3.42	0.01	興津井上町	
321	204-II-108	薩入塚沢	興津井上町	土石流	H26.3.28	第307号	2.68	-		
322	105-I-1383	興津清見寺町前山B	興津井上町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	3.11	1.56		
323	105-I-1384	興津清見寺町西山	興津井上町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	1.29	0.66		
324	105-II-1685	興津清見寺町前山A	興津清見寺町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	6.79	3.43		
325	105-II-1686	興津清見寺町前田	興津清見寺町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	0.95	0.39		
326	105-II-1687	興津清見寺町小山沢	興津清見寺町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	1.56	0.79		
327	105-II-1688	興津清見寺町矢ノ奥	興津清見寺町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	0.89	0.33		
328	105-II-1689	興津清見寺町柿ノ木田	興津清見寺町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	0.85	0.45		
329	105-III-0408	興津清見寺町若沢	興津清見寺町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	0.99	0.74		
330	204-I-112	柿木沢	興津清見寺	土石流	H26.3.28	第307号	3.50	0.03	興津中町	
331	204-I-113	西山沢	興津清水寺町	土石流	H26.3.28	第307号	2.04	0.05		
332	204-II-074	鍋沢	興津清見寺町	土石流	H26.3.28	第307号	2.50	-		
333	204-II-075	管ヶ沢	興津清見寺町	土石流	H26.3.28	第307号	0.73	0.02		
334	105-I-1376	興津中町慶方	興津井上町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	3.32	1.29		
335	105-I-1377	興津中町山楽	興津井上町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	3.99	1.68		
336	105-I-1303	興津東町外洞	興津井上町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	5.64	0.75		
337	105-I-1304	興津東町再見沢原	興津井上町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	1.39	0.56		
338	105-I-1306	興津東町綴山	興津井上町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	10.19	4.39		
339	105-I-3665	興津東町小路坂	興津東町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	3.26	1.45		興津東町
340	105-I-3666	興津東町山の神前	興津東町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	2.09	0.74		
341	105-I-3667	興津東町九日の前	興津東町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	1.01	0.26		
342	105-II-1610	興津東町日影前	興津井上町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	0.88	0.30		
343	105-II-1671	興津東町阿彌陀前	興津東町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	0.95	0.34		
344	105-II-1672	興津東町山田口通B	興津東町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	1.67	0.72		
345	105-II-1673	興津東町山田口通A	興津東町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	0.16	0.05		
346	105-II-1674	興津東町山田口通C	興津東町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	1.23	0.50		
347	105-I-1378	興津本町西浅間	興津井上町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	3.05	1.18	興津本町	
348	105-I-1380	興津本町古御館B	興津井上町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	2.30	0.92		
349	105-I-1381	興津本町郷蔵下	興津井上町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	4.13	1.58		
350	105-II-1699	興津本町浅間前	興津本町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	0.16	0.05		
351	105-II-5853	興津本町古御館A	興津井上町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	3.33	1.49		
352	105-III-0426	興津本町攀柳	興津本町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	1.41	0.63		
353	204-I-181	沢端川	興津本町	土石流	H26.3.28	第307号	0.48	0.03		
354	204-II-112	古御館沢	興津本町	土石流	H26.3.28	第307号	2.05	-		
355	204-I-182	滝の沢	興津本町	土石流	H26.3.28	第307号	4.46	-		
356	105-I-1310	承元寺町上ノ山	承元寺	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	2.34	0.43		承元寺町
357	105-II-1611	承元寺町向山A	承元寺	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	0.41	0.14		
358	105-II-1670	承元寺町向山B	興津井上町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	1.05	0.37		
359	105-III-0423	承元寺町小沢	承元寺町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	2.31	1.54		
360	105-III-0424	承元寺町林香	承元寺町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	0.72	0.28		
361	204-I-092	向沢	承元寺町	土石流	H26.3.28	第307号	1.99	0.17		
362	204-I-093	鎮守沢	承元寺町	土石流	H26.3.28	第307号	2.16	-		
363	204-II-068	興津大沢	承元寺町	土石流	H26.3.28	第307号	5.92	0.04		
364	105-I-1371	谷津町二丁目城山A	谷津町一丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	1.37	0.46	谷津町	
365	105-I-1372	谷津町一丁目鶴の背	谷津町一丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	1.70	0.58		
366	105-I-2901	谷津町一丁目山本	八木間町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	4.06	1.38		
367	105-II-1665	谷津町二丁目堂山	谷津町二丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	2.04	0.73		
368	105-II-1666	谷津町二丁目城山B	谷津町二丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	0.23	0.08		
369	204-I-094	古谷津川	谷津町	土石流	H26.3.28	第307号	8.81	-		
370	204-I-095	ヨウメン沢	谷津町二丁目	土石流	H26.3.28	第307号	10.73	0.02		
371	204-I-096	桜峠沢	谷津町二丁目	土石流	H26.3.28	第307号	7.78	0.06		
372	204-I-097	連性寺沢	谷津町一丁目	土石流	H26.3.28	第307号	6.47	-		
373	105-I-1373	八木間町少林寺窪B	八木間	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	3.54	1.77		八木間町
374	105-I-1374	八木間町少林寺窪D	八木間	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	2.45	0.67		
375	105-I-1375	八木間町軒田A	八木間	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	4.65	1.77		
376	105-I-3669	八木間町少林寺窪C	八木間町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	2.52	0.51		
377	105-II-1677	八木間町軒田B	八木間町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	0.58	0.08		
378	105-II-1682	八木間町棚脇	八木間町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	2.71	1.34		
379	105-II-1683	八木間町少林寺窪A	八木間町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	0.35	0.10		
380	105-II-1684	八木間町御門	八木間町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	2.05	0.84		
381	105-III-0425	八木間町中山	八木間町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.28	第308号	1.75	0.74		
382	204-I-100	法泉寺沢	八木間町	土石流	H26.3.28	第307号	6.33	0.02	小島	
383	204-I-101	宮ノ窪沢	谷津	土石流	H26.3.28	第307号	6.84	-		
384	204-I-102	少林寺窪沢	八木間町	土石流	H26.3.28	第307号	3.57	0.02		
385	204-I-104	天神沢	八木間町	土石流	H26.3.28	第307号	6.85	0.01		
386	204-II-071	下山田川	八木間町	土石流	H26.3.28	第307号	3.14	0.01		
387	105-I-1312	小河内和田	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	3.13	0.62		
388	105-I-1313	小河内番古C	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	1.98	0.01		
389	105-I-1314	小河内番古A	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	1.73	0.87		
390	105-I-1315	小河内屋敷	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	3.23	1.02		
391	105-I-1316	小河内坂本E	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	2.42	0.72		
392	105-I-1317	小河内舟場B	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	1.53	0.81		
393	105-I-1318	小河内町屋C	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	0.52	0.19		
394	105-I-1319	小河内町屋C	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	2.45	0.87		
395	105-I-1320	小河内堂ノ前	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	3.40	1.63		
396	105-I-1321	小河内下土	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	2.91	1.36		
397	105-I-2892	小河内番古B	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	2.42	-		
398	105-I-3656	小河内坂本D	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	5.29	3.71		
399	105-I-3657	小河内町屋A	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	4.04	1.97		

土砂災害(特別)警戒区域一覧 <清水区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (清水区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名
400	105-II-1623	小河内上倉	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	3.14	1.37	小河内
401	105-II-1624	小河内坂本C	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	2.28	1.22	
402	105-II-1625	小河内坂本B	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	3.04	1.57	
403	105-II-1626	小河内上平	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	0.67	0.47	
404	105-II-1627	小河内池の沢	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	0.56	0.15	
405	105-II-1628	小河内今一色	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	2.46	1.40	
406	105-II-1629	小河内中村	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	2.22	0.95	
407	105-II-1630	小河内舟場A	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	1.48	0.55	
408	105-II-1631	小河内中川原	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	3.89	2.52	
409	105-II-1632	小河内宮ノ脇	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	1.67	0.90	
410	105-II-1633	小河内荒田	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	0.66	0.27	
411	105-II-1634	小河内中里	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	2.06	0.90	
412	105-II-1748	小河内松ノ木田C	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	0.59	0.19	
413	105-II-1749	小河内町屋田B	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	0.32	0.10	
414	105-II-1750	小河内町屋田A	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	1.24	0.44	
415	105-II-1751	小河内松ノ木田D	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	0.65	0.26	
416	105-II-1752	小河内松ノ木田B	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	0.28	0.13	
417	105-II-1753	小河内松ノ木田A	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	0.51	0.17	
418	105-III-0402	小河内坂本A	小河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.3.25	第240号	2.16	1.41	
419	204-I-003	不動沢	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	0.60	-	
420	204-I-069	宮沢	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	2.10	1.65	
421	204-I-070	柿沢	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	0.65	0.37	
422	204-I-071	上倉沢	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	1.37	0.04	
423	204-I-072	小河内沢	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	1.25	-	
424	204-I-076	大付沢	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	1.87	-	
425	204-I-077	中一色川	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	5.00	0.08	
426	204-I-078	梅通り沢	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	3.08	0.07	
427	204-I-079	柿平沢	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	1.11	0.16	
428	204-I-080	大柿戸沢	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	0.73	0.02	
429	204-I-081	中里沢	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	3.53	0.04	
430	204-I-082	奥番古沢	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	2.20	0.04	
431	204-I-083	番古沢	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	1.44	0.01	
432	204-II-054	屋敷沢	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	0.16	0.01	
433	204-II-056	舞台沢	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	0.21	-	
434	204-II-057	舟場沢	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	1.28	-	
435	204-II-058	今一色沢	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	0.44	-	
436	204-II-059	中村沢	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	2.86	0.01	
437	204-II-060	谷津沢	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	2.14	0.00	
438	204-II-061	宮ノ脇沢	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	2.70	0.03	
439	204-II-062	中川原沢	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	1.50	0.01	
440	204-II-063	下町屋沢	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	2.60	0.02	
441	204-II-106	池ノ沢	小河内	土石流	H26.3.28	第306号	2.40	0.01	
442	105-I-1369	小島無東坂A	小島町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	0.87	0.37	小島町
443	105-I-1370	小島棚上	小島町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	1.77	0.63	
444	105-I-3660	小島無東坂B	小島町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	0.93	0.23	
445	105-I-3661	小島陽明C	小島町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	3.57	2.13	
446	105-I-3662	小島日向A	小島町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	0.88	0.34	
447	105-II-1654	小島大久保	小島町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	2.91	1.06	
448	105-II-1655	小島西ヶ谷	小島本町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	2.11	0.90	
449	105-II-1656	小島構内	小島本町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	0.51	0.15	
450	105-II-1661	小島陽明B	小島町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	1.32	0.64	
451	105-II-1662	小島陽明A	小島町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	0.62	0.26	
452	105-II-1663	小島日向C	小島町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	1.59	0.87	
453	105-II-1664	小島日向B	小島町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	0.77	0.29	
454	105-III-0406	谷津桜峠	小島町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	2.85	1.61	
455	204-I-087	鍋沢	小島町	土石流	H26.1.21	第36号	1.96	0.03	
456	204-I-089	勤兵衛沢	小島町	土石流	H26.1.21	第36号	9.47	0.01	
457	204-I-090	曾毛沢	小島町	土石流	H26.1.21	第36号	6.65	-	
458	204-I-091	小島南沢	小島町	土石流	H26.1.21	第36号	12.03	-	
459	204-II-066	别当沢B	小島町	土石流	H26.1.21	第36号	5.37	0.03	
460	204-II-067	别当沢A	小島町	土石流	H26.1.21	第36号	3.48	0.01	
461	105-I-1322	但沼渡向山	但沼	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	3.28	1.94	但沼町
462	105-I-1323	但沼渡向	但沼	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	3.78	0.42	
463	105-I-1365	但沼長又	但沼	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	10.30	2.13	
464	105-I-1366	但沼小山	但沼	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	9.00	0.96	
465	105-I-1367	但沼前田	但沼	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	0.54	0.17	
466	105-I-1368	但沼元尾坂	立花	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	2.64	0.69	
467	105-I-3674	但沼古島	但沼町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	1.14	0.44	
468	105-II-1653	但沼石原	但沼町	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	1.63	0.70	
469	105-III-0405	但沼長又峰	長又	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	5.81	4.07	
470	204-I-084	元尾坂A	但沼町	土石流	H26.1.21	第36号	5.22	-	立花
471	204-I-085	元尾坂B	但沼町	土石流	H26.1.21	第36号	5.31	0.01	
472	204-I-086	深沢	但沼町	土石流	H26.1.21	第36号	2.93	0.01	
473	105-I-1311	立花寺ノ上	立花	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	0.72	0.27	
474	105-II-1657	立花下夕平	立花	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	0.20	0.05	
475	105-II-1658	立花下平B	立花	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	0.36	0.10	
476	105-II-1659	立花下平A	立花	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	2.01	0.84	
477	105-II-1660	立花久保	立花	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H26.1.10	第18号	0.18	0.03	
478	204-II-064	立花柿沢	立花	土石流	H26.1.21	第36号	1.50	0.06	
479	204-II-065	立花南沢	立花	土石流	H26.1.21	第36号	2.93	-	

土砂災害(特別)警戒区域一覧 <清水区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (清水区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名
480	204-II-107	立花寺沢	土石流	H26.1.21	第36号	6.60	0.01	小島	立花
481	204-I-035	大綱沢	土石流	H28.3.29	第428号	4.38	-	両河内	茂野島
482	204-I-036	崩沢	土石流	H28.3.29	第428号	2.09	0.08		
483	204-II-029	畑久保沢	土石流	H28.3.29	第428号	2.99	-		
484	204-II-030	藤木山沢	土石流	H28.3.29	第428号	1.22	-		
485	204-II-031	鷲巣沢	土石流	H28.3.29	第428号	0.67	0.06		
486	204-I-037	家ノ上沢	土石流	H28.3.29	第428号	1.29	0.01		
487	204-I-038	茂野島寺沢	土石流	H28.3.29	第428号	3.19	0.06		
488	204-II-028	下鳥沢	土石流	H28.3.29	第428号	2.44	0.01		
489	204-I-044	不動沢	土石流	H28.3.29	第428号	0.93	0.01		
490	204-II-032	大竹山沢	土石流	H28.3.29	第428号	1.10	0.004		
491	204-I-042	老録沢	土石流	H28.3.29	第428号	1.07	-		
492	204-I-041	高山沢	土石流	H28.3.29	第428号	1.11	0.41		
493	204-I-043	高山沢左支川	土石流	H28.3.29	第428号	1.47	0.01		
494	204-I-045	と瀬利沢	土石流	H28.3.29	第428号	1.56	0.01		
495	204-I-040	田尻沢	土石流	H28.3.29	第428号	2.92	0.02		
496	204-I-048	大峰沢	土石流	H28.3.29	第428号	4.64	0.01	和田島	
497	204-I-047	桃の木沢	土石流	H28.3.29	第428号	4.56	-		
498	204-I-046	南沢川	土石流	H28.3.29	第428号	6.09	-		
499	204-I-039	榎木沢	土石流	H28.3.29	第428号	3.12	0.03	西里	
500	204-I-065	瀬戸沢	土石流	H28.3.29	第428号	0.74	0.05		
501	204-I-066	松ノ郷山沢	土石流	H28.3.29	第428号	2.00	-	清地	
502	204-I-067	沢ノ入沢	土石流	H28.3.29	第428号	2.50	-		
503	204-I-068	清地山ノ神沢	土石流	H28.3.29	第428号	5.14	-		
504	105-II-1616	穴原後山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第903号	19.65	9.07	小島	穴原
505	105-II-1617	穴原坂本	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第903号	2.59	1.03		
506	105-II-1618	穴原虎杖窪	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第903号	4.01	1.71		
507	105-II-1619	穴原寺ノ上	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第903号	1.27	0.42		
508	105-II-1621	穴原膳棚	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第903号	0.90	0.41		
509	105-II-1620	穴原入	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第903号	2.44	1.19		
510	105-II-1622	穴原下モ田	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第903号	1.44	0.57		
511	105-II-1850	由比入山向久南	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	1.70	0.97		
512	105-III-0479	由比入山藁ヶ沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	1.62	0.83		
513	105-III-0478	由比入山日影島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	2.08	0.90		
514	105-III-0477	由比入山小坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	1.06	0.55		
515	105-III-0475	由比入山高岩C	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	0.42	0.14		
516	105-III-0474	由比入山高岩B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	1.53	0.74		
517	105-II-1852	由比入山高岩A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	0.98	0.35		
518	105-II-1853	由比入山久保山沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	1.08	0.65		
519	105-III-0476	由比入山城	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	0.65	0.33		
520	105-II-1851	由比入山福沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	3.36	1.56		
521	105-II-1858	由比入山風久保	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	3.84	2.43		
522	105-II-1848	由比入山香木穴	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	1.33	0.60		
523	105-II-1849	由比入山ノ原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	0.60	0.19		
524	105-III-0470	由比入山大路ヶ沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	0.59	0.27		
525	105-III-0471	由比入山嵐	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	1.13	0.48		
526	105-III-0472	由比入山下河原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	2.15	0.78		
527	105-III-0473	由比入山長藪	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	1.16	0.46		
528	105-III-0459	由比入山池久保	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	2.05	1.55		
529	105-II-1859	由比入山鳥坂	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	1.75	0.72		
530	105-III-0445	由比入山芹久保B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	3.63	1.92		
531	105-II-1860	由比入山大平目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	1.74	1.34		
532	105-II-1863	由比入山芹久保A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	1.47	0.82		
533	105-I-1510	由比入山竹隙	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	2.01	0.82	入山	
534	105-III-0461	由比入山夕下	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	3.15	1.48		
535	105-III-0460	由比入山善平島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	3.43	2.00		
536	105-I-1509	由比入山家ノ前	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	2.18	0.14		
537	105-III-0446	由比入山夕野日向	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	1.41	0.84		
538	105-I-1511	由比入山中村	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	2.13	1.06		
539	105-I-1508	由比入山向山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	4.51	2.02		
540	105-II-1861	由比入山向河原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	0.30	0.09		
541	105-II-1862	由比入山峯外戸	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	0.52	0.21		
542	105-I-1512	由比入山南山内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	3.86	1.22		
543	105-II-1854	由比入山櫻野B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	0.71	0.29		
544	105-I-1513	由比入山櫻野A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	2.49	1.57		
545	105-II-1855	由比入山天ヶ瀨	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	0.96	0.61		
546	105-III-0462	由比入山尾捨場	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	4.29	2.45		
547	105-III-0463	由比入山谷端岳	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	4.12	2.17		
548	105-III-0464	由比入山野多久保A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	2.27	1.14		
549	105-III-0465	由比入山下原B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	1.09	0.49		
550	105-III-0467	由比入山野多久保B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	5.06	2.54		
551	105-III-0466	由比入山下原C	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	0.81	0.62		
552	105-II-1857	由比入山下原A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	2.50	1.74		
553	105-II-1856	由比入山槍野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	1.51	0.82		
554	105-III-0468	由比入山井戸尻	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	0.48	0.19		
555	105-III-0469	由比入山東岩	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	2.92	2.07		
556	105-I-1514	由比東山寺室野	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第902号	2.70	0.59	東山寺	
557	105-III-0456	由比東山寺向川原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	1.44	0.40		
558	105-III-0457	由比東山寺神井内A	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	3.81	1.73		
559	105-III-0458	由比東山寺神井内B	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	0.93	0.31		
560	105-III-0452	由比東山寺大門	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	4.31	1.62		

土砂災害(特別)警戒区域一覧 <清水区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (清水区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名
561	105-I-1507	由比東山寺東内	由比東山寺	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	1.41	0.36	東山寺
562	105-I-1506	由比東山寺坂下	由比東山寺	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	2.93	0.43	
563	105-I-1505	由比東山寺妙沢	由比東山寺	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	2.19	0.18	由比
564	105-II-1865	由比東山寺下山田	由比東山寺	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	0.78	0.23	
565	105-II-1868	由比室ヶ谷	由比	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	0.42	0.16	阿僧
566	105-III-0450	由比城山	由比	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	0.51	0.10	
567	105-I-1504	由比地景	由比	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	1.00	0.25	西山寺
568	105-III-0453	由比阿僧窟山	由比阿僧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	1.35	0.13	
569	105-I-1515	由比阿僧五所	由比阿僧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	1.35	0.13	町屋原
570	105-II-1864	由比阿僧上無奈脇	由比阿僧	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	0.17	0.04	
571	105-III-0447	由比西山寺長野	由比西山寺	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	0.14	0.04	今宿
572	105-II-1866	由比西山寺芦野	由比西山寺	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	1.05	0.39	
573	105-I-2919	由比西山寺東連寺	由比西山寺	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	1.61	0.15	寺尾
574	105-I-1516	由比西山寺水口	由比西山寺	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	2.25	0.43	
575	105-II-1867	由比西山寺久保田	由比西山寺	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	0.46	0.11	東倉澤
576	105-I-3711	由比町屋原神力道	由比町屋原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	2.37	0.34	
577	105-III-0454	由比町屋原後口山B	由比町屋原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	0.46	0.17	由比西倉澤
578	105-II-1869	由比町屋原後口山A	由比町屋原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	0.80	0.28	
579	105-I-3710	由比今宿上ノ山B	由比今宿	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	2.46	1.32	小島
580	105-I-1517	由比今宿上ノ山A	由比今宿	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	4.91	2.04	
581	105-I-1518	由比今宿吉田山	由比今宿	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	3.05	1.60	突原
582	105-III-0449	由比今宿大田和	由比今宿	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	3.18	2.04	
583	105-III-0448	由比寺尾大ダワ	由比寺尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	1.10	0.37	河内
584	105-III-0455	由比寺尾松ヶ下	由比寺尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	4.63	3.78	
585	105-I-1519	由比寺尾出口	由比寺尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	1.17	0.44	和野島
586	105-I-1520	由比寺尾上ノ屋敷	由比寺尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	0.72	0.01	
587	105-I-1521	由比寺尾立会	由比寺尾	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	8.31	6.13	和野島
588	105-III-0451	由比東倉沢西藤	由比東倉沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	1.66	1.08	
589	105-I-1523	由比西倉沢上山	由比西倉沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第901号	7.01	2.73	和野島
590	204-II-011	上ノ山沢	突原	土石流	H28.9.30	第898号	0.77	0.02	
591	204-II-010	後山沢C	突原	土石流	H28.9.30	第898号	1.87	1.62	和野島
592	204-II-008	一里沢	突原	土石流	H28.9.30	第898号	2.43	0.03	
593	204-I-009	後山沢B	突原	土石流	H28.9.30	第898号	3.22	-	和野島
594	204-II-103	後山沢D	突原	土石流	H28.9.30	第898号	2.51	0.01	
595	204-I-008	後山沢A	突原	土石流	H28.9.30	第898号	1.14	0.11	和野島
596	204-II-004	泰三郎沢	突原	土石流	H28.9.30	第898号	1.71	0.005	
597	204-II-003	峯沢	突原	土石流	H28.9.30	第898号	7.04	0.02	和野島
598	204-II-002	稲瀬川	突原	土石流	H28.9.30	第898号	4.81	1.70	
599	204-I-004	上宿沢	突原	土石流	H28.9.30	第898号	3.57	0.03	和野島
600	204-I-002	寺ノ上沢	突原	土石流	H28.9.30	第898号	2.85	0.01	
601	204-II-001	天神ノ入沢	突原	土石流	H28.9.30	第898号	2.66	0.01	和野島
602	204-I-001	入川	突原	土石流	H28.9.30	第898号	3.01	1.96	
603	204-II-055	藤田ヶ谷沢	突原	土石流	H28.9.30	第898号	10.67	0.01	和野島
604	204-II-005	大枯沢	突原	土石流	H28.9.30	第898号	3.92	-	
605	204-II-006	突原日影沢	突原	土石流	H28.9.30	第898号	3.13	0.01	和野島
606	204-II-007	池ノ谷沢	突原	土石流	H28.9.30	第898号	2.38	0.03	
607	204-I-006	逢坂川	突原	土石流	H28.9.30	第898号	3.01	0.03	和野島
608	105-I-1342	茂野島長瀬	茂野島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	11.43	6.99	
609	105-II-1716	土外畑久保	土	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	10.55	6.21	和野島
610	105-II-1717	茂野島藤木山	茂野島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	3.21	1.81	
611	105-II-1742	茂野島社別当山	茂野島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	3.34	2.22	和野島
612	105-I-1359	茂野島寺向	茂野島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	14.66	7.00	
613	105-I-1341	茂野島家ノ上	茂野島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	3.98	0.88	和野島
614	105-II-1613	和田島椎木島	和田島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	3.00	1.70	
615	105-I-1361	高山古屋敷	高山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	3.95	2.07	和野島
616	105-II-1743	高山大谷津	高山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	1.02	0.51	
617	105-I-1362	高山崩下	高山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	4.31	1.26	和野島
618	105-I-2909	高山西ノ久保	高山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	0.79	0.23	
619	105-II-1754	高山吉原沢	高山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	1.03	0.44	和野島
620	105-II-1755	高山宮ノ谷	高山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	1.33	0.68	
621	105-I-1360	和田島東畑	和田島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	4.21	1.69	和野島
622	105-I-1339	和田島大向	和田島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	4.68	2.07	
623	105-I-1338	和田島尻	和田島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	6.11	2.26	和野島
624	105-II-1636	和田島宮尾コツト	和田島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	1.44	0.77	
625	105-I-3658	和田島山鼻	和田島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	4.15	2.03	和野島
626	105-II-1638	和田島シロヤマ	和田島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	3.30	1.69	
627	105-II-1639	和田島南	和田島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	3.90	1.61	和野島
628	105-II-1637	和田島ウルシ丸山	和田島	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	3.59	2.03	
629	105-I-1337	清地高瀬平	清地	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	6.13	-	和野島
630	105-II-1644	清地長畑ヶ上	清地	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	1.78	1.12	
631	105-I-1324	清地道平	清地	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	11.31	5.39	和野島
632	105-I-1364	清地上の島上	清地	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	4.95	1.87	
633	105-II-1615	清地横手	清地	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	1.83	1.04	和野島
634	105-II-1652	清地家ノ軒	清地	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第904号	3.45	1.76	
635	204-II-104	砂山沢	大平	土石流	H28.9.30	第899号	3.38	-	和野島
636	204-I-012	正木沢	大平	土石流	H28.9.30	第899号	4.51	-	
637	204-II-013	小萩沢	大平	土石流	H28.9.30	第899号	1.04	-	和野島
638	204-II-012	小樽沢	大平	土石流	H28.9.30	第899号	6.99	2.71	
639	204-II-014	ヒノ沢	大平	土石流	H28.9.30	第899号	0.20	0.11	和野島
640	204-II-015	大平宮沢	大平	土石流	H28.9.30	第899号	2.47	0.22	
641	204-I-013	使い沢	大平	土石流	H28.9.30	第899号	1.31	0.01	和野島
642	204-I-014	ウソ沢	大平	土石流	H28.9.30	第899号	1.93	0.004	
643	204-I-015	大島沢	河内	土石流	H28.9.30	第899号	1.87	0.32	河内

土砂災害(特別)警戒区域一覧 <清水区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (清水区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名
644	204-I-017	宝ノ窪沢	河内	土石流	H28.9.30	第899号	2.55	2.21	両河内
645	204-I-016	奥ノ沢	河内	土石流	H28.9.30	第899号	2.39	0.21	
646	204-I-018	河内中村沢	河内	土石流	H28.9.30	第899号	2.13	0.13	
647	204-I-019	元沢川	河内	土石流	H28.9.30	第899号	2.18	1.20	
648	204-I-020	川合野沢	西里	土石流	H28.9.30	第899号	9.91	0.01	
649	204-II-105	穴ノ沢	西里	土石流	H28.9.30	第899号	1.32	0.01	
650	204-II-016	貝伏川	西里	土石流	H28.9.30	第899号	5.46	0.23	
651	204-II-017	田代川	西里	土石流	H28.9.30	第899号	2.78	0.56	
652	204-I-021	下黒川	西里	土石流	H28.9.30	第899号	4.29	0.04	
653	204-I-022	奥沢	西里	土石流	H28.9.30	第899号	3.58	0.004	
654	204-II-018	宮城沢	西里	土石流	H28.9.30	第899号	1.13	0.01	
655	204-II-019	宮城山沢	西里	土石流	H28.9.30	第899号	0.69	-	
656	204-II-020	東向山沢	西里	土石流	H28.9.30	第899号	0.83	-	
657	204-I-025	小敷沢	西里	土石流	H28.9.30	第899号	1.38	0.02	
658	204-I-024	伏木川	西里	土石流	H28.9.30	第899号	7.33	4.44	
659	204-II-021	橋の木沢	西里	土石流	H28.9.30	第899号	1.95	0.03	
660	204-II-022	西里中村沢	西里	土石流	H28.9.30	第899号	2.12	0.003	
661	204-I-026	和田沢	西里	土石流	H28.9.30	第899号	0.73	0.06	
662	204-II-026	研石沢	土	土石流	H28.9.30	第899号	1.37	0.05	
663	204-I-029	布沢宮沢	布沢	土石流	H28.9.30	第899号	2.01	0.01	
664	204-I-028	宮尾羽根沢	布沢	土石流	H28.9.30	第899号	2.32	0.02	
665	204-I-027	布沢大沢川	布沢	土石流	H28.9.30	第899号	3.81	-	
666	204-II-023	東山沢A	布沢	土石流	H28.9.30	第899号	1.48	-	
667	204-II-024	東山沢B	布沢	土石流	H28.9.30	第899号	1.69	0.01	
668	204-II-025	東山沢C	布沢	土石流	H28.9.30	第899号	1.21	0.001	
669	204-I-030	葛沢川	葛沢	土石流	H28.9.30	第899号	9.22	0.14	
670	204-I-031	椋村沢	葛沢	土石流	H28.9.30	第899号	8.23	0.03	
671	204-I-032	倉田沢	葛沢	土石流	H28.9.30	第899号	1.76	0.08	
672	204-I-033	谷沢	葛沢	土石流	H28.9.30	第899号	3.72	0.01	
673	204-I-034	合土沢	葛沢	土石流	H28.9.30	第899号	1.84	-	
674	105-II-1706	大平ハタケナゲ	大平	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	5.36	4.12	
675	105-I-1347	大平大野	大平	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	5.28	3.09	
676	105-II-1707	大平コンタ	大平	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	2.10	0.81	
677	105-I-1348	大平横畑	大平	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	6.32	3.08	
678	105-I-1349	大平膳棚	大平	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	9.70	5.92	
679	105-II-1708	河内岩下	河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	5.30	3.80	
680	105-I-1346	河内大島	河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	7.45	2.79	
681	105-II-1709	河内向山	河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	4.64	2.87	
682	105-I-3672	河内広瀬	河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	4.91	2.77	
683	105-II-1725	河内小向	河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	2.30	1.04	
684	105-I-1350	河内木風	河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	2.67	0.92	
685	105-II-1711	河内石沢	河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	4.85	3.49	
686	105-II-1710	河内宝ノ窪	河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	5.94	4.04	
687	105-II-1745	河内大向	河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	0.55	0.18	
688	105-II-1744	河内奥ノ沢	河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	2.91	1.38	
689	105-I-1351	河内中村	河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	4.72	2.86	
690	105-I-1352	河内片瀬	河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	25.19	12.81	
691	105-II-1712	河内元沢	河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	5.65	3.61	
692	105-III-0412	西里川合野	西里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	10.05	4.36	
693	105-I-1353	西里上黒川山A	西里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	8.34	5.67	
694	105-I-1354	西里上黒川山B	西里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	6.65	2.59	
695	105-II-1732	西里西向山A	西里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	2.61	1.22	
696	105-II-1733	西里西向山B	西里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	0.89	0.33	
697	105-II-1734	西里黒川山A	西里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	4.15	1.19	
698	105-II-1735	西里黒川山B	西里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	0.88	0.31	
699	105-II-1730	西里東向山B	西里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	1.96	0.98	
700	105-I-3673	西里東向山A	西里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	2.03	1.00	
701	105-II-1731	西里東向山C	西里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	2.56	1.37	
702	105-I-2900	西里上ノ島	西里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	6.63	3.23	
703	105-II-1713	西里橋木沢	西里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	2.17	0.86	
704	105-II-1736	西里和田B	西里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	1.34	0.65	
705	105-I-2899	西里和田A	西里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	3.97	2.05	
706	105-II-1714	土家ノ上	土	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	2.42	1.54	
707	105-I-1355	土下水神	土	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	8.78	6.07	
708	105-II-1739	土上水神	土	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	2.03	0.74	
709	105-I-1356	布沢日向方	布沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	8.77	4.04	
710	105-I-1358	布沢大沢	布沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	2.48	0.94	
711	105-II-1740	布沢東山A	布沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	2.99	2.21	
712	105-II-1741	布沢東山B	布沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	3.19	1.51	
713	105-III-0413	布沢東山C	布沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	4.18	2.22	
714	105-III-0414	布沢東山D	布沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	5.48	2.76	
715	105-I-1345	葛沢西山	葛沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	2.21	1.04	
716	105-II-1737	葛沢大樽山	葛沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	4.27	2.15	
717	105-II-1726	葛沢西中山	葛沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	3.98	1.92	
718	105-III-0403	葛沢宮ノ前	葛沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	1.10	0.36	
719	105-II-1738	葛沢上中山	葛沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	4.37	3.05	
720	105-I-1344	葛沢宮上	葛沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	4.53	3.13	
721	105-II-1728	葛沢下中山B	葛沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	0.76	0.27	
722	105-I-1343	葛沢下中山A	葛沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	2.33	0.06	
723	105-II-1715	葛沢下島	葛沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	3.74	2.33	

土砂災害(特別)警戒区域一覧 <清水区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (清水区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名		
724	105-I-2898	葛沢合戸	葛沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H28.9.30	第905号	2.23	1.21	両河内	葛沢	
725	204-II-009	矢木沢	穴原	土石流	H29.3.3	第129号	0.82	0.03	小島	穴原	
726	204-I-005	下宿沢	穴原	土石流	H29.3.3	第129号	5.86	0.001			
727	204-I-007	扇平沢	穴原	土石流	H29.3.3	第129号	3.10	0.0004			
728	105-I-1522	由比東倉沢立会	由比東倉沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.7	第144号	3.16	0.96	由比	由比倉澤	
729	105-I-3655	穴原小谷津	穴原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.14	第177号	1.67	0.69	小島	穴原	
730	105-II-1729	西里宮城	西里	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第282号	2.35	0.70	両河内	西里	
731	105-I-1496	蒲原天神上	蒲原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第281号	4.98	1.31	蒲原	蒲原一丁目	
732	105-S-0002	蒲原一丁目B	蒲原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第281号	0.67	0.24			
733	105-S-0003	蒲原一丁目C	蒲原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第281号	1.32	0.47			
734	105-S-0004	蒲原一丁目D	蒲原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第281号	0.22	0.07			
735	105-I-2915	蒲原一丁目A	蒲原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第281号	1.60	0.57			
736	105-I-2916	蒲原常楽寺B	蒲原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第281号	3.16	1.48			
737	105-I-2917	蒲原常楽寺C	蒲原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第281号	1.85	0.36			
738	105-I-1497	蒲原常楽寺A	蒲原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第281号	2.22	0.35		蒲原二丁目	
739	105-I-1498	蒲原御殿山A	蒲原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第281号	5.47	1.85			
740	105-II-1847	蒲原御殿山B	蒲原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第281号	0.99	0.45			
741	105-III-0444	蒲原城山	蒲原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第281号	1.16	0.44		蒲原	蒲原
742	105-S-0011	蒲原善福寺C	蒲原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第281号	1.62	0.65			
743	105-S-0010	蒲原善福寺B	蒲原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第281号	1.35	0.46			
744	105-I-2918	蒲原善福寺A	蒲原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第281号	3.12	0.83		蒲原二丁目	
745	105-I-1499	蒲原三丁目	蒲原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第281号	1.60	0.21		蒲原三丁目	
746	105-S-0007	蒲原新田二丁目B	蒲原新田	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第281号	4.76	1.95		蒲原	
747	105-I-1500	蒲原新田二丁目A	蒲原新田	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第281号	1.12	0.23		蒲原新田	
748	105-I-1501	蒲原小金蛭沢	蒲原小金	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第281号	0.93	0.24		蒲原小金	
749	105-I-3709	蒲原小金赤坂	蒲原小金	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第281号	0.99	0.36			
750	105-S-0013	蒲原堰沢入	蒲原堰沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第281号	4.30	1.55		蒲原堰沢	
751	105-I-1502	蒲原神沢上ノ山	蒲原神沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第281号	2.96	1.03		蒲原神沢	
752	105-I-1503	蒲原神沢西屋敷	蒲原神沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第281号	5.63	2.37			
753	105-II-1719	中河内栗原	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	0.20	0.06	中河内	中河内	
754	105-II-1700	中河内親所	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	2.24	1.25			
755	105-II-1701	中河内夕根島	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	0.64	0.22			
756	105-II-1718	中河内入ノ山	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	1.39	0.79			
757	105-II-1702	中河内庚申島	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	3.60	2.22			
758	105-II-1720	中河内城ノ段B	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	3.69	2.41			
759	105-I-1331	中河内向島	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	2.72	0.87			
760	105-II-1703	中河内城ノ段A	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	1.12	0.70			
761	105-II-1712	中河内蒜草	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	0.67	0.41			
762	105-II-1722	中河内妙久保	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	0.66	0.39			
763	105-II-1612	中河内落合山	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	4.61	3.24			
764	105-I-2897	中河内大向	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	4.98	2.04			
765	105-I-1329	中河内飛穴	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	2.02	0.80			
766	105-II-1704	中河内中山	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	3.79	2.38			
767	105-II-1705	中河内石塚	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	2.22	1.50			
768	105-II-1724	中河内於井田背	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	1.60	0.94			
769	105-II-1723	中河内宮島	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	2.67	1.64			
770	105-I-2896	中河内森野山	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	3.02	1.05			
771	105-II-1645	中河内奥平	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	4.31	3.44			
772	105-II-1646	中河内韭石	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	2.14	1.66			
773	105-II-1647	中河内天白堂A	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	1.20	0.60			
774	105-II-1648	中河内天白堂B	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	0.91	0.46			
775	105-II-1640	中河内見崎	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	2.18	1.66			
776	105-I-1328	中河内八ツ沢山	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	9.32	7.21			
777	105-I-2895	中河内茶原深山	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	2.55	1.45			
778	105-I-1332	中河内茶原島	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	2.47	1.23			
779	105-S-0074	中河内木山	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	3.72	2.39			
780	105-I-1333	中河内上ノ山	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	3.87	2.06			
781	105-I-1334	中河内上遠呂島	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	3.09	-			
782	105-S-0075	中河内向遠路島	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	4.27	2.08			
783	105-II-1727	中河内宮ノ入	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	0.96	0.36			
784	105-I-1335	中河内下遠呂島	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	3.61	1.69			
785	105-III-0410	中河内向桑原A	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	3.11	1.82			
786	105-II-1641	中河内小坂	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	2.24	0.79			
787	105-II-1746	中河内桑原B	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	1.28	0.81			
788	105-II-1747	中河内桑原C	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	1.90	1.27			
789	105-I-1336	中河内桑原A	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	2.21	0.62			
790	105-S-0078	中河内向桑原B	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	2.51	1.56			
791	105-II-1649	中河内西沢中B	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	2.21	1.36			
792	105-II-1642	中河内西沢中A	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	0.58	0.43			
793	105-II-1650	中河内桑又	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	7.00	5.33			
794	105-I-1327	中河内向田山A	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	1.65	0.19			
795	105-I-3659	中河内向田山B	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	4.12	1.60			
796	105-S-0081	中河内西ノ入A	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	1.34	0.47			
797	105-S-0082	中河内西ノ入B	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	0.30	0.09			
798	105-I-2894	中河内小川	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	2.28	0.85			
799	105-II-1651	中河内舞台	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	1.63	0.73			
800	105-II-1643	中河内神ノ入	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	3.75	1.76			
801	105-III-0411	中河内下田B	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	1.45	0.97			
802	105-I-1326	中河内下田A	中河内	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H29.3.31	第280号	8.22	2.73			
803	204-II-033	樽川	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	11.86	0.58			
804	204-I-049	ウバン沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	9.82	-			
805	103-S-022	中河内沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	1.11	0.01			
806	204-II-035	観所沢A	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	0.86	0.01			
807	204-II-036	観所沢B	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	1.26	-			

土砂災害(特別)警戒区域一覧 <清水区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (清水区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名
808	204-II-037	湯沢川	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	11.87	-	
809	204-II-038	入の山沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	10.32	0.13	
810	204-II-039	妙久保沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	0.77	-	
811	204-II-040	板井沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	1.38	0.01	
812	204-II-041	石塚沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	0.49	0.02	
813	204-II-042	中山沢A	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	0.86	-	
814	204-II-043	茶原深山沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	0.79	0.11	
815	204-II-044	中山沢B	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	0.30	0.00	
816	204-I-050	神沢原川	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	14.43	5.08	
817	204-I-051	松葉洞川	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	2.62	1.12	
818	204-II-045	天日堂沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	1.14	-	
819	204-II-046	ハツ沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	0.52	0.08	
820	204-II-047	西峰沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	0.70	-	
821	204-II-048	井ノ久保沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	1.27	0.01	
822	204-I-052	木山野沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	2.79	0.00	中河内
823	204-II-049	城中沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	0.76	0.54	中河内
824	204-I-053	松ヶ沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	1.88	0.09	
825	204-I-054	真瀬口沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	1.99	0.01	
826	204-II-050	宮ノ入沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	0.56	0.04	
827	204-I-055	棚下沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	1.58	0.21	
828	204-I-056	窪尻沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	3.16	-	
829	204-I-057	桑原沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	1.07	0.04	
830	204-II-051	桑原	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	1.11	0.05	
831	204-I-059	向田山沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	3.53	-	
832	204-II-052	西ノ入沢B	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	0.08	0.00	
833	204-II-053	西ノ入沢C	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	0.39	-	
834	204-I-061	小川沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	4.68	0.00	
835	204-I-060	本村沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	3.80	0.11	
836	204-I-062	井戸沢	中河内	土石流	H29.3.31	第278号	2.34	0.01	
837	381-II-005	中島沢A	由比入山	土石流	H29.3.31	第271号	6.18	-	
838	381-II-005-2	中島沢B	由比入山	土石流	H29.3.31	第271号	5.86	0.003	
839	383-II-002	大代沢	由比入山	土石流	H29.3.31	第276号,277号	8.16	5.40	
840	383-II-004	大城沢B	由比入山	土石流	H29.3.31	第276号,277号	3.63	-	
841	383-I-002	香木穴沢	由比入山	土石流	H29.3.31	第276号,277号	6.21	0.09	
842	383-II-001	ニタ子沢	由比入山	土石流	H29.3.31	第276号,277号	0.74	0.32	
843	383-II-005	久保山沢	由比入山	土石流	H29.3.31	第276号,277号	3.50	0.00	
844	383-II-006	入山井戸沢	由比入山	土石流	H29.3.31	第276号,277号	0.88	0.01	
845	383-II-007	諸木沢	由比入山	土石流	H29.3.31	第276号,277号	2.02	0.07	
846	383-II-008	おぼん沢	由比入山	土石流	H29.3.31	第276号,277号	1.61	-	
847	383-I-003	向山沢	由比入山	土石流	H29.3.31	第276号,277号	0.60	0.04	
848	383-I-004	大畚沢	由比入山	土石流	H29.3.31	第276号,277号	2.52	0.76	
849	383-I-005	井戸沢	由比入山	土石流	H29.3.31	第276号,277号	3.20	-	
850	383-I-006	矢野沢	由比東山寺	土石流	H29.3.31	第275号	11.41	-	由比東山寺
851	383-II-009	妙沢	由比東山寺	土石流	H29.3.31	第275号	0.41	0.34	由比東山寺
852	383-I-001	熊ヶ沢	由比	土石流	H29.3.31	第275号	1.47	-	由比
853	383-I-011	寺下沢	由比西山寺	土石流	H29.3.31	第275号	2.41	0.08	由比西山寺
854	383-I-012	杉沢	由比町屋原	土石流	H29.3.31	第275号	2.08	0.00	由比町屋原
855	383-I-013	キコエ川	由比町屋原	土石流	H29.3.31	第275号	5.15	0.02	由比町屋原
856	383-I-014	諏訪沢	由比今宿	土石流	H29.3.31	第275号	4.01	-	由比今宿
857	383-I-017	中ノ段沢	由比西倉沢	土石流	H29.3.31	第275号	1.70	-	
858	382-I-011	谷津沢川	蒲原	土石流	H29.3.31	第279号	0.96	-	
859	382-I-012	狼煙場川	蒲原	土石流	H29.3.31	第279号	1.17	0.03	
860	101-S-001	平四郎沢	蒲原	土石流	H29.3.31	第279号	3.96	0.01	蒲原
861	382-I-001	山居沢川	蒲原	土石流	H29.3.31	第279号	5.41	-	
862	382-I-002	御殿山川	蒲原	土石流	H29.3.31	第279号	5.46	-	
863	382-I-004	二ツ丸沢	蒲原	土石流	H29.3.31	第279号	2.90	0.06	蒲原
864	382-I-006	蛭沢川	蒲原小金	土石流	H29.3.31	第279号	10.46	-	蒲原小金
865	382-I-007	中尾羽根川	蒲原小金	土石流	H29.3.31	第279号	7.10	0.01	蒲原中
866	382-I-014	狸沢	蒲原中	土石流	H29.3.31	第279号	2.86	0.01	蒲原堰沢
867	382-I-009	八木沢川	蒲原堰沢	土石流	H29.3.31	第279号	0.32	-	
868	382-I-010	神沢川	蒲原神沢	土石流	H29.3.31	第279号	2.93	-	
869	383-I-007	野多沢	由比阿僧	土石流	H29.7.11	第564号	3.33	-	由比阿僧
870	383-I-008	白井沢	由比阿僧	土石流	H29.7.11	第564号	2.78	-	
871	383-I-009	和瀬沢	由比西山寺	土石流	H29.7.11	第564号	3.10	0.30	由比西山寺
872	382-I-013	不動沢	蒲原二丁目	土石流	H29.7.11	第565号	3.03	0.002	蒲原一丁目
873	382-I-003	善福寺川	蒲原	土石流	H29.7.11	第565号	2.91	0.26	蒲原
874	382-I-005	向田川	蒲原	土石流	H29.7.11	第565号	1.90	1.39	
875	382-I-008	堰沢川	蒲原堰沢	土石流	H29.7.11	第565号	4.38	1.34	蒲原堰沢
876	204-II-034	伊里沢	中河内	土石流	H29.7.11	第566号	1.40	0.03	
877	204-I-058	西ノ入沢A	中河内	土石流	H29.7.11	第566号	1.81	0.17	中河内
878	204-I-063	舞台沢	中河内	土石流	H29.7.11	第566号	1.90	-	中河内
879	204-I-064	森沢	中河内	土石流	H29.7.11	第566号	1.15	0.004	
880	383-II-003	大城沢A	由比入山	土石流	H29.7.14	第581号	13.10	0.02	由比北
881	105-I-3700	宮加三小沢B	宮加三	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第270号	1.23	0.45	不二見
882	105-II-1812	宮加三冷川B	宮加三	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H30.3.30	第270号	1.61	0.55	宮加三
883	381-S-0001	いどり沢	由比入山	土石流	H30.3.30	第266号	5.12	0.005	由比
884	105-S-0084	大平出羽	大平字出羽	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.42	1.06	大平
885	105-S-0092	西里下黒川	西里字下黒川 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	0.64	0.19	西里
886	105-S-0093	西里宮城山	西里字宮城山	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	0.47	0.17	西里
887	105-S-0094	西里伏木	西里字伏木 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	3.23	1.31	西里

土砂災害(特別)警戒区域一覧 <清水区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (清水区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名		
888	105-S-0096	布沢宮尾羽根	布沢宮尾羽根 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	5.56	3.37	両河内		
889	105-S-0097	葛沢西山B	葛沢西山 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	3.11	1.81			
890	105-S-0098	土向山	土向山 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.05	1.24			
891	105-S-0103	葛沢中平	葛沢中平 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.77	1.19			
892	105-S-0476	大平仲村	大平字仲村 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.95	0.72			
893	105-S-0105	高山前沢	高山字前沢 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	6.72	3.07			
894	105-S-0107	茂野島鶴巢	茂野島字鶴巢 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.94	1.71			
895	105-S-0113	和田島大峯沢	和田島字大峯沢 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	0.27	0.16			
896	105-S-0114	清地向山	清地向山 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	3.87	2.16			
897	105-S-0115	清地松郷	清地字松郷 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	0.81	0.30			
898	105-S-0157	山原下落井	山原字下落井 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.11	0.88	飯田	山原	
899	105-S-0175	南矢部所川	南矢部字所川	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	0.13	0.05	船越	南矢部	
900	105-S-0479	伊佐布裏山C	伊佐布字裏山 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.89	0.88	庵原	伊佐布	
901	105-S-0008	蒲原城山B	蒲原字城山 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	5.43	2.35	蒲原	蒲原	
902	105-S-0049	小河内坂本F	小河内字坂本	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.88	0.88	小河内		
903	105-S-0051	小河内池の沢B	小河内字池の沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	12.56	8.50			
904	105-S-0054	小河内舟場C	小河内字舟場 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	4.48	2.73			
905	105-S-0055	小河内加瀬沢	小河内字加瀬沢 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.38	0.61			
906	105-S-0063	小河内中村B	小河内字中村	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	8.71	4.68			
907	105-S-0064	小河内中村C	小河内字中村	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.21	0.56			
908	105-S-0067	小河内今一色B	小河内字今一色 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	5.57	2.84			
909	105-S-0117	但沼長又峰B	但沼町字長又峰	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.70	1.20		但沼町	但沼町
910	105-S-0123	小島扇平	小島町字扇平 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	3.08	1.37		小島	小島町
911	105-S-0035	穴原古住田久保垣戸	穴原字古住田久保垣戸 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.18	0.94		穴原	
912	105-S-0040	穴原鳥沢口	穴原字鳥沢口 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	4.56	1.75			
913	105-S-0043	穴原馬場入	穴原字馬場入 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	10.19	4.19			
914	105-S-0044	穴原坊	穴原字坊 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	7.76	3.20			
915	105-S-0045	穴原原田	穴原字原田 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.74	0.96			
916	105-S-0046	穴原日影	穴原字日影 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	5.20	2.41			
916	105-S-0047	穴原蔦巢	穴原字蔦巢 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	3.01	1.06			
917	105-S-0048	穴原蔦巢入	穴原字蔦巢入 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.90	1.29			
918	105-S-0137	横砂観音山	横砂字観音山 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	3.60	1.40	袖師	横砂	
919	105-S-0142	杉山矢下B	杉山字矢下	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	3.63	2.87	庵原		
921	105-S-0143	杉山岩	杉山字岩 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.93	1.51			
922	105-S-0144	杉山西山	杉山字西山 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.89	1.52			
923	105-S-0152	庵原町上牛王堂	庵原町字上牛王堂 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	0.85	0.25			
924	105-S-0153	庵原町鶴舞山	庵原町字鶴舞山 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.60	0.55			
925	105-S-0154	庵原町於仙ヶ谷	庵原町字於仙ヶ谷 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	5.02	2.18			
926	105-S-0155	庵原町千々子谷	庵原町字千々子谷 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	8.00	3.92			
927	105-S-0128	茂畑大場A	茂畑字大場	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.47	0.63			
928	105-S-0129	茂畑大場B	茂畑字大場	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.54	0.88			
929	105-S-0134	草ヶ谷クツソウケ谷	草ヶ谷字クツソウケ谷 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.21	0.39			
930	105-S-0138	吉原高野積	吉原字高野積	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	0.41	0.07	吉原		
931	105-S-0139	吉原原平	吉原字原平 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	0.25	0.06			
932	105-S-0140	吉原外堀坂	吉原字外堀坂 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	5.29	1.98			
933	105-S-0149	伊佐布引目	伊佐布字引目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.32	0.79			
934	105-S-0150	伊佐布外ヶ久保	伊佐布字外ヶ久保 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.99	0.79			
935	105-S-0151	伊佐布谷津B	伊佐布字谷津 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	0.61	0.26			
936	105-S-0052	小河内上平B	小河内字上平	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.25	0.92		小島	
937	105-S-0056	小河内大付	小河内字大付 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	6.35	2.64			
938	105-S-0057	小河内大柿戸	小河内字大柿戸 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	4.03	1.58			
939	105-S-0058	小河内中里B	小河内字中里 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.31	0.47			
940	105-S-0059	小河内北海戸	小河内字北海戸 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.86	0.98			
941	105-S-0060	小河内柿平	小河内字柿平 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.81	0.61			
942	105-S-0061	小河内荒田B	小河内字荒田 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	5.50	2.27			
943	105-S-0062	小河内中村D	小河内字中村	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	0.50	0.36			
944	105-S-0119	小島原	小島町字原	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.60	0.78	小島町		小島町
945	105-I-1455	馬走倅ヶ沢B	馬走字倅ヶ沢	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.36	0.13	有度		るりヶ丘
946	105-I-3696	西久保鹿島前	西久保字鹿島前 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.43	0.40	袖師	西久保	
947	105-I-1410	伊佐布川久保	伊佐布字川久保 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	6.26	2.42	庵原	伊佐布	
948	105-I-3677	山切上屋敷	山切字上屋敷 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.42	0.50		山切	山切
949	105-S-0023	由比入山久保山沢B	由比入山字久保山沢 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	0.34	0.13	由比	由比入山	
950	105-S-0028	由比東山寺室野B	由比東山寺字室野 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	6.46	3.35		由比東山寺	由比東山寺
951	105-S-0032	由比町屋原竹ノ尾	由比町屋原字竹ノ尾 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	4.76	1.80		由比町屋原	由比町屋原
952	105-S-0033	由比西山寺袖ノ木平	由比西山寺字袖ノ木平 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.93	0.92		由比西山寺	由比西山寺
953	105-S-0162	柏尾山の神	柏尾字山の神 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	4.47	2.08		高部	柏尾
954	105-S-0167	大内鴨田山	大内字鴨田山 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.92	0.77			大内
955	105-S-0168	大内鴨田	大内字鴨田 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.54	0.84	袖師		西久保一丁目
956	105-S-0161	西久保一丁目	西久保一丁目	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	0.84	0.29		西久保一丁目	西久保一丁目
957	105-S-0170	駒越細谷B	駒越字細谷 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	5.48	2.27		駒越	駒越西
958	105-S-0183	馬走茨谷	馬走字茨谷 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	3.21	1.15		有度	馬走
959	105-S-0184	草薙牛額	草薙字牛額 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	2.28	0.85		草薙	草薙
960	105-S-0185	草薙柳田	草薙字柳田 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	1.83	0.68		草薙	草薙
961	105-S-0124	承元寺町栗原	承元寺町字栗原 他	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H31.3.26	第245号	0.84	0.12		興津	承元寺町
962	103-S-044	茂畑沢A	茂畑	土石流	H31.3.26	第244号	0.78	-		庵原	茂畑
963	103-S-045	茂畑沢B	茂畑	土石流	H31.3.26	第244号	0.78	0.006			
964	103-S-015	小河内沢B	小河内	土石流	H31.3.26	第244号	0.22	-		小島	小河内
965	103-S-020	小河内沢C	小河内	土石流	H31.3.26	第244号	1.05	0.001			
966	103-S-038	興津井上町沢	興津井上町	土石流	H31.3.26	第244号	2.45	-	興津		興津井上町
967	103-S-064	大内沢	大内	土石流	H31.3.26	第244号	1.64	0.002	高部		大内

土砂災害(特別)警戒区域一覧 <清水区>

(令和5年3月31日現在) 建設政策課

箇所番号	区域名	所在地 (清水区)	自然現象名	指定年月日	県告示番号	警戒区域 【イエロー】 (ha)	特別警戒区域 【レッド】 (ha)	自治会 連合会名	自治会・ 町内会名	
968	103-S-003	由比入山沢A	由比入山	土石流	H31.3.26	第244号	0.23	0.005	由比	由比入山
969	103-S-004	由比入山沢B	由比入山	土石流	H31.3.26	第244号	0.82	0.06		
970	103-S-005	由比入山沢C	由比入山	土石流	H31.3.26	第244号	1.14	0.01		
971	103-S-009	由比阿僧沢	由比阿僧	土石流	H31.3.26	第244号	0.65	-		
972	103-S-010	由比沢	由比	土石流	H31.3.26	第244号	0.89	0.007		
973	103-S-011	由比今宿沢	由比今宿	土石流	H31.3.26	第244号	1.79	0.005	高部	梅ヶ谷
974	103-S-061	梅ヶ谷沢	梅ヶ谷	土石流	H31.3.26	第244号	0.60	0.04		
975	103-S-062	柏尾沢A	柏尾・長尾	土石流	H31.3.26	第244号	8.89	-	高部	柏尾
976	103-S-063	柏尾沢B	柏尾	土石流	H31.3.26	第244号	2.35	0.01		
977	103-S-055	横砂沢	横砂	土石流	H31.3.26	第244号	0.76	-	袖師	横砂
978	103-S-065	駒越沢A	駒越	土石流	H31.3.26	第244号	1.61	0.01	駒越	港南町
979	103-S-066	駒越沢B	駒越	土石流	H31.3.26	第244号	4.25	0.005		迎山町
980	103-S-069	草薙沢	草薙	土石流	H31.3.26	第244号	1.80	-	有度	草薙
981	103-S-047	茂畑沢D	茂畑	土石流	H31.3.26	第244号	0.09	0.01	庵原	茂畑
982	103-S-048	茂畑沢E	茂畑	土石流	H31.3.26	第244号	0.63	0.002		
983	103-S-016	小河内沢D	小河内	土石流	H31.3.26	第244号	1.21	0.01	小島	小河内
984	103-S-017	小河内沢E	小河内	土石流	H31.3.26	第244号	0.33	-		
985	103-S-018	小河内沢F	小河内	土石流	H31.3.26	第244号	1.09	0.004		
986	103-S-012	穴原沢A	穴原	土石流	H31.3.26	第244号	1.61	0.02		
987	103-S-013	穴原沢B	穴原	土石流	H31.3.26	第244号	1.26	0.003		
988	103-S-014	穴原沢C	穴原	土石流	H31.3.26	第244号	11.22	0.03	庵原	茂畑
989	103-S-046	茂畑沢C	茂畑	土石流	H31.3.26	第244号	0.41	0.04		
990	103-S-030	河内沢	河内	土石流	H31.3.26	第244号	2.17	-	両河内	河内
991	103-S-031	西里沢	西里	土石流	H31.3.26	第244号	0.44	0.05		西里
992	103-S-033	和田島沢	和田島	土石流	H31.3.26	第244号	1.09	0.06		和田島
993	103-S-036	小島町沢	小島町	土石流	H31.3.26	第244号	6.66	0.01	小島	小島町
994	103-S-050	広瀬沢	広瀬	土石流	H31.3.26	第244号	1.21	0.06	庵原	広瀬
995	103-S-052	吉原沢	吉原	土石流	H31.3.26	第244号	0.49	-		吉原
996	103-S-053	杉山沢B	杉山	土石流	H31.3.26	第244号	0.33	0.01		杉山
997	103-S-056	庵原町沢	庵原町	土石流	H31.3.26	第244号	0.70	0.004		庵原町
998	204-I-115	伊佐布宮沢	伊佐布	土石流	H31.3.26	第244号	0.68	-		伊佐布
999	204-I-116	的沢	伊佐布	土石流	H31.3.26	第244号	1.95	0.01		
1000	204-I-140	屋敷谷沢	山切	土石流	H31.3.26	第244号	0.92	0.02		
1001	204-II-076	伊佐布滝川	伊佐布	土石流	H31.3.26	第244号	1.08	0.95	伊佐布	
1002	204-II-079	向山沢A	伊佐布	土石流	H31.3.26	第244号	1.90	0.001		
1003	383-I-010	池ノ谷沢	由比西山寺	土石流	H31.3.26	第244号	2.28	0.74	由比	由比西山寺
1004	383-I-015	寺尾大沢川	由比寺尾	土石流	H31.3.26	第244号	2.88	0.07		由比寺尾
1005	383-I-016	大沢川	由比西倉沢	土石流	H31.3.26	第244号	2.46	-		由比西倉沢
1006	30	吉原	吉原	地すべり	H31.3.29	第300号	52.70	-	庵原	吉原
1007	32	西倉沢	由比西倉沢	地すべり	H31.3.29	第300号	29.30	-	由比	由比倉沢
1008	33	東山寺	由比入山	地すべり	H31.3.29	第300号	13.40	-		由比入山
1009	34	入山	由比入山	地すべり	H31.3.29	第300号	26.30	-		
1010	35	船場	由比入山	地すべり	H31.3.29	第300号	98.90	-		
1011	36	香木穴	由比入山	地すべり	H31.3.29	第300号	22.50	-		
1012	37	中村	由比入山	地すべり	H31.3.29	第300号	12.90	-		
1013	N22	西山寺	由比今宿	地すべり	H32.3.6	第144号	272.00	-		
1014	N24	白井沢	由比北條山	地すべり	H32.3.6	第144号	208.90	-	由比西山寺 由比阿僧	
1015	N42	長野	由比入山	地すべり	H32.3.6	第144号	137.90	-	由比入山	
1016	N45	長野南	由比入山	地すべり	H32.3.6	第144号	114.80	-	由比入山	
1017	N49	阿僧北	由比阿僧	地すべり	H32.3.6	第144号	182.00	-	由比阿僧 由比室野	
1018	22-0021	東山寺	由比東山寺	地すべり	H32.3.6	第144号	7.20	-	由比室野	
1019	R1	寺尾	由比	地すべり	H32.3.6	第144号	76.90	-	由比寺尾	
1020	204-001	宮前橋	穴原	地すべり	H32.3.6	第144号	11.20	-	小島	穴原
1021	204-002	荒田橋	小河内	地すべり	H32.3.6	第144号	6.30	-		小河内
1022	R48	和田	小河内	地すべり	H32.3.6	第144号	0.40	-		
1023	105-II-1797	馬走F	馬走	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	0.97	0.29	有度	馬走
1024	105-II-1800	馬走G	馬走	急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	H32.3.13	第183号	0.54	0.17		
清水区 計				急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)	641	箇所	3984.06	763.74		
				土石流	366	箇所				
				地すべり	17	箇所				

風水害への備え

風水害（浸水害、土砂災害等）は、おもに大雨や長雨などが引き金となって発生する自然災害です。地形や地質の状態、降雨量などの天候状況がそれぞれの場所により異なるため、発生する場所や時刻などを予測することが難しく、また突発的に大きな破壊力をもって発生する場合があるため、人命に関わる災害となります。

こうした発生予測が難しい風水害から“命を守る”ためには、大雨時は気象情報に注意する、前兆現象の把握により危険を感じたら安全な場所へ明るいうちに早めに自主的に避難する、など適切な「警戒避難行動」をとることが大切です。

適宜適切な避難を行うために

自然災害に対しては、自らの判断で避難行動をとることが原則です。

静岡市では、災害が発生する危険性が高まった場合に、起こりうる災害種別に対応した区域を示して避難指示等を発表します。

自宅や学校・職場等にはどのような危険があるのか、市が指定している避難場所はどこなのか等について、あらかじめ確認・認識しておき、いざという時の避難行動について考えておきましょう。

地域にどのような危険があるのか確認しましょう

「静岡市防災マップ」や「洪水・土砂災害ハザードマップ」、市や県のウェブサイトなどで、河川が氾濫した場合には何m浸水してしまうのか、土砂災害が起こりやすい場所ではないか等、自宅や学校・職場等のよく立ち入る場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。

風水害の緊急避難場所を確認し、そこまでの経路や移動手段について計画しておきましょう。

◎静岡県砂防課 (<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-350/>)

※静岡県地理情報システム（みんなのハザードマップ）

<http://www.gis.pref.shizuoka.jp/>

※土砂災害（特別）警戒区域の指定状況（詳細位置図・区域図）

<http://doboku.pref.shizuoka.jp/sabou/doshahou/shizuoka.htm>

○静岡市危機管理総室

※静岡市防災情報マップ（防災マップ・洪水ハザードマップなど）

<https://www2.wagmap.jp/shizuoka-hazard/Portal>

「土砂災害警戒情報」に注意

「土砂災害警戒情報」とは、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示等の判断を支援するよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、静岡県と静岡地方気象台が共同で発表しています。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。

土砂災害警戒情報は、静岡市に対しては「静岡市北部」と「静岡市南部」に分けて発表されます。土砂災害発生の危険度が高まっている詳細な領域は、気象庁の「大雨警報(土砂災害)の危険度分布」で確認することができます。周囲の状況や雨の降り方にも注意し、土砂災害警戒情報等が発表されていなくても、危険を感じたら、躊躇することなく自主避難をお願いします。

静岡市では、「土砂災害警戒情報」が発表され災害の危険性が高まったと判断した場合や、土砂災害の前兆現象を把握した時、災害が発生した時には、地区を特定して避難情報を発表します。市からの情報やテレビ、ラジオからの情報等に注意してください。

※土砂災害警戒情報が発表された時、土砂災害危険箇所を有する地区については地区支部を開設し、風水害緊急避難場所の設置準備を行います。

気象情報の収集

大雨注意報や警報が発表されている時や台風接近時などは、テレビ、ラジオ、インターネット、静岡市防災メールなど、気象情報や市からの情報を幅広く収集し、危険に備えて注意してください。

◆市からの情報伝達手段

- ・ 同報無線
※同報無線放送内容確認⇒防災情報電話案内サービス（054-269-5656）
- ・ インターネット（静岡市ウェブサイト - 静岡市の災害情報等）
- ・ 静岡市緊急情報防災ラジオ
- ・ 静岡市防災メール（事前登録が必要）
- ・ 緊急速報メール など
※「避難指示」等の発表

◆関係機関からの情報収集

- ・ テレビ、ラジオ、インターネット など

◎インターネットによる気象や雨量の情報（主なもの）

- ・ 気象庁静岡地方気象台 <https://www.jma-net.go.jp/shizuoka/>
- ・ 国土交通省 防災情報提供センター
<https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>
- ・ 静岡県土木総合防災情報（サイポスレーダー）
<http://sipos.pref.shizuoka.jp/>

◎ 携帯電話による気象や雨量の情報提供

- ・ 国土交通省 <https://www.river.go.jp/index>

静岡市防災メール

このサービスは、事前に登録した方の携帯電話やパソコンへ、地震や気象警報等の防災情報を電子メールで配信するものです。市からの情報入手手段としてお役立てください。

① 配信する情報

○ 地震関連情報

- ・ 南海トラフ地震臨時情報
- ・ 東海地震に関する情報（東海地震注意情報、東海地震予知情報）
- ・ 震度に関する情報（静岡市内で最大震度4以上）
- ・ 静岡県沿岸に発表された津波警報、津波警報、津波注意報の情報

○ 気象関連情報

- ・ 静岡市を対象とした気象警報（大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮）
- ・ 静岡市を対象とした土砂災害警戒情報
- ・ 安倍川及び富士川の指定河川洪水予報
- ・ 静岡県を対象とした竜巻注意情報、記録的短時間大雨情報
- ・ 避難に関する情報

○ その他の情報

- ・ 広域的水道情報
- ・ 防犯関連情報（振込め詐欺等）
- ・ 交通安全情報
- ・ 光化学オキシダント注意報及び警報
- ・ 国民保護に関する情報 等

※項目ごとの配信の設定が可能です。

② 情報料 無料（通信料（メール1件あたり2～3円程度）は受信者の負担となります。）

③ 登録方法 登録用アドレス siz-entry@tokyoanpi.sbs-infosys.com に空メールを送信、または、下記の登録用バーコードを利用してください。

【登録用バーコード】



バーコードの読み取り機能は、携帯電話の「カメラ機能」内のメニューか、「ツール」メニューより起動してください。
詳しくは携帯電話の取扱説明書等を参照してください。

空メール送信後、数分以内に登録サイトへのURLが記載されたメールが送信されます。このURLをクリックし、登録サイトへアクセスしてください。迷惑メール対策をしている場合はメールを受け取れないことがあります。

- ・ siz@tokyoanpi.sbs-infosys.com からのメールを受信可能なように設定してください。URL付きメールや、携帯電話からのメール以外の受信を拒否する設定がされている場合などは、設定を解除してください。
- ・ 初期設定は、地震関連情報、気象関連情報、その他の情報の3種類の情報が配信されます。配信を希望しない情報は、情報名を選択しチェックを外してください。情報が必要な地域を選択して「登録」ボタンをクリックすると、登録が完了します。
- ・ 「利用規約」をご確認の上、登録してください。

土砂災害の前兆現象かな？ と感じたら…

こんな前兆現象を見かけたら…



山鳴りがする



急に川の流が濁り流木が混ざっている



雨が降り続けているのに川の水位が下がる



沢や井戸の水が濁る



地面にひび割れができる



斜面から水がふき出す



がけに割れ目が見える



がけから水が湧き出てくる



がけから小石がぱらぱら落ちてくる

直ちに

消防署（119番）又は「土砂災害110番」に連絡をお願いします！

※「土砂災害110番」

土砂災害に関する相談や災害時の前兆現象・災害情報がありましたら、『土砂災害110番』の窓口のある最寄りの土木事務所や市役所へご連絡下さい。

県 静岡県砂防課（電話 054-221-3041）
静岡土木事務所（電話 054-286-9321）

市 建設政策課（電話 054-221-1446）
危機管理総室（電話 054-221-1241）

静岡市が発表する避難情報

1 高齢者等避難

避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難を開始しましょう。また、危険性のある区域にお住まいの方も避難を開始しましょう。

その他の人は、避難の準備を整えましょう。

2 避難指示

（災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合）

速やかに避難場所へ避難をしましょう。

外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

3 緊急安全確保

すでに災害が発生しているか、切迫している状態です。命が危険な状況ですので、直ちに安全な場所で命を守る行動をとってください。

※市が災害の発生を確実に把握できるものではないことから、「緊急安全確保」は必ずしも発表されるとは限りません。

※必ずしも、この順番で発表するとは限りません。また、これらの情報が発表されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

避難場所・避難経路

1 避難場所

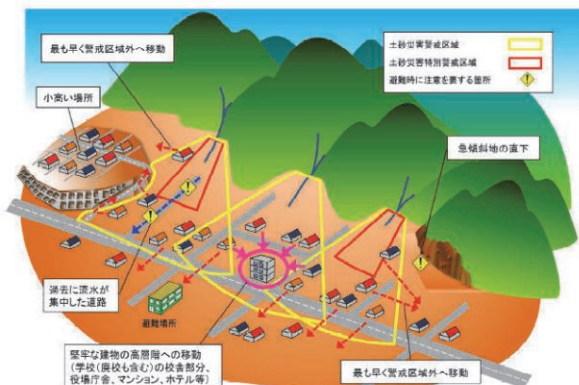
浸水害や土砂災害の危険から緊急に逃れるための避難場所として、風水害緊急避難場所を開設します。

◇ 風水害緊急避難場所一覧表 （資料編 4 - 5）

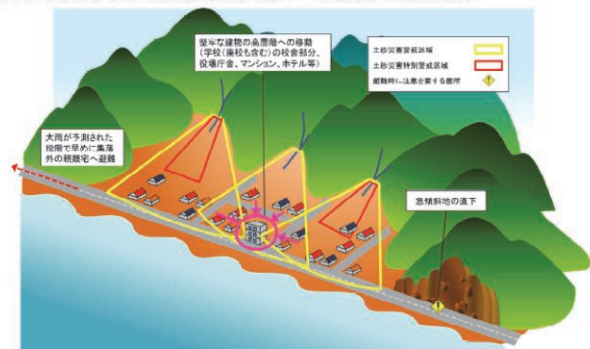
2 避難経路

土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を、あらかじめ確認しておきましょう。

避難経路等のイメージ



（地形的に短時間で土砂災害警戒区域外への避難が困難な場合）



もしもの時に備えて

緊急的な対応について、事前に考えておきましょう。

例1：大雨等により、避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くのより安全と思われる建物（最上階が浸水しない建物、川沿いでない建物等）に移動する。

例2：外出すら危険と思われる場合は、建物内のより安全と思われる部屋（上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋）に移動する。

避難の誘導をするときの注意

避難者数、避難のための服装等を点検し、からだの不自由な方やお年寄り、子どもなどに配慮し、必要に応じて介添人を決めて誘導する。

避難経路のうち最も安全と思われる経路を選択して誘導する。

消防団員などの協力を得て、逃げ遅れた住民がいないか確認する。

要配慮者の安全な避難のために

●早めの避難行動を心掛ける

静岡市防災メール等により気象情報を把握し、状況に応じて早めの避難行動を心掛けるようにしましょう。

●高齢者・乳幼児・からだの不自由な人

高齢者やからだの不自由な人は、程度に応じて「声を掛けて励ます」「手を添える」「肩を貸す」ようにしましょう。

乳児や歩行が困難な人は、おぶいひもなどで背負いましょう。

●車椅子を利用している人

必ず誰かが付き添い、押すなどの援助をしましょう。

段差があるところでは、必ず2人以上、できれば3人以上で運びましょう（上がるときは前向き、下がる時は後ろ向きで）。

●目の不自由な人

杖を持った方の手を取らず、もう一方の手の肘のあたりに軽く触れて、ゆっくり歩きましょう。

方向を示すときは、「右に曲がって××mぐらい」など具体的に言いましょう。

●耳の不自由な人

話すときは必ず近寄り、まっすぐ顔を向けて、口を大きくはっきり動かしましょう。口頭で伝わりにくいときは筆談し、筆記用具がない場合は手のひらに指で字を書きましょう。

●外国人等

外国人を見かけたら進んで声を掛けましょう（日本語でも構わない）。言葉が通じないときは身振り手振りで、道順などは手で方向を示しましょう。

気象等の予報及び警報の種類と発表基準

令和4年5月26日現在

発表官署		静岡地方气象台		
府県予報区		静岡県		
一次細分区域		中部		
市町等をまとめた地域		中部北	中部南	
市町等		静岡市北部	静岡市南部	
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合		
	波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合		
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
警報	暴風(平均風速)	20m/s	陸上20m/s 海上25m/s	
	暴風雪(平均風速)	20m/s雪を伴う	陸上20m/s雪を伴う 海上25m/s雪を伴う	
	波浪(有義波高)	—	6.0m	
	高潮(潮位)	—	1.5m	
	大雨(浸水害)	表面雨量指数基準 22	25	
	大雨(土砂災害)	土壌雨量指数基準 158	147	
	洪水	流域雨量指数基準	安倍川流域=37.3 蘆科川流域=30.2 安倍中河内川流域=33.2	丸子川流域=15.3、蘆科川流域=37.4 由比川流域=12.2、興津川流域=32.1 庵原川流域=9.8、巴川流域=25.7
		複合基準	—	丸子川=(21、11)、巴川流域=(11、19.7)
		指定河川洪水予報による基準	—	富士川(釜無川を含む) [南部]、安倍川 [手越・牛妻]
	大雪(12時間の降雪の深さ)	20cm	平地 降雪の深さ10cm 山地 降雪の深さ20cm	
注意報	強風(平均風速)	12m/s	陸上12m/s 海上15m/s	
	風雪(平均風速)	12m/s雪を伴う	陸上12m/s雪を伴う 海上15m/s雪を伴う	
	波浪(有義波高)	—	3.0m	
	高潮(潮位)	—	1.1m	
	大雨	表面雨量指数基準	16	14
		土壌雨量指数基準	102	94
	洪水	流域雨量指数基準	安倍川流域=29.8 蘆科川流域=24.1 安倍中河内川流域=26.5	丸子川流域=12.2、蘆科川流域=29.9 由比川流域=9.7、興津川流域=25.6 庵原川流域=7.8、巴川流域=20.5
		複合基準	—	丸子川流域=(7、9.9)、興津川流域=(7、25.6) 庵原川流域=(7、7.8)、巴川流域=(7、17.7) 安倍川流域=(13、54.4)
		指定河川洪水予報による基準	—	富士川(釜無川を含む) [南部]、安倍川 [手越・牛妻]
	記録的短時間大雨情報(1時間雨量)		110mm	

【備考】 土壌雨量指数の基準値は1km四方ごとに設定しているが、表中にある基準値は静岡市内の該当地区における最低値を示している。
 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
 洪水の欄中、複合基準は(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を意味する。

大雨特別警報（土砂災害 浸水害）の指標（発表条件）

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	大雨特別警報（土砂災害）		
			土壌雨量指数	表面雨量指数	流域雨量指数
中部	中部北	静岡市北部	338	41	安倍川:49.2 藁科川:39.9 安倍中河内川:43.8
	中部南	静岡市南部	327	41	丸子川:20.2 藁科川:49.4 由比川:16.1 興津川:42.4 庵原川:13.0 巴川:34.0

注) 大雨特別警報は、過去の多大な被害をもたらした現象に相当する各種雨量指数の値以上となる1km格子がまとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合に発表される。

静岡市における気象等の予報及び警報の細分区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域	地区名
中部	中部北	静岡市北部	静岡市葵区 (相淵、相俣、赤沢、井川、岩崎、有東木、梅ヶ島、大沢、大間、奥池ヶ谷、奥仙俣、落合、鍵穴、柿島、上落合、上坂本、桂山、崩野、口坂本、口仙俣、黒俣、小河内、腰越、小島、坂ノ上、坂本、杉尾、内匠、田代、寺島、渡、栢沢、長熊、中沢、長妻田、中平、檜尾、入島、日向、平野、昼居渡、森腰、諸子沢、八草、油野、湯ノ島、横沢、横山、蔵野に限る)
	中部南	静岡市南部	静岡市葵区(静岡市北部の地区を除く)・駿河区・清水区

予報用語「雨の強さと降り方」

1時間雨量(mm)	10以上～20未満	20以上～30未満	30以上～50未満	50以上～80未満	80以上
予報用語	やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
人の受けるイメージ	ザーザーと降る	どしゃ降り	バケツをひっくり返したように降る。	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる
人への影響	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	傘をさしてもぬれる		傘は全く役に立たなくなる	
屋内(木造住宅を想定)	雨の音で話し声が良く聞き取れない	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく			
屋外の様子	地面一面に水たまりができる		道路が川のようになる	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	
車に乗っていて	ワイパーを速くしても見づらい		高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)	車の運転は危険	

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。

なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

過去に静岡市で発生した主な風水害・土砂災害

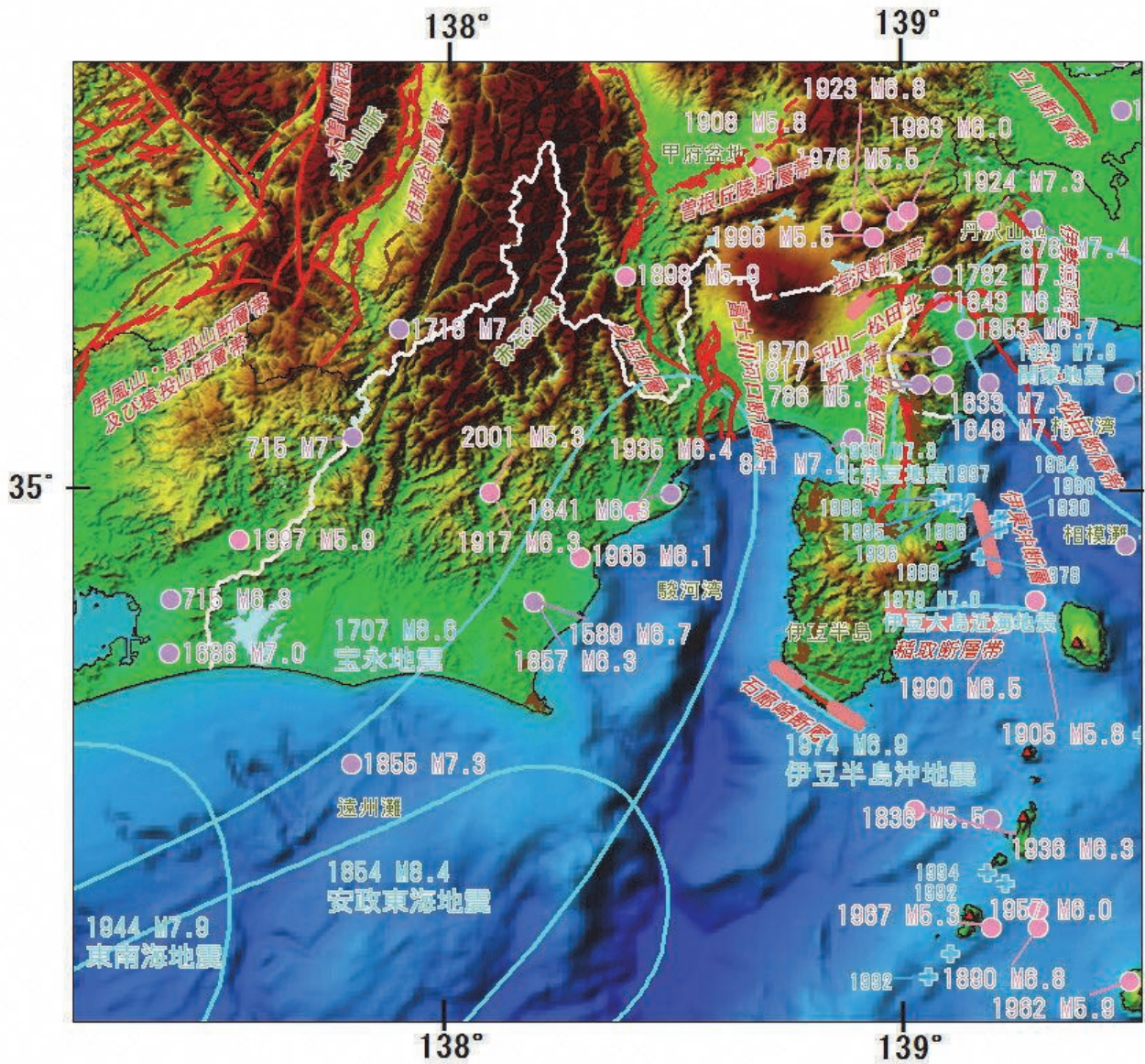
発生年月日	地名、原因と なった事象	記事	種別
昭和16年 (1941年) 4月30日	庵原郡 蒲原町	<ul style="list-style-type: none"> ・日本海と太平洋岸を低気圧が通過し、同町諏訪町で10mm程度の降雨 ・高さ100m幅60mの土砂約1,500m³が崩壊し、埋没3棟、半壊1棟、生き埋めで10人死亡、9人負傷、1人行方不明 	土砂災害
昭和16年 (1941年) 6月30日	庵原郡 蒲原町	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨による豪雨で、清水で261mmを観測 ・土砂が100m幅60mにわたり崩壊し、人家4棟が埋没し2棟が破壊、生き埋めで11人死亡、9人重傷 	土砂災害
昭和16年 (1941年) 7月16日	庵原郡 由比町	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨前線が停滞し、10日から雨が降り続き興津で総雨量337mmを観測 ・寺尾山が崩壊し、人家2棟が海におし流され、死者6人、負傷者10数人 	土砂災害
昭和23年 (1948年) 6月19日	庵原郡 由比町 寺尾	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨前線が停滞し雨が降り続き、19日に静岡で140mmの大雨 ・寺尾地先、海拔300mの山の中腹約100mの所から地すべりが生じ、約4haが崩壊、埋没した果樹園は約20ha 	土砂災害
昭和23年 (1948年) 9月15日～ 16日	庵原郡 由比町	<ul style="list-style-type: none"> ・伊豆南端をかすめた台風で豪雨となり、静岡で240mmを観測 ・中の沢の土砂約7,500m³が線路上に流出し、東海道線が7時間不通 	土砂災害
昭和26年 (1951年) 6月15日	庵原郡 由比町	<ul style="list-style-type: none"> ・梅雨前線により、伊豆と東部で大雨 ・今宿平、濁沢、寺尾沢で約6haにわたり地すべり 	土砂災害
昭和36年 (1961年) 3月14日	庵原郡 由比町 寺尾	<ul style="list-style-type: none"> ・太平洋岸の低気圧による雨 ・寺尾山付近で広範囲の地すべりが生じ、耕地約10haが埋没、蜜柑等に多大の被害があり、地すべり防止構造物の大部分を破壊 	土砂災害
昭和41年 (1966年) 9月25日	梅ヶ島	<ul style="list-style-type: none"> ・台風26号による安倍川上流域への集中豪雨、最大1時間雨量は静岡で66.1mmを観測 ・土石流により死者26人、家屋の倒壊11軒、道路や農作物や山林へ大きな被害 	土砂災害
昭和46年 (1971年) 7月5日	静岡市 石部地内	<ul style="list-style-type: none"> ・国道150号静岡市石部地内の道路（海側が海面より10数mの高さにあり、山側は法面こう配45度の山腹が高さ約200m、延長1kmにわたって連続）において、第5洞門の上高さ50mないし100m、幅約45mが地すべりにより滑落、岩塊を含む土石約3,000m³が国道を埋め、一部は洞門を越えて海中に到達、通行中の乗用車1台が埋没、死者1人 	土砂災害
昭和49年 (1974年) 7月7日	台風第8号と 梅雨前線 (七夕豪雨)	<ul style="list-style-type: none"> ・全県下で被害が発生（災害救助法適用） ・総雨量は7月7日12時から8日8時にかけて静岡で観測史上最大の508mm（最大24時間雨量も同様）を記録 ・静岡中央署管内で死者16人、負傷者16人、行方不明2人、静岡南署管内で死者4人、負傷者2人 ・静岡中央署管内で全壊31戸、半壊43戸、流失3戸、床上浸水7,316戸、床下浸水13,024戸、 	風水害 土砂災害

	庵原郡 由比町	<p>静岡南署管内で全壊2戸、床上浸水2,513戸、床下浸水1,384戸</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡中央署管内で田畑冠水3,140ha、決壊道路79箇所、決壊橋7箇所、決壊堤防14箇所、山崩95箇所 ・ 由比地区（濁り沢他12箇所）で地すべりや山腹崩壊が発生し、東海道本線・国道1号・人家等が被災、崩壊14.3ha、人家全壊7棟、人家半壊32棟、国道1号通行止め23日、東海道線不通123時間 	
平成15年 (2003年) 7月4日	梅雨前線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 梅雨前線の活動が活発となり、静岡市で大雨 ・ 総雨量は7月3日20時から7月4日5時にかけて静岡で344.5mm（最大24時間雨量も同様）、1時間降水量は同地点で113.0mmを記録（当時観測史上最大） ・ 清水区内の巴川沿いを中心に低地での浸水が相次ぐ 	風水害 土砂災害
平成16年 (2004年) 6月30日	局地的な 前線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡市の平野部で未明から昼過ぎにかけて大雨 ・ 総雨量は6月30日2時から同日14時にかけて静岡で368mm（最大24時間雨量も同様）を記録（日雨量は当時観測史上最大） ・ 平野部で短時間に多量の雨が降り、低地での浸水が相次ぎ、通勤時間と重なったことから市内の交通網が混乱 	風水害
平成23年 (2011年) 9月	台風第12号 台風第15号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風第12号：動きが非常に遅く、山間地を中心に6日間にわたって雨が降り続く ・ 総雨量は8月31日9時から9月5日24時にかけて井川で1027mm、最大24時間雨量は同地点で519.5mmを記録 ・ 台風第15号：9月21日に浜松市付近に上陸し本市を縦断 ・ 総雨量は9月19日19時から21日24時にかけて梅ヶ島で554mmを記録 ・ 井川で日最大風速12.4m/sを観測、日最大瞬間風速は29.2m/s（当時観測史上最大）、年間降水量は井川で5241mm、月降水量は1634mmを記録（ともに当時観測史上最大） ・ 清水区で死者1人 	風水害
平成26年 (2014年) 10月6日	台風第18号 清水区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総雨量は10月5日3時から6日10時にかけて静岡で363.5mm、最大1時間降水量は鍵穴で87mm、最大24時間雨量は静岡で337mm、鍵穴で402mm、清水で398.5mmを記録（鍵穴・清水では当時観測史上最大） ・ 住家被害は、全壊2棟、半壊7棟、床上浸水542棟、床下浸水875棟、一部損壊13棟 ・ 市内各地で短時間強雨に起因する内水氾濫が発生 ・ 東海道本線由比～興津間にある洞トンネル東京方坑口付近の斜面が崩落し、東海道本線と国道1号が不通、国道1号は翌7日に通行止め解除、東海道本線は16日に運転再開 	風水害 土砂災害
令和元年 (2019年) 10月12日	台風第19号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 12日昼頃から夜のはじめ頃にかけて、非常に激しい雨を観測 ・ 総雨量は10月11日19時から12日20時にかけて静岡で414mm、最大24時間雨量は同地点で411mmを記録 ・ 清水区で災害関連死1人 ・ 全壊1棟、床上浸水43棟 ・ 崩土により葵区玉川（奥仙俣）で6世帯、同区梅ヶ島（関ノ沢）で2世帯が孤立、市内各地で短時間強雨に起因する内水氾濫が発生、沿岸では台風接近と満潮が重なり、清水港では過去最高潮位170cmを観測、駿河区下島地区や清水区巴川河口付近等で内水氾濫 	風水害
令和4年	台風第15号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風の接近に伴い、継続的に同じ地域で猛烈な雨が降るなど、当初の気象庁の予想を上回 	風水害

<p>(2022年) 9月23日</p>		<p>る記録的な大雨（災害救助法適用）</p> <ul style="list-style-type: none">・総雨量は9月22日5時から24日17時にかけて静岡で419.5mm、最大24時間雨量は同地点で416.5mmを記録・重傷者13人・住家被害は、床上浸水3,221棟、床下浸水1,617棟、その他（土砂・雨漏り等）54棟の計4,892棟（令和5年3月10日時点）・興津川承元寺取水口の閉塞及び宮島水管橋の落橋が原因で、24日から10月6日までの間、最大約63,000世帯が断水	
--------------------------	--	--	--

出典：雨量（総雨量等）は静岡地方気象台

過去に静岡県に被害を与えた大地震分布図



- 被害地震
(波源域・震源域)
- 被害地震(～1884年)
- 被害地震(1885～2003年)
- 被害地震(2004～2007年)
- + 群発地震
- ┌┐└└┘┘┌┐ 長期評価を行った活断層
- ┌┐└└┘┘┌┐ 位置不詳部分
- ┌┐└└┘┘┌┐ 活断層 (確実度 I, II)
- ▲ 火山

出典 「令和2年4月 地震調査研究推進本部ホームページより」

過去に静岡市に被害を与えた地震

西暦	年月日		震 史				規模 M	主な被害地域	静岡市の被害概要	備 考
	日本暦	経度E	緯度N	地域名	地域区分					
715. 7. 4	靈龜 1. 5. 25	137. 9°	35. 1°	天竜川中流部	E	6. 4	天竜川中・下流域	山崩れ、民家破損、天竜川閉塞し、後に決潰す		
864. 8. 26	貞観 6. 7. 17				F		甲斐・駿河	富士山噴火		
887. 8. 26	仁和 3. 7. 30	135. 3°	33. 0°	南海道東海道沖	A2	8. 6	京都及び五畿七道	津波あり死傷者多し		
1033. 1. -	長元 5. 12. 16						駿河	富士山の噴火が原因		
1096. 12. 17	永長 1. 11. 24	137. 3°	34. 2°	東海道沖	A1	8. 4	畿内・東海南海諸国	駿河津波による社寺民家の流出 400 余		
1331. 8. 19	元弘 1. 7. 7			富士山付近	F		駿河	駒越万象寺火災にかかり悉く灰焼に帰す (不二見村誌)	富士山百文余崩る	
1406. -	応永 13. -						駿河			
1498. 9. 20	明応 7. 8. 25	138. 2°	34. 1°	東海道沖	A1	8. 6	東海道全般	駿河一円大地震瀬海諸村は海嘯の炎を蒙れり。余動力を重ねたり。大里村沿岸に津波による被害	浜名湖今切決潰 志太郡で流死 2, 600 人 (志太郡誌)	
1510. 10. 10	永正 7. 8. 25						遠江・駿河	村松一帯大津波家屋田畑悉く流出 (不二見村誌)	津波あり	
1589. 3. 21	天正 17. 2. 5	138. 2°	34. 8°	大井川河口付近	F	6. 7	遠江・駿河	駿河の民家多く破倒す		
1605. 1. 31 (1605A)	慶長 9. 12. 16	140. 4°	34. 3°	房総沖	B	7. 9	房総半島		二元地震	
1605. 1. 31 (1605B)	//	134. 9°	33. 0°	南海道沖	A2		東海南海 西海諸道		浜名湖口橋本で 100 戸のうち 80 戸流失、死者多し	
1614. 11. 26	慶長 19. 10. 25	138. 0°	37. 5°	越後沖	F	7. 7		越後高田 駿河でも大地震	震城広く北は会津、南は松山に及ぶ	
1633. 3. 1	寛永 10. 1. 21	139. 2°	35. 6°	関東南部	B	7. 1	相模・伊豆・駿河		小田原の被害大、吉原でも地割れ、熱海に津波	
1662. 6. 12	寛永 2. 5. 1	136. 0°	35. 3°	琵琶湖西岸	C	7. 6	畿内東海東山諸道	駿河でも被害あり	京都の被害大	
1703. 12. 31	元禄 16. 11. 23	139. 8°	34. 7°	相模湾房総沖	B	8. 2	江戸及 東海道諸国	下清水光明寺諸堂潰れる(不二見村誌) 夜ハツ頃より翌年正月 24 日まで家の前へ浪入る。人々御宮へ逃る(三保村誌)	江戸・小田原の被害甚大	
1707. 10. 28	宝永 4. 10. 4	135. 9°	33. 2°	東海道南海道沖	A2	8. 4	東海道畿内南海道及東山 両道の一部(宝永地震)	駿府・清水・興津などで大被害、沿岸一帯に津波被害、山間部に山崩れ	被災地域全滅の被害死 4, 900 潰家 29, 000	
1707. 12. 16	宝永 4. 11. 23				F		駿河・遠江		富士山噴火し宝永山生ず降灰の害著し	
1782. 8. 23	天明 2. 7. 15	139. 7°	35. 1°	相模湾	B	7. 3	相模・武蔵	蛇塚海岸一円大津波来る(不二見村誌)、 波浪高く沿岸の諸村その害を蒙る(大里村誌)		
1841. 4. 22	天保 12. 3. 2	138. 5°	35. 0°	安倍川河日付近	E	6. 4	駿河	駿府城石垣崩れ、久能東照宮諸堂破損、付近で地割れ水を噴出す。三保松原で砂地 2, 000 坪ほど沈下		
1853. 3. 11	嘉永 6. 2. 2	139. 1°	35. 8°	小田原付近	B~ F	6. 5	相模・伊豆・駿河	当地方も相当ゆれた	小田原の被害大	
1854. 12. 23 (1854A)	安政 1. 11. 4 (嘉永7)	137. 8°	34. 1°	東海道沖	A1	8. 4	東海東山 南海諸道 <安政地震>	全域で被害が発生。静岡で延焼・地盤の液状化・山崩れ・地盤崩壊、清水や由比で海岸隆起、蒲原では地割れから砂水噴出等観測	大津波あり、被災地域全滅の被害：倒壊流失家屋 8, 300 焼失 300 死 1, 000 富士川洪水をおこす	

過去に静岡市に被害を与えた地震

年月日		震 央			規模 M	主な被害地域	静岡市の被害概要	備 考
西暦	日本暦	経度E	緯度N	地域名				
1854.12.24 (1854B)	安政 1.11. 5 (嘉永7)	135.6°	33.2°	南海道沖	A2	東方伊勢海より西方九州に及び土佐阿波紀伊甚しと思われる	前日の地震の32時間後に発震、大津波あり、被災地域全域の被害：住家全壊10,000余、住家焼失6,000、津波による流出15,000、その他半壊40,000、死3,000、震大水のための損失家屋60,000	
1855.11.11	安政 2.10. 2	139.8°	35.8°	江戸	F	夜四ツ時戌亥辰より平太夫島まで本尺に二つく(三保村誌)	江戸の被害大	
1857. 7.14	安政 4. 5.23	138.2°	34.8°	大井川河口付近	E	大地震あり(袖師・三保・不二見・服織村誌)	駿河田中城内諸所破損	
1891.10.28	明治24.	136.6°	35.6°	濃尾地方	C	家傾き壁落ち、多少の被害あり(袖師・辻・入江・不二見・飯田・高部・大里・服織各町村誌)、井水位の変化あり(飯田村誌)	被害地域全域の被害：全壊142,177、出火あり、断層著し	
1917. 5.18	大正 6.	138.1°	35.2°	天竜川中流部	E	静岡	静岡・清水で煉瓦堀・煉瓦煙突の被害有	
1923.9.23	大正12.	139.3°	35.2°	相模湾	B	関東南部	被害ほとんどなし	
1930.11.26	昭和 5.	139.0°	35.1°	伊豆北部	D	伊豆北部 <北伊豆烈震>	清水港で被害	
1935. 7.11	昭和10.	138.4°	35.0°	静岡市南部	E	静岡・清水市 <静岡強震>	有度山麓一帯で被害大。清水港の岸壁と倉庫が大破。	
1936.10.20	昭和11.	138.2°	35.0°	大井川河口付近	E	志太郡中部	静岡の震度3	
1944.12. 7	昭和19.	136.2°	33.7°	東南海・沖	A	東海近畿諸県 (東南海地震)	清水(辻、江尻、入江、岡、清水、不二見、駒越、三保)で死者19名、重傷16名、軽傷85名。袖師、興津も含め全半壊家屋多数	
1946.12.21	昭和21.	135.7°	33.0°	南海道沖	A2	西国九州近畿中国及び中部地方の一部(南海地震)	被害なし	
1952.11. 5	昭和27.	159.5°	52.8°	カムチャツカ半島沖	G	伊豆南岸・清水に津波被害	折戸湾でカキ・養殖真珠流失・破損	
1956. 8.13	昭和31.	138.8°	33.8°	伊豆諸島	F	伊豆諸島	静岡震度3、3分間停電	
1960. 5.24	昭和35.	73.5°W	30.8°S	南米チリ沖	G	伊豆南岸・清水に津波被害(チリ地震津波)	折戸湾で木材流失、カキ、養殖真珠に被害、清水で床下浸水150戸	
1965. 4.20	昭和40.	138.18°	34.53°	焼津市付近	E	清水市	清水市飯田・高部地区で軽微な被害	
1974. 5. 9	昭和49	138.46°	34.37°	伊豆半島沖	A1	下田市、南伊豆町	被害ほとんどなし	
1978. 1.14	昭和53	139.15°	34.46°	伊豆大島近海	D	下田市、大仁町	被害ほとんどなし	
1995. 1.17	平成7	135.2°	34.35°	兵庫東北淡町	F	近畿地方	被害ほとんどなし	

過去に静岡市に被害を与えた地震

西暦	年月日	震央				規模 M	主な被害地域	静岡市の被害概要	備考
		経度E	緯度N	地域名	地域区分				
2009. 8. 11	平成21	138. 29	34. 47	御前崎駿河湾沖	A 1	6. 5	中部地域	死者1人、重傷9人、軽傷160人、半壊2棟、一部損壊2,085、ブロック塀被害23箇所、駿府城址・石垣崩壊	1都4県に被害 死者1人、負傷者319人、半壊6棟、一部損壊8,672
2011. 3. 11	平成23	142. 51	38. 06	東北地方太平洋沖	F	9. 0	関東・東北地方	静岡市域で震度4の揺れ、大津波警報発表、清水港最大93cmの津波。東名高速通行止	死者19,729人、負傷者6,233人、行方不明者2,559人、全壊121,996、半壊282,946、一部損壊748,461、など
2011. 3. 15	平成23	138. 42	35. 18	静岡県東部	F	6. 4	静岡県、山梨県	重症2人、軽傷1人	重症2人、軽傷48人、一部損壊521

注 震央の地域区分 A1：東海道沖 A2：南海道沖 B：相模湾一房総沖 C：美濃地方 D：伊豆半島 E：大井川河口付近を中心とした静岡県中部地域

F：その他 G：遠地地震

注 本表は「静岡県地震対策基礎調査報告書」によるものである。なお、西暦1974.5.9以後のデータは、追加記載したものの。

安政東海地震の被害の概要

安政元年（1854年）11月4日、昼すぎに発生したマグニチュード8.4のこの地震は、静岡県内に大きな被害をもたらしました。被害のひどかったのは、沼津から天竜川河口付近までの平野部で倒壊率10%以上、一部には50%以上に達する地域も多かったようです。県外では、山梨県の甲府から、長野県にかけて被害が多く、特に、甲府盆地の被害が大きかったようです。

また、芝川町の白鳥山が崩れ、富士川を1日せきとめてたん水し、さらにその水が一時に流れ出し下流に洪水を起こしたり、富士川町の岩渕では崖くずれによって数十人が死亡するなど、山崩れ崖崩れによる被害も多かったようです。津波は、房総から土佐の沿岸を襲い特に下田、伊豆西岸、遠州灘、伊勢志摩、熊野灘沿岸で被害が多かったとの記録が残っています。

想定される東海地震の県下各地の震度は、ほぼ安政東海地震程度、津波は駿河湾内では、ほぼ安政津波の浸水域程度、遠州灘沿岸では安政津波より小さめ（約6割強程度）と考えられます。したがって、安政東海地震の被害を知れば、予想される東海地震の様相がある程度推定できるわけです。ある地域で、安政東海地震で被害を受けた場所と同じような地盤の所は、同じような被害を受けるおそれが考えられるわけです。ただ当時と比べ現在では建造物の強度は大幅に増大していますので、その分被害は少なくなると考えられます。

この地域の安政東海地震の被害をまとめてみますと次頁の通りです。ただし、注意しなければならないことは資料の信頼性です。いろいろの資料を比較しながら、地域の災害の様相を推定しなければなりません。また、当時と現在では、土地利用の状況や集落の位置なども異なっています。

これらの記録によりますと静岡、清水地区の被害は、次の様に考えられます。

安倍川周辺の礫、砂礫地盤地帯の安政当時の木造建物の被害は、「駿府」の被害記録から考え、全壊率9%、半壊率8%程度であったと推定されます。しかし、砂礫地盤であるにもかかわらず静岡地区の中原のように大きな被害を受けた場所もあります。この原因は液状化現象によるものと考えられます。したがって、安倍川周辺の砂礫地盤では、一般的に被害は少ないと考えられますが、場所によっては液状化によって、大きな被害を受けるおそれも考えられるわけです。

泥質、砂泥質、泥砂礫質の被害は、清水地区の大内、能島、長崎新田等の記録や、静岡地区の川合、谷田、片山等の記録や、小島領20ヶ村の記録から考え、ほぼ全壊率は20%程度、半壊率は30%程度と考えられます。しかし、場所によっては静岡地区の川合のように全壊率88%、半壊率6%と、被害が著しく大きい所もあったようです。

海岸部の砂礫地盤の被害は、他の地区と同様、比較的小さかったようです。山間部では、山くずれ、地滑り、落石等の被害の記録は多くあり、かなりの被害があったものと推定されます。津波は、海岸部での打ち上げ高は、標高5～6m程度、内陸部の川上では、標高4～5m程度、清水地区の湾内の奥部では2.5～5m程度であったと推定できます。

被害状況一覧

地区	地名	被害内容	出典名
清水	興津	新屋敷より中宿まで皆潰、本宿は格別の被害なし	寺尾村小池氏文書
	薩埵峠	通常波の打よする所地震後、波は裾より1町ほど先へ打ちよするのみとなる。	嘉永甲寅地震雑記
	清見寺	仏殿、塀、大破、総門、折れる。山内高塚残らず大破所々破損（起雲寺、宝泰寺、清水ロロの寺院残らず大破）	清見寺記録
	江尻	4軒皆つぶれ、出火、丸焼	地震道中記
	清水	800軒のうち20軒残る他は潰れの上丸焼	〃

資料編 8 - 5

地区	地名	被害内容	出典名
清水	三保真崎	陥没代官領新田28町 7反6セの内7町2反21ブ 塩入21町4反2セ15ブ津波口	わが郷土清水
	清水	清水8ヶ町：家数760軒、皆潰上焼失土蔵170ヶ所者潰上焼 失物置数不知者潰上焼失寺院7ヶ所者潰、内2焼失 人口3,600余り 死50 傷250 巴川、江尻雅子橋より 流末まで土砂うまり、一口の水路のみを通す	清水町沿革史
	江尻	町数13人口3,602 死21 家数830 内潰120 焼失464 大破85 小破85 消に潰5	駿府大地震之記
	清水	町数8 人口2,513 死56 家数738 内潰33 焼失705 (潰の上焼失)	〃
	〃	津波向島を越え、大船は破損多、漁船小舟は押流さる。	清水町救済願書
	三保	三保明神：本殿、拝殿、神主家は無事天王宮、つぶれ、石鳥居、 粉みじん三保村内家2～3軒つぶれ、他は傾く瓦屋根の家皆潰 る。妙福寺本堂、地藏堂つぶる。吻合端、4,500間陥没、深 さ65尋、7人死、吹合より津波「えそあくら」から真崎まで入 り込む。地震後汚水井戸共5～6尺減る。	村内用事覚
	江尻	両町より鍛冶町まで焼ける	〃
	巴川	雅子橋下～清水湊まで底雲上り、浚渫願は、雅子橋下～入江町受 新田、深5尺、長450、巾20間	巴川底の浚渫願書
	谷津村	蓮性寺：口殿破損、宝塔墓所、石垣破損 三島、妙正、両社破損 石灯籠、宝塔、常夜灯 ころぶ 郷倉破損一戸で家、土蔵など大 破 屋根崩落 村内残らず小破	大地震二付書上げ そのほか、諸事控
	横山、小島、但沼、 承元号、立花、小河 内、清見寺下、横砂、 尾羽、烏坂、浅畑	軽微	〃
	八木間、小島	陣屋 宝蔵 大破	〃
	薩埵	潰4～5軒 大破	〃
	清地、高瀬	人家とくに被害なし 潰家なし 山崩れ、中河内で死	〃
	中河内	4～5人	
	江尻	死26傷多数	〃
	清水	入口より下の美濃輪町まで残らず焼失 死約130人傷多し	大地震二付書上げ そのほか諸事控え
	三保	乾尻、江湖、平大夫、貝嶋、宇豆、久呂一帯の海岸、隆起して天 王宮、石鳥居、妙福寺本堂、地藏口民家3軒潰れ 死7人 津波 深さ3～4尺真崎 長240間 巾100間陥没 八頭 長8 町 巾3～4町 浜口とも陥没 畑地過半潮水入新田代官料地、 悉皆潮入り	三保村誌
	小嶋	石垣崩、土蔵半潰、家中長屋大破、領分村々潰多し、山村村々山 崩、浜村村々津波	大地震御届書
	横砂～清見寺門前	さしたる事なし	安田賤勝筆記覚
	興津	宿の東はずれ 多分潰れ	
	大内村	潰7軒 大破17 破損51 家数75	
	能島村	4 7 17 28	
	長崎村	1 6 46 53	
	長崎新田	4 22 6 32	
	谷田村	6 22 28	
	中之郷村	3 5 19 27	
	草蕪村	29 16 45	
	一里山村	6 5 11	
	沖津	破れ少し、痛多しと、清見寺なし	地震道中記

資料編 8 - 5

地 区	地 名	被 害 内 容	出典名
静 岡	浅川	軽微	大地震二付書上げそのほか、諸事控
	瀬名川、川合、上足洗、池田、浜通り	大破	〃
	駿府	市内各所に皆潰多し 土蔵は土瓦をふるひ落とし、柱のみ立つ。城の石垣殆どくずれ残る所わづか、御門の屋根は崩る。道 5～6 寸もさけ（大平付近）青泥噴出、堀の水は溢れて大道沼の如し。浅間社 付近の人家悉く潰る。しかし本社、神楽殿、絵馬堂、石鳥居無難石の口灯皆微塵になる。	安田賤勝筆記
	宮崎町、魚町	四隅の家倒れ、四方へ道なく屋根の上を通る。	〃
	伝馬町	即死 5～6 人の由	〃
	安泰寺門前	悉く倒れ焼失残り家少し	〃
	紺屋町	紺屋町本陣向所々大損 御用達場者潰 手代居小屋半潰 紺屋町勘定場皆潰	地震海嘯正説録
	城内	城内橋 8 ケ所の内崩落 無難は一つ 城内役宅住居向は悉崩多く、長屋向に残るものあり。石垣所々で崩る。御櫓向、渡御櫓は不残崩 御門は倒少々なれど其他大破 御本丸御殿向、御米蔵 4 棟残る。	甲寅秘抄
	駿府	江川町より出火 呉服町 6 丁目、江川町、新谷町、紺屋町、上下伝馬町、門前町、鋳物師町、台所町、院内町、猿屋町、上下横田町の計 13 ケ所焼失	静岡市史編纂資料
	駿府	市の北（山手より）震害は軽少。城、本丸、二ノ丸、三ノ丸門と櫓は悉く潰る。御多門、土蔵つぶれ、石垣のつぶれ甚し町数 96 家数 4,417 人口 20,541 人の所焼失町数 13 焼失家数 578（or 613）死 51（or 200 余）	静岡市史
	城	城の本丸、二ノ丸、三ノ丸の諸門、櫓すべて崩れ 御名門 土蔵も崩る	静岡市史余録
	駿府	宝令院の本堂、御霊、御宝蔵、諸門すべて半清一の門焼失浅間社本社拝殿、舞殿、木門、廻廊、傾いた所もなし	〃
	柳新田・田中	人家大半倒れ死傷あり 大里海岸 津波 全潰 408 軒 半潰 365 軒 破損 3,066 軒	〃
	駿府	惣家数 4,415 人口 25,041 焼失家数 613 死 51 町数 94 〃 44 〃 236	駿府大地震之記
	安倍川町	〃 69 〃 525 死 2	〃
	西奈村	山の中腹に地われ（巾 6 尺長 30 間）惣体家居は潰	西奈村誌
	大谷村	人家倒壊せざるなし。高浪大谷川の近くまで	大谷村誌
	久能	死 4 人、山崩、津波	久能村誌
	長田	山に所々亀裂 広野、用宗、石部に津波	長田村誌
	千代田	地裂、噴濁水、上足洗、下足洗、川原で家ロロ潰る 銭座、沓谷、南沼上、北沼上、被害少	千代田村誌
	麻機	地裂、噴泥土、家潰 村ごとに 3～4 軒	麻機村誌
	賤機	堤防崩れ、洪水、家屋倒壊死傷なし 諸岡山の一部崩壊の由	賤機村誌
	大河内	大河内、山崩 30 ケ所	大河内村誌
	美和	足久保口組原田辺噴水	美和村誌
	服織	火災で殆ど全滅	服織村誌
	中藁科	噴泥土	中藁科村誌
	清沢	姉沢山一帯山崩れ	清沢村誌
	大川	亀裂	大川村誌
	大里	下嶋に津波、家潰れ傾くものあり 噴水あり	大里村誌
	豊田	倒家、半倒家、亀裂ありという	豊田村誌
	安東	大岩方面は被害が小柳新田、田中 人家の大半が倒壊	安東村誌

資料編 8 - 5

地区	地名	被害内容	出典名
静岡	北賤機村	諸岡山 63間の横堤 亦欠壊	安倍郡名勝地誌
	本通3丁目	本通3丁目商店7軒つぶれ土蔵も1潰る。本通1～4丁目も同様	松富屋の記録抄記
	川合村	家数77軒内4軒当無 棟数183軒 内160軒皆潰25	大地震二付潰家
		軒半潰(居家5、物置3、小家13、土蔵3)	改帳
		人口401人、死1、寺2、郷倉、御宮、全半壊	
	平野村	死1、傷2、家8分通り痛み、山くずれ無数 畑半分くずる	大地志ん大荒取調帳
	坂本村	一色の家6軒 あね山沢、山崩れ1軒潰 坂本村	当11月4日地震
	羽島	諸子沢村、20軒住戸成難	御届ケ書控他
		大破 居宅4軒 潰灰家2 大破灰家4 大破物置4	羽高区有文書
	小坂村	その他無事 人口119 内死傷ナシ	
		潰家、田畑 泥、欠崩、亡所、青木村、寺田村、下川	御用留
	中原村	原新田 軽き方 潰家なし 小坂村、大和田新田	
	石谷	本家 潰15 半潰4 大破21 小破6 玉泉寺大破	加藤七左衛門一代記
	片山村	" 0 " 3 " 1 " 3 居宅6分以上演4軒 居宅1ヶ所潰、破損28軒 寺八	" 増田清分家文書
	谷田村	分通破損1 少々破損1 郷倉大破 人口181 傷なし 家数28軒 内大破6 破損22 郷倉、破損2 寺大破門潰 畑、別条なし 田、破損1	戸塚沖田郎家文書
	大里東	ヶ所堤崩あり	
	久能	家演れ傾く、地裂け、砂水を噴出す 総御召棚の内崩壊分 計3.5間 他に棚10間余御損石灯笼不 残打損 但献備え公共 倒桜門前石灯笼も同断 五重塔左の方の柱1.5尺開く 潰、愛宕山御堂、護摩堂、弥宜 番所、御供所、御口屋、弥宜食所、同断部屋 御口所、御薪部屋、坊中八ヶ院、同心番所、長屋不残 土蔵大破 その他地損所々にあり 御宮、御宝塔は益々御安全	郷土史 書付留
	久能	百姓家257軒潰 88軒半潰 土蔵5ヶ所潰 4ヶ所半潰郷 倉5ヶ所潰 寺堂社13ヶ所潰 8ヶ所半潰 久能、大破、表門、 住居向惣体、表門左右土堀、土蔵2、長屋内惣体その他 久能寺、海長寿、寺、門、本堂、庫裡などで大破 死10 山崩107ヶ所 又津波で百姓家潰1 半潰1 土橋大破2 流失1	安政甲寅震災諸 家届書
	久能	漁船流失2 破船16 潰、愛宕社、御供所食所、御春屋、弥宜番所、護摩堂 坊中八院、下番所、長屋、御薪部屋、御廐 大破脚本地堂、御宝蔵、御塔、御土蔵、上番所 損 御楼門、其外小社御膳所、神楽所、御櫓	久能山叢書
	坂本村一色	別条無 稻荷、御宮、御宝塔、石棚地山所々崩れ	
	河合村	山崩れ一軒埋る 他5軒小破 家数合77軒 内4軒当無 棟数合183軒 内160軒皆潰	静岡市史近世史料2
	平野村	23軒半潰 人口401人 内死1 寺社 全半壊3	
	丸子	死1 傷2 家は8分通り痛み 山くずれ数しれず	"
	"	宿内一円破損 丸子より島田宿までは家々潰れ、候事は少し也 死失	乍恐以書付奉願士7 丸子路を歩く
	"	人も格別なし 破損少く、宇津野谷峠まで人家痛み少し	地震道中記
岡部町	岡部	3分の1潰	"

静岡市津波避難計画

令和5年4月
静岡市

目次

第1章	計画の目的	1
第2章	津波浸水想定	1
第3章	避難対象地区	6
第4章	避難困難地域の抽出	8
1	避難困難地域	8
2	特定避難困難地域	9
第5章	津波緊急避難場所	10
1	屋外避難場所	10
2	津波避難ビル	11
3	津波避難タワー	12
4	命山	12
第6章	初動体制	13
1	職員の配置体制	13
2	参集行動	13
3	職員への初動時の情報伝達	13
第7章	避難誘導等に従事する者の安全確保	16
1	退避ルール	16
2	情報伝達手段	16
第8章	津波情報の収集、伝達	17
1	情報収集、伝達の流れ	17
2	海面監視による情報収集	17
3	津波警報・津波注意報	18
第9章	避難指示	19
1	指示の基準	19
2	指示の内容	20
3	指示の伝達方法	20
第10章	津波からの避難方法	20
第11章	津波対策の教育・啓発	21
1	防災教育	21
2	災害図上訓練(D I G)の実施	21
3	市HPによる啓発	21
4	津波避難マップの作成	21
第12章	津波避難訓練	21
第13章	その他の留意点	22

第1章 計画の目的

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、従来の想定を上回る規模の津波が発生し、甚大な被害をもたらした。

こうした中、静岡県が平成25年6月27日に発表した「静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）」では、本市の津波被害想定は、津波の高さが最大7m(レベル1)～12m(レベル2)、津波到達時間は沿岸部の広い範囲で最短1～2分、津波による犠牲者は最大12,600人とされている。

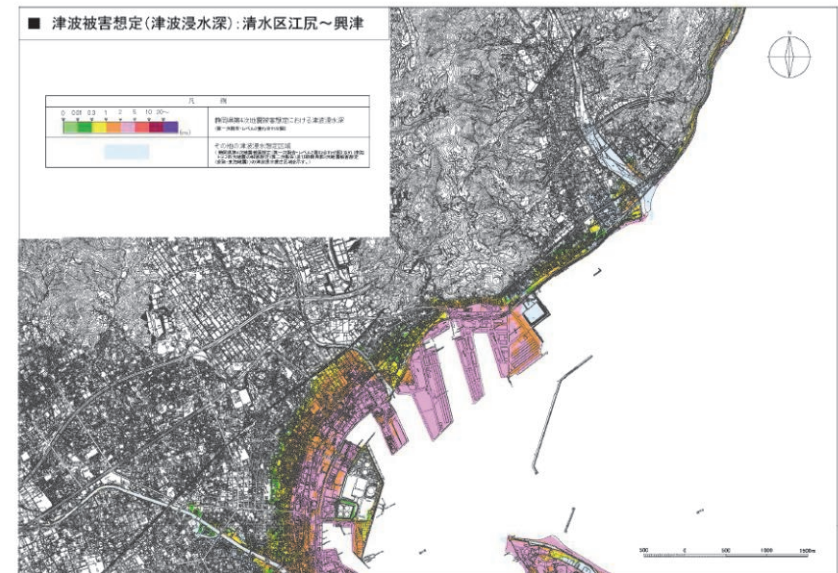
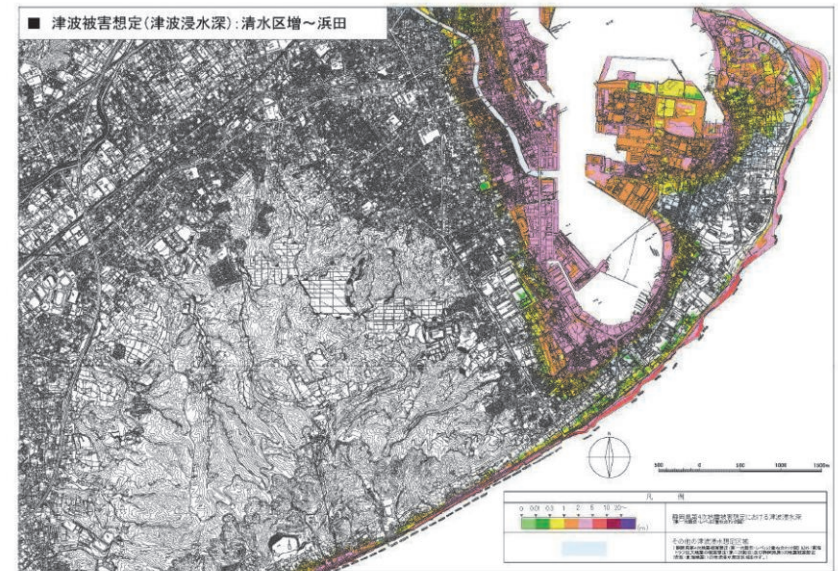
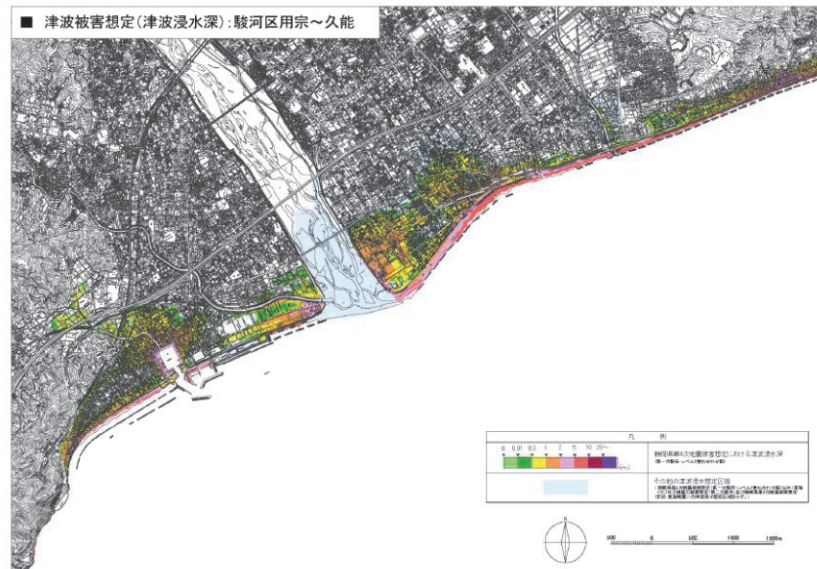
このようなことから、本計画は、南海トラフ巨大地震等の津波から、住民の生命、身体の安全を確保するために、住民等が円滑な避難行動をとれるようにすることを目的とし、策定するものである。

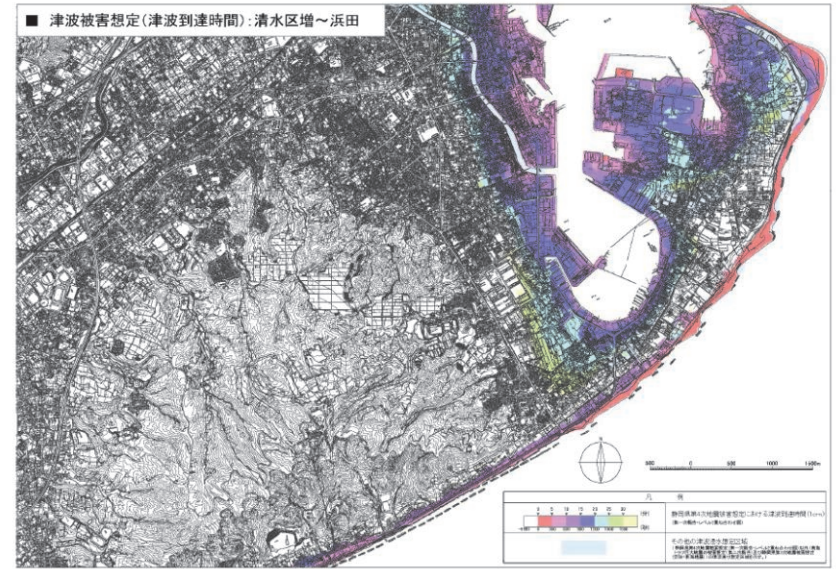
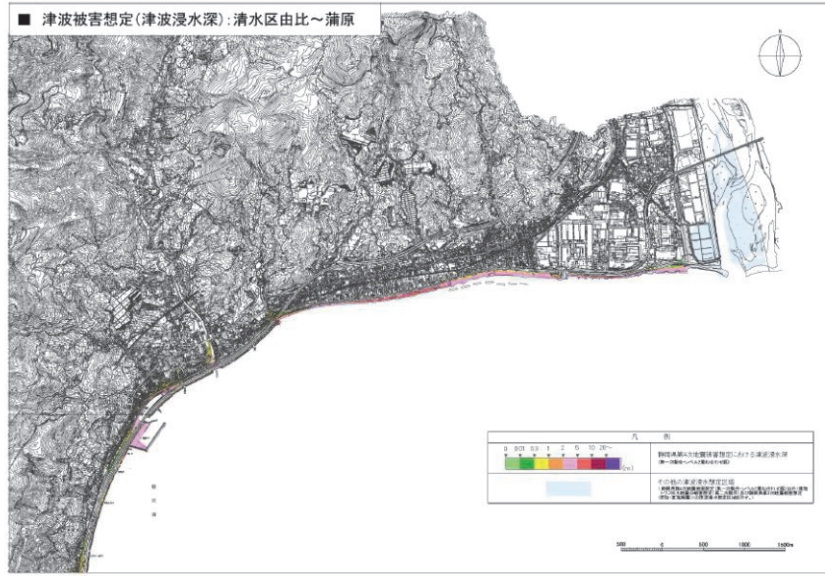
なお、この計画は、被害想定や土地条件、施設整備等の状況変化に応じて、適宜修正を行う。

第2章 津波浸水想定

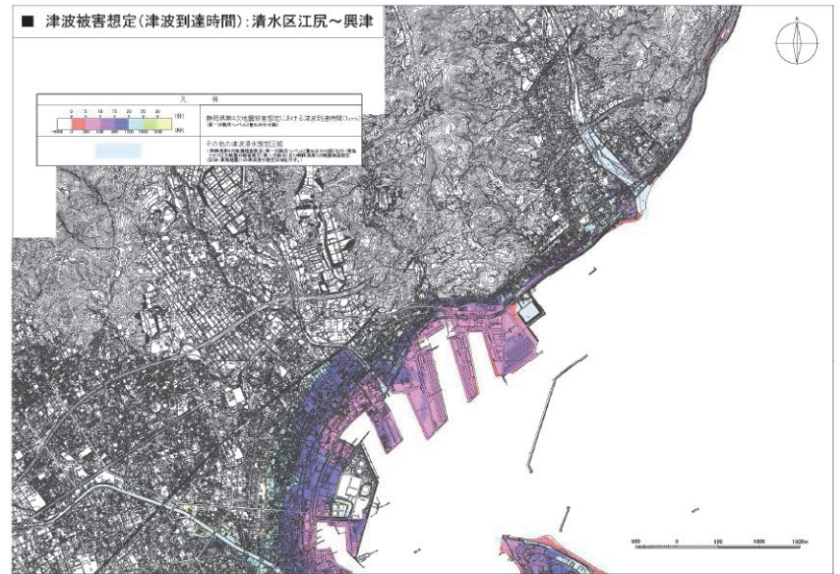
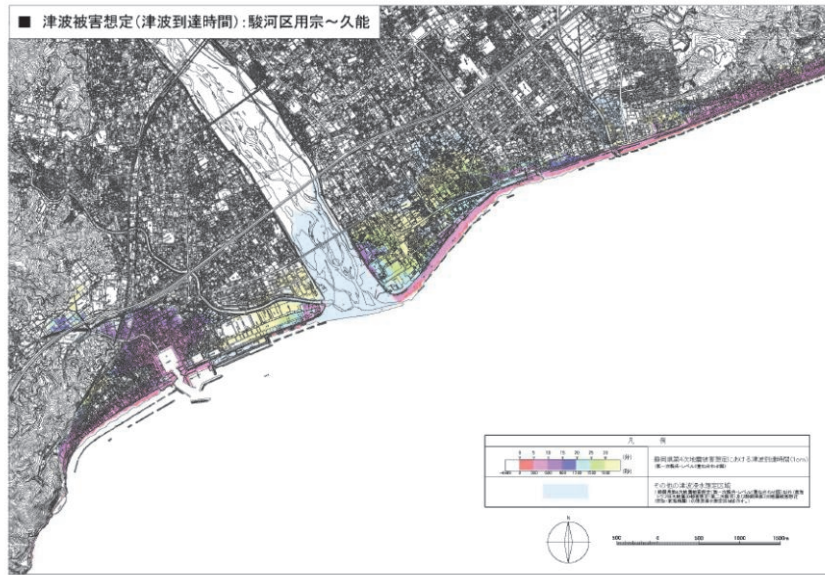
津波危険予想図は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき定めた最大クラスの津波（静岡県第4次地震被害想定レベル2）を想定する。なお、令和5年3月に静岡県が本市の浸水想定区域を津波災害警戒区域として指定し、同時に基準水位を公表した。

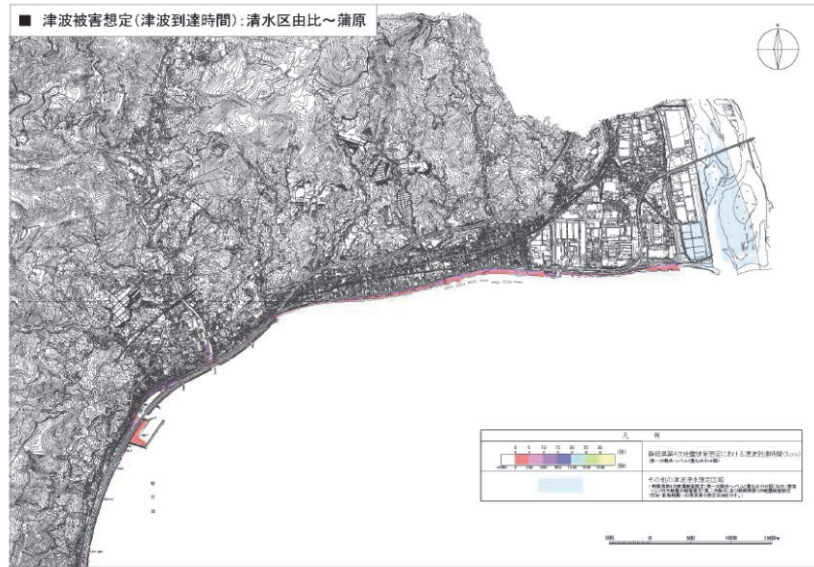
静岡県第4次地震被害想定（レベル2津波重ね合わせ図）





陸域の津波到達時間図





第3章 要避難地区等の設定

津波による浸水の発生が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を津波に対する要避難地区とする。津波に対する要避難地区は、津波危険予想地域を含む町丁目を原則とし、下記の表に該当する地区と町丁目を示す。本市における津波危険予想地域は、津波防災地域づくり法(平成23年法律第123号)第8条に基づく静岡県津波浸水想定区域としている。

要避難地区(全部又は一部が避難地区に含まれる町丁目)

区	地区	町丁目
駿河区	大里東	下島、高松
	中島	西島、西脇、中島
	宮竹	高松二丁目
	大谷	西大谷、大谷一丁目、大谷二丁目、大谷三丁目
	久能	安居、古宿、根古屋、西平松、青沢、中平松
	川原	下川原南、桃園町
	長田南	広野、広野三丁目、広野四丁目、広野五丁目、広野六丁目、 広野海岸通、港、小坂、小坂一丁目、小坂二丁目、小坂三丁目、 石部、用宗一丁目、用宗二丁目、用宗三丁目、用宗四丁目、 用宗五丁目、用宗小石町
清水区	辻	愛染町、宮下町、宮代町、辻一丁目、辻二丁目、辻三丁目、 辻四丁目、辻五丁目、田町、本郷町、矢倉町
	江尻	銀座、江尻台町、江尻町、江尻東一丁目、江尻東二丁目、 江尻東三丁目、小芝町、真砂町、二の丸町、宝町
	入江	元城町、渋川一丁目、新富町、東大曲町、入江一丁目、 入江二丁目
	浜田	旭町、松原町、上一丁目、上清水町、新港町、千歳町、相生町、 島崎町、巴町、浜田町、万世町一丁目、万世町二丁目
	岡	岡町、上二丁目、南岡町、梅田町

清水	幸町、港町一丁目、港町二丁目、三光町、松井町、清開一丁目、清水町、村松原一丁目、築地町、日の出町、入船町、八千代町、美濃輪町、富士見町、北矢部町二丁目、本町
不二見	宮加三、新緑町、清開二丁目、清開三丁目、清水村松地先新田、村松、村松一丁目、村松原二丁目、村松原三丁目
駒越	駒越西一丁目、駒越西二丁目、駒越中一丁目、駒越中二丁目、駒越東町、駒越南町、駒越北町、蛇塚、増
折戸	折戸、折戸一丁目、折戸二丁目、折戸三丁目、折戸四丁目、折戸五丁目
三保	三保、三保松原町
袖師	横砂、横砂西町、横砂中町、横砂東町、横砂南町、横砂本町、西久保、袖師町
興津	興津清見寺町、興津中町、興津東町、興津本町
蒲原	蒲原、蒲原神沢
由比	由比、由比今宿、由比寺尾、由比西倉澤、由比町屋原、由比東倉澤、由比北田

第4章 避難困難地域の抽出

1 避難困難地域

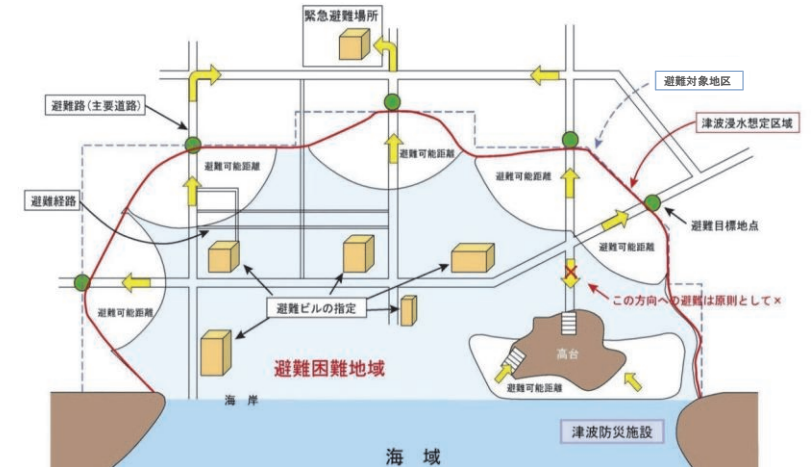
津波からの避難は、浸水想定区域外へ避難することが原則である。しかし、津波の到達時間が早く、津波が到達するまでに浸水域外への避難が難しい地域がある。

避難困難地域

津波の到達時間までに、避難対象地区の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域

【津波避難対策推進マニュアル検討会報告書】

避難困難地域のイメージ図



2 特定避難困難地域

避難困難地域の住民等は、地震が発生したら津波避難施設（津波避難ビルや高台など）に避難する。しかし、近くに津波避難施設がない、もしくは近隣の津波避難施設の受入人数が不足している、避難経路の安全性が確保されていない地域が存在する場合は、このような津波からの避難が困難な地域を解消するために、津波避難ビルとなるような高い建物がない地域では、津波避難タワーを建設した。

本市においては、すでに津波避難施設等の整備及び避難路等を自ら整備する自主防災組織に対する補助金交付事業により、特定避難困難地域は解消されたが、引き続き、津波からの迅速な避難体制の確保のため、津波避難ビルの指定などを進めていく。

特定避難困難地域

想定津波による浸水が到達するまでに、津波浸水想定区域外、または津波浸水想定区域内の津波避難ビルに避難することが困難な地域

【津波防災まちづくりの計画策定に係る指針】

特定避難困難地域のイメージ図



第5章 津波緊急避難場所

津波が発生した場合に、その危険から逃れるための避難者の一時的な滞在に必要な緊急避難場所を、次のとおり指定する。

1 屋外避難場所

津波浸水想定区域の内外に所在し、区域内の場合は基準水位以上に避難できる場所が確保できる公園や高架などの施設。

(令和5年4月1日現在)

地区	施設名	避難可能場所
中島 (2)	国道150号中島高架橋非常階段(北)	階段最上部踊り場
	国道150号中島高架橋非常階段(南)	階段最上部踊り場
宮竹 (1)	高松公園	
大谷 (1)	大谷不動山公園	
久能 (2)	久能天羽衣公園	
	大谷洋光台東公園	
長田南 (4)	下川原 天満宮公園	
	国道150号 用宗高架橋(上)	高架橋上(歩道)
	国道150号 用宗高架橋(下)	高架橋上(歩道)
	広野公園	
駒越 (16)	忠霊塔公園	
	駒越堤公園	
	迎山公園	
	清水殿沢公園	
	清水南部交流センター	
	JA しみず	広場
	駒越神社	
	萬象寺	
	県営住宅清水南団地付近	駐車場付近
	道路	殿沢川上流付近、駿富日本平の里
	県立農林大学校 果樹分校	
	清苺神社	
	神明神社	
	龍源寺	北西空地
	白髭神社	
	清水蛇塚スポーツグラウンド	
不二見 (5)	清水天王山公園	
	清水緑が丘公園	
	清水月見公園	
	清水中矢部公園	

地区	施設名	避難可能場所
	沼田公園	
浜田 (2)	桜ヶ丘公園	
	清水駅東口ペDESTリアンデッキ	2階通路部
入江 (4)	渋川西公園	
	桜橋公園	
	渋川中公園	
	北脇新田公園	
江尻 (1)	清水橋	
袖師 (5)	清水横砂北公園	
	清水東山田窯跡公園	
	神明公園	
	秋葉山公園	
	清水清見潟公園	築山部
興津 (2)	滝ノ下公園	
	清水興津北公園	
蒲原 (4)	蒲原西小学校	
	蒲原東小学校	
	ジャトコ(株) 蒲原工場	
	日本軽金属グループ技術センター	
駿河区 (1)	東名高速道路のり面	用宗一丁目～片山 下り線 4.2km
清水区 (1)		八木間町、興津中町、谷津町一丁目上下線 0.7km
全51箇所		

2 津波避難ビル

避難困難地域の住民や逃げ遅れた避難者が、一時的に避難する建物として、市が指定する。指定に係る基準は、次のとおりである。

- (1) 施設高：3階建て以上
- (2) 収容人数：1人/㎡
- (3) 構造：鉄筋コンクリート構造及び鉄骨鉄筋コンクリート構造、又は津波に対する安全性が確認されている鉄骨造であって、昭和56年の新耐震設計基準又は耐震診断の結果、これと同等であるもの
- (4) 避難階：基準水位より上階とする
- (5) その他：外階段等による24時間の開放又は被災時の開放を考慮する

津波避難ビルの一覧は、地域防災計画資料編4-04のとおりである。

3 津波避難タワー

避難困難地域において、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地理的条件等の理由により、近くの安全な高台等への避難が困難と想定される場合に、緊急的に避難をする場所として活用する施設。構造要件等の基準は、次のとおりである。

- (1) 施設高：基準水位+3.5m以上
- (2) 収容人数：2人/㎡
- (3) 構造：鉄骨造、PC造

津波避難タワー 一覧

(令和5年4月1日現在)

地区	完成年度	施設名	所在地	避難場所の高さ	避難場所の面積	備考
中島 (3)	H25	津波避難タワー(大浜)	駿河区西島1380	7m	250㎡	大浜公園内
	H27	津波避難タワー(中島)	駿河区中島2676-1	10m	440㎡	
	R2	津波避難タワー(西島)	駿河区西島667-1	5.4m	271㎡	
下島 (1)	H25	津波避難タワー(下島)	駿河区下島615-56	1層目7m 2層目10m	280㎡	塩田公園内
長田南 (5)	H27	津波避難タワー(長田南④)	駿河区用宗一丁目17	7m	175㎡	汐入公園内
	H30	津波避難タワー(長田南⑤)	駿河区用宗一丁目309-1	5.2m	144㎡	
	H28	津波避難タワー(長田南③)	駿河区用宗二丁目189	5.2m	190㎡	
	H28	津波避難タワー(石部)	駿河区石部183-1	5.6m	75㎡	
	H29	津波避難タワー(長田南⑥)	駿河区広野四丁目1061-2	5.2m	185㎡	
	三保 (7)	H25	津波避難タワー(三保北)	清水区三保3503-24	7m	260㎡
H25		津波避難タワー(三保南)	清水区三保884-3	7m	370㎡	ふれあい広場内南
H26		津波避難タワー(塚間)	清水区三保705-5	1層目7m 2層目10m	205㎡	塚間
H28		津波避難タワー(三保①)	清水区三保967-1	7m	315㎡	官方
H27		津波避難タワー(三保③)	清水区三保3001-1	7m	120㎡	三保本町1
H27		津波避難タワー(三保④)	清水区三保本町2113	7m	175㎡	三保本町2
不二見 (1)	H29	津波避難タワー(三保②)	清水区三保2055-1	5m	205㎡	
		H26	津波避難タワー(宮加三)	清水区宮加三27-1	1層目11m 2層目14m	205㎡
全17基						

4 命山

頂上を平坦にした人工高台の津波避難施設。命山の名称は、静岡県内では江戸時代に、横須賀藩(現在の袋井市)で高潮からの避難を目的に作られた築山に由来する。

地区	完成年度	施設名	所在地	避難場所の高さ	避難場所の面積
三保	H27	津波避難施設(命山)	清水区三保 760	7 m	275 m ²

第6章 初動体制

津波警報が発表されると同時に、防災情報メールによって、職員に情報伝達を行うと共に、市役所、駿河・清水両区役所及び沿岸部の21地区支部が参集し、警戒体制を確立する。

職員は、参集後、情報の収集や伝達、避難の指示や避難所の開設、陸間や水門の閉鎖、主要沿岸道路である国道の通行止め等の定められた災害対応業務に当たる。

また、津波警報が発表された時から津波の到達予想時刻の前後にかけて、同報無線等による警報発表や避難指示等を周知していく。

また、大津波警報が発表された時は、市長、副市長及び各局局長等からなる静岡市災害本部会を開催し、各局からの対応状況の報告を受けるとともに、報道機関や県、消防車両からの現地情報を得ながら津波に備えた体制を整える。

1 職員の配置体制

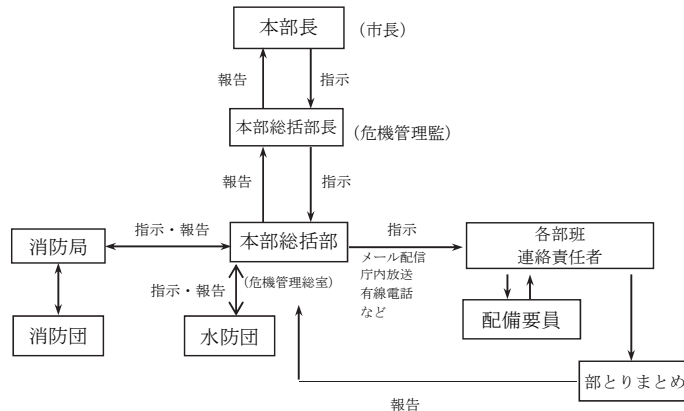
静岡市地域防災計画に基づく、災害時職員配置基準は地域防災計画資料編2-17のとおりである。

2 参集行動

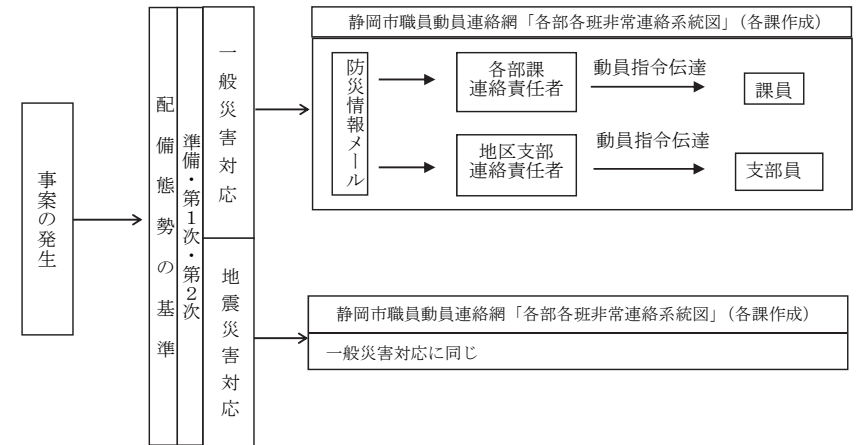
職員は、震度に応じて、災害時職員配備基準に基づき、定められた場所に参集又は参集できる態勢をとる。特に、市内において震度5強以上の揺れが観測された場合、全ての災害時配備職員は、連絡の有無にかかわらず、直ちに参集するものとする。なお、津波が現に迫っているなど、身の危険が明白な場合には、自己の安全確保を優先する。

3 職員への初動時の情報伝達

(1) 平常の勤務時間内における動員指令



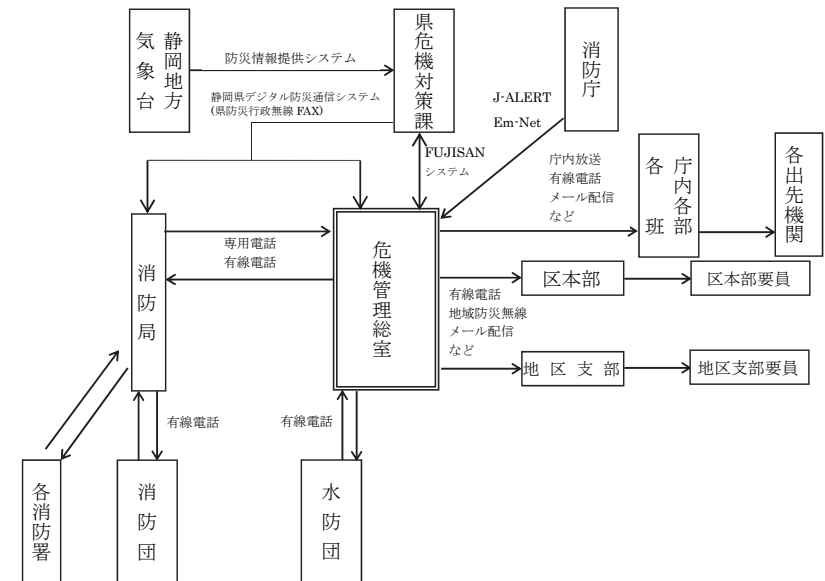
(2) 休日又は勤務時間外における指示・情報の伝達系統



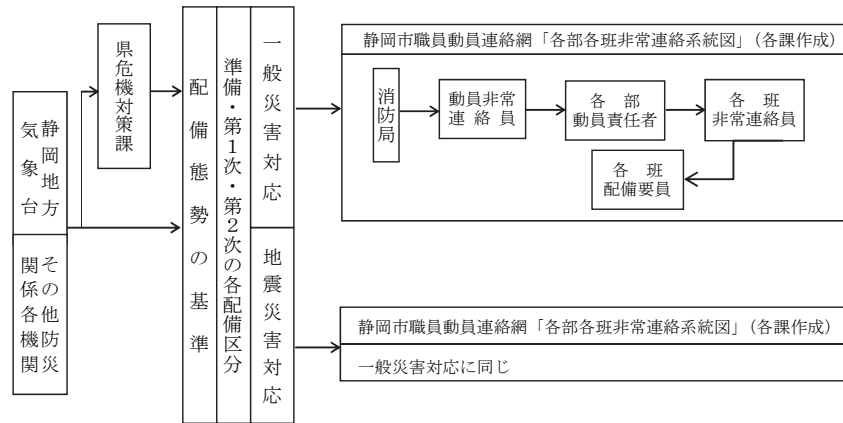
※ 動員指令の伝達方法については、不測の災害に備えて数種の経路を設定する。

※ 有線電話・携帯電話等が途絶し、職員に対する動員指令が困難となったときは、職員自ら、ラジオ等から情報を入手し、災害時職員配備基準に基づき参集するものとする。

(3) 災害対策本部開設前、勤務時間内における予警報等の受領と伝達系統図



(4) 災害対策本部開設前、休日又は勤務時間外における予警報等の受領と伝達系統



第7章 避難誘導等に従事する者の安全確保

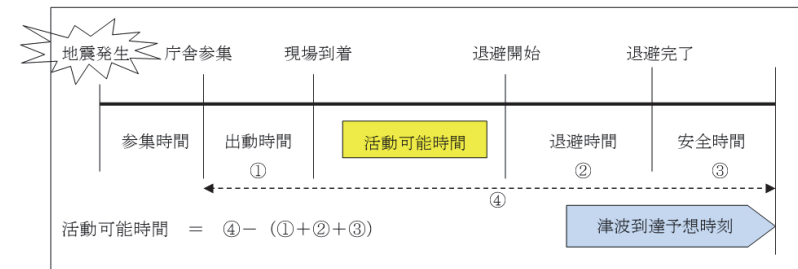
1 退避ルール

- (1) 津波浸水想定区域内にある消防団（分団等）は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先すること。
- (2) 活動する場合においては、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」（安全な高台等へ避難するために要する時間）や「安全時間」（安全・確実に退避が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避すること。
- (3) 団指揮本部や隊長（隊長等）は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出すこと。

2 情報伝達手段

退避命令を消防団員に伝達する手段については、無線等のほか、車両のサイレンや半鐘なども含め、複数の情報伝達手段についてあらかじめ定めておき、団員に周知しておくこと。

■活動可能時間の判断例



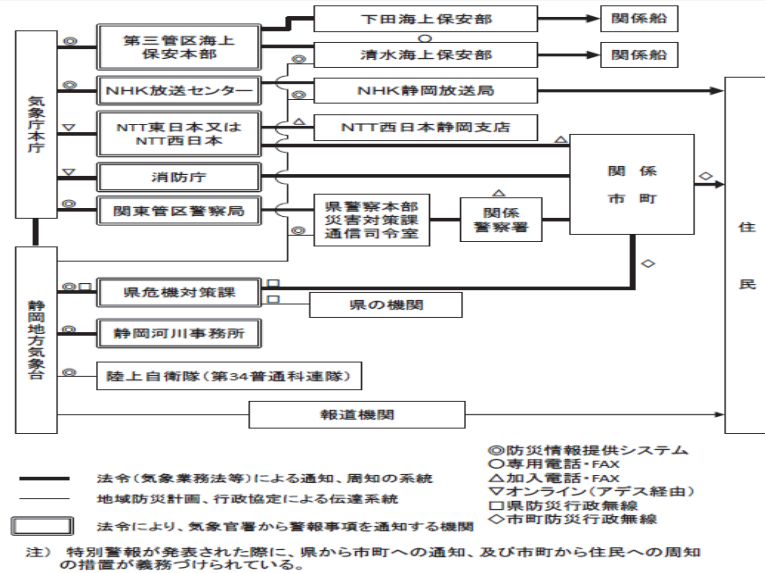
第8章 津波情報の収集、伝達

地震による揺れを感じた場合、職員は自ら情報収集する。震度に関する情報（震度4以上）を防災情報メール等で覚知するとともに、指示を確認する。

各部課の連絡責任者は、予め各部課で定めた非常連絡系統図等を活用し、システム登録者以外の職員への指示の伝達を行う。

なお、遠地津波は、津波警報等の発表前にテレビ、ラジオ及びインターネット等で情報が入手できる場合が多いので、津波警報等の発表の可能性など、情報収集に努めるものとする。

1 情報収集、伝達の流れ



2 海面監視による情報収集

海面監視は、下記表のとおり、5箇所に設置した津波監視カメラにて行う。

	設置場所	監視箇所
1	静岡市役所静岡庁舎高層棟 18 階	静岡海岸静岡地区
2	用宗城址公園	用宗漁港海岸～静岡海岸広野地区
3	中島浄化センター	静岡海岸広野地区～静岡地区
4	大谷雨水ポンプ場	静岡海岸静岡地区
5	蒲原中配水場	由比海岸～蒲原海岸

なお、清水海岸～清水港海岸については、静岡県の監視カメラと連携した監視体制をとっている。

3 津波警報・津波注意報

(1) 津波警報等の発表基準

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(標記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(2) 津波警報標識

津波警報が発表された場合、同報無線により下記のサイレン音を放送する。

また、音声による広報も行う。

	鐘音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約5秒) サイレン (約6秒) 休み
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒) サイレン (約2秒) (短声連点)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。津波注意報が発表された場合は、サイレン音は放送せず、同報無線により音声による注意報を発表する。

第9章 避難指示

市長は、津波による災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるとき、または危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難を指示する。

ただし、遠地地震に伴う津波については、必要に応じて避難を指示する。

1 指示の基準

区 分	内 容
津波注意報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、住民に対して、避難情報を伝達するなどの必要な措置をとる。 ・住民、漁業・港湾関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。 ・沿岸部や河口部など堤外にいる海水浴客、釣り及びサーファー等（以下「海水浴客等」という。）に対し、直ちに避難を指示する。
津波警報・大津波警報が発表された場合又は震度6弱以上の強い揺れを感じた場合	<p>市長は、直ちに要避難地区にある住民、漁業・港湾関係者等及び海水浴客等に対して、避難を指示するとともに、あらゆる手段をもって伝達する。</p>
津波警報等は発表されていないが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・海面の監視 気象庁から大津波警報、津波警報、津波注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視するものとする。 ・報道からの情報収集 揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビ等により、当該地震又は津波に関する情報を収集するものとする。 ・避難の指示 海面の監視、情報収集により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は住民、海水浴客等に対して避難を指示するとともに、あらゆる手段をもって伝達するなどの必要な措置をとる。

区 分	内 容
遠地津波が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁から発表される津波到達予想時間、予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立、海面の監視などの必要な措置をとる。 ・津波警報等が発表された場合には、上記に準じた措置をとる。 ・住民、漁業・港湾関係者、海水浴客等に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。

2 指示の内容

避難の指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- (1) 避難の指示が出された地域名
- (2) 避難行動における注意事項

3 指示の伝達方法

避難の指示が出された地域の住民に対して、同報無線、静岡市防災メール、静岡市緊急情報防災ラジオ、緊急速報メール等により広報するほか、県、警察、海上保安庁、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

第10章 津波からの避難方法

避難は、津波浸水想定区域の外への避難を最優先する。津波浸水想定区域外への避難が困難な場合には津波避難ビル、津波避難タワー等へ避難する。なお、津波防災地域づくり法に基づき、津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成が義務化されている。

本市においては、地震発生から津波到達までの時間が極めて短いことから、平成25年に沿岸部で実施したワークショップ等の結果に基づき、地域ごとの避難方向を津波ひなんマップに記載することとし、特定の避難路は設定しない。

第11章 津波対策の教育・啓発

1 防災教育

津波避難ビルに指定されている沿岸地区の市立小学校19校と市立中学校11校において、児童生徒に津波避難の教育を行うことにより、各家庭における防災意識の啓発や避難行動の向上を推進する。

2 災害図上訓練（DIG）の実施

白図の地図に透明シートを重ねて、地域の高い建物、場所、川、自宅、学校、通学路や危険と考えられる場所等の書き込みをして、登下校中などに災害が発生した場合の避難行動を検討し、その透明シートを、想定する津波浸水図や津波到達時間図を重ねて、避難行動について検討、確認をする災害図上訓練（DIG）の実施を進めていく。

3 市HPによる啓発

ホームページに防災情報マップ「静岡市津波避難マップ」を掲載し、迅速な避難により自らの命を守るため、予想される津波の浸水区域、深さ、到達までの時間や避難場所及び避難方向を記載し、啓発する。

4 津波避難マップの作成

地域ごとの状況が容易に把握でき、活用しやすいように浸水が予想される区域を11に区分した「静岡市津波避難マップ」（地図）を作成。このマップは、津波避難訓練、自主防災組織による避難のための標識や看板の設置のほか、災害図上訓練にも活用する。

自主防災連絡会、市政出前講座においては、マップの活用例を示しながら、さらなる活用を周知していく。

第12章 津波避難訓練

市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や自主防災組織の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。

なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、性の多様性の観点から、被災時の性別等の違いによるニーズ等に十分配慮するよう努めるものとする。

訓練に当たっては、要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。

津波避難訓練

- (1) 3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」として、津波避難訓練を実施する。
- (2) この訓練は、「大津波警報」が発表されたことを想定するものとし、市が作成した指針を参考に、各自主防災組織等で実施する。

第13章 その他の留意点

1 津波警報発表時の避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者避難支援マニュアルに基づき、自主防災組織の共助により、予め名簿登録した避難行動要支援者への支援を行い、自主防災連絡会、市政出前講座、各種啓発冊子等で、啓発していく。

高齢者など、避難行動要支援者に対する避難については、各地域の自主防災組織で、共助による助け合いで対応する。

自主防災連絡会、市政出前講座、自主防災会による防災訓練等を通じて、住民相互の連携強化について啓発していく。

資料編 9 - 1

静岡県第4次地震被害想定（地震・津波対策編 記載内容の補足）

（1）震度階級別の面積集計

（単位：km²）

	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱	合計
レベル2	22.1	395.4	549.9	358.2	8.4	1,410.3
葵区	0.5	88.3	626.3	358.2	8.4	1,066.2
駿河区	1.8	72.0	0.5	-	-	74.2
清水区	19.8	235.1	14.9	-	-	269.9

※南海トラフ巨大地震：東側ケース

（2）液状化危険度別の面積集計

（単位：km²）

	大	中	小	なし	対象外	合計
レベル2	30.6	30.4	9.8	24.4	1,315.1	1,410.3
葵区	5.6	9.2	3.8	10.3	1,037.3	1,066.2
駿河区	5.8	8.1	2.5	5.3	52.5	74.2
清水区	19.2	13.1	3.5	8.8	225.3	269.9

※南海トラフ巨大地震：東側ケース

（3）物的被害（建物の全壊数）

（単位：棟）

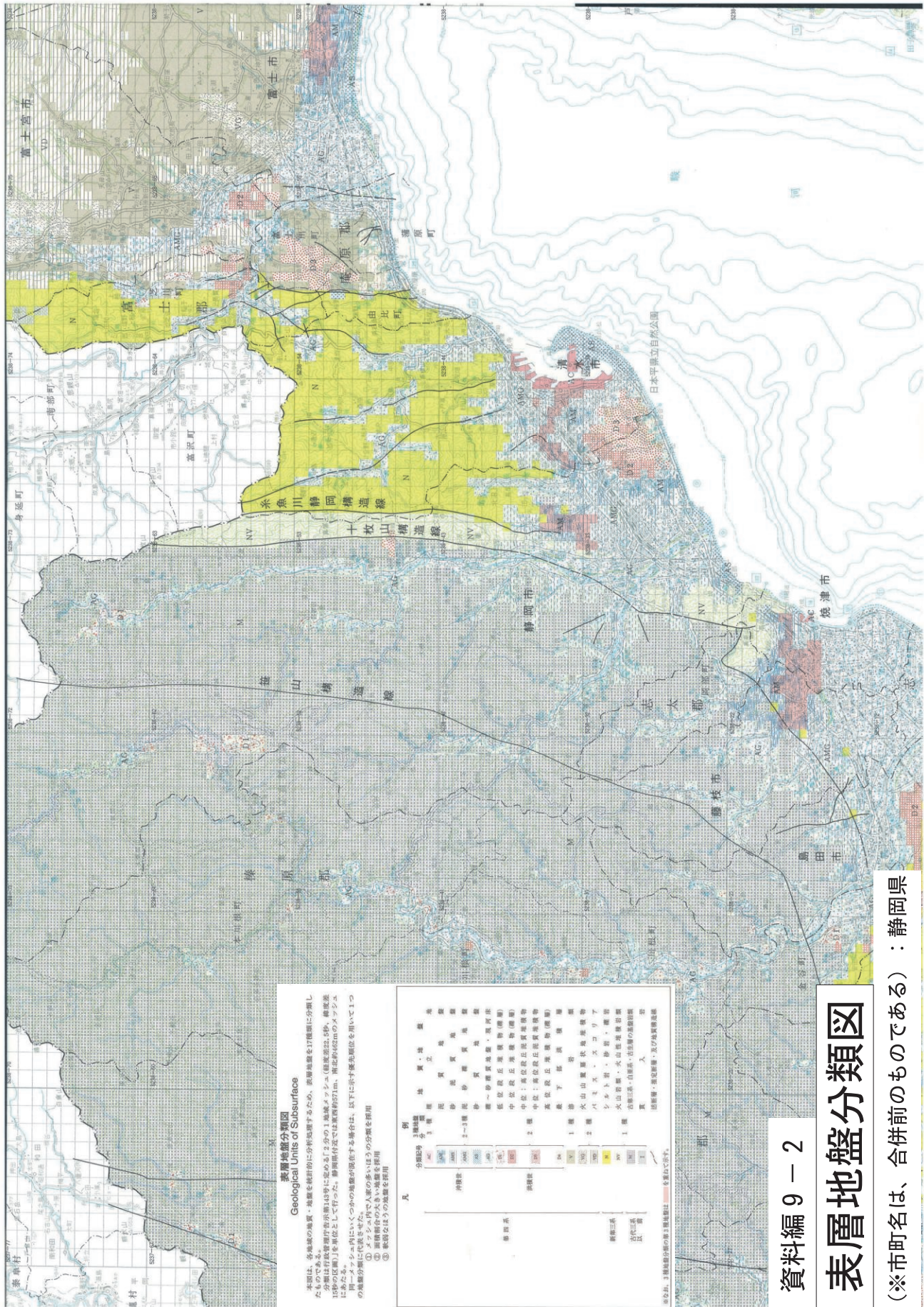
	揺れ	液状化	人工造成地	津波	急傾斜地崩壊	火災	合計
レベル2	約 33,000	約 370	約 3,600	約 2,000	約 680	約 33,000	約 73,000
葵区	約 6,400	約 100	約 600		約 400	約 11,000	約 18,000
駿河区	約 7,000	約 70	約 500	約 200	約 80	約 8,300	約 16,000
清水区	約 20,000	約 200	約 2,500	約 1,800	約 200	約 14,000	約 39,000

※南海トラフ巨大地震 地震：東側ケース、津波：ケース①の冬・夕ケース

（4）人的被害（死者数）

	建物倒壊	津波	急傾斜地崩壊	火災	合計
レベル2	約 1,000	約 12,600	約 70	約 140	約 14,000
葵区	約 100		約 40	約 20	約 200
駿河区	約 200	約 1,600	約 10	約 20	約 1,700
清水区	約 700	約 11,000	約 20	約 100	約 12,000

※南海トラフ巨大地震 地震：東側ケース、津波：ケース①の冬・深夜ケース



表層地盤分類図
Geological Units of Subsurface

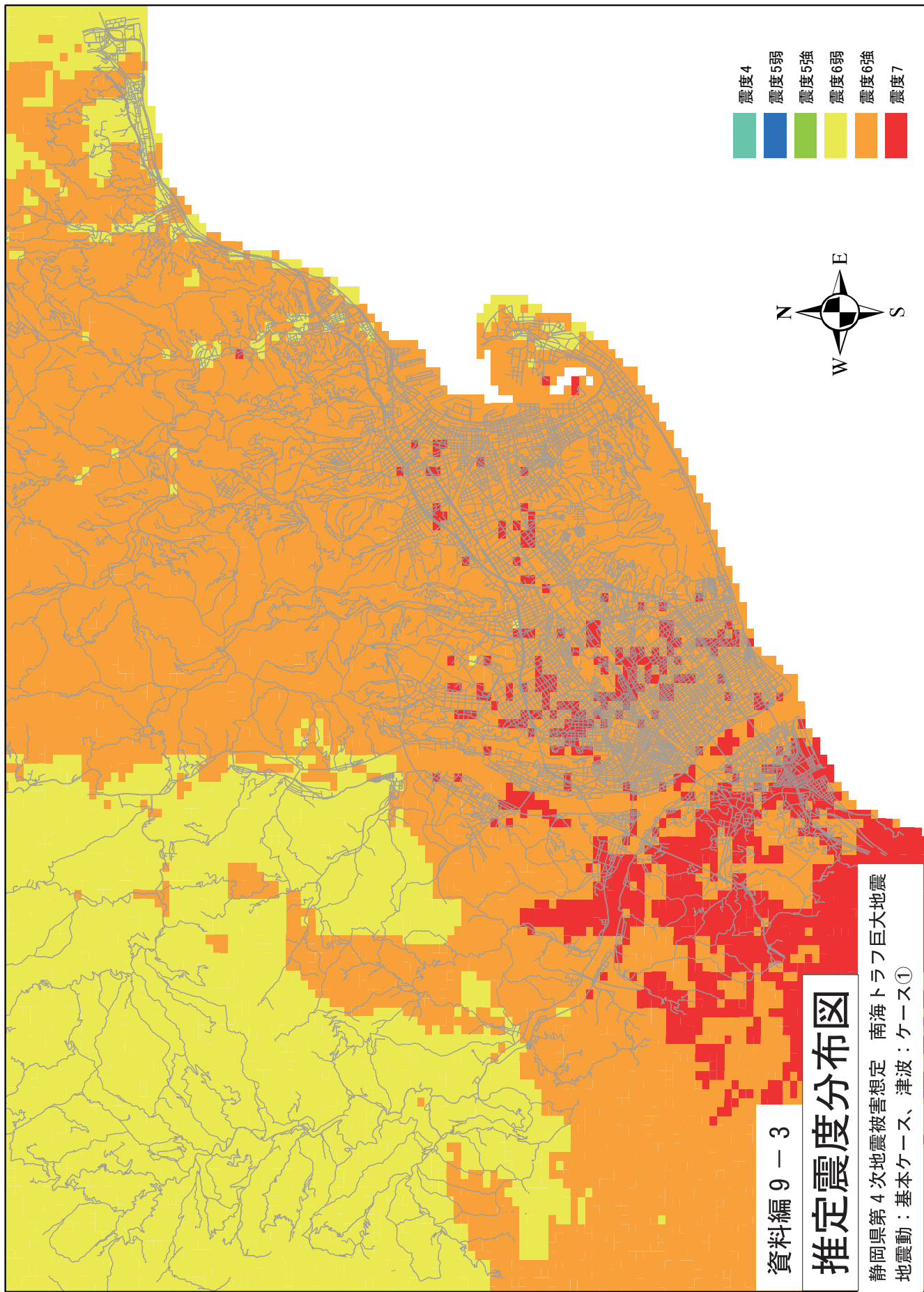
本図は、各地域の地質・地盤を統一的に分析整理するため、表層地盤を1階層に分類したものである。
分類は行政管界が各町界14等に定められた2つの1:50,000スケール(原図縮尺は、50%縮尺)の図面を基として行った。静岡県内で地質調査が行われ、前記の1:50,000スケールに相当する図面は、以下に示す優先順位を用いて1つの地盤分類に代表させた。
① 面積割合の大きい地盤を採用
② 面積割合の大きい地盤を採用
③ 数少ない地盤を採用

分類記号	地質・地盤
AG	沖積層
AMG	沖積層
AM	沖積層
AMC	沖積層
AMV	沖積層
AMW	沖積層
AMX	沖積層
AMY	沖積層
AMZ	沖積層
AM1	沖積層
AM2	沖積層
AM3	沖積層
AM4	沖積層
AM5	沖積層
AM6	沖積層
AM7	沖積層
AM8	沖積層
AM9	沖積層
AM10	沖積層
AM11	沖積層
AM12	沖積層
AM13	沖積層
AM14	沖積層
AM15	沖積層
AM16	沖積層
AM17	沖積層
AM18	沖積層
AM19	沖積層
AM20	沖積層
AM21	沖積層
AM22	沖積層
AM23	沖積層
AM24	沖積層
AM25	沖積層
AM26	沖積層
AM27	沖積層
AM28	沖積層
AM29	沖積層
AM30	沖積層
AM31	沖積層
AM32	沖積層
AM33	沖積層
AM34	沖積層
AM35	沖積層
AM36	沖積層
AM37	沖積層
AM38	沖積層
AM39	沖積層
AM40	沖積層
AM41	沖積層
AM42	沖積層
AM43	沖積層
AM44	沖積層
AM45	沖積層
AM46	沖積層
AM47	沖積層
AM48	沖積層
AM49	沖積層
AM50	沖積層
AM51	沖積層
AM52	沖積層
AM53	沖積層
AM54	沖積層
AM55	沖積層
AM56	沖積層
AM57	沖積層
AM58	沖積層
AM59	沖積層
AM60	沖積層
AM61	沖積層
AM62	沖積層
AM63	沖積層
AM64	沖積層
AM65	沖積層
AM66	沖積層
AM67	沖積層
AM68	沖積層
AM69	沖積層
AM70	沖積層
AM71	沖積層
AM72	沖積層
AM73	沖積層
AM74	沖積層
AM75	沖積層
AM76	沖積層
AM77	沖積層
AM78	沖積層
AM79	沖積層
AM80	沖積層
AM81	沖積層
AM82	沖積層
AM83	沖積層
AM84	沖積層
AM85	沖積層
AM86	沖積層
AM87	沖積層
AM88	沖積層
AM89	沖積層
AM90	沖積層
AM91	沖積層
AM92	沖積層
AM93	沖積層
AM94	沖積層
AM95	沖積層
AM96	沖積層
AM97	沖積層
AM98	沖積層
AM99	沖積層
AM100	沖積層

※なお、3階層分類の表層地盤は、色変更で示す。

資料編 9 - 2
表層地盤分類図

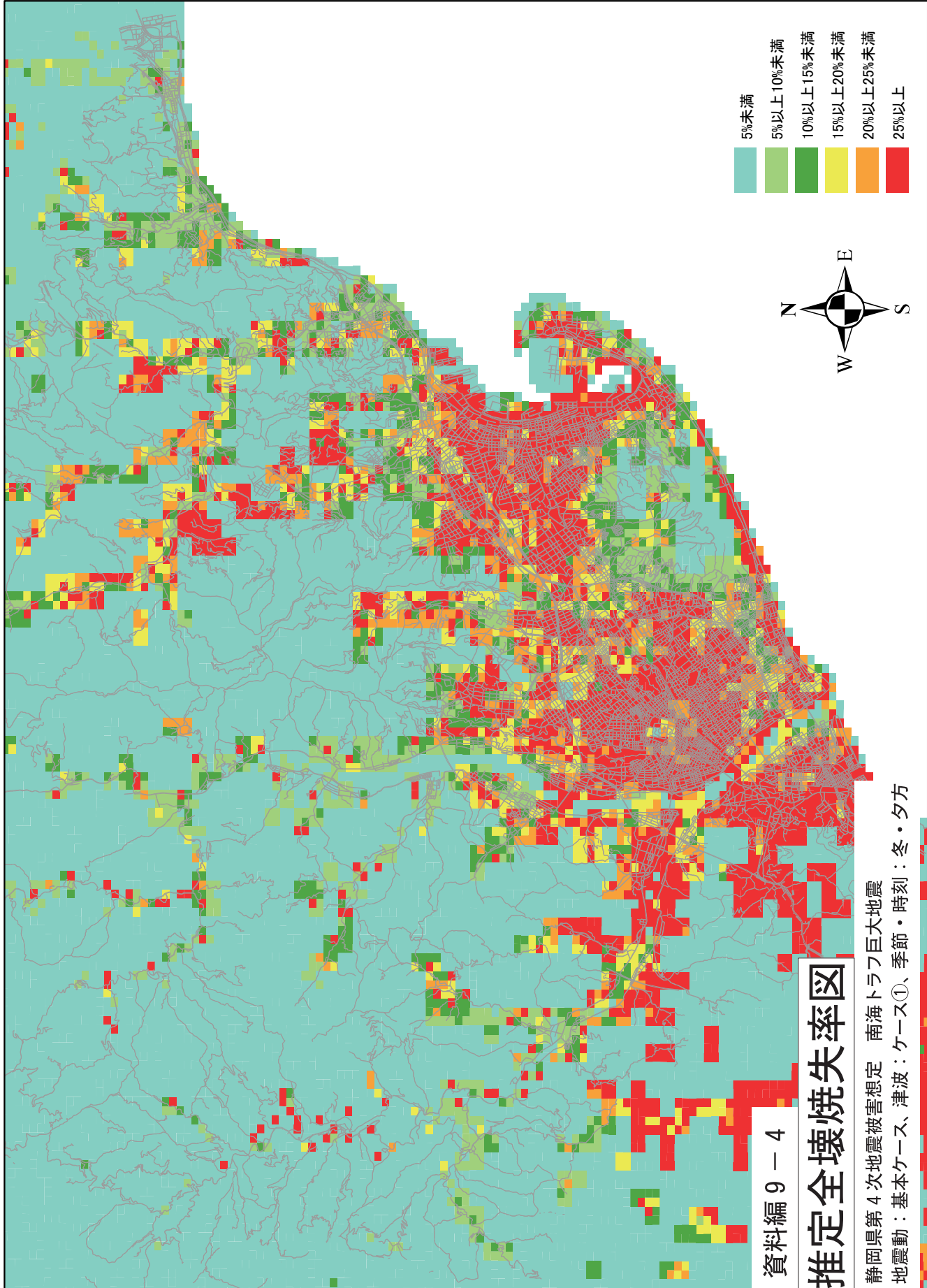
(※市町名は、合併前のものである) : 静岡県



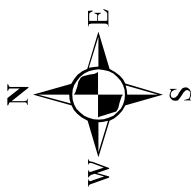
資料編 9 - 3

推定震度分布図

静岡県第4次地震被害想定 南海トラフ巨大地震
地震動：基本ケース、津波：ケース①



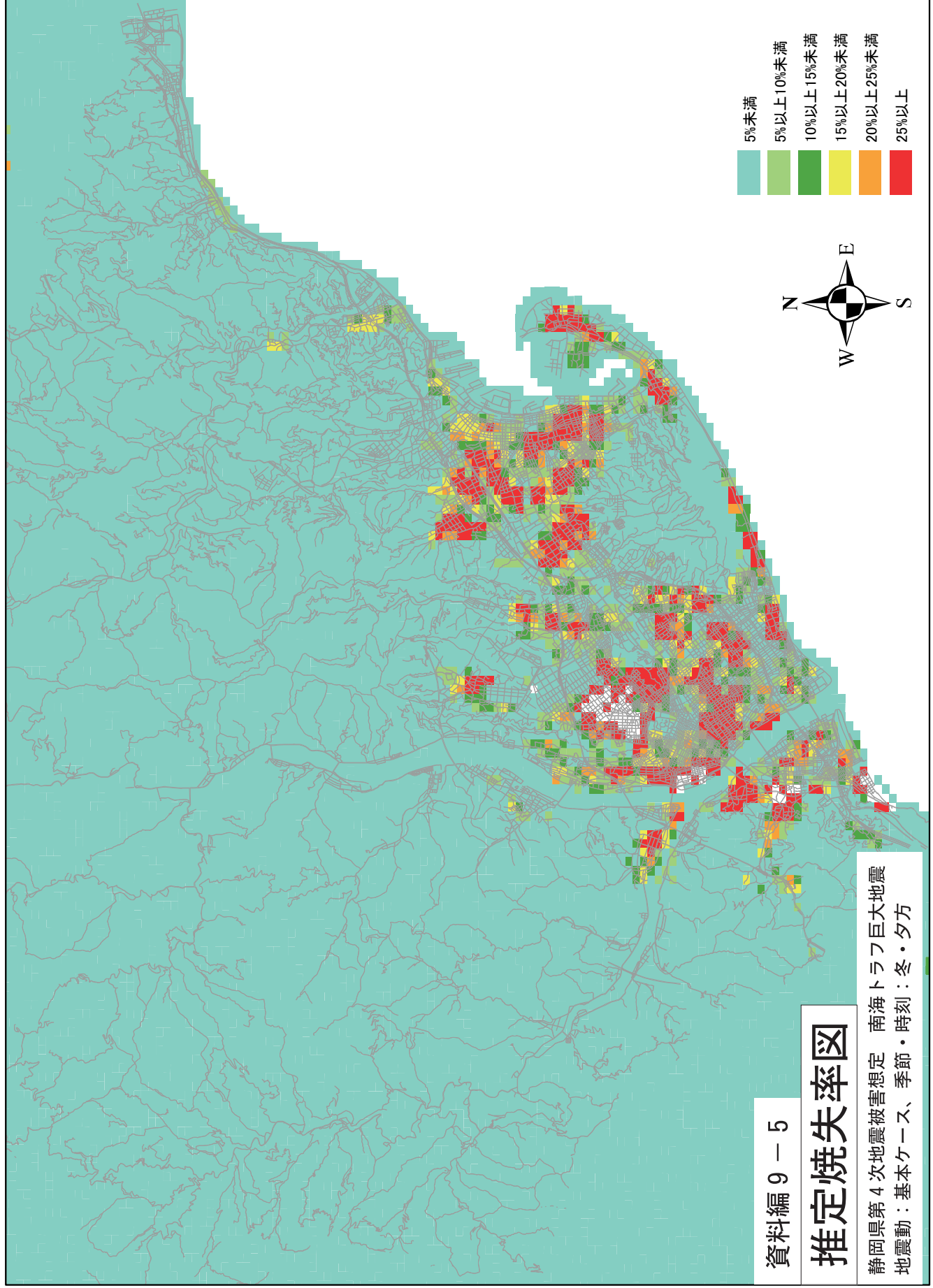
- 5%未満
- 5%以上10%未満
- 10%以上15%未満
- 15%以上20%未満
- 20%以上25%未満
- 25%以上



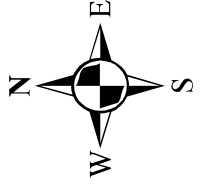
資料編 9 - 4

推定全壊焼失率図

静岡県第4次地震被害想定 南海トラフ巨大地震
 地震動：基本ケース、津波：ケース①、季節・時刻：冬・夕方



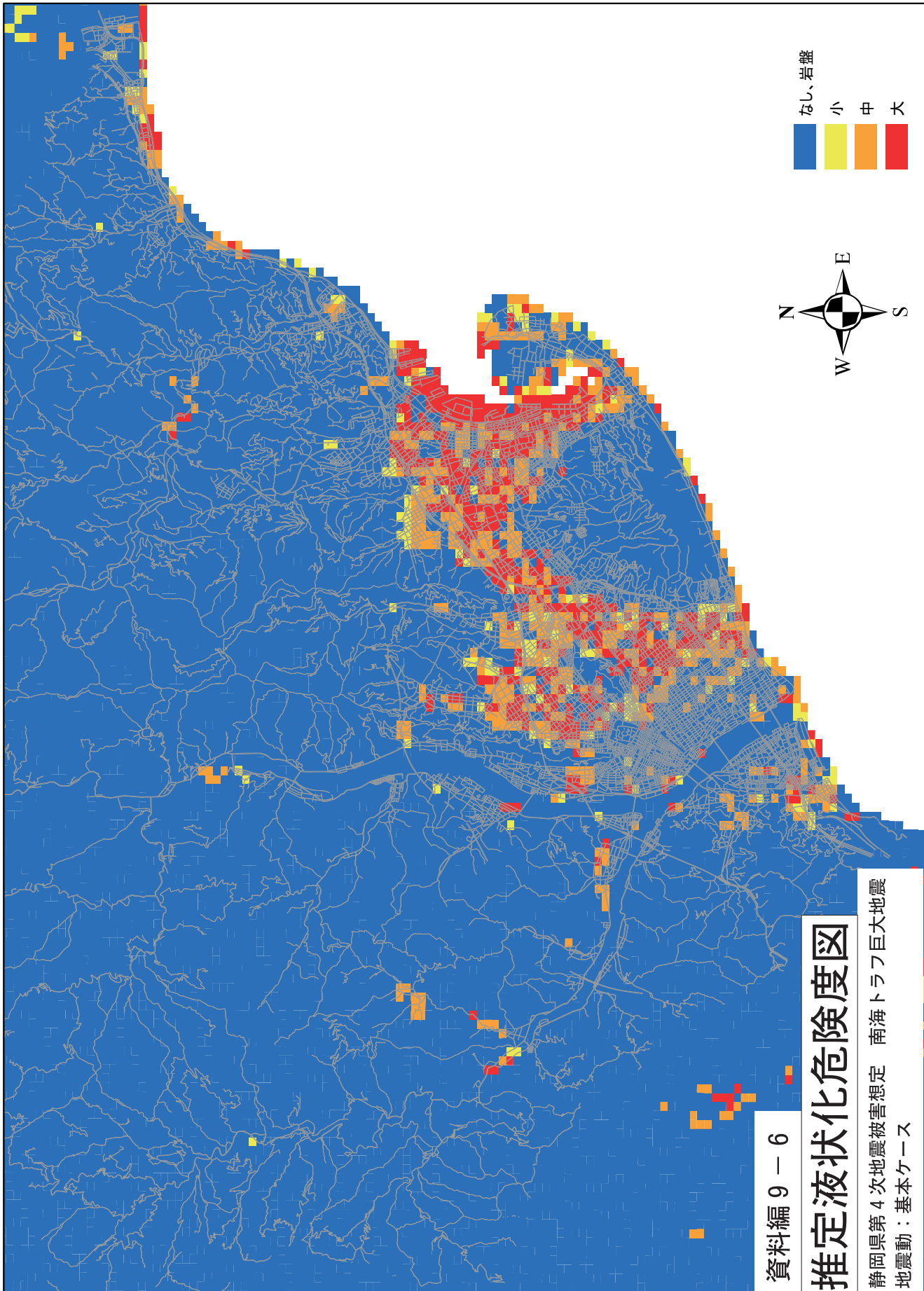
- 5%未満
- 5%以上10%未満
- 10%以上15%未満
- 15%以上20%未満
- 20%以上25%未満
- 25%以上



資料編 9 - 5

推定焼失率図

静岡県第4次地震被害想定 南海トラフ巨大地震
地震動：基本ケース、季節・時刻：冬・夕方

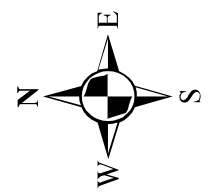


資料編 9 - 6

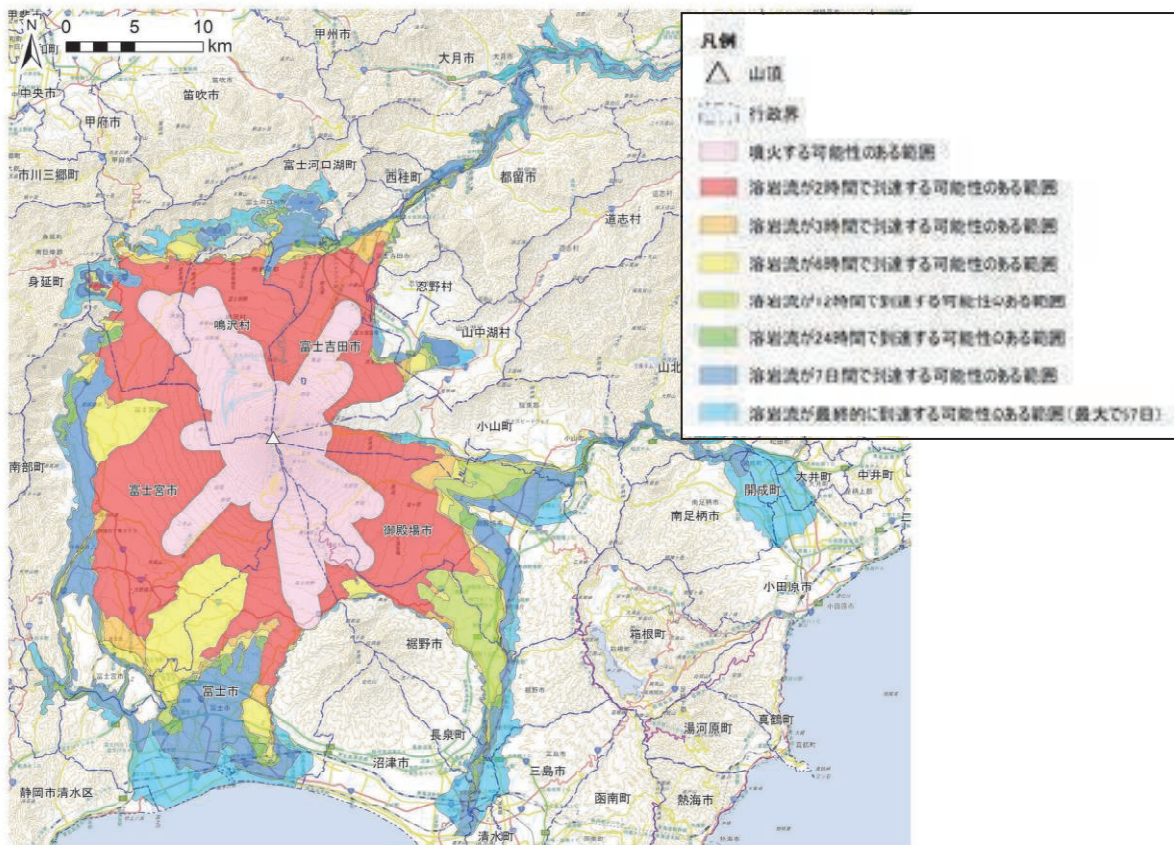
推定液状化危険度図

静岡県第4次地震被害想定 南海トラフ巨大地震
地震動：基本ケース

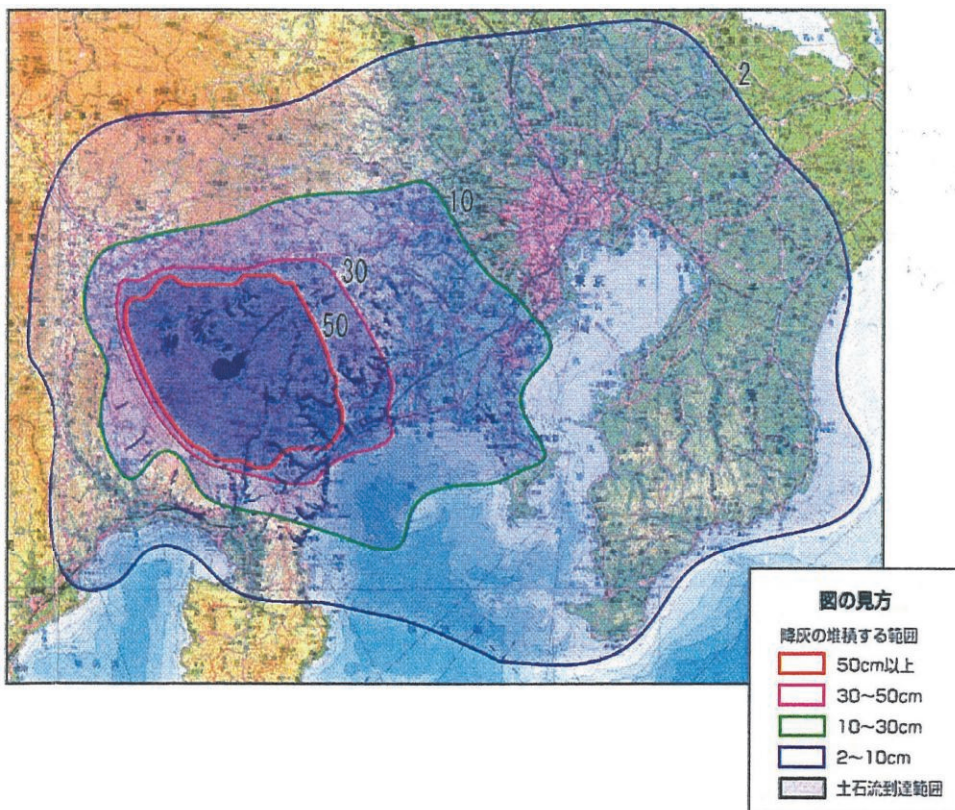
- なし、岩盤
- 小
- 中
- 大



富士山火山ハザードマップ

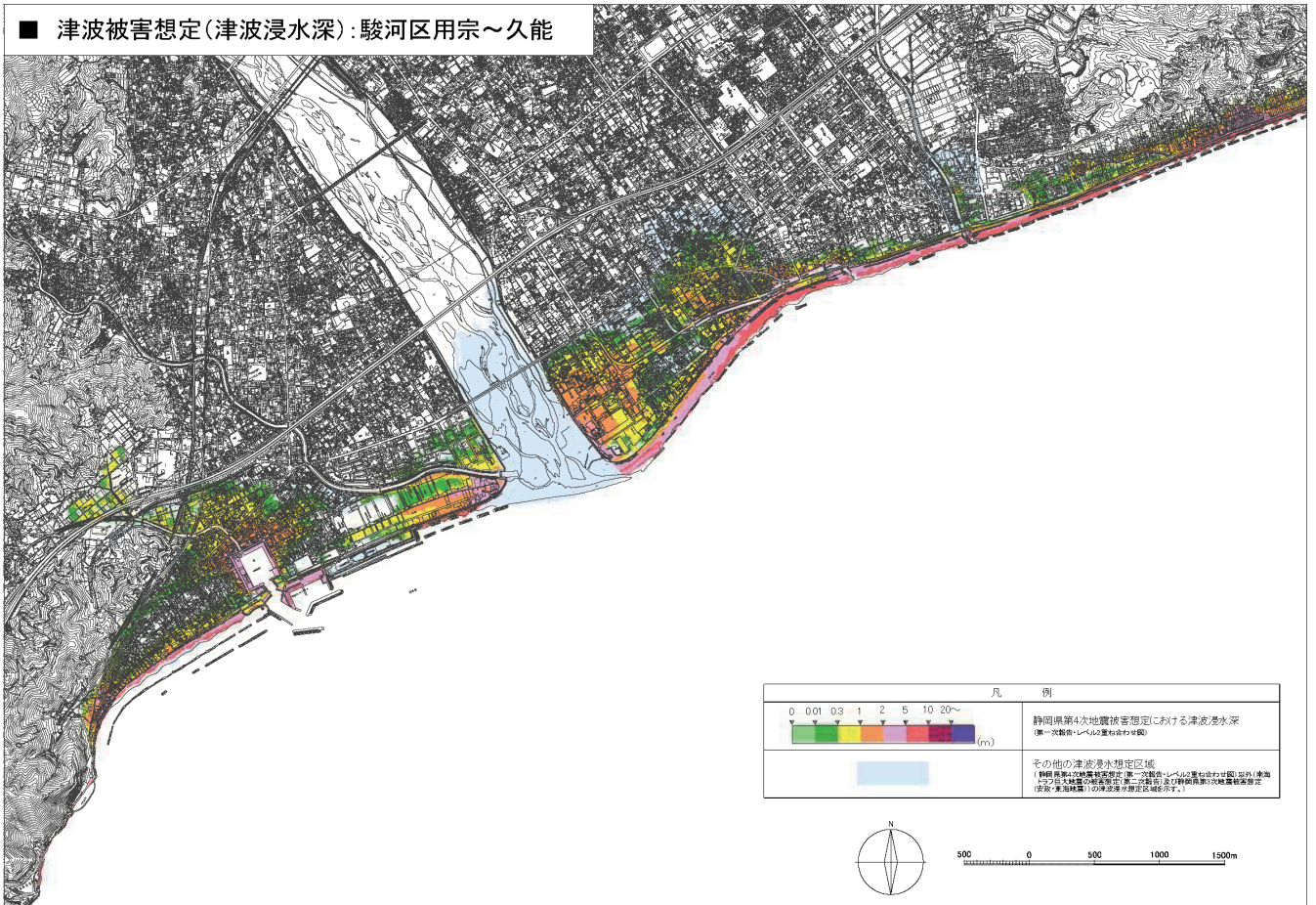


溶岩流可能性マップ (出典：令和3年3月 富士山ハザードマップ (改定版) 検討委員会報告書より一部抜粋)

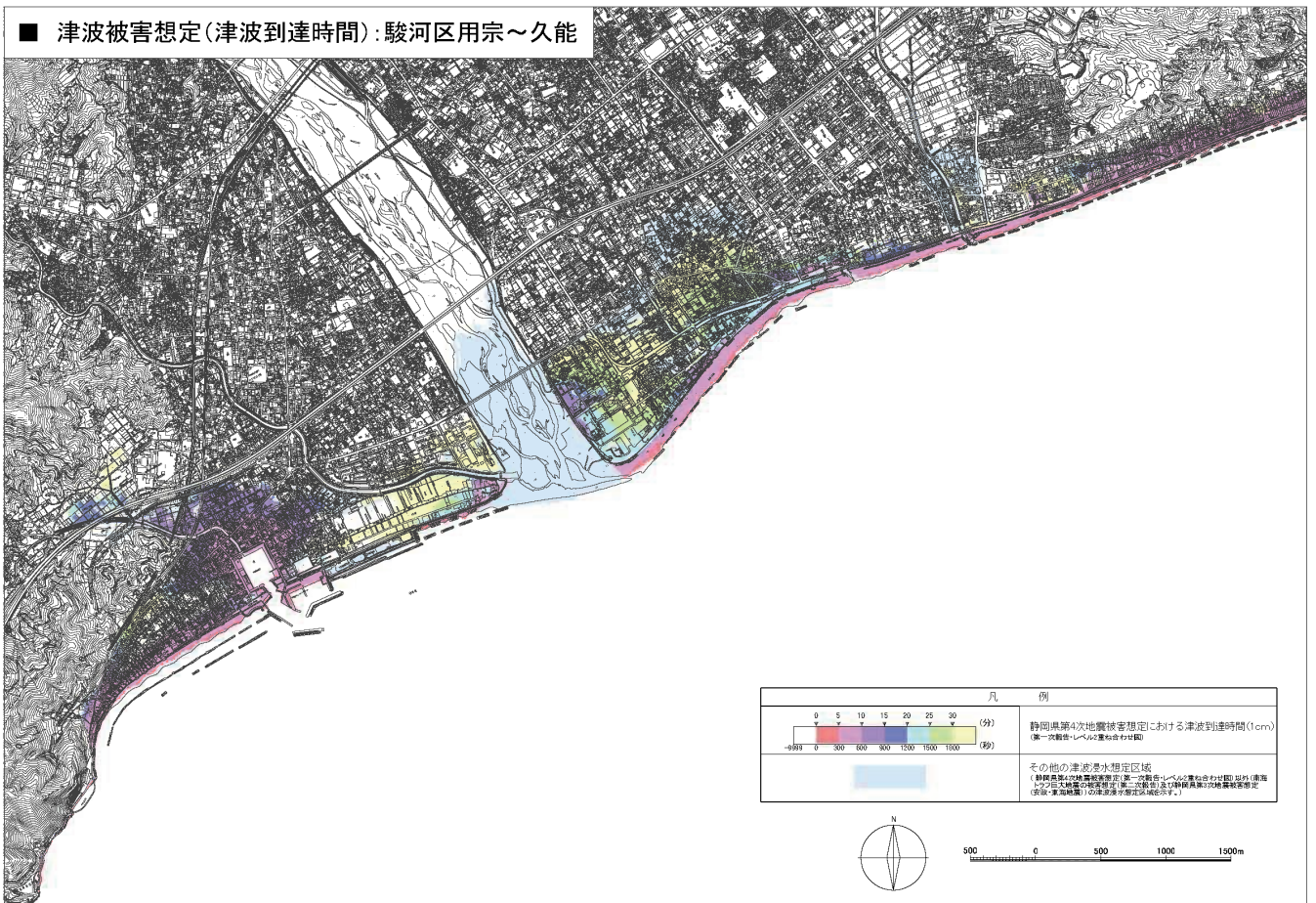


降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲 (出典：平成18年2月 富士山火山広域防災対策基本方針より抜粋)

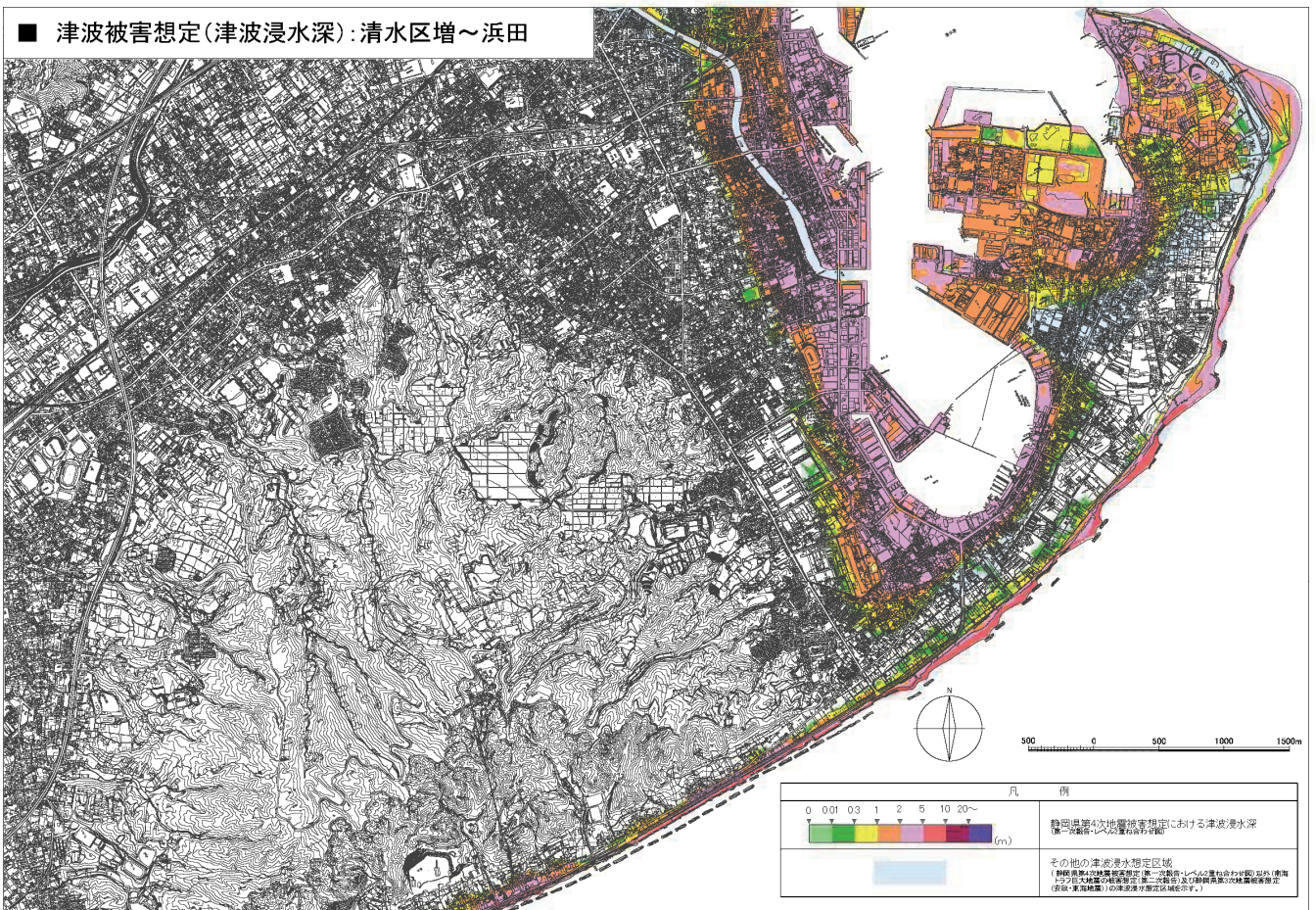
■ 津波被害想定(津波浸水深): 駿河区用宗~久能



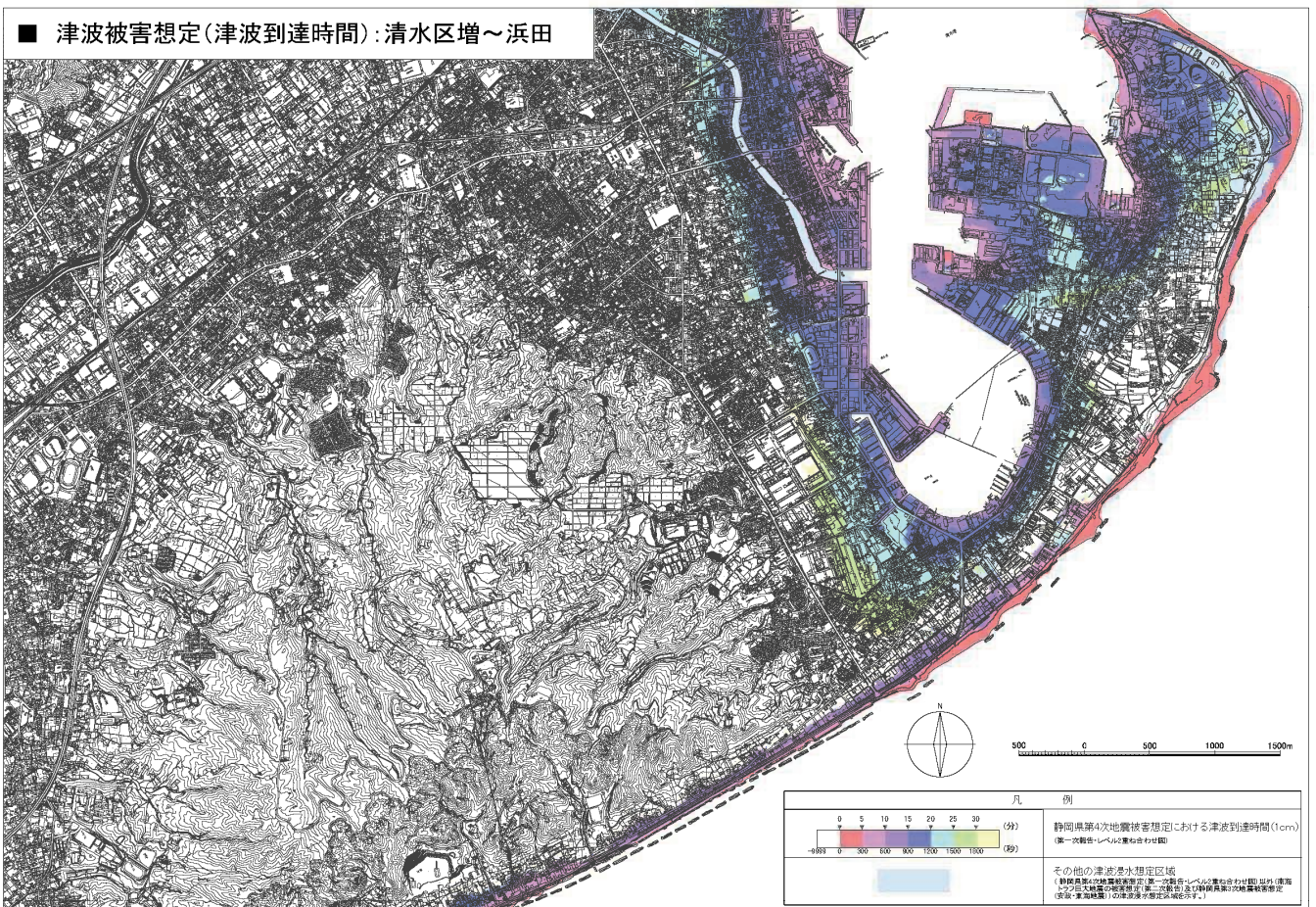
■ 津波被害想定(津波到達時間): 駿河区用宗~久能



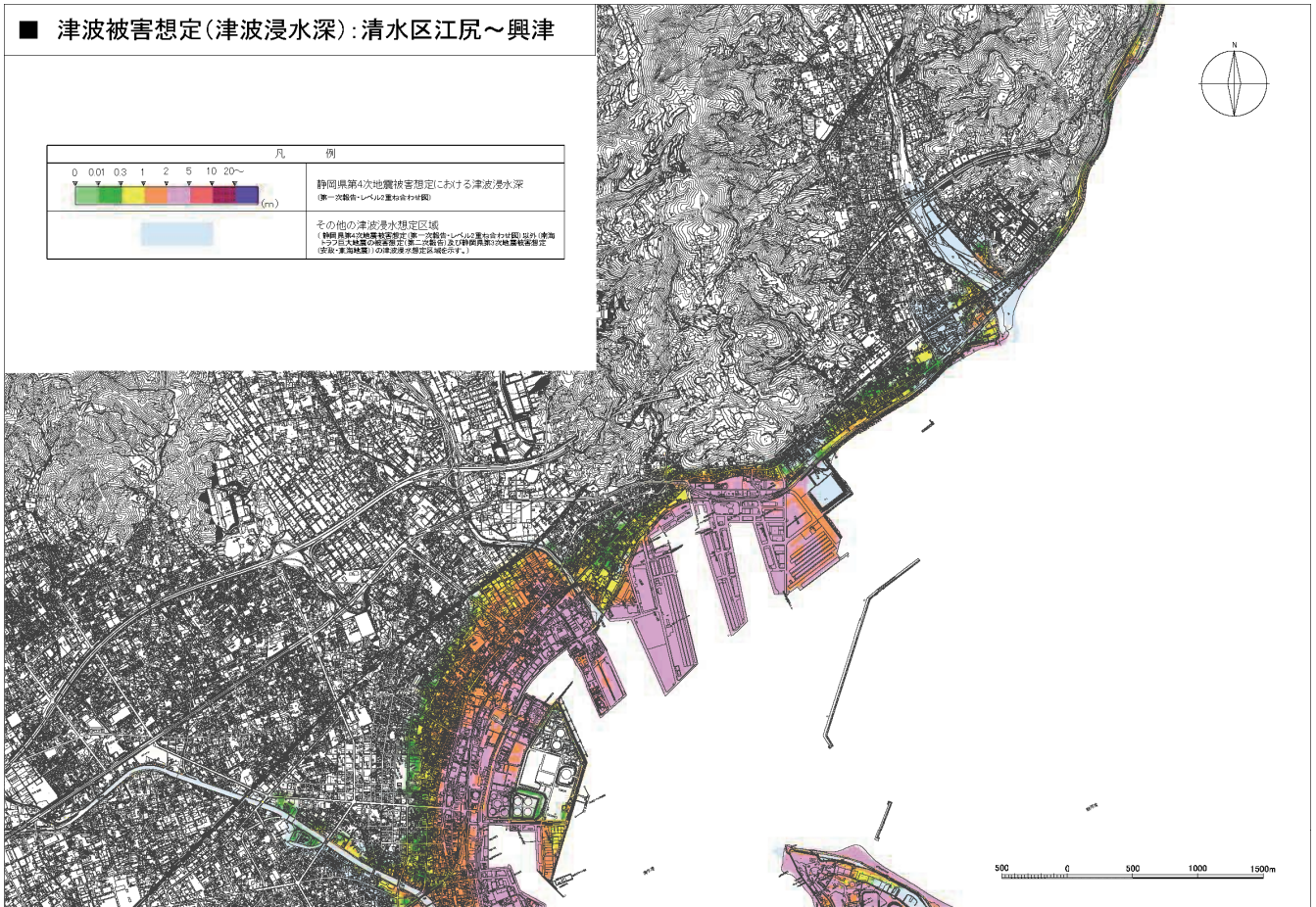
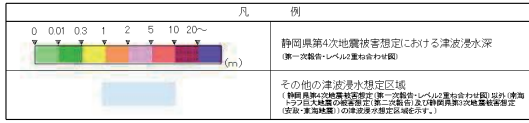
■ 津波被害想定(津波浸水深):清水区増～浜田



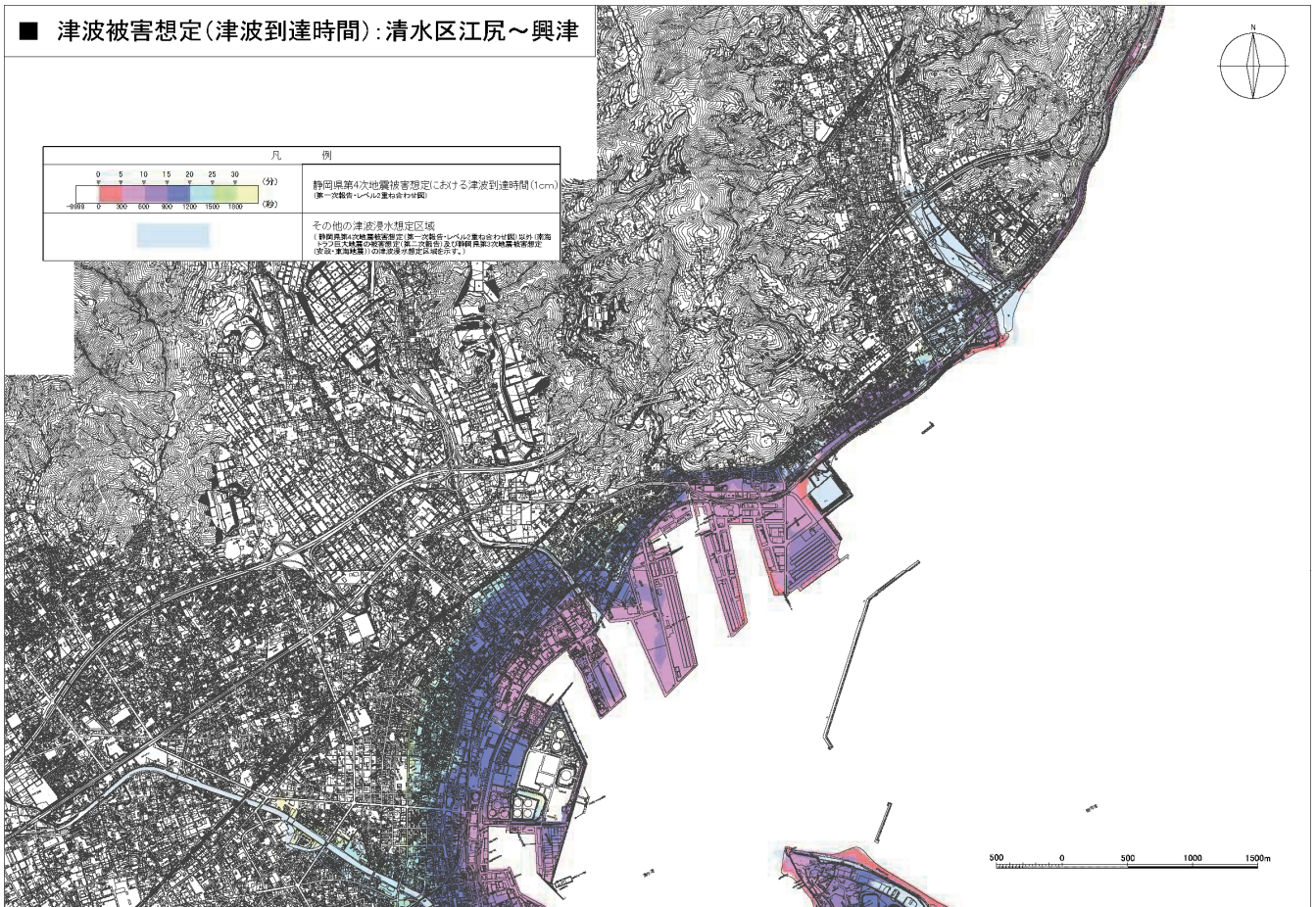
■ 津波被害想定(津波到達時間):清水区増～浜田



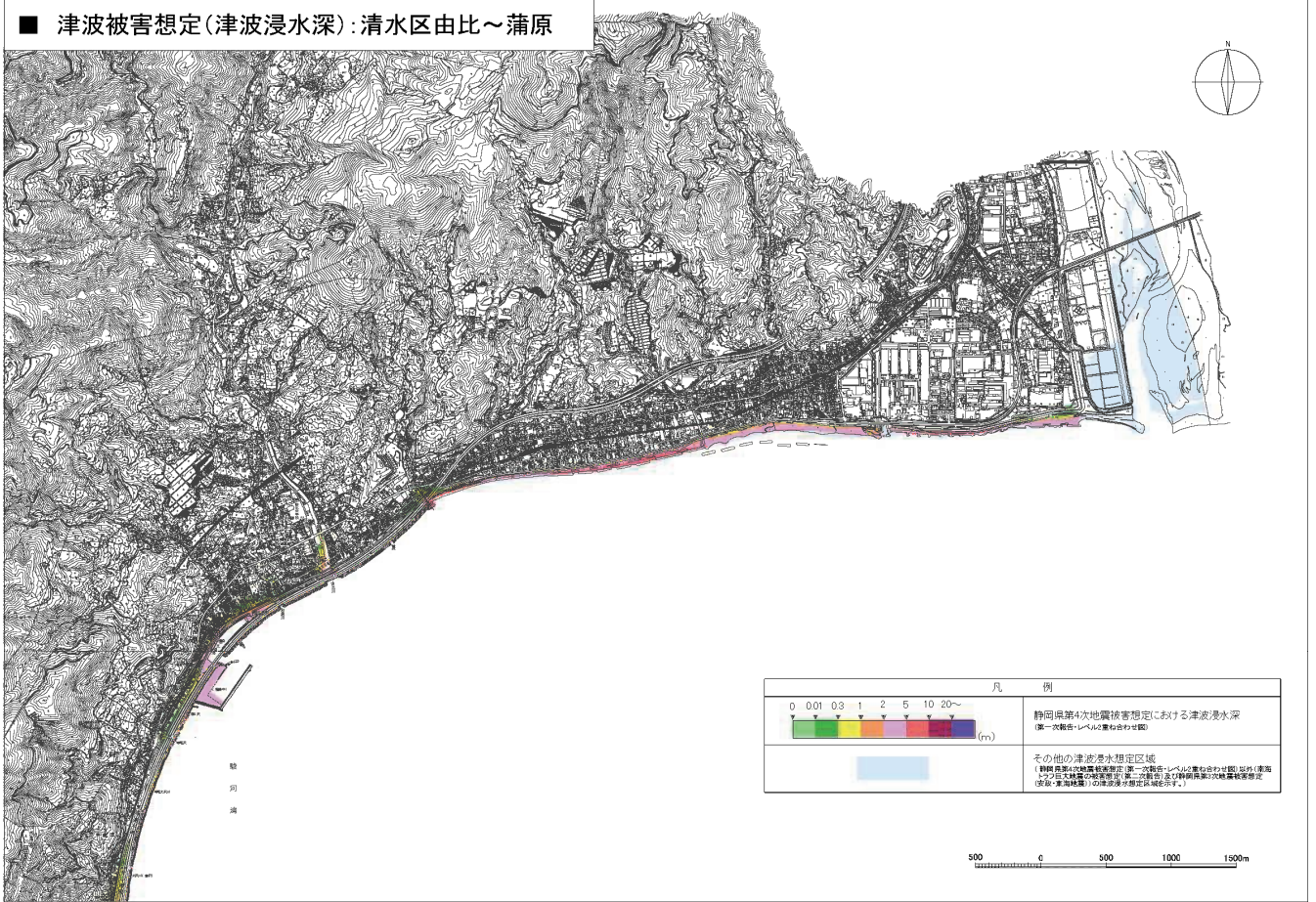
■ 津波被害想定(津波浸水深): 清水区江尻～興津



■ 津波被害想定(津波到達時間): 清水区江尻～興津



■ 津波被害想定(津波浸水深):清水区由比～蒲原



■ 津波被害想定(津波到達時間):清水区由比～蒲原

